

## 第 6 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 ( 1 2 月 3 日 ) ( 月 曜 日 )

開 会 .....	1 0
開 議 .....	1 0
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	1 0
日程第 2 会期の決定 .....	1 0
日程第 3 諸般の報告 (議長報告) .....	1 0
日程第 4 行政報告 (市長報告) .....	1 0
宮路市長報告 .....	1 0
日程第 5 認定第 1 号平成 1 8 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員 員長報告) .....	1 1
日程第 6 認定第 2 号平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告) .....	1 1
日程第 7 認定第 3 号平成 1 8 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告) .....	1 1
日程第 8 認定第 4 号平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて (決算審査特別委員長報告) .....	1 1
日程第 9 認定第 5 号平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 1
日程第 1 0 認定第 6 号平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て (決算審査特別委員長報告) .....	1 1
日程第 1 1 認定第 7 号平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 1
日程第 1 2 認定第 8 号平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計 歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 1
日程第 1 3 認定第 9 号平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 1
日程第 1 4 認定第 1 0 号平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 1
日程第 1 5 認定第 1 1 号平成 1 8 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につい て (決算審査特別委員長報告) .....	1 1

日程第16	認定第12号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	11
日程第17	認定第13号平成18年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	11
日程第18	認定第14号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）	11
日程第19	認定第15号平成18年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）	11
	田畑決算審査特別委員長報告	12
休 憩		23
	田畑決算審査特別委員長報告	23
	坂口ルリ子さん	28
	坂口ルリ子さん	29
	坂口ルリ子さん	30
	梶 康博君	30
	西菌典子さん	31
	松尾公裕君	32
	花木千鶴さん	32
休 憩		33
	池満 渉君	34
	上園哲生君	34
日程第20	議案第97号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	37
日程第21	議案第98号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について	37
日程第22	議案第99号鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について	37
	宮路市長提案理由説明	37
	益満総務企画部長	38
日程第23	議案第100号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について	39
日程第24	議案第101号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	39
日程第25	議案第102号日置市都市公園運動施設条例の制定について	39

日程第 2 6	議案第 1 0 3 号日置市永吉出張所の廃止に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	3 9
日程第 2 7	議案第 1 0 4 号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3 9
日程第 2 8	議案第 1 0 5 号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	3 9
日程第 2 9	議案第 1 0 6 号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	3 9
日程第 3 0	議案第 1 0 7 号日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	3 9
日程第 3 1	議案第 1 0 8 号日置市国民健康保険税条例の一部改正について	3 9
日程第 3 2	議案第 1 0 9 号日置市国民宿舎事業基金条例等の一部改正について	3 9
日程第 3 3	議案第 1 1 0 号日置市農村センター条例の一部改正について	3 9
日程第 3 4	議案第 1 1 1 号日置市公民館条例の一部改正について	3 9
日程第 3 5	議案第 1 1 2 号日置市体育施設条例の一部改正について	4 0
日程第 3 6	議案第 1 1 3 号日置市火災予防条例の一部改正について	4 0
日程第 3 7	議案第 1 1 4 号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	4 0
日程第 3 8	議案第 1 1 5 号日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	4 0
日程第 3 9	議案第 1 1 6 号日吉町防災行政有線放送施設整備事業分担金徴収条例及び日吉町防災行政有線放送施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	4 0
	宮路市長提案理由説明	4 0
	外園教育次長	4 2
	益満総務企画部長	4 3
	池上産業建設部長	4 4
	益満総務企画部長	4 5
	外園教育次長	4 6
	益満総務企画部長	4 6
休 憩		5 0
	益満総務企画部長	5 0
	樋渡市民福祉部長	5 0
	池上産業建設部長	5 1

外園教育次長	5 2
福田消防本部消防長	5 4
池上産業建設部長	5 4
下田平日吉支所長	5 5
田畑純二君	5 5
池上産業建設部長	5 6
田畑純二君	5 6
池上産業建設部長	5 7
坂口ルリ子さん	5 7
益満総務企画部長	5 7
坂口ルリ子さん	5 7
益満総務企画部長	5 7
坂口ルリ子さん	5 7
中島 昭君	5 7
外園教育次長	5 7
日程第 4 0 議案第 1 1 7 号平成 1 9 年度日置市一般会計補正予算 (第 5 号)	5 9
日程第 4 1 議案第 1 1 8 号平成 1 9 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	5 9
日程第 4 2 議案第 1 1 9 号平成 1 9 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)	5 9
日程第 4 3 議案第 1 2 0 号平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 3 号)	5 9
日程第 4 4 議案第 1 2 1 号平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	5 9
日程第 4 5 議案第 1 2 2 号平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	5 9
日程第 4 6 議案第 1 2 3 号平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 4 号)	5 9
日程第 4 7 議案第 1 2 4 号平成 1 9 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	5 9
宮路市長提案理由説明	5 9
田畑純二君	6 2
田畑純二君	6 3
休 憩	6 3
上園農林水産課長	6 3
樹土木建設課長	6 3

久保都市計画課長	6 4
妙見市民スポーツ課長	6 5
田畑純二君	6 5
妙見市民スポーツ課長	6 5
坂口ルリ子さん	6 5
豊辻福祉課長	6 5
久保都市計画課長	6 5
岡元水道課長	6 6
坂口ルリ子さん	6 6
谷口正行君	6 6
富迫企画課長	6 7
上園農林水産課長	6 7
地頭所貞視君	6 7
豊辻福祉課長	6 8
脇健康保険課長	6 8
上園農林水産課長	6 8
妙見市民スポーツ課長	6 8
奥藺財政管財課長	6 9
地頭所貞視君	6 9
豊辻福祉課長	6 9
地頭所貞視君	6 9
西藺典子さん	6 9
桜井市民生活課長	6 9
西藺典子さん	7 0
桜井市民生活課長	7 0
池満 渉君	7 0
小園総務課長	7 0
漆島政人君	7 1
豊辻福祉課長	7 1
日程第 4 8 請願第 3 号日置市の保育環境を充実させ公立保育所の継続を求める請願書	7 2
日程第 4 9 請願第 4 号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について	7 2
散 会	7 2

---

第2号（12月12日）（水曜日）

開 議 .....	7 6
日程第1 一般質問 .....	7 6
中島 昭君 .....	7 6
宮路市長 .....	7 9
田代教育長 .....	8 1
中島 昭君 .....	8 1
田代教育長 .....	8 1
中島 昭君 .....	8 2
田代教育長 .....	8 2
中島 昭君 .....	8 2
宮路市長 .....	8 3
中島 昭君 .....	8 3
宮路市長 .....	8 4
中島 昭君 .....	8 5
富迫企画課長 .....	8 5
中島 昭君 .....	8 5
宮路市長 .....	8 5
中島 昭君 .....	8 6
宮路市長 .....	8 6
中島 昭君 .....	8 6
富迫企画課長 .....	8 6
中島 昭君 .....	8 6
宮路市長 .....	8 7
中島 昭君 .....	8 7
宮路市長 .....	8 7
中島 昭君 .....	8 7
富迫企画課長 .....	8 7
中島 昭君 .....	8 7
富迫企画課長 .....	8 7
中島 昭君 .....	8 7

	宮路市長	8 8
	中島 昭君	8 8
	宮路市長	9 0
	中島 昭君	9 0
休	憩	9 0
	花木千鶴さん	9 0
	宮路市長	9 2
	田代教育長	9 3
	花木千鶴さん	9 4
	町岡学校教育課長	9 4
	花木千鶴さん	9 4
	田代教育長	9 5
	花木千鶴さん	9 5
	田代教育長	9 6
	花木千鶴さん	9 6
	田代教育長	9 7
	花木千鶴さん	9 7
休	憩	9 8
	花木千鶴さん	9 8
	田代教育長	9 8
	花木千鶴さん	9 8
	田代教育長	9 8
	花木千鶴さん	9 9
	田代教育長	1 0 0
	花木千鶴さん	1 0 0
	田代教育長	1 0 1
	花木千鶴さん	1 0 1
	宮路市長	1 0 2
	花木千鶴さん	1 0 2
	宮路市長	1 0 2
	花木千鶴さん	1 0 2
	宮路市長	1 0 2

花木千鶴さん	1 0 2
宮路市長	1 0 2
花木千鶴さん	1 0 2
宮路市長	1 0 3
花木千鶴さん	1 0 3
宮路市長	1 0 3
坂口ルリ子さん	1 0 3
宮路市長	1 0 6
田代教育長	1 0 8
坂口ルリ子さん	1 0 8
宮路市長	1 0 8
坂口ルリ子さん	1 0 8
宮路市長	1 0 9
坂口ルリ子さん	1 0 9
脇健康保険課長	1 0 9
坂口ルリ子さん	1 0 9
宮路市長	1 0 9
坂口ルリ子さん	1 0 9
宮路市長	1 0 9
坂口ルリ子さん	1 1 0
樹土木建設課長	1 1 0
坂口ルリ子さん	1 1 0
宮路市長	1 1 0
坂口ルリ子さん	1 1 0
小園総務課長	1 1 0
坂口ルリ子さん	1 1 0
宮路市長	1 1 1
坂口ルリ子さん	1 1 2
休 憩	1 1 2
脇健康保険課長	1 1 2
長野瑳や子さん	1 1 2
宮路市長	1 1 4



田代教育長	1 1 5
長野瑛や子さん	1 1 6
宮路市長	1 1 6
長野瑛や子さん	1 1 6
田代教育長	1 1 6
長野瑛や子さん	1 1 6
宮路市長	1 1 7
長野瑛や子さん	1 1 7
宮路市長	1 1 8
長野瑛や子さん	1 1 8
宮路市長	1 1 9
長野瑛や子さん	1 1 9
田代教育長	1 1 9
長野瑛や子さん	1 1 9
宮路市長	1 1 9
長野瑛や子さん	1 1 9
宮路市長	1 2 0
長野瑛や子さん	1 2 0
宮路市長	1 2 1
長野瑛や子さん	1 2 1
上園農林水産課長	1 2 1
長野瑛や子さん	1 2 1
宮路市長	1 2 1
長野瑛や子さん	1 2 1
宮路市長	1 2 1
長野瑛や子さん	1 2 1
宮路市長	1 2 2
長野瑛や子さん	1 2 2
宮路市長	1 2 3
長野瑛や子さん	1 2 3
宮路市長	1 2 3
長野瑛や子さん	1 2 4

	宮路市長	1 2 4
	長野瑛や子さん	1 2 4
	田代教育長	1 2 4
休	憩	1 2 4
	門松慶一君	1 2 4
	宮路市長	1 2 6
	門松慶一君	1 2 7
	宮路市長	1 2 7
	門松慶一君	1 2 8
	宮路市長	1 2 8
	門松慶一君	1 2 8
	宮路市長	1 2 8
	門松慶一君	1 2 8
	宮路市長	1 2 9
	門松慶一君	1 2 9
	富迫企画課長	1 2 9
	門松慶一君	1 2 9
	宮路市長	1 2 9
	門松慶一君	1 2 9
	宮路市長	1 3 0
	門松慶一君	1 3 0
	富迫企画課長	1 3 0
	門松慶一君	1 3 0
	富迫企画課長	1 3 0
	横山副市長	1 3 1
	門松慶一君	1 3 1
	湯田平副市長	1 3 1
	門松慶一君	1 3 1
	宮路市長	1 3 2
	門松慶一君	1 3 2
	宮路市長	1 3 2
	門松慶一君	1 3 2

宮路市長	1 3 3
門松慶一君	1 3 3
富迫企画課長	1 3 3
門松慶一君	1 3 3
富迫企画課長	1 3 3
門松慶一君	1 3 3
富迫企画課長	1 3 3
門松慶一君	1 3 3
宮路市長	1 3 4
門松慶一君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
門松慶一君	1 3 4
富迫企画課長	1 3 4
門松慶一君	1 3 4
富迫企画課長	1 3 4
門松慶一君	1 3 5
宮路市長	1 3 5
門松慶一君	1 3 5
宮路市長	1 3 5
門松慶一君	1 3 6
休 憩	1 3 6
上園農林水産課長	1 3 6
西峯尚平君	1 3 6
宮路市長	1 3 7
田代教育長	1 3 7
西峯尚平君	1 3 8
小園総務課長	1 3 8
西峯尚平君	1 3 8
小園総務課長	1 3 8
西峯尚平君	1 3 9
樹土木建設課長	1 3 9
住吉東市来支所長	1 3 9

西峯尚平君 .....	1 3 9
宮路市長 .....	1 4 0
西峯尚平君 .....	1 4 0
田代教育長 .....	1 4 0
西峯尚平君 .....	1 4 0
田代教育長 .....	1 4 0
西峯尚平君 .....	1 4 0
田代教育長 .....	1 4 0
町岡学校教育課長 .....	1 4 0
西峯尚平君 .....	1 4 1
田代教育長 .....	1 4 1
西峯尚平君 .....	1 4 1
田代教育長 .....	1 4 1
西峯尚平君 .....	1 4 1
田代教育長 .....	1 4 2
西峯尚平君 .....	1 4 2
田代教育長 .....	1 4 2
町岡学校教育課長 .....	1 4 2
西峯尚平君 .....	1 4 2
町岡学校教育課長 .....	1 4 2
西峯尚平君 .....	1 4 2
町岡学校教育課長 .....	1 4 2
西峯尚平君 .....	1 4 2
町岡学校教育課長 .....	1 4 2
西峯尚平君 .....	1 4 3
町岡学校教育課長 .....	1 4 3
西峯尚平君 .....	1 4 3
田代教育長 .....	1 4 3
西峯尚平君 .....	1 4 3
散 会 .....	1 4 3

開 議 .....	1 4 8
日程第1 一般質問 .....	1 4 8
重水富夫君 .....	1 4 8
宮路市長 .....	1 5 0
田代教育長 .....	1 5 3
重水富夫君 .....	1 5 4
上園農林水産課長 .....	1 5 4
重水富夫君 .....	1 5 5
宮路市長 .....	1 5 5
重水富夫君 .....	1 5 5
宮路市長 .....	1 5 6
重水富夫君 .....	1 5 6
宮路市長 .....	1 5 7
重水富夫君 .....	1 5 7
宮路市長 .....	1 5 7
重水富夫君 .....	1 5 7
宮路市長 .....	1 5 8
重水富夫君 .....	1 5 8
宮路市長 .....	1 5 9
重水富夫君 .....	1 5 9
宮路市長 .....	1 5 9
重水富夫君 .....	1 5 9
田代教育長 .....	1 6 0
重水富夫君 .....	1 6 0
田代教育長 .....	1 6 1
重水富夫君 .....	1 6 1
宮路市長 .....	1 6 1
重水富夫君 .....	1 6 1
宮路市長 .....	1 6 1
重水富夫君 .....	1 6 1
宮路市長 .....	1 6 1
重水富夫君 .....	1 6 1
宮路市長 .....	1 6 1
重水富夫君 .....	1 6 2

	宮路市長	1 6 2
	重水富夫君	1 6 3
	宮路市長	1 6 3
休	憩	1 6 3
	坂口洋之君	1 6 3
	宮路市長	1 6 5
	田代教育長	1 6 6
	坂口洋之君	1 6 7
	田代教育長	1 6 7
	坂口洋之君	1 6 7
	田代教育長	1 6 7
	坂口洋之君	1 6 7
	田代教育長	1 6 7
	坂口洋之君	1 6 7
	田代教育長	1 6 7
	坂口洋之君	1 6 8
	田代教育長	1 6 8
	坂口洋之君	1 6 9
	田代教育長	1 6 9
休	憩	1 7 0
	坂口洋之君	1 7 0
	山之内教育総務課長	1 7 0
	坂口洋之君	1 7 1
	山之内教育総務課長	1 7 1
	坂口洋之君	1 7 1
	田代教育長	1 7 2
	坂口洋之君	1 7 2
	田代教育長	1 7 2
	坂口洋之君	1 7 3
	田代教育長	1 7 3
	坂口洋之君	1 7 3
	宮路市長	1 7 3
	坂口洋之君	1 7 3
	宮路市長	1 7 4

坂口洋之君	1 7 4
田代教育長	1 7 5
坂口洋之君	1 7 5
宮路市長	1 7 6
坂口洋之君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
坂口洋之君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
坂口洋之君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
坂口洋之君	1 7 7
宮路市長	1 7 8
坂口洋之君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
坂口洋之君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
坂口洋之君	1 7 9
宮路市長	1 7 9
坂口洋之君	1 7 9
宮路市長	1 7 9
坂口洋之君	1 8 0
宮路市長	1 8 0
坂口洋之君	1 8 0
宮路市長	1 8 0
坂口洋之君	1 8 0
田代教育長	1 8 0
漆島政人君	1 8 1
宮路市長	1 8 2
休 憩	1 8 4
漆島政人君	1 8 4
宮路市長	1 8 4
漆島政人君	1 8 5

宮路市長	1 8 5
漆島政人君	1 8 5
宮路市長	1 8 5
漆島政人君	1 8 5
宮路市長	1 8 6
漆島政人君	1 8 6
宮路市長	1 8 7
漆島政人君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
漆島政人君	1 8 7
富迫企画課長	1 8 8
漆島政人君	1 8 8
富迫企画課長	1 8 9
漆島政人君	1 8 9
富迫企画課長	1 8 9
漆島政人君	1 8 9
小園総務課長	1 9 0
漆島政人君	1 9 0
小園総務課長	1 9 0
漆島政人君	1 9 0
小園総務課長	1 9 1
漆島政人君	1 9 1
宮路市長	1 9 1
漆島政人君	1 9 2
宮路市長	1 9 2
漆島政人君	1 9 3
宮路市長	1 9 3
漆島政人君	1 9 3
富迫企画課長	1 9 4
漆島政人君	1 9 4
富迫企画課長	1 9 5
漆島政人君	1 9 5





下御領昭博君 .....	2 0 6
上園農林水産課長 .....	2 0 6
下御領昭博君 .....	2 0 6
上園農林水産課長 .....	2 0 6
下御領昭博君 .....	2 0 7
宮路市長 .....	2 0 7
下御領昭博君 .....	2 0 7
宮路市長 .....	2 0 8
下御領昭博君 .....	2 0 8
宮路市長 .....	2 0 8
上園哲生君 .....	2 0 8
宮路市長 .....	2 1 0
上園哲生君 .....	2 1 1
宮路市長 .....	2 1 1
上園哲生君 .....	2 1 2
坂口吹上支所長 .....	2 1 2
上園哲生君 .....	2 1 3
坂口吹上支所長 .....	2 1 3
上園哲生君 .....	2 1 3
桜井市民生活課長 .....	2 1 3
上園哲生君 .....	2 1 3
桜井市民生活課長 .....	2 1 4
上園哲生君 .....	2 1 4
宮路市長 .....	2 1 4
上園哲生君 .....	2 1 4
宮路市長 .....	2 1 5
上園哲生君 .....	2 1 5
宮路市長 .....	2 1 5
上園哲生君 .....	2 1 5
湯田平副市長 .....	2 1 6
上園哲生君 .....	2 1 6
湯田平副市長 .....	2 1 6

上園哲生君	2 1 6
休 憩	2 1 7
宮路市長	2 1 7
上園哲生君	2 1 7
池満 渉君	2 1 7
宮路市長	2 1 8
池満 渉君	2 1 9
宮路市長	2 2 0
宮園下水道課長	2 2 0
桜井市民生活課長	2 2 0
池満 渉君	2 2 0
宮路市長	2 2 0
池満 渉君	2 2 1
宮路市長	2 2 1
池満 渉君	2 2 1
宮園下水道課長	2 2 2
池満 渉君	2 2 2
宮園下水道課長	2 2 2
池満 渉君	2 2 2
宮路市長	2 2 2
宮園下水道課長	2 2 2
池満 渉君	2 2 2
宮園下水道課長	2 2 3
池満 渉君	2 2 3
宮園下水道課長	2 2 3
池満 渉君	2 2 4
宮園下水道課長	2 2 4
池満 渉君	2 2 4
宮園下水道課長	2 2 5
池満 渉君	2 2 5
宮園下水道課長	2 2 5
池満 渉君	2 2 5

宮路市長	2 2 5
池満 渉君	2 2 6
宮園下水道課長	2 2 6
奥蘭財政管財課長	2 2 6
池満 渉君	2 2 6
宮園下水道課長	2 2 6
池満 渉君	2 2 6
宮園下水道課長	2 2 7
池満 渉君	2 2 7
宮路市長	2 2 8
池満 渉君	2 2 8
宮園下水道課長	2 2 8
池満 渉君	2 2 8
宮路市長	2 2 8
池満 渉君	2 2 9
富迫企画課長	2 2 9
池満 渉君	2 2 9
富迫企画課長	2 2 9
池満 渉君	2 3 0
小園総務課長	2 3 0
池満 渉君	2 3 1
富迫企画課長	2 3 1
池満 渉君	2 3 1
富迫企画課長	2 3 1
池満 渉君	2 3 2
富迫企画課長	2 3 2
池満 渉君	2 3 2
富迫企画課長	2 3 3
池満 渉君	2 3 3
宮路市長	2 3 3
散 会	2 3 4

第4号（12月14日）（金曜日）

開 議 .....	2 3 8
日程第1 一般質問 .....	2 3 8
田畑純二君 .....	2 3 8
宮路市長 .....	2 4 2
田畑純二君 .....	2 4 5
宮路市長 .....	2 4 5
田畑純二君 .....	2 4 5
宮路市長 .....	2 4 6
田畑純二君 .....	2 4 6
宮路市長 .....	2 4 6
田畑純二君 .....	2 4 6
宮路市長 .....	2 4 6
田畑純二君 .....	2 4 6
宮路市長 .....	2 4 7
田畑純二君 .....	2 4 7
宮路市長 .....	2 4 7
田畑純二君 .....	2 4 7
宮路市長 .....	2 4 7
田畑純二君 .....	2 4 8
宮路市長 .....	2 4 8
田畑純二君 .....	2 4 8
宮路市長 .....	2 4 8
田畑純二君 .....	2 4 8
宮路市長 .....	2 4 8
田畑純二君 .....	2 4 9
宮路市長 .....	2 4 9
田畑純二君 .....	2 4 9
宮路市長 .....	2 4 9
田畑純二君 .....	2 4 9
宮路市長 .....	2 5 0
田畑純二君 .....	2 5 0

	宮路市長 .....	2 5 0
	田畑純二君 .....	2 5 0
	宮路市長 .....	2 5 0
休	憩 .....	2 5 0
	出水賢太郎君 .....	2 5 0
	宮路市長 .....	2 5 2
	富迫企画課長 .....	2 5 4
	出水賢太郎君 .....	2 5 5
	宮路市長 .....	2 5 6
	出水賢太郎君 .....	2 5 6
	富迫企画課長 .....	2 5 7
	出水賢太郎君 .....	2 5 7
	富迫企画課長 .....	2 5 7
	出水賢太郎君 .....	2 5 7
	宮路市長 .....	2 5 7
	出水賢太郎君 .....	2 5 8
	宮路市長 .....	2 5 8
	出水賢太郎君 .....	2 5 8
	宮路市長 .....	2 5 8
	出水賢太郎君 .....	2 5 9
	富迫企画課長 .....	2 5 9
	出水賢太郎君 .....	2 5 9
	宮路市長 .....	2 6 0
	出水賢太郎君 .....	2 6 0
	富迫企画課長 .....	2 6 1
休	憩 .....	2 6 2
	出水賢太郎君 .....	2 6 2
	富迫企画課長 .....	2 6 2
	出水賢太郎君 .....	2 6 2
	富迫企画課長 .....	2 6 3
	出水賢太郎君 .....	2 6 3
	富迫企画課長 .....	2 6 3

出水賢太郎君 .....	2 6 3
富迫企画課長 .....	2 6 3
出水賢太郎君 .....	2 6 4
富迫企画課長 .....	2 6 4
出水賢太郎君 .....	2 6 4
富迫企画課長 .....	2 6 5
出水賢太郎君 .....	2 6 5
富迫企画課長 .....	2 6 5
出水賢太郎君 .....	2 6 5
宮路市長 .....	2 6 6
出水賢太郎君 .....	2 6 6
宮路市長 .....	2 6 6
谷口正行君 .....	2 6 7
宮路市長 .....	2 6 7
谷口正行君 .....	2 6 8
宮路市長 .....	2 6 8
谷口正行君 .....	2 6 8
宮路市長 .....	2 6 9
谷口正行君 .....	2 6 9
宮路市長 .....	2 6 9
谷口正行君 .....	2 7 0
久保都市計画課長 .....	2 7 0
谷口正行君 .....	2 7 0
住吉東市来支所長 .....	2 7 0
谷口正行君 .....	2 7 0
久保都市計画課長 .....	2 7 1
谷口正行君 .....	2 7 1
久保都市計画課長 .....	2 7 1
谷口正行君 .....	2 7 1
住吉東市来支所長 .....	2 7 1
久保都市計画課長 .....	2 7 1
谷口正行君 .....	2 7 1

	住吉東市来支所長 .....	2 7 1
	谷口正行君 .....	2 7 1
	久保都市計画課長 .....	2 7 2
	谷口正行君 .....	2 7 2
	宮路市長 .....	2 7 2
	谷口正行君 .....	2 7 2
	宮路市長 .....	2 7 2
	谷口正行君 .....	2 7 3
	久保都市計画課長 .....	2 7 3
	谷口正行君 .....	2 7 3
	久保都市計画課長 .....	2 7 3
	谷口正行君 .....	2 7 3
	宮路市長 .....	2 7 3
	谷口正行君 .....	2 7 3
	宮路市長 .....	2 7 4
	谷口正行君 .....	2 7 4
	宮路市長 .....	2 7 5
休	憩 .....	2 7 5
	佐藤彰矩君 .....	2 7 5
	宮路市長 .....	2 7 6
	佐藤彰矩君 .....	2 7 7
	宮路市長 .....	2 7 7
	佐藤彰矩君 .....	2 7 8
	宮路市長 .....	2 7 8
	佐藤彰矩君 .....	2 7 8
	宮路市長 .....	2 7 8
	佐藤彰矩君 .....	2 7 8
	宮路市長 .....	2 7 9
	佐藤彰矩君 .....	2 7 9
	宮路市長 .....	2 7 9
	佐藤彰矩君 .....	2 7 9
	宮路市長 .....	2 8 0



佐藤彰矩君	2 8 0
宮路市長	2 8 1
佐藤彰矩君	2 8 1
富迫企画課長	2 8 1
佐藤彰矩君	2 8 2
富迫企画課長	2 8 2
佐藤彰矩君	2 8 2
富迫企画課長	2 8 2
佐藤彰矩君	2 8 2
富迫企画課長	2 8 3
佐藤彰矩君	2 8 3
富迫企画課長	2 8 3
佐藤彰矩君	2 8 3
奥菌財政管財課長	2 8 3
佐藤彰矩君	2 8 3
奥菌財政管財課長	2 8 4
佐藤彰矩君	2 8 4
奥菌財政管財課長	2 8 4
佐藤彰矩君	2 8 4
奥菌財政管財課長	2 8 4
佐藤彰矩君	2 8 4
休 憩	2 8 4
東 孝志君	2 8 4
宮路市長	2 8 5
東 孝志君	2 8 5
宮路市長	2 8 6
東 孝志君	2 8 6
宮路市長	2 8 6
東 孝志君	2 8 6
宮路市長	2 8 6
東 孝志君	2 8 6
宮路市長	2 8 6

東 孝志君	2 8 6
富迫企画課長	2 8 7
東 孝志君	2 8 7
富迫企画課長	2 8 7
東 孝志君	2 8 7
富迫企画課長	2 8 7
東 孝志君	2 8 7
富迫企画課長	2 8 7
東 孝志君	2 8 7
富迫企画課長	2 8 7
東 孝志君	2 8 7
富迫企画課長	2 8 7
東 孝志君	2 8 8
富迫企画課長	2 8 8
東 孝志君	2 8 8
宮路市長	2 8 8
東 孝志君	2 8 8
宮路市長	2 8 8
東 孝志君	2 8 8
宮路市長	2 8 8
東 孝志君	2 8 9
宮路市長	2 8 9
東 孝志君	2 8 9
宮路市長	2 8 9
東 孝志君	2 8 9
宮路市長	2 8 9
東 孝志君	2 8 9
散 会	2 9 0

---

第5号（12月21日）（金曜日）

開 議	2 9 5
休 憩	2 9 5

日程第 1	議案第 1 0 1 号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について（総務企画 常任委員長報告）	2 9 5
日程第 2	議案第 1 0 5 号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（総務企画 常任委員長報告）	2 9 5
日程第 3	議案第 1 0 6 号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について （総務企画常任委員長報告）	2 9 5
日程第 4	議案第 1 0 7 号日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改 正について（総務企画常任委員長報告）	2 9 5
日程第 5	議案第 1 0 8 号日置市国民健康保険税条例の一部改正について（総務企画常任委員 長報告）	2 9 5
	佐藤総務企画常任委員長報告	2 9 5
日程第 6	議案第 1 1 0 号日置市農村センター条例の一部改正について（産業建設常任委員長 報告）	2 9 7
日程第 7	議案第 1 1 5 号日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 改正について（産業建設常任委員長報告）	2 9 7
	重水産業建設常任委員長報告	2 9 8
日程第 8	議案第 1 0 0 号日置市 B & G 東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市 東市来相撲場に係る指定管理者の指定について（教育文化常任委員長報告）	2 9 9
日程第 9	議案第 1 0 2 号日置市都市公園運動施設条例の制定について（教育文化常任委員長 報告）	2 9 9
日程第 1 0	議案第 1 1 1 号日置市公民館条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告） .....	2 9 9
日程第 1 1	議案第 1 1 2 号日置市体育施設条例の一部改正について（教育文化常任委員長報 告）	3 0 0
	西園教育文化常任委員長報告	3 0 0
	漆島政人君	3 0 2
	池満 渉君	3 0 2
日程第 1 2	議案第 1 1 7 号平成 1 9 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）（各常任委員長 報告）	3 0 3
	佐藤総務企画常任委員長報告	3 0 3
	中島環境福祉常任委員長報告	3 0 6
	重水産業建設常任委員長報告	3 0 8

休 憩 .....	3 1 0
西菌教育文化常任委員長報告 .....	3 1 1
坂口ルリ子さん .....	3 1 3
大園貴文君 .....	3 1 4
日程第 1 3 議案第 1 1 8 号平成 1 9 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (環境福祉常任委員長報告) .....	3 1 4
日程第 1 4 議案第 1 1 9 号平成 1 9 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号) (環境福祉常任委員長報告) .....	3 1 4
日程第 1 5 議案第 1 2 0 号平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 3 号) (環境福祉常任委員長報告) .....	3 1 4
中島環境福祉常任委員長報告 .....	3 1 4
日程第 1 6 議案第 1 2 1 号平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (産業建設常任委員長報告) .....	3 1 6
日程第 1 7 議案第 1 2 2 号平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常任委員長報告) .....	3 1 6
日程第 1 8 議案第 1 2 4 号平成 1 9 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (産業建設 常任委員長報告) .....	3 1 7
重水産業建設常任委員長報告 .....	3 1 7
日程第 1 9 議案第 1 2 3 号平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 4 号) (総務企画常任委員長報告) .....	3 1 9
佐藤総務企画常任委員長報告 .....	3 1 9
日程第 2 0 請願第 4 号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について (請願書) (教育 文化常任委員長報告) .....	3 2 0
西菌教育文化常任委員長報告 .....	3 2 0
坂口洋之君 .....	3 2 1
大園貴文君 .....	3 2 2
日程第 2 1 意見書案第 6 号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書 .....	3 2 2
長野議会運営委員長提案理由説明 .....	3 2 2
田畑純二君 .....	3 2 2
長野議会運営委員長 .....	3 2 3
日程第 2 2 閉会中の継続審査の申し出について .....	3 2 3
日程第 2 3 閉会中の継続調査の申し出について .....	3 2 3

日程第 2 4	議員派遣の件について	3 2 3
日程第 2 5	所管事務調査結果報告について	3 2 4
日程第 2 6	行政視察結果報告について	3 2 4
閉 会		3 2 4
宮路市長		3 2 4

---



平成19年第6回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
12月 3日	月	本 会 議	決算認定委員長報告、議案上程、質疑、表決、付託
12月 4日	火	委 員 会	総務企画・環境福祉
12月 5日	水	委 員 会	産業建設・教育文化
12月 6日	木	委 員 会	総務企画
12月 7日	金	休 会	
12月 8日	土	休 会	
12月 9日	日	休 会	
12月10日	月	休 会	
12月11日	火	休 会	
12月12日	水	本 会 議	一般質問・教育文化
12月13日	木	本 会 議	一般質問
12月14日	金	本 会 議	一般質問
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	休 会	
12月18日	火	休 会	
12月19日	水	休 会	議会運営委員会
12月20日	木	休 会	
12月21日	金	本 会 議	付託事件等審査結果報告・表決

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
認定第 1号	平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号	平成18年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号	平成18年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号	平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号	平成18年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 6号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12号 平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 13号 平成18年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 14号 平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 15号 平成18年度日置市水道事業会計決算認定について
- 議案第 97号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 98号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 99号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 議案第100号 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について
- 議案第101号 日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 議案第102号 日置市都市公園運動施設条例の制定について
- 議案第103号 日置市永吉出張所の廃止に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 議案第104号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第105号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第106号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第107号 日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第108号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第109号 日置市国民宿舎事業基金条例等の一部改正について
- 議案第110号 日置市農村センター条例の一部改正について
- 議案第111号 日置市公民館条例の一部改正について
- 議案第112号 日置市体育施設条例の一部改正について
- 議案第113号 日置市火災予防条例の一部改正について
- 議案第114号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について



- 議案第 1 1 5 号 日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 1 6 号 日吉町防災行政有線放送施設整備事業分担金徴収条例及び日吉町防災行政有線放送施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第 1 1 7 号 平成 1 9 年度日置市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 1 1 8 号 平成 1 9 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 1 9 号 平成 1 9 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 2 0 号 平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 2 1 号 平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 2 2 号 平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 3 号 平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 1 2 4 号 平成 1 9 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 請願第 3 号 日置市の保育環境を充実させ公立保育所の継続を求める請願書
- 請願第 4 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について
- 意見書案第 6 号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書



第 1 号 ( 1 2 月 3 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	認定第 1号 平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 6	認定第 2号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 7	認定第 3号 平成18年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 8	認定第 4号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 9	認定第 5号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第10	認定第 6号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第11	認定第 7号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第12	認定第 8号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第13	認定第 9号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第14	認定第 10号 平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第15	認定第 11号 平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第16	認定第 12号 平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第17	認定第 13号 平成18年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）

- 日程第18 認定第 14号 平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第19 認定第 15号 平成18年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第20 議案第 97号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第21 議案第 98号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第22 議案第 99号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 日程第23 議案第100号 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第101号 日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第102号 日置市都市公園運動施設条例の制定について
- 日程第26 議案第103号 日置市永吉出張所の廃止に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第104号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第105号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第106号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第107号 日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第108号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第32 議案第109号 日置市国民宿舎事業基金条例等の一部改正について
- 日程第33 議案第110号 日置市農村センター条例の一部改正について
- 日程第34 議案第111号 日置市公民館条例の一部改正について
- 日程第35 議案第112号 日置市体育施設条例の一部改正について
- 日程第36 議案第113号 日置市火災予防条例の一部改正について
- 日程第37 議案第114号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議案第115号 日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第116号 日吉町防災行政有線放送施設整備事業分担金徴収条例及び日吉町防災行政有

線放送施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

- 日程第40 議案第117号 平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第41 議案第118号 平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第119号 平成19年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第43 議案第120号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第44 議案第121号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第122号 平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第46 議案第123号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第47 議案第124号 平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第48 請願第 3号 日置市の保育環境を充実させ公立保育所の継続を求める請願書
- 日程第49 請願第 4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について

本会議（12月3日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑛や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	畠中實弘君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君



企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開会

△開 会

○議長（畠中實弘君）

ただいまから平成19年第6回日置市議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（畠中實弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、門松慶一君、坂口洋之君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（畠中實弘君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの19日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの19日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告）

○議長（畠中實弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査結果の報告であります。平成19年9月26日、9月27日に実施された8月分の例月出納検査の結果、10月22日、10月23日に実施された9月分の例月出納検査の結果、10月9日から10月12日まで実施された吹上支所の定例監査の結果、10月15日、10月16日に実施された吹上支所の定例監査の結果及び10月17日から10月19日まで実施された日吉支所の定例監査の結果、10月31日から11月2日

まで実施された日吉支所の定例監査の結果、11月5日、11月6日に実施された本庁関係の定例監査の結果及び11月7日から11月9日まで実施された東市来支所の定例監査の結果、11月12日から11月15日まで実施された東市来支所の定例監査の結果及び11月16日に実施された本庁関係の定例監査の結果、11月19日から11月22日まで実施された本庁関係の定例監査の結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

次に、農業委員会から優良農地確保に伴う遊休農地対策に関する建議書が11月1日付で提出されましたので、その写しを配付します。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（畠中實弘君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

9月からの主要な行政執行の経過につきましてご報告申し上げます。

9月2日に、日置市暫定災害応急対策計画に基づきまして、日置市総合防災訓練を日吉運動公園で実施いたしました。

今年度は、県防災航空センター、県交通機動隊など関係機関及び市民にご協力をいただき、約500名が参加し、防災体制の確立を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図りました。

次に、10月27日から28日の二日間、「ねりんピック鹿児島2008」の1年前のイベントとして、ソフトボール、ウォークラリーのリハーサル大会を実施いたしました。

役員及び市民あわせて約700名の参加をいただき、成功裏に終了いたしました。

来年行われます本大会では、全国からの参加される選手、役員の方々を歓迎し、大会が成功するよう努めてまいりたいと思っております。

次に、11月1日に暴力団員による市営住宅等の使用制限に関する協定調印式を実施いたしました。

この協定は、住民に安心して市営住宅を利用していただくため、日置警察署と緊密に連携を図り、暴力団員による市営住宅等の使用制限を行うものであります。

以下、主要な行政執行につきましては、報告書を提出してございますので、お目通しをお願いいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

これで行政報告を終わります。

△日程第5 認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第6 認定第2号平成18年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第7 認定第3号平成18年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第8 認定第4号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第9 認定第5号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第10 認定第6号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認

定について

△日程第11 認定第7号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第8号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第9号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第10号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第11号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第12号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第13号平成18年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第14号平成18年度日置市国民健康保険病院事業会計決算認定について

△日程第19 認定第15号平成18年度日置市水道事業会計決算認定について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第5、認定第1号平成18年度日置市

一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第19、認定第15号平成18年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの15件を一括議題とします。

15件について決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長田畑純二君登壇〕

#### ○決算審査特別委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第15号平成18年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの15議案について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この15議案は、平成19年第5回議会定例会において当委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。平成18年度日置市各会計歳入歳出決算の認定（15議案）について、10月17日、18日、22日、23日、30日、31日の6日間の日程で委員出席のもと、関係課等の職員の出席を求め審査を行いました。

平成18年度の決算は、日置市として合併後初めての通年決算、実質的初年度の決算として継続事業を中心に財源の重点配分を行いながら、指定管理者制度導入を初めとするさまざまな事務事業の見直しを行っております。

そして、社会資本整備推進の観点から、緊急性、投資効果などを考慮し、農業面における生産基盤の拡充、総合運動公園整備、都市計画の充実及び一般道路整備等社会資本整備を進める一方、環境整備、在宅福祉の推進体制の充実など、必要な施設の重点的かつ効率的な展開に努めていますが、自主財源の適正な確保については、監査委員の指摘のとおりであります。

審査に当たっては、「議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたか」「それによってどのような実績や行政効

果が発揮できたか」「それから見て今後の行政運営にどのような改善工夫がなされるべきであるか」「監査委員の指摘などは改善されたか」「市民の福祉向上に役立っているか」などの観点に基づき審査を行いました。

討論、採決においては、認定第1号から認定第14号については、反対討論も賛成討論もありませんでした。認定第15号については、「水道料滞納者に給水停止をした」「賛成しかねる」「本会議では内容を考える」「反対する」という討論があり、一方、「条例に基づきやむを得ない」「利用する側が義務意識を持つことが大事である」「賛成する」という討論がありました。

認定第1号から認定第15号について、挙手、採決の結果、認定第11号のみ全会一致、残りはいずれも挙手多数をもって認定すべきものと決定しました。

それでは、各議案審査で出されました主な質疑などについて報告いたします。

まず、認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

財政管財課関係では、地方交付税について、いろいろな事業のために起債がされているが、起債償還充当率はの問いに、交付税の導入率は起債によって違うが、辺地債は元利償還金の80%、過疎債は70%。合併特例債も同じく70%で、総体の平均は、30から55%になる。約半分は交付税の基準財政充用額に算入をされていると答弁。

県は新規事業をするときは、1つ何かを減らすというやり方をしている。日置市が際限なく広がっている状態だった場合、人件費等をカットしても追いつかないのではないかと。全体を見てしっかり市長に進言することが必要だと思うが、財政管財課の権限は実際どうなのかの問いに、新規事業は事前に財政係と市長とで協議をする。また、財源の裏づけがないとできないので、国庫補助など裏づけの

ある事業を優先して行うように協議をしながら進めていると答弁。

政府資金と縁故債の関係について、政府資金は絶対に繰り上げ償還はできないのか。縁故債は努力して返済しているのか。返済するにも財源が必要だが、そこはどのようなのかの問いに、公的資金の繰り上げ償還は、ことしから財政融資も簡保も5%以上のもはできるということで、今5%以上のものを少しでも返そうと作業を進めている。また、償還は長くなるかもしれないが、安いところに銀行の借りかえもしたいと思っていると答弁。

いちき串木野市は、今240億円借金があり、それを毎年10億円ずつ返済して、5年間で200億円までに減らす努力をしている。まずは借金を減らせば、将来財政が健全化していくという考え方で、本市は予算が240億円だが、行財政改革で5年間のうちに200億円までする考えで借金は減らない。予算を減らしてこれ以上借金をしないという行財政改革であるが、借金を減らす方針も必要ではないかの問いに、基本的に4町の継続事業は消化しようとしている。新規事業は今後学校の危険校舎改築以外は難しいのではないかと。アクションプランの計画どおりやらないと、減っていかないと。思う。予算200億円を目指せば、当然借金も減る。政策的に公共事業をして借りられるのは限度がある。政府の方針と日置市に有利な起債、有利な公共事業の補助金、交付金などを使っていくが、交付金をもらえば裏打ちされた合併特例債などが出てくる。バランス的に減らしていくということしか言えないと答弁。

この起債に関しては、19年度は一番頂上だが、だんだん下がってきて平成26年度には200億円になるという計画を信じている。そこは何が何でも実現するようにしてほしいという要望がありました。

予備費からの流用は理解をするが、基金からの借り入れの流用で利子を支払っている。その判断はどうしているのかの問いに、2月から3月は工事関係の支払いがまとまって行われ、それについての歳入があるのが4月から5月になる。一時的に資金不足になり、それを解消するため基金から一般会計に一時的に借り入れする。条例で一般会計から基金に戻す際は、利子を支払うことになっている。利率は普通預金並みの利子をつけていると答弁。

経常収支比率が96.8%は、クリーンセンターや消防が入ったからと言われたが、財政運営上、この数字をどう見るのか。もう一つは、大変厳しい状況であるが、意見書の中の財政状況や指数などを見て、今後の運営をどのようにしていくのかの問いに、経常収支比率は70%から80%程度が一番弾力性があるが、本市は96.8%で厳しい。前年度と比較すると、人件費や扶助費などがふえている。県内17市の平均の経常収支比率は95.0%である。一番よい自治体は鹿児島市で87.7%である。100%を超えている自治体は、指宿市100.3%、西之表市102.5%、阿久根市102.8%、南さつま市101.8%、奄美市100.1%である。どこも経常収支比率が高く、本市の数字は県内では平均的な数字であると答弁。

単年度収支と実質単年度収支が赤字であるので、厳しい財政状況であると判断できるが、起債の数字を減らすことができない状況で、翌年度以降どのようにしていくのかの問いに、実質単年度収支の赤字は、前年度が15億円の黒字が出たため、今年度は赤字になった。これは数字的なもので仕方がない。経常収支は人件費とか公債費とかである。それについては公債費をなるべく少なくする、義務的経費を抑える努力をしているが、どうしても扶助費的なものが上がってくるので、一概に弾

力性がどうだとかは言えない。20年度以降はアクションプランにあるように、使用料など歳入を確保しながら、歳出は抑制するように努力したいとの答弁でありました。

総務課、選挙管理委員会関係では、健康診断など職員も市民病院を活用できないのかの問いに、市民病院があるので活用すればとの意見もあったが、検査項目のデータがないということで利用しなかった。職場で健康診断を受けられなかった職員については、市民病院で受けてもらったと答弁。

委託料で、自治会への文書発送は伊集院、日吉、吹上はシルバーセンターを、東市来は施設管理公社を利用している。施設管理公社の方が回数も少ないのに、委託料が高いのはなぜかの問いに、シルバー人材センターは同じ単価で日当、ガソリン代など、同じ算出方法で単価をもってきているが、東市来については半日の日当と単価をもってきているので、金額の算定が違ってきていると答弁。

今、月2回の自治会発送になっているが、東市来では月1回であった。このことについて自治会長などとの話し合いはどうなっているかの問いに、自治会発送の回数は1回でまとまらないかという話もあったが、検討する形で保留にしている。しかし、お知らせ版と情報のタイムラグがあり、2回発行した方が情報伝達が早いので、自治会発送を2回にするという結果になったと答弁。

このことについては、日吉地域では自治会発送が月末になると、取りまとめとか間に合わないの、もうちょっと早めることを検討してほしいと要望がありました。

職員の昇任試験や研修を行っているが、職員の意識はどのような状況か。また、防災行政無線は旧4町で体制が違っており、統一化が進められているが、それまでの間に不具合は生じないものかの問いに、課長・係長昇任試験を隔年で行っているが、職員はそういう

制度になったという認識でいる。仕事に意欲があらわれてきているのではないかと思う。自己申告票にも、研修したい内容が積極的に書かれ、意識は高まっている。防災無線は、制度が移行するまでは現在の制度で続けていかなければならない。それまでは今の状態で整備をしていくと答弁。

防犯灯の設置について、補助金の制度はどうなっているのか。伊集院地域は各家庭から拠出金を出して防犯組合組織をつくっているが、他地域はないようだ。それを統一するのか。補助金の受益者負担はどうなっているかの問いに、東市来地域は1灯1万円、あとは受益者（集落）負担になる。2分の1はそれぞれ負担するようになっている。防犯灯整備の補助金の見直しは、平成20年度から全地域1灯1万円といった形で制度を検討中であると答弁。

東市来地域で交付されている自主防災組織活動事業補助金は、どのような活動がなされているのかの問いに、活動条件は2つあり、新規で組織を立ち上げたところには5万円、継続して訓練などの運営をしているところには2万円の補助をしている。最初の5万円については、ヘルメットや消防服を準備するところがある。運営事務的な2万円については、継続的に訓練を行ったり、消火器の取り扱いの講習を行ったりしてる組織に補助をしているとの答弁がありました。

選挙管理委員会関係については、質疑はありませんでした。

企画課関係では、自主財源を伸ばすために企業誘致に取り組まれており、18年度は亀原工業団地に流末排水工事をされている。これは岩切食品に対しての工事だったが、結果的にどのようになっているかの問いに、亀原工業団地に旧窪田セイコーが建築した建物があり、それはJA日置の債務建物となっていたので、岩切はその建物を購入して事業を立

ち上げる取り組みを進めていた。その中で、立地協定後に建物の電気関係の銅線を2回盗まれたことや、大手の取引先で不渡りが発生したことなど、経営上の問題もあり延び延びになっている。また、豆乳の売れ行きにかげりが見えてきたこともあり、現在では渋っている。いつまでも放置しておくわけにはいかなので、岩切としても代替の企業を探している。正式に撤退の届け出は出ていないが、経過としては以上のような状況であると答弁。

電算システムは三菱との契約が多いが、金額と質は妥当なのかの問いに、情報管理の関係では、ソフトウェアはシステムエンジニアが対応する。業務については、法改正等のたびに、どれくらいの工数がかかるか積算をする。一人の仕事量を1工数というが、その単価がエンジニアの技術のレベルにより基準が決まっている。どの業者にしても、ある程度標準にして積算をされている。契約で三菱が多い点については、ソフトウェアの著作権があるので、他の業者が入れない部分がある。日置市で行っている住民サービスに関するシステムについては、三菱がすべての著作権を持っていると答弁。

アクションプランについて、財政管財課、企画課、どちらがリーダーシップをとっているのか。また、財政計画を考えると、イントラネットの整備事業の負担は非常に大きい。アクションプランとの矛盾についてはどう考えるかの問いに、行革プランの中でそれぞれ担当課を決めてある。行革の担当の行政改革推進係としては、全体を視野に入れて推進をしていく必要がある。財政計画については、200億円を切る財政規模にもっていくように取り組みを進めている。その中で、イントラの部分については、地デジの問題もあり、取り組みを進めている。全体の予算を縮小するように行革に取り組んでいるが、社会情勢の変化に応じて必要なものが出てくるので、

今後も特別枠ということはあるのではないかと答弁。

コミュニティバスはどれも100円の乗車賃であるが、バスへの負担割合が大きい。地域間のサービスの差をなくするために、どのような検討をしているのか。また、指定管理者制度が始まったが、市として団体へのかかわり方はどのような形かの問いに、4地域運行形態も違い、また路線バスの廃止もあり、路線を再検討する時期に来ていると思う。公共交通検討委員会を立ち上げて作業を進めているが、バスだけで市民の移動手段として確保するのは非常に難しい。来年度下半期には、新しい交通形態をつくりたいと考えている。その中で料金改定も検討することになる。指定管理者については、それぞれ所管する担当課が窓口になっているが、全体的な調整は企画課であるとの答弁でありました。

税務課関係では、滞納管理システムの導入は幾ら試算しているか。市県民税データ入力セキュリティのあり方、対策はどのようにしているのか。また、地籍管理システムで備品購入があるが、内訳はどうなっているかの問いに、滞納管理システムの導入の金額は2,000万円から3,000万円程度。市県民税データ入力の件について、個人情報についてはデータを持ち帰らせない。機械的に作業をしてもらっている。地籍管理システムの備品購入はソフトが一番高く、見積もりの段階で230万円くらいであると答弁。

収入未済が市税と国保税とで6億9,000万円ほどあるが、18年度以前と比べてどうか。現年度の滞納を出さないことが一番だが、特に滞納繰越分の徴収率が2%上がった理由は何かの問いに、収入未済額がふえてきている。18年度は色紙を使った催告書を入れた。職員が接触を図る、そういうことが滞納徴収率を上げたのではないかと思うと答弁。

管理職も含めて徴収は地域ごとにしたのか

の問いに、各支所地域ごとに徴収を行った。  
18年度は夏と冬2回夜間徴収を行っているとの答弁でありました。

商工観光課関係では、伊集院地域だけ商品券がない。他の3地域は補助をもらい商品券を出しているが、市内全域で同じような商品券を発行する考えはないかの問いに、商工会で統一した商品券発行を検討中であると答弁。

商品券については、商品券があると地元で買い物をするので、経済効果が大きい。ぜひ検討して実施してほしいとの要望がありました。

指定管理に出された施設は、市民に同じような状況を提供していかなければならないが、指定管理者に任せきりにすると、施設の維持管理が雑になるような気がする。指定管理委託後、指導体制はどのようになっているかの問いに、指導については入らない部分もかなりあり、なかなか難しい。市民の声があつてから動く状態だったので、対応が遅かったのかなと思っている。指定管理者と詰めているところであると答弁。

商工業制度資金等利子補給補助金の利用はどのような状況か、また利用者はどのような人たちかの問いに、16年度は86件、17年度が133件と年々上がっている。借入者は主に土木関係者であると答弁。

観光協会の考え方は今どのように思っているかの問いに、来年合併する。専門の事務員を入れる。その中で全部のイベント関係、観光に関する部分は進めていく。合併しても二、三年は商工会、行政がバックアップをしていかなければならないと思うと答弁。

観光戦略を日置市だけでなく、他自治体とも連携をとった薩摩半島全体的な組織をつくったという話があつたが、現在設立されているかの問いに、南さつま観光開発協議会、吹上浜地域観光振興協議会の2つがある。行政の方の合併が終わり、予算の関係もあるの

で、この2つの協議会を一つにまとめる話し合いを進めていると答弁。

シルバー人材センターへ1,715万2,000円の補助金を出しているが、具体的な補助の使い道はどうなっているのかの問いに、伊集院のシルバー人材センターに1,220万円、日吉のシルバー人材センターは法人格を持っていなかったため、市単独補助で495万2,000円を出している。5名の職員の人件費であるとの答弁でありました。

消防本部関係では、定員不足ということだったが、定員は何人で、あと何人足りないのかの問いに、定員は613名で、10月1日現在は559名、54名が不足していると答弁。

自動体外式除細動器・AEDは、日置市に何箇所設置してあるのかの問いに、現在22台設置されており、設置場所はスポーツ施設や老人福祉施設、学校、医療機関、事業所などであるとの答弁でありました。

市民生活課関係では、し尿処理費で始良西部衛生処理組合へ1,983万円、いちき串木野市・日置市衛生処理組合へ2,790万円の処理委託料を支払っているが、なぜ違うのかの問いに、処理費用が一番安いのが薩南衛生処理組合で、一番高いのはいちき串木野市・日置市衛生処理組合である。始良西部もそうだが、薩南衛生処理組合は委託による運営で、いちき串木野市・日置市衛生処理組合はすべて職員による運営であるため、人件費面でのコスト差によるものである。1キロリットル当たり処理費単価は単純に計算して東市来地域1万4,486円、吹上地域2,412円、伊集院地域6,446円、日吉地域8,882円であると答弁。

東市来では公害モニター制度をなくしたが、大変な悪臭を放つ結果となった。制度をなくしたことで通報がなくなったのではないかの



問いに、19年度からモニター制度がなくなった。これまで文書により苦情を受け付けていたが、現在は電話での苦情である。件数としては少なくなったと思うと答弁。

伊集院地域の環境調査委託で騒音、悪臭などとあるが、具体的にどこを調査したのか。また、地域づくり整備事業の集落飲雑用水施設整備事業は、吹上地域の平鹿倉、助代、山手とのことだが、給水件数と水質検査の方法はどうなっているのかの問いに、環境調査については道路騒音について、ゆすの里、県道仙名線の間地点、猪鹿倉の交差点の市営住宅の近くで24時間調査した。周期については、鹿児島油脂と太陽化学の調査を行った。水質については、伊集院地域内の河川の検査を行い、中原最終処分場の検査については、別途調査した。給水件数などは、補助を受けて組合組織の運営をしているのが14種類ある。18年度に補助金を交付したところは、山手で8世帯の16名、平鹿倉29世帯で58名、助代11世帯の25名である。水質検査については、自分たちの積立金で行い、水も自分たちで保健所へ持ち込み検査をしているとの答弁でありました。

クリーンリサイクル関係では、スラグの売却代金が上がってきているが、年間どのくらいの量かの問いに、18年度の販売実績はわずか7トンで、試作品用として購入されたものである。1年間で発生するスラグの発生量は600トンであると答弁。

焼却灰の処理はどのようになっているかの問いに、焼却灰については、灰の中から異物を取り出し、灰だけを1,400度で熔融してスラグ化している。スラグは害となるものはないと答弁。

個人所有の土地に不法投棄が多く見られる。不法投棄された電化製品を処分するとなると、リサイクル料が一般的にはかかるが、持ち込んだ場合はどうなるのかの問いに、電気製品

4品目の受け入れは基本的にできないが、不法投棄である場合は引き取らざるを得ない。処分にかかる費用は、当然市の負担となる。ボランティアなど善意の作業でそのようなものを持って来られたら、受け入れてストックすることになる。市の負担で行うしかないとの答弁。

入札により以前に比べ大幅に委託料が落ちているが、入札においては他の業者により対応できるかの検討や、各業者への問い合わせなど行っているのかの問いに、18年度から初めて入札を行った。結果として大幅な削減が図られた。入札に当たっては、できる会社を選択して臨んでいるが、どうしても業種によっては特定の業者をお願いするしかない場合もあるとの答弁でありました。

福祉課関係では、昨年障害者自立支援法が施行されたが、その後の状況と自己負担についてはどのようになったのか。また、支援法の施行後にいろいろな苦情等も寄せられているようだが、どのようにとらえているかの問いに、国庫負担金については9月までは国と市がそれぞれ2分の1ずつであったが、10月からは国が2分の1、県の負担が4分の1となったため、市の負担が4分の1に減った。自己負担については、1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限の設定によるが、月ごとの利用者負担は4区分に設定された最高3万7,200円である。精神障害支援に伴う調査において、行動障害を若干軽めに見る状況もあったりして、苦情が寄せられたこともあり、再調査の結果、再認定となったと答弁。

保育料の滞納については、17年度からあるということだが、保育園経営者と行政との連携はどのようになっているのかの問いに、未納者については、これまで保護者のモラルがないことでの滞納が多かったが、現在は事業所の倒産など、経済情勢で保護者の収入自

体が減少している。徴収については、夜間徴収などを行っている。保育料の不納欠損については、税法と同じ扱いとなるので、今後は不納欠損という形で出てくると答弁。

生活保護世帯にかかる費用もふえてきているが、生活保護者の中には、世間の目からぜいたくな生活を送っているように思われている人も多い。すべての方がそうではないと思うが、判定は公平に行われているのかの問いに、実際パチンコをしていたと聞くこともある。好ましいことではないが、やったらいけないとは言えない。保護世帯であると思って言ってくる場合もあるが、情報の間違いや保護世帯でない場合も多い。プライバシーの問題もあり、慎重な対応が必要となるとの答弁でありました。

健康保険課関係では、がん検診があるが、結果的に検診で早期発見につながったのはどのくらいかの問いに、胃がん検診では精密が222人で、がんの発見は4人、肺がん検診では精密が10人でがんの発見はなく、子宮がん検診では精密が7人でがんの発見は2人、乳がん検診では精密が72人で、がんの発見は3人。大腸がん検診では精密が129人で、がんの発見は11人であると答弁。

日置市健康増進計画策定を委託しているが、担当課はどのように関わったのかの問いに、作成に当たっては委託先の西日本リサーチセンターで健康実態調査を実施し、分析を行った上で推進計画の検討に入った。当然、市の関係担当者も一緒になって検討し、手作りの推進計画であるとの答弁でありました。

なお、介護保険課関係は質疑はありませんでした。

土木建設課関係では、河川のある自治会の市営住宅に住むと作業がある。あるところとないところの実態をつかんでほしい。また、作業に出ないとペナルティとして金を払っている。住む場所によって市民が差別を受けて

いるかの問いに、あくまでも愛護作業の一環として、いろいろな議論がなされている。県の管理になるが、県からは補助もないのでボランティアでお願いしている。やるところ、やらないところと特定づけてやるのはどうかと思っていると答弁。

公営住宅入居のくじ引きはどのような方法で行っているのか。お年寄りへの思いやりが必要ではないか。また、家賃を払わない人にはどのようなペナルティがあるのかの問いに、新宮・中園住宅の入居については抽選を行っている。住宅にはエレベーターがついているので、どこの階でも同じと考えている。家賃の滞納者には借家法があるので、追い出すようなことはしない。保証人へ支払い等をお願いし、払えない場合は移ってもらうと答弁。

民間の住宅でさえ新築が建てばどんどん移る状況で足りない状態ではない気がする。本市でも、今後極端な増設はやらない方針のようだが、一方、個人のミニ団地などはどのような方法でやっていくのかの問いに、現在の戸数で足りており、建て替えて対応するという考え方になっている。公営住宅は民間に比べ家賃が安いので、希望者が多い。ただ、収入制限があるので、低所得者向けになる。住宅をたくさんつくり、そのような方たちを入居させるメリットがあるのかという気がするとの答弁でありました。

都市計画課関係では、日置市の都市計画が管理している公園数は幾らあるのかの問いに、都市公園は52カ所、東市来10カ所、伊集院38カ所、日吉ゼロ、吹上4カ所であると答弁。

まちづくり交付金は46億円ぐらいだと思うが、これまで投資した額、また残額は幾らかの問いに、都市計画関係のまちづくり交付金の中では、文化通り線の総事業費が8億3,300万円、平成18年度末の進捗率が32%、伊集院総合運動公園の園路、児童広

場の事業費が3億2,400万円、平成18年度末の進捗率が24%であると答弁。

伊集院中学校下の切りとおしの地下壕の調査は済んだのか。日吉地域も地下壕があるが、他の地域の調査はどうなっているのかの問いに、平成18年度は調査をし、ボーリングとレーザー探索を行い、結果、不確定な部分があり、さらに調査をする必要がある。伊集院中学校の改築により駐車場になっているので、作業をおくらせている。他の地下壕については、県の3カ年事業で壕の入り口をふさぐ事業があるので、各支所で調査等を行っている。3カ年間でやっていきたいと答弁。

区画整理は80%ほど進んでいるが、当初計画額に比べ現時点ではどのような状況なのかの問いに、徳重地区については総事業費が77億円だったが、補償費や物価の上昇等で当初の金額より上がってきている。補助事業は今年までの予定だったが、終了しないので国に事業年度延伸の伺いを出している。事業費の変更を88億円に計画している。湯之元地区は、当初99億円の事業費であった。平成15年度に工事変更に入り、昨年第1回目の事業額変更を行い、105億8,000万円と若干アップしているとの答弁でありました。

農林水産課関係では、東市来のブドウ農家がデコポンに切りかえると聞いたが、観光事業はどうなるのか。受精卵移植の受胎率が26%ということだが、ここあたりが限界なのか。また、吹上漁港のしゅんせつを毎年行っているが、ほかの対策はないのかの問いに、観光ブドウ農園は品質的によくなっており、場所にもよるが、中心地は8月上旬にはなくなる。大平、上床地区は客数が横ばいか減っていることを聞いている。デコポンについては初耳で、そのような話は聞いてない。平成18年度は、受精卵移植の受胎率が低かった。17年度は60%を超えていた。去年は受精

卵移植で51頭生まれている。県の共進会で1等をとった牛は、この受精卵移植をした牛であったのは評価できる。吹上漁港のしゅんせつについては、いろいろ問題があるが、航路の確保を継続していかなければならないと答弁。

間伐がおろそかにされている。木材の価格が上がってきており、見直しされている。杉、ヒノキの育成が大事である。本市の間伐の状況はどうかの問いに、地域間に差がある。弱齢の間伐は進んでいるが、高齢の間伐が課題になってくる。韓国、中国への輸出が多くなっている状況で、期待できるのではないかと思っている。地域によっては、災害によって杉、ヒノキにねじれが生じていると答弁。

工事費で資材不足により工期延期などとなっている原因は何か。詰め甘さがあつたのではないか。上神殿のホタルの里ができて見に行つたが、水がよどんでいる。設計ミスではないのかという声もあるが、農林水産課ではどのように把握しているか。周知徹底されていないので、利用者も少ない。また、森林公園の利用状況は旧伊集院町時代から比べるとどうか。利用されていないようであるがの問いに、資材不足のため工期延期、資材の入手難による繰り越しとなっている。工事は繰越事業になっており、このような表現にならざるを得なかった。上神殿のホタルの里は、田植えが済み水が少なくよどんでいた状況ではなかったかと思う。常に水が流れるようにしていきたい。利用者が少ないのは承知しているが、伊集院北小学校の研究材料にしたいと考えている。森林公園の利用状況は横ばいか減少傾向にある。展望台が腐食して使えない状況なので、全体的に見直し、新たな展望台をつくるか検討中で、今後の課題として取り組んでいきたいとの答弁でありました。

農業委員会事務局関係では、最近耕作放棄地がふえているが、状況はどうかの問いに、

日置市の平成17年農業センサスでは211ヘクタールが耕作放棄地になる。条件のよい平坦地の農地も中にはあるので、農業委員が所有者と土地の賃借や売買などの交渉を行い、理解が得られれば認定農家や担い手農家にあっせんをしていると答弁。

担い手農家、認定農業者、新規就農者など192人程度いるが、農業者年金の加入者数が少なく感じる。受給者の数と比べると10分の1程度である。これらの方々は農業者年金には加入しなくていいのかの問いに、本市の認定農業者だけでも182名いる。少なくともこれに近い人数がいけない。現在推進をしているが、年金の掛け金が月額2万円から6万7,000円である。保険料は自分で積み立てをするので、自由に選べるが、ある程度経営が安定している人ではないと入らない状況であると答弁。

農地法の5条許可をとったのに、宅地に変更ができず不耕作になっている農地がある。このような農地に対しては、どのような対応をしているのかの問いに、農地法5条は所有権移転と一般住宅への変更であるが、そのままの状態では毎年進捗状況とのことで報告をさせており、五、六年経過してもまだ建築していなければ、最終的には取り消し依頼を出させていると答弁。団塊の世代の方々が農業をするため、農地の取得をしたいという場合、農業委員会での要件は3反歩以上の要件がある。この基準はどうやって決まっているのかの問いに、市内全体の農地の面積や農家戸数など根拠に算定している。これについては、県で積算をして市町村に通知を行っている。この3反歩の要件を下げることはできないが、上げることはできるとの答弁でありました。

監査委員会事務局関係は、質疑はありませんでした。

議会事務局関係では、予算の組み方や執行のあり方について、普通旅費を見ると当初の

予算と最終では違いがある。節の中では金額はあってくるが、その中身では違っている。節の中で調整をしていると思うが、当初の時点で事業の説明を受けて議決をしており、結果的には金額が違っている。なぜ補正をしなかったのか疑問である。ほかの課では、一つ一つ項目を上げており、不足していれば補正をしている。このような予算のあり方でいいのかの問いに、すべての課も同じであるが、当初予算時はすべてを積み上げての審議はしていないと思う。あくまでも積算根拠であるので、節、細節のトータルで予算書はできていると答弁。

節の数字を積み上げて大きな項目となるのは思っているが、それが違うのは疑問に思うかの問いに、なぜ補正をしなかったのかとのことであるが、財政管財課の査定を受けて、議会の審議を経て予算の可決をしてもらっている。会議の旅費については補正をしていない。普通旅費の中で全部支出ができた。例えば、常任委員会の行政視察予算が9万円であった場合、9万円全部支出しないといけないのかというわけではない。視察先が変更になる場合もある。あくまでも予算であるので、その枠内で執行していると答弁。

政務調査費でもらわなかった人が2人、一部返納が10人、全部使った人が12人いる。公用車を使用したときは、1人が200円なのかの問いに、200円は雑費である。県内で公用車を使うと200円であるとの答弁でありました。

会計課関係では、銀行と郵便局の口座振替の手数料であるが、1件当たり幾らなのか。銀行などは手数料はインターネットを使うと幾らか安くなるが、銀行との協議はなされているのかの問いに、振り込み手数料は銀行と郵便局は大分違いがある。郵便局は高い。鹿児島銀行とは指定金融機関であるので、手数料は要らない。他の金融機関については把握

をしてないと答弁。

会計課の職員の不正防止策について、18年度の取り組みはどうであったかの問いに、会計課では現金を取り扱わないように、取り扱わないように心がけている。会議の手当などで資金前渡支給をした場合の源泉税については、担当課が持ってくる場合もあるが、金庫に保管をしているとの答弁でありました。

教育委員会教育総務課、学校教育課関係では、教員住宅63戸の住宅の状態はどうかの問いに、教職員住宅は63戸で、新しい建物、古い建物差がある。水回りの欠陥部分等については、予算の範囲でできるだけ早く対応するようにしている。家賃の引き下げについては、検討中であると答弁。

教職員住宅は対象戸数が63戸なのか。日吉地域では空き家になったところがあった。一般住宅にかえられないのか。今後の対応はどうかの問いに、教職員住宅は全戸で63戸である。平成19年度は皆田小学校の校長住宅及び教頭住宅を一般住宅に変更したので、61戸になった。日吉地域については、平成19年度になってから1戸空き家になっている。一般住宅への変更は政策的な面がある。教職員住宅は教員の異動等に対応するもので、できれば地元にとというのが地域の願いである。そうしたときに、適当な借家がないと困る。そのあたりの判断が難しいと答弁。

適応指導教室の5人については、小学校、中学校の割合はどうなっているか。子供と親の相談員配置事業について、どのような方が配置されているのか。また、具体的な取り組みに対しての成果や問題は解決しているのかの問いに、5人は小学校1人、中学校4人である。ふれあい活動の成果は、学校に全く出てこれない引きこもりの子供が、適応指導教室に通ってこることが成果である。一昨年は途中から高校に行きたいということで、2人の子供が高校に合格した。鹿児島大学からの

サポートの学生との交流などをしていると答弁。

南九州美術展の効果はどのようなものかの問いに、南九州美術展は今回で54回になる。旧伊集院町時代、文武ということで文については美術展、武については妙円寺詣でとして「風格ある教育の町」ということであった。県下でも数少ない市独自で行う美術展で、応募件数から見ても文についての効果はあると答弁。

奨学資金について貸付額が5,300万円、基金残高が5,250万円であるが、滞納はないのかの問いに、滞納の考え方であるが、貸付金条例の第10条第1項で、返還については卒業または退学をした日の翌日から1年以内に返還を開始する。また、返還開始日から10年以内に完納しなければならないことになっている。10年以内に返納を完了していない方を滞納者として扱って督促などを行っている。現在16名で389万7,200円であると答弁。

学校給食について、調理場を分散しても給食のメニュー等を統一し、給食費の統一を図れないかの問いに、給食費の決め方については、食材等については給食費で賄うのが学校給食法で定められている。賃金、人件費、調理場に係る経費は公費である。その原則に基づき栄養士が計算している。統一については、センター、調理場ごとに運営委員会があり、給食費の食材等について協議をしている。今の運営形態からすると、統一は難しい。統一するとなると、学校給食の運営委員会を市1本でもっていかないとできない仕組みである。各センターの調理場ごとに行うのがベター。伊集院給食センターは規模が大きく、地産地消となると一定量を確保するのは難しいと答弁。

県立高校の再編関係について、吹上高等学校の広報活動補助金について、具体的にはど

ういう活動で行政関与があるのか、学校任せの広報活動なのかの問いに、高等学校の広報活動費補助金については、パンフレットを2,600部作成。吹校日より1,900枚を8回発行している。行政の関与については特になく、吹上高校が主体となって行う。高等学校の活性化協議会などで報告してもらおうと答弁。

学習指導アシスタント事業について、現在は鹿児島大学の学生だけであるが、国際大学や短期大学からも教員を輩出しているが、そちらへの働きかけはどうなっているのかの問いに、このTA事業については、やっと根づいたところである。選考については細心の注意を払い、安全面、効果について検討している。1年目の後期に入ったばかりで、鹿児島大学を軌道に乗せる取り組みを数年続ける必要がある。他の大学へのつなぎは、それから検討したいと答弁。

備品の配備について、事務のあり方が問題があるのではないか。具体的に何が問題だと思っているか。また、備品請求が学校から上がってきた段階で、優先度の選別や学校の事務と教育委員会事務局とのすり合わせができていなかったのではないか。業者にしても、支払いが出来る理由など説明が必要ではないかの問いに、システム以外にも分量も多くなった。決裁の流れ、個人的な能力によるものは研修を行う。仕事に慣れることにより、すばやく片づけられるものもある。備品については2人体制で事務をしている。仕事の段取りについても課題である。進捗状況については説明不足があったので説明をしていきたいと答弁。

幼児教育支援センター事業での研究公開はどのように行ったのか。成果をまとめたものがあるのかの問いに、東市来を中心に実施し、鶴城寺保育園、鶴丸小学校及び幼稚園で行った。市内の各幼稚園、小学校に呼びかけて参

加をいただいた。広報が行き届いていなかった面もある。成果と課題について研究誌を作成した。課題として、この成果を広く生かす必要がある。幼保だけでなく、地域と結びつく市としての子育て支援の場所が必要ではないかということで、ことしの子供支援センター事業に発展させたと答弁。

いじめ問題について、昨年の文科省の調査結果では、保健師相談が増えている。本市の保健室相談とスクールカウンセラーの相談状況はどうかの問いに、保健室相談の状況は確認していない。スクールカウンセラーについては、日置市内に伊集院中学校と伊集院北中学校の2校に配置している。年間35日ぐらいの派遣、両校の面談、相談件数は78件と42件であったとの答弁でありました。

教育委員会社会教育課関係では、毎週土曜日に実施しているわくわく映画会に参加した親子は何人かの問いに、平成18年度は月1回、和室ホールで行う。多いときで約150人、少ないときで約20人。年度の途中から16ミリの映写技術の講習会を実施した。ボランティアが9名集まり、自分たちで映画をしてくれるようになった。それにより、参加者もふえてきたと答弁。

集会等施設建設整備事業補助金について、日吉地域の日新自治会で500万円の補助金が出ている。公民館の新築、改築の上限はどうなっているかの問いに、条例で決めているが、2以上の自治会が新たに合併して公民館をつくる場合は、上限が500万円である。改修は100分の30以内で限度額は100万円。建築後10年以上経過している場合は、限度額が300万円。自治会統合合同で新設または改修する場合は100分の50で限度額は500万円。国県補助事業があつて採択基準に適合しない地域は100分の40であると答弁。自治会の統合は、自主性に任せるといふことが当然と思うが、市の

方で推進はしてないのか。また、20戸以下の集落もある。そのようなところを優先して指導するようなことはないのかの問いに、日吉地域は77自治会が18自治会になった。

18自治会の中でも統合するという話がある。東市来地域は支所の方で大体の枠組みを示して自治会に諮っている。吹上地域については、地区公民館単位に話をしている。伊集院地域は、自治会長会の中に自治会統合推進委員会という委員会を設置して2カ月に1回協議をしている。市の方針は2自治体が統合したら20万円、3自治体が統合したら40万円を5年間支払う特例があると答弁。

ふるさと学寮について、伊集院地域と日吉地域で行っているが、他の2地域ではなぜ行っていないのかの問いに、吹上地域ではふるさと学寮ということで、各地区で実施し、合併前は行っていなかった。平成19年度からは統一して4地域で実施するようになった。東市来地域は合併以前、こけ学寮として行っていたが、17年度、18年度は実施しなかったと答弁。

市内の講座数について、講座数の推移はどのようになっているのかの問いに、伊集院地域では講師を先に見つけて講座生を募集している。これからの講座は健康づくり等がふえてくると思うが、いい講座が残っているために新しい講座に回せないという難点がある。東市来、日吉、吹上地域は地区館で希望をとり、そのあと講師を見つけるという方法をとっているとの答弁でありました。

教育委員会市民スポーツ課関係では、吹上地域における九州大会以上の競技補助について、団体への補助になるのか、全国各地で行われる協議会においては、受け入れに補助金がついて競争が起こるのではないか。他の自治体では、このような補助をしているところがあるのかの問いに、主催団体に補助をする。弁当代、商品代などの大会運営として支出す

る。補助のあり方は自治体いろいろある。鹿児島や徳之島町なども行っているが、日置市の方法とは違う。ほかの自治体からも調査がくると答弁。

B&G海洋センターは老朽化が進んできているが、年間の修繕費は幾らか。財団から修繕費としての交付金があるのかの問いに、温水化については補助金をもらったが、修繕には補助金はない。今後予想されるのは屋根の修繕がある。単年度の修繕は年間50万円程度であると答弁。

中学校は練習場がないので、野球部とサッカー一部で練習場を共有している。運動公園を利用したいが、特定の高校が1カ月分予約を入れているので使えない。高校は練習場を持っているのに、芝がいい状態のところを使いたいということらしい。要望、問い合わせがどのように届いているのかの問いに、市内と市外の予約について差をつけている。ただ、中学校、高校の予約については、どちらを優先させるということは決められない。申し込んだ順番となるとの答弁でありました。

次に……。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時01分休憩

午前11時15分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○決算審査特別委員長（田畑純二君）

引き続き報告します前に、先ほどの報告書の中で税務課関係ではというような項目の中で、滞納管理システムの導入の金額は2,000円から3,000円程度と申し上げましたけど、2,000万円から3,000万円程度の読み間違いでございましたんで、訂正してご報告申し上げます。

じゃあ、引き続きまして、次に特別会計、企業会計について報告いたします。

まず、認定第2号平成18年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

医療費の抑制を目的とした医療費適正化特別対策事業の効果はどうかとの問いに、生き生きわくわく健康教室など、地域ごとに独自の事業を行っている。日置市になってからは地域ごとの医療費が出ないため、対策についても地域ごとに行うのではなく、市全域を対象に今後は統一した元気な市民づくり運動の推進を図ってゆく必要があると答弁。

訪問指導の状況はどうかの問いに、レセプト点検で多重受診者等をピックアップして、看護師による訪問を行っている。病院に行かないようにと思われぬように、声かけというか、どこまで立ち入るのが難しい面があると答弁。

レセプト点検の成果はどうかの問いに、18年度においてレセプト点検員による点検でおかしいと判断されたものは2,360枚で、金額で5,005万9,000円であった。うち、実際に減点されたものが1,544枚で、金額としては714万5,000円となっていると答弁。

今問題になっているのが産婦人科医の不足であるが、その原因の一つに出産負担金を払わないこともあると聞く。本市では出産一時金をどのように支出しているのかの問いに、これまで個人負担については病院へ個人が支払い、領収書を受けて行政へ一時金の申請をしていたが、制度が変わり出産一時金の申請を病院が行い、市は病院へ直接支払うようになった。現在、一時金は30万円から35万円となっているとの答弁でありました。

次に、認定第3号平成18年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

介護保険施設などでは、定期的な医療や診察などのほかに、過度で不必要な医療行為がなされているようなことも聞くが、そのような実態を行政として把握しているのか。また、行政としてどのように考えるのかの問いに、介護保険施設で医療行為が必要になった場合は、病院へ連れて行くのが基本であるとの答弁でありました。

次に、認定第4号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

委託料について入札により削減できたとの説明があったが、おむつ洗濯委託料が予算114万円に対し、約54万円が入札されている。当初が適正だったのかの問いに、委託契約は単価契約で太陽の里にお願いしている。園にも大型洗濯機があるので、できる限り園で行い、委託の洗濯物を少なくしたためであると答弁。

待機者の状況はどうか。また、市の施設であるが、市民の入所状況はどのようになっているのかの問いに、常時40人ぐらいの申し込み者があるが、途中で亡くなる方や入院される方がおられるので、実質20人から30人ぐらいである。市の施設であるが、市民が優先ではない。申し込みと入所条件をクリアされた方が入所することになる。入所内訳は日吉地域66人、吹上地域9人、伊集院地域1人、東市来地域1人、南さつま市金峰町1人、鹿児島市松元1人となっているとの答弁でありました。

次に、認定第5号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

起債の総額は29億円であるが、起債の金利が高いと感じる。借り替えをするのは難しいとは思いますが、借り替えの検討はどうかとの問いに、政府から繰り上げ償還ができるとの通達があった。本市の公共下水道が該当



するのは7%以上のものが2件分、6%から7%が4件ある。19年度の12月補正では、借り替えのために予算を7%以上の分で1億円を民間から借り入れて返済をする予定である。これによる負担軽減は180万円程度である。6%から7%の分の約1億6,000万円は、21年度以降に返済する予定。この借り替えた1億6,000万円を10年間で返済すると、約4,500万円程度の軽減になると答弁。

使用料を値上げするが、今後基金に積み上げいくのかの問いに、基金については当初は1億円程度とよいと考えていたが、予算編成で基金を使わないといけないことになり、現在の基金は8,400万円程度である。今後も基金の積み立てはする予定であるが、この基金は妙円寺団地をつくる際、住宅公社から3億4,000万円程度もらったのを基金としてしていると答弁。

収入未済額について、滞納している人数と水道と連動するが、使用停止になった件数はどの程度なのかの問いに、18年度で5年間の滞納者数は延べで472名、件数は1,068件の456万7,460円となっている。滞納者については水道課に委託しており、給水停止などの処置をしており、それについては下水道課には入っていないと答弁。

維持管理費の部分で終末処理場が19年経過し、更新の時期に来ているとのことであるが、耐用年数や施設更新計画の総額予算はどのように組んでいるのかの問いに、処理場の機械の更新計画は、税法でいくと5年のものもあれば15年のものもある。使えるものは長く使うようにしているので、20年近く使っているものもある。更新計画は17年度より作成しているが、総体金額で11億3,200万円と計画をしているとの答弁でありました。

認定第6号平成18年度日置市農業集落排

水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

接続件数が277件で処理人口が574名であるが、計画処理では1,110名で、現在は半分ぐらいの人数である。農業集落排水事業の場合は、街中の住宅と違い、その集落の人がいなくなると次が入ってこないことが多い。そのような状況で、今後をどのようにとらえているのかとの問いに、計画では1,110人の予定であるが、現在のこの地域の人口は574名である。1,110人の計画の中には、小学校、地区館、農協、郵便局など公共のものを入れての計画である。計画人数から半分に減ったわけではない。当初の人口より30名程度減っていると答弁。

汚泥量が256トンで149万6,000円ということであるが、汚泥はどういう処理であるのかの問いに、公共下水道事業は産業廃棄物であり、自社で完結している。農業集落排水は、一般廃棄物として南薩東京社が南薩衛生処理場に持って行き処理をしているとの答弁でありました。

次に、認定第7号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

関東学院の撤退で180万円ほどの減収になっているが、延べ人数にして何人か。また、関東学院を引きとめる努力をされたのかとの問いに、延べ人数は30人である。5年目ということで考え方が変わったのかもしれない。宿舎、球場の問題もあったようで、球場については雨が降ったら何もできない。ドームがあるが、関東学院用の雨天練習場専用にすることができないので、施設が不十分だったのではないかと考えるとの答弁でありました。

次に、認定第8号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

年間修繕がふえてくる、行政としてどこま

で持つのか。丸抱えになるのかとの問いに、施設が古いので修繕の必要性が高い。修繕については厳しいものがあり、指定管理者に無理を言えないものがある。今後大きな修繕等の要求があるが、協議しながらやっていきたいとの答弁でありました。

次に、認定第9号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

無償で8軒だけ温泉を引いているが、どのようになっているのかの問いに、温泉施設を持っているところへの給湯であるとの答弁。

泉源でのレジオネラ菌の検査は必要なのかの問いに、レジオネラ菌の検査は法律で定められている。検査は100トンの受水槽があるが、そこにためた温水をとって検査をしているとの答弁。

今後、温泉の枯渇というような心配はないのかの問いに、確かに量は少なくなってきている。今の段階ではぎりぎりの運営を行っている状況であるとの答弁でありました。

次に、認定第10号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

指定管理者となってから、市民からの苦情とかはなかったのかとの問いに、1件だけ苦情があった。内容は皮膚病とのことで、伊集院保健所に相談した結果、皮膚病については温泉の効果でもあり、拒否できないとの判断であった。ただ、伝染病については、拒否することになるとの答弁でありました。

次に、認定第11号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この地区の今後の方向性はどうかとの問いに、公の飲料水供給施設は1カ所だけであり、日吉地域の水道に近いので一緒にできるのか検討したいとの答弁でありました。

次に、認定第12号平成18年度日置市住

宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

収入未済の人数と元金が残っているが全部で何件くらいかとの問いに、伊集院で5名、日吉で1名、残りは19件。土地と新築と改修の3つの貸付があるとの答弁でありました。収入未済については、一般会計からの繰り入れもしており、税金を投入している。徴収漏れがないように粘り強く努力してほしいとの要望がありました。

認定第13号平成18年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

介護保険料を払っているのに、介護保険制度が改正され、これまで受けていたサービスが受けられなくなるとの市民の不満を聞く。認知症でない方はサービスを受けられないのかの問いに、介護予防の方では、1月の範囲でサービスを受けることになる。認知症でない方は予防で防ぎ、認知症の方は介護給付の単位で対応することになる。制度については、国は18年の4月だったが、日置市は19年の4月から始めていると答弁。

介護予防特定高齢者施設事業と一般高齢者施設事業で、介護予防の意識改革効果が出ているのではないかということであるが、両事業とも人数の割に四、五百万円程と高い事業費となっているが、どのような事業内容かの問いに、地域支援事業は初年度だったので、一般高齢者の中では必要な備品購入を行った。特例高齢者施策事業では、介護予防教室にかかる経費と対象者の把握事業が主なものであるとの答弁でありました。

次に、認定第14号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について申し上げます。

決算不用額調書で、検査技師及び看護師等の補充ができなかったことで345万円ほどの不用額となっているが、補充できなかった

ことでの影響はなかったのか。また、医師の専門は何かの問いに、17年度から臨床検査技師の募集を行っていたが、現在まで応募がない。検査については郡医師会に依頼している。看護師の募集についてもなかなか応募がない。入院施設基準はあるが、一般病棟で現在6名の看護師不足となっている。医師は鹿大の医局から派遣を受けている。循環器と血液免疫学が専門であるとの答弁。

次に、認定第15号平成18年度日置市水道事業会計決算認定について申し上げます。

東市来地域で漏水が多いとのことであるが、原因は何かの問いに、施設が老朽化しているため、平成11年度から15年度まで約60件漏水があったが、16年度、17年度は70件台、18年度は108件となった。19年度は半分ほど過ぎているが、67件であるので、年度終了時では130件台になると予想される。施設そのものの老朽化のためであるとの答弁。

水道料金の滞納のため止水したとのことだが、滞納者の数、金額、止水件数、戸数はどうなっているのかの問いに、水道料金の滞納は17年度以前の分で602万円である。給水停止は、水道法や市の給水条例の中でうたわれており、料金が入らない場合は給水停止をすることができる。伊集院地域では8カ月で20件程度、最近では30件程度停止をしている。17年度末の数字であるが、伊集院地域が634件で307万1,000円、東市来地域が99件で30万6,000円、日吉地域が507件で161万5,000円、吹上地域が474件で102万5,000円。合計1,714件、金額は602万円であると答弁。

吹上地域の第1水源地は屋根もなく野ざらしである。各地域の水源地は形もいろいろあると思うが、危機管理の面でフェンスはあるが、異物や薬物を投げ込みやすい状況である

と感じる。安全の上で管理はどうなっているのかとの問いに、フェンスをして入れないようにしているが、どこまですればいいのか判断できない。完全にすれば経費がかかる。危険性があれば、検討しないといけないと答弁。

企業債の繰り上げ償還はどうかの問いに、簡易水道部分の6%、7%の部分は対象になるとのことで、1億1,400万円は繰り上げ償還をする予定で県に報告をした。しかし、水道料金を改定しても収入が上がらない状況で、収入をしっかりと確保してから繰り上げ償還を行うようにするため、今回は国、県には申請をしなかったと答弁。

上市来の水源地の整備が上がっているが、市全体では水源の確保はしっかりできているのかの問いに、水源地の確保では、伊集院地域の飯牟礼が不足ぎみである。中央地区も住宅も多くなっており、今後使用料がふえていくと思う。下神殿方面も整備していかないといけない。吹上・日吉も先々水道事業の事務所の本化をしていく必要がある。東市来、吹上地域は配水池容量が小さく、漏水があると空になる恐れがあるので、できるだけ大きくしないといけない。今後それぞれの水源の確保をしていかないといけないとの答弁でありました。

なお、当委員会の締めくくりとして、委員会としての要望、意見、提案等を聞いたところ、各委員より次のような発言があったことを申し添えます。

すなわち、18年度、19年度補助金が削減されているが、統一すべき項目がある。財政支出の軽減を図るべきである。学校教育課（学務課）関係の事務用品等の購入について、市内の商店街から信用を失っている。改善してほしい。吹上町の管理公社、随意契約を許している。管理公社の整理をしていただきたい。旅費を含めた経費など役所全体で改革をやりながら、市民とともに歩いてほしい。

予算の根拠をしっかりと出してほしい。シルバー人材センターと管理公社について、随意契約の見直しやリサイクルセンター、情報管理について見直しを図るべき。コンピューターの著作権・著作権があるのか。本当にそうなのか見直しを図るべきである。負担金・補助金に地域差があるので、今後十分検討して格差がないように均衡ある市の発展につなげてほしいなどであります。

そして、最後に、この平成18年度決算審査の内容が、今後の本市における予算編成と行政運営に十分生かされることを切望いたします。

以上で報告を終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

これから認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありますか。討論がありますので、発言を許可します。最初に、反対討論の発言を許可します。坂口ルリ子さん。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出認定について反対の立場で討論します。

昨年、17年度も私は決算審議委員で討論しました。反対討論が3人、賛成討論が2人で、本当に私は議会になってこんなに活性化した議会を体験したのは初めてだったということを思い出します。

財政困難なとき、次のようなことで見直しを要求しました。さつま湖の花火大会450万円、食糧費を減らせ。それから、市長、議長の公用車は2台を1台にせよ。兄弟姉妹都市の交流に使われている金も削るべき。それから、議会のことを議員が反対するのは

どうかと思いますが、議会の政務調査費とか、こんなのも見直すべきではないかということをお話を反対討論しました。それが本当に18年度の決算にあらわれているのを高く評価したいと思います。

それは、食糧費がマイナス40%で、たしか380万円が280万円に落ちているし、花火大会も450万円も出さなかったし、市長、議長の交際費も半減しましたし、いろいろところで効果が出ているわけですが、まだそれ以外にありますので、反対討論をするわけですが、今認定の報告でもあったように、認定の結果を受けて来年度の予算へ反映されることを望んで、次のことを反対討論いたします。

18年度の認定決算審議も、12人で6日間でした。その中に私が特徴的なことを発見しました。それは、私が議員になって、平成9年に議員になって毎年反対討論をしていたのが、地方改善対策費、同和予算であります。約1,300万円、これが完全に消滅していたことを思って、ああ9年間、10年間頑張ってきたんだということ、これは合併による効果もありますが、あちこちの町が同和予算、地方改善対策費は削っているようです。

それから、市民が合併して、合併する前はサービスは落とさない、負担はふやさないと約束だったのに、約束が違うのではないかとというような声をいっぱい聞きます。結局、合併して得したというのはおかしいですけども、私たちは給料がすぐ6万円上がり、それに第二の給料と言える政務調査費も2万円つきました。私は本当にこれでいいのか。

財政困難なとき、財政困難なときというのが枕言葉ですが、こういうことは本当に昔の議員とか首長の村長、町長というのは、自分の財産をやめたときにはなくなるぐらい住民のために使ったと。やめたときには井戸のかたいしか残らなかったと有名な井戸堀ですか、

政治家のようなのがたくさんいましたが、今は国を上げ、どこを上げ、政治家は自分の懐をふやすことに一生懸命なように、私たちまで防衛庁のむりやり比較することは無理ですけども、疑われております。

だから、私たちも政務調査費の使い方、昨年今ごろはメディアがいっぱい取り上げまして、これで自動車の車検をしたとか、何とかかんとかかって騒がれましたが、大分消えております。政務調査費も本当に必要なのか、私は昔は「百聞は一見にしかず」と、行ってみないとわからんという時代でしたが、今インターネットで調べたら、その町のことは全部わかり、きれいな景色もハイビジョンテレビで見ればわかるわけです。本当に政務調査費でそこに行かなければならないのだろうかということ、クエスチョンマークに思います。

それから、納めた税金、ことし特に特徴的なのは、滞納金が多いことです。保育料から水道料から給食費から税金から、本当に滞納金が多い。今の認定の報告でもありましたように、本当に納められない貧富の差ですか、貧困の差が開いていることを思いました。水道料を払えなくて、水がとめられた家。ライフラインです。どうしているだろうかということを感じます。

それで、もう少しこの貧困の格差をどうかするために、今こそ市長や当局は住民を守る立場、とにかく国全体が冬の木枯らし、そんな感じ。75歳を超える後期高齢者の保険料も、けさの新聞に載っていましたが、6,200円が6,190円ぐらいでしたので、まあまあと思いますが、本当に今お年寄りには税金は増え、医療費は増え、本当に金のない者は早く死ねというような感じということをよく話しています。

ですから、こんなときほど首長、当局は住民を守るために次のようなことをしてほしい。

その前に、この行政視察というのが今まであったわけですが、昔の伊集院町議会はね。北海道の池田町ワインの町を全員で視察したことがあったんです。もう覚えている人は少ないと思いますが、そのときに市民が町民——そのときは町民ですね。何で北海道のワインの町の池田町を見らんじゃ済まん。何が自分の町に役立つのか、北海道行たみらんしが、北海道、北海道っていうたとじゃないかと、そんなあれまで出るわけですよ。

それからもう一つ、これは評価することですが、私は平成10年にたしか当初予算で町長ヨーロッパ視察出てきましたね、80万円。そのときに何で税金でヨーロッパなんかに行くのかって言ったら、これは県下の首長の交代に研修旅行に行くから、今度は伊集院が当たったんだって。当たっても我が金で行くのはいいけど、税金を使って行かない方がいいって言ったら、町長はキャンセルしました、80万円をね。私はそれは……。

○議長（畠中實弘君）

坂口ルリ子さん、きょうの議題に外れておりますので。

○18番（坂口ルリ子さん）

関連があります。そういうふうにお金の使道を、これはむだか、本当に町民のためになるのか、そういうことを考えて使わないと、ますます貧困と格差が開くことを感じております。

昨年もおかしいことがありましたがね、反対討論で。名前を言うと25番議員、そのときはストップはかけないで、私のこんなことにストップをかけるのはおかしいですよ。認定委員会でもですね。

○議長（畠中實弘君）

ストップをかけたわけではありません。簡略にわかりやすく、その議題に沿って発言をしていただきたいと思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

関連があるから言ってるんです。私が認定委員会でもです、私の発言にはストップがかかるんですね。関連があるのにストップがかかるんですよ。そして、関連のないことを言ったある人にはストップをかけない。何で私はこんなに差別されるのかと。認定委員会でも腹が立ちましたね。

○議長（畠中實弘君）

続けてください。

○18番（坂口ルリ子さん）

余り差別的なあれはしないでください。関連があるわけです。

財政が苦しいときに首長や議員が、本当に市民から「はんたちやよかもんじゃ」と言われないような市政をしてほしい。その中で、議員がこの間も言いましたけれども、いろんな審議会に出て行って日当をもらうわけですね。ほかの人は4,600円もらうのに、私たちはそれに900円の費用弁償がつきまして、5,600円もらうわけですね。だから、ほかの審議会は金銭的にいろいろあると思いますが、そんなのは税金の二重取りだと思うから、それはまた考え直していかないといけないんじゃないかと思えます。

それから、市長の退職金ももう今度は言いませんが、やっぱり今度議会だよりを見て、「ええ、4年でそんな退職金をもらうの」というような声が、私にも何人も出てきましたので、そんなところも考えていかないと。

それから、まず多いのが委託料というのが多いんです。もう委託料、委託料のけたが違うような金額ですが、やっぱり職員の中に専門性を持った職員を採用したり、養成、育成したりしていかないと、この委託料をやはり考えていかないといけないんじゃないかと思えます。そして、特別職の給料、市長は今10%、議員が3%ですから、もう少し減らしてもいいんじゃないかということをおは申し上げます。

それから、日置市の借金が一般会計で352億円、夕張が357億円、いつ夕張のようなことになるのではないかと不安を持っている市民はたくさんおります。地方自治法第1条、住民の暮らしや福祉を考えるのが自治体当局の仕事であります。もう少しむだを削って、我が日置市に住んでいてよかったと、まちづくりに努力しないと、ことしも日置市の自殺者は17人ですね。18年度は17人も自殺者が出てるんですよ。警察は原因やら何を教えませんが、若者が死んでいる。

二、三日前の南日本にも載っていました。若者は40代、50代が自殺に追い込まれる、こういう世の中をどうかしないといけないとみんな思っていて、本当に日置市に住んでよかった、サービスはなるべく下げないで、負担を大きくしないでいく市政にしてほしいということをおし上げて、反対討論とします。

○議長（畠中實弘君）

次に、賛成討論の発言を許可します。梶康博君。

○17番（梶 康博君）

17番。私は、認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきであるとの立場で賛成の討論を行います。

地方財政は、税源移譲がなされてきているものの、地方における景気の回復は手応えを感じるものとはほど遠く、市民の納税規範意識の喚起をするには乏しい感がいたします。

そのような中、平成18年度は合併後初の通年予算が施行され、旧町の総合計画に基づく継続事業も実施、公共施設への民間活力導入による指定管理者制度を22施設へ導入し、今日団塊の世代と言われる14人の退職者に対し、6人の新規採用をし、職員の適正管理に努めるなど、経費の節減を図り、公共バス路線廃止に伴うコミュニティーバスの拡充、将来大きな効果を発揮すると思われる地域イ

ントラネット基盤整備事業による光ケーブルの地域内ネットワーク化、し尿処理海洋投棄禁止による伊集院、日吉地域の処理を、始良郡西部処理組合及びいちき串木野市・日置市処理組合へ委託するなどや、湯田小学校増築、伊集院中学校体育館改築の教育施設などの拡充、新たな事業の展開がなされております。

歳入における市債の発行は32億1,680万円、公債費では償還元金で31億6,330万円は、厳しい財政運営の中で財源確保がなされており、7億6,300万円余りの黒字をとはいふものの、少子高齢化の中、人口減少が進展する今日、当初述べたように、これからも地方の景気は回復がおくれ、財源は乏しいと見込まれます。市政の執行に当たっては、財源の確保と経費節減を進めながら、市民の付託にこたえられるまちづくりに行財政運営に努力されることを望み、賛成討論といたします。終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

次に、反対討論の発言を許可します。西園典子さん。

**○14番（西園典子さん）**

14番。私は、認定第1号平成18年度日置市一般会計歳入歳出決算認定に反対の討論をいたします。

私は、決算は今後の市政の健全な運営を目指すために、非常に大切なものであるという思いで発言をさせていただきます。

先ほどの報告で多くの要望やご意見などが出されましたが、私は次の理由で反対をいたします。鹿児島県は、県内市町村の18年度決算状況を10月末に発表いたしました。総務省は、財政状況について北海道と鹿児島県が危ないという見方をしていると聞いております。日置市も決して県内平均と比べてもよい方ではないというふうに私は思っておりますが、先ほどの報告では、平均並みであるというような甘い見方というふうに感じており

まして、全国でも危険な区域に近いという意識に対しての地区差というものを感ぜずにはおりません。

また、この同じ県内の市町村の平均、17年度決算と比べましても、経常収支比率一つを見ても、県の平均は17年度95.4から18年度は94.8と、少しではあっても改善しているのに対して、本市は96.6から96.8へと悪化しております。

また、歳入歳出18年度決算は、県の平均、17年度は歳入歳出ともに2.2%減であるのに対して、本市は歳入は4.9%減と減が大きく、歳出は1%減であって県よりも低く、県平均と比べても入るのは少なく、出るは大きいという余りよくない現状であります。

税収は、市民税が8.71%増と大変市民に対しては厳しい現状の中で、過去のこととは言っても、6,000万円ほどの過誤納付返済に対しての返済しなければならないという住民不信を抱いております。

また、そうした中で市税が約39億円というものに比べて、人件費は43億円を超えるという矛盾は、住民の負担への不満解消とか、理解を得られるか大変疑問であります。また、検討のされるべきであろうと思っております。

また、アクションプランにおきまして、22年度に200億円から190億円までとする予定がなされている中で、今年度、18年度決算13億円を超える実質単年度収支赤字は、県平均の実質収支赤字平均8億円と比べても、大変大きく今後の財政運営への厳しさをあらわしており、アクションプランの健全な形での今後の実施が危ぶまれるという感がぬぐえません。

これらは、きめ細かな人口動態の予測などの把握とか、将来にわたる財源基盤の確実な検討や根拠というものがなされているかどうかというものが、疑わしく感じられるものです。このままでは、今後も続く厳しい増税に

あえぐ住民への納得を得ながら、官民協働の日置市形成を築こうとする私たち日置市の住民への説得に対して欠けており、またより健全な日置市形成への強い理念に欠け、また厳しい財政を乗り越えようという、また強い信念を感じることができないものであります。

よって、一般会計認定に反対するものであります。

以上でございます。

**○議長（畠中實弘君）**

次に、賛成討論の発言を許可します。松尾公裕君。

**○21番（松尾公裕君）**

21番。私は、認定第1号については、委員長報告どおり賛成するものでございます。

本市においては、合併後初めて通年決算として継続事業を中心に事業を展開し、9月より指定管理者制度も導入し、民間的手法を取り入れ、経費削減を図り、行政改革を進めてきたことは、評価すべきことであると思えます。

また、どこに住んでいても不便さを感じない道路交通網の整備で、地域コミュニティの運行や一般道路整備事業など、各地域それぞれ事業が展開され、住みよいまちづくりのために社会資本の整備が進められ、また公営住宅の建設、運動公園の整備、農業の振興、福祉制度の充実、教育関係では上市来中学校、伊集院中学校の屋体工事など、教育環境の整備などが進められており、財政が厳しい中でも日置市の産業の振興や福祉、教育の一体的な発展を推進し振興したことは、おおむね評価できるものであり、よって私は認定第1号については、賛成するものであります。

**○議長（畠中實弘君）**

次に、反対討論の発言を許可します。花木千鶴さん。

**○6番（花木千鶴さん）**

私は、ただいま議題となっております平成

18年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

この決算については、特別委員会において詳細な審査がなされたことは、委員長報告のとおりであります。委員会における説明や答弁に幾つかの疑問も抱き、検証をしてまいりました。

まず、9月議会における平成18年度決算の総括質疑において、平成17年度決算の黒字に対し、平成18年度の単年収支が13億円の赤字になったことに対し、前年が黒字であったからと委員会でも説明されましたが、財政調整基金等を見ても、合併当初からの額を大幅に減らしつつある中、13億円の赤字についての説明は十分とは言えるものではありませんでした。

今日、一般会計において特別会計等との連結が言われる中、単年度会計についても複数年の連結の考え方で明示されるべきものと考えます。

特に決算は、会計の出納整理期間の問題が明らかにされにくいため、議会の審査も難しい一面があります。現在長期財政計画も示されない中では、判断しがたい状況と言えるのではないのでしょうか。特に、資料説明を詳細にして、納得の得られるものにすべきと考えます。

執行の説明については、個別事案の一例を申し上げますと、伊集院地域コミュニティバスについて、平成18年度当初、民間バスが廃止になった後、コミュニティバスを走らせる予算を組んでいたにもかかわらず、その予算を棚上げにして、住民に不便を強いら、民間バス復活に動いた経緯がありました。

民間バス会社が赤字補てんの確約を要求したため、執行当局は住民と議会に対して二、三十万程度の補てんで済むであろうと説明をしてまいり、承認を得たものであります。しかしながら、決算審査の中で平成19年度に



300万円ほどの赤字補てんになるだろうと説明がなされました。

結果は、平成19年度予算の中で出てくるとしても、平成18年度予算の中での説明によるものであります。住民生活への影響と財政的根拠が十分に精査されたものとは考えられず、納得できるものではありません。このことは、一事が万事ではないかとの疑問を抱かせるものであります。

平成18年度は、行財政改革大綱を初め、アクションプランなど作成し、本市の財政立て直しに取り組む重要なスタートの年でありました。今日執行には、情報公開、説明責任が問われる中、以上のような問題点は住民と行政の信頼関係を損ねるものであると考え、本決算を認めがたい理由といたします。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時02分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号平成18年度日置市国民

健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第2号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成18年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。この採

決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定であります。認定第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立多数です。したがって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。

最初に、反対討論の発言を許可します。

**○16番（池満 渉君）**

16番。平成18年度公共下水道事業特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

まず、歳入の5億7,500万円の約6割は一般会計からの繰り入れと起債であり、受益者の負担は約3割の1億7,700万円となっております。歳出総額の5億4,600万円の約半分、2億7,500万円が維持管理費で、残りは借金の返済であります。つまり、収入の6割を他に依存し、支出の5割は借金返済という構図になります。もちろん、公共下水道事業は投資額が非常に大きく、採算性の悪い事業だと言われていることは承知しております。

しかしながら、18年度の年度中の起債、新たな起債1億3,000万円のうち、7,800万円は資本費平準化債といういわゆる運転資金の借り入れにも似たようなものであります。合併協議会のまちづくり計画でも、下水道処理施設の整備促進がうたわれ、供用開始から19年が過ぎた終末処理場の機械設備などの更新時期が迫っております。また、地方債の18年度末の残高が29億円もあるのに、新たな区域の設定を視野に入れた

基本構想を18年度に発生をしております。

決算審査の審査中に、平成46年を終期とした起債の返済計画を示されましたが、それらもどうもどのように変動をしていくのか、見当が付きません。決算審査は単に1年の収支を見るだけでなく、老朽化した処理場の更新計画や資金の予定、あるいは今後の方針などがしっかりと示されるべきだと思いますが、なかなか理解できませんでした。

以上の理由から、本決算の認定については反対をいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定であります。認定第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立多数です。したがって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。上園哲生君、どうぞ。

**○2番（上園哲生君）**

2番。ただいま議題になっております認定第6号平成18年度の日置市の農業集落排水事業特別会計の認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、市民生活の中でもろもろ負担がふえてきております。この事業におきましても、18年度初めて額は大変大きくはないんです

けれども、滞納者が出てまいりました。そうしましたときに、その滞納者を責めるだけではなくて、その使用料を追求する根拠ですね、ということに配慮が至らなきゃならない時期が来てるんじゃないかと思います。

ご承知のとおり、似たような事業でやっぱり公共下水道事業は、その使用した量に従ってその使用料を徴収されますけれども、この農業集落排水事業の場合は、規模も小さく、そしてそのために生活料金プラス、その家族の人数に応じたその使用料徴収根拠になっております。やはり使った量に従って、その使用料を請求されるというのが、やはり公平であろうと思います。

そういう観点から、今回の認定に対しまして反対をいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立多数です。したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する

委員長の報告は認定であります。認定第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立多数です。したがって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立多数です。したがって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立多数です。したがって、認定第9号は

委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、認定第10号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

全員起立でございます。したがって、認定第11号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、認定第12号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第13号平成18年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから認定第13号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、認定第13号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第14号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから認定第14号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、認定第14号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第15号平成18年度日置市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから認定第15号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、認定第15号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

△日程第20 議案第97号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

△日程第21 議案第98号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について

△日程第22 議案第99号鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について

○議長（畠中實弘君）

日程第20、議案第97号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第22、議案第

99号鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についてまでの3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第97号は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

市町村合併により熊毛郡屋久町及び南九州市が設置されたことに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定に寄り、議会の議決を求めます。

次に、議案第98号は、鹿児島県市町村総合一部組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

平成20年4月1日から鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、大根田衛生管理組合及び肝属東部清掃組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に、肝属地区一般廃棄物処理組合を加えるため、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めます。

次に、議案第99号は、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についてであります。平成20年4月1日から肝属東部清掃組合が解散することに伴い、同日から鹿児島県市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めます。

2件の内容については、総務企画部長に説明をさせます。

以上、3件ご審議をよろしく願いいたします。

**○総務企画部長（益満昭人君）**

それでは、議案第98号及び99号につきまして補足して説明を申し上げます。

まず、議案第98号でございますが、別紙をお開きいただきたいと思っております。別紙によりますと、鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約ということで、次のように改正するものでございます。

別表第1中、「大根田衛生管理組合及び肝属東部清掃組合」を削るものでございます。これにつきましては、構成団体が今92ございまして、これを90になるものでございます。

次に、別表第2の1の項中、「大根田衛生処理組合及び肝属東部清掃組合」を削りまして、奄美大島地区介護保険一部事務組合の次に「肝属地区一般廃棄物処理組合」を加えまして、同表の8及び9の項中の「大根田衛生管理組合及び肝属東部清掃組合」を削るものでございまして、この同表の8及び9というのは、地方公務員災害補償等の69条の規定によります議会の議員、その他の非常勤の職員に対する公務災害でございます。

また、9につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務でございます。

ちなみに、大根田というのは現在の錦江町、旧大根占町、田代町、それから南大隅町、旧根占町、佐多の組合でございます。肝属東部とは、東串良町及び肝属町、鹿屋市でございまして、肝属町は旧内之浦町、高山町でございまして、鹿屋市については、始良町が吾平町でございまして、吾平と書いておりますが、の分でございます。

それから、肝属地区一般廃棄物処理組合と

は、鹿屋市——現在の鹿屋市でございまして、旧来は鹿屋市輝北町、吾平町、串良町、それから垂水、東串良、肝属、錦江、南大隅のそれぞれ構成するところでございます。

附則といたしまして、この規約は20年の4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第99号でございますが、別紙をお開きいただきたいと思っております。

財産処分に関する協議書でございまして、平成20年4月1日から肝属東部清掃組合が、鹿児島県市町村総合事務組合から脱退することに伴う地方自治法第289条の規定によります鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について、下記のとおり定めるものでございます。

これにつきましては、これまでも財産につきましては、平成20年4月1日、引き継ぐところの市町村総合事務組合に帰属させるという内容でございましたので、これにつきましても20年4月1日でもって鹿児島県市町村総合事務組合に帰属させるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第97号から議案第99号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第97号から議案第99号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第97号について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。議案第97号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決します。

お諮りします。議案第98号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。

お諮りします。議案第99号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第23 議案第100号日置市B  
& G 東市来海洋センター、  
日置市東市来庭球場及び

日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について

△日程第24 議案第101号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

△日程第25 議案第102号日置市都市公園運動施設条例の制定について

△日程第26 議案第103号日置市永吉出張所の廃止に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

△日程第27 議案第104号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

△日程第28 議案第105号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

△日程第29 議案第106号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

△日程第30 議案第107号日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

△日程第31 議案第108号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

△日程第32 議案第109号日置市国民宿舎事業基金条例等の一部改正について

△日程第33 議案第110号日置市農村センター条例の一部改正について

△日程第34 議案第111号日置市公

民館条例の一部改正について

△日程第35 議案第112号日置市体育施設条例の一部改正について

△日程第36 議案第113号日置市火災予防条例の一部改正について

△日程第37 議案第114号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

△日程第38 議案第115号日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

△日程第39 議案第116号日吉町防災行政有線放送施設整備事業分担金徴収条例及び日吉町防災行政有線放送施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

#### ○議長（畠中實弘君）

日程第23、議案第100号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定についてから、日程第39、議案第116号日吉町防災行政有線放送施設整備事業分担金徴収条例及び日吉町防災行政有線放送施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてまでの17件を一括議題とします。

17件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第100号は、日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定についてであります。日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来

相撲場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど教育次長に説明をさせます。

次に、議案第101号は、日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められた場合、職員が自発的に行う自己啓発及び国際協力の機会を提供するため、大学等における修学または国際貢献活動のための休業の制度に関する条例の制定をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第102号は、日置市都市公園運動施設条例の制定についてであります。

日置市都市公園運動施設及び日置市体育施設の使用料の見直し及び各都市公園運動施設条例の統一を図るため条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど産業建設部長に説明させます。

次に、議案第103号は、日置市永吉出張所の廃止に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてであります。

行政措置執行の見直しにより、日置市永吉出張所を廃止することに伴い、関係条例の整備を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第104号は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。



学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど教育次長に説明をさせます。

次に、議案第105号は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第106号は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等が制定されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第107号は、日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第108号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

4件の内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第109号は、日置市国民宿舎事業基金条例等の一部改正についてであります。基金の効率的な運用に資するため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど総務企画部長、市民福祉部長に説明させます。

次に、議案第110号は、日置市農村センター条例の一部改正についてであります。

日置市農村センターの使用料の見直しによる所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど産業建設部長に説明させます。

次に、議案第111号は、日置市公民館条例の一部改正についてであります。

日置市農村センターの使用料の見直しに伴い、日置市公民館との使用料の統一を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第112号は、日置市体育施設条例の一部改正についてであります。

日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設の使用料の見直しを図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、後ほど教育次長に説明をさせます。

次に、議案第113号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されたこと

に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第114号は、日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

鹿児島県市町村消防補償等組合が行っていた事務の共同処理について、平成19年4月1日から鹿児島県市町村総合事務組合において行うこととなったため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、後ほど消防長に説明させます。

次に、議案第115号は、日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど産業建設部長に説明させます。

次に、議案第116号は、日吉町防災行政有線放送施設整備事業分担金徴収条例及び日吉町防災行政有線放送施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

合併時の事務事業の調整方針に基づく事業の廃止に伴い条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、日吉支所長に説明させます。

以上、17件ご審議をよろしく願いいたします。

## ○教育次長（外園昭実君）

議案第100号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について説明を申し上げます。

日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定管理者を次のとおり指定する。1、管理を行わせる公の施設の名称、日置市B&G東市来海洋センター、それから日置市東市来庭球場、日置市東市来相撲場。

2番目としまして、指定管理者となる団体の名称、株式会社日本水泳振興会。

3の指定の期間、平成20年4月1日から平成23年3月31日までとの3年間となっています。

今回の指定管理者につきましては公募でございまして、3者応募がありまして、3者の公認会計士による財務諸表等、これは総合評価、企画評価、経営分析等をしていただきました。これらの審査と、市の指定管理者、当事者と選定委員会、これは両副市長プラス8名の関係職員による面接審査を行い、募集要綱に示されました選定基準に照らしまして総合的に審査し、指定管理者の公募者と候補となる株式会社日本水泳振興会を選定したものでございます。

資料によりまして説明申し上げますが、株式会社日本水泳振興会の概要については、所在地は東京都中野区でございます。代表者名は、代表取締役青木守喬、設立年月日は昭和50年6月8日、従業員数は130人で、業務の目的につきましては、(1)のスポーツ施設より健康増進を目的とした温浴施設の運営外12件の一応業務内容となっております。

別紙参考資料としまして、1枚紙を参考資料としてお渡ししてございますので、その内容を少し説明したいと思います。

最初の指定管理者候補者選定に至るまでの

主な経緯でございますが、ここに書いてありますとおりです。本年の9月27日、募集要項等を決定いたしまして、10月2日募集開始しました。10月10日に現地説明会をし、6社参加しております。10月26日公募を終了し、3社の応募がございました。

それから、10月26日から11月2日にかけて財務諸表等の審査委託を小野公認会計事務所の方へ委託してございます。それから、11月6日に面接審査をしまして、11月8日、指定管理者候補者を選定しております。

次の、2番目の指定管理者候補者、株式会社日本水泳振興会からの提案された収支計画でございますが、収入の合計で20年度は4,066万9,000円、内訳は指定管理料と利用料金になっておりますが、この指定管理料は、市の募集要項に基づく管理運営経費、3年間で7,618万7,000円を試算しておりましたが、これよりも57万4,000円マイナスの3年間で7,561万3,000円の指定管理料の計画をしております。

それから、利用料金につきましては、20年度で1,398万5,000円を試算しております。これにつきましては、18年度の市の決算では、1,137万4,000円で、プラス261万1,000円の増を見込んでおるようです。

それから、支出合計としましては、20年度で4,066万9,000円で、内訳としまして人件費の方が1,710万9,000円見込んでおります。これは、18年度の市の実績からしますと、327万2,000円減の見込みとなっていて、社員2名とその他アルバイト代となっておるようです。

一般管理費は消耗品等で、その額でございます。維持管理費が1,640万4,000円見込んでおまして、市の管理状況では1,798万8,000円でしたので、158万4,000円のマイナスで見込んで

おるようです。新規事業費としては94万2,000円でございます。あと公課費、その他ということでございます。

裏のページが(2)としまして、採点の結果でございますが、これは審査委員10名が選定基準5項目に従った1人100点満点の、それで100点満点で算出しています。プラス業務実績と財務状況によりましてプラス30点ということで、1,300点が満点でございますが、日本水泳振興会としては1,135点という採点結果になっております。後のA社、B社については、そこに書いてあるとおりの採点になっております。2社とも本社は東京でございました。

(3)で他団体における類似施設等の業務実績ということで、日本水泳振興会が現在実施している実績としましては、群馬県の玉村町の海洋センターを同じく指定管理者でございます。これは同じく東市来町と同じ25メートルの6コースのプール管理をしておるようでございます。そのほか県内では阿久根市の阿久根大島公園の指定管理者、あとお目通しをお願いしたいと思います。

3の財務効果でございますが、真ん中の欄が平成18年度市の実績でございます。収入、支出、△の3,200万程度となっておりますが、日本水泳振興会の試算でいきますと、先ほど申し上げた収入、支出でございます。2,500万の制度導入後の市の状況は、指定管理料を支払うということでございます。DマイナスCということで、年間、1年間で730万円余りの歳出縮減が見込まれるというような状況でございます。

以上をもちまして、一応指定管理者の候補としたわけでございます。説明を終わります。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、引き続きまして議案第101号につきまして、補足して説明申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思います。い

る。いろいろ第1条から第12条までなっておりますが、この概要について説明したいと思います。

まず、日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定ということでございまして、本条例の制定は、地方公務員法の一部を改正する法律が平成19年5月16日に交付されたことに伴いまして、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の改正内容に準じまして、必要な条例を整理制定しようとするものでございます。

主な内容でございまして、まず第2条にあります自己啓発等休業の承認であります。制定の趣旨は、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として、職員の自発的な大学等の過程の履修または国際貢献活動を可能とするための休業制度の創設であります。在職期間が2年以上の職員がこれらを申請した場合、その申請内容が公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、申請をした職員の勤務成績などを考慮した上で、大学等の履修または国際貢献活動のための休業を承認するというものでございます。

次に、第3条では自己啓発等の休業の期間でございまして、特に必要な場合を除き、大学等の履修が2年、国際貢献活動のための休業が3年を超えない範囲となっております。第4条で大学等教育施設のことでございまして、その範囲は学校教育法に規定されております大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、大学院及びこれらに相当する外国の教育施設となっております。

次に、第5条は奉仕活動についてでございまして、国際貢献活動につきましては、独立行政法人国際協力機構、通称JICAということでご承知と思いますが、これが開発途上地域で行う奉仕活動等となっております。

それから、第6条から第9条につきまして

は、申請から活動の報告等について指定してございます。

第10条でございまして、職務復帰後の給与等の取り扱いにつきましては、職務への貢献度等を考慮いたしまして、100分の100以下で他の職員と均衡をとるための調整が可能であるというふうになっております。

また、休業期間中の給料につきましては、地方公務員法第26条の第3項の規定によりまして、大学等への修学、国際貢献活動、いずれの場合も無支給となっております。

次に、第11条でございまして、第11条の退職手当の取り扱いでございまして、これにつきましては、期間の算定におきまして勤続期間から全期間除算されることになっておりますけれども、修学または国際貢献活動の内容が公務の効率的な運営に資するなど、総務大臣が定める要件に該当する場合は、2分の1が除算されると、2分の1は優遇されるということになっております。

最後の附則につきましては、学校教育法及び独立行政法人国際協力機構の法の法律の改正日に係る読み替え規定となっております。

以上が、日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に対します主な内容でございます。よろしく申し上げます。

#### ○産業建設部長（池上吉治君）

続きまして、議案第102号日置市都市公園運動施設条例の制定について補足説明を申し上げます。

これまで都市公園の運動施設の管理につきましては、それぞれの施設ごとに4つの条例で規定をしてございましたが、今回運動施設及び体育施設の使用料の見直しをいたしまして、都市公園の運動施設について一本化するものでございます。

それでは、別紙により説明を申し上げますか。

まず、第1条は主旨でございますが、都市公園条例に規定する都市公園のうち、東市来運動公園、伊集院総合運動公園、妙円寺中央公園及び吹上浜公園の運動施設の管理について定めるものでございます。

第2条は、運動施設の名称を別表第1に掲げまして、また第3条として供用時間及び供用日を別表第2に規定をするものでございます。

次の第4条の使用許可から最後の第18条の委任までにつきましては、これまでと内容は基本的に変わっておりませんので、説明の方は省略をさせていただきます。

次の次のページであります。附則といたしまして、第1条は施行期日でございますが、この条例は平成20年7月1日から施行するというもので、周知期間を考慮いたしまして、7月1日といたしております。

第2条は、これまでの4つの条例、日置市伊集院総合運動公園運動施設条例、日置市妙円寺中央公園運動施設条例、日置市東市来運動公園運動施設条例、日置市吹上浜公園運動施設条例、この4つの条例を廃止するものでございます。

次に、第3条は廃止前の条例に基づきます処分等の見直し規定でございます。

次に、別表第1でございますが、第2条関係の運動施設名をそれぞれ載せてございます。

次の別表第2は、それぞれの施設の供用時間と供用日でございます。これらの内容につきましては、これまでと変わってはおりません。

次に、別表第3、これが今回の改正目的であります使用料の改定でございますが、類似施設との調整、あるいは使用料区分を体育施設とあわせて時間当たりの統一した考えのもとで設定をしております。この使用料の内容につきましては、この後の条例で出てまいります体育施設条例の中で一緒に説明を

申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、引き続きまして議案第103号について説明を申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思います。まずその前に、これまでこの件につきましては、経過につきまして全協等でも報告してございますとおりでございます。これまで10月29日に坊野地区の役員の方々、それから11月4日には永吉地区の役員の方々、それから、11月1日には両地域の住民の方々への説明会も実施したとでございます。

ということで、日置市永吉出張所の廃止に伴う関係条例の整理等に関する条例を今回お願いするものでございます。

第1条で、日置市の部設置条例の一部改正でございます。この中で第1条で、地方自治法の関係の「法」というのを削るようにはございます。そして、第5条を削りますが、この第5条につきましては、支所及び出張所の事務分掌の項でございます。これを削ります。第6条につきましては、字句の訂正でございます。

第2条が主なものでございまして、日置市出張所設置条例の廃止ということで、日置市出張所設置条例（平成17年日置市条例第10号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

そういうことで、住民の方々からいろいろ要望が出されましたが、その中で主なものは、地区公民館で証明書の発行ということでございましたけれども、今までの利便性を急激にやっぱり少なくするのはどうかということで、永吉郵便局で諸証明の発行ができないかということで、これにつきましては、永吉の郵便

局で発行してまいりたいということで協議を進めていくということでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○教育次長（外園昭実君）

議案第104号について説明を申し上げます。

別紙をごらんいただきたいと思います、今回学校教育法等の一部を改正する法律の中で、学校の種類の規定順について、幼稚園を最初に規定する内容がございまして、別紙日置市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

第1条、日置市立学校設置条例（平成17年日置市条例第83号）の一部を次のように改正する。第1条第1項中、「小学校、中学校及び幼稚園」を、「幼稚園、小学校及び中学校」に改める。

それから、別表を次のように改めるということで、幼稚園を一番最初にもってきてございます。

それから、第2条は日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正でございまして、これも第2条第2項中、第73条の2の規定により設置された盲学校、ろう学校もしくは養護学校を、第78条の規定により設置された「特別支援学校」に改めるという修正でございまして。

附則につきましては、今回の学校教育法等の一部を改正する法律は、公布の日から6月以内で政令で定める日から施行することになっておりますので、今回の附則につきましては、この条例は学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれかの初日から施行するというような附則になっております。

以上で説明を終わります。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

議案第105号について、別紙に補足説明

申し上げます。

この条例につきましても、非常に内容等が簡単なんですけれども、非常に込み入った書き方をしておりますので、概要等につきまして説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、少子化対策を目的に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、平成19年5月16日に公布されたことに伴い、公務においても長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度等を導入しようとするものでございます。

法律及び条例の主な改正点をあわせて説明させていただきますと、現行規定における育児休業制度というのは、これまで子供が3歳に達するまでの期間内において、完全に職場を離れて育児に専念することとなっておりますけれども、今回の法律改正によりまして、職員が小学校就学の式に達するまでということは、小学校に入るまでの子供を養育するため、常勤職員の身分はそのまま、法律に規定してある4つの勤務の形態から選択して、自分で希望する日及び時間帯に勤務することができる内容となっているものでございます。

ただし、職員以外の親が養育する場合及び非常勤職員については、育児短時間勤務をすることはできません。勤務の形態につきましては、1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間または25時間となる短時間勤務を選択できまして、具体的な例といたしましては、例えば月曜日から金曜日に1日4時間勤務する勤務の形態とか、月曜日から金曜日のうち3日間、この間の3日間に1日8時間勤務する勤務の形態など、4つの勤務形態から選択することとなります。

第4条のところで、再度の育児休業をすることができる特別な事情につきましては、法律の規定に基づきまして第4号において両親が交代で育児休業を取得できる内容を追加し

ております。

それから、育児短時間勤務をしている職員の給与につきましては、1週間当たりの勤務時間数に応じて定める額となります。また、第8条に規定しております職員の復職後の給料の調整でございますが、改正前の規定におきましては、2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとしておりますけれども、改正後におきましては、100分の100以下の換算率に換算して得た期間を引き続き勤務したものとしておりますけれども、改正後におきましては、100分の100以下の換算率に換算して得た期間を引き続き、勤務した期間とみなすことを規定しております。

それから、第17条の退職手当の取り扱いにつきましては、育児短時間勤務の期間の3分の1の期間を在職期間から除算すると、除くということになります。

それから、最後、附則でございますが、附則に規定してあります復職後の給料の経過措置でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行日でございます平成19年8月1日前に係る育児休業期間につきましては、従前のとおり、育児休業した期間の2分の1に相当する期間を引き続いて勤務したものとみなすという規定にされております。

以上が育児休業等の関係でございます。

次に、106号でございます。これも別紙により補足説明いたしますが、これにつきましても、その概要を説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、少子化対策を目的に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が先ほどから申しましてとおり、平成19年5月16日に交付されたことに伴い改正するものでございまして、小学校就学の式に達するまでの子を養育する、いわゆる育児短時間勤務職員に係る勤務時間や週休日等についての所要の改正をい

たしまして、あわせて条文整備をしようとするものでございます。

主な改正内容でございますが、第2条におきましては、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間、第3条におきましては、週休日及び勤務時間の割り振りについて改正するものでございます。

勤務の形態につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に規定してございます先ほどの条例でもありましたが、4つの勤務形態にあわせた改正となっております。ちなみに4つの勤務形態とは、まず、月曜日から金曜日に1日当たり4時間、つまり週、通算しますと20時間です。2番目に、月曜日から金曜日に1日当たり5時間、週に直しますと25時間、それから3番目といたしまして月曜日から金曜日のうち週3日、週に直しますと24時間、それから4番目に月曜日から金曜日のうち週2日半、つまり1週間では20時間というふうな形態がございまして、その中から職員が選ぶというものでございます。

第7条におきましては、育児短時間勤務職員に係る正規の勤務時間以外の時間における勤務、第13条におきましては、年次有給休暇の不要日数についての改正となっております。

以上が日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての主な内容でございます。

次に、107号でございます。これも別紙により説明いたしますが、107号は日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございまして、本条例の改正につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、これも平成19年9月16日に交付されたことに伴い、所要の改正をするとともに、あわ

せて条文の整備しようとするものでございます。

ここも主な内容だけを申し上げますと、主な改正内容でございますが、第14条の退職手当の支給に関する条項につきましては、平成19年4月の鹿児島県市町村総合事務組合の設立に伴いまして適応する関係条例名を改正するものでございます。

続きまして、第15条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、部分休業ができる職員の範囲とその給与の支給につきまして、改正するものでございます。

第16条につきましても、同じく法律の施行に伴い、自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の支給について規定したものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第108号に入らせていただきます。

地方税法施行規則の一部を改正する条例が平成19年10月31日公布され、一部を除いて20年4月1日から施行されることに伴い、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

それでは、お手元に配付していると思いますが、A4番の横書きの資料に沿いまして概要を説明申し上げます。

今回の改正の大きなポイントの1点目でございますが、ありますでしょうか。A4番の——それでは1点目ですが、平成20年4月1日から国民健康保険税を年金から特別徴収するという、それから2点目は、年金から特別徴収できる世帯主は世帯内の被保険者全員が満65歳以上、75歳未満であるという要件があります。この年齢条件及び国保の被保険者条件を前提に調査いたしましたところ、日置市内においては、最大で

2,317世帯、3,483人が対象となるのではないかと見込んでいただいております。なお、今後年金保険者から通知されます特別徴収対象者情報と介護と保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えるか否かを判定いたしまして、特別徴収対象被保険者を特定していきますので、今後の具体的な世帯数の人数はこれらの判定を待つ必要があると思います。

初めに、それでは改正の内容でございますが、第9条でございますけれども、国民健康保険税の徴収方法の改正ということでございまして、従来は国民健康保険税の徴収はすべて普通徴収の方法で行ってまいりました。20年4月1日から施行いたします地方税法第706条第1項の規定によりまして、国民健康保険税の徴収は、徴収の義務に従い、普通徴収、または特別徴収の方法によらなければならないと改正されておりますことから、今回の条例改正によりまして、特別徴収でも徴収できることを規定するものでございます。

次に、第12条第1項は、特別徴収を規定するものでございまして、当該年度の初日において新地方税法第706条第2項の規定により、老齢年金給付を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者で世帯主である場合は、当該世帯に課税する国民健康保険税は特別徴収の方法によって徴収するものとする改正されていることから、20年度以降の国民健康保険税を老齢年金等給付からの特別徴収をするものでございます。

第12条第2項は、新地方税法706条第3項の規定により、平成20年度以降の4月2日から8月1日までに特別徴収対象被保険者となった場合は国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収することができると規定するものでございます。

次に、第13条関係でございますが、国民健康保険税の特別徴収義務者の指定等を規定



するもので、この年金保険者は新地方税法第706条第2項におきまして次のように定められているとでございます。

まず、1項目は、国民年金法による老齢基礎年金たる給付をする年金保険者であること。続きまして、2つ目に、国民年金法、国家公務員、共済組合法、地方公務員と共済組合法、私立学校教職員共済法に基づく老齢退職障害死亡を支給中とする年金たる給付を行う保険者となっております。

次に、第14条でございますが、特別徴収義務者の納入の義務等を規定するものでございまして、新地方税法第718条の4の規定によりまして、年金から特別徴収された国民健康保険税は翌月の10日までに日置市へ納入しなければならないと定めるものでございます。

次に、第15条は、被保険者資格喪失等の場合の通知等について定めるものでございまして、新地方税法第718条の5第1項及び第2項の規定によりまして、特別徴収対象被保険者に係る資格喪失等があった場合は、年金保険者に通知をしなければならないと規定しているものでございます。

この通知を受けた後においては年金保険者は特別徴収額を徴収納付する義務を負わないものと定めているものでございます。また、年金保険者は特別徴収対象被保険者の徴収税額の実績を市長に通知しなければならないと定めるものです。

次に、第16条第1項では、既に特別徴収対象被保険者であったものに係る仮徴収についてのものでございます。当該年度の4月1日から9月30日までに支払われる年金から支払い回数割保険税に相当する額は、前年度の最後に給付された年金から特別徴収された支払い回数より保険税額とすること定めるものでございます。

第16条の第2項では、当該年度の6月

1日から9月30日までの間において、支払い回数割保険税に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合には、市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収することができるものと定めるものでございます。

次に、第17条では、新たに特別徴収対象被保険者になったものに係る仮徴収について、第1号では、当該年度の4月2日から8月1日までの間に特別徴収対象被保険者になった場合において、特別徴収対象被保険者となった場合において、特別徴収の方法で徴収が行われなかった場合、または当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までに特別徴収対象被保険者となったものについては、当該年の4月1日から9月30日までの間は当該年度の前年度の税額を当該年度の年金の支払い回数で除して得た額を年金から特別徴収すると定めるものでございます。

第2号では、当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった場合には、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間は当該年度の前年度の税額を当該年度の年金の支払い回数で除して得た額を年金から特別徴収すると定めるものでございます。

第3号では、当該年度の初日の属する年の前年の12月2日から翌年2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった場合には、当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間は当該年度の前年度の税額を当該年度の年金の支払い回数で除して得た額を年金から特別徴収すると定めるものでございます。

なお、この第17条の規定は平成21年度以降の国民健康保険税に適用されることになっております。第18条第1項では、特別徴収対象被保険者が年金給付を受けなくなったことと等により、国民健康保険税を特別徴収

できなくなった場合には、普通徴収で徴収すると定めるものでございまして、第18条第2項では、特別徴収された税額が特別徴収すべき税額を超えた場合で、未納分の税金がある場合は、納め過ぎた税金を地方税法第17条の2の規定により、未納に係る税金に充当すると定めるものでございます。

附則につきましては、今回の条例改正の施行日を20年4月1日とすること。また経過措置といたしまして、19年10月1日において年金給付を受けている満65歳以上の国民健康保険税の被保険者である世帯主及び平成20年4月1日までに65歳に達する者で、特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、支払い回数割保険税の見込み額として、平成19年度の国民健康保険税額を平成20年度における年金の支払い回数で除して得た額を特別徴収の方法によって徴収することができるものと定めたものでございます。

以上でございます。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時30分とします。

午後2時17分休憩

---

午後2時30分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○総務企画部長（益満昭人君）**

それでは、議案第109号につきまして補足説明を申し上げます。

本条例は、日置市国民宿舎事業基金条例、吹上温泉給湯基金条例及び公衆浴場基金条例の3つの条例の一部をこの条例で改正しようとするものでございます。

別紙をお開きいただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、第1条では、日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正でございます。これの中の主なものといたしまし

て、第1条につきましては、設置についての表現の字句の修正でございます。第2条で、積立金の額を、これまで「1億円に達するまで」と限度額を設けていたものを「予算で定める額」にしたこととございます。

それから、第3条でございますが、基金管理につきまして、必要に応じ確実かつ有利な有価証券にかえることができるようにしたこと。それから、第4条では、「運用基金の処理を編入」という表現を「基金に繰り入れる」という表現に改めたこととございます。それから、第6条でございますが、基金の処分では、この目的を達成するため、その全部または一部を処分できるとしたこととございます。第7条で、委員規定でございましたが、基金の管理のことが出ておりますので、これを削除するというものでございます。

以上でございます。

**○市民福祉部長（樋渡健郎君）**

私の方から同じく第2条及び第3条につきまして補足して説明を申し上げます。

第2条は、日置市吹上温泉給湯事業基金条例の一部改正でございます。主なものといたしましては、まず題名を日置市温泉給湯事業基金条例に改めております。

以下、前条の国民宿舎と同じように、第1条の設置では、表現を改め、第2条も「基金の額を限度額を設けていたもの」を「予算で定める」に、第3条では、新たに第2項を追加してございます。第6条は、条文の整理をし、同条を第7条としまして、第5条の次に新たに第6条として「処分」の条を設けております。

次に、第3条、日置市公衆浴場基金条例の一部改正でございますが、これも題名を日置市公衆浴場基金条例に改めております。

以下、前条と同じように、第1条では、設置についての表現を、第2条でも「積立金の額を限度額を設けていたもの」を「予算で定

める」に、第3条、第4条、第5条は条文等の整理を、第6条では、全条と同じように条文の整理をしまして、同条を第7条とし、第5条の次に新たに第6条として「処分」の条を設けております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で終わります。

#### ○産業建設部長（池上吉治君）

続きまして、議案第110号日置市農村センター条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

これまで市の農村センターの使用料につきましては、旧町の施設ごとにそれぞれ使用料設定の仕方が違っておりました。東市来の施設につきましては、みそ類は1キログラム当たり、それから、ジュースやたれ類についてはビール瓶1本当たり幾らというような単価設定をしてございました。それから、伊集院と日吉の施設は半日当たりが幾ら、1日当たり幾らという設定、そしてまた吹上の施設では、みそは全工程で幾ら、それから、ジュース、たれ類につきましては、一釜当たりの単価を設定をしてございました。そのようにそれぞれの施設ごとに単価設定の仕方が違っておりましたので、これを今回市内全施設を統一しました使用料にしたいということで改正を提案するものでございます。

それでは、別紙により説明を申し上げます。

日置市農村センター条例の一部を改正する条例といたしまして、まず第1条は、設置でございますが、その目的としまして、これまでは「農村地域住民の社会的連帯感を高め、健康で文化的な生活向上を図るため」としておりましたのを、今回「農村加工技術の習得及び農業後継者の育成のための研修を行うことにより、農村地域住民の社会的連帯感を高め、もって地域農業の振興を図るため」というより具体的な表現にかえております。

次に、第3条であります、「使用時間」となっておりました見出しを、今回「使用時間及び休館日」というふうに改めまして、第4条にありました「休館日の規定」をこの3条の別表に移しまして、さらに使用時間や休館日の変更を追加をいたしております。したがって、第4条は削除をするというものでございます。

次に、第5条でございますが、字句の修正と、1条繰り上げて第4条とするものでございます。第5条には、従来第6条として「使用の制限」を規定しておりましたが、今回「使用の不許可」という条にしまして、3号と4号を追加をいたしております。その3号には、「集团的、または常習的に暴力的行為を行う恐れがある組織の利益になると認めるとき」、これはほかの施設等とあわせてこの号を追加しております。さらに、4号であります、「センターを使用して製造した加工品を販売することを目的としているものから使用の申請があったとき、ただし、市長が特に使用を認めたときはこの限りでない」この号を追加をいたしております。このただし書きには、加工グループ等が該当することになります。

次に、第6条の「使用許可の取り消し等」からずっといきまして、第16条「利用時間及び休館日の変更等」ここまでにつきましては、市のほかの施設等の管理条例等の内容にあわせまして、条文の整理をいたしましたので、お目通し願いたいと思います。

次に、別表第1でございます。これまで8つの施設でありましたけれども、今回新たに伊作地区多目的共同利用施設を加えるものでございます。所在地が日置市吹上町中原2568番地でございます。この施設につきましては、これまで伊作地区の公民館としまして、市の公民館条例に規定をしてございましたが、もちろん今後も公民館としての機能

は維持しますけれども、その中の加工センターとしての機能を有する施設を今回この農村センターとして加えるものでございます。

次に、別表第2でございますが、これまで使用料を別表第2では規定しておりましたが、今回別表第2に、使用時間と休館日、別表第3に使用料を載せました。

まず、別表第2の使用時間は、統一できるところは統一をし、現在、実際に利用されているそれぞれの時間にあわせてございます。休館日につきましては、これまでと内容はかわっておりません。

次に、あけていただきまして、別表第3でございますが、まず会議室と使用料につきましては、これまでの使用料を基本にし、農産加工室について1時間当たり100円という設定をいたしました。そして冷暖房施設のある施設につきましては、1時間当たり100円を追加をいたしております。運動広場や洗濯室につきましては、これまでと同じでございます。

次に、2番目に器具等使用料でございます。これにつきましては、つくる品物によってそれぞれ単価を今回設定をいたしました。タレ、つゆ類はビール瓶換算で1本当たり10円、それから、蒸し器は材料1キログラム当たり30円、真空包装は1袋について10円、みそ類はでき上がり1キログラム当たり20円、モチ類はモチ米1キログラム当たり70円、豆腐は1工程当たり300円、その他としまして、例えば、かつおみそとか、昆布とか、そういったものをつくれますが、そういったものは1キログラム当たり10円、このような単価を設定をいたしました。なお、これらの単価設定につきましては、生活研究グループ、あるいは加工部等の方々の意見も参考にしております。

次に、備考の1でございますが、第5条第4号、ただし書きに該当する場合、つまり販

売目的ではありますが、特に市長が認めたものの使用料、これが加工部等に該当いたしますが、運動広場と器具等使用料を除いて2倍の使用料、つまり時間単価がほかの方とは2倍になるというような設定でございます。

次に、備考の2番目でございますが、日置市以外の方の利用については2倍の使用料金とするということでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は平成20年7月1日から施行するとしております。

改正の内容につきましては、以上でございますが、改正前後の使用料の状況について説明を申し上げます。

まず、18年度の実績でございますが、工事費等を除いて経常的な管理費、それが18年度決算で全施設総額で約1,400万円でございます。そのうち、燃料費と光熱水費が約700万円、管理費の半分の700万円でございます。それと使用料は総額で約330万円でございます。つまり使用料の割合は総体管理費の約24%、それから、燃料費、光熱水費に対する割合が約47%というふうな18年度決算はなっております。

今回の改正によりまして、これまでよりも若干高くなる場所、あるいは安くなる場所がございます、統一した関係で。大体平均に近いところで設定をいたしましたので、そのようなふうになります。改正後に18年度と全く同じ量の使用があったと課程があったとしますと、使用料金が大体400万円になる見込みでございます。これは先ほどの18年度の燃料費光熱水費に対する割合でしますと、約57%になるようでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○教育次長（外園昭実君）

議案第111号につきまして説明を申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思いますが、日置市農村センター使用料の見直しでございます。日置市の公民館との使用料の統一を図るため、一部改正をするものでございます。

別紙の別表第2中、上市来、皆田、伊作田地区公民館の小会議室、研修室、多目的ホールの右端の欄の方に冷暖房使用1時間当たり100円を加えるものでございます。それと伊作地区公民館の加工室部分につきましては、今説明があったとおり、農村センター条例の方に移すために削除をいたしまして、洗濯機の欄がございしますが、利用1回につき「630円」を「600円」に、これは他の地区と調整をするものでございます。

同表、備考に次のように加えるということで、5としまして、永吉地区公民館の調理室において加工品を製造する場合の使用料は、日置市農村センター条例の例によるということで、ここで調理をする場合はそっちのセンター条例を適用するというものでございます。

附則としまして、この条例は平成20年7月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第112号日置市体育施設条例の一部改正についてでございますが、これも別紙でございます。日置市内の体育施設及び日置市都市公園運動施設の使用料の見直しについては、さきの9月議会でもB&G東市来海洋センターの施設使用料の調整を行いました。使用料改正の主なものは、今回類似施設の使用料の調整でございます。例えば、バレーが4面とれる体育館とか、それ以外のものとか、それから、使用料区分がこれまで午前、午後、夜間というような部分設定になっておりましたものを1時間当たりの単価区分に統一してあります。

それと使用許可時間の延長の場合の使用料ですが、これについても30分単位の徴収できるように改正案をつくってございます。

それと使用許可時間の延長の場合の使用料ですが、これについても30分単位の徴収できるように改正案をつくってございます。それと市外利用者の使用料につきましては、100分の150を乗じて得た額とするものが主なものでございます。

別表第1と、別表第2に日置市伊集院相撲場を加える。これにつきましては、伊集院地域の徳重神社に相撲場がございましたが、これまで施設の条例の中に入れておりませんでしたので、今回追加して日置市伊集院相撲場、日置市伊集院町徳重2787番地を加えるものでございます。

それから、別表第3を次のように改めるということでございまして、別表第3につきましては、体育館、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、バレー4面とれるようなものは伊集院総合体育館、日置市総合体育館、これらのものについては児童アマチュアスポーツの児童生徒が使う場合は、1時間当たり170円と、それ以下の施設、B&Gの体育館、それから、高山地区の交流センターの体育館、吹上の勤労者体育センター、これらについては80円というふうに統一して、それ以下の施設について40円と、以下、こういった形ですべて調整をさせていただきます。施設の名称が1からずっとお目通しを願いますが、日置市研修棟まで10のその他の施設まで施設ごとの調整をさせていただきます。

なお、先ほど提案がありました議案第102号の日置市都市公園運動施設条例に出てくる各運動施設の使用料につきましても、この体育施設条例に基づく体育施設の使用料と同じく調整をした金額ということになっております。

附則としまして、この条例は周知期間を考慮いたしまして、平成20年7月1日から施行するというような内容になっております。

終わります。

## ○消防本部消防長（福田秀一君）

続きまして、議案第113号につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市火災予防条例の一部を改正する条例、日置市火災予防条例、平成17年日置市条例第213号の一部を次のように改正する。第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の日置市火災予防条例の規定は、平成19年6月20日から適用するというものであります。

今回の改正は、建築基準法の改正に伴って、建築基準法施行令の情報番号等が改正されたため、条例の一部を改正するものであります。この火災予防条例の第29条の3第1項は、住宅火災警報器の設置場所について規定をしております。第1号で寝室に設置しなければならないと定めております。そして第2号で寝室の存する階の階段の上段にも設けなければならない。ただし、建築基準法施行令という避難階は除くとなっておりますが、この避難階に関する規定が「第13条の3第1号」から「第13条第1号」に変更になったものであります。ちなみにこの避難階といいますのは、例えば、2階建ての建物で、2階部分から直接屋外に出られるような場合をいいますが、このような場合は階段の上段に警報機を設置する義務はないということです。

続きまして、議案第114号について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、条文整理が主なものでありますが、別紙によりまして説明を申し上げます。日置市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、平成17年日置市条例第199号の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改めるということですが、以下、字句等の修正が主なものでありますので、途中まで説明を省略させていただきます。一番下の行から説明をさせていただきます。

第12条第1号、各号列記以外の部分に、後段として次のように加える。この場合において、消防ポンプ自動車の運転及び整備に従事する団員には、年額4万2,700円を、消防積載車の運転及び整備に従事する団員には、年額2万5,600円を、機械要員には年額6,300円を、ラップ隊員には、年額1万6,600円を合わせて支給する。この部分は現在第13条で技術者手当として規定をしておりますが、今回の改正で第12条の報酬のところに含めるものでございます。以下、2行飛ばしまして、5、年度の中途において階級等の異動によりその報酬に変更があったときは、変更前及び変更後において属する階級等の報酬額をそれぞれ日割計算し支給する。この部分は階級等の異動による日割計算の規定に新たに追加するものでございます。

第13条を削る。これは先ほど申し上げましたように、技術者手当について規定をしておりますが、今回第12条の報酬に含めますので、削除するものでございます。

また以下説明を省略させていただきます。最後の附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条の規定は平成19年4月1日から適用するというものでございます。

以上で議案第113号及び114号の補足説明を終わらせていただきます。

## ○産業建設部長（池上吉治君）

次に、議案第115号日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴

いまして、先ほど別議案で説明がありましたが、自己啓発休業関係の追加と、それから、部分休業の改正が主なものでございます。

それでは別紙により説明を申し上げます。まず、題名及び第1条、第2条中水道事業を削る。これはこの条例で適用される職員は現在は水道事業職員だけでございますが、水道職員に限らず、企業職員全般の条例とするものでございます。

それから、少し飛びまして、中ほどより少し下になりますが、第8条から第11条までを次のように改めるとありますが、これは第8条の夜間勤務手当と、それから第9条の宿日直手当を一般職の規定と合わせるために追加するものでございます。

それから、次のページの9行目からであります。自己啓発と休業の承認を受けた職員の給与とありますが、ここに第20条といたしまして、地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については給与を支給しない。この条を追加をするものでございます。

次に、第14条第2項中、3歳に満たない子を小学校就学の式に達するまでの子に改め、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、対象期間が3歳未満から小学校就学前まで延長されたことによりまして部分休業の期間が変わるものでございます。

それから、また少し飛びまして下から3行目ですが、第13条の退職手当につきましては、一般職の条例を適用するというものでございます。そのほかの改正につきましては、条文の整理でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。よろしく願いいたします。

#### ○日吉支所長（下田平輝己君）

議案第116号について補足説明を申し上

げます。

議案第116号は、日吉町防災行政有線放送施設整備事業分担金徴収条例及び日吉町防災行政有線放送の設置及び管理に関する条例を廃止する条例であります。

合併時の事務事業の調整方針に基づきまして、平成19年度までの暫定例規とされた条例でございまして、合併後3年をめどに見直しをすることで協議がなされておりました。有線放送施設は、東市来地域と日吉地域で整備をされておまして、東市来地域の有線放送施設は、防災無線の機能を有し、それぞれの自治会で維持管理をされております。日吉地域におきましては、有線放送の個別受信機とは別に防災無線の個別受信機を各家庭に配置をし、いずれも市で維持管理をしておりましたので、有線放送施設については、平成20年度から各自治会や集落で維持管理をしていただくことといたしまして、平成19年度末をもって2件の条例を廃止をするものでございます。

別紙をお開きいただきたいと思います。次に掲げる条例は廃止をする。

(1) 日吉町防災行政有線放送施設整備事業分担金徴収条例（昭和62年日吉町条例第12号）。(2) 日吉町防災行政有線放送施設の設置及び管理に関する条例（昭和63年日吉町条例第2号）。附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから17件について質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○13番（田畑純二君）

私は議案第102号日置市都市公園運動施設整備条例の制定についてと議案第110号について質疑をいたします。

先ほど説明は産業建設部長の方でなされたわけですが、この条例の所管、教育文化常任委員会の方で付託されて、教育文化常任委員会ですらに審議する予定となっておりますけれども、この条例の所管する課はどこであるのか、恐らく今の説明では両方にまたがるんじゃないかと思われまますが、そこら辺の確認、これはまず第1点。

それから、先ほどの説明でわかったんですけども、この提案理由の中で都市公園運動施設に属するというごことばでございまして、例えば、日吉町にございます日吉運動公園のグラウンド、それから、総合体育館、テニスコート、グラウンドゴルフ場、幼児用プール、弓道場などが記載されておられませんけれども、これは別途に考えるということだと思えます。その確認。それでこれらについては日吉町の方については従来どおりとするものと思われまますが、その確認をしていただきたい。この2点。

それから、第110号日置市農村センター条例の一部改正について、これについても先ほど産業建設部長の方から説明があつてわかつたわけですが、ただ、意見として生活研究グループ、加工グループの意見も参考にしているということなんですけど、附則として7月1日から施行するというごことばで、周知期間を関係者に説明、あるいは了解をされると思うんですけども、そこら辺は今後運営に向けてどういうふうにご予定されているのか、そこら辺の関係所に対する周知の仕方、それとこの関係所の方はどういう今までの意見を取り入れたらどうことばで、これで了解してもらえるのかどうか、了解してもらえればどういう考えなのか、そこら辺に対して、だからその点を質疑いたしますんで、答弁願ひします。

以上。

○産業建設部長（池上吉治君）

まず、ここでは運動施設と、それから体育施設というふうにご表現を変えてございまして、その所管でございます。都市計画決定をされております都市公園については、都市計画課が所管をいたしております。ただ、今回提案をいたしました運動公園、都市公園の中にあります運動施設、これを教育委員会の方に委任をいたしております。したがって、都市公園の運動施設については、教育委員会の方で管理運営をしているという状況でございます。

それから、日吉町の関係の公園、あるいは体育施設はどうかということではありますが、先ほど申し上げましたように、今都市計画決定をなされて、都市計画事業にて整備をされた都市公園のうち、その運動施設だけを教育委員会へ委任して管理運営をしてもらつておる状況でありますから、この都市公園の条例の中にはその都市計画決定公園しか載っておりません。したがって、今ご質問の日吉の運動施設等は体育施設ということばで教育委員会の方で管理をしているということばでございます。

それから、農村センターの今回の改正等の周知でございますが、現在農村加工センターの使用の形態といたしまして、研究グループなり、あるいは加工グループが主体で、そしてまた一般の市民の方々も利用されておりますが、これにつきましては、グループ登録制みたいな形になってございまして、現在使つていらっしゃる方々はそれぞれ日置市になりまして、各地域の施設ごとに使用料が違ふのはおかしいというようなことで、そういった方々にも合併によりまして3年以内に使用料の体系を見直すということばはもうこれまでもお話をしてございまして、大体この提案してございまして料金で了解がいただけるというふうにご確信をしております。

○13番（田畑純二君）

その周知の仕方は。



**○産業建設部長（池上吉治君）**

周知の仕方ではありますが、この単価決定、使用料決定につきましては、今初めて提案を申しあげましたので、単価についてはまだこれからそれぞれ周知をしていくわけですが、先ほども申しあげましたように、使用料の会計を一本化して決めるということは今までもお話し合いをしております、後はこの単価だけのことでございまして、それが先ほど申しあげました研究グループ、あるいは加工グループ、そしてまた現在使ってもらっております市民の方々にもそれなりの話はしておりますが、これが決定されましたら、それなりにまた半年かけて周知をしていきたいと思っております。

**○議長（畠中實弘君）**

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

総務部長に質問いたします。

17件一緒にされましたが、その中で教育文化常任委員会のほかのことに1条ずつは言いませんが、総体的にこれは日置市だけのことじゃなくて、どの自治体にもこんな条例改正が行われているのか。それが1点。

それから、改正、改正といいますが、改悪もあるんじゃないかと、悪い方へいってるのもあるんじゃないかと私は疑ってかかっていますが、サービスが低下し、負担が増えるんじゃないかと不安を条例が変わるたびに感じます。

それから、もう一点、何回も年金から差し引く、年金から65歳以上の人は年金から差し引くという言葉が出てきましたが、これは滞納者が出ないための一つの方策なのか、お年寄りいじめではないかと思っておりますので、その3点を質問いたします。

**○総務企画部長（益満昭人君）**

他の団体はあるのかということでしたが、

これは私どもの先ほど説明申しましたとおり、自己啓発と、それから学校教育法と育児休業、勤務時間、労務関係、それと国民健康保険税もこれすべて上位法がございまして、一応公務員法の改正があったとかそれから、国家公務員法に基づいて地方公務員法がかわるわけでございますので、そういう関係、それから、国民健康保険税につきましては、地方税法の法がかわります。

それから、改正、改正と、それは私どもの方からすれば、これを今まで見直していくということで、受け取る側か、提供する側がどうとられると思いますが、これまでは改悪という表現は一切ございませんで、改正というふうになっているのが常でございます。

以上です。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

年金から差し引く。

**○総務企画部長（益満昭人君）**

今私も税務課長に聞いてみますと、ほとんどの人が特別徴収をされるような人は自動口座引き落としになっとなって、余り対象はいないということでございますので、ほとんど変わらないんじゃないかと思えます。滞納者対策とか、そういう見方ではないのではないかと思います。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

はい、わかりました。

**○議長（畠中實弘君）**

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

**○12番（中島 昭君）**

議案第112号ですけれども、体育施設ですが、ここの別表のところに吹上浜公園体育館が入っていないのはどういう理由からですか。

**○教育次長（外園昭実君）**

これにつきましては、先ほども説明があったと思うんですが、都市公園法に基づく体育施設と、それ以外のものというのがございま

して、吹上浜公園にあるすべての体育施設は都市公園条例の方に入っておるということでございます。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております17件のうち議案第100号、議案第102号、議案第111号及び議案第112号は教育文化常任委員会に付託します。議案第101号、議案第105号、議案第106号、議案第107号及び議案第108号は総務企画常任委員会に付託します。議案第110号及び議案第115号は産業建設常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま議題となっております17件のうち、議案第103号、議案第104号、議案第109号、議案第113号、議案第114号及び議案第116号の6件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第103号、議案第104号、議案第109号、議案第113号、議案第114号及び議案第116号の6件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第103号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第109号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第113号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第114号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第116号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

△日程第40 議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）

△日程第41 議案第118号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第42 議案第119号平成19年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第43 議案第120号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算

（第3号）

△日程第44 議案第121号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第45 議案第122号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第46 議案第123号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第47 議案第124号平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（畠中實弘君）

日程第40議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）から日程第47、議案第124号平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題とします。

8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第117号は平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,678万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億6,104万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、県議会議員選挙費、参議院議員選挙費の確定、公的資金の繰り上げ償還による公債費、国庫補助事業、災害復旧事業等でございます。

まず、歳入の主なものは、市税で市民税、固定資産税、軽自動車税の見込み額の増により8,442万7,000円を増額計上いたしました。

分担金及び負担金では、県単補助治山事業

費分担金、農業農村整備対策事業費分担金、  
県単急傾斜崩壊対策事業費分担金等の見込み  
額の増により112万2,000円を増額計  
上いたしました。

使用料及び手数料で、使用料で、電柱敷地  
の法定外、公共用占用料見込み額の増、手  
数料で、督促手数料の見込み額の増により  
70万9,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金で、民生費国庫負担金の生活保  
護費扶助費、障害自立支援給付費の増額、災  
害復旧費国庫負担金の現年補助、公共土木施  
設災害復旧費の減額、衛生費の浄化槽設置整  
備事業費の増額、まちづくり交付金事業の変  
更等により947万円を減額計上いたしまし  
た。

県支出金では、民生費県負担金の児童手当、  
県負担金等の増額、民生費県補助金、衛生費  
県補助金、農業費県補助金、林業費県補助金、  
水産業費県補助金、土木費県補助金、災害復  
旧費県補助金の現年補助、農地農業用施設災  
害復旧事業費の事業費変更等による予算措置  
のほか、選挙費県委託金の確定による減額と  
565万6,000円を減額計上いたしまし  
た。

財産収入では、財産貸付収入、土地貸付収  
入、利子及び配当金で基金に係る利息の増に  
より509万2,000円を増額計上いたし  
ました。給付金で小・中学校の振興のための  
指定給付金として100万円を増額計上いた  
しました。

繰入金では、財源調整のための財政調整基  
金繰入金の減額、旧資金運用部資金の繰り上  
げ償還、財源の減債基金繰入金の増額により  
1億3,484万3,000円を減額計上いた  
しました。

諸収入では、延滞金の増額、普通預金、定  
期預金利子の増額等により453万5,000円  
を増額計上いたしました。

市債では、農林水産業債の県営中山間地総

合整備事業、県営広域農道整備事業、自然災  
害防止事業、物産館増築整備事業、土木債の  
一般単独事業、市道整備事業、町特定道路整  
備事業、公営住宅建設事業、教育の一般単独  
事業、災害復旧費の事業費確定等により  
3,630万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、総務費で人件費  
の補正のほか、財産管理の各基金の積立金、  
情報管理費の修繕料、工事請負費の増額、選  
挙費の参議院議員選挙費、県議会議員選挙費、  
土地改良区総代選挙費の確定により822万  
2,000円を減額計上いたしました。

民生費では、人件費、社会福祉費の重度心  
身障害者医療費助成事業、障害者福祉サービ  
ス事業、児童福祉費の児童手当支給事業、生  
活保護費の増額等により1億3,087万  
1,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、人件費、環境衛生費の水道事  
業会計の水道未普及地域基本計画策定の補助  
金、浄化槽設置整備事業の補助金、保健指導  
費の乳幼児医療費助成事業の手数料、扶助費  
の増額、塵芥処理費の委託料の減額等により  
3,265万8,000円を減額計上いたしま  
した。

農林水産業費では、人件費、農業振興費の  
活動火山周辺地域防災営農対策事業、農地費  
の県営中山間地域総合整備事業、広域営農団  
地農道整備事業、林業費で、県単補助治山事  
業等の追加採択や事業確定により2,747万  
5,000円を減額計上いたしました。

商工費では、人件費や観光費の吹上さつま  
湖花火大会中止等に伴う補助金の減額、江口  
浜海浜公園管理費の委託料の執行残による減  
額等422万4,000円を減額計上いたし  
ました。

土木費では、人件費、過疎対策事業、辺地  
対策事業、まちづくり交付金事業、中央道路  
整備臨時交付金事業、道整備交付金事業、土  
地区画整理事業、県特殊地下壕緊急対策促進

事業、住宅管理費委託料等の増額や事業費変更等により1,295万8,000円を増額計上いたしました。

消防費では、人件費、常備消防費の通信指令代の執行残の減額、災害対策費の修繕料の増額等により60万1,000円を減額計上いたしました。

教育費では、人件費、事務局のスクールガード用の消耗費、耳鼻科の検診用の備品購入費の増額、学校管理費の委託料、工事請負費、備品購入費の執行残の減額、教育振興費の備品購入費では、公民館費のまちづくり交付金事業の集会施設委託料、工事請負費の執行残の減額、給食センター費の修繕料、備品購入費の増額等により7,460万9,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の減額により9,738万5,000円を減額計上いたしました。

公債費では、旧資金運用部資金の繰り上げ償還に伴う元金の8,156万1,000円を増額計上いたしました。

予備費では、突発的な事業等に対応するための予備費が不足するため、300万円を増額計上いたしました。

次に、議案第118号は平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,716万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,365万7,000円とするものであります。

歳入では、療養給付交付金の現年度分、国保給付準備基金利子、普通預金利子の増額等により7,516万5,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、退職被保険者等療養給

付費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費の増額、基金積立金の増額、予備費の減額等により7,516万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第119号は平成19年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,166万9,000円とするものであります。

歳入では、18年度支払基金交付金の精算による一般会計繰入金、普通預金利子の増額により850万5,000円を増額計上いたしました。

歳出で18年度支払い基金交付金精算払戻金850万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第120号は平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,191万7,000円とするものであります。

歳入では、青松園運営基金利子4万1,000円を増額計上いたしました。

歳出では、基金積立金の4万1,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第121号は平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,984万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,341万円とするものであります。

歳入では、公共下水道事業費国庫補助金の増額、一般会計繰入金の増額、資本費平準化債、借換債の増額等により1億1,984万

3,000円を増額計上いたしました。

歳出では、下水道整備費の工事請負費、公債費の公的資金の繰り上げ償還に伴う元金の増額等により1億1,984万3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第122号は平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,519万6,000円とするものであります。

歳入では、農業集落排水事業促進基金利子の9万2,000円を増額計上いたしました。

歳出では、農業集落排水事業促進基金積立金9万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第123号は平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億749万円とするものであります。

歳入では、営業収入の食事料で400万円の増額、財産収入の国民宿舎事業基金利子で3万2,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務管理費で賃金の増額、委託料の減額により147万円を増額、一般事業費で燃料費の減額、賄材料費の増額により863万円の増額、国民宿舎事業積立金で3万2,000円の増額、予備費で610万円を減額計上いたしました。

次に、議案第124号は平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の収益収入を196万9,000円を増額し、収入総額を7億3,416万7,000円と定め、支出で1,196万9,000円を増額し、歳出総額を7億

4,416万7,000円と決めました。

収入では、給水収益の水道料金を760万円減額し、営業外収益の受取利息220万円と他会計補助金736万9,000円を増額計上いたしました。

支出では、伊集院北地域の水道未普及地域の基本計画作成等の委託料など、営業費用を1,123万円、企業債利子の営業外費用73万9,000円を増額計上いたしました。また、既定の資本的収入及び支出、予算の収入を700万円減額し、資本的収入の総額を1億6,751万円と定め、支出を1,100万円減額し、資本的支出の総額を5億2,128万6,000円と決めました。

収入では、一般会計からの支出金700万円を減額し、収益的収入及び支出の営業外収益に組み替えいたしました。

支出では、建設改良費の1,100万円を減額し、収益的収入及び支出の営業費に組み替えいたしました。

以上、8件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから質疑を行います。まず、議案第117号について質疑はありますか。

#### ○13番（田畑純二君）

私は私の所属する総務企画常任委員会に属する事項、案件以外のものについて質疑いたします。

説明資料、12月補正予算の説明資料に基づき質疑いたします。

まず、説明資料45ページ、農地費、一番下の公有財産購入費、減額の450万円、土地購入費、農道等施設整備事業費、県との用地交渉が来年度へ変更になったための減額補正、城之下物産館土地購入費280平米、来年度へ変更になった理由とその交渉の内容と見直しをお知らせください。

2番目、49ページ、目の観光費節の

19補助金及び交付金、減額の345万円、観光振興費、吹上町観光協会補助金、吹上さつま湖花火大会中止に伴う減額補正。

○議長（畠中實弘君）

これは田畑議員の所管じゃないですか。

○13番（田畑純二君）

これはちょっと除きます。

○議長（畠中實弘君）

続けてください。

○13番（田畑純二君）

私が言いましたんで、私のあれに従って今のは訂正いたします。2番目は訂正。

3番目、53ページ、過疎対策事業、道路新設改良費の過疎対策事業、実施事業変更に伴う減額補正、庄ノ中市道庄ノ中線改良工事を20年度補助事業で実施、これに関しまして、20年度補助事業へ切りかえる理由と、事業実施の見込みをお知らせください。

また、20年度補助事業とは交付金事業への変更かとも考えられますが、実態はどうなっているか、実態をお知らせください。

それから、58ページと59ページ、街路事業費、それから公園費、伊集院地域のまちづくり交付金事業、文化通り線事業費変更に伴う、それから、まちづくり交付金事業、伊集院総合運動公園、事業変更に伴う減額補正、こう何項目かありますけども、これについてのそれぞれ何をほんとは意味しているのか、事業変更とはどのように変更したのか、それわかりやすく答えるときに説明願います。

それから、79ページ、体育施設費、下の方の委託料、東市来総合運動公園管理運営費、管理公社作業員委託料執行残に伴う減額補正、これが4件、3件ほどありますけども、この委託料執行残とは、具体的に何を指すのか、どういう意味なのか、わかりやすく説明してください。

最後、83ページ、公共土木施設災害復旧費、工事請負費、補助事業の中で災害査定に

よる減額補正、本庁関係、それから、東市来支所関係、吹上支所関係とありますけども、災害査定とは、いつ、だれが、どのようにして査定したのか、またこの当初予算の積算の金額の根拠は何に基づいて計算したものか、以上、5点、質疑いたします。それぞれ答弁願います。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時45分とします。

午後3時33分休憩

---

午後3時45分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農林水産課長（上園博文君）

それでは、45ページの田畑議員さんの公有財産購入費の減額補正でございます。これは理由が2つございまして、県道敷を区域外に設定する手続きが今おこなわれているところでございます。

そしてまた2点目なんですけど、保存登記の手続きが今1番目に申しあげましたこの関係でおこなわれているということで、平成20年度おくりということになっている状況でございます。

以上でございます。

○土木建設課長（樹 治美君）

過疎対策事業の庄ノ中線のことです。53ページです。庄ノ中線につきましては、昨年度実施した箇所の舗装工事、一部工事をやっておりましたけども、今年度に向けての委託ということも考えておったんですが、何せ人家が両側にあつたりするということで、かなりの経費がかかるんじゃないかということ等もありまして、これをやるにはかなりの高額が上がるということで、ここに書いてありますように、補助事業への切りかえをした方がいいんじゃないかということで、20年

度からの補助事業ということで考えているところです。

事業につきましては、地方道路整備臨時交付金事業ということで、今次年度の申請を上げてあるというところであります。市としましては、来年度になりまして申請、採択というふうになるかというふうに思います。

それから、災害査定のことですが、災害査定は、災害はまず台風、あるいは集中豪雨、そういったもの等で被災を受けた箇所、そういった箇所があれば随時地元の方からも報告がございますけども、それを受けて我々も現場をちょっと見に行きます。60万円以上はかかるだろうと、公共土木の場合は60万円以上は国庫の負担でということですね。歳出ができるということになってますので、そういうことで現場を見て、それで何箇所、どの程度と、概算で、災害報告をいたしております。そういうことで、それで報告を先にして、これは概算ですから、それから、現場をば測量設計いたしまして、確定した額をばきちっと整えて、また新たにもう一回再報告という形になります。

それを取りまとめを県の方でいただいて、国等を通して災害査定の日程が決まってくるということになります。その査定の日程というのは、豪雨とか、台風、その都度、都度になりますので、いつという形にはならないということがございます。

それから、国庫負担申請をしまして査定日程が決まる。そこで査定の日程が決まりました、国土交通省の方から査定官、技術の方ですけれども、査定官と財務省の支局から事務官という方が見えまして現地を調査をするということになります。申請が適正であるかどうかということと等の査定ということになります。場所によってはこんな大がかりなことでもないじゃないかとかあるわけですね。我々は少しでも壊れている箇所があればその

壊れた部分はちょっと長めにとか申請をしたりしますんで、工法等、例えばブロックを簡単にちょっと積みばいい場所にちょっと大きめなやつで頑丈にするとか、そういったもの等の中味をちゃんと精査をされるわけです。

それで現場によっては延長を大幅に切られたり、工法を検討しなさいということだからかなりの変更が出るということがございます。技術の方は言うていいのかどうか、国交省の技術の方はなるだけ地元の技術屋が書いた部分を取り上げてやりたいという意向はあるんですけど、何せ財務省の支局がもう幾ら切ったというぐらいの申請額からどんだけ切って国の予算をむだに使わなかったというような考え方で参ってますので、かなり厳しい査定もございます。

ですから、今回の場合は申請額に対して70、80%ぐらいあったのかなという気がしますが、まだ詳しい数字は持ってませんけども、そういったことで切られていくというのが通常です。100%OKというのはほとんどございません。そういったことで災害査定による減額ということがございます。

終わります。

#### ○都市計画課長（久保啓昭君）

説明資料の58ページ、59ページでございます。街路事業費と公園費の補正でございますけれども、これにつきましては、まちづくり交付金事業で街路整備、これは文化通り線の分でございますけれども、これと社会教育課所管の工事都市施設整備ですけれども、通称妙円寺地域の交流センターの建築工事、また委託等の減額分を公園整備の方へ組み替えるものがございますけれども、街路整備の方で補償費の減額が1億328万7,000円でございますけれども、これにつきましては、工事請負費、これは橋梁の上部工の仮設のための増額補正、また用地費、交渉条件によります用地費の増ということがございます、



また補償件数の減ということで減額になっております。

公園整備の方につきましては、今申しました分を市民の健康増進を目的にしました園路整備、これはゴムチップ舗装ですけれども、これと児童広場、児童、または幼児を対象にしました遊具の設置、東屋、ベンチ等の整備を計画するためのものがございます。

以上です。それと給与、後需用費等につきましては、補助対応事務費の組み替えでございます。

**○市民スポーツ課長（妙見義弘君）**

79ページの件についてお答え申し上げます。

東市来総合運動公園管理費、東市来湯之元球場管理運営の中で、これにつきましては、管理公社作業員等、それから、芝管理それぞれの事業の確定に伴っての執行残であります。

以上です。

**○議長（畠中寛弘君）**

それでよろしいですか。

**○13番（田畑純二君）**

一番最後の79ページの管理委託料の確定、そこら辺はちょっとわかりにくいんですけど、例えば、どういうふうにしてどういうふうに残ったのか、そこら辺をもうちょっとわかりやすく説明願えたらと思います。

**○市民スポーツ課長（妙見義弘君）**

財政難の折、土木で、例えば作業を削ったとか、見直しをしながら協議しながら、その委託料を落としたということです。

以上です。

**○議長（畠中寛弘君）**

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

3点だけ質問いたします。

1点目、33ページの生活保護のところの20節で扶助費が1,800万円増額になっ

ていること。2番目、34ページの環境衛生費、1,403万円増額になっていて、この間水道のこのようですが、伊集院北中が水がとまったちゅうことはもうこの議案ができるころには解決していただろうと思いますが、北中学校の水がとまって、隣の市営住宅から長いこと黒いホースがきていましたが、それと関係はないのか。

もう1つ、毎回ですが、60ページ、地下壕です。地下壕の予算が140万円ありますが、伊集院地域11カ所とあるわけですね。だから伊集院地下壕のことはどこが落札するのかわかりませんが、地下壕に詳しい宮原陸さんに聞きますと、ないもだいの尋ねちゃこんどち、どこのこて見ちよったろかいなというのは、伊集院のどこなのか11カ所は、そこ辺を質疑いたします。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

33ページの20節の扶助費、これは1,801万3,000円の増ということで、今回医療扶助等の実績見込みに伴う増ということで説明さしていただきましたが、これにつきましては、生活保護につきましては、生活補助とか、住宅補助とか、いろんなメニューがございますけれども、その中で医療関係ですね。特に、比重が大きいわけですが、それが今回大幅にふえると、3月までの見込みを見まして、そのための増額計上ということでございます。

それで参考までに、本年の4月の保護世帯が249世帯、これが7月末になりますが、251世帯ということで、徐々に増加の傾向を辿っているということで、その分もあわせて影響があらうかと思っております。

以上でございます。

**○都市計画課長（久保啓昭君）**

60ページでございます。特殊地下壕対策事業費でございますけれども、これは9月議会でも出しました県の補助事業の地下壕緊急

対策促進事業に係るものでございまして、今回、伊集院の土橋地区でございましてけれども、陥没がありまして、これの1カ所の追加工事ということで140万円計上してございます。

東市来6カ所、伊集院が補正前が10カ所というのがただいま申しました9月議会時点の10カ所で、今回1カ所追加で11カ所ということで計上しております。

**○水道課長（岡元義実君）**

34ページの環境衛生費の負担金補助及び交付金の関係の1,430万円に関するお尋ねでございましたが、その中の736万9,000円につきまして、水道課の関係でございまして、お答え申し上げます。

まず、簡易水道起債利息の補助金36万9,000円、これは18年度に借入を行いました分の簡易水道分つつじヶ丘の関係でございまして、これの償還金利息が確定をしましたので、これを今回計上したということで、償還額の2分の1をば補助金として受け入れているということでございます。償還額の2分の1でございます。

それと水道未普及地域の下神殿の基本計画策定700万円でございますが、当初はこれを水道事業の4条予算の方の上水道の整備という考え方でございましたが、簡易水道の未普及地域の整備という考え方で、これは一般会計の方から補助金をもらって整備をするという考え方にに基づき、700万円は補助金として水道事業は受け入れたいということでお願いをしまいったところでございます。

以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

よろしいですか。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

いいです。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑は。

**○24番（谷口正行君）**

3つほどわからないところがありますからちょっと伺っておきます。

まず、20ページであります。節の9であります。東海地区企業訪問旅費の増額補正ということでなっておりますが、これ企業誘致か何かの関係であるのかなと思っておりますが、これの目的、そして当初12万円であったものがその倍の24万円、何がどう違って24万円になるのか、この目的、まずそれを伺っておきます。

それと隣の21ページの節の19で、補助金及び交付金1,660万円、これ工場立地促進補助というようなことで、条例も投資額の10分の1となっております。限度額3,000万円であったようではありますが、これはこの企業がみのだ食品の中のエービーフーズシステムということになるんですか。それともみのだ食品とエービーフーズシステム、2社ですね。であれば、このみのだ食品の方がちょっと前回視察する機会がありましたのでいいですけども、このエービーフーズシステム、これはどこにあるのか、それとその企業の程度がどのくらいの規模なのか、それとこの1,660万円が2つに分かれているわけですから、その割合、どっちがどれくらいなのか、それをちょっとお聞きしておきたいと思っております。

それから、47ページ、工事請負費、チェスト館の駐車場、これ私も見てみましたけれども、ここを指定管理者の自己対応による減額補正となっております。これは指定管理者が自分でその分を207万円分払ったということで理解すればいいのでしょうか。であれば、ありがたいことではありますけれども、こういう受け入れたそれをそのまま受け入れた判断ですね。ほかのところに対する影響もいろいろ考えられると思っておりますけれども、そこらあたりの判断の考え方ちゅうのをちょっとお聞きしておきたいと思っております。

### ○企画課長（富迫克彦君）

ただいまご質問のありました東海地区の企業訪問旅費の増額補正のことについてでございます。これにつきましては、従来県の企業誘致推進懇話会等と連携しまして、関東、関西、それぞれ県人会組織とか、県出身の企業の方々、社長さんが勤めていらっしゃる企業とか、そういったところと連携をとって誘致に向けた情報提供とか、いろいろ活動を展開してまいりました。

今回は新たに東海地区の方でもそういう企業訪問を進めていきたいということで、県下の市町村と連携しながら、今後取り組むために今回増額をお願いしたところでございます。

それから、同じく工場等立地促進補助金の関係につきましては、エービーフーズシステムさんにつきましては、清藤の工業団地にことし立地をしていただきました、クスダハム工房さんですね、の会社になります。

1,660万円の内訳としては、みのだ食品さんの方が960万円を、またエービーフーズシステムさんの方が700万円を想定して、今回補正をお願いしたところでございます。

以上です。

### ○農林水産課長（上園博文君）

47ページのチェスト館の関係の指定管理者の自己対応による減額補正でございますが、このほど株式会社に移行いたしまして、議会の議決をいただいたところでございます。その関係で任意組合でこれまで各年度に積み立ててきた剰余金がございます。その関係で株式会社移行に伴って処分をしなければいけないということから、今回入口の自動ドアの工事費がありましたけれども、その剰余金で対応できるという了解が得られましたので、理事会の経緯を経て、今回の減額に至ったわけでございます。

以上でございます。

### ○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。ほかに質疑は。

### ○23番（地頭所貞視君）

29ページの老人福祉費の中で、委託料、介護予防生きがい活動支援事業費の中で提案の説明の中で、生きがいデイサービス事業登録者の減少に伴う減額補正だと、これは登録業者は何社から何社に減ったのか、またその減ったことにより活動に支障が起きるような可能性はないかどうかということですね。

それと20節の扶助費、老人福祉施設入所措置費、これから老人がたくさん増えるはずだと思うんですけど、78人から74人に減ったと、その理由としては国の基準とか、何か、それから年寄りがどんどん自然減ということなのか、その原因はどうなのか、その点についてはその次の老人介護手当支給事業費にも適用しますので、簡単でよろしいので、その点と。

それから、35ページ、保健指導費の役務費、手数料、レセプト点検増に伴う増額補正、乳幼児医療費助成事業の児童償還システム導入に伴うとなってはおりますが、これによるレセプト件数が1,000件ほど不足すると、これは自動償還システムというのはどのようなシステムであるのかご説明願います。

それから、今これまたさっきの24番議員のそれと重複して私の委員会であるんですけど、このことの今説明でありますと、会社による剰余金をそれに回したということでありましたが、それくらい剰余金が出るのであれば、指定管理者制度のこの返納金等の価格の設定に全体的に影響があるんじゃないかと思うことで、もう一回確認して、そこの営業利益というのがあって、余ったから株式会社にしたからそっから出したということであればそれでいいんです。そうであるかどうかだけで結構です。後の詳しいことはまた委員会で告げたいと思います。

それから、79ページ、これは予算計上についての節とそのこの予算計上の件に関してですけど、節の12の役務費の中に、もう伊集院体育館管理運営費、それから13節委託料、伊集院弓道場管理運営費、そして武道館も管理運営費と、これですときているわけなんですけど、今度はまた節の14節、伊集院総合運動公園管理運営費、その下にまたB&G東市来もあります、今度はまた18節の中に、B&G東市来海洋センター管理運営費、そしてまた19節負担金補助交付金、ここにもまたB&G東市来海洋センター管理運営費とこういうふう管理運営費を節の中でいろいろとあるわけですが、これはこれで予算を計上するのに妥当だということなんですか。こういう計上の仕方でもよろしいのかどうか、よろしければよろしいでもう結構です、その点について、以上の点についてお伺いいたします。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

それでは、私の方から29ページになります。13節の委託料ですね。介護予防の生きがい活動支援事業費の中で減額補正となっておりますが、東市来地域が75人から54人へ減少したと、これは登録者が減少したということでございまして、これにつきましては、今本市においてはいきいきサロンと充実を図るために、今補助金等も新たに設けて事業を進めておりますが、そういう効果も出たのかなというふうに理解をしているところでございます。

それと20節扶助費でございます。これにつきましては、老人福祉施設の入所措置費、いわゆる老人ホームですね。の入所者数につきましては、通常の入所で幾分減になったということで、特別事情はございません。

以上でございます。

#### ○健康保険課長（脇 忠男君）

35ページの乳幼児医療の自動償還システ

ムでございます。今までは乳幼児医療は6歳以下の方、病院にかかったときに2,000円以上の場合、領収書を持って健康保険課の方に領収書を持って申請してお金を返していたと、自動償還システムというのは、19年の3月から乳幼児医療の助成書を病院の方に提示すれば、病院から連合会にいて、連合会からデータが市の方にきまして、もうお金を個人のところに支払うという形になりまして、件数がふえたのは、例えば100円か何百円かはもう本人が領収書を持って1回1回しなかったとか、忘れてたとか、そういう関係の少額なのが重なりまして1,000件ほどふえたと、金額的にも全部が全部もう持っているしきさえすればお金が全部自動的に振り込まれるという。領収書を今まではしてたのが、もう自動的に振り込まれるということでございます。

#### ○農林水産課長（上園博文君）

先ほどの Chest 館の関係の自己対応による減額の補正の内容でございますけれども、指定管理者になりましたのが、平成18年の9月以降でございましたので、それ以降の純益につきましては、当然18年度分の納付金として積算をいたしまして納入いただきました。

Chest 館の場合は、今回対応してもらいましたのは、18年の8月までのこれまでの積立金の中で剰余金が生じておりましたので、そちらの方で自己対応できるものは指定管理者ということで考えていただいて、今回自己対応ということに至ったということでございます。

以上でございます。

#### ○市民スポーツ課長（妙見義弘君）

79ページの件でございますが、今回の補正で少ない財源も補正できればしなさいということでございました。伊集院の弓道武道館、これなんかも見積もりによる執行残の減額補

正であります。それから使用料等につきましても、そういうことで説明を細節で詳しくせよということで書いておるところです。

**○財政管財課長（奥蘭正名君）**

ただいまの白で囲ってある部分でございませうけれども、これは事業区分ごとにわかりやすいように事業をくくってありまして、予算書の中では54ページで、委託料で91万6,000円とありますけれども、その中身として細事業ごとにこういうふうに区分を設けておりますので、予算をつくっているというところでございます。

**○議長（畠中實弘君）**

地頭所議員、再度質疑されますか。

**○23番（地頭所貞視君）**

一番最初の生きがい対策のこの件につきまして、私は事業登録者とこういうふうに理解したもんで、事業者数が減ったのかなと思うわけ、その事業の一般の登録者ということであると隣の議員さんがよく教えてくれましたので、そうかということで理解できました。

それと老人福祉入所措置費は自然減であってそういうふうに少なくなったと、ということは、現在、管内にある特老の入所の状況、聞くところによると前から30人、40人と待機者が多いと言われておりましたが、この件によって少しは、少しは緩和されたというふうに理解してよろしいんですか。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

この20節の扶助費になります老人福祉施設入所措置費につきましては、老人ホーム、措置入所の、今議員がご質問の施設につきましては、介護保険の施設かと思われまして、全く施設が別でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

**○23番（地頭所貞視君）**

わかりました。

**○議長（畠中實弘君）**

もうよろしいですか。ほかに質疑はありますか。

**○14番（西園典子さん）**

2つほどお尋ねしたいと思います。

35ページの一番上、環境衛生費の19の節でございまして。これは浄化槽設置基数の変更による増額補正でございまして、5人槽見込みが150基から185基へという35基の増というような計算とみてもよろしいのでしょうか。そして浄化槽設置補助金が8,383万1,000円で、単独槽の転換、これはたしか1基につき10万円補助であったのではなからうかと思っておりますが、320万円の増ということは32基の増であったということでしょうか。そうした場合に、5人槽が35基の中から単独から合併へのその変換というのがどれだけの数であったのか、これでいったら上乘せ分が32基ということを目指しているのかどうなのかその辺をお尋ねしたいと思います。

それから、37ページでございまして。

37ページの塵芥処理費の委託料の下の方で、塵芥処理事業費2,709万6,000円の減、これはごみ収集業務委託料の確定による減額補正1億779万5,000円が8,069万円に、2,709万円も減になったということが、その理由を、入札とかどこがどういうふうになってこういうふうな大きな減額の効果があったかということをお尋ねしたいと思います。

2点よろしく申し上げます。

**○市民生活課長（桜井健一君）**

お答えいたします。

まず、35ページの浄化槽設置補助金の方でございまして、これが具体的に申し上げますと、当初5人槽の方が150基予定しておりましたのが、185基へ、それから7人槽の方が50基予定をしておりましたのが、逆に45基の方に減額、数を少なくしてござい

ます。それから10人槽の方が一応7基見込んでございます。それで5人槽の方は、当初より35基増えてまいります、今ご質問の趣旨にありました10万円の上乗せしてある分が単独槽を合併槽の方に変更しましたが、現在のところ27基でございます。ですから、当初の予算の中で今のところまだ賄う予定で、賄えるというふうに考えております。

それから、37ページの方の塵芥処理事業費の方でございますが、これは全体的に地区別に申し上げますけれども、伊集院地区の方が当初4,851万8,000円見込んでおりました収集委託料の方が、すべて入札によります減額でございますけれども、3,541万8,000円ということで、1,310万円ほど減額いたしております。

同じように、東市来地域の方が914万5,000円、それから日吉地域の方が485万1,000円、吹上地域の方が、これはまだ残してございますけれども、115万円ほどの減額を、この分は見込みでまだ残してございますが、今上げてあります。2,700万円の方は伊集院地域、東市来地域、日吉地域、この3地域の方で入札による執行残でございます。

以上でございます。

#### ○14番（西園典子さん）

先ほど環境衛生の合併、上乗せ分の27基の内訳を地区別でもよろしいですのでお知らせいただけたらと思います。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

27基の地区別の内訳になりますが、今のところ吹上地域が4基、それから東市来地域が4基、日吉地域が5基、伊集院地域が14基というふうになっております。

以上でございます。

#### ○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

#### ○16番（池満 渉君）

1点だけ、すぐ簡単にやりますので、説明書の64ページに災害対策費がございますが、需用費の修繕料、有線放送施設の断線やあるいは親機の故障、それから柱の移設とか、いろんなことがございますけれども、それらに伴う修繕料が増額になっております。それから、その下の委託料ですが、施設の保守業務委託、実績に伴うということが出ておりますけれども、これはどこの地域で東市来の地域でしょうか。いかがでしょうか。

それからもう一つ、修繕費については、それぞれの自治会で断線、あるいはさまざまなことを負担をしているというケースもありますが、この今回の修繕費についてはどのような違いがございますか。

それともう一つ、施設の保守点検業務委託をしておりますけれども、中にはなかなか聞こえないといったようなところもあるようですが、点検委託の方は十分になされているのでしょうか。そこら辺をお伺いをいたします。

#### ○総務課長（小園義徳君）

防災行政無線の維持補修につきましては、それぞれ各自治会が維持補修をしているということでございますけれども、防災の観点からいきますと、無線から各自治会への無線放送をするわけですが、自治会で受信をします。その受信機の補修につきましては、行政で賄うということにいたしております。

それから、集落間を放送するアンプとかいう部分のアンプ、あるいはその線つきましての維持補修費につきましては、自治会負担という形にいたしております。この有線放送断線、親機故障とかいった部分では、東市来の部分が大部分を占めていると思っております。

それから、この委託料なんですけれども、防災無線施設保守委託料、実績に伴う減額ということなんですけれども、当初予算より保守業務の委託が少なくてすんだということござ

いまして、その分の執行残ということでございます。これは本町の防災無線の委託料だということでございます。

以上でございます。

○議長（畠中寛弘君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○11番（漆島政人君）

先ほど23番議員が説明資料の29ページ、生きがいデイサービス事業の登録者の減少の理由ですね。これについて。

○議長（畠中寛弘君）

マイクを上げてください。

○11番（漆島政人君）

すいません。説明資料の29ページです。先ほど23番議員の方から生きがいデイサービス事業のこの登録者の減少の理由ということでお尋ねがあったわけですが、これについて課長の方の答弁で、いきいきサロン等の立ち上げ等によって、こっちに移行したんじゃないかと、それに伴ってこの減少したんだというような答弁があったわけですが、本当にそうなのか、そうであれば今生きデイサービスをいきいきサロンの方に切りかえていこうという市の方針があるわけですが、そうであればいいですけど、いろいろ私どもの方にも、議員の方にもいろいろな相談やいろいろがあるわけですが、従来毎週やってきた生きデイが隔週置きに19年度からやってきたと、それに伴ってお年寄りのこの生きデイサービスを受けてた方々が、どうしても心のケア、そういう面での生きデイでの役割が物すごく多かったと、その考え方で結局隔週置きになったことによって、もう1週間ごとに楽しみにしていたのがどうしてもなくなったから、精神的に行き詰っていくお年寄りの方もいらっしゃるようです。

その結果、どうなったかという、介護認定を受けてなかった方が介護認定を受けたり、逆に病気をつくってといたら語弊がありま

すけど、病院に行って、病院に入院をされたり、したがって、結局医療費を上げたり、介護給付費を上げたり、そういうふうな形になってることも考えられるわけですね。だからここで申し上げたいのは、その減少した分析結果を、分析のやり方を見誤ると逆にほかのところでは支出が多く増えてくると、だから本当にそういうその分析結果が客観的なデータによるものなのか、そのことを再度お尋ねいたします。

○福祉課長（豊辻重弘君）

それでは、29ページの13節の委託料、介護予防の生きがい活動支援事業費についてのご質問でございますが、この75人から54人へ登録者が減ったということでございますが、これにつきましては、実は、東市来地域、ここにお示ししてありますように、他の地域ではそれほど減っていないということもございまして、若干当初の見込みが甘かったというのも若干はあると思います。数字的に。

それと今議員がご質問の中であったように、この生きデイにつきましては、介護保険の要介護認定を申請したという中で認定を受けなかった方、そういう方に対してのデイサービスということで、若干年々生きデイから介護保険へ移行していかれるという方もいらっしゃるというのはあるかなというふうには考えております。

ただ、先ほども申しましたように、今本市につきましては、いきいきサロンというのを保健師の方も重点的に今取り組んでおります。社協さんとタイアップしましてやってるわけで、その分の効果というものは期待したいということでございます。

以上でございます。

○議長（畠中寛弘君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

午後 4 時 32 分散会

○議長（畠中寛弘君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第 118 号から議案第 124 号までの 7 件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 117 号は各常任委員会に分割付託します。

議案第 118 号、議案第 119 号及び議案第 120 号は、環境福祉常任委員会に付託します。議案第 121 号、議案第 122 号及び議案第 124 号は産業建設常任委員会に付託します。議案第 123 号は、総務企画常任委員会に付託します。

- 
- △日程第 48 請願第 3 号日置市の保育環境を充実させ公立保育所の継続を求める請願書
- △日程第 49 請願第 4 号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について

○議長（畠中寛弘君）

日程第 48、請願第 3 号日置市の保育環境を充実させ公立保育所の継続を求める請願書及び日程第 49、請願第 4 号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請についての 2 件を一括議題とします。

請願第 3 号は、環境福祉常任委員会に付託します。請願第 4 号は教育文化常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（畠中寛弘君）

以上で本日の日程は終了しました。

12月12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。



第 2 号 ( 1 2 月 1 2 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（12番、6番、18番、20番、4番、25番）
-------	-----------------------------

本会議（12月12日）（水曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	畠中實弘君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥園正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、12番、中島昭君の質問を許可します。

〔12番中島 昭君登壇〕

○12番（中島 昭君）

おはようございます。朝晩、大分冷え込んでまいりました。そういう季節ですけれども、風邪やインフルエンザの予防など、十分ご配慮をいただきたいと思います。

さて、今回の一般質問、1番目での質問となりました。

きょうは、紹介がありましたように伊作田小学校6年生の19名の皆さんも朝早くから傍聴に訪れてくれております。子供たちが議会や日置市に関心を持ってくれることは、大変すばらしいことだと思っております。

そういうことで、トップバッターとしての責任を感じながら、さわやかな気持ちで質問をさせていただきます。

しかしながら、国も、県も、私たちの日置市も、難問が山積をしております。そういう状況の中、少しでも我が日置市がよくなればと願い、質問をいたします。

それでは、通告してありました青少年健全育成問題、学校図書室司書の勤務に関する問題を教育長に、交通安全対策についてとインターネット整備事業について市長に、質問をいたします。

まず、教育長に伺います。

12月5日付の新聞に大変心配な記事が掲載されておりました。

経済協力開発機構（OECD）が昨年、57国・地域の15歳約40万人を対象にした生徒の学習到達度調査——PISAというのですが——をしたところ、日本の15歳、学力後退、3年前と比較して、読解力、14位から15位に、数学的応用力、6位から10位へ、科学的応用力、2位から6位へ、すべてで順位が低下していると発表されました。

文部科学省が大改革として打ち出した「ゆとり教育」、「総合的な学習」など、美しい言葉を並べた結果が、これでありました。今回の結果を受けて、文部科学省も、「巻き返しかできる保障はない、次回はさらに下がるかも」とのコメントもありました。

ゆとり教育は、文部科学省の指針に基づき実施されてきて、この結果ですが、子供たちの知と徳を高める心の教育の大切さは、教育委員会、現場の先生方も共通理解されていると思います。

ところで、学校の図書室は保健室と並び児童・生徒の心のオアシスで、特に図書室は、図書の貸し借りだけでなく、礼儀作法や情操教育を高めるために大切な場所でありました。まさに知と徳を学ぶ場所でありました。また、事情があり教室に入れない子供の救いの教室になる場合もあります。

そこで教育長に質問ですが、今年度、小中学校司書——司書補でしょうか——の勤務日数が14日に減らされました。将来を担う日置市の宝である子供たちが、日置市市民憲章にある「ひかり輝く日置市をめざして」、「子どもたちに希望、お年よりに幸せのあるまちをつくります。」とありますように、豊かな心を持ち、希望を持って成長するために、子供たちが出校する日は司書を勤務させるべきだと思いますが、教育長のご見解を伺います。

次に、交通事故対策について、市長に伺い

ます。

吹上地域では、吹上地域交通安全運動推進会議が平成18年4月5日の第1回会議まで実施されました。現在、市に一本化されて実施されていると聞きます。その影響とは思いたくありませんが、日置警察署管内の交通事故件数が急増しているようです。

日置地区防犯組合が発行している地域安全ニュースかみのかわ11月号で、10月中の交通事故発生状況、伊集院、人身事故11件、負傷者15名、物損事故40件、吹上、人身事故11件、負傷者21名、物損事故9件、東市来、人身事故10件、負傷者14名、物損事故23件、日吉、人身事故1件、負傷者1名、物損事故6件、合計しますと、人身事故が33件、負傷者51名、物損事故78件となっています。

地域交通安全運動推進会議を実施することにより、道路改良などの要望もですが、何より市民の皆さんが交通事故防止の意識を高めて運動を展開することが大切であります。そのような観点から、各地域での会議を実施すべきと思いますが、市長のご見解を伺います。

この項の2番目の質問ですが、旧伊作駅前交差点の事故も多発しております。私が調査したところでは、ことしに入り11月までに10件の事故が発生しています。人身事故5件、うち負傷者10名、物損事故5件が発生しています。

この件数は、あくまで警察に届け出があったものだけですから、実際にはこの件数以上の事故があったと推測されます。また、事故の恐怖を感じたことは、私にも何回もありますし、毎日危険な状況にあります。

昨年5月11日、ふきあげ図書館が開館して、市道が整備された関係で、変則的な交差点になったわけですが、昨年も事故が相次ぎ、私も吹上支所の担当者に相談をいたしました。支所の対応も早くて、すぐに「とまれ」の標

識を見えやすいところに増設、道路にもマーキング——というんですか、あのしましま模様ですけれども——の対応をしていただきました。それでも事故は多発しております。

あそこの交差点は、通勤・通学はもとより、市民の基幹道路であります。また、吹上浜公園一帯でスポーツ大会や催しが行われるときは、市外から多くの車が通行する交差点でもあります。現在、隣接地に日置市土地開発公社が実施する分譲地造成も始まり、来春には20区画が発売予定であり、交通量はさらにふえる見込みであります。

今、現状を心配する地域住民の皆様が、信号機設置の申し入れの署名活動を行っています。重大事故が発生する前に、地域住民の皆さんの先頭に立って、市長みずから信号機設置の声を大にして働きかけるべきと思いますが、市長の決意を伺います。

3番目のイントラネット整備事業について、市長に伺います。

日本語に訳しますと、インターネットを企業や役所など組織内の情報通信網と家庭を融合させたシステムでよいのでしょうか、どうもよくわかりません。

私は、一昨年、家族で熊本県南小国町を旅行しました。テレビのチャンネルをさわってしまいましたら、変わった放送がありました。しばらくして、その放送がいわゆるケーブルテレビ放送だとわかりました。同町テーマ曲のBGMで、南小国町の情報が次々に放送されています。地域の情報、議会情報、道路情報、健康教室情報、各行事情報、婦人会、PTA、保育園、高齢者情報などです。

このシステムが日置市全戸に整備されれば、お知らせ版や市報も各戸配付が不用になるし、何より豊富な情報が瞬時に市民平等に発信されます。そのときは、財政のことは余り考えずに、将来的に絶対必要なシステムだと実感した次第でした。

さて、日置市広報誌のひおき11月号で、市防災行政無線の統合とケーブルテレビ事業の概要について特集が掲載されています。防災行政無線の老朽化、周波数の制約、市内全域の一体化、グループ化など、早急な対策が必要なことはよく理解しているつもりですが、財政を含めて全体的な構図がまだよくわかりません。

市内23カ所で市民説明会が開催されました。関係者のご苦勞は大変なことだったろうと推察いたします。私も出席いたしました。が、まだ説明不足のようです。

そこで、通告してありました質問をいたします。

まず、この項、質問の1番目ですが、住民説明会の参加者は延べ何人だったんでしょうか。参加の多かった会場はどこで、何人ぐらいだったかお示しいただきたい。逆に、参加者の少なかった会場はどこで、何人ぐらいだったかをお願いします。また、質問の多かった内容はどのようなものか、お示しをお願いします。

質問の2番目です。説明会場での参加者は予想より少なかったと思います。人に集まっていたいただくのは本当に大変なことです。アンケート調査も計画されていますが、市民への説明責任はこれで十分とお思いでしょうか、お答えをお願いします。

質問の3番目です。説明会では、「防災行政有線の設置費用が約20数億円で、3分の1が国の補助金です。残りは合併特例債が適用されます。」とのことでしたが、このような説明で参加されたすべての市民の皆さんが理解できるのでしょうか。もう少し丁寧に、詳しく説明すべきです。

国の補助金は幾らですか。合併特例債の額はいかほどですか。有利な条件で借りるのですが、借りたものは返さなければなりません。結局、市の負担する金額はどのくらいですか。

幾らですか。また、償還計画はどのように計画されているのか、年次ごとに数字で示してください。

質問の4番目です。防災有線設備に関する費用は、この20数億円ですべてですか。ケーブルテレビも計画されています。このインターネット事業に必要な周辺機器整備代を含む市が負担するすべての費用は幾らですか。これも、国庫補助、合併特例債、償還計画の予定を、市民の皆様がわかるように説明願います。

質問の5番目です。ケーブルテレビの視聴料が月額1,050円とありますが、これは加入率が80%での試算です。この月額設定の根拠はどこに、どのように計算されたのでしょうか。

また、80%の世帯で加入してくださるとお思いでしょうか。私は、加入率が下がると予測しています。別府市などは30%との説明でした。この際、現実的に70%、60%、50%での視聴料を示すべきであります。また、全戸100%配信では幾らになるかも示していただきたい。

質問の6番目になります。財政が厳しい状況の中ですが、この事業は国庫補助や合併特例債など有利な特典があります。また、IP電話やインターネットのスピード、容量が格段にアップして、待ち望んでいる市民の皆様も大勢おられます。

整備されますと、職種によっては都会と同じ仕事と同じスピードでできるわけですから、Iターン、Uターンはもとより、豊かな自然環境の中で仕事をしたいと移住してくる人も期待できます。

携帯電話不通話地域の解消、地上デジタル放送への対応など、今後整備されたとして、この施設を利用して考えられる住民サービスがどのようなものが予測されるのか、お伺いいたします。



これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2番目の交通安全対策について、ご質疑でございます。

その1の中におきまして、日置市は、毎年、春と秋の年2回、日置市交通安全市民運動推進協議会を開催している状況にあります。

本協議会は、国、県の道路管理部署関係、警察関係を初め、交通安全協会の各支部長、各地域の交通安全母の会の会長、高齢者クラブの各支部長、各地域の自治会長連絡協議会長、市の校長会及び市行政関係者、約40名ほどの委員で構成いたしております。

合併後しばらく、各地域ごとにこのような推進協議会を開催しておりましたが、日置市としての一体感の醸成、統一した事業の推進を図ることや、緊密な連携のもとに市民総ぐるみで交通安全活動を積極的に行うことを目的に、これまで各地域で開催していた推進会議の各団体代表者を委員といたしまして、平成18年3月23日に日置市全体の推進協議会を設置したところでございます。

この体制により、日置市としての統一した見解のもと、推進協議会委員の皆様方で十分ご協議をいただいた上で、各地域へつないでいただき、本市の交通安全施策の推進を強化していきたいと考えております。

2番目の議員のご指摘の交差点につきましては、最近、通行する車両も多く、軽微でございますが、頻繁に出会い頭等による衝突事故が発生している場所であるとお聞きしております。

信号機設置につきましては、警察署再編前の加世田警察署に対して信号機設置要望をしましたが、その時点では、信号機を設置する交通量ではないということで、設置要望が却下された経緯がございます。

しかし、現場は、今後も団地造成等による

車の往来も多くなることも予想され、交通事故防止を推進する観点から、今後、日置警察署を初め関係機関と連携し、信号設置に向けた要望を行なっていきたいと考えております。

3番目のイントラネット整備事業についてご質疑でございます。

防災行政無線を統合するため、市内全世帯にケーブルを敷設し、防災告知用の機器を設置すること、また、そのケーブルを使ってケーブルテレビやインターネット、IP電話にも任意で加入することで利用いただけるという市の情報化計画について、去る10月10日から11月1日まで、市内の20カ所で説明をさせていただきました。

結果として、男性が618名、女性が172名、合計の790名の方々の出席がございました。多い場所におきましては100名程度で、妙円寺地区、永吉地区が多かったようでございまして、少ない地区におきましては20名程度で、美山地区、扇尾地区でありました。

質問の内容につきましては、防災告知の設置には費用は必要ないのか、防災告知だけ設置してケーブルテレビに加入しなくてもいいのか、また、万が一の場合、無線の方がリスクが少ないのではないかなど、いろいろとご質問やご意見をいただきました。

それから、共同受信施設の多い地区では、ケーブルテレビに加入すれば今のテレビで見られるのか、組合の電柱などの撤去はどうなるのか、説明会は今回だけで終わるのか、このようないろいろなご質問がございました。

2番目でございます。この情報化計画については、昨年11月の広報誌や先月の広報誌、さらには各地域の自治会長さん方の研修会、それから各種団体からの要請を受けて実施する出前講座など、説明をさせていただいておりますが、まだまだ不十分な状況にありますので、計画の進捗を含め、今後も随時説明を

させていただきたいと考えております。

3番目でございます。防災行政無線の統合については、現時点で補助金がないことから、地域の情報化を促進するということを目的に、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金で全体の42.6%に当たる用途地域を、また、農業振興地域57.4%については、農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を利用して進めていきたいと考えております。

いずれも補助率は3分の1でございます。この交付金事業が採択された場合に補助金額は約7億円が見込まれ、残りの部分の95%に合併特例債を充てると17億円余りが起債となります。

償還計画につきましては、合併特例債を3年据え置き、15年償還、金利が2%で借りた場合、平成37年度まで年間5,500万円程度を償還していくこととなります。総額では21億円余り償還することとなりますが、そのうちの70%、15億円余りは地方交付税の基準の財政需要額に算入されることとなります。

4番目でございます。今後必要な周辺機器整備代については、告知端末の故障や新築住宅への設置のための予備機の準備やケーブル敷設等が考えられますが、機器については、できるだけ安価に購入するため、今回の整備に合わせて準備したいと考えております。

また、新築住宅への配線については、今回整備するケーブルに加入することになりますから、金額的にはさほど必要ないと考えております。金額の参考といたしまして、ケーブルテレビに新規で加入される場合の加入負担金が1万円程度ということですから、1軒当たりの工事費もその程度で済むと考えております。

ケーブルテレビについては、市が整備したケーブルを放送事業者に貸し出し、テレビ事

業をお願いしたいと考えており、工事が終わった地区から順次ケーブルテレビ事業者が営業活動を展開することになります。そこで、事業者の運営経費を年間4億円程度と試算し、その経費を捻出するためには、視聴料を1,050円で試算すると、加入率80%程度が確保できないと難しいということになります。

そこで、ご質問の70%、約1万5,000世帯の場合の視聴料を逆算いたしますと、月額2,300円程度、60%で約1万3,000世帯の場合は2,700円程度、50%、約1万1,000世帯の場合は3,200円程度という金額がはじき出されます。

しかし、市としては、市民の皆様にご加入していただくため、金額を1,050円という設定をしております。事業者とも協力して加入促進に努めてまいりたいと考えております。

このことにつきましても、まだ国の補助事業等を含め、いろいろのまだ大きな課題も残っております。また、今後、そこあたりも十分整理をしながら、このことの試算等につきまして、まだ概算でございますので、いろいろと確定した時点におきまして、それぞれ議会を含め市民の皆様方にもお示しをしていきたいというふうに考えております。

6番目でございます。情報基盤の整備に、国がU-JAPAN政策として、2010年に「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」がネットワークに簡単につながるユビキタスネット社会の実現に取り組んでいるところでございます。

残念ながら、少子高齢化が進む地方においては、民間事業者によるこのようなインフラの整備は一向に進まない状況にあります。仮に今この事業に取り組まなければ、これまで以上に都市と地方の情報格差は広がる一方で、団塊の世代をターゲットにした定住促進や

2 地域居住、さらには企業誘致など、さまざまな場面でおくれをとることになります。

それと、国が目標としております2010年に、ある一定の成果があったと判断すれば、その交付金事業も見直しされることも予想されますので、今回、地上デジタル放送の開始にあわせ、この時期にやる必要があると考えております。

今後の利用策については、まず、ケーブルテレビを使って行政情報を流すことで、市民の皆様方にリアルタイムな情報提供ができるようになり、これまで以上に市政への関心が高めていただけるものと考えております。

また、将来的には、このケーブルを使って高齢者の安否確認でありますとか、遠隔医療、さらには電気、水道、ガスなどの検針業務の自動化など、さまざまな利用が考えられます。

以上で終わります。——100%の加入ということでございますけど、これは約700円程度ということで試算をしております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

司書補の配置につきましてお答えをいたします。

本市におきましては、平成18年度に2校を1人で兼務している体制を解消し、全校に1人ずつ配置しましたので、配置率としては100%となったところでございます。

ちなみに、県内17市の司書補の配置を見ますと、1校1人体制で全学校に配置している市は、日置市を入れてわずかに4市であります。

ご指摘のとおり、子供たちへの読書活動の充実を図る上で司書補の役割は大変大きいと思っておりますので、18年度からすべての学校に1人ずつ配置をしたところでございます。

今後のことにつきましては、市の財政状況等を勘案しながら、また検討をしてみたいと考えております。

#### ○12番（中島 昭君）

順番どおり、教育長の方から質問をさせていただきます。

1校1人体制ということで配置をしたと言われましたけれども、確認ですけれども、司書並びに司書補も含めまして、図書室に毎日その人がいるということではないですね。私はそのことをお尋ねしてるわけですし、今、県下ではということで説明がありましたけれども、私もこの近隣市をずっと調べてみました。薩摩川内市から指宿、鹿児島市までですね。

そしたら、原則として週5日、土曜・日曜・祝日以外の毎日司書の方が出勤されているのが、鹿児島市、指宿市、枕崎市、いちき串木野市、薩摩川内市であります。私たちのこの日置市と同じように原則として月14日というのは、南さつま市と日置市だけなんです。

先ほど私は、学力の低下が非常に心配されて、これは文科省の責任のもとでこうなってきたわけなんです。これも大変憂慮すべき問題ですけれども、こういうことで日置市が、ほとんどのほかの市が実施していることを——財政、財政と私どもも申しますけれども、一番大切な子供たちの心の教育を取り残していく。そういうことでは、非常に将来危惧されます。

それは、もちろん教育長よくおわかりだと思えますけれども、その辺のことはどのようにお考えか、お示しをいただきたいと思えます。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほど申しましたように配置率としましては100%ですが、実際に配置をしていますパターンを見ますと、本市でも、子供が学校

に出てくる日にすべて司書補の方がいらっしゃるのが13校でございます。今ご指摘のあったパートで14日出てくるところが13校となっております。

合併をいたしましたけれども、合併をする前の各市町の司書補の配置がそれぞれ地域でばらばらでございました。したがって、現在のところは、調整まで最終的にやっておりますが、そういう状況になっております。

したがって、今後のことにつきましては、いろんな財政の問題等も考えながら考えていきたいということでございます。

#### ○12番（中島 昭君）

考えながら考えていきたいという、まあ、前向きにとらえたらいいんでしょうか。

13校は子供たちが学校に行っている間は配置してると。残り13校が、今私が指摘しているような状況と。この辺、考え方によっては、教育長もよく言わんとするところはわかかと思うんですけども、子供たち、本当に平等な教育、平等な環境の中で本当に——きょうはたまたま伊作田小学校の児童の皆さんが来られていますけれども、伊作田小学校、どちらでしょうか。やはり子供たちの将来を考えていただいて、きちりと示していただきたいと思います。

これは、先ほどの学力調査は文科省、これの責任だと申しました。心の問題は、田代教育長、これから3年後、5年後、10年後、この子供たち、私は健やかに育てていただくように願いますけれども、教育長の責任のもとで決断をしていただきたいと思います。もう一回、ご答弁願います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

読書活動の子供たちに与える影響とか重要性というものは、私も十分理解をしておりますので、各学校におきましては、朝の読書活動をしたり、かなりの取り組みをやってもらっているところがございます。ただ司書補が

いないから読書活動が衰えていくということでもないと思います。

当然、司書補の方が常時いらっしゃって、お世話をしてくださることは、大変私はそれなりにいいことであると思っております。ただ、学校というのは、ご存じのとおり、本市でいきますと700名近い児童・生徒数の学校から、一番小さい学校では15名という子供のいる学校もございますので、そのような児童・生徒の多いところは、それだけたくさんの子供たちが1日に利用するわけですので、今後、児童・生徒の多いところについては、やはりなるべく早くしていった方がいいのかなど、そのように考えております。

#### ○12番（中島 昭君）

なるべく早くしていった方がいいのかなあということは、何とかその辺は考慮してくださいというふうに受けとめたいと思います。ぜひ、本当に子供たちの将来、これを考えると大切な問題でありますので、人数が少ない多い、これももちろん教育長は総合的といいますか、総合的に見ないといけなんでしょうから、それももちろん考えておられると思いますけれども、この子供たちをしっかりと育てていくということを念頭に置いて、ご決断をいただきたいと思います。

それでは、2番目に入ります。

交通安全の問題ですけれども、事故の件数等はさきに述べました。市長の方も十分認識をされていらっしゃると思います。市全体で40名の委員の方々が取り組んでいるということですが、その結果——というわけでもないかもしれませんが、事故は増加の傾向にあるということです。

やはり市民の皆さんが、道路情報等も含めて、要望する機会というものも必要だと思うんです。今までそれですとやってきたわけですので。それで、要望をそのまま受け入れるかどうかというのは、やはり優先順位という

のがありますから、これはその判断でやっていかなきゃならないと思いますけれども、要望を聞く。そして、その中で皆さんに交通安全の大切さを1人でも多くの方々に伝える。そして、市民みんなで交通安全対策に取り組みましょうという、そういう意識をつくるのが、私は市長の役目だと思います。

40人でやっているから、それで事足りるということは、もちろん市長もお考えでないと思いますけれども、ぜひもう少し——つないでいくという表現をされましたけれども、なかなか支部の方にそういうことがつないで伝わってきておりませんので、ぜひそれらのことについての対策、対応というのをとっていただきたいと思いますが、もう地域でのそういうことはもうお任せだと、やってくださいと、みんなでやってくださいと、市としてはもう関知しませんよというおつもりでしょうか。それとも何らかの手を打ってくださるお考えがあるのかどうか、市長の見解を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、この推進会議だけがいろいろと大事であると、そういう見解は一つも持っておりません。やはり市民の皆様方がそれぞれ、あらゆる機会の中におきまして、この交通関係を含めた中で意識をしていただきたいというのを思っております。

10日の日も、この年末年始におきます、警察署の方で出発式をさせていただき、そこで、今ご指摘のとおり、この日置市管内におきまして、特にこの10月、11月を含めた中で率といいますか、発生率というのが上昇していることは否めないということで、署長からの話もございました。

今後におきましても、やはり推進会議は推進会議として、一つの意識統一をすることでございまして、基本的には、各支部におきますこの交通安全の協会の皆様方がそれぞれ支

部活動をしていただく。この支部活動をした上で、この推進協議会は成り立つというふうに考えておりますので、いろいろとそういう今ご指摘がございましたご意見等を踏まえながら、また、それぞれの各支部の活動をいかに活発にしていくのか。このことを私どもとしても心にとめて、いろいろと助言をしていきたいというふうに思っております。

#### ○12番（中島 昭君）

そういうふうには支部の方への指導、通達、あるいはつないでいくという表現でしたけれども、そういうことで、交通事故、本当に人命にかかわることですので、少しでも交通事故が減るように、できることなら目指すのはやはりゼロですけれども、そういう取り組みをぜひ展開すべきだと思います。

時間がなくなりますけれども、イントラネット整備事業の方で市長の方にお伺いいたします。

先ほど細かい数字等を出していただきまして、よくわかってきておりますけれども、ちょっと気になったことがありまして、質問の1番目なのですが、市長ご答弁の中で、これは細かいことと言えば細かいことですが、市内20カ所で説明会をしたというふうにでしたけれども——でしたね。はい、23カ所です。ひおき、これにでも一番最初に大きく書いてありますので、訂正をしていただきたいと思います。

それはそれでよろしいんですけども、質問の大方内容、それから参加者数、大変予定よりは少なかったんじゃないかならうかと思えます。それで、総体的にこれからお伺いをしていきたいと思えます。

大体の数字はわかりました。後でお尋ねしようと思いましたが、100%の場合には700円だと。これは、ちょっと私にとりましてはキーワードになる数字でございまして、後ほどこの数字で質問をさせていただきます。

けれども、ちょっと確認だけさせていただき  
ますけれども、いわゆるこの防災行政無線  
の——今有線を計画していますけれども、こ  
れだけでも交付金事業とか合併特例債、これ  
は受けられるんですよね。ケーブルテレビま  
でつけないと受けられないということじゃな  
いんですよね。ちょっとそれだけ確認をさせ  
ていただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、このイントラ整備の中で一番大きく  
私どものポイントしておりましたことは、今  
市の中で行われておりますこの防災行政、無  
線と有線がございます。特に、東市来におき  
ましては有線でございます。伊集院、日吉、  
吹上が無線でございます。

基本的に、なぜこのことを今論議するの  
かという一番大きなことにおきましては、こ  
の設置した年数というのが、日吉が昭和59年、  
もう23年経過しております。また、吹上が  
平成2年、17年、伊集院地域が平成6年、  
13年、東市来が平成9年、10年、各それ  
ぞれ年度が違うわけでございますけど、特に  
この日吉地域におきます、23年も経過して  
おきまして、どうしても今後のこの防災に対  
しますいろいろと告知のあり方で、もうそれ  
ぞれ機種がもう限界に来ているということで  
ございます。

その中におきまして、特に今4地域におき  
ます周波数が別々であるわけでございますけ  
ど、どこか1カ所、これを解決する場合にお  
きましては、もう全市周波数を一つにしなけ  
りゃならないという大変大きな制約がござい  
ますので、そういうことを含めて、この日吉  
地域のこの23年経過した中におきましては、  
もう恐らく限界であると。まあ、ほかの地域  
は、若干まだ、それぞれの機械的に余裕もあ  
るわけでございますけど、やはり統一するに  
は同じ時期でやっていかなきゃならないと。

いろいろと後ほど、きょう議員の中でもい

ろいろいろとご質問が後ほどから出ると思っ  
ておりますけど、なぜ今必要であるのか、これ  
が一番大きなポイントであるというふうに私も  
思っております。今、有線ありきであるとい  
うことでもございます。基本的に、無線、  
有線ということを経験していろいろと考えさせ  
ていただきました、内部の中におきまして。そ  
の中で一番大きく考えていってほしいというの  
は、無線の場合につきましては、基本的に、ど  
こももうそれぞれやっておりますので、この  
新しい国の交付金事業というのは使えないとい  
うことで、基本的には、それには、今して  
おります過疎債、合併債、この起債等におき  
ましては、この行政が行ないます有線でも無  
線でも両方起債では財源の措置はできると。こ  
の交付金ということではできないということが  
一つでございます。

基本的に、今回の中におきましては、この  
防災関係につきましても20数億円費用がか  
かるという試算でございます。また、さっ  
きでございますこのケーブルテレビを含めまし  
た有線のイントラをするに当たりましても  
20数億円かかるということでござい  
ますので、数字がひとり歩きするとちょっといけ  
ないわけでございますけど、両方した場合につ  
いては約50億円ぐらいかかるんじゃないか  
なということでございます。まあ、どちらを  
優先していくかということもござい  
ますけど。

そういうことを考えた中におきまして、や  
はり有利な交付金等がある中におきまして、  
基本的に有線の整備をすれば交付金事業が  
出てまいりますので、それを利用してすれば、  
ある程度の経費的な節減もでき、両方が活用  
できるんじゃないかなあということで、今こ  
こにそれぞれの試算をしたわけでございます。

こういうことを含めながら、今後、さっ  
きも申し上げましたとおり、補助事業におき  
ましても、総務省、農林省、まだ20年度以降  
の予算の獲得をしていかなければならない。

この獲得ができなければ、また基本的にいろんなまた考え方を変えていかなきゃならないわけでございますけど、市としての考え方である程度の集約をしていかなければならないというのが大きなポイントでございます。

そのような状況を皆様方にも、議会の皆様方にもお示しをしながら、また、いろいろと内部についてご質疑等をいただいて、お答えをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○12番（中島 昭君）

大変よくわかりました。ただ、せっかくでするので、市長、私からすると時間ももったいないんですが、市長の方から起債とか交付金とか、少しわかりやすく、子供たちもおられますので、説明していただければ、もっとありがたいな。ちょっと意味がわからないかと思っております。

それで、今無線の話も出ましたけれども、そういうことで交付金がないということですが、地域情報伝達無線システムというのがありますね。これは隼人町の業者がやってる分ですけれども、恐らくこういうことも検討されたと思います。

これも、現有する今の無線あるいは有線のこの設備をある程度利用しなきゃならないけれども、これも老朽化してきているということで、どっちみち更新をしないといけないんでしょうけれども、こういうシステムがあるようですけれども、使用の目的あるいは規模、そういうのが違いますが、ただ、防災という、あるいは通信システムという観点からは非常に似通ったところがあります。

この辺のところの、財源的な問題も含めまして、比較検討されたのかどうか、お伺いいたします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

ただいまご質問いただきました地域情報伝達無線の関係につきましては、比較的エリア

が小さい中で運用がされておまして、具体的に申しますと自治会単位でありますとか、そういったエリアの中での運用というような使い方になっているというふうに認識をしております。

それに似通ったやり方として、NTTの回線等を使ったオフトーク通信とか、そういったサービスもあるかと思いますが、市内全域を考えた場合に、非常にこのシステムでは難しいんじゃないかということで考えております。

#### ○12番（中島 昭君）

しっかり検討されているようではございますけれども、説明会等でも説明がありましたけれども、有線の一番の弱点、これは災害時の断線ですね。左回り、右回り、どちらからでも行けますよという説明でしたけれども、これをそんなうまく1カ所だけということもなく、数カ所あるいは大変たくさんの断線というのも心配されます。

災害というのは計算どおりまいりませんけれども、この際、これ提案といたら提案ですが、日置市が、私は企画課の優秀な人たちが音頭を取って、もし大きなそういう必要な災害のとき等には、国や県へ働きかけて、家庭にあるトランジスタラジオ、これ車のラジオもそうですけれども、そういうものを利用して、活用して、防災対策、避難場所、そういうのができるように働きかけるということではできないものかどうか。日置市がこれは先頭切って、音頭を取ってやったんだと全国にアピールするようなことをやっていただきたいんですが、無理なことは承知で決意を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今の中で、この防災告知用の機器だというふうに考えております。この中におきまして、どういう機種を選んでいけるのか。今、防災無線等、おっしゃるように有線の場合は、本

当に台風とかいろんな中の一つの不安はあるというのも認識しております。

その中におきまして、今、防災無線の中におきまして、やはりある程度の電波が届かない部分も出てきますし、今ご指摘のとおり、防災告知用のこの機器をどういう形のものにするのか、これによっていろいろと大きくまた変わってまいります。それぞれの自治体におきまして、それぞれただの音声だけでなく目に見える告知もしている機種もあるようでございますので、今ご指摘のとおり、ラジオとかそういうものも、使える機種をすれば、またそれなりの一つの機器が恐らく高くつくのかなというふうに考えております。

今後におきまして、こういう機種の選定というのも十分検討をしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○12番（中島 昭君）

私の方が少し質問を脱線しましたけれども、丁寧にご答弁をいただいたようです。そういうことで、現在計画されている防災システムというのがあります。この辺も十分まだ検討していかなければならない課題だと思いますけれども、時間が迫っておりますので、私はこのケーブルテレビの方をちょっともう少し伺いたしたので、こちらの方に移らさせていただきますと思いますが、ケーブルテレビ事業、これは防災とまた一つ置いて考えていかなきゃならないと思いますけれども、このケーブルテレビ事業にかかわる市が持ち出す負担、これは幾らぐらいかかるのかお示しいただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

この費用の具体的な形はちょっと今わかりませんが、基本的に、この今整備をします有線のこの配線なんでございますけど、この配線をこのケーブルテレビを運営する会社に貸し出すという、そういう、市が整備しておりますこの有線をケーブル会社に貸すという

こと。私どもは、その貸し出し料を向こうの方からいただくといえますか、それでいろんなことを運営していただくということで、このケーブルテレビの関係につきまます費用は、市としては一切出さないと。そのケーブル施設の会社が、この施設を借りた分の中で全部会社が運営をしていく。そういう考え方を持っておりますので、50%であろうが、基本的に100%であろうが、20%であろうが、市としてのこのケーブルテレビに対します考え方の市の持ち出し方ということは考えてないと。それによってしていただく会社を選定をしていく、これが一番大きなポイントになってくるというふうに思っております。

#### ○12番（中島 昭君）

市の持ち出しは考える必要はないという説明ですが、国の国庫補助対象になるケーブルテレビ施設整備事業ですね、これは交付対象として、ICT基盤整備ということで、センター施設とか受信設備、電源設備、電送かれこれずっとあるんですが、これ等の件についても使える分は使える。しかし、市がこの設備に関する持ち出しというのはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

先ほどの市長の答弁に対して、少し補足をさせていただきますと思います。今のご質問とも重複すると思いますが、今回の施設整備に関しまして、ケーブルテレビ事業へ展開するために必要なセンター施設というものがございまして、その中の経費につきましては、概算ではございますが、現在1億8,000万円程度を見込んでおりまして、これも一括して交付金対象として進めていきたいというふうに考えているところです。

#### ○12番（中島 昭君）

交付金事業ということは、市の持ち出しもあるというふうになるわけですかね。もう一遍答弁願います。



○市長（宮路高光君）

私が言うの、ちょっと説明不足で、その機器をですね、ケーブルテレビをする機器の中についてはやります。今後の運営においてはですね、さっき言いましたようにこの貸し出し料でやっていきますけども、ある程度の設備をする中におきましては、やはり市の情報伝達をする、そういう場所とか、その機材も要りますので、そういうものは、設備投資におきましては、ある程度ケーブル用についても、さっき企画課長が話いたしましたとおり、交付金事業に対処をしながら設備はしていくと。あとの維持管理の方について、さっきも言いましたように、その業者の方に貸し出しをしてやっていくと、そういう考え方でおります。

○12番（中島 昭君）

再確認ですが、設備の費用は、この約1億8,000万円、これだけでいいんですか。

○市長（宮路高光君）

この数字は、さっきも言いましたようにまだいろいろと、まだこの設計もしておりませんし、今後いろいろとそういう方向性の中において、やはり実施設計、いろいろなことをしていった中ではっきりした方向の市の持ち出しというのでも出てきますし、これが補助事業にこの部分とこの部分が該当する、これは起債に該当する、まだその詳細のところまでは、今はまだ詰めてございませんので、またそういう時期に来ましたら、きちっとまた皆様方の方にもご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○12番（中島 昭君）

1億8,000万円、数字は大体目安ということで、私もそれは理解しております。今、お答えもいただきましたけれども、それと先ほどの一番最初のご答弁にもありましたけれども、結局、交付金、補助金、国の枠もあると思います。そういう中で、まだわからない

というふうなご答弁でしたよね。私もそれはすごく懸念しているんです。

そこで、鹿児島県でも来年度以降にこういう事業を計画しているところがあるのかどうか。それと、日置市がこういうことで申請をすれば、補助対象にまぜられなくなる確信、確率、これはどの程度かお尋ねをいたします。

○企画課長（富迫克彦君）

県内の状況についてでございます。各市、総合計画の中では、情報格差っていうのを確認しながら、どういう対応をするかっていうことでいろいろ検討されているようでございます。その中で具体的に今検討されてるのは、霧島市と曾於市の方かと思えます。

ただ、霧島市については、溝辺町のケーブルテレビの部分がありまして、その辺を市内全体にどういうふうに対応するかということ、それと曾於市の方も、財部町の地域がケーブルが普及しておりますので、その辺の対応を含めて、今後検討されるんじゃないかというふうに考えております。

○12番（中島 昭君）

もう一つ。

○企画課長（富迫克彦君）

補助金の関係につきましては、20年度の概算要望の中で、財務省への総務省の方が概算要求で103億円計上されているようでございます。それから、農林水産省の方が19年度で351億円ほど交付金の予算をお持ちのようですが、九州全体もしくは国全体の動向のこともございますので、確率というようなことはなかなか申し上げられないんですが、私どもとしては、何とか市のこの計画を採択させていただきたいというふうに今後努力をしてみたいと思っております。

○12番（中島 昭君）

国県が決めることですから、こちらの日置市の方でできるとか、できないとか、なかなかこれは難しい答弁だったと思えますけれど

も、私自身は、このケーブルテレビ、将来的に、また今、先ほど来話が出ております独居老人の安否確認とか、私は行方不明情報の音声と映像でも可能になってくると思うんです。

今、氏名を公表して行方不明の情報提供を求めている場合もありますが、普通は地域と年齢、大体服装等ですが、こういうのも、もしいざというときに、これもう人命にかかわることですが、写真等ありましたら、こういう服を着ている、顔を隠してですね、こういう人を探していますという、大変大切な情報提供、こういうものも使えると思います。まだまだ考えられる利用法というのはあると思います。

九州管内の自主放送を行なうケーブルテレビ、今私どもが話しているこれですが、平成17年度末の普及率は、加入世帯数が約161万世帯、これはちょっと以前の統計ですが、普及率30.1、鹿児島県は5%なんです。大幅に低い普及率になっています。

苦しい選択ですけれども、今この機会を逃すと、今後将来、先ほど答弁もありましたけれども、この事業は非常に厳しくなると思います。市内6,300世帯、約28.2%の共同アンテナ組合の皆さんを初め、市民の皆さんにしっかりと説明をして、普及率80%以上を目指す。私が聞くところによりますと非常にこの数字というのは厳しいんですけれども、そういう80%以上を目指す覚悟が、市長初め執行部の皆さんにあるかどうか、市長に決意を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、テレビ放送の中におきましても、普通ケーブルテレビするの中におきましては、今まではアナログでやっておりましたので、ちょうどこのアナログからデジタルに変わる時期、こういう時期を含めた中でそれぞれ推進していけば、ある程度のこのパーセント率というのは上がってくるというふうに思っております。

す。

先ほども申し上げましたとおり、この補助金の問題が、まだ国の方におきましても20年度の概算要求ということで、まだ内示等もないわけでごさいます、私どもは新規で参入していかなきゃならない。そういう大きな一つの課題もございますので、まだそういう部分のいろんな陳情活動というのはやらなければならないというふうに考えておりますけど、特にこの17年度、18年度の中におきまして、特にこのイントラ整備の中におきまして、私ども、今それぞれの公共施設の方には光ファイバーをした施設はもうある程度の投資しております。

今さっき申し上げましたこの金額も、ある程度今まで投資してきた金額がありましたから、ある程度の、全線全部するのでも、主要なところまではもうある程度有線が入っておりますので、概算の金額がこのような概算で、これも本当にもう一つ新規でやれば、まだこれ以上の金額になるというふうに思っております。

今、やはり一番こういう財政的な改革をするの中におきまして、いろいろ市民の皆様方を含め議員の皆様方も、今なぜまたこういう投資をしなきゃならないのか、そこが一番の大きな焦点に私はなってくるのかなというふうに思っておりますし、これを投資すれば、またほかの事業もある程度運営的なものに支障が来ますので、そこあたりをどう精査していくのか、ここあたりが大変大きな微妙な問題であるというふうに思っておりますので、今後、議員の皆様方を含め市民の皆様方も、このことについてはまだ十分いろいろとみんなと話し合いをしていきたいというふうに思っております。

#### ○12番（中島 昭君）

私は先ほど100%というのがキーワードだと申しましたけれども、本気でこのケーブ

ルテレビ事業まで取り組む熱意、これがあるのであれば、全世帯、100%を対象にするぐらいの決意が必要であると思います。

100%の場合は700円、1世帯ですね。費用は、初期費用1億8,000万円、約ね。これが設備投資の——これ交付金事業だということでしたけれども、和泊町は、料金1カ月500円です。事業者は、個人から文字公告などをとってですね、これも財源の一部に充てております。日置市の方でも、日置市の広報、市報ですね、このひおき、これやお知らせ版などは、もう放映するわけですか。

仮定の話ですけれども、ちょっと話をさかのぼりますが、20数億円でケーブル、光が通った。防災システムが完備した。交付金事業あるいは国庫補助で、できるだけ有利な起債でできた。そしたら、あとプラスケーブルテレビ初期投資1億8,000万円、これは交付金事業、そういうことですね。それでやっています。あとは業者が、今のところの試算では80%で1,050円、100%で700円だと、そういう数字が——これは恐らくひとり歩きしてもまた困る数字かもしれませんが、大体の数字だろうと思います。

私は、そういう和泊町みたいな広告収入、あるいはケーブルテレビで放映をするわけですから、こういう広報誌、お知らせ版というのは、こちらで何とか対応できるんじゃないかと。テレビの方ですね。それで、原則こういうものの各家庭への配付はもうやめると。それから、対外的を含めて必要な分は、もうモノクロ印刷で対応すると。カラー印刷が必要なときには、ホームページからダウンロードして印刷すると。そういう経費削減、これにしっかり取り組む。そしたら、これをまとめて各自治会長さんをお願いする。そういうかれこれ含めると、まあ1冊、このお知らせ版、これかれこれで100円近く削減できるんじゃないかと。こういう——幾らかいね。

ちょっと幾らかわかりませんが、1冊。そういうことであると、そこで100円削減できた。

それから、この広告収入かれこれ、企業努力、IP電話加入率、それからインターネットの接続、こういうものの加入率を上げて、そういう周辺のことでも何とか賄っていく。そうすれば利用料金が、今の計算でも500円から600円で済むようになってくるんじゃないかと。

でも、私は100%加入を目指すべきであると思います。市内全世帯無料配信すべきだと思います。ケーブルテレビをするのであれば、それだけ私は価値のある事業だと思うんです、将来的に。それが、私たちが合併するときに、合併してよかったと、合併して何がよかこがあつとって。今でも、「中島さん、合併して何もよかこつちやなか」、そういう話ばかりです。「おはん、合併せんないかんいかんち言つおつとどん、合併してないもよかこつちやなかつたを」と、「吹上町のよかつた」と、そういう話をよく聞きます。

市長、ここでですね、ちょっとその財源、私も計算をしました。その700円という数字、あるいはこの財政削減、こういうものもしました。大体、持ち出しの金額も年間幾らぐらいだというふうに試算もしてあります。これは計算をすればもうすぐわかることですが、そういうことで、宮路市長さんが、こんケーブルテレビは決断してよかったと、これが合併した効果だと市民が思えるようなことをですね、本当に本気になって考えていただきたい。

私は、市の職員の皆さんの才覚、これは高く評価しております。しかし、この職員の皆さんの能力というのも、これは市民の共有財産だとも思っております。さらに勉強していただいて、これは市の職員だけでなく市民総がかりで、大人も子供も、市民の立場に立

って、わかりやすく、数字などもしっかり示したアンケート調査なりをしていただきたいと思えますけれども、再度市長のご見解を願います。

**○市長（宮路高光君）**

このイントラ整備を含めた中におきまして、今議員がおっしゃいますとおり、このケーブルテレビの運用の問題は、本当にいろんな問題を運用していければいいと思っております。

先ほどもちょっと申し上げましたとおり、今回なぜこれを最初、もうケーブルテレビありきじゃないんだと。やはりこの防災上を含めた中で、これが一番最優先して、今回こういう整備を有利な補助金を使ってやっていくんだと。私はこれがやはり基本的なものであるというふうに考えております。

それをした中において、そういう整備されたものをうまく運用していく。それが市民の皆様方にご理解がいただけるというふうに考えておりますので、やはりケーブルテレビありきじゃなく、この防災上を含めたときに、瞬時にその前に市民の皆様方にどう私ども行政として告知ができるのか。やはりこのことを最優先した中で、この整備というのを進めていきたいと、そのように私、自分自身は考えております。

以上です。

**○12番（中島 昭君）**

そのとおりです。防災とケーブルテレビは別個、そういうふうに考えて、それは当然のことだと思えます。その中で、やはり市民説明会あるいはこういうもの等での説明、これも見れば一緒くたに説明してるわけです。ですから、その辺を説明責任をしっかりとってくださいと、そういうことを申し上げているわけです。

終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を

11時25分とします。

午前11時13分休憩

---

午前11時25分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

**○6番（花木千鶴さん）**

日置市が誕生して2年7カ月がたちました。合併以前の旧伊集院町議員でありました私は、合併しなかった場合の財政計画はどうかと町長に質問してまいりましたが、一度も示されないままに合併を迎えました。国の財政状況では、市町村にとって、単独でも、合併しても、厳しい道のりであることは間違いがありませんでした。そのような中で、合併を選択した私たちの新市の目標は、新市まちづくり計画でありました。

さて、そのまちづくり計画が確かな目標として私たち市民に位置づいているのでしょうか。市の将来はどうか、地域の暮らしはどうか、これまで示されていた計画が次々と迷走していく姿に、市民は不安を抱いていると感じます。なぜなら、あれほど合併に賛成していた市民が「合併していいことは一つもなかった」と言い始めているのです。

私は、まちづくりにとって、行政と市民の信頼関係こそが最も大切だと思っています。特に、そのことについては、今日、市民との協働なくして地方行政は成り立たないと言われてることからも明らかです。

私はこれまで、いろいろな自治体に政務調査に行かせていただきました。過疎の進んだ農山村、漁村、例えば、多くの島を抱える上天草市、ダムに沈もうとしている五木村、昔、追っ手から逃れ人々が隠れ住んだという五家

荘、バスもタクシーも走っていない上勝町など、一方、比較的人口規模の大きな地方都市、例えば、かつて競艇場で大変潤っていた丸亀市、人口は多くはないが確実に今人口を増加させ続けている日出町などの地域を見てまいりました。

日本じゅう、地域の環境や歴史、文化などは違うけれども、確かに日本という国にあって、時には国の施策に翻弄されながらも懸命に生き続けてきた人々の暮らしを垣間見ることができました。そのようなとき、政治がどれほど住民の生活にとって大切かを思い知らされてきました。

これらの地域で学んできたことを、これまでの一般質問で提言や意見の中に盛り込ませていただいたところです。

また、先月は、全国の自治体で初めて議会のあり方を定めた栗山町議会基本条例を、千歳市において昭和47年から取り組んできた子ども療育センター、子育て総合支援センターの取り組み、そして、財政再建に取り組む夕張市など見てまいりました。

どのような場合も、政治の決断が市民の生活を決定し、多くの場合、市民はその結果に従わざるを得ません。夕張では、徹底した再建計画をつくり、市民にも厳しい負担が課せられていました。

隣町である栗山町の住民の方が、「うちの条例は普通のことだと思っていたが、全国からたくさんの方が研修に来るところを見れば、違うんですね。栗山は夕張のようになる前に議会が勇気を出して立ち上がったんだと思います。夕張はその勇気が少し足りなかったのかなあ」という言葉が印象に残っています。

夕張市は、ここに来て、市民はもちろん、特に若者たちが頑張ろうと立ち上がっているように感じました。どんな困難も、目標と道筋が示されれば、人々は英知を振り絞って新しい時代を切り開いていくものなのだと、こ

の研修で学ばせていただきました。

本市の未来も、市民との協働で切り開いていかなければなりません。「合併は一つもいいことがなかった」と言わせないで、将来のために自分はどうか、前向きに考えてもらえる指針を示してほしいと思います。

そこで、少子化問題、教育と地域づくり、庁舎問題などについて、通告に沿って質問していきたいと思います。

1点目は、日置市子ども支援センター事業についてであります。

この事業は、東市来地域で取り組まれてきた幼児教育支援センターを市全域に拡大させた、今年度からの新規事業であります。保健・福祉の分野と教育が連携して、乳幼児から18歳までの児童・生徒、親、教師、保育士などを対象とした幅広い事業内容となっています。

今日、少子高齢化問題はあらゆる分野に影響を及ぼし、市町村にとっても喫緊の課題となっているところであります。そのような中で本市の少子化対策を考えると、この子ども支援センターに対しては、子育て支援、次世代育成事業のかなめとして大きな期待を寄せているところであります。

始まってまだ8カ月ではありますが、さまざまな取り組みがなされています。その成果はどうか伺います。

また、現在、保健や福祉の分野でも、多くの子育て支援事業の取り組みがなされているところでありますが、それらとの連携はどのようなのか。

子ども支援センターを次世代育成の拠点として位置づけるとすれば、子ども課として独立させてはどうか。

今のところ、子ども支援センターに臨床心理士が配置されていますが、1週間に1程度度の非常勤であり、常勤となるように市で臨床発達心理士を思い切って雇用しては

うか。

2点目は、日置市立であります小中学校、中でも小規模校の今後について伺います。

私は、平成17年12月議会の一般質問で、義務教育である小中学校での身につけるべき事柄、学力をどう考えているか、9カ年の学びをもっと充実させるために、積極的に小中一貫教育のモデル校、研究指定校など取り入れたらどうかなど提案いたしました。

教育長は、前向きな姿勢を示されて、まずは小規模校での一貫教育を見通した連携をできる学校から始めたいと答弁されました。そして、平成18、19年度、伊集院地域の土橋小中学校が鹿児島県の地区指定校となり、研究に取り組みました。

先般、その研究発表を見てまいりました。期待していた以上にとっては失礼かと思いますが、大変すばらしい研究発表だったと思います。

それといたしますのも、小中学校の教育内容や制度の違いから、連携教育ではなかなか超えられない現実的な課題があると聞いていました。ところが、互いの学校、先生方の協力で乗り越えようと努力しておられた、それが想像以上でありまして、感銘さえ受けるほどでした。

分科会や全体会ではさまざまな課題も指摘されたと思いますが、今回の成果をどのようにとらえ、今後どのように生かしていくのか伺います。

次に、小規模校の存続・統廃合についての見解を伺います。

「地域の学校がなくなれば、過疎が進み寂れていく」、「学校は地域の宝だ」という意見もあれば、皆田小のように一定規模の集団を重視する考えから保護者が統廃合を希望したところもあります。一方では、財政問題も避けて通れません。

教育問題は、場当たりの結論ではいけな

いと思います。地域によってさまざまな事情があると思いますので、今後の地域づくりとの関連も視野に入れた具体的検討に入るべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

また、統合の場合には、小中一貫校も考えてみてはどうか伺います。

3点目は、本庁・支所の今後について見解を伺います。

現在、本庁には、業務が集中して多忙をきわめている状況が見受けられます。一方、職員数は5年間で80人減らす予定となっておりますが、本庁のこのような現状をどうしていく考えか。

また、支所はといえば、「行政サービスが低下した」、「人がいない」との声が聞こえてきます。

今後、本庁機能、支所機能をどうするのか、本庁方式は考えないのか、分庁方式はどうか、今後の重要な課題であります。いつから、どのようにして検討に入るのか。

以上、1問目として答弁をいただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1問と2問については教育長の方に答弁をさせます。

3番目の本庁・支所の今後についてというご質問でございます。

組織機構につきましては、総合支所方式を採用している関係で、本庁には支所機能と本庁機能の両面を持っていることとなります。したがって、本庁機能としての取りまとめ、国や県への報告など、時期的に集中して遅くまで仕事をしているケースもあると思いますが、必ずしも職員数が足りないということではないと考えております。

今後、行政改革大綱で効率的な組織を確立するということが言われておりますので、取り扱っている事務の内容を精査した上で、市役所でやらなければならない業務と民間に

委託しても実施可能な業務など、それぞれ住み分けを行い、アウトソーシングできるものは積極的に民間にお願いし、職員数を抑制してまいりたいと思っております。

それから、組織機構のことについては、アクションプランで40課以下にということになっておりますので、これを先に実現しながら、また、各地区公民館等で証明等の発行事務などを始めましたので、今後はいろいろな相談業務をお願いできれば支所機能も縮小できると考えておりますので、これらのことを複合的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

日置市子ども支援センター事業についてお答えをいたします。

支援センターの設置の成果はどうかということですが、11月28日現在で相談件数といたしましては、各地域の相談員の件数も含めると、218件の相談等があり、相談内容も、不登校に関することから孫の子育て、発育に関しての心配相談など、さまざまなのが上がってきております。

また、夏休みに行ないました各地域の子育てに関する講演会は、66名が参加をされて、「子供とかかわることがどれだけ大切かわかった」というような感想もいただいております。

さらに、10月に実施いたしました保育士など指導者を対象としたカウンセリング研修会は、4回で延べ111名の参加をいただき、「真剣に話を聞くということの大切さと重みを感じた」などの感想をいただいております。

まだ始まって間もありませんけれども、それなりのニーズはあると感じております。

次に、既存の子育てセンターとの連携はということですが、現在、アドバイザーを中心

に運営をしておりますが、月に1回、各課の係長や担当者が集まり、具体的な運営や情報交換を行うサポート会議を行なって連携を強めております。

また、地域の民生委員会に教育相談員が参加したり、福祉課が管轄している子育て支援センターの会議にアドバイザーが参加したりするなど、子ども支援センターを中心に連携が図れるように努力をしているところでございます。

次に、支援センターの位置づけ、子ども課の設置についてということですが、子ども支援センターで行なう複数の課が関連する事業につきましては、関係各課で連携をとりながら事業を進めているところです。このことから、職員の研修会等への積極的な参加をさらに促進し、職員の資質向上を図り、今の体制を維持していきたいと思っておりますので、現在のところは子ども課の設置ということは考えておりません。

4番目に、臨床発達心理士を雇用する考えはないかということですが、本年4月から設置しました日置市子ども支援センターには、教育専門員、アドバイザー、カウンセラー等を配置し、また、10月からは家庭相談員も配置したところであります。

カウンセラーについては、臨床心理士の資格を有する方を1日4時間、年間30日の全部で120時間の雇用契約を行い、週1回程度の割合で保護者からの各種相談をお受けしているところであります。

今後とも、教育、保健、福祉の関係各課の連携を密にし、子育て支援を進めていきたいと考えますが、相談業務の件数に応じては、契約時間をふやすことなども含めて、今後対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、小規模小中学校のあり方についてですが、小中連携の成果はどうかということですが、

10月31日に、土橋小中学校で小中連携の公開がありました。成果としては、中一ギャップと言われる新中学校1年生の不応状態の解消や、小中教員の積極的な相互授業参加による学習指導法の改善等が挙げられます。

今後は、現在各中学校単位で進めております日置市小中連携推進連絡会及び管理職研修会等の中で土橋小中学校の研究成果を紹介し、その成果を各中学校区の実情に応じて生かすことにより、小中連携がより一層深まるように指導してまいりたいと考えております。

次に、統廃合の問題についてですが、小規模校の統廃合問題は、どの学校も長い歴史を持つ学校であり、地域にとって重要な課題であります。小規模校であることだけを理由に統合は進められないと考えます。

各学校とも魅力ある学校づくりを地域一体となって推進し、小規模校であることがハンディとならないように取り組んでおります。

なお、19年度からは、複式学級の支援として、鹿児島大学の協力を得て学習支援アシスタント派遣事業を行い、好評を得ているところでございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

それでは、改めて子ども支援センターのことから質問をいたします。

ただいま取り組みの状況につきましては教育長の方から答弁がありました。私もカウンセリング講座の方に参加させていただきましたが、大変充実した内容でした。4回開催された中で3回出席したわけですが、毎回、保育園、幼稚園、行政の方、施設の方など多数参加しておられまして、模擬セラピーなどもいたしました。今現場の人たちがどんなことを感じて、どんな問題を抱えているのか、大変参考にもさせていただきました。

最後の日にアンケートをとったわけですが、先ほど感想のようなことを教育長も申されましたけれども、たくさんの人があの研修会の

中ではいろんなことを意見申し上げてたわけですが、アンケートの中では、今後このセンターに対する期待とございますか、そのようなものはなかったのでしょうか。あったら報告ください。

#### ○学校教育課長（町岡光弘君）

お答えします。

今、そのアンケート全容をこちらにはお持ちしてないんですけれども、センターへの希望というか、特にその講演の中身の方が主だったように記憶しております。もし、またその部分が必要でありましたら、後ほどご提示いたします。

#### ○6番（花木千鶴さん）

それは整理されてもしあったら、また後日、私の方で伺いに上がりたいと思いますが、その研修会の中で多くの方が言っておられたのは、「もっともっとこんな会を続けてくれたらいいのになあ」と、「4回は足りないね」と、そして「もっとたくさんの職種の方に来ていただいて、必要とする人はもっとたくさんいるだろうに」というのが語られることでしたので、そのこともまた参考にさせていただいて、発展させていただきたいと思っております。

先ほど相談件数が218件というのがございました。アドバイザーやカウンセラーの先生方は、特にカウンセラーの先生は週1回程度でいらっしゃいます。私としては相談に応じ切れるのだろうかと思うぐらいなわけですね。

この相談に応じられる方は、不登校の問題、発育の問題とか、当事者、保護者とかが多いんだろうと思いますが、先般の研修などときには、やっぱり現場の先生方の悩みというのも大きいように思うわけですね。ですから、本当に地域に潜在しているニーズというのはまだまだあって、相談に訪れた人が氷山の一角ではないのかなあと思うわけです。

その辺で、先生方の回数をふやしていただ



くか、後ほど申し上げるわけですが、専門の先生をもう雇ったらどうかという話になるわけです。

本当に、幼稚園、保育園の中にも、先生方が抱える悩みというのも大きいと思いますが、先ほどはアドバイザーの先生が行っておられるということでした。しかしながら、カウンセラーの先生が専門職に対して、この間の研修以外に何か連携をとっておられるのか、教えていただけませんか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

アドバイザーの職員が今、地域の子育てセンターの方には会議のときに行きまして、いろいろそこで出ました問題等についての指導、助言等をやっているんですが、必要に応じて、カウンセラーが必要なときにはカウンセラーの方に今度は依頼いたしまして、カウンセラーをまた派遣するというふうにしております。

なおまた、今回のこの支援センターの設置につきましては、これまで各学校にも教育相談員の者がいたんですけれども、今回からは各地域ごとに相談員を割り当てまして、東市来、日吉、吹上、伊集院、そして本庁の方にもおりますが、それぞれ地域をこの先生にお願いしたいということで分担を決めて、各学校を回っていただいたり、あるいは必要があれば先ほどの地域の子育てセンターの関係でも出向いていけるような体制を現在とっているところでございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

私は、この事業が全市的に始まりました。で、大変高く評価したいと思っているんですね。今、教育相談員の問題についても、アドバイザーが連携をとるようにしている仕組みですとか、ほかの地域ではなかなか踏み込めないところまで私どもの市は取り組んでいたいているんではないかと思っています。その地域ごとに教育相談員の活動のこともありました。

それは、この子ども支援センターがあるからこそでありまして、高く評価したいと思っています。

本市の子育て支援計画を見てもみると、たくさんさんの事業がこの中に盛り込まれているわけですね。それぞれの所管課の事業がたくさん出てまいります。その中で、この子どもセンターも一つの事業という形で位置づいているわけですが、教育、保健、福祉を一つにして取り組むというのは、なかなか簡単にはできないことであろうと思うし、そういった意味でもこの事業を評価するわけですが、やっぱりもう——だからこそっていうんですかね、せっかくここまでこの事業にしたのに、一事業のままで終わっていいのかという思いがあるわけです。

やっぱり、今まである、ここの中にたくさん本市が抱えている子育て支援事業ですね。この1冊にまとめられて。それをコーディネートするというんでしょうか。もっとこれを充実させていく必要があるだろう、もっとこのことを効率的にやった方がいいんじゃないかというような、コーディネートをするような所管課が必要じゃないかと私は思うわけです。

一般、子供療育の問題で千歳にも行ってまいりました。千歳市は取り組みが早いわけですが、こども療育課とか、それから保育課とか、児童家庭課ですかね、そのような形で、もう独立した課を持っておりまして、取り組みをしているわけです。

ですから、課ごとの連携というの、非常に、課が専門的に担っている事業があるわけですね、まあ千歳と比べる必要はないと思いますけれども、本市のこの子ども支援センターは、ほかの地域ともちょっと違う取り組みでありますので、私はぜひこれを充実、発展させていただいて、課に昇格させて、もっとよりよい取り組みに進めていけないかと思

って、このことを申し上げているわけですが、その辺のところ、まあ短いスパンではあるでしょうけれども、その考え方についてといいますか、方向性について、教育長はどのようにお考えですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

現在の、本年度設置しましたこの支援センターですけれども、先ほどお話いただきましたとおり、これは文科省のパイオニア事業として東市来が受けていたものでございまして、その事業を2年間受けてやりました結果、課題としまして、関係各課の連携というのが大変重要であると。そういうことから、この事業をそのままなくするんじゃなくて、もっと拡大して、市のセンターにしたらどうだろうかということ、今回設置したところでございます。

まだ始まったばかりでございますけれども、この事業がどのような各地域に影響を及ぼすのか。先ほど、現在までの成果、相談、いろいろなことについてのお話を申し上げましたので、今後どういう課題とか問題点がこの市のセンターを設けて取り組みを進める中で出てくるのか。そういうものを集約して、またさらには、今後の方向性というのはおのずから生まれてくるのかなあと、そんなふうにご考えております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

そうですね、子育て支援の問題は、今後の大きな課題でありますので、そして、そのための第一歩っていうんですかね、各課の連携を、単なる連携でなくて、組織にした本市のこの取り組みを、本当にほかの地域に先駆けて私はやっていただきたいと期待を申し上げたいと思います。

次に、臨床発達心理士の雇用についてということですが、私も、再三千歳の話で恐縮ですが、行ってまいりました。

千歳市の子ども療育センターには、さまざま

な専門職が24人いるわけです。それで、いろんな言語療法士から何から、もうほとんどいろんな人たちがいるわけです、専門職がですね。で、学校や幼稚園、保育園にも出向いていて、それはもうもちろんありますが、これから障害を持たない子供を中心とした子育て総合支援センターとも連携していくという考えを示しておられました。それでも、今欲しい専門職は臨床発達心理士だとおっしゃっておられたわけです。

本市の子ども支援センターのカウンセリング講座でも、4回のうち2回を発達障害の子供に関するものに当てておりました。保育士さん方の悩みも、そのような子供とその保護者への対応についてというのが最も多かったわけです。ある幼稚園の園長先生から何度も相談を私も受けてきていますが、育ちそびれを引きずった子供たちが育っていていると感じています。

今のセンターのカウンセラーの先生は、先ほどあったように専門の先生でいらっしゃるのですが、実際は非常勤で賄い切れない状況があるんだろうと思われまして。で、学齢期になってからわかった発達障害とか、育ちそびれをこじらせたケースというのが、その学級崩壊を招くと言われてたり、そして、いろいろ手をつけられなくて、もう二重三重に学校が大変に苦慮するという子供たちが出てくるわけです。

そのためには、乳幼児期にきちんとしたフォロー体制ができているかというのが、今の子育て支援の乳幼児期における重要なポイントなんだと思うんですね。そのために私はやっぱり検討していただきたい。

先ほどもありましたが、よそのところがどうなのかではなくて、よそがなければ何をこそ本市は決め手にしていくのかっていうのを考えたときに、鹿児島県の県都である鹿児島

市に隣接して、地の利もいいわけですけど、教育に力を入れてというのもありなのかなあと、本市の姿の中でですね。「教育のまち」を標榜していることもありますので、考えていただきたいと思うわけです。

今、子供が変わったとか、学級崩壊という言葉が言われて久しくなっていますが、状況はよくなるどころか大変深刻化しています。そして、このことは決して障害を持った子供のことを言っているのではないということは、ご理解いただきたいわけです。

そのあたりについて、もう一度、乳幼児期の発達障害の子供たちのフォローでありますとか、育ちそびれた子供たちのフォローについて、教育長の見解はいかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私どもも、学校に上がる前の乳幼児期の教育ということは、本当に一生、大人になるまでの最も大事な部分を占めていると、そういう重要性を認識した上で、今このようなセンターを立ち上げているわけですけども、現在、新しく小学校に入学する児童を、どういう学校が適切かという就学指導委員会というのを設けておりますけれども、その委員会の中で、新しくどういう学校が適切かを審議していくわけですが、その際にしましても、この支援センターの中で、療育クラブとも、保育園とも、幼稚園とも、すべて連携をとっております。もし仮に、この乳幼児期の発達障害の子供というのは、早目にそういう連携をとって、私ども把握するようにまず努めております。

把握したからといって、今度は、私どものこの市内で適切な指導というのができるかどうか、それはわかりませんが、そういう発達障害の方を早く子供を見つけた場合には、もちろん専門のこのような発達障害に関する専門医を紹介したりですね、早目に。そうして、適切な教育がなされるような手だて

をするのも、私は、この支援センターの大きな役目であり、就学指導委員会で判定するのは結果ですけども、その前にやはり適切な対応をしていくのが大事だろうと思っておりますので、ぜひ乳幼児期のそういう問題については、これまでも保健、福祉の方とも連携をとって、早目に連絡をいただいて、相談を受けたり、あるいは来ていただいたり、そういう対応を現在はおっておりますので、今後ともそういう面には大事にしていきたいし、早く、もしそういう障害がある場合は、発見できるような手だても、今後また検討していかなければならないとは思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

発達障害のことも教育長今言われたわけですけども、私はその発達障害ばかりでなく、育ちそびれている子供たち、保護者が育てにくくなっている。そして、障害があるわけではないけれども、よく学校で言われる生きる力というのでしょうか、人とつき合うことができない、苦手な子供が生まれるですとか、そういったことが乳幼児期からのフォローで何とかなっていくケースがたくさんある。そうならないはずだった子供が小学校で、つけるべき力をつけてきていなくて、困った状況になる。これでいいのだろうかということに対しての対応でもあると申し上げたわけです。

私も、このように申し上げますとあれですが、本市には位置づいておられるわけですから、少なくともよそよりはですね。それは高く評価したいと思いますが、今後の発展のためにも、このカウンセラーの先生をもっと回数をふやしていただくというところから始まるのでしょうか。将来的に本市にきちんと位置づいていけるようなところで考えていただきたいと思うところです。

続けていいですか。

#### ○議長（畠中實弘君）

いや。ここでしばらく休憩します。次の会

議を13時とします。

午後0時02分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

花木千鶴さんの発言を許可します。

○6番（花木千鶴さん）

では、午前中に引き続いて、小規模小中学校のあり方についてというところを2問目としてお尋ねをしてみたいと思います。

先ほど土橋小の研究成果についてご報告をされたわけですが、土橋の研究成果は私も見せていただいたわけですが、それを今後は各中学校単位で小中連携を図っていくという答弁がありました。具体的には、ここへ関係者も、学校関係で役員をしておられる方もあったりします。もう少しその辺のところを、どのような成果の部分を連携の形で力を入れていくとしているのか、具体的に説明をいただけませんか。

○教育長（田代宗夫君）

地区の研究指定校といたしまして、土橋の小中学校が先般公開したわけですが、まず、現在の学校のままの小中の連携の研究公開ということでございましたので、いかに小中の段差をなくするかということで、小学校と中学校の授業のあり方、これをスムーズにいくような学習指導とか方法とか、あるいは形態とか導入のあり方などについて小学校、中学校が意識をして取り組むような、そういう学習の方法の問題。

それから、よく小学校の生徒指導の問題あるいは中学校の生徒指導の問題、同じ指導のあり方で小中を通していきたいとか、あるいは、既に今でも、運動会とか、学習発表会とか、そういうものを合同で実施をいたしておりますので、小中の交流というのは十分図られていると思うんですが、そのような、ある

いは授業をお互い通して、小学校の先生が中学校の授業を参観したり、あるいは中学校の先生が小学校の授業を参観したり、また、あるときはTTとして授業をしたり、そういう職員の交流をすることによって、指導力の向上あるいは資質の向上というのが図られると思います。

このようなものが具体的な土橋小中の連携研究の成果であったと思いますので、既に現在でも、私どもは、中学校区のまとまりというんですか、その中学校に通う小学校の先生方が一つのグループになり、それぞれの地域で一緒になって、連携の既に——研修会というのは、年間3回行っております。

あるときは小学校で授業を見て、どういう連携がいいか、あるときは中学校の授業を見て、小学校の方もですね。あるいは、夏休みには総合的に研究することをやっておりますので、このような中で、この土橋小学校の研究の成果というのを具体的に出して、それぞれの学校での実情に応じてそれを取り組めるように当分は進めていきたいなど、そんなふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

この土橋の連携の場合は、県の教育事務所の方の地区指定の研究校だったと伺っております。本当は、教育長が私のさきの質問に答弁いただいたときには、市の単独でもとお考えだったと伺っておりますが、県の方が研究指定を要望された。ちょうど当日の県教育事務所の方のあいさつの中にも、文科省の方もその方向の課題について幾らか研究をさせているというのがあるやに伺いました。

国や県として、この小中一貫教育、連携から、というあたりは、取り組みがどのようになされているのか。推進なされているのか。その辺のところを少しご紹介いただけませんか。

○教育長（田代宗夫君）

今、地区といいますと教育事務所ですけれども、県の指定ということで、県の指定で地区ごとの研究指定を受けたということでしたけれども、当初は、6番議員が議会で質問されまして、私も当然これは必要なことであるということで、自分たちで連携の研究をしたいということで、まず市の指定を受けて研究指定をするつもりで進めてきたんですが、それに地区の方も乗せてくれということで、教育事務所の指定というのを乗せまして一緒に研究してきたということですので、その研究の成果というのは、私どもの日置市内にぜひ広げていかなきゃいけないと思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

事務所の方が市の事業の方に乗かってっという形だったということですね。

私も、今回のこの研究は、小中一貫教育そのものに取り組んでいるところではなくて、小規模校の連携ということで、私も福岡県の北崎小中学校に連携教育の研究公開を見にいったことがございますが、やっぱりそこでも大変感動的な実践がなされておりました。

土橋小中の場合にも、今ご紹介があったようなことがありまして、ぜひもっと発展的にさせていただきたいとは思いますが、中でも授業の乗り入れっというんでしょうか、研究をともにするというところについては、やはり生活を共有する意味ではいろんなことがありますけれども、やっぱり授業をともに研究していくっというのは、この間土橋であったように、学力で落ちこぼしてしまった子をどうするかとか、互いに相手に、中学校で、小学校で、どんな授業をするのかということがわかって授業を組み立てるというのが、確かな学びの連続性をつくるということだと思いますので、ぜひその辺のところを力置いていただいて、今ある制度の中でも、それは努力すれば可能であるということがもう見えているわけですので、ぜひそのような

取り組みを発展させていったらもっと違ってくるのではないかなあと期待をしたいところでもあります。

既に特区で取り組んでいる自治体もあるわけですが、今回のことを機にして、先ほどから申し上げていますように期待をしているところから、現場の先生方には頑張っていたいただきたいとも思います。先ほど言ったように、なかなか難しい現場の課題があるんだよという声も聞こえてきますが、努力している学校の成果を共有していただきたいと思います。

もう、そのことはそれだけにしたいと思いますが、あとその地域づくりと統廃合の問題に移りたいと思います。

教育長は先ほど、やはり小規模校には小規模校のよさがあり、地域には地域のよさがあり、伝統があるので、そういった教育のよさを見守っていきたいというのでしょうか。現段階ではですね。また、新たな取り組みができるなら考えていきたいという答弁であったろうと受けとめました。

私は、ここで効率的に廃止しろとか、残せとかっということを申し上げるつもりはないわけです。

私は、宮崎県五ヶ瀬町の五ヶ瀬教育ビジョンというものに大変興味を持っておりまして、年が明けた来月、政務調査に行かせていただくことが、五ヶ瀬の方から返事が来て、決まっているところでもあります。この五ヶ瀬教育ビジョンには、私たちの町にとっても参考になることがたくさん盛り込まれているなあと思っているところなんです。

このビジョンをちょっと紹介させていただきますが、このビジョンの冒頭には、五ヶ瀬町は冬は九州唯一の天然スキー場ができることでも知られているくらい大変な山間地ではありますが、その地理的悪条件、少子高齢化、過疎化を逆手にとって、そこでこそ優位にできる教育や学校制度のあり方を研究すると書

かれています。

研究実践のカテゴリーとして、学校関連のネットワーク、魅力的なまちづくり、学校システムの3つを位置づけて、検討委員会と小委員会を学校関係者、住民、大学の研究者、行政などが組織して、グループをつくっています。おもしろいのは、この住民と行政というのは、公募によって希望する者はだれでもどうぞという——何か審査はあるのかもわかりませんが、そうになっていました。

少人数での予算、集団が必要な場合は、学校間の連携を図ることにして、その教育課程の進め方を研究するとか、役場一部機能も小中学校へ移管し、手続きができるようにするとか、スクールバスを町内の物流システムとして再構築するとか、まあほかにもたくさん盛り込まれているわけですが、これらはまだ研究の段階なんですけれども、私はこれをこのまうちもまねしてみたらどうかと言っているわけではありまして、自分たちの町はどうしていくのかという、この姿勢は学んでいいんじゃないかと思うわけです。

小規模校を存続させる、させない。先ほど教育長が言われた地域の特性、よさを考える。そういうのであれば、今この場で考えるというのではなくて、じゃあどうして5年先、10年先を学校づくり、地域づくりとしてするのかということを考え始めた方がいいんじゃないでしょうかと提案申し上げたいわけです。教育長、どのように考えておられますか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

学校の統合問題というのは、今お話がありましたとおり、例えば今、五ヶ瀬の教育というんですか、その五ヶ瀬の町が置かれている立地条件というのが私はあるんだろうと思います。

また、子どもが統合を進めていく場合には、たくさんの視点があると思うんですが、端的に申し上げますと、一つは子供の教育上、統

合した方がいいのかどうか。2つ目は、学校は地域の活性化の拠点であると、その視点が2つ目。それから3つ目は、今言いましたように、その置かれている学校が地域のどの位置にあって、ほかの町とどれぐらいの距離にあるのかとか、そういう立地条件の問題。もう一つは、大きなのは財政的に今の時期にどうなのか。例えば、新しい校舎を建てられるだけの財力があるのかどうかとか、そういう財政的な問題とか、あと小さな問題になりますとPTAの負担の問題とかそんなのがあると思うんですが、こういう統合をする場合の幾つかの視点がありますので、どれかの視点一つで統合というのは進められない。この5つか6つの視点、私が申しました——まだほかにあると思うんですが、その視点から総合的に、本当にどうした方がいいのかという角度から物を考えていかなければいけないと私は思っております。

したがって、今この時期で、先ほど言いましたように、それぞれ小規模校もそれなりのすばらしい特色ある活動をやっている現時点で、この先どうしようかという推論、予想あるいはあるべき姿を考えるのは、もう少し私は時間をかけたいと、そんな思いで現在はおります。

#### ○6番（花木千鶴さん）

私も、その今の教育長の考え方っていうのは賛成なわけです。今、どうこうするというのを簡単には言えないでしょうしですね。

ただ、今後の地域づくりというのがあります。地区館をという話がございますね。社会教育の地域づくりの拠点にするのだという考え方。それとか、ただいまでは企画課が中心になってやっているんでしょうか、地区振興計画というのが、地区館単位でつくるということで、地域のいろんな振興計画が地区から出されることになっているそうなんですが、そのときに小規模校を考える学校問題を盛り込ん

でくるのだろうかどうか。その地区振興計画は、地区の実態を知る上でも重要な調査になるだろうと言われておりますが、そういう動きがある中で考えていくというのもあるんじゃないだろうか。

教育長がさっき言われたように、このいろんな視点があります。どれを一つとっても解決をすぐには出せないといいますが、今おっしゃったその全体的な問題を総合的に判断していく必要があるんじゃないかと申し上げてるわけですね。

ですから、その地区振興計画は8月ごろ出てくるんでしょうか。それ等を見ながら検討するところでは、もう一度教育長、どのようにお考えになります。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどお話がありました地区公民館ですけれども、今、26、市内に地区公民館が整備されましたけれども、現在小学校がある校区を単位とした地区公民館で、吹上の方はもっと統合したところもありますけれども、それを含めて26の地区にありますけれども、この地区の公民館は、これからずっと地域の拠点になるべく施設でありまして、この地区公民館を中心として、地域づくりの拠点となっておりますので、この中で、先ほど出されましたように地域の振興計画なり、あるいは先ほどの統合の問題とか、そういう問題等も、私は大いに議論をしていただきたいと思います。

先ほどは、現在は小規模校はこうして頑張っていると。そして、まだ地域の方のこれに対する議論というのがまだもう少しなのかなあと思っておりますので、もっともっと地域の中でこのような問題を大いに議論をしていただきたいと思います。

#### ○6番（花木千鶴さん）

そうですね。私もそのような意見に大賛成なわけです。地域の方がその地区振興計画を

立てようとするときに、その問題を抱えている地域は、積極的な一体的になった地域づくりを、学校のことも含めて、提案されたいんじゃないだろうか。そういうふうにして、教育委員会の方から、教育長の方からいろいろ言うのは、いろいろ慎重にしなければならぬと思いますが、もう地域の方から提案型の形でしてくるの方がいいんじゃないかと思っておりますので、今後、そのようなことも含めて計画を立てていただくようにと思います。

教育問題について1問目も、2問目も、それらについて質問したわけですが、私は、子育てや教育っていうのはロマンだと思うんですね。そのロマンをまちづくりの柱に据えることができる町にはきっと夢があると、将来があると思うわけです。どうぞ教育長には頑張ってくださいと思って、エールを送る形で、次の質問をさせていただきます。

次は町長に質問をさせていただくわけですが（「市長」と呼ぶ者あり）あ、市長に（笑声）質問をさせていただくわけですが、庁舎問題と、市長の顔を見るとすぐ町長と言いたくなるのがあれなのかもしれませんけど、本庁問題とか支所問題というのは、合併協議の中でも大変もめたなあ、私は印象に残っているわけです。

先ほど市長は、本庁は支所と本庁機能を備えているから、人が足りないわけじゃないんだと、よくわけのわからない答弁されたと思うんですね。現実には、その仕事を抱えて職員が大変なのは、足りなかったり、忙しかったりということじゃないですかね。

もうごつくばらんに、時間もありませんので、お答えをいただきたいわけですが、本庁方式、分庁方式っていうのは、もう決めたから二、三年で簡単にもいかないっていうのもあるかもしれませんが、その辺を率直に市長はどのようにお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、今、職員の削減といいますか、約5年間で80名ということ、それと課のスリム化ということ、40以下、今の現時点におきましては、これを2つの目標の中で達成し、このいろいろと出てきております本庁、総合支所問題については、今アクションプランを含めまして、これを一応達成した後にそれぞれの問題については検討していくべきで、今のところは、この職員の数と課の縮減、これに努力をしていきたいというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

それには大体何年ぐらいかかりそうですか。

**○市長（宮路高光君）**

アクションプランを含めまして約5年間という一つの中でございますので、この5年間の中で目標達成ができるよう進めていきたいというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

5年間といいますと、目標年度は何年ですか。

**○市長（宮路高光君）**

17年度から合併したわけでございますので、21年度の中におきまして、これだけの数値をし、今後、先ほどおっしゃいましたようなことについては、22年度以降の中でどうあるべきかということでございますので、あと一、二年ございますので、そこあたりも十分この推移を見ながら検討をしていきたいというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

21年度といいますと、大体次の選挙が来る年ですが、私は、こんなふうに言う人がいるんですよ。「選挙の前にそれをするのはタブーじゃないか」と、そのことを持ち出すのは。市長にとっても、議員にとっても、やっぱりデリケートな問題だから「それまでは触れない方がいいよ」というご意見もいた

だいたりすることもあります。

しかし、私もそのこともまあそうかなあとも思ったりいたしますが、合併は行政効率を求めるところもあって、総合支所は財政的には困難だというわけですから、この問題は何とかやっぱり気をつけるべきだろうと思うんです。

私はしつこくこの年度を聞きましたのは、21年度までに市長が何をなさるおつもりなのかということです。先ほどあったようにアクションプランの5年計画をきっちりして次に渡すと考えるのか、21年以降に協議が何らかのできるベースをつくるまでされお考えか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘のとおり、私を含め、議員も4年間の任期でございます。その4年間の中で基本的には何をなすべきか、何を数値目標していくのか、これが一番大きな一つの目標でございますので、私はこの任期中の中におきまして、さっきも申し上げましたアクションプランの5年間の推移がございまして、その中で4年間の推移の中で私に取り組みされた仕事は、今ご指摘しましたその数値目標に向けてそれぞれ行革をやっていきたいというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

私は、そちらの壇上で長々と前渡りをさせていただいたわけですが、今回の一般質問の思いをさせていただきました。将来はどんなふうになるんだろうというふうに住民は不安に思う。そして、どんなふうにしていけばどうなるんだろうと思うことは大事だと思うわけです。支所の空き室を利用するというのが、私も総務時代に何度かありましたが、行く末がわからないとダイナミックな利用方法も考えられないだろうと私は思ったりもするわけです。

市長のもう答弁で今の見解はいただきまし



たが、やはり次の選挙のあたりには、結論が出せないまでも、幾つかの選択肢であったりとか、どのぐらいは検討していて、どうだとかっていうことが出せてもいいのではないかと。そして、それぐらいが今の政治家にはあってもいいんじゃないかと私は思うのですが、市長はその辺いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

日置市の進むべき方向性というのは、その10カ年計画というのを策定しておりますので、基本的にはだれがなっても、いろんな問題においては、ある程度これを継承していくべきだというふうに考えております。

また、その中におきまして、政治家の中におきまして、どういうポイントを、またその人のマニフェストを含めて、公約を含めて、していくかは、またその総合計画の中のことに起因しながら進めていけばいいというふうに私は考えております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

まあ、マニフェストは立候補する人がつくればいいことでありましようけれども、せめて選択肢であったりとか、何らかの方向が見えるようなことが出てくれば、市民は自分たちはどんなふうになりたいかなあということがわかっていいんじゃないか。そして、それぐらいの選挙に対する意識づけといいますか、そういうものがあってもいいのではないかと、思って申し上げたところです。

私たち、4年間の任期であります。この4年間に次に何を渡すかということも大切だろうと思います。そこのところを感じて申し上げたところでありますが、市町村合併の難しいところは、合併前の町のいろいろな思いから一体感がつくれないところにあると言われていています。でも、それを乗り越えなければ合併効果は絶対には生まれてきません。

冒頭で言いました目標と道筋が示されれば人々は新たな時代を切り開いていけると確信

していますが、そんな気持ちに対して、栗山町の住民の方が言われた「勇気」という言葉が胸を打たれてなりません。「合併しても一つもいいことはなかった」という住民の言葉が胸を突き刺すではありませんか。

市民はみんな本市の将来に希望を持ちたいと願っていますが、なかなか見えてきません。そんな声が聞こえてきます。そんな市民に対して、市政のリーダーである市長は、どのような言葉をかけられますか。そのお言葉をいただいて、私の質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

この2年7カ月を振り返りまして、今議員もおっしゃいましたとおり、それぞれ市民の声の中におきまして、合併のそれぞれの効果の中身も含めまして、大変厳しいご意見をいただいているのは事実でございます。

今、議員もおっしゃいましたとおり、この合併におきまして、大変いろいろな難局を越えていかなければならない。それには、時間と、それぞれの対話が必要であるというふうに思っております。今ご指摘のとおり、やはり市民の皆様方には、もう行革をする中、大変財政厳しいわけでございますけど、ある程度の夢といいますか、日置市の進むべき方向というのはお示しをしていくのがトップリーダーであるというふうには認識しております。

今後、この合併におきますいろんな諸問題につきまして、市民との対話を十分しながら行政を進めていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

私は、日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、女性議員の立場から、市民の要求、次の6点を質問いた

します。

木枯らしの吹く寒い日、身も心も寒い。特に、ことしは灯油の値上げです。金のない者は死ぬと言わんばかりの政治が行なわれようとして、貧困と格差は開いております。特に弱い者いじめの政治がまかり通っています。

こういうときこそ、自治体や議会は、住民の命と暮らしを守るために工夫すべきではないでしょうか。財政が苦しいので、財政が苦しいのでというまくら言葉、よく聞かれますが、住民の要求が通らないのでは困ります。ぜひ要求が通るよう、前向きな答弁を期待して、質問へ移ります。

1 番、弱者に優しい市政。

その中の一つ、障害者手帳を持った人が我が市にも約 3,000 人おります。その特典を周知していなくて、私にも相談があり、払わなくてもよかった軽自動車の税金も払っているというような人もいました。

やはり、障害者手帳を持った人にはこんな特典があるというのを、手帳をもらうときにしおりというのがついているんですけども、小さな字で書いてあって、よく中身を理解できない人がいますので、手帳を持っている人には、大きな字で、こんな特典がある。NHK の聴取料も半額、携帯電話の基本料金も半額、もちろん乗り物とか高速道路の通行料も半額、まだその他いろいろありますので、そんなのを周知する方法を考えてほしいと思います。

2 番目、高額医療の請求漏れについて。

これは、9 月議会で薩摩川内市の議員が高額医療未払い年間 8,000 万円という薩摩川内市の民報を見ました。我が町にもそんなものがあるんじゃないかと思って、先日、福祉保険課に尋ねてみました。ありました。申請漏れが 1,215 件で金額は 2,673 万円。高額療養費支給の申請を勧める通知を住民に出さない。これは、私は出す義務があるんじ

やないかと思えますけれども、そのためにもらうべき人がもらってなくて、未払いになっているわけです。

該当者へ未申請の人への通知をなぜ出さないんだろうかと思えます。だから、申請の勧奨通知を郵送している町がほとんどですが、郵送してないのは、薩摩川内と日置市ということも聞きました。

それで、2,673 万円ぐらいある 1,215 人に、時効はどうなのか、いつまで有効なのか。これは 18 年 4 月から 19 年 3 月までの金額です。それで、その前にもあったのかなあと、今後こんなことがないようにと思って質問いたします。

3 番目、公営住宅の低所得者減免制度の周知をどうしているか。

私の知り合いに立野の県営住宅に住んでいる人がおります。初めは娘さんも一緒に収入があったので 4 万 2,000 円の家賃を払っていて、娘さんが結婚して別になったら大変だ。両親の年金だけでは大変だといって申請をしたら、1 万 1,400 円今払って、これが最低だそうです。払っていると。周りの人たちは知らない人がいる。いろんな条件で、失業したとか、母子家庭になったとかいろんなのがあっても、この制度を知らないで今までどおり払っている人もあるので、こんなのはどう住民に周知させているか土木課で聞いてみたら、書類をもらいましたが、やはり県営住宅も市営住宅と同じだと思うんですが、そこら辺を問います。

そして、減免を受けている人が何人ぐらいいるんだろうか。市営住宅の滞納金がある人もいるだろうと思えますが、そこら辺をお尋ねいたします。

4 番目、本市職員の障害者雇用はどうなっているか。国の基準は 2.1% とか聞きますが、本市は現在どうなんでしょう。

今度は 5 番目、通級生に交通費の支給をし

ているか。

通級生という言葉が一般化してませんので、ちょっと説明しますと、学校にはいろんな障害を持った子供がおります。そして、学校に言葉の治療教室、難聴教室、情緒学級、LD——このごろ伊集院にできた、LD治療教室、ADBDH——多動の子ですね——治療教室などが大きな学校にはできています。小さな学校にはそんな教室がないので、自分のところから専門のそこの学級へ通っている子を通級生といいます。

それで、通級生には、親子で来る人もいるし、大体言葉の治療教室は伊集院小にあるわけですが、小学校のことばの教室の先生に聞きましたら、今言葉の治療に来る子供が30人いて、9人は伊集院小の子、伊集院小以外から21人通級しております。JRで電車で来る子も、これは湯田小ですが、2人います。あちこちから、松元、郡山からも来ますので、これは鹿児島市になるんですが。

私もたまたま障害児教育に18年かかわってきて、谷山小と武岡小にいまして、通って、谷山小もいろんな学級がありますので、通ってくる子に交通費なんかを払っていた過去があるもんですから、「日置市は払っているんですか」って言ったら、「いや、払ってない」という決算のときの答弁でした。

ええっ、びっくりして、県に問い合わせました。県の義務教育課というところに問い合わせたら、「これは自治体で決めること。鹿児島市はずっとあるんですよ。先生は鹿児島市にいたから、全部あると思ってたんですか。そうじゃないんですよ」と。調べてもらったんですね、鹿児島県下、今17市、この間南九州市が生まれて18になりましたが、その中でその通級生に交通費を出しているのは5市だけ。5つの市ですね。

だから、我が日置市でも、本当にお母さんが車で乗せてきたり、電車で来たり、バスで

来たりする子供たちのことを思って——大体ですね、言葉の治療教室というのは2年か3年で早い時期に治せば治るわけです。だから、そんな1人の人が5年も6年もということじゃないんです。小さい子ほど早く治るので、言葉の治療教室の方へも、そんな多額な予算ではありませんので、ぜひ通級生に交通費を支給するようにお願いをいたします。

それから、最後、保育所の民営化について。

財政困難のため、指定管理制度にいろいろな施設を官から民へと移行し、1年余りになりました。とうとう子供まで官から民へですか、と私は言いたいのです。

保育は自治体本来の役目ではありませんか。児童福祉法第2条に、保育は、国・地方自治体の責任がうたわれています。官から民への行政改革路線で保育が利潤追求に誘導されないように、むしろ安心して子育てできる保育、活気あるまちづくりは自治体本来の役目ではありませんか。

説明会があったそうですが、民営化のメリットなどは何なのか、保護者にはよくわからなかったということです。

保護者は、日置市では永吉保育所と伊集院北保育所とゆのもと保育所ですが、存続してほしいということで、署名運動を始めました。びっくりしました。1回目集約したときが1,182、今度は1,400で、ほぼ2,500名の署名を集めてびっくりしました。ゆのもと、45、永吉が29ですか、伊集院北が50、120名の園児の親たちが本当に頑張ったということ、本当に涙ぐましく思います。

市長にも申し入れをしましたが、あり方検討会が、あり方検討会が云々ということ数を数回言われますが、本当に署名の重さと保護者の熱意を酌んでいただき、市内を見ると民営化の幼稚園が9割ですか、公の保育所が1割というようなふうに言われますが、私はこの

1割が大事だと思います。日置全体が民営化されて民間保育所になった将来を考えると不安を覚えます。官も民もあって、私は、うまくいっているということを考えます。

ある所長さんもおっしゃいました。「官が歯どめになる面もあるんだよね」と。官と民が、本当に子供たちを見れば、私も3園行きましたが、子供たちはとっても明るい。本当にいい保育を受けているんだなということをつくづく感じました。ぜひ公立保育園の存続を、保護者頑張りとも私もエールを送っていますので、あり方検討会、特に市長も、そういうところをぜひ押さえて、しっかり親の要求と署名の重みを感じてほしいと思います。

千葉県の野田市にじゃんぐる保育園というのがあって、これは株式会社が経営している認可保育所だそうです。見学に行った人たちは、「まるでペットショップみたいだった」という感想を述べているそうです。そして、このオーナーの出した本は、どうしてもうけるかというような本まで出しているそうです。千葉県の野田市ですね、こういうこともあります。

ぜひ公立保育園、保育所と、まあどちらでもいいそうですけれども、ぜひ存続をお願いしたいと思って、一般質問1問目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の弱者に優しい市政を求めるというご質問の中で、1番目でございますけど、平成19年3月末まで、本市で身体障害者手帳の交付を受ける方は2,894名で、うち平成18年度中に新たに手帳を取得された方が229名となっております。

新たに身体障害者手帳を取得される方に対しては、窓口で手帳を交付する際に「身体障害者のしおり」を使って、該当すると思われる福祉サービス、医療費助成の制度や高

速道路の割引など特典について説明を行っていますが、今後、新たなパンフレット等も作成し、さらに懇切丁寧な説明をしていきたいというふうに思っております。

また、保健福祉サービスの内容を記載した冊子「日置市の保健福祉」を作成し、窓口で説明、配付するなどの情報提供も行なっているところでもあります。

なお、日置市ホームページへの掲載や市の広報誌等も引き続き活用し、福祉制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

2番目でございますけど、国民健康保険の高額療養費につきましては、原則として本人が申請することになっております。しかしながら、本人が申請を忘れていたり、あるいは制度を知らなかったりして、請求漏れがございます。

国民健康保険制度の周知につきましては、窓口や電話での問い合わせ、お知らせ版等で説明をしておりますけど、平成18年度の高額療養費につきましては、今議員がお話ございましたとおり、1,215件、2,673万628円が未申請になっております。

また、平成19年度は4月より限度額適用認定書の提示により自己負担限度額までの支払いに制度改正されておりますが、11月まで1,037件、1,260万5,704円の未申請がございます。

これらについては、2年間の遡及ができませんので、早急に未申請者に対しまして申請を行なうよう通知をしてまいりたいというふうに思っております。

3番目でございます。

公営住宅については、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する目的で設置されており、家賃については世帯の所得に応じて算定され、家賃の額は民間の賃貸住宅と比較しても大分低いものであります。

市営住宅の家賃の減免制度については、入

居の際に配付する「住まいのしおり」に掲載してありますが、1年間の家賃決定後に離職や長期の病気療養等による著しい収入の減少があった世帯、収入が少ないため生活に支障が認められる世帯等に適用されるものであります。

市営住宅の入居者でも、減免制度をご存じない方がおられるとのことですので、毎年全戸に配付する収入認定通知書等の文書を利用して、減免制度の周知を図っていききたいというふうに思っております。

減免の対象者でございますけど、17年度が5名、18年度が9名、19年度が16人という推移になっております。

4番目でございます。

国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、みずから率先して障害者を採用し、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.1%を上回ることが義務づけられております。

しかし、現段階におきましては、必要雇用者数8名に対して5名の雇用にとどまっております。実質雇用率が1.17と、3名の不足になっております。この雇用不足を補うための対策といたしまして、先月26日に職業安定所を通じまして求人登録を行なった次第でございます。

今後におきましては、今回の募集者からの採用を含めまして、早い時期に法定雇用率を達成できるよう努力してまいりたいと考えております。

5番目につきましては、教育長の方に答弁させます。

公立保育園の民営化については、それぞれ保育所ごとの保護者説明会を8月17日に実施し、また、9月21日は中央公民館において、3保育所合同で2回目の保護者への説明会を行い、第3回あり方検討委員会も10月

30日に開催したところでございます。

第3回のあり方検討委員会では、各園ごと及び合同で開催いたしました保護者説明会の内容について説明したほか、先進地研修視察についての報告、民営化に対する考え方について説明を行ったところでございます。

なお、ご指摘ございましたとおり、きのう、保護者代表の皆様方が2,000名程度の嘆願書を持ってきて、受け取りました。地域別に分けてみますと、伊集院地域が455名、東市来が600名、日吉が140名、吹上が652名、日置市以外が244名と、このようになっておりました。

特に、それぞれのご意見を賜ったわけでございます。特に行政改革の大綱にのっとりまして、いろいろとご審議をいただき、民営化できるものについては極力民営化するという大きな答申もいただき、議会の方におきましては行革委員会の中の検討委員会の中でも、それぞれまとめた中におきましては、民営化するものについては極力民営化すると、そういう議会の方のそれぞれの意見の集約もあったというふうに思っております。

私は、それに基づきまして、それぞれの部門におきまして、やはり市民、またそれぞれ学識経験者を入れた中におきまして、それでどうあるべきなのか。病院問題につきましてもさせていただき、今、保育園の中におきまして、地域の代表者、またそれぞれの学識経験者で今検討をしつつあるということでございます。

その中におきまして、いろいろとご意見の中で集約がまだなされていない段階でもございますし、また、議会の方にも今回請願書が提出されたようでございますので、議会の方としてもやはり真摯とこのことについて論議をしていただきたいというふうに思っております。

基本的に、きのうも保護者の皆様方に申し

上げましたけど、今そのようないろいろとプロセスとといいますか、過程をやっている中でおきまして、まだ決定された項目である。それぞれお互い説明責任を果たすことが大事なことである。また、どう理解をされるのか、そこあたりも十分今後におきましても説明責任をしながら進めさせていただきたいというふうにご回答させていただいたところがございます。

今後、このあり方検討委員会を含めた中におきまして、いかなる答申をいただくのか、そういうことも、また議会としての対応、そういうものをして、最終的に私の方で判断をさせていただきたいと、そういうふう考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

通級生に交通費の支給をということでございますが、伊集院小には、現在ことばの教室に22名の児童が通級をしていますが、現在のところ交通費は支給しておりません。支給につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

答弁を聞いて、そんなにも深く突っ込まないでも、私の希望したような答弁もいただきましたが、伊集院は特に障害者の町でもあります。ゆすの里、太陽の里、みどりの里といろいろあり、障害を持った人もいっぱいいます。だから多いのかなと思ったりしていますが、本当に今から先、弱い者が生きていくのに困難な時代に入っております。ぜひこの人たちの特典だけは忘れないように。

しおりを配ったからわかっていると思ってもわからない。特に内部疾患は、外部からはわかりませんので、私が相談を受けて、自動車の税も毎年しているという人も内部疾患者でした。だから、そんなところもあります

ので、ぜひ徹底してこれを障害者が特典が利用できるように指導してほしい。まあ、そうする、懇切に説明していくということでしたので、その点は私も納得しました。

それで、その連絡が市報やら市報のジャーナルもありますけれども、やはり全体に知らせてもいいし、障害者だけに知らず方法もありますが、やはり全体にも知らず必要があるんじゃないかと思しますので、そこ辺はどういうふうに考えられますか。障害手帳を持った人だけか、全体か。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、もう全体的場合につきましては、「日置市の社会福祉」という一つの冊子をつくっておりますので、その部分にも全体的な部分についてはご理解がいただけるのかなというふうに思っております。

また、手帳を持っていらっしゃる方、2,894名いらっしゃいますけど、特に身体障害者というのは協会というのがございますけど——協議会ですか、加入している方が物すごく少ないわけでございます、いろいろと私もその会議へ行くわけなんですけど、そういう会等におきましたときには、私どもの方もやはり説明いたしたりしておるのが実情でございます。

今後におきましても、やはり手帳を持っている方々については、新たなまたパンフレットも作成したときにつきまして、またそれぞれ送付をするか、いろんな伝達の方法を考えていきたいというふうに思っております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

それはそれだけで結構です。ぜひよろしくお願いします。

高額医療のことです。本人が申請するのが原則だとおっしゃいますが、こんな国保の手引きの12ページに載ってて、これを見ればわかるんですけども、さて高額っちゅうの

はどれぐらいかっている、やっぱり思うわけですよ。

だから、70歳以上と70以下、それから入院と通院で違いますけれども、こんなところも高額医療でレセプト審査なんか回ってくるわけですので、ぜひ本人に知らせて、ことしもらい損ねている人も時効まで2年間あるそうなので、それをいつまで——社会保険の榊添さんの答弁じゃないですけども、いつまで、どうするかということを知りたいと思います。

ぜひ3月ごろまでには、もらってない人に郵送であなたは高額医療の申請をしませんよというようなことをしてほしいと思いますが、そこ辺の答弁をいただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました18年、19年度該当といたしまして、そういう2年間遡及でございまして、その18年、19年度に該当する方については3月以前の中で全員に通知をしていきたいし、また20年度以降につきましては、もうその高額がわかった時点で個々に通知をしていきたいと、さように考えております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

高額医療、もらい漏れが最高どれぐらいあるのか。私は、1,215名の2,673万円を割り算をしてみますと2万円幾ら出てくるんですよ。だから、最低2万円はもらえる人が多いのかな。最高は幾らぐらいで、最低は幾らぐらいのもらいまえあるんだろうと思います。質問いたします。

#### ○健康保険課長（脇 忠男君）

高額療養費なんですけれども、今手元に最高が幾らというのはありませんので、後もってお答えします。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

1,200何名というのは、これはパーセ

ントで言ったら低いんですね。申請をした人は3,555人いまして、2億7,138万円をもらっているわけです。すごいなあと思いますね。未申請者は1,215人、これは8.97%、もらっている人は91%、9割はもらっているちゅうことですね。2億7,000万円ぐらいね。おおっと思いますね。

だから、高額医療、どんな病気が最高どれぐらいなのか、本当は保険課長に聞きたい。何か心臓をしたら600万円の何百万円なのを耳にしますけれども、本当にそんな高いあれが請求があるのかなと思ったりしますが、そこ辺を後で教えてください。

そういうことで、3月までには未申請者に郵送で連絡して支払うということでしたので、またいつか機会に一般質問その後ということを知りたいので、よろしく願いを申し上げます。

次行きます。3番、公営住宅の低所得者、ちょっと私はメモし損なりましたが、17年度が9人、18年度は。19年度が16人、18年度何人でしたかね、市長さん。

#### ○市長（宮路高光君）

減免を受けている方が、17年度が5名、18年度が9名、19年度が16名という推移になっております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

だんだんその減免制度がみんなが知るようになってこうなったのか、生活が苦しくて困ってなったのかわかりませんが、ふえていることは、本当にその人たちは助かっているだろうと思いますが、これを私が聞いたのは県営住宅のことですが、県の公営住宅、市の公営住宅は同じような条件なんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、公営住宅でございまして、減免の制度は変わらないというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

公営住宅の、これは決算委員会みたいですが、けれども、滞納金が多くて住宅を追い出されたというような例はないのでしょうか。土木課長に聞きます。

○土木建設課長（樹 治美君）

ございません。

○18番（坂口ルリ子さん）

ないですね。

この寒空に家賃を心配しながら住んでいる人がいるということは、本当にあれだと思えます。それから、周知のほどもよろしく願います。それから、周知のほどもよろしく願います。それから、周知のほどもよろしく願います。こんな制度があるってことですよね、減免制度。

次、4番、本市職員の障害者採用率は1.17、100%採用したら何人でしたっけ、私はそこを。

○市長（宮路高光君）

市の法定にしますと8名が雇用の条件で、この法定率を2.1%を上回るということで、現在5名だけ雇用しておりますので、まだ3名不足するというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

3名足りないということ、今ハローワークなんか言ってあるそうで、やはり、普通の人さえ職がないわけですが、障害を持っていて職がない、これは、法律で決まったパーセントですので、なるだけ2.1%に近づけるために、私がこんなことを言っていたら採用された障害を持った人はみじめな思いをして、市役所で働いているんだってよって言うから、まさかっちゃ私は思ったんですけども、職員同士で障害を持った人が雇用されてきて、いじめなんかないでしょうね。

○総務課長（小園義徳君）

おっしゃるような状況は全くないというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

日置の市役所にはないかもしれませんが、

そういうこともあるというのをほかのところでちょっと聞いたことがあって、それで勤め続けられなくて、途中でやめたというのも聞いておりますので、やはり、私は学校にいるときに、親学級っていうのがあって、その学級に知恵おくれの子が来るでしょう、遅れた子が、そうすると、その学級は物すごく優しさが育つんですね、だから、いろいろな人が混じって育っていくっていうのは本当に大事なことだと思うんです、大人の世界でもいろいろな人がいて、優しさが生まれるということですね。だから、日置市役所もあと3人がして国の法律にのっとる2.1%に近づき、優しさのある市の職員になってほしいと思います。

それでは、最後の――教育長は最後でした、通級生に、検討するとおっしゃいましたが、検討するという言葉は、議会の逃げ言葉にも私はとりますので、ぜひ前向きに、金銭的に積もったら、そう多いものじゃないです、一、二年、湯田小からJRで来る親子4人、それから、何人かと、こう積もってみれば、試算してみて、来年ごろまたその後の検討状態をお尋ねしたいと思います。

やっぱり、私たちは一般質問をして、しっ放しで、その後はどうなったか、また、私は3月議会でプールサイドの紫外線のことなんかを追求したいと思っておりますので、今度の、この通級生の交通費のことも、ぜひ、ほかの5つの市が、市の名前までは県は教えてくれませんでした。払っていると、仲良しのそんな子供たちに配る就学援助費で、奨学何とかっていうお金の中に交通費のちょっと部分があるというようなことでしたので、そんなふうに検討してほしいと思います。

それでは、最後、保育園のこと、とにかく、行政改革、行政改革で、すべてが民営化がいいようなふうに市長の答弁の言葉の中で感じましたが、何でもかんでも民営化して、私は、



日置市の幼児教育、保育園が全部民営化になった、それでお金が幾ら浮くのかわかりませんが、長い目で見たら、民営化同士が寄り合って、保育料は変わらないかもしれませんが、変な競争が起こって、親の負担がふえるとか、そんなことが起こりかねない、だから、本当に、官が公立が必要だということを親の人たちも思って、あんなにたくさんの署名を集めたわけですから、児童福祉法第2条を心に刻んで、地方自治体の地方自治の責任なんです、幼児教育に責任を持つのはですね、だから、民営化、民営化というようなことを、まあ建物はそんな被害なくとも、生きた子供たち、保育園に来たら、今度は幼稚園だと思うんですよ、それからまたずっと来て、学校までというようなふうで、なっていく危険を感じておりますので、ぜひ、この民営化は、まね日置市は民主的に、ある町では議会にもかけないで、親にも説明しないで民営化になった町がどこかにはあるようですが、そんなことはなくて、住民に問いかけ、あり方をつくって、民主的にやろうとしていることは評価しますが、それが変な方向へかじを切らないように、必ず公を残してほしい、公が歯どめになるんですよ、民間の、民営の、だから、ぜひ親の要望を生かし、市長もそのうち孫が保育園に行くかもしれませんよ、だから、公の方が民よりも、やっぱり免許を持ったいい先生が保育士がいて、いい保育が行われ、私もきのうある保育園に行きましたが、子供たちの顔を見れば、ほんぎここはいい保育が行われているってわかります、子供の顔が明るいです。養老院に行っても、老人ホームに行っても暗いのがあったり、本当に明るい雰囲気のところがあったり、どこでもです、だから、ここは経営がいいんだなあ、環境がいいんだなあという感じは、さっき言ったように、千葉県野田市のおりの中に入ったペットショップのような、子供が暗い顔をして

部屋の中に閉じ込めているようなところも全国にはあらわれておりますので、ぜひ公の官の公立の保育園を残してほしいと思います。

最後に、首長の市長の保育園に対する思いを、やっぱり行政改革で民営って言わないように、ぜひ前向きな答弁を聞いて終わりにいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この保育園の場合につきまして、公立、私立、2つございますけど、基本的には、認可保育所も含めまして、行政におきます監督責任、また行政におきます補助金の支出、そういうものもございます。今、議員の方が公立の子供の方がいいということも言われておりますけど、また、私立の保育園の方も、今それぞれいろいろな内部におきます事業の展開といいますか、幅広い展開を行って、先ほども申し上げましたとおり、ある程度、今保護者が選ばれるといいますか、保護者が選んでいけるということであるわけでございます、保育所、その中で、今現在、大変民間のところには保護者は集中的に行っているというのが実態でございます。公立の保育園の方の入居の希望というのが少ないというのが全体的な枠の中で、そのようなことが言われますので、その私立の方が劣っているとか、公立が優れているとか、そういう比較に、私はならないというふうに思っております。

そういうことを踏まえまして、今お話しのとおり、基本的には、やはりある程度の財政的な公立というのが考えていかなければならない。国の制度の中におきまして、今まで、公立におきまして、それぞれの補助金というのが来ておりましたけど、これが一般財源化になりまして、そのような補助金もないという実情でございます。それぞれの予算をどう捻出して、基本的には、もし、そのように予算が浮いた場合については、このまだ全体的に日置市におけます子供たちのいろいろな

対策に私は使っていけばよろしいんじゃないかなと、そういう基本的な考え方を持っています。やはり、お互いにどういうところで捻出をして、その今の子供たちに置かれている環境を少しでもよくしていく、そういうのが努めじゃないかなという基本的な考え方を持っておりますので、今後、この保育園につきましては、あり方検討委員会、また議会のそれぞれの意向も踏まえて、最終的に決断をしていきたいと思っております。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

まだいいでしょ、13分あるし、二、三分で済ませますけれども。

もう少しいい回答が戻ってくると、やっぱり民営化の考えが強いことを、今発言の中で感じましたので、私たちは私立保育園が悪いって言っているんじゃないですよ、官も残せと、たった3園ですが、官を残せ、民営化の私立幼稚園も、両方こうしていったらいいということでは言っている。児童福祉法にのっとり、地方自治体は、保育園の子供を守るのがあれですので、親がこれだけ署名もしていることを軽んじてはだめですよ。そうじゃないですか、私は署名の重さを、もう少し市長は重く思っしてほしいと思います。

これで終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時20分とします。

午後2時11分休憩

---

午後2時20分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に会議を開きます。

**○健康保険課長（脇 忠男君）**

先ほどの坂口議員の高額療養費の未申請者で最高額が23万8,125円と19年1月診療の分で、病名まではちょっとわかっておりません。入院で91万1,750円と、ち

なみに、最低は3円ということになっております。

以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

次に、20番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔20番長野瑛や子さん登壇〕

**○20番（長野瑛や子さん）**

私は、先に通告しております3つの問題について質問します。

第1の質問は、幼・保育行政の現状と対応策についてであります。

少子化への危機感から、国を挙げた少子化対策が進められる中、保育所、幼稚園は、育児と仕事の両立支援、地域の子育て支援の拠点としての役割を求められ、家庭や地域、社会の風が吹き込む柔軟な事業の展開への転換を迫られています。現行の保育所保育指針策定から7年を経過、この間、子供たちが家庭内や地域において人とかかわる経験が少なくなったり、生活リズムが乱れたりするなど、子供たちの生活環境が変化してきたこと、また、保護者については、子育ての孤立化や子供に関する理解の不足から不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下が指摘されています。

このように、子供の育ちをめぐる環境が大きく変化していく中、保育所が果たすべき役割を再確認し、子供の保育や保護者への支援等を通じて、適切にその役割や機能を発揮できるように保育所の根幹である保育の内容の質を高める観点から、改善、充実を図り、現在中間まとめが報告されています。本年度をめどに幼稚園教育要領とすり合わせなどがなされ、最終的な報告の予定の状況であります。

また、現在審議中の新しい幼稚園教育要領については、学習指導要領とあわせて今年度中に告示の予定であり、幼小の連携、幼保の連携、教職員の資質の向上、子供の生活環境、

子育て支援などが改定の予定であります。

特に、昨年12月に制定された教育基本法に、幼児期の教育の振興が盛り込まれるなど、就学前の子供に対する教育機能の充実が課題となっています。現在、日置市の保育所保育は、公立3カ所、私立17カ所、幼稚園教育は、公立5園、私立3園で運営されています。公立の3保育所（伊集院北、ゆのもと、永吉）、そして、5幼稚園（東市来、飯牟礼、土橋、伊集院北が休園、日置小附属）を対象に保育所民営化や幼稚園の統廃合の検討がなされている状況にあります。

保護者の声を聞くと、通所であり、信頼して2世代で通っている話しや、高齢者等の地域活動事業で交流できていること、近所の保育所は、働く親しか子供を預けられない、子育て支援センターが近くにない、一時保育がない、幼稚園は3歳児保育や2年保育の実施をしてほしい、建物の老朽化で、災害時は危険などの子育て環境の悩みが多々あります。

そこで、市長、教育長にお尋ねします。公立の保育所、幼稚園の現状を踏まえ、日置市としてのよりよい保育を先導するため、第1点、保育所保育指針改定や幼稚園教育要領改訂に伴い、日置市としての役割をどうお考えなのか。

第2点、これまでの各施設の運営経緯や形態、地域性などを十分考慮するとともに、幼保、幼小の連携を先導して公的保育を行うべきと考えます。そこで、親の就労の有無にかかわらず、施設利用が可能で、適切な規模の子供集団を保ち、子供の育ちの場を確保し、また、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む、地域子育て支援の充実が期待できる認定子ども園、そして、将来的には、少子高齢化の加速する地域においては、ニーズにこたえる幼宅老所の選択肢は考えられないのか。

次に、豊かな自然環境を生かした健やかな

まちづくりについてであります。

1764年の大火により、吹上浜一帯は森林が焼き尽くされ、毎年吹き上がる飛砂により、内陸の田畑を埋め尽くされました。1861年、農民の苦しみを見かねた潟取締役の宮内善左衛門は、砂浜に移り住み、私費まで投じて植林に全力を捧げ、吹上浜を延々と続く松林に育て、昭和初期には現在の日本三大砂丘の一つと称される、美しい吹上浜の基礎を築きました。現在、吹上浜は、県や日置市の重要な観光資源でもあり、その砂丘の背後にある松林は、住民の生活を守るとともに、砂丘の景勝を形成する上で大切な役割を果たしています。しかし、吹上浜の様子は、年々変わっていくばかりで、昔の遠浅の面影はなく、浜がけができ、ウミガメの産卵への影響や訪れる人々の往来に危険も伴っています。また、松林の中は、笹など雑木が生い茂り、空き缶などのごみ捨て場と化している所もあり、歴史的遺産を受け継ぐものとして積極的な保全管理が急がれます。

また、吹上浜は三大砂丘、渚100選、そして、白砂青松100選の指定を受け、上空写真や沼池などを遠くから眺めたら白砂青松の鮮やかなコントラストをなし、その距離は日本一とも言われます。また、壮大でロマン豊かな夕日とのロケーションは、だれもが圧倒あれ、先達の偉業に感謝しつつ、その美しさを多くの訪れる人々に提供し、活用すべきです。

そこで市長にお尋ねします。

第1点目、吹上浜、松原の保全管理、浜がけ対策や間伐、吹上浜や松林の中を見通せる観光策の幹線道路の設置を県や森林管理局等へ積極的に呼びかけるべきではないか。

第2点目、総合計画のまちづくりの基本方向に、豊かな自然環境を生かしたふれあいと安らぎのある健やかなまちづくりが掲げられ、子供から高齢者まで安心して暮らせるまちづ

くりを目指し、行政と市民が一体となった元気な市民づくり運動推進計画書が策定されました。少子化と医療費の高騰が進み、日置市においては、高医療市町村の指定を受けており、スポーツの振興とあわせて、福祉面の健康づくりの実践も急務であります。

加世田日吉自転車道線が整備され、ウォーキングやサイクリングを楽しむ人がふえる中、吹上の原整備構想を推進し、キャンプ場、クロスカントリー吹上浜公園等とリンクし、高齢者や障害者を含め、すべての人が利用しやすいサイクリングパークの検討はどうかお伺いします。

次に、各庁舎が空き室等の活用について市長、教育長にお尋ねします。

公共施設の空きスペースの活用等について、集中改革プランにおいては、現状把握、検討の後、来年度より運用となっております。各支所には、旧議場、旧町長室など空き室、空きスペースが見受けられるが、使用目的の定まっていない空き室等については、有効活用をすべきであり、住民用の集会スペース、各地域団体等の学習交流やミニホールの場として開放の検討がなされているのかお尋ねします。

以上で1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の幼・保育行政の現状と対応策についてのご質疑でございます。

保育所運営指針については、前回の改定で地域の子育て家庭に対する相談、助言等の支援機能を新たに位置づけを初め、児童虐待への対応、研修を通じた専門性の向上や業務上知り得た事項の秘密保持など、保育士の保育姿勢に関する事項等、子供の人権への配慮にかかる項目を充実させたことなどを主な内容として改定されております。

また、今回の改定につきましては、現在、

厚生労働省で検討会を開催し、改定に向けての作業が進められているところであります。

なお、今後、保育所保育指針の改定が示された時点で、その改定内容を踏まえた保育が実施されるよう、公立保育園はもとより、私立保育園にも周知徹底を図っていきたいと考えております。

認定子ども園については、就学前の教育、保育を一体として備えた一貫した総合施設として認定子ども園の法律が、平成18年10月1日に施行されたところであります。

この法律は、幼稚園、保育園等のうち、就学前の子供に教育、保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子供、欠けない子供、同時に受け入れ、教育、保育を一体的に行う機能やすべての子育て家庭を対象とした子育て不安に対する親子の集う場所を備えた施設を設置できることなどが規定されたものとなっております。

このことから、取り組みに当たっては、保育所と幼稚園の双方の意向に配慮されたものとならなければならないと思われま。中でも、保育所型は、保育所が保育に欠けない子供も受け入れるものであり、その結果、地域における保育の実態に支障を生じる可能性も考えられるため、認定子ども園の導入に当たっては慎重に対応すべきものと考えます。

宅幼老所については、年若いでも障害があっても痴呆になったりしても、住み慣れた地域で入所、または通所で少人数を対象とする個別ケアを行う施設として設置されているものであり、福祉施設の活用方法として将来的には選択肢の1つと考えております。

2番目のご質問でございます。

次に、吹上浜、松原の保全管理や活用策についてでございますが、吹上浜一帯は、県立自然公園にも指定されている優れた自然の景勝地であり、日本三大砂丘の1つでもあります。

松林の管理は、国有林については、森林管理所が実施し、防風、防砂目的に植栽を行っております。民有林については所有者が管理することになります。

また、松くい虫被害についても、国有林、民有林についても森林管理所、県と連携し、適切な処置を図っていきます。

次に、活用策についてでございますが、ご承知のとおり、吹上浜の森林の大部分が、国有林であり、飛砂防止保安林として指定され、さまざまな規制があることから、幹線道路等の整備のための指定解除は難しいと聞いておるところでございます。

吹上の原整備事業は、平成5年に旧吹上町が、吹上浜公園周辺の整備を目的に基本計画を策定し、現在に至っております。その後、健康交流館ゆーぶる吹上の整備、そして、キャンプ場周辺の整備を目的に、平成12年度に国有林の払い下げをしていただき、計画としてはオートキャンプ場、園内の通路の整備、そして、多目的グラウンドを整備することになっており、その中でも、正式なオートキャンプ場ではありませんが、園内への車の乗り入れについては、利用者の便宜を図るため、現在も園内侵入を許可しております。園路、多目的グラウンドにつきましては、今後の財政状況も勘案しながら検討していきたいと考えております。

これらの施設と一体化したサイクリングパークの整備はどうかということでございますが、今、砂丘荘下に県が整備しました自転車道のあずまやのサイクリングパークが整備されておりますし、砂丘荘には、貸し出し自転車を3台用意しておるところでございます。キャンプ場とは、距離も若干離れておりますが、近くにこうしたポイントがありますので、さらに必要かどうかも含めて、今後検討していきたいと考えております。

3番目でございます。各庁舎の空き室につ

きましては、主に書類倉庫や会議室として利用しており、ほとんど使用していない空き室は東市来支所が4室と旧議会議場、吹上支所が3室と旧議会議場があり、日吉支所については、空き室がございません。

空き室の活用につきましては、利用者への公共性、公平性の配慮のほか、庁舎内はオープンスペースになっておりますので、夜間や休日などに不特定多数の人が出入りすることなどによる警備の問題、また、個人情報を含む書類等の管理などの課題が考えられます。

学習や交流等の場としては、中央公民館などの施設がございますが、これらの課題を解決した上で、施設があいていない場合には、庁舎の空き室を活用することは有意義なことではございますので、有効活用が図れるように検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

幼・保育行政の現状と対応策についてですが、私どもの市教育委員会におきましても、幼稚園教育要領改訂の趣旨を十分踏まえて取り組みを進めていかなければならないと考えております。

現在、市の幼稚園は、昭和44年から54年にかけて、それぞれ設立され、これまで各地域の幼児教育を担ってきたところでございます。しかしながら、少子化の中、19年度は伊集院北幼稚園が休園となり、他の4園につきましても、園児数が10名前後を推移しているところでございます。

このようなことから、今年度、市立幼稚園運営検討委員会を立ち上げ、公立幼稚園の運営のあり方について諮問し、検討をお願いしているところでございます。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を認識し、本市では、平成17、18年度国の事業で幼児教育支援セン

ター事業に取り組み、保、幼、小の連携を図り、19年度からは、市子ども支援センターを設置し、推進をしております。

認定子ども園については、県下で3カ所ほど取り組んでいるようでございます。本市においては、まず現在の5つの園をどうするか、その方向性を決めた上で検討していきたいと考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

再質問いたします。

それぞれに答弁いただきましたが、まず、1番目の事項についてでありますけれども、保育所指針、幼稚園教育要領改訂、これもまだまとめの段階ですけれども、なぜ今年の12月からこれは始まっていますけれども、やはり、こういう子供の育ちの環境の変化ということで、また保護者の子育ての変化、保育力の、養育力の低下ということで、今早急になされている状況にありますけれども、やはり、私がなぜこれを出したかと言うと、やはり、うちの場合は、今幼稚園、また保育所のことでいろいろと検討されている状況にあります。

また、保育指針からですが、これも通知から告示化されるということで、今まではただ通知だけだったんですけど、最低基準としての性格が明確にされたので、だから、その役割、公的な役割って言うんですか、ここも非常に意見が出ていて、一般的に公的な保育制度の役割について、明確にするべきだと。

あと、やはり、統廃合や民営化に伴う保育所の大規模化、大規模化と言うには、ちょっとあれなんですけれども、やはり、適正な規模で生活するようにと、子供たちが静かで落ち着いた雰囲気にするのが重要であると、こういう意見が述べられていますけれども、このことを考えれば、やはり、余り民営化してたくさん集まるといふ、そういうのが私にはどうもどうかなと思うんですけれども、この

ことに関しては、この意見に関してはどう思われるかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

保育園の公立におきますあり方検討委員会の中で、いろいろと話しを進めているわけでもございまして、この絶対数、幼稚園と若干違うわけでもございますけど、幼稚園の場合は、それぞれ少数の規模の中でやっておりますけれども、保育園の場合については、ある程度の規模数の中で運営がされておるといふふうに思っておりますので、民営化の問題につきましても、まだまだいろいろな角度の中から論議をしていくべきことであるというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

教育長の答弁もお願いします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

適正なやはり園児数というんですか、必要じゃないかなと思っております。先ほども申し上げましたが、現在の日置市の幼稚園の数は大体10名前後という中での経営をやっておりますけれども、私は、やはり最低20名ぐらいは園児数がないと適正規模の集団的な活動というのは無理ではございませんが、望ましい園の経営をやるには、やはり20名程度、あるいはそれ以上の園児数がいた方が効果的な学習ができると思っておりますので、したがって、先ほど申し上げましたように、適正規模というあたりから考えたときに、統廃合と、統合という問題を私どもの前に迫っていると、そのように理解をしております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

多過ぎても、まあ少なくともいけないということなんで、それは私も同感でありますけれども、ただいま日置市のゼロ歳から5歳までの人口は、19年4月現在で2,338人であり、約56%、1,315人が施設利用の状況であります。幼稚園も含めてですね。保育所の利用は、公立を除き、民間はほとん

ど定数を超えている状態にありますけれども、やはり、おっしゃるとおり、幼稚園は全園が定数を割っている状況にあります。

でも、このただ人数だけではなくて、やはり、保育所の方は、まあまあ民間も定数を超えている状況にありますので、先ほども言いましたように、保護者の意見を聞きましたら、やはりなぜだろうと、そういうふうに幼稚園の方が減ったのか、確かに、少子化はありますけれども、やはり、今さっき言ったように、56%の利用ですので、まだまだ幼稚園にも行かせたいなあ、でも1年保育だとか、老朽化だねえとか、施設の方が老朽化とか、そういう心配があるんですけれども、あと、また保育所の近くに住んでいても働かないと保育所にも入れられない、遠くでは、またその幼稚園も、民間のあることはあるけれども、3歳までは自分で見ようとか、でも、やはり少子化の時代だから、集団生活をさせたいなあ、いろいろな希望があります。

そういうことで、じゃあどちらの就労の有無を問わずに、やはり認定子ども園ってというのが、今鹿児島で3件なんですけれども、こういうのも、どちらの数合わせではいけないんですけれども、日置市にとっては、ちょっと適当じゃないかなあと、幼保連携、また幼保、幼小の連携が今問われていますけれども、これの、やはり打ち出していくには、これからは保健、また食育、あと体育、その連携がとれるには、私は公立が一番把握できるし、またその情報を民に伝えるためにも、公的な保育の役割っていうのがあると思うんですけれど、この辺はどうお考えでしょうか、市長。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、公立の役目というのは、今までもそれぞれ運営してきて役割はあったというふうには認識はしております。この中におきまして、子供たちに対します保育の指針の改定の中におきまして、今ご指摘がございま

した保育所の制度の中も含め、また保育料金の体系、これに際しますそれぞれの条件といえますか、両方あるのかなあというふうにご考えております。基本的に、この認定子ども園を含めまして、基本的に、私ども日置市の方につきまして、この待機者といえますか、入れたくても園が定員がオーバーという、そこまで待機者はないというふうにご認識しております。鹿児島市を含め、都会におきましては、この待機者というものが多くて、大変いろいろと苦慮している部分がございますけど、この待機者というところまでは至っていないというふうにご考えております。

今ご指摘のとおり、それぞれ保護者におきますニーズがいろいろと多様化しているというふうには考えておりますけど、やはり、私どもは、やはり制度にのっとった形の中で運営をしていかなければならないという1つのこともございますので、そこあたりの指針といえますか、そういうものものさしもきちっとはめた中で、今後とも改定を含めまして、この保育に対します責任を果たしていきたいというふうにはご考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

今、あり方検討委員会、これは本当自主的にされて、それは評価いたします、私も。また幼稚園の統廃合は別でありますけども、この私は今のうちの状況だったら、一つ一つやっていて、果たして、答申は出ますけれども、結局は幼稚園が少ない少ないとおっしゃるけど、先ほど、待機者はいないんですけど、まだまだ子供を預けたくても預けられない、その幼稚園の運営の形態、1年保育しかないところもありますし、もう今では、やはり子育てと仕事の両立ということで、大きな課題で保育所は長時間保育、産休明け保育、休日保育、病後児保育、こういうのも求められますね、また幼稚園でも預かり保育、もう2歳児保育っていう方に取り組むようになり

ました、やはり、この女性の社会進出ということですね。

だから、そういうのに、やはり責任を家庭だけに負わせるのではなくて、社会的な責任っていうのがやはりこの国にももちろんありますし、地方自治体にも、これは責務だと思うんですけども、やはり、こういうのにも対応していく中で、バランスよくやっていくには、やはり、そこには公的保育っていうんですか、これが先ほども18番議員からもありましたけれども、歯どめ、歯どめってあれですけども、やはり、その保育の指針とか、幼稚園の指導要領のそれを示すということで、公的保育の重要性っていうのを、私は必要ではないかなあと、自分たちの、そのまちの子供に対する将来像を示すためにも、私は市長がそういう子供像っていうのをつくるのに、一番私は大事じゃないかなと、そこで、自分の政策的なものを打ち出して、それを実践するという、私は公的保育っていうのも、必要ではないかなと思いますけど、これについてはどうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

公立のあり方の中で、一番大きな原因っていうのは、私はこの人件費率だというふうに思っております。その中で、それぞれ人件費が高騰していく中で、それぞれの議会を含め、理解があればそういう形はできますけど、基本的には、職員を含めた人件費率を削減していかなければならない、そういうことを含めた中におきまして、やはり公であろうが、民であろうが、やはりこの指針にのっとった制度というのは、やはりきちっとやっていくべきなことであるというふうに思っております。

今それぞれ皆様方と一緒に行革という1つの大きな波の中でどうあるべきなのか、やはり、そういうことを考えて、ただ、公立だから残すとか、そういうものじゃなく、私立であつてもそれぞれ今公立よりも私立の方が、

今それぞれ特別事業といいますか、そういういろいろな保育におきます一時保育、また放課後いろいろなものの特別保育は、私立の方で十分やっております。また、なぜ公立でできないかというのは、やはり、まだ人をたくさん抱えれば、それだけ私はできると思っておりますけど、今の人員を含めた中におきまして、大変そういう特別事業等を含めて対応していくのは、今難しいと、そこあたりもやはり十分お互いが理解をし合って、この公という部分について考えていただきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

やはり、先ほども出ましたけど、子供は物ではないと、やはりゼロ歳、乳幼児から3歳まで、本当にそこにかかわる、人とのかかわりで育ちの環境というもの、このことで、今度の改定もされるんですけども、やはり、そこに市としての、市長の政策なり、先ほども言いましたけど、示して実践する。やはりそこあたりのことだと思うんですけど、以前も言いましたけど、行政改革ももちろんですけど、行政改革をして、少子高齢化と、私はいつも裏表だと思いますけども、少子の方に行政改革をしたお金を、例えば、5,000万円、1億円できたなら、それを全部使っていると、そういうまちもあるんですよ、それだけ子供たちに少子化対策にかけようと、そのバランスだと思うんですね。だから、あえて財政があればだからと、改革に議会も財政改革を打ち出して、そのときはまだ保育所の件は出ていませんけれども、やはり、私はこういう子供を育てる、人を育てるのには100年かかります、かかると言いますが、やはりそういう長いスタンスで考えるならば、日置市の未来を担う子供たちのことですので、ある程度、市の方針に沿ったような子供の像を育てるという面で、私はやはり公の別に全部切り捨てるということじゃなく



て、やはり、ある程度民に伝える情報とか、また指針、保育の指針を示す、そういうところで、私は公的なものも残すべきだと思いますけど、これについてはどうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほどから何回も説明しておりますけど、今あり方検討委員会というところでもまだ十分結論は出ておりません。そういう中におきまして、今そこあたりも十分私の方も答申いただいて、最終的に判断していかなきゃならないというふうに思っております。基本的に、さっきも申し上げましたとおり、それぞれ公的な運営の中で、その経費的なものが削減できていったら、そういうものは、やはりこの子供たちのそれぞれの中に、今以上に充実した子育て支援策というのを打ち出していきたいという、そういう考え方を持っております。

今おっしゃいましたとおり、公が実験的といいますか、そういう指針が公でしかできないということは思っておりません。やはり、保育園の中で、それぞれ長年培ってきた中の、やはり大きな一つの経験もございまして、それは私立でも、私はできるというふうに思っております。また、市として、何もかわりをしないということではございませんので、やはり、そこあたりのご理解というのをいただきながら、今回のあり方検討委員会の結果を踏まえて最終的に判断していきたいと思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

教育長にお尋ねいたします。

今、先ほど申しましたけれども、幼稚園の形態、2年保育もするところもあるんですけども、こういう要領も改訂、また特に昨年の、先ほど言いましたけど、教育基本法の改正にも、幼児期の教育のあり方振興っていうのをうたっておりますけど、うちの幼稚園の形態が、やはり、不ぞろいというか、1年のところがあったり、2年のところがあつた

り、やはり、そういう日置市の統一した見解で、今後どういう形態でやっていかれるか、お尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほども申し上げましたけれども、今検討委員会を5回のうち3回ほどやっております。その中で、望ましい幼稚園経営をするにはどうしたらいいかということで、統合ということを前提にしながら話し合いを進めているんですが、その中で、園児を持つ保護者の方も、それぞれの園から代表で来ていらっしゃるし、園の園長さんも来ていらっしゃいますので、そのあたりで、今議題になっているのが今話しに出ましたように、どれぐらいにすればいいのかとか、あるいは、保育の年数はどれぐらいがいいのかとか、あるいは統合したらどうなるのかとか、地域の問題とか、いろいろな問題がたくさん出されております。あと2回ありますので、その中でそういうご意見等も全部まとめて答申を出していただきたいなあと思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

市長にもう1点お尋ねします。

ゆのもと保育所がいろいろ議会の、設立に至っての経緯がありますけども、非常に新しいのができて評判もよく、そのときの経緯を聞きましたら、幼稚園が、公立幼稚園が1つありますけども、先々は、将来的には、その幼稚園もそこに例えば私が言いましたように、認定子ども園みたいな幼稚園も一緒に乗せられるスペースもつくってあるとは聞いたんですが、このことに関してはどうですかね。

#### ○市長（宮路高光君）

その幼稚園の話までは、ちょっと私の方は理解しておりませんが、今回の区画整理の移転の中におきまして、整備をさせていただいたということしか理解しておりません。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

幼稚園と1つずつあるんですけども、非常

に広くて、また新興住宅の中にありますし、幼稚園はやはり一緒に認定子ども園のそういう見本になれば、私はこの上ないなあ、幼稚園の方も送り迎えして、そこも人数も減ってきているんですけど、そういう計画があったならば、それに乗せるような形もいいなあと思うんですけども、今、あり方検討委員会と統廃合の検討委員会が3月をめどでしょうけれども、その後、やはり一緒に保育所と幼稚園の問題を一緒に考えて検討されるっていうことはどうですかね。

#### ○市長（宮路高光君）

1つ幼稚園の場合については、基本的には統廃合という1つの大きな名目で準備を進めて、それで検討しているというふうに思っております。この保育所につきましては、その運営をどうするのか、やはり、そこあたりの視点が違いますので、やはり、このことについては、別々、それぞれ結論を出していかなければ難しいことになるのかなというふうに思っています。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

いろいろと先ほども保護者の悩みやらを聞きましたら、やはり、いろいろな悩みがあって、幼稚園の人数も少なくなっている原因も、あなるほどなって思うところもありますので、やはり、まずは民意を反映して最終的には決めないといけないんですけども、一番大事な子供にとっての、やはり利益になるようなことが一番ですので、財政がどうこうじゃなくて、子供たちにとってどう利益がなされるのかなと、それが基本だと思いますので、それを忘れられないようにしていただきたいと思います。

次にまいります。豊かな自然環境を生かした健やかなまちづくりについてであります。やはり、この市勢要覧ですね、今度、本当吹上浜が載っていますね、全面、あと1ページには、こういうふうに本当すばらしい、野間

池の方から見えますけど、こういうふうに航空写真だったらすばらしいなあ、長さは一番だと聞いております、日本一だと思いますけども、やはり、この東市来のところまでが道路沿いで海が見えますけど、ここからずっと中に入ってなかなか見れないですね。だから、私たちもちろんですけど、市長も職員の皆様もうちを紹介するときは、やはりここを言わずには日置市の紹介はないと思いますので、この松林が、ちょうど、先ほども言いましたように、ちょうど西郷さんが寺田屋事件がちょうどあったころですね、西郷さんが島流しになって、小松帯刀がちょうど家老になったときです。だから、非常に私もそのとき植えられた松かなあと思って、しみじみ感慨深く見るんですけども、やはり、この宮内善左衛門が植林した遺志を継いで、私たちは次の時代にじゃあどういうふうに残せるかと、今のままだったら、拉致もありましたけれども、本当怖いなあと、吹上浜に来た人たちは怖いなあと言って帰っているんですよ。行方不明者も出たときには、今度は捜す人が行方不明になるような迷路になっています。だから、自然で育って県立公園であるんですけども、自然で育ってくれてありがたいんですけども、やはり管理道路も吹上浜に、じゃあ出る道はと、なかなか管理道路とそういう幹線道路というんですかね、市道は1つ走っていますけど、なかなかそういう目に見えないものがあると、だから、私はこの幹線道路とか、こういうのも虹の松原を見に行ったら、あそこは国定公園になっていますけど、松原では日本一、本当によく管理されて、なるほどと年間を問わずに観光客が入っています。だから、ああいうふうになったら、うちなんか長さで行けば日本一になるだろうなあと思うんですけども、やはり、保護地区、いろいろな制約がありますけれども、市長が森林組合検討委員会、これに市長は副会長でおられるん

じゃないですかね、お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

今、何の回答だったか忘れましたが、特に、地産林道とか、そのほかののには、いろいろな役職はさせていただいておりますけど、その森林組合の何とかってというのは、ちょっと覚えがないという状況です。

**○20番（長野瑛や子さん）**

日置市、南さつま市、あと串木野、それ3市でちょっと今どこへ行ったかな、3市でつくっておられる森林組合協議会、どこやったか、南さつま市の市長が——ありました、吹上浜松林保全対策連絡協議会です。これに入っておられますか。

**○農林水産課長（上園博文君）**

今ご指摘のありました日置地域の松林保全の協議会のことだと思うんですけども、その協議会には市長も入っております。

**○20番（長野瑛や子さん）**

失礼しました。平成5年に設置されておりますね。そこの副会長、今度合併したからと思いますので、市長は、副会長だそうです。会の目的には、吹上浜一帯に広がる松林の保護、育成に努め、地域産業の発展と生活向上に寄与すると、やはり、この松林の間伐管理道路、幹線道路の整備、協議されたことはないと思うんですけど、やはり、こういう団体の中から声を上げていって、もう少し何とか、吹上浜、また松林がうちの観光の唯一の資源だってちゃんとこういうのもあっちこちに書いてあるんですよ、総合計画の中にも、またこういう市勢要覧にも、私は、絵にかいたもち、言うばかりじゃなくて、実践に移さんといけないと思うんですよ、せっかく貴重な歴史的遺産を、次に活用に、だから、ここで、この協議会で、今度市長にぜひ声を出してほしいと思うんですけど、いかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

この松林をいかにしてまた守る、また活用、

大変これは相反する部分があるような気もいたします。ここに幹線道路を通す中におきまして、大変広い所、松林の景観というのが、まだ損なわれる部分もございますし、今おっしゃいましたとおり、いろいろな、特にこれは国有林が大多数を占めている地域でございますので、特に、この森林管理所、ここの協議会というのが十分していかなければならないというふうに思っておりますので、また、この森林管理所との考え方というのも、また近いうちに私も出向いていって、意向もきちっとまたお伺いしていきたいと、そのように考えています。

**○20番（長野瑛や子さん）**

私も県の方にも出向いていろいろ言うたら、なかなか知られていない状況でもありました、吹上浜自体をですね。吹上浜っていったら、拉致、それだけです。やはり、こういう悪い印象を払拭するためにも、何とかしていけないといけないと思いますので、こういう間伐、また浜がけ、こういうこともやはり歴史的景観ですね、また歴史資産、文化資産、やはり、観光振興に生かせるものだったら生かして浮上させないことには、お互い美しい、美しいから載せるだけでは、本当、人は来ませんので、どこかにアピールしなければいけないと思います。

先日、道路周辺の美しい景観の保全や観光振興を目指し、国交省が募集した九州風景街道の第1回登録ルートというのが決まりました。鹿児島県では、桜島、南薩路が選ばれたことはご存じですか。

**○市長（宮路高光君）**

報道で鹿児島県も3カ所程度あったということはお聞きしておりますけど、具体的に、どことことというのは、ちょっと認識しておりません。

**○20番（長野瑛や子さん）**

やはり、最初はゆったりルートっていうん

ですかね、これは、桜島のNPOの方が会長ですけど、まだ第1回目ですので、この方が声を上げたらいいんですけども、これでは、鹿児島のアピールにはならないと、国交省がいろいろな9つのルート、9ルートが選定されましたけれども、この中に鹿児島、なぜかしら、国道225、226号線沿い、私は県の方になぜ275が選ばれないんですかと言ったんですけど、そこにだれも参加していないし、アピールもないと、自分たちも歴史的な鹿児島県の歴史も、やはり日置市が一番もとになっているんじゃないですかねって、歴史的なことと、あと美しい景観、国道沿いということですけど、アクセス道路も含められるということですので、これから第2回目は、ずっと広げていくってことを国交省からも聞きましたので、ぜひ、これは民間と一緒に、商工会とか、いろいろなまちづくりの、そういう官民が、まさしくこれが一体になってやっていくことだと思うんですけども、今後、本当うちのこの三大砂丘とか、口では言うけど、どこにもそういうところに載らないと、景観なぜだろうと、一番美しいのになあと思うんですけども、今後、アクセス道路でも、国道のアクセス道路に入ったところでもいいと、こういうこともあるから、管理道路とか、松林に入って行けるような道も整備をしないとどこにも入らないということもあるんですよ。だから、これは官と民と一緒にやっていかないといけないと思うんですけども、今後市長はこういうルートにアピールされる気持ちはあるのかどうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ちょっとその趣旨といいますか、今国交省がしているその景観を含めた中のこの趣旨をもう少し勉強させていただいてから、そういういろいろと問題は解決して、一応国交省はどういう趣旨の中でしているのか、それを勉強させていただきたいというふうに思ってお

ります。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

風景街道、これは日本の風景をどうかしようということ、第1回目でしたので、続いて、第2弾、第3弾あるということです。歴史資源、文化資源、活動方針、残したい風景、こういうのを協議していくところなんですよ。だから、うちが参加しない手はないと思うんですよ。なぜ指宿、南さつま市、あと鹿児島市だけだったんだらうと、桜島は確かに鹿児島の代表ですけど、南薩のこちらのやはり吹上浜も代表じゃないかなと思いますので、ぜひ、猛勉強されるということですので、官民一体となって、やはりアピールをしていくべきだと思っております。

あと、2点目のことなんですが、日置市の創生プロジェクトの中に、サイクリングステーションの整備の掲載があります。私は、砂丘荘に3台あるということなんですけど、それは泊まり客のためのものだと思うんですけども、やはり、あそこにクロスカントリーが、私も歩いてみましたけど、ちょっと一人では怖いですね、クロスカントリーもね、だから、今ああいう合宿なんかでは利用されつつあるらしいですけども、やはり、みんなでタイムをはかったり、いろいろするときには、やはりちょっと見通せないと、ただ、道はできていますけども、もう横は松林で、やっぱりこれももう少し間伐をして、ちょうど先、その下のああいう松林の整備されても、あそこ本当に素敵なんですけど、あそこ、あの辺だけですので、グラウンドゴルフとですね、ああいう風景がずっともう少しつながったらどんなに素敵だろうと思うんですけど、そこの中に、松林と一体になって、やはりサイクリング自転車道が通っていますので、それとリンクさせて、こうできたらなあと思っておりますけども、やはり、健康づくりもはやっていますので、自転車道とグラウンドゴ

ルフ、キャンプ村、この辺も一時期だけですので、もう少し活性化をして、最終的には、1時間か2時間、サイクリングというのはかかりますので、正円池のレイクロードもありますけれども、上原池、中島常楽院まで吹上野原整備工事業で含めていますので、こういう池つながり、湖ですね、つなげて最終的には、さつま湖の私は構想も必要だなあと考えますけれども、こういうサイクリングロード、ずっと湖周を回るとか、私は、これはすばらしいことじゃないかなと思いますけど、どうでしょうかね。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、それぞれのさつま湖周辺としては、吹上浜一体の開発を含めた中ではすばらしいお考えだということは認識はしております。基本的に、やはり、財政的に、今の時期にこうすべきなのか、当分、やはり、今の既存のあるものをどう生かすのか、生かしていくのか、私はそれが肝要であるのかなと思っています。

議員がおっしゃいますとおり、一帯をまだ広げて一体化していけば、まだまだそういう1つの大きな効果は出てくるというふうには認識しておりますけど、今のこの現時点の中におきまして、それぞれの財政的な状況を踏まえた中に、今の時期で今おっしゃいました構想は、若干ちょっと難しいのではないかなというふうには思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

障害福祉計画も健康づくり計画もできました。障害福祉の中にも、やはり運動公園の整備と、そういうのもやはり上げられましたし、健康づくり計画の中にも、そういう公園の利用ということですよ、やはり書いているんですよ。書いただけで、私はだめだと思います、実践してお金がかからない程度で、あと吹上の原整備で払い下げを受けたのは14ヘクタールぐらいあると思うんですけど

ども、それも計画が、やはりあるから払い下げがあったと思うんですけども、それを有効に医療費の高騰とか、指定も受けていますので、それを何かをしないと、健康づくり、策定はしたけど、じゃあ、実践にと、みんなでレイクロードもまたアイアンロード、歩くところはちょっとできていますけど、自転車で加世田まで行くのはちょっと金峰まで行くのもちょっと一人二人で行くのは怖いっていうんですよ。そしたら、公園めぐりっていうんですかね、ちょうど運動公園の途中まで自転車でサイクリングコースが少しありますので、それをちょっと松林の中に広げるとか、松は非常に肺にいいと聞いていますので、ある方が子供さんを連れて車いすで来られていましたので、肺にいいから来たと、やはり健康づくりをするには唯一の場所だと思いますので、お金もかからない程度で広げられるものだったら広げて行ってほしいと思っておりますけど。

次に行きます。空き室の活用で、いろいろ東市来が4、吹上が3、日吉がないということですけど、東市来の方は、庁舎はエレベーターがついていると思うんですよ、ですから、それをうまく活用して、議場も大変すばらしく舞台ではないんですけど、中にちょっとできているんじゃないかなと思っておりますけれども、こういうところを有効活用して、みんなに、だれにでも活用できる、ミニホール、マタニティーコンサートとか、そういうのも可能じゃないかなあと、まあ視聴覚室、ちょっとした劇とか、そういうのも開放に、私は一番防音装置がされているからいいんじゃないかなと思うんですけど、これはいかがですかね。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございました議場の活用で、旧東市来の議場は、中学校の吹奏楽部の方々が利用したいということで、一応現場にも来られたということでしましたけど、まだいろいろ

ろとこういう机とか、こういうものがあって、ちょっとにくいということで、ちょっとお金をかけて取っ払うか、何かしなければ、ちょっと難しかったというふうにお聞きしております。

また、おっしゃいますとおり、本当にみんなで何かいい活用策があればというふうに私も思っておりますし、また一緒に知恵を出して、またいろいろなご意見がございましたら、私どももその方向の中で進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

各庁舎は、町の中心に位置して、だれでもが寄りやすいところですね、子育てサロンとか、福祉ボランティアの拠点づくり、こういう利用しようと思ったらくさんあると思いますので、有効に活用されたいと思います。

あと、フロアが何となく殺風景のような、どこも気がするんですけど、ある町に私が行きましたら、職員みずから自分たちの庭先に咲いていた花を置いてなごませると、笑顔が見られると、双方とも笑顔が、それが非常に印象的でしたし、またカウンターを低くしてイスを並べて対応すると、視線を合わせてですね、こういうのもやはり空きスペースの活用ということで、またその回りには、特産物の展示とか、あと絵画とか、ギャラリー風に本当に利用しやすい、住民のための市役所だなあとか、支所だなあとか思わせるような、やっぱり配慮も必要だと思いますけど、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの、旧支所ごとにおきまして、職場の環境整備ということで、それぞれ環境におきまして、花づくりをしたりして、そういうところをする各課ごとの計画もつくっております。そのように、みんなが知恵を出し合って、この活用と、またその雰囲気づくり、

そういうものをしていくよう努めていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

最後に、教育長にお尋ねします。先ほどからの空き室ですけど、議場が各庁あいていますね、まだね、だから、これは議会からの要請の上でのことでありますけれども、各庁で、未来を担う子供たちが市政の、きょうも傍聴がありましたけど、市政に関心を持ったり、また市政に対して要望とか、ご意見、意見を述べたり、そういう体験をする子供議会の開催を取り組まれるかどうか、これをお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

ここで開催するとかしないとか言えませんが、子供議会は子供議会なりの、またねらいがあるでしょうから、学校等いろいろ話題になったりしたときには、また一緒に考えていきたいなあと思います。

#### ○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時30分とします。

午後3時21分休憩

---

午後3時30分開議

#### ○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、門松慶一君の質問を許可します。

〔4番門松慶一君登壇〕

#### ○4番（門松慶一君）

1週間前に委員会ではありましたが、同僚議員の池満議員に風邪をもらいまして、非常にきついでありますが、その風邪を出水議員がもらっていただきまして、私はもうすぐ治るかと思うんですが、皆さん、きょうは、3日間気をつけていただきたいと思います。同僚議員が、大体10名ぐらいが風邪を引いております。執行部の方も気をつ

けていただきたいと思います。少々お聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

私は、先に通告しておりました2点について質問をいたします。

まず初めに、企業誘致の現状とこれからの展望についてであります。

これまで政務調査、行政視察等で行った市町村で、予算に余裕があり潤っている行政は、まさしく企業誘致が成功しているところであります。現在、日置市の工業団地は4カ所あります。東市来地域の皆田工業団地8.9ヘクタール、シチズンセイミツ鹿児島、日腸工業株式会社、FA、残区はゼロであります。伊集院地域、清藤工業団地8.3ヘクタール、明興テクノス、エービーフーズシステム、ファクトリーヒロ、残区3区画で2.6ヘクタール、吹上地域、藤元工業団地2.8ヘクタール、西酒造、鹿児島ケース、残区ゼロであります。同じく吹上地域の亀原工業団地2ヘクタール、予定でありますアイケーフーズで、残区1区画で0.9ヘクタールという状況であります。

先般全協に行きまして、企業経営と企業戦略というテーマで日吉地域のメテック九州の専務古里秀法氏をご講演をされました。自動車IC関係の一部品のメッキ処理業務の会社であります。全国から高い評価を得て、すばらしい実績を上げられています。この日置市にすばらしい優良企業をあるのを知り、感銘をいたしました。特に、人材育成に力を入れているところに好感を覚えました。人は金なりと言います。社員の質の向上に力を入れている企業、そこに信頼と高い商品力が生まれるものと確信するところでもあります。

今自動車業界が注目されております。九州では、福岡にトヨタ、日産、大分にダイハツ、熊本にホンダ二輪、それにトヨタグループであるアイシン九州が熊本にあるわけでありま

す。そのアイシン九州が宮崎か鹿児島に工場をつくる意向があるやとも聞いております。鹿児島県も平成17年度36件、平成18年度31件、19年度、11月までであります。18件という立地協定の状況です。昨日の南日本新聞では、この2年で自動車企業9件誘致という記事も出ました。県も積極的に、この企業誘致に取り組んでいるという姿勢を見せております。

私は、企業誘致は、情報の収集、トップセールス、タイミング、それに取り組む熱意と誠意にあるかと思えます。これから日置市も企業誘致に積極的に、前向きに取り組んでいただきたいと思います。強く思うところでもあります。予算編成で伸び悩む税収、交付金の削減という歳入がふえない状況の中で、歳出をいかに減らすかに官が行ってしまうのが現状であります。特に、投資的経費を削減する方向にありますが、これは景気の低迷につながります。私は、歳出を減らす努力もありますが、それと同時に、歳入をふやす努力もしていかななくてはならないと考えます。それには、やはり企業誘致の努力が必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

まず初めに、企業誘致に関しての現在の状況とこれからの展望についてお聞きいたします。

次に、発想を変えて、工業団地以外の土地に誘致する考えはないのか。

3番目に誘致専門の企業推進室たるものを設けるべきであると思えますが、その考えはないのかお聞きいたします。

次に、地域交通システムのあり方について質問いたします。

昨年4月いわさきグループが県内の赤字路線バスを廃止する計画案が出され、多くの廃止、減便の中で、11月新しいダイヤで運行されました。朝夕の通勤、通学の便はある程

度確保されたわけでありませんが、昼の便が減便され、特に、妙円寺団地は、昼間は陸の孤島になった状態でした。このことは、住民の努力といわさきグループのご理解、行政当局の協力で、昼間の便を5便増設することができ、ことし3月18日のJRのダイヤ改正にあわせてスタートしました。現在、9カ月がたとうとしておりますが、団地住民からの大きな不満もなく、また啓蒙も行き届いていたのか、非常にいい状態で運行していると考えております。ただ、30円の値上げがないというのが気になるところであります。

そこで、昨年12月に質問したときコミュニティバスのすみ分け、新しい交通システムの構築を協議していくということでした。ことし6月に日置市公共交通検討委員会が設立され、九州運輸局、鹿児島運輸支局、日置市高齢者クラブ各支部、日置市身体障害者福祉協議会、4地域PTA連絡協議会、地域自治会代表の計29名の委員で構成され、第1回が開催されました。来年、この会が、日置市公共交通会議になり、日置市の交通システムが本格的に検討されていくわけであります。

私もこれまで栃木県伊那市の現地調査、総務委員会が研修されました熊本県菊池市、議長が行かれた宮城県仙台市、県内で言えば、先を行っている曾於市等の資料を提供していただき、いろいろな面から勉強してまいりましたが、やはり、熊本県菊池市の市街地を回る巡回バス便利化、これはコミュニティバスになるわけでありますが、これと郊外を回る相乗りタクシーのシステムが一番有効な交通システムであると考えております。

新たな交通体系の構築に当たっては、地理的状况や人口分布、人の流れ、道路の整備状況など、その地域の実情に見合った交通体系が重要であるわけであります。また、国の許認可の問題や路線バス事業者、タクシー事業者の意向、利用者を初めとした地域住民との

調整に時間がかかりますが、現行制度の中で早く進めていくためには、事業所間の調整や住民説明会など、時間をかけて進めていく方が早く運営されると考えます。ただ、あくまで幹線を走る路線バス事業者が最優先であるということは、言うまでもありません。

そこで質問いたします。

まず第1に、路線バスとコミュニティバスの重複の中で、現在の利用状況についてと、その中で見直しをするということでありましたが、その進捗状況はどうなっているのか伺います。

2番目に、その状況の中で、これからの地域交通システムについての考え方、展望をお聞きします。

3番目に、デマンド交通の一環として乗り合いタクシー等がありますが、どのようにお考えであるかお聞きします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の企業誘致の現状とこれからの展望についてのご質問でございます。

企業誘致については、ご指摘のとおり、雇用の増大や定住促進が図られることで、地域の経済を含め活性化の起爆剤として大きな意味を持っていると考えております。

そこで、現在の状況はということですが、これまで鹿児島県が主催する企業立地懇話会に加入いたしまして、年1回、関東と関西交互に開催される会議等を通じて、鹿児島県出身者の企業の方々との交流を行い、いろいろな情報を得ながら取り組んでいるところでございます。

また、ことしから関西地区の鹿児島県出身者を中心に組織化されたNPO法人かごしま企業家交流協会に加入いたしまして情報収集に努めているところでございます。

それと、ことしは清藤工業団地の区画の分



割とリース制度を導入したところから、エービーフーズシステム株式会社、ファクトリーヒロの2社に立地していただきました。また、藤元工業団地の鹿児島ケース、西酒造、東市来のみのだ食品も、工場増設に伴う協定を締結していただきましたので、徐々にではありますが、成果も出つつあるというふうを考えております。ただ、工業団地の残地もありますので、鹿児島県が進めている自動車関連産業の誘致に連携して取り組みながら、市内の企業の方々の規模拡大、近隣の市町村からの移転のご相談など、対応を進めてまいりたいと考えております。

工業団地以外の誘致についてということですが、これについては、誘致を希望される企業の規模ということがありますが、例えば、工場の規模など、現在の工業団地の規模で対応できないことになれば、新たな用地を確保して対応することも検討していかねばならないと考えております。

また、現状では、市内の空き工場や遊休地に関する問い合わせなどもあり、その都度、対応させていただいているところでございます。

県内の自治体でも企業誘致を専門に担当する組織を有する団体もありますので、そこあたり等も参考に検討をしていきたいというふうを考えております。

2番目の質問でございます。コミュニティバスの路線等の見直しについてお尋ねでございますが、このことについては、現在4地域で運行している形態が、毎日運行される路線がある一方で、1週間に1回の運行路線や4日に1回など、それぞれに違いがあることから、その運行路線を含め、形態をあわせることを目的に公共交通検討委員会を設置したところでもございます。

この委員会は、去る6月に1回の会議を開催し、市の現状について説明をさせていただ

いたところ、コミュニティバスの利用者の意向を調査することになりましたので、現在アンケートを実施しているところでもございます。

今後の地域交通システムをどう確保するかということですが、今のコミュニティバスの台数を増便して、毎日運行するようにするというのであれば、現在の委託料が、概算約3,000万円程度でございますから、この3倍程度かけなければ可能にはならないと思われませんが、大変財政状況も難しいというふうに思っております。市民の皆様の利便性が向上し、経費的にも安い効率的な運行方法を検討する必要があると思っております。

3番目でございますけど、以上のことから、ご指摘のとおり、ジャンボバス、相乗りタクシー、こういう運行等も1つの方法であるというふうに考えております。

以上で終わります。

#### ○4番（門松慶一君）

ただいま答弁いただきまして、順次質問していきませんが、質問の1の3は、お答えいただけましたですかね、推進室の、いただきましたね。

それでは、1番から行きます。1番と2番が一緒の形でしていきたいと思いますが、今4工業団地ありますが、その中で、伊集院の清藤工業団地、それから、吹上の亀原工業団地が埋まっていないわけでありましたが、その状況の中で、どのような形で今考えていらっしゃるのか、なぜ埋まらないのか、そこをちょっと状況をお話ししていただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

なぜ埋まらないかということですが、基本的には、今それぞれのところからも打診は何カ所もありました。やはり相手の企業の希望する価格であったり、また面積であったりということがございますので、そこ

あたりの部分も十分今後詰めていかなければ  
ならないというふうに考えております。また、  
私どもの方もPRも足りない部分もあるかも  
しれませんが、今いろいろな情報を頼りに、  
いろいろと今交渉を続けさせていただいて  
いるのが現状でございます。

#### ○4番（門松慶一君）

清藤の場合は値段が高いというのが少しあ  
るみたいであります。せっかく昨年2月に  
明興テクノスさんが入りまして、高い中で、  
当然伊集院の出身であるということであ  
の方が入られて、これからいい形で入っ  
てくるかなと思ったんですが、今2つ入  
っておりますが、リース等の中で、いい  
状況の中で、これからの方々は入って  
いただくという形になるかと思いま  
すが、やはり、ここでやっぱり利益が  
取れないと思うんですが、雇用とか、  
そういう税収の中で少しぐらいは安く  
してもいいのかなとは思っているわけ  
であります。その点は、どのような考  
えでおりますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

市の土地開発公社の中で管理をして  
いる物件でございます。このことにつ  
きましては、公社の理事の皆様方と  
いろいろご協議させていただきまし  
て、ことしから分割リース、そのよ  
うなものをさせていただきました。価  
格につきましても、やはり、また公  
社の理事会、そういうところと十分  
協議をしていかなきゃならん、基  
本的には、相手もどうであるのか、  
やっぱりそういう意向も示して、見  
つけていかなければならないとい  
うことでございますので、価格とか  
そういうものについては、やはり臨  
機応変な対応をしながら、なるべく  
それぞれの企業が進出していただける  
ような方策の中で努めていきたい  
というふうには考えております。

#### ○4番（門松慶一君）

関東、関西の県人会等とお会いして

いる形を聞いております。また東海地  
方は来年だと聞いておりますが、こ  
れまで行かれた、ひとつの手ごたえ  
と申しますか、関東、関西に行か  
れてどのような形で感じたのか、  
ちょっと市長お願いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

関西、関東で、それぞれ県が主催と  
してあります企業立地懇話会という  
ことで、特に、鹿児島出身者とか、  
また鹿児島に進出している親会社  
とか、そういう関連の方々が主で  
ございました。

今回、私も大阪の方に行きまして、  
またその明るく、4つほどの会社を、  
京都から大阪周辺の地域を回らせ  
ていただきました。基本的に、特に、  
中小企業という10人から100名程  
度、そういうところの会社でござ  
いました。その状況、実態というこ  
とでありますけど、今はそちら、関  
西でやっているけど、やがては、鹿  
児島の方にも進出したいと、そう  
いう将来的なご意見というのはい  
ただいたというふうには思ってお  
ります。現状的に、業種的なもの  
の選定と申しますか、特に、関西  
方面の中におきましても、まだそ  
んなに中小企業の企業の方は、大  
変景気がいいという状況ではない  
ということを感じたような次第で  
ございまして、大手の自動車関連  
とか、半導体とか、そういう大手  
は、それぞれ伸びている状況で  
ございますけど、関西を含めた中  
小企業というのは、自分ところが  
、まだ手いっぱい状況であると、  
そのように現場を回った中では  
感じた次第でございます。

#### ○4番（門松慶一君）

やはり、これからは、そういう人脈、  
パイプでやっぱりやっつかないと、  
この企業誘致は非常に前に行か  
ないと思うんですが、県の産業立  
地課が、ここが中心の県の場合  
でやっていると思うんですが、異  
業種交流懇話会、これは日置市  
にあるわけですが、大体25社  
から30社いらっしゃると思いま  
す。

そのメンバーの中に、商工労働部の次長さんとか、産業立地課の県の方々も入ってやっていらっしゃるということで、私は県の方が非常にいい形でパイプをとっていらっしゃるんだと思うんですが、県とやはり一緒にやっていくことが、これからの企業誘致に、やはり有利だというか、前向きになるということであるでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、県の企業立地課の職員の皆様方とは、いつも絶えず連携をし、私どもの直接的な情報網もありますけど、また県の情報網として、また私どもの市の方に流していただける、大変これは県と密接にまた共同体の中で連携をしていかなければ、市の単独の助成もごさいますけど、基本的には、県の助成等もありますので、そこあたりは、うまくリンクをしていく必要があるというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

昨日、自動車企業の9件誘致という新聞記事も出ました。やはり、産業立地課の方に聞きますと、知事の方も非常に前向きにこれからやっていきたいということでありまして、その中で、やはり県とのパイプの中であるわけではありますが、今この異業種交流懇話会の、ちょっと中の状況、年4回ぐらいあると思いますが、ここからのパイプとか、そういう方向性は何かあるようなところはどうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

日置市内の異業種交流懇話会の状況についてというお尋ねでございます。現在21社の企業の方々にご加盟いただいて、とりあえず参加されている企業さんの業務内容について、参加企業の方々に知っていただくという取り組みを進めておりまして、大体年4回ぐらい、17年の後半から始めまして、それぞれ、今一回りしつつあるところでございます。

それと、食品関連の企業の方々には、それぞ

れの会社で製造されている品物を、何とかこう結びつけたり、また市内の農林水産物等も連携しながら、特産品として何かつくれないかということで、ことし先月から活動を始めたところでございます。

#### ○4番（門松慶一君）

そういうのを含めまして、総体的な形で、この企業誘致の方は推し進めていただきたいと思いますが、先ほども出ましたように、この自動車企業、これは私はこれからやはり目玉になってくると思うんですが、アイシン九州は知っていらっしゃいますか、市長。

#### ○市長（宮路高光君）

昨年、私もアイシン九州の工場に行き、その工場長ともお話しをさせていただきました。基本的には、ご指摘がございましたように、鹿児島か宮崎かということはございましたけど、結局、自分ところの熊本の、同じところに工場を拡張したようでございます。いろいろと私どもも九州メテックさんが今メッキの方をしております。そういう意味を含めまして、またそういう技術を含め、またその会社の方針、そういうものも、やはりお聞きしたいということで、この懇話会等におきまして、講師にお招きしたい、そのような考え方をしております。

#### ○4番（門松慶一君）

一般の産業立地課の方にお聞きしまして、このアイシン九州さんのことをお聞きしたんですが、熊本につくったということであったんですが、この社長さんは、これから九州、南九州の方につくっていききたい意向があるということをお聞きしまして、これはおもしろいなというのちょっとあったわけではありますが、これが一時サプライヤーという形で、核になる工場が来て、そこに群がってくる、それが熊本が今つくっているのですが、それを何か南九州の方に、全域につくっていききたいという意向がありますが、

それは聞いておりませんか。

○市長（宮路高光君）

言葉の端々の中で、やはりそのようなことはお聞きしました。もう1つ、やはり、九州アイシンにいたしましても、関連会社といえますか、そういうものがまだ鹿児島の方に不足する、まだそういう技術的にできるそういう下請業者が、まだそれぞれ少ないと、そういう大変、ただ、誘致して本体が来るというんじゃないくて、そこに中心的にある下請、メテック九州を挙げれば、そういう関連業者がもう少し技術を、レベルを上げていただきたい、そのような意向がございましたので、やはり、受け入れ態勢をするには、やはりそのような態勢づくりというのも今後必要なことであるというふうに認識はしております。

○4番（門松慶一君）

これは相当先になると思うのですが、やはり、西回り自動車道が10年かかるか、そういうまだわからない中で、これができると非常にいい形になると思うのですが、やはり、この輸送コストの、輸送状況、アクセスが非常に問題になってくると思うのですが、やはり、今県内で一番先を行っているのが霧島市と聞いております。霧島市は7つの工業団地があって、それも県の工業団地があると聞いておりますが、あそこは空港とか、九州自動車道、それから港、全部そろっているわけでありまして、その地から見れば違っていると聞いております。日置市も高速が、西回りが来ておるわけでありまして、何か少しでも仕掛けができないかと思うところであります。

そうなると、今の工業団地だけでは、まあ対応ができないことになるわけでありまして、それを埋めるのが先決であります。それ以上に、そういう1つの考え方も持っていないかと思えます。東市来の皆田工業団地、それから、吹上の藤元工業団地埋まっているわけでありまして、特に、皆田工業

団地は300名の従業員がいらっしやいますね、そういう意味の中で、これまでの経過等、ちょっと副市長の湯田平さんの方に、副市長にお聞きして、この東市来の状況、それから、横山副市長には、この吹上のちょっと状況をちょっとお聞きしたいんですけど。今までの経過の状況です。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまお尋ねの皆田工業団地の状況と藤元工業団地の状況ということで。

○4番（門松慶一君）

状況じゃなくて、ここに誘致した状況、経過ですね、そのときをちょっとお聞きしたいんです。

○企画課長（富迫克彦君）

まず東市来の皆田工業団地につきましては、あそこに工業団地をつくらうということで、昭和60年ごろだったんでしょか、いろいろ取り組みをいたしまして、最初、誘致できた企業は、残念ながらうまくいかずに、その後、昭和63年に当時ハイメカ、現在シチズンセイミツ鹿児島ってなっておりますが、そこが誘致されたということでございます。その後、平成3年に日腸工業さんが、当時東市来の方で操業されておったんですが、工業団地の方に移られて操業を始められ、その後にFA企画さんというところが立地されております。その中で、シチズンセイミツ鹿児島の方が、第2工場、第3工場、第4工場まで今できておりまして、その都度、敷地についても拡張されてきたというような状況でございます。最終的には、残地すべてをシチズンセイミツさんが購入いただいたという形になっております。

それから、吹上の藤元工業団地につきましては、平成元年に金属加工の鹿児島ケースさんが鹿児島市内の方から移られて操業を始められていると思っております。その後、平成3年に西酒造さん、同じくウエストコーポ

レーションさんということで、水の関連の事業も展開されておりますが、その3社が立地されたら、今回、鹿児島ケースさんは、工場増設をしたいということで、土地としては、団地の奥の方を、新たにまた追加で購入したいということで、今事業展開をされている状況でございます。

以上でございます。

#### ○副市長（横山宏志君）

藤元工業団地の部分で、ちょっと企画課長の経過の説明が前段の部分が足りないようでしたので、私の方から少し説明をさせていただきたいと思っております。

もうちょっと藤元工業団地を何年に開設したかはっきりと覚えておりませんが、一応、残地区画数2区画ということで準備をいたしまして、今の西酒造さんが最初に入っていた、入り口部分の方の区画の方、これは吹上ハイテックスという金属加工の会社が、まあ社長さんは吹上出身の方だったんですけれども、そういうところが吹上工場を設けたいということで入っていただきましたが、その後の経過の中で、今おっしゃいましたように、鹿児島ケースさんが2区画目に入られるというような形で、一応うまく形にはなりましたが、吹上ハイテックスさんの企業業績が悪くなりまして、その中でグラウンド用地ということで約7,000平米ぐらいの用地も工場の敷地と一緒に買っていたんですけども、その部分については、どうしても、会社の経営もなかなか難しいということで、また1回引き取っていただきたいということがございまして、それはまた町の方で1回お渡しした、売り渡した金額で買戻しをするという形でやったわけなんですけれども、その後、すぐにちょうど西酒造さんの方で工場の拡大をされるというようなことがございまして、そのグラウンド用地のところ、まず最初に、西酒造さんが入っていただいた

と、その後は、皆さん方もご承知のような形の中で、吹上ハイテックスは残念ながらだめになるというようなことの中で、隣接の西酒造さんがその吹上ハイテックスの工場の部分まで購入していただいたと、そして、現在に至っていると、こういう状況でございます。

以上です。

#### ○4番（門松慶一君）

どうもるる説明いただきまして、ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたかったのは、何かご苦労があったのか、その中で、すんなり決まったのか、この東市来もですね、ちょっと聞くと値段的なもの、ちょっとしたというふうに聞いておりますけど、どうなんでしょうか。

#### ○副市長（湯田平浩美君）

東市来の皆田工業団地につきましては、一つ進出したんですけど、途中で建設の時点でいろいろ問題がありまして挫折したわけなんですけれども、その後、当時の町長が一生懸命、いろいろな人脈を通じまして誘致を働きかけて成功したわけなんですけれども、その当時、工業団地の開発公社によります造成も後から始まったわけで、非常に造成単価が約坪単価6万円近い価格で造成がかかったわけでありまして、それで、その当時、熱心な誘致をする中で、もちろん価格面も相当配慮しなければいけないということで、よく覚えておりませんが、坪単価、多分半分ぐらいに落として、あとの分はのり面を町で公有地として買い取るという形でしまして、一般会計からその分は何年かにわたって、その分を負担して、そして、誘致にこぎつけたということでございます。

以上です。

#### ○4番（門松慶一君）

ありがとうございます。やはり、この企業誘致は非常に難しい問題であります。私は、やはり勇気ある決断が必要かと思っております。や

はり、雇用、税収を考えたときに、いかにその土地を生かすか、そういう意味では、私は旧東市来の方々は、よくされたなあと、特に、この300名という企業が、従業員数がシチズンさんはあるわけでありまして、そこは、これからいい非常に魅力的な企業になってくるなと思っております。

そういう意味で、企業をどうやってこちらの方に引っ張ってくるか、これはこちらの熱意、それから誠意となってくると思っておりますが、やはりトップセールスをしていかななくてはならないと思うんです。市長のご意思、これからそういう意味ではどんどんやっていくという意欲をちょっとお聞きしたいんですけど。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘がありましたとおり、やはりトップセールスを含めまして、やはり、それぞれの情報を得ながらいろいろとまた議員の皆様方の情報をいろいろなのを入れながらやっていきたいと思っておりますし、私、自分みずからさっきも申し上げましたとおり、関西、関東地区を含め、いろいろな地域に出向いていきたいというふうに思っております。九州管内、それぞれございますので、私みずから、それぞれの交渉に臨んでいきたいというふうには考えております。

#### ○4番（門松慶一君）

それと3番目に入りますが、この企業誘致推進室の件であります。霧島市が企業振興課という形でつくっております。これは特別だと思っておりますが、12万の人口でありますから、特に、県の工業団地もあるということで、そういう一つ姿勢があるかと思っておりますが、そこに4人の1つの専門の職員がいると、今日置市は、兼務で1人、その推進をしている係がいらっしゃるわけですが、一人でもいいから、推進室、肩書きでもいいですからね、つくって名刺を渡すときも、そういう一つの日置市の熱意、誠意が見当たると思う

んですけど、どんなものでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

その方、名刺に掲げる一応何ですか、役柄といいますか、それも大事だろうというふうには認識しております。今企画課の方でして、企画調整係の方がしておりますので、これを企画誘致推進室とか、工業振興課、さっきもいろいろとそういう課を設置すればいいんじゃないかと、いろいろな福祉とか、いろいろな問題でも、いつも出させていただいておりますけど、基本的には、課の新しい設置というのは考えておりませんが、その係を含めたいろいろな中の内容充実、また、それぞれの企画におきましても、ほかの担当も、総合的に、ある程度協力体制、やはり、そういうものをしていく必要があるというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

これというの、やはりその推進室があれば、専門で情報を集める、それが一番私は大きいと思うんですよ、やはり、情報を集めて、いろいろなもので、これから役立てていくためにも、ぜひとも、そういう推進室をつくらせていただきたいと思っております。

企業誘致は、これから非常に必要になってきますが、ただ、相手によるわけでありまして、それによって、どのような形になるかはこちらの熱意になるわけですが、どうか、そういう意味でも企業誘致頑張っていたきたいと思っております。

次に、地域交通システムに入りますが、現状をお聞きしまして、今いい形になっているわけですが、この先般お聞きしましたときに、この検討委員会が早目にできるということだったんですが、まだ1回しか検討委員会をしていないということで、非常に私としてはおこなっているかなと、ちょっと思うのですが、来年の9月30日でいわさきグループとの契約が切れるということで、それまで

に一つの確立したものをつくらなきゃいけない、そういう中で、もうちょっとこれは早く進めていかなければならないと思うのですが、市長の方はどうお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘のとおり、1回目をしただけでちょっとしていないと、そういう中におきまして、アンケート調査と先般の補正予算の中におきまして、実態調査、こういうものをご提案がございまして、ちょっと予算関係が6月ありまして、予算関係がなかった関係で、ちょっと遅くなっているっていうのは実情でございます。9月補正等を含めた中で、予算計上もさせていただいておりますので、今この実態調査、そういうものを今しているところでございますので、そういう集計等を含めた中でこの検討委員会を、第2回を早く開いて方向性というのを作成していかなきゃならない。

基本的には、今ご指摘がございましたとおり、来年の9月、それまでに、いろいろと決着ができる方向性を見つけていきたいというふうに思っております。

**○4番（門松慶一君）**

先般、私がいわさきコーポレーションの方にちょっと出向きましたが、ちょうどおられなくて話しはできなかつたんですけど、実は、ちょっと引かかるのは、値上げをされていないということで、我々は、そう値上げをするということを陳情に行って、そして、それで5便ふえたと、妙円寺のバスの場合ですが、そういう中で、いつされるのかなと思いつつも、それを聞けないわけではありますが、今のこのバス事業、先般も代替バスも乗客2割減という記事も載りました、相当減っているなということであるわけですが、そういう情報は何かお持ちですか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

廃止代替路線バスの利用状況についてのお

尋ねかと思いますが、昨年11月8日からことしの9月30日までの運行状況について、とりあえず今報告がまいっておりますが、この路線ごとの輸送人員実績ということで申しますと、17年実績が、1年間トータルの数字でございますので、今回出ているのは、そのうちの327日分ぐらいということでお聞きいただきたいんですが、17年度の実績に比べますと10万人近く減少したという数字にはなっております。

**○4番（門松慶一君）**

これは、全体で10万人ということですね。

先般のときに、コミュニティバスを、路線バスで5便ふやしまして、その予定の要するに、欠損、180万円ぐらいと聞いておりました、1年間ですね、それがことしどれぐらいになるのか、ちょっとお聞きします。

**○企画課長（富迫克彦君）**

今お尋ねになったのは、妙円寺団地の路線バスの廃止分だというふうに思いますが、先ほどありましたように、3月23日のJRのダイヤ改正でしたでしょうか、それに合わせて、新たに昼間の5便を追加して運行してございます。運行日数としては179日間の運行になっておりまして、こちらの経過が約50万円ほど赤字の状態にはなっているようでございます。

**○4番（門松慶一君）**

最初の予定としては、その数字はいいという形でとらえてよろしいのでしょうか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

はい、ことしの2月の全員協議会の中でご説明した資料に比べれば大分少ない数字にはなっているんじゃないかというふうに考えております。

**○4番（門松慶一君）**

これからそういう形で、妙円寺団地にしてはいい形になっているわけですが、これから日置市全体を考えてのこの交通システムの構

築をしていかなければならないということでもあります。

私は、この地域地域が、やはり状況が違ふとなりまして、最初は日置市全体を通すのも必要かなと思うところもありましたが、これは非常に難しいなど、各地域、伊集院、東市来、吹上、日吉地域の、各地域でコミュニティと路線と、それとできれば乗り合いタクシーという形になるかと思いますが、そういう地域別に、この交通システムになっていくかと思いますが、市長の方はどうお考えでしょう。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、今毎週回っているところ、毎日しているところ、1週間に1回、4回ございますので、こういう基本的には、この地域格差といいますか、これをやはり統一化していくことが大前提じゃないかなというふうに基本は思っております。

おっしゃいましたとおり、市内一円のバス路線という中にいたしますと、基本的に、1時間以上の運行の形態であれば、またいろいろと、また利用者から考えたときに大変なのかなと思ったりしておりますので、最初に、さっきも申し上げましたとおり、それぞれ4つの形態が違いますので、その形態を1つにしていくことが一番大事なことじゃないかなというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

今コミュニティバスが非常に問題になっているわけでありまして、市街地が毎日ということで、郊外は週1回ということでもあります。これは、今、日置市全体ですが、各地域からそういう不満の声とか、要望とかの声はどうなんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、この周辺部の地域の皆様方からやっぱり強い要望はございます。さっきも申し上げましたとおり、週1回で何人ぐらい乗って

いるのか、ここにさっきも言いましたようにアンケート調査、利用実態調査、この両面をやっておりますので、こういう数字等がまた出てきたら、またいろいろな分析ができるというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

済みません、このアンケートは、いつごろ統計はできるのか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

このコミュニティバスの方のアンケート調査につきましては、今週いっぱいぐらいで、一応終わりをまして、それから集計をしたいと思っております。路線バスの実態調査についても、ほぼ同じ流れの中で整理ができると思いますので、年明けには、何らかの形でお示しできるんじゃないかと思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

そうすると、その検討委員会が、次、交通会議になると思いますが、そちらの方でもまわっていくという形になるかと思いますが、どのような、来年は予定でいらっしゃるのか、課長ですか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今市長の方の最初の答弁でもありましたように、単純に今のコミュニティバスを便数をふやして、市民の皆さんの利便性を向上するために運行しようとするすると3,000万円の約3倍、9,000万円から1億円程度経費をかければ何とかバスの確保の問題もありますが、運行はできるんじゃないかと思っております。ただ、その中には、利用実態にそぐわない、やはり、1時間を超えるような、2時間近い系統もございますので、それでは、利便性は向上しないというふうに考えておりますので、その辺をある程度1時間弱ぐらいで回れるような系統をつくりながら、その辺の市民の皆さんのお考えもお聞きしながら系統を設定をした上で、4地域を含めた接続をどういう形にするのか、来年の3月までの間



に検討委員会の方で協議をしていただきたいというふうに考えております。

#### ○4番（門松慶一君）

そこで、予算的なものもあるわけでありませんが、やはり、最初答弁、話しをしましており、コミュニティバスを市街地に走らせて乗り合いタクシー、要するにこれを郊外の方で対応すると、それは予算的にも相当安くなると思うのですが、ただ、この乗り合いのタクシーの場合、非常にやり方が各地で違っておまして、栃木県の伊那市は、各行政が事務所を持って、そこに職員が1人常時して、そして2人を使っていらして、女性の方を、そこで受けると、非常に予算のかかることをしているなど思ったんですが、そこは企業誘致で、非常にまちが潤っておって、予算的に余裕があるということで、後から聞いたわけではありますが、そうすると、日置市の場合は、そういう余裕がないわけでありますから、私はこのタクシー事業者に伊集院に3業者あります、ほかの地域もあります、その方々に請けていただきまして、事務所もそこですという形、それを検討委員会でうまく調整していただきまして、そうすると、予算的にも非常に助かるのではないかと思います、市長、どのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、今、この周辺部を含めた中で、ジャンボタクシー、乗り合いタクシー、俗に言うデマンド交通という形でございますけど、いろいろと試算といいますか、それをしていく必要があるというふうに思っております。さっきも申し上げましたとおり、単純に、この全部1日すれば約1億円程度費用がかかる、だけど、利用がうまくいかない、そういう中で、これも市としてどれぐらいの予算を計上し、その市民の方々を利用形態を含めてどう満足していただけるのか、そういう組み合わせというのをや

りますと、試算も含めていくとおりのパターンもつくって、検討委員会の中で具体的な形をつくっていききたいというふうに考えております。

#### ○4番（門松慶一君）

この乗り合いタクシーをする場合には、この停留所といいますか、それをつくったら非常に大変になるかと思うんですよ。それじゃなくて、やはり私は電話を、要するにいただいたところに、そこに行って、極端に言ったらドア・ツー・ドアみたいな形にやり方、そうするのが一番ベターじゃないかと、これは実はタクシー業界の方には、すごく波紋になるかと思うのですが、実は、タクシー業界の方ともちょっとお話ししました。そういう形でも非常にいいんじゃないかということもお聞きしております。やはり、いかに予算がかからないか、タクシー事業者の事務所を使って、そして、停留所もつくらなくて、要するに、予約があったときに行くという形、予約制をとるという形、そういう形が私はいいかと思うのですが、これは、その検討委員会で話ししていられると思うのですが、これからの地域交通システム、そのアンケートによってまた違って来るかと思いますが、ひとつ新しい、ほかにまねできない交通システムをちょっと確立していってもらいたいと思うのですが、もう1回、考え方をお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

その仕組み、システムというのをやっぱし十分地域性がございますので考えなきゃならない。今言ったように、タクシーについても予約制の場合でどうするのか、普通のタクシーは、片道料金で両方でございますけど、そういういろいろな形があると思います。このことについては、まださっきも申し上げましたとおり、この検討委員会でいろいろなデータを出し合いながら、またいろいろな先進地を参考にしながら、いろいろと組み合わせ

せをしていきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

これは非常に難しい問題であります、あと1年足らずで来年の9月までに決めなくちゃならないわけにありますから、どうかいい方向に行くようによろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（畠中寛弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を16時35分とします。

午後4時21分休憩

---

午後4時35分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農林水産課長（上園博文君）

ご指摘がございましたので訂正をさせていただきます。先ほどの長野議員のご質問の中で、松林保全の協議会のご指摘がございましたが、正式名称が吹上浜松林保全対策連絡協議会でございます。

なお、協議会の会長は、南さつま市の川野市長さん、副会長が宮路市長となっております。

以上、訂正をお願いします。

○議長（畠中寛弘君）

次に、25番、西峯尚平君の質問を許可します。

〔25番西峯尚平君登壇〕

○25番（西峯尚平君）

皆さん大変お疲れさまでございます。本日最後の質問者となりました。最後までお付き合いよろしく願いいたします。

私は、通告に従い、2項目について、市長、教育長に伺います。

我々農家にとっては、水、川は非常に大切なものであります。その川の水を田んぼに引き、毎年ながら米づくりをしております。そ

の河川を守るために、どこの自治会もと思うのですが、私の自治会では、河川は5月、7月、9月、年に3回、市道、農道については、5月と9月の年2回、草払いを実施しております。いつものことながら、作業する前に自治会長が出席をとり、事故等については十分注意して作業するように呼びかけております。が、あつてはならない事故が去る9月16日の河川の草払い作業中に、草払い機による事故、右足、ひざの外側でございまして、を負傷する、救急車で病院へ連れて行き7針ぐらい縫う傷で4週間近くの入院でございました。草払いにおける事故については、自治会で傷害保険に加入しておりますが、市町村交通共済、これは年500円はあるが、奉仕作業等については、市とか県は加入していないのか伺います。

②寄り州がふえ、寄り州を作業するため、上り下りする法面というか、側面が、急傾斜のため機械を持つての作業は非常に危険であります。高齢化が進む現在、業者に委託する考えはないか市長に伺います。

2番目、学校におけるいじめ、不登校について教育長に伺います。

小中高生のいじめが、昨年度約1万2,500件で、前年度の6倍以上に急増している。いじめが原因での自殺は6人、中学校5人、高校1人となっております。また学校種別のいじめ件数は、小学校が6万897件、中学校が5万1,310件、高等学校が1万2,307件で、都道府県別に児童生徒1,000人当たりの件数を見ると、最も多い熊本県が50.3件、最も少ない鳥取県で2.1件、全国平均で8.7件、鹿児島県は6.6件であったということでございます。

①本市の小中のいじめの件数について、地域ごとに伺います。②いじめはどのようなケースが一番多いかも伺います。③いじめについて、学校、保護者は把握しているかも伺

います。また、鹿児島県の生徒の不登校について、小中学生が4年ぶりに増加し1,593人、前年度比6.8%増加し、中学生が、前年度より97人ふえ、1,316人となり、42人に1人の割合で40人学級にほぼ1人が不登校ということになります。小学校は、4人増の277人で、全児童の0.2%になっております。④不登校の児童生徒数を地域的に伺います。⑤不登校の一番の原因などどのようなケースか、また長い生徒は何日ぐらいかを伺います。⑥学校、保護者にどのような指導をしているかも伺います。

以上、私の1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の河川の草払い作業についてというご質問でございます。

その1で、奉仕活動等における保険制度についてでございますが、現在の各自治会で、河川、道路等の愛護作業、公園、自治会公共物等の清掃活動や奉仕活動を実施していただいている状況にあります。

その際、万が一事故が発生した場合は、市が加入している全国市町村総合賠償補償保険及び鹿児島県町村会奉仕活動総合保障保険の2種類の保険により保障または見舞金等の支給を行っております。

しかし、本保険制度は、市が主催もしくは共催する清掃活動中の事故、行事参加中の事故等が対象になることから、必ず作業等を行う場合には、作業日誌、参加者、作業内容等の届けをお願いしているところであります。この届けがないと保険の対象にはなりません。

また、毎年自治会長会の中で、市の加入する保険制度とは別に、自治会が実施する行事等で事故が発生した場合に対応する保険として、公民館総合保障制度の説明もさせていただいているところでございますが、加入自治会が少ない状況でございますので、引き続き、

案内をさせていただき、このような自治会活動に対する保険制度の活用についても検討をしていただきたいというふうに思っております。

平成19年度の、この公民館総合保障制度で、地域別で、東市来地域はゼロということで、伊集院地域が17自治会、日吉地域が2自治会、吹上地域が66自治会加入しております。

今議員がご指摘ございました、この9月16日の事故でございますけど、この事故につきまして、先ほど申し上げました全国町村会総合賠償補償、鹿児島県町村会奉仕活動総合保障、この2つの保障組合からある程度の見舞金が出ているということになっております。

2番目の、ご指摘のとおり、自治会によって高齢化が進み、急傾斜など機械での作業が非常に危険が伴いますので、無理のない範囲内の作業をお願いしているわけですが、業者に委託することについては、現在、寄り州除去等を実施しておりますが、危険箇所については、今後、現場等を把握して、状況によって業者等に委託いたしますので、そういう危険箇所については、自治会長さんの方が事前に申し出をしていただきたいというふうに考えております。

市といたしましても、限られた予算でございます。このことにつきましては、やはり、県の方にも、私どもやはりこの寄り州除去を含め、やはり河川管理は県がしている部分もございまして、今後県の対応というのでも強く要望をしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

学校におけるいじめ、不登校についてお答えいたします。

6項目にわたりまして、まず1番目ですが、本市の本年度のいじめの件数は、10月現在で、全体が6件でございます。その内訳は、東市来地域が2件、伊集院地域が4件となっております。

2番目のいじめの対応といたしましては、小学校では、靴隠しや悪口を書いたメモを机の中に置くとか、携帯を使ったインターネットへの投稿などがあります。また、中学校では、無視やうざい、消えろなどの悪口も見られます。

3番目、教育委員会がいじめについて学校、保護者はどう把握しているかということですが、教育委員会が現在とらえているものについては、学校は保護者とも連携して、いじめの解決を図っておりますので、把握していると考えております。

4番目、不登校の状況ですが、10月現在で28名です。内訳は、東市来地域8名、伊集院地域が14名、日吉地域が2名、吹上地域が4名となっております。

5番目、現在の不登校の原因は、いろいろなものが複雑に絡んでいる状況であります。主なものを上げますと、家庭環境が絡んでいることが多いようでございます。

また、長欠者の状況ですが、最も長いもので113日という子供がおります。現在の不登校の状況は、昨年度の同時期と比較しますと若干ふえて推移しております。

教育委員会といたしましては、校長研修会や教頭研修会、学期末に行われます生徒指導担当者会等で、不登校やいじめの状況について報告するとともに、市教育相談員との連携を強化し、支援チームを組織して、その解決を図るように指導をしております。

また、本年度から発足した子ども支援センターとも連携を図り、総合的な面からの不登校の解決も図られるように働きかけをいたしております。

なお、保護者への周知ですが、保護者につきましては、学級PTAとか、あるいはPTAの総会とか、学校だよりなどを通して不登校やいじめの実態、ないしは、家庭での指導等について、周知やお願いをしているところでございます。

#### ○25番（西峯尚平君）

第1回目の回答をいただいたのですが、この草払いによる事故で、2カ所から見舞金が出るようなことでもございました。1件は、私の自治会でも掛けておりますので、そこからも若干出るみたいでございしますが、これは、市から1件掛けて、県は掛けていないのでしょうか。

#### ○総務課長（小園義徳君）

今の全国町村会総合賠償保険と鹿児島県町村会奉仕作業総合保障ということにつきましては、市でこれを掛けております。県が掛けているのではございません。市がこれを掛けておまして、この保険が両方から9月16日の事故につきましては出されているということでございます。

#### ○25番（西峯尚平君）

これは、ちょっとおかしいと思うのですが、河川の方は県が管理しているのであって、県が入っていないということはちょっと納得いかんですね、これは見舞金は、それはもういろいろとあろうと思いますが。この今私どもが、市が掛かっている、掛けている、加入している保険というのは、まず段階的にあるのでしょうか。例えば、今度私のところで事故があったのは、骨にいていなかったからよかったものの、上面の皮であって、ただそれもズボンを通して皮、肉までいったということになるのですが、もし骨までいった場合、これはまた見舞金というのは、いろいろ段階的にあるのでしょうか。

#### ○総務課長（小園義徳君）

負傷の状況に応じて保険が出されていると

いうふうに思っております。

ことしで、市内で6件ほどの奉仕作業に対する事故等が発生いたしております。それで、その災害の状況に応じて、その保険の料が変わっておりますので、その程度によって、保険料の額は変わってくるということでございます。

#### ○25番（西峯尚平君）

先ほど、②のあれで高齢化が進む現在、急傾斜とか機械で作業する仕事は、非常に危険であるということで、業者委託はどうかということをお願いしたのですが、この前の土曜日、日曜日だったですか、JAさつま日置で電化ショーは吹上の方で行いました。私もちょっと行って、例の草払いの刃を買おうと思って、買ったんですが、そのとき、その業者が言うには、必ず眼鏡をかけて作業をしてくれということでした、それは、もちろんそういう念を押してのことですが。その業者が言うには、あるところで、その刃の、こうがっている、刻んであるそれが飛んで、失明したということがございました。

それで、こういうことを考えると、これは自治会に余り強制もできないし、何とかこれは、業者もそうだと思うのですが、自治会で年とった、80まではうちの方は参加するようになっているんですが、年とった方が機械を持って、もう寄り州になると本当急勾配でやって、そこに下りたり上ったりするのが大変なんです、危険なんです。できるだけ若い人が、そこには入ってもらんですが、普通の法面とか、側面でも、急勾配であって、片方の足でふんばっているというのが、大変なような状況でございます。そういうことも考えまして、住民の方も言うんですけど、こやもう長うはしやならんぞ、こいやっち。もう業者に頼まんないやがっち、寄り州は一向掃除してくれんち、そういいながら、最近私の隣が寄り州を上げているんですね、それ

はどういう状況で、その寄り州というのは、作業を選別したのか、私のところは年に3回掃除はしています。隣は年に2回です。それで、距離は私のところは長いんですよ。その辺の判断はだれがするのか、伺います。

#### ○議長（畠中實弘君）

本日の会議時間を議事の都合により18時まで延長します。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

ちょっと支所の関係のことで、ちょっと詳しくはわかりませんが、本庁の関係、伊集院の関係につきましては、職員と現場を見まして、著しく要望のあった箇所、現地調査をして河川の流れ、これを著しく阻害しているというような箇所については、業者に委託してその寄り州の除去を行っているという状況でございます。多分、支所の方もそういった形で、自治会から要望があった箇所を調査をしてやっているというふうに思っております。

#### ○東市来支所長（住吉伸一君）

お答えいたします。今、土木建設課長がお答えしましたとおり、支所においても、それぞれ寄り州の現場調査をいたしまして、一番堆積しているところを優先しながらやっています。県の予算の範囲もありまして、本来ならば、寄り州があるところは、全部除去していただきたいんですけど、やっぱり優先順位を支所の方で決めて対応しているところですので、ご理解いただきたいと思っております。

#### ○25番（西峯尚平君）

今、支所長は、私の集落でございまして、そういうのはカバーしたのではないかと、私はもうそう理解せんとしようがないです。また、私も支所の建設課の方にもどういった状況であったか聞いてみたいと思っております。

先ほどから業者に委託ということは、自治会がそういう届けをすれば、危険なところはしてくださるという答弁でございましたが、

市長、このあいでもよろしいのでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、今議員がおっしゃいましたとおり、この河川管理は県の管轄でございます。私どもも、やはり愛護といいますか、やはり、景観と、そういう意味を含めまして、市の予算も少々入れながらやっているわけございまして、基本的に、今までもこの河川、愛護作業という1つの名称の中で地域ボランティアの皆様方が今まで管理をしてきたとが、今までの慣例であったというふうに思っております。

今、土木課長もちょっと話しましたとおり、県の予算の関係上もございまして、おっしゃるとおり、これを全部本当に、県、市としていく中においては、莫大な私は費用だというふうに思っております。それを、全部業者委託にした場合、ここあたりをどう今後予算を配分していけばいいのか、やはり、特に、この河川のことでございますので、全部、市が来たら全部市でやっていくという業者に委託するというのも、県のいろいろなこともございまして、このことについて、今ご指摘がございましたとおり、とりあえず危険な箇所について、もうどうしても地域でできないという箇所については、私どもも裁量していきたいと思っておりますけれども、これが全部ということは言えないというふうに思っております。これは県の方にも強い要望を、今後私はしていきたいというふうに思っています。

**○25番（西峯尚平君）**

河川の清掃、愛護作業でございますが、これは県の方にも強く今市長が答弁されたように、よろしく願いいたします。

次に、学校のいじめについて教育長に伺います。いじめ件数については、教育長、本市は6件ですか、そんなに少ないということはおよろしいんですが、新聞なんか、あれなんか

を見ると多いような気もしたものですから、この6件というのは小学校、中学校でしょうか。

**○教育長（田代宗夫君）**

この6件は、本年度ですので、本年度の10月現在ということで、小学校が4件、中学校が2件の合計6件でございます。

**○25番（西峯尚平君）**

わかりました。これの6件というのは、少ないということは非常にいいことだと思っております。

②のいじめはどのようなケースが一番多いかということでございましたが、これは、物を隠すとか、そういうあれになるわけですかね。

**○教育長（田代宗夫君）**

国の調査での結果から、どういう対応かということで冷やかしか、からかいとか、悪口、おどし文句、嫌なことを言われる、大体これが66.3%ぐらいに、全体のいじめの、これは複数回答ですので、一番多いのがそういうことでございます。2番目に多いのが、仲間はずれとか、集団による無視とか、こういうのが25.4%となっているようでございます。

**○25番（西峯尚平君）**

しつこく金をたかるとか、何を持って来いとか、物をそういう要請するような、そういう悪質というか、そういうのはないですか。日置市内です。

**○教育長（田代宗夫君）**

全国の調査の中では、大体4%程度が、そういう金品を隠されたり、盗まれたり、あるいは壊されたり、捨てられたりという項目でございます。

**○学校教育課長（町岡光弘君）**

お答えします。日置市内の方は、先ほど教育長がおっしゃったように6件ですが、その中には入っておりません。

## ○25番（西峯尚平君）

学校側が教育委員会にこういう報告、多く言えば学校の恥になるとか、先生たちの恥になるとかということ、余り報告しないのが当たり前なのですが、本当を言えば、学校からも正確な数字が欲しい、教育委員会としては欲しいのではないのでしょうか。これを本当の数字だと思いませんか。

## ○教育長（田代宗夫君）

昨年度の、18年度の国の調査の結果で、かなりいじめ等がふえているという新聞等で報道がございましたけれども、これは、いじめのとらえ方が変わってきたんです。つまり、17年度までのいじめというのは、具体的には、自分よりも弱い者に対して一方的に何かをやる、2つ目は、身体的、心理的な攻撃を継続的にする、だから1回やっても、これはならないと、継続的にやったときにはいじめととらえなさい。3番目は、相手が深刻な苦痛を感じているもの、相手が深刻に、苦痛に感じている。1回切りで嫌だと思ったのは含まないと、こういうことで17年度までは調査をしておりましたが、それでは、今西峯議員がおっしゃったように、後から、大したことはないと思っていたのにあったり、いろいろありますので、18年度、昨年度からの調査では、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことによって精神的に苦痛に感じたときはいじめと判定しなさいと、ですから、もう長期的でなくても、一方的でなくても、相手が私はいじめられたと思ったらいじめにカウントしなさいという調査が変わってまいりましたので、数字としては、かなり上がったわけでございます。

で、学校が正確に報告しているかということでございますが、やはり、このいじめの問題は、大変深刻でございますので、学校としても小さなものを見逃したりしていると、後で大変な問題になることが多々ございます。

したがって、今は、どんなものでもあったことは報告するように、厳しく言っております。そして、毎月、月末には、前月の分ですね、月初めには、その不登校といじめの報告を各学校上げさせまして、そして、これまでの不登校の子供、あるいはいじめの状況がどの程度解消したのか、どう進んでいるのか、どう対応したか、これを毎月とっております。したがって、小さな問題、もし報告しなくて、大きな問題になれば大変ですので、学校としては、まあ私としては全部上げてくれていると、今のところは思っております。

## ○25番（西峯尚平君）

もう1点、いじめについて教育長にお伺いしますが、いじめを担当の先生とか、または学校に話すと逆にいじめに遭うという、保護者から聞いたんですが、こういうこともあるんですか。

## ○教育長（田代宗夫君）

大変このいじめの問題というのは、そういう意味では深刻な問題をはらんでおります。友達関係が3人おりまして、この中でいじめがもし起こったとしたときに、もうこれを担任とか言ってしまって、担任からもその2人が呼ばれたと、そうすると、お前はちくったということになって、今度は逆に、まだなおいじめられるという可能性が、これまでも多々ございました。

したがって、当然学校としては、そうならないような対応を小まめにとっております。というようなことから、いじめられている本人がなかなか先生や親に言わないということでは、大変心の中にももっている場合がございます。したがって、我々は、私どもはそのいじめを発見するのに、いろいろな方法を使うんですけれども、かなり厳しい面も中にはございます。

## ○25番（西峯尚平君）

今度は、不登校についてお伺いいたします。

さっき、④ですが、不登校で地域別にただ東市来8、伊集院14、日吉2、吹上4だったのですかね、これは小中、そこでわかりますか、小中済みません。

○教育長（田代宗夫君）

不登校の数が小学校が9件、それから、中学校が29件となっております。

○25番（西峯尚平君）

地域別に済みません、小中を、わかると思うのですが。

○教育長（田代宗夫君）

失礼しました。私昨年度の今状況の合計を言いました。先ほど、当初お答えいたしましたのは、本年度の10月現在のものです、これ地域別の小中学校別でしょうかね、地域別は言いましたけれども、課長これは。

○学校教育課長（町岡光弘君）

申しわけありません。小学校、中学校別ということでしたので、19年度の先ほど10月現在、東市来地域が小学校1、中学校7です。伊集院地域の小学校が1、中学校が13、日吉は中学校のみ2、それから、吹上地域は中学校のみ4ということになります。

○25番（西峯尚平君）

ありがとうございました。こういう地域別に伺うということは、学校名でなくて、偏ったところがあるんじゃないかと思ってたわけですが、中学校が主でございます。これはこれでいいとして、⑤の不登校の一番の原因はどのようなケースかということで、家庭環境とか、それから一番長い人が113日ということでもございました。この不登校というのは、病気とか、家庭環境を除いた長期欠席者、30日以上の方ですよ。

○学校教育課長（町岡光弘君）

お答えします。病欠は除くようになっております。

○25番（西峯尚平君）

わかりました。病欠と、それから家庭の

環境、これも除いた30日以上長期欠席者のことですよ。

○学校教育課長（町岡光弘君）

お答えします。家庭環境というのは除きません。病欠のみを除いて30日以上を定時でカウントしております。

○25番（西峯尚平君）

わかりました。私が間違っておりました。病気や経済的な理由ということでございました。

その113日の長期欠席者なんですが、これは学校側としては、どのような指導というか、あれされておりますか。

○学校教育課長（町岡光弘君）

お答えします。学校は、非常に長くなる子供のところは、定期的な家庭訪問をして、直接学校への登校刺激がいい子とよくない子がいるんですが、こういう長くなっている場合の子供については、直接的な登校刺激というんですが、学校においてということではなくて、さまざまな情報を子供に与えながら学校との連携をずっと保っていくという姿勢で連携をとっております。ですから、時には担任が行きますが、今配置しております相談員の方が出かけることもございます。場所によっては、県の派遣しているカウンセラーが親と会うこともございます。

また、先ほどのように、非常に長期化したり、ケース会議を開かなきゃならないような子供たちにとっては、支援センターでケース会議を開いて、どの人が行ったらいいだろうかということも検討していくということになりますので、相談員、学校、民生委員にお願いするところに、学校もあると、また私たちの方では、そういうふうには、さまざまな形で働きかけを行っていくと、どこから子供たちへの登校刺激ができるのかということ、検討して、取り組みをしていくように学校の方にもまた伝えているところです。



○25番（西峯尚平君）

本市で、いじめによる不登校者というのはいないかどうか。

○学校教育課長（町岡光弘君）

お答えします。先ほどのように、原因が学校に起因する場合とか、家庭に起因する場合、本人に起因する場合、情緒的な、性格的なものに起因する場合とか、非常に難しいんですけども、いじめに関するというきっかけのことでなっている場合もあります。ただ、今先ほどの不登校に入っている28名をさっと探しておりませんので、なんとも申し上げられませんが、やはり、言葉によることからきっかけにして、不登校に入ったりする場合もございます。

○25番（西峯尚平君）

けさの南日本新聞によりますと、まあ載っていたんですが、進学しても不登校という見出しで3割ですね、6年度鹿児島県中高1年生、2006年度中に中学1年生、高校1年生で年間30日以上欠席した不登校の生徒をあわせて626人のうち約3割に当たるって、180人が前年度から不登校が続いていたと、前年度からということは、今の中学校1年は、小学校6年からということですね、それで、高校1年生は中学校3年からということでございますが、こういうのを見ると6年度の県内公立校の不登校者数は、全部で小学生が274人、中学生1,294人、高校生が733人のあわせて2,301人、前年度より199人増となっているようでございますが、こういうことが新聞にも載っておりますけど、教育長、こういうのを新聞見てどうお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

確かに、不登校というのは、なかなか原因にもよりますけれども、簡単に改善できません。一番いいのは、やはり学年の変わり目に変化を与えて、学年4年から5年に上がった

その時点の変化とか、そういう場面が非常に登校をする場合としては、いい節目に当たるんですけども、でも、それを乗り越していきますと、やっぱりどンドンどンドン続いていくようであります。

不登校の原因というのも、本当に多種多様な内容がそこに考えられるわけですし、いじめ等で不登校になる子供は、ある程度回復はすぐ早いです。ところが、そうでない場合は、やはりいろいろな家庭的な問題とか、あるいは、自分の怠学、怠けの学ですが、そういうものとかいうのは、なかなか改善が難しい。当然、家庭との連携を図っていかなくてはなりませんけれども、したがって、学校としましては、我々としましては、やはりその変わり目の部分で何とか次の学年に上がる、あるいは特に、小学校とか中学校とか、中学校から高校と、その変わり目が一番、本当はいいんですけども、現実には、新聞に載っておりましたとおりでございます。そのあたりをどんな形で、また指導していけばいいのか、これは大きな課題ではあると思っております。

○25番（西峯尚平君）

いじめについては、非常に幅広く、これは研究せんといかんと思うんですが、いじめのサインを見落とすことがないように、先生と子供、そして、保護者、また地域の一般の方々が気をつけていかなければならないと思っております。どうか、この子供たちの新しい芽をつぶすことなく、教育界においてもご指導方お願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問は、これで終わります。

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後 5 時17分散会

第 3 号 ( 1 2 月 1 3 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（22番、5番、11番、3番、2番、16番）
-------	----------------------------

本会議（12月13日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	畠中實弘君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

○22番（重水富夫君）

一般質問も2日目になりました。私は今回トップバッターということで、できるだけヒットを打って後につなげたいと思います。よろしくをお願いします。

私は今回市長に1問、教育長に1問、市長、教育長に1問の質問をいたします。

国も地方自治体も財源が乏しく、どこの自治体でも行財政改革に取り組み、財源の確保、有効活用に行政、議会、市民一体となってお互い知恵を出し合い、この窮境を乗り越えなければなりません。それには、まず地域産業を育成し、地域が活性化することにより、生産性の向上、収入の確保、生活力の向上、強いては、市の財源、税収増加により財源確保を図ることは、私が申し上げるまでもなく、市長は百も承知でございます。それらのことを踏まえ、今回市長の本市の農業と商工業に対して質問いたします。

まず、1問目、地域の活性化対策について、①であります。国が本年度から始めた事業の品目横断的経営安定対策事業であります。当初県内で15の地区が加入の意向であると聞きましたが、現在の状況、またその成果がおわかりでしたらお示しいただきたいと思えます。

同じく、本年度より本格実施となりました農地・水・環境保全向上対策事業であります。昨年の県内31カ所、本市で東市来の田代地区、日吉の吉利北区がモデル地区として事業実施されました。その成果をどのように評価されるのか、今年度何地区実施されているのか、また、この農地・水・保全向上対策事業と今まで行ってきた中山間地域等直接支払い制度の事業に参加していない地域が、この農地・水・環境保全向上対策事業でほとんど実施できるのか。来年度以降新たに地区をふやしていく計画か、農村地域に押し進めていかなければならないと思われまます。集落営農をどう結んでいこうとされるのか伺います。

次に、農家所得の向上のつながる水田の裏作、また、米の生産過剰に対する転作作物の農家への栽培指導をどうされるのか。

最後に、今経営が厳しい農家の後継者の育成の問題、どのように取り込まれるのか、その後継者への花嫁、花婿がなかなか見つからない、これは地域でも大きな社会問題でもあります。この解決をどのように解決なさるのか。今市長、この大きな問題に解決に行政に力を貸すべきときだと思えますが、市長の考えを伺います。

②であります。中央から大資本による大型店の進出などにより、かつて住民から親しまれ、なくてはならなかった小規模店、いつ閉まってもおかしくない状況下にあります。いまや青色吐息というところでもあります。今まで閉まった店何店もございます。全体ではありませんが、そんな商店が集まってつくった団体が商工会であります。その商工会が行政の合併により、ことし4月に日置市と同じ範囲でめでたく合併いたしました。新役員体制で今まで以上の発展、活性化を目標に定め、日夜頑張っていらっしゃる姿を見たときに、行政もできる限りのことをしてやるべきだ、



やらないといけないと思うところであります。

そこで、市長、この商工会が4つの旧町が一致団結して商工会を盛り上げる策として、全市で使える共通の商品券と利用者に喜んでもらえるプレミアム商品券の事業を来年度実施計画と聞きます。財政計画の厳しい中、前年度予算に対する新年度予算を削減しようとする中ではありますが、商工会が命運をかけて今から始めようとしているこの事業への支援の考えと、先ほど農家対策でも申しましたが、同じく問題を抱える後継者対策への市長のお考えを伺います。

1問目の最後に、①、②につきまして、20年度、また後年度の予算にどのように反映されようとしているのか伺います。

次に、③農村部地域への市営住宅の建設、子育て世代、高齢者、障害者世帯を考慮した入居条件の整備を図るべきであります。私は昨年6月議会で住宅問題を質問した経緯がございます。今回も大事なことを踏まえ質問いたします。少子高齢者の住む過疎地域、人口の減少は当然のこと、小学校の閉校さえあるかもしれない、集落の維持さえ危ぶまれると、そういった限界集落とも言われる地域が本市には何カ所ぐらいありますか。私はそうなることを大変心配しております。幾ら考えなくても、なるようにしかならないといえそれまでですが、宮崎県知事がいつも言われています。「どげんかせんにゃいかん」といつも思っております。東市来地域には、町時代にミニ団地を12団地におきまして204区画造成しました。未販売の区画が9区画残っています。当時は初期の目的、それ以上の成果を上げたものと思っております。ミニ団地も人口増にはつながったと思いますが、子育て中の若者層で家をつくるには数年先あるいは10数年先の人たちにはまだまだ住宅がどうしても必要なのであります。格安な公営、市営住宅の建設を急ぐべきと思いますが、市

長の考えを伺います。

また、老朽化した住宅の建てかえを年次的に進められ大変結構なことでもあります。最近の住宅は生活するのに住みやすい構造で、高齢者も利用しやすくなって、利用者には大変喜ばれているようでもあります。障害のある人への入居条件の整備が遅れているようでもあります。市長、早い機会に改善され、門戸を設けるべきだと思いますが、考えを伺います。

次に、2問目であります。公立の小規模校、幼稚園、小学校、中学校の今後の維持存続について、教育長に伺います。

昨日の6番議員への答弁で理解はいたしました。できるだけ重複しないようにしたいと思います。①であります。少子高齢化の影響をもろに受け、農村地域では園児児童生徒が激減しています。18年度も皆田小学校が閉校になりました。今後も相次いで出てきそうでもあります。

今、本市の小学校では、児童数100名以下の学校が12校あるようでもあります。そのうち6校が複式学級であると思います。中学校では、生徒数100名以下が全7校中2校あります。この学校を今後どうしていくか、大きな宿題であります。何も教育長また行政だけの責任ではないことでもあります。当然のことではありますが、保護者を含めた地域の皆さんが一丸となり、真剣になって取り組む問題であります。

そこで、本市の小中学校で学級減による空き教室が幾らあるのか、各地域別にわかりますでしょうか。また、この空き教室の活用策がありましたらお示してください。

昨日答弁がありました、土橋小中学校連携の研究指定校の成果の報告、すばらしい研究をされている様子感銘いたしました。その土橋校区に似た校区が上市来校区であります。教育長もよくご存じであります。私も以前から、「どげんかせんといかん」と思ってい

ましたが、ついこの間、校長先生が18年度中に産まれた子供がそのまま入学したら、あとは複式になりますよと言われてびっくりしたところでもあります。そう言われたからというわけではありませんが、何とかしなければいけないと思います。小学校の12校、中学校の2校でしょうか、今からでも遅れた気がいたしますが、対策を立てるべきだと思いますが、今後の見通しなど、教育長に名案がおありか、あったら考えを伺いたいと思います。

最後に3問目であります。市政、教育行政について、一般市民、市職員による政策提案等について、市長、教育長に伺います。

旧町時代より、各町が行ってきたと思いますが、一般町民から、また町職員から募集した企画、アイデアなどあったと思われませんが、よかった事例などだれが考えたアイデア、企画だったのかわかりませんでした。また、大成功した事例もなかったように思われます。新市になり2年8カ月であります。今、本市でも提案箱が設けてありますが、その利用状況、件数、またパソコンによるホームページでの利用状況はどのようなものか、その寄せられた貴重な意見などはどのような扱いで処理されているのか伺います。

私が考えるには、有効な利活用が少ないのではないか、もっと多くの市民が活用する方策はないか。

最後に②であります。本市職員による充実した取り組み体制づくりはできないか、市長、教育長に伺います。職員研修などもいろいろな形で実施されているようですが、職員の熱意などどう感じていらっしゃるか、その成果を市長、教育長はどのような形で引き上げていこうとされているのか伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地域の活性化対策についてという

ことをごさいます、品目横断的経営安定対策についてでございますが、ご存じのとおり、鹿児島県は特例基準により、認定農業者が2.6ヘクタール、集落営農組織が10ヘクタールと面積規模は緩和されております。しかし、日置市では、支援の対象となる担い手が少なく、米で認定農業者9名、麦で1名、集落営農組織で吉利北区のキタカタ営農生産組織1団体が大豆で交付金申請をしている状況であります。成果につきましては、麦は現在処理中で、年内に補てん金が交付予定であり、大豆につきましては、生産量、品質の結果が出てから、来年2月ごろの交付予定であります。

品目横断対策の対象品目で収入減少影響緩和対策のうち、米、麦、大豆についてでございますが、麦、大豆については、収量、品質ともよかったために、補てんは余り期待できない状況にあります。米については、早期、普通期とも米価の下落が見られたため、来年4月の申請となり、5月から6月補てん金が交付される見込みであります。

農地・水・環境保全向上対策でございますが、平成18年度モデル地区として実施しました田代地区は、水路や農道の維持管理作業と直接支払い交付金との取り組みが混在する面が多く、明確にすることが地区としての課題でありました。

しかしながら、今回のモデル地区としての取り組みは農家だけでなく、自治会、PTA、子ども会と幅広く横の連携をとりながら、農地の荒廃化防止を含め、河川の愛護に基づく生きもの調査など、これまでにない地域の環境保全対策の取り組みが評価される内容になったところがございます。

これらの取り組み結果をもとに、現在日置地域内25カ所で推進中でございますが、今後につきましては、当初計画段階では5カ年継続事業として19年度時点で対象地域でな

ければ、途中からの加入はできないとされておりましたが、国が目標とされる面積に達していない状況であります。県が財政難の折、4分の1を負担しきれぬかどうか、今後の課題と認識しております。追加の地区数については、現段階では県の対応次第と認識しております。

集落営農との結びつきであります。当然この事業は、集落営農化に向けての密接な関係がありますので、5カ年のうち、地域内の意向調査等を集約して、集落営農への足がかりにつなげていきたいと考えております。

農家所得の向上につながる水田の裏作についてでございますが、麦については、これまで国の推進作物として長年にわたり取り組んできた経緯もありますが、結果として、収穫時期に雨が多く、良質な麦ができず採算がとれなかったことなどがもとで、水田裏作につながらなかったいきさつがあります。

このため、国として、麦、大豆のほか、ソバ、菜種を推進品目に追加するなど、今後の農政改革の一つで挙げているところでございます。

転作作物の農家への栽培指導であります。個別の農家指導にまでにはなかなか行き着いておりませんが、普及センターや技術員連絡協議会等の組織を通じて、地域別の栽培講習会を開催して、指導体制を強化してまいりたいと考えております。

農業後継者対策についてであります。本市では、農業で自立を目指す農業後継者に対して、農業後継者支援金及び就農祝い金を交付することにより、農業後継者の定着化による、本市農業農村の活性化を図っております。また、市来農芸高校や加世田常潤高校の農業後継者育成対策協議会では、地域行政や農協とが負担を出して、高等学校と連携して、農業後継者の確保と地域農業の発展を目的に、生徒の指導研修や地域課題研究の支援、地域

行事の参加等による活動で、地域連携活動を行っております。

これらの活動が就農者の確保や関連産業従事者の育成、農業に理解を持つ人材の育成のために必要な活動となっております。今後におきましても、協議会の活動を積極的に支援し、農業後継者育成に取り組んでまいりたいと考えております。

農業後継者の結婚適齢者への花嫁花婿対策についてであります。地域の農業振興を図るためには、経営感覚に優れた担い手の育成、確保は不可欠でございます。しかしながら、ご指摘の担い手農家を取り巻く環境は、独身の農業後継者が多く、将来の農業経営はもちろん、生活設計に不安を持ちながら、農業経営に従事しているのではないかと考えております。

このことについては、地域の会合等に出席して憂慮すべき状況でないかと十分認識しております。一昔前までは、各地域の青年団活動が活発で、ダンスパーティーなど独自に開催し、独身男女の交流の場が結構ありました。しかし、現在ではこのような催しが皆無ではないかと考えております。特に、農業後継者の場合は一般サラリーマンと違って、独身女性と出会う機会が少ないなど、出会いの環境が限られているのも要因じゃないかと考えております。

さきに新聞等でも報道されましたが、県の少子化対策の一環として独身男女の出会いの環境づくりに取り組む試みが掲載されていましたが、この機会に本市としても農業後継者の結婚問題については、関係機関団体と連携をとりながら、行政としてどのような取り組みができるのか、また、結婚問題についてはプライバシー等の人権問題もありますので、今後慎重に検討をしてみたいと思っております。

以上含めまして、20年度予算措置につ

いても十分配慮できるような形の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

2番目の商工業を取り巻く環境は、地域内または近隣の大型店やコンビニの出店などにより購買力の流失、高齢化による購買力の縮小、地域環境の変化等による消費者行動が変化し、各地域の商工業が非常に厳しい状況下になっていることを感じているところでございます。

日置市といたしましても、地域商工振興の中心的な役割を担う商工会の運営を支援し、地域中小企業の健全な発展と地域の総合的な活性化を図るため、商工会に対して運営補助を行い、また商工業制度資金等利子補給事業として、運転資金及び設備資金の借り入れに対して、平成18年度は153件、1,272万5,000円の利子補給補助を行い、各事業所資金づくりの円滑化と経営の安定につなげております。

また、現在、東市来・日吉・吹上地域で実施されている商品券については、旧商工会単位で実施しているところでありますが、商工会の合併に伴い平成20年度より、日置市内全域を対象とした共通商品券の導入についても関係機関等で企画されていると聞いております。商店街の活性化に資するための助成措置の検討を指示しているところでございます。

なお、地域観光振興の中心的役割を担う観光協会の運営補助や各地域で開催される各種イベントについても支援しており、これらの経済効果が地元商工業の振興に反映されるようこれからも努めていきたいと考えております。

今後においても、日置市総合計画にありますように、市街地活性化事業の導入により、商店街の面的整備や県単事業の魅力あふれる商店街活性化支援事業によるソフト事業の展開を呼びかけるなど、商工会との連携を進め、集客力の向上を図るとともに、経営基盤の強

化や人材育成の支援を行ってまいります。

また、後継者対策につきましては、日置市商工会青年部として現在91名が加入し、常任委員会や各支部ごとの定例会開催等を通じて、意識の高揚は会員相互の情報交換等を行っているところでございますが、今後も、後継者が希望をもって家業に取り組むには、商店街の魅力を効果的に発信することが大切であり、空き店舗対策などに対する新たな支援等も研究してまいりたいと考えております。

市営住宅の建設につきましては、現在耐用年数を過ぎた市営住宅が165戸あり、建てかえを主体に事業を進めているところでございますが、ご質問の農村部地域の市営住宅建設につきましては、地域のおかれてる現状を踏まえながら、地域活性化のための地域の協力や条件などが整う地域については、今後検討していきたいと思っております。

公営住宅の入居条件につきましては、公営住宅法に定めております同居親族があること、政令で定める基準の収入を超えない者、現に住宅に困窮する者など、要件を満たす者となっております。

ご質問の子育て世代、高齢者、障害者世帯の入居については、一般入居者の収入認定月額20万円以下に対し、26万8,000円以下に緩和されており、また、障害者の方がおられる世帯は、家賃計算の際に、普通障害者で27万円、特別障害者で40万円の特別控除が受けられます。特に、60歳の以上の高齢者、障害者など、居住の安定の図る必要があると認められる方については、単身入居も認められております。

それと、3番目でございますけど、市政、教育行政についての一般市民、職員に対する政策提案等の活用についてという質問でございます。

多くの市民の皆様方に市政に参加していただきたいと考えておまして、いろんなご意

見を伺うために、いろいろな計画段階でのパブリックコメント制度を導入したところでもございます。また、市内の11カ所の提言箱や市のホームページでもご意見を寄せられているわけでもございまして、この活用をどのようにしていけば今後考えていきたいと思っております。

同じく、国や県においても、パブリックコメントを導入しておりますので、それぞれの計画をつくる段階からご意見を寄せられています。

それと、県には、「知事への便り」という制度を設けており、市役所の本庁・支所においてあります用紙を使って意見を寄せていただければいいというふうに思っております。

職員の取り組みについては、総務課で作成いたしました研修計画に基づいて、それぞれが受講したい内容を選択して受けるチャレンジ研修や、職場内研修、さらにはまちづくり研究会など、さまざまな研修を通じて、政策提案ができるよう取り組みを進めております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

公立小規模校のあり方についてにお答えいたします。

小規模校におきます児童・生徒の確保対策につきましても、各学校とも地域を挙げて取り組みをいただいているところでございます。伊集院地域の特認校制度を導入しています土橋、飯牟礼小学校では独自の看板を立てるなどして成果を上げているようでございます。学校でも、小規模校のハンディを少なくするように学力とか、あるいは体力づくりの面など地域と一体となった取り組み、あるいは「魅力ある学校づくり」を推進しているところでございます。

また、19年度から複式学級の学習支援と

して学習支援アシスタント派遣事業、夢づくり事業として扇尾小学校が「オペレッタ」に取り組み、さきの地域イベント「深固院祭り」では出演して、大変好評を博したところでもございます。

さらに、土橋小中学校において、小・中連携の研究を行いましたので、この研究成果を市内各学校の小中連携の推進に生かしてまいりたいと思っております。

このように、小規模校のハンディを少なくするような特色ある学校づくりについて、地域の方々と一体となった取り組みを進めていけるように、学校と努力をしてみたいと考えております。

なお、空き教室の具合はどうかということですが、県の方に報告いたしました、私どもの26校の空き教室を調べてみましたところ、すべての中で余裕教室があると答えた学校が5校ございます。しかしながら、その教室は全く空いているわけではなくして、児童会室とか、あるいは生活科室とか、特別活動室とか、そういうふうなものに活用しておりますので、全く空いて何も使っていないという部屋は実際のところございません。

ただし、いろんなものに使える部屋というのは、学校それぞれにかなりの学校でございます。例えば、ランチルームの部屋でありますとか、学校によってはお茶室とか、そういうあるいは多目的に使う部屋とか、そういうものかなりございますので、何か使おうと思ったらそのような部屋の活用はできるのではないかなと思っております。

次に、市政についての提案等についてですけれども、先ほど市長の方からも答弁があったと思いますが、教育委員会といたしましては、特にこれからは各自治公民館それぞれの意見を集約できる、あるいは地区公民館制度ができましたので、それらからの提言をまとめるとか、あるいは地域審議会もございませ

ので、これは、これまでも意見をいただいておりますが、これらの提言が集約できるような、あるいはほかのさまざまな機関や団体の意見、提言等がスムーズに出されるようなシステムを構築することによって、新たなアイデアに満ちた政策等が期待できるのではないかと。しかしながら、そのためには、どのような手立てがあるのか今後検討していく必要があると考えております。

それから、本市職員による充実した取り組み体制づくりはできないかということですが、私どもは本庁の職員もいますが、学校等も含めまして、現在は本年度から各学校から夢づくり事業の募集をいたしまして、各学校からどういう夢づくりをしたいかと。その中から先ほど言いました、扇尾小学校の「オペレッタ」、それから鶴丸小学校のパソコンを活用した事業等を2つ採択して50万円ずつ補助金を交付したところですが、各学校のやはりそれぞれのアイデアを出させて、学校の活性化を図っていこうと努力をいたしております。

また、職員につきましては、実践首長会の取り組みの中ですけれども、国への提言といたしまして、私どもの市はNPO法人の地域交流センターの一員として、国の新教育システムに求める制度的提案として、学校・地域・行政の連携推進に向けた仕組みや役割などの明確化についての会議等に職員を、あるいは学校の職員を参加させて、新しいこれからの教育の方向とか、そういう場面に出させて、研修を決めさせております。

なおまた、本市の教育の目指す方向とか、あるいは現代的な教育の方向なりを目指したものをもとに、新しい事業の来年度への事業の採択などについて検討をさせて、職員の意見を取り上げる努力をいたしているところでございます。

## ○22番（重水富夫君）

ただいま1回目の答弁をいただきました。

順を追って再質問いたします。

まず、品目横断の件であります、国が示した規模、企画より、本県中山間地におきましては、緩和しているということで、入りやすい制度であるにもかかわらず、今、答弁いただきました中では、非常にこの事業への参加が少ないと私は見ているわけでありましても、これにはまず制度上の問題がありますので、これは市長に強く申し上げるわけではありませんが、この制度がもう少し我々中山間地域に密着する形の制度であればいいわけですが、これは、市長にどうこうということではありません。数字を知りたかったわけですが、非常に少ないと、このように思っています。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業のモデル地区、これは、田代と吉利北区ですか、昨年実施されて非常に自治会、PTA、あるいはほかの団体、自治会全員が参加して環境づくりまで取り組んだということで、非常によかったということで、今年度25地区になったわけですか、実施されてきておりますが、これは、非常にいい事業だと私も思っております。

そこで、今まで行っていた中山間地域の直接払いの制度と、今、この農地・水の事業2つあわせて、日置市で当然この地区はこの事業でなければいけないというようなのを含めて、どのくらい今この2つの事業で事業が実施できているのかということを確認いたします。

## ○農林水産課長（上園博文君）

今の農地・水の関係でございますが、直接支払い等含めて、特に水田地域がこの対象としてありますけれども、農用地区域が対象と今日置市が1,598ヘクタールの面積であります。直接支払いがこのうち574ヘクタール、充当率としまして36%でございます。そして、農地・水のこの環境保全向上対

策が727ヘクタール、水田の割合からしますと45%の率になりますが、あわせて面積で1,301ヘクタールでございます。

したがいまして、全体の約81%くらいになっておりますので、全体の約81%くらいでございます。こういった形でいきますと、日置市の水田につきましては、かなりな面積の地域で充当されていると考えております。

ただ、課題になりますのは、地域の方々の高齢化、これによって役員のみ手がないというのが実態でございます。この関係で直接支払いの事業を途中でやめられた地域もでございます。高齢化対策のためにやった制度がありますけれども、より高齢化が進んでいるということをつくづく感じているところでございますけれども、引き続き、行政でこういった80%近くの充当率になっておりますので、高齢化の方々がより農村地域を守っていただけるように、行政として支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○22番（重水富夫君）

わかりました。81%と聞きまして、私もびっくりしたんですが、これは優秀だなというふうに思いました。さすがうちの市長が県の会長ですか、農地・水の方は——かと聞いておりますが、そうなんですけれども、今後、直接支払いと並行して事業が実施も可能ということで、最初出てきましたけども、この中でまだ来年度以降、自分たちの地域もやりたいのだがという地域があったら事業が実施できるかどうかお尋ねをします。

## ○市長（宮路高光君）

先ほども答弁させていただきましたとおり、この農地・水・環境保全対策事業は5年間という一つの制約がございまして、直接支払いにつきましては随時やっておったわけでございますけど、やはりこの国、県、市町の割合が、国が50%、県が25、市が25、そう

いう割合になっておりまして、それぞれの負担がございまして、特に、県、今私もお指摘のとおり、県の会長をしている中におきまして、県のその予算措置というのがどう出てくるのか、ここが一番大きなポイントになるというふうに思っております。今後新規をする中におきまして、県としてこの対応ができるということであれば、私どもの日置市としては私は対応していきたいというふうな考え方をしております。

ご指摘のとおり、この制度、直接支払い、水・環境、基本的にはその地域におきます、やはり農地の田畑を守る、これが一番大きな主でありますけど、今重複している部分もでございます。この事業がそれぞれ制度が始まった時期も若干違いますので、直接支払いがあと二、三年でもう終了いたします。そのときに、この事業とどう今後結びつけていけばいいのか、これが一番大きな課題であるというふうに思っております。ご指摘ございましたとおり、特に私ども中山間地域におきましては、もう本当に高齢化しているところがございますので、この運用というのをやはりみんなアイデアを出しながら活用していきたいと、さように考えております。

以上です。

## ○22番（重水富夫君）

よくわかりました。市長の考えでは、県の予算枠が可能であれば、幾らかはできるということで理解していいですかね。できるだけ本市にはたくさん持っていただきたいと、このように願いたいものであります。

それと、集落営農とどう結ぶかということで、密接な関係があるから意向調査をやって今後大いに進めていくという市長の前向きな答弁だったと思うんですが、私は、先般研修視察で熊本の阿蘇市、大分の豊後大野市、産業建設で行きましたけども、集落営農について、委員がみんな勉強して帰ってきました。

それを感じたときに、本市、また鹿児島県は非常に忠実といいますか、国が示したことにまじめにやっております、事業自体実施戸数非常に少ない。これは、地域的な差もあるでしょうけども、先ほど申しましたとおり、品目横断、これは平野部が有利になる制度であります。中山間地については余りよくありません。そういう意味では、そういう差が出ると思うんですけども、非常にこれを大いに活用していると。集落営農組織、法人化、我々が考えられないようなそんなのはだめじゃないかというようなまで行政がどんどん進めている。もう少し、鹿児島県もそういったものを先進事例を研修しながら、勉強しながら、本市も先取りの農政をやっていただきたい。これは、私が申し上げるまでもなく、市長はよくご存じだと思いますが、今、国の農業政策に対する施策は、私は日替わりメニューだと思ってるんです。ちょこちょこ変えてきます。やってみてだめだったら緩和緩和緩和できます。それを熊本、大分の人たちは先取りやってる感じです。私はまだまだ緩和してくる、しなければならない、今地域の農業は非常に政府も立て直しを考えていますので、もう少しそういう大局からしたときに、市長、これはもう確約ではないんです。感触で、市長は今のこの考えはどう思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

ことしから基本的に横断品目、または集落営農という大きな国の柱で農政を進めていくということで柱を立てておるわけでございますけど、今議員がご指摘のとおり、私ども日置市におきます農業の実態を考えた場合におきまして、やはり国が示しているほど、私どもこの地域はやはり水田的な集約を含め、また畑の状況を見ましても、大変難しい地域であるというふうに認識をしております。

そのようなことを含めて、やはり今後の自給率を上げていくためには、今ご指摘ござい

ました横断品目、その集落営農をやっていかなきゃなりませんけど、私どものこの地域はまだ２段階、３段階そういうステップをつくっていくような農政をしていくべきじゃないかなと。と申し上げますのも、やはり兼業農家、高齢農家、これが大部分を占めているわけでございますので、先取りというよりも、またそこに実際に合った形の営農体系というのをきちっとしていかなければ、農家の皆様方が本当についてこれないというのが実態であるというふうに思っておりますので、そのような指導を今後とも農協、また農業委員会とやっていきたいというふうに考えております。

#### ○２番（重水富夫君）

市長が非常に私が考えている、あるいはそれ以上のことを考えていらっしゃるようです。ぜひ県、国あたりに強くアタックして、そういう政策になるように努力していただきたい、こう思います。

次に、水田の裏作、転作、これは非常に難しいものでありまして、簡単であれば皆さんがやっている、あるいはそれができない気象的な条件いろいろあります。これは、これといった進め方はできないと思うんですけども、やはり、何とかここを皆さんで考えてやらないといけないなという課題であろうと思います。

後継者対策、これは新規就農者に支援をされているようでありまして、非常に結構なことでもあります。先ほど出ましたけども、後継者について、市来農芸校と常潤校、農業高校です、そういったものを支援する、協議会でそういうものが自営者を育てようということであろうと思いますが、東市来の時代はそういった市来農高に就学する生徒には、金額をちょっと調べてこなかったからわかりませんが、そういった制度があったんですけども、市としては、今ないですよ。



## ○市長（宮路高光君）

市の方におきましても、日置市農業後継者支援金交付要綱というのをしております、それぞれの就農時期を含めた中におきまして、金額的に給付する、交付制度要綱がありますので、こういうものを利用していただければいいというふうに思っております。

## ○22番（重水富夫君）

勉強不足で申しわけないんですが、東市来の場合はあって、その後、何で執行されないのかというたら申し込み者がなくなったということで、ほとんど合併前はゼロに近くなってきました。何がそうだったのか、魅力がなかったのかわかりませんが、ぜひこれを有効活用ができるような制度がつくってあるということですので、また私も勉強します。これを大いに生かしていただけたら、後継者がまた育ってくるんじゃないかと、このように思います。

次に行きます。花嫁、花婿、これは非常に大変な事業といいますか、難しい事業であります。東市来も旧町時代にこれをやって、いろいろと出会いの機会をつくって、延べ何十組をそういった形でやった経緯がございますけども、実際に結んだのは1事例、2事例だったですか、そのくらいしかできませんでした。これは、もう少し有効な、実を結ぶような施策を考えられて、関係機関ということでありましたので、市が主導的な立場でそういう関係機関をお願いしながら、ぜひこれをしていただける。これは、本当に農家が切実な願いであります。これによってまた就農がされている人がやめたりしないようにしていただきたいと思います。

次に、商工会の共通券のことに入りますが、市長は今までも支援してる、今後も支援するというふうに受け取ったわけです。利子の補給事業なども、非常に商工会員としてはいいわけでありまして、ただ、来年度計画して

いる共通券はいいんですが、プレミアムの商品券、これについて非常に商工会が資金、財源不足で実施できかねない、計画の半分しかできないというふうなことであるようですので、ひとつ検討を指示しているということでもありますから、原課におきましてやっていただきたい。せっかく立ち上がったわけですから、最初からつまずけば、いろんなことに支障があります。ぜひ本年度だけでもというような、初年度ですので、そういうことをしていただきたい。ここは市長、確認の意味で、プレミアムの商品券については、何とかやっていただけるのかどうか答弁願います。

## ○市長（宮路高光君）

このことについては、今商工会の方でそれぞれ検討しておるようございまして、旧日吉、吹上、東市来については、それなりに実施してきておりまして、新規に今回伊集院地域も入って共通でやると。ここあたりの中におきまして、この費用の問題をどうしていくのか、やはり一番大きな課題は地域的な限定になるのか、絵としては伊集院地域だけにまた周知してしまうのか、いろいろな大きな課題があるというふうには私は思っておりますので、そこあたりは、やはり商工会の中で共通券にするけど、また、そういう使い方をどうするのか、もう少しそこあたりの詳細をしていかなければ、また1カ所に集中していければ、本当に地域の商店街が発展するのか、そういう課題もございまして、担当の方にはいろいろとそこあたりを熟慮した中において制度をつくっていくべきであると、そのような指示もしております。

## ○22番（重水富夫君）

市長の考えごもっともだと思います。商工会の方でも、今おっしゃったような懸念があるようでありまして、それをどうするかということで一生懸命苦勞しているようであります。

ただ、私が申し上げたのは、その事業全体を市がどう支援していくかということで今お尋ねをしたわけでありまして。ぜひそういった指導を商工会にやっていただき、これが成功するようにひとつお願いしたいと思っております。

後継者の問題は、農業と一緒に、商工業、農業、後継者がいないという裏づけを、本業がだめだから後継者が育たない、いないということにつながるわけです。もう鶏が先か卵が先かということになります。まず、その基本である親たちがやっている家業をしっかりやれば後継者は育つということですがなかなか難しい。これは、そのように行政がやれることをやっていただきたいという願いを込めたような質問であります。

次に行きます。農村部地域の住宅の問題。これの中で、今盛んにちまたで言われる限界集落と、こう言っておりますが、高齢化率が非常に高くなって、やがては、この集落はなくなるんじゃないかと言われるような集落、大体市内でどのくらいつかんでおられますか、わかりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

この限界集落の定義というのが、65歳以上の高齢者が集落の半数を超え、冠婚葬祭を初め、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落を言うということでございます。基本的に日置市におきますこの65歳以上の高齢者50%以上を超えている自治会というのが37自治会ございます。ですけど、さっき言いましたように、その自治会におきましては、まだ50%以上超えておっても、やはり冠婚葬祭とか、地域の清掃とか、これはきちっとやっている集落も多いようでございます。そういう基準があるわけでございますけど、やはり今高齢化率からいけば37ぐらいの自治会でございます。

今後やはりこういう集落を含めた中で国土省の方がいろんな事業を展開しておりますの

で、私ども日置市といたしましても、この国の事業とあわせながら、こういう地域にどういう施策ができるのか、やはりこれはいろいろと幅広い、いろいろと制度をもっていかなければならないというふうに思っておりますし、基本的には今後過疎債の計画の中で来年度以降のまた計画の見直しというのもございます。そういうもの、実態を含めまして、私といたしましても、県、国の方にやはりこの実態というのを、特に今までハード的な面が大変多かったような気がいたしますけど、やはり今後いかにソフト、特に福祉関係を含めまして、やはりソフト面をどうこの中に入れられるのか、まだ一緒に共同生活がどう、みんなが、地域の方々が相互に相互扶助できる形ができるのか、こういうものが一つの大きな課題でございますので、こういうことも国、県にご提言しながら、私の独自のこの限界集落に対する対応をやっていきたいというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

私も考えていた、あるいはそれ以上の地区がこうなんだなということがよくわかったんですが、今の時点でこれだけですけども、10年先、あるいは20年先、考えたくもないような数字になると思います。私の集落も中ぐらいの集落かなと思うんですが、10年先には2割ぐらいなくなる、20年先には半分になりやせんだらうと、我々はずっと計算しているんですけども、ほとんどの田舎がそんな状態です。これはもう人事じゃないんです。これをどうするか、我々が今考えていかなきゃならないことだと思います。

市長も以前は、農村部には住宅建設は無理なような話でしたが、地域活性化のための地域の協力や条件が整う地域には、今後検討するということであつたようであります。ぜひ早い機会にこれが実現を一つからでもするように努力していただきたい。これは、財源も

伴いますけども、またいろいろと方法もあるかと思いますが、市長が考えを最近かえられた理由です、ひとつお聞きしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に今私ども日置市におきます公営住宅を基本的に継続を含めた中で建てかえといえますか、古い耐用年数と、先ほども申し上げましたとおり、まだ165戸は残って、どうしても建てかえというのが必要であるというふうには思っております。

ですけど、やはりそれ以上にやはりその地域の活性化、特に小学校区、小学校の存続を含めて、このことがやはり地域からずっとこの2年半回っていく中において大変強い声が挙がっておったと、そういうことを肌身に感じながら、やはり少しでも耐用年数、修繕できるものはしながら、またそちらの方にもやはり新しいこの施策というのをやっていかなきゃならない。また、今おっしゃいましたとおり、限られた財源の中でございますので、この手法を今後やはり早い時期の中で地域を含め、また議会の皆様方にもお示しをしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

よくわかりました。障害のある人への住宅への入居条件のところで答弁がございましたが、入居条件は公営住宅法により同居親族があり、政令で定める基準の収入を超えない、現に住宅に困窮する者とたしか回答だっと思いますが、公営がこの条件でだめなら、せめて市営住宅だけでも条例を改正してでも、その対策はできるのではないかと私は思うんですが、市長の考えはどうか。

#### ○市長（宮路高光君）

公営住宅法の中で市の条例ということですけども、これは公営住宅法に基づきまして、さっきも申し上げましたとおり、国の補助金

をいただいておりますので、市の単独でつくっている住宅であれば、ある程度の市の中で公営なんですけど、これは補助金を、国庫の一つの基準の中でつくっておりますので、市営の中である程度の緩和できますけど、公営法に基づいたやはり条件というのが必要であるのかなというふうに考えております。

特質的なものがあつたらまたある程度の要綱の中でやっていきますけど、条例自体は公営法に基づきました基準の中で制定をしていかなければならないのかなというふうに認識しております。

#### ○22番（重水富夫君）

それはよくわかるんですが、いろいろな法には、例えば、市の条例でありましたら、いろいろな条項ありますが、その他市長が特別認めるものというような条項がほとんど入っております。ということは、市長がでたらめにやるわけじゃないんですけども、これだけは特別こうだなど、だれが認めてもやるようなのは、そういう条項が入っております。でも、うちの入居条件には入っていないようではありますが、やはりそういうのを整備して、やはり高齢者はもう今は十分入るようになっております。住宅の構造がバリアフリーになって非常にいいふうになっておりますが、ただ、そういった障害者に対する門戸が開けてないということでありますので、これは十分早い機会にそういうことを考えていただきたい、このように思います。

時間がありませんので次に行きます。公立の小規模校ですが、先ほど教育長の方から答弁がありました。私は、空き教室がたくさんあるんじゃないかなと、毎年毎年を重ねるごとに複式になったり、学級が2クラス、3クラスが1つ減になったりしておるようであります。湯田小もことしは2年ですか、3年ですか、40人、これ1人ふえたら2学級になるんじゃないですか、そういう非常に

瀬戸際でありますので、昨年まで2学級だったのが1学級になったりして、たくさんあると思うんですが、今お答えになったのは完全に入っているということで理解していいですか。私は、これは当然のことだと思います。学校がある以上、空き部屋がある必要がないんです。あったら何かに使うわけですから、ないはずですよ。あったら逆にいけないと思うんですが、私が申し上げたのは、そういったあるから利用してつくったんじゃないで、当然、なかったらしないようなのであれば空き部屋と、このように思うんですが、これをどんな有効活用しているかということが私は今申し上げたいわけでありまして。

そこで一つ提案ですけど、小学校に高齢者を対象にしたそういった、高齢者からすれば学校に行って茶飲んけいっどという軽い気持ちで行けるようなくつろぎの場をつくりながら、子供たちにはその年寄りたちのいろいろな知恵、昔生活していた年寄りたちの話などしていただき、非常に今核家族でじいちゃん、ばあちゃんがない子供がほとんどであります。そういった子供たちにそういったじいちゃん、ばあちゃんたちと触れ合いです、物すごく大事じゃないかなということで、これは提案ですけど、そういったものの教室の使い方をできないものか、教育長はいかがでしょう。

#### ○教育長（田代宗夫君）

今の提案がございましたとおり、高齢者との子供たちとの触れ合いというのは大変大事でございまして、これまでも学校数たくさんございますけれど、年間3回から4回という回数では、高齢者の方が学校に来られまして、一緒に昔の遊びをしたり、あるいは高齢者の知恵をいただいて道具をつくったり、そして、一緒に給食を食べたり、そういう触れ合いを大変大事に学校でも現在はしております。また、お互いに高齢者の方も学校に来られると

また元気が出ますし、子供たちも高齢者の持っている知恵をいただいたり、あるいはお年寄りをいたわるという優しい気持ちを生まれたり、そういう意味では大変大事でございまして、そういうものに使うことについては、私大事だと思います。

ただ、1年間同じ部屋を固定して使うというふうなことは、先ほど申し上げたように無理ですけども、先ほどもちょっと申し上げましたが、現在そういう部屋を多目的ホールとして使ったり、あるいはフリールームとして使ったり、それから、ランチルーム、そういう面に、あるいは今学校の方では、基礎基本の受講の重視ということで、1学期を2つに分けて、30人を15人ずつ分けて、先生を1人ずつつけて授業をしたり、あるいは習熟度をいってある程度理解しているものと、もうちょっと理解できにくい子供を分けてやったりとか。したがって、これまで1学級で済んだものが2学級使うということでやっておりますので、かなりの部屋は使っているのは事実ですが、今おっしゃったそういうことはできないということではございません。できる部屋もございます。

以上です。

#### ○22番（重水富夫君）

私が申し上げたかったのは、高齢者と限ったわけでは、じいちゃん、ばあちゃんも、今上市来では、社協の方で老人とのふれあいということで、小学校は2回、中学校も2回でつかやっております。グラウンドゴルフと一緒にしたり、そしてまた、小学校ではないんですが、中学校では各じいちゃん、ばあちゃんが毎回交代で自分史を語るということで、自分の小さいころから、今までのことをいろんなことを子供たちに教えるんです。その話を聞いて、物すごく子供たちが反応が大きいんです。それが、作文になったりきておりますが、これが一番大事じゃなからうかなと、

教育では、自分の家庭で教えられないようなことをそこで学ぶということが一番大事だと。

それと、きのうも出ましたけども、庁舎の空き部屋問題です。まだそれ以前に公民館などがあるじゃないかということで、そっちが使えなくなったら満杯になったら庁舎も考えたらいいんじゃないかというような、私は答弁に受けたんですけども、それはそうですが、ここはじいちゃん、ばあちゃんが行く目的が学校の子供たちを児童生徒という目的で行きますので、非常に意義があるんじゃないかと思います。これは、もし可能であれば、そういうふうに早くしていただいたら、いろんな角度で子供たちもいいし、また、じいちゃん、ばあちゃんも息抜きのため、学校へきょうは遊びに行くど、茶飲んけ行っどという気持ちで行ってもらうような、そういったふれあいの場ができないかということでもあります。再度教育長、そこの方お願いします。

**○教育長（田代宗夫君）**

先ほど申し上げましたように、私も大変子供たちにとっては大事な活動の一つだと思っております。ただ、私どももちろん全部の学校に、もうこういう活動をできるだけやるように、いろんな研修会等で話をし、各学校取り組んではいるんですけども、私どもは、行政の縦割りの中で学校の指導をしますが、やはり地域の方々が学校に行かれて、おいどんもこげんすっで、学校もいけんかしてくれんかと、そのことが一番力になるような気もいたしますし、また、地域ぐるみの学校の活動としても成り立っていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひ両面からしていただけたらありがたいと思っております。

**○22番（重水富夫君）**

次に行きます。提案箱の件であります、今日置市で提案箱とホームページでということで意見等はあったんですが、この実態、どのくらいの数が各地域で上がっているのか

かりますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

地域別はちょっとわかりませんが、19年度の提案箱の件数が13件、メールで来たのが18件という、18年度が提言箱が20件、メールが10件、17年度が提言箱が14件、メールが5件、そのようになっておまして、さっきご質問のとおり、政策的な提言とか、行政サービスの改善とかいろんな苦情とか、そういうもろもろも中身はそれぞれであるようでございます。

**○22番（重水富夫君）**

私はたくさん何百件かあるのかなと思ったんですが、残念な結果ですね。大体13、20、14ということですから十四、五件でしょうか、平均したら。市長、このうちのちょっと触れられましたが、この中で提案的なものと苦情的なもの、比率はどっちが多いんですか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には80%、90%は苦情ということであるようでございます。

**○22番（重水富夫君）**

ここで考えないといけないと思うのは、先ほど申しました少ないということと、苦情がそのうちの90%ということで、苦情なら一つも来ない方がいいんです。提案はたくさん来た方がいいんです。私はなぜこれ来ないのかなということを考えてことがありますか、庁舎内で、職員で。

**○市長（宮路高光君）**

この提案箱に入れていただく問題と、またいろんな地域で自治会長さんも含めたり、まだいろんな私どもも地域に出向いていろいろとそういう話をする場を多く設けておるからというわけじゃないかもしれませんが、やはりこの提言の中でも一つの例を挙げますと、税金等の納付についてはコンビニの方で今後検討してほしいとか、いろいろと中身につい

ては本当にいい部分もございますけど、雰囲気的にこれがなぜこれだけ少ないのかなというこの理由の分析まではまだ今のところしてないということでございます。

## ○22番（重水富夫君）

わかりました。そうだと思います。これは、なぜないかということ、取り組みが少ない、取り組んでないといっても私は過言じゃないと思うんです。職員の能力は市の財産だと、きのうだれか言いましたけども、本当にそうなんです。もう少し職員が積極的に自分のこととなって考えていないと私は思うんです。

1つ例を挙げますと、九重の大橋日本一ですか、世界一ですか、長い吊り橋、人道橋ですけども、ここに私も2回行きましたけども、つい先日行ったときに、もう270万人、ちょうど14カ月来てるんですが、270万人来ています。ざっと500円で計算したら13億5,000万円です。橋が20億円かかったそうです。もういろいろな波及効果考えたら、とうの昔、やっぱり一年もしないうちに元をとったということですね。これは、なぜそういうかということ、このアイデアを出したのは町の職員なんです。ある会の中で、ここに橋をかけりゃよかたっどんねといった、単なるその発想から実現した。私もはずかしかったです。重水さん、あたいげんの市にもこげんなような超えたようなことをないかして人がよすようなことをすりゃ市も活性化すっとなあということを聞きました。ほんにじゃらいなと思ったんですけども、何といった私はアイデアが今浮かびません、でありますけれども、ここを、それと、川内の市は皆さん知っておられますが、もう40年ぐらいになるんでしょうか、都市計画事業、あすこに、国道3号線が片側2車線あります。それを当時の建設の係長が設計してつくったんですけども、つくった後市民から物すごい批判をくらって、その人はついに役所をおられな

くなってやめてどっかに行った人なんです。今は、あいがおったでこげんになった、今は神様のように言われるんです。そういうのを、もう少し職員、市民も何ですか、職員が本当に考えて、おまえはばかんようなことを言わせんかというようなアイデアもちゃんとして、あるいは実を結ぶ、そういうのが職員の一つの仕事の中でもないんじゃないかと私は思う。その中で私は今言ってるんですが、この提案ですね、もう時間もありません。たくさん提案がされるような、研修もされておりますけども、その成果成果ちゅうたら、ただ、報告はなさるでしょうけども、実際本市において何かできないかということ、ちょっと先ほど申し遅れましたが、この九重町、人口が1万1,000ぐらいだそうです。予算規模が63億円、まへの東市来をちょこっとこむしたようなところなんです。これで成功しているんですが、それはそれで置きます。もう少し職員を奮起をもたせるような、例えば、何かいい企画やったらそういった報奨金制度でもつくるとか、あるいは後の成績につながって行って、やっぱり優秀なものには引き上げていく、そういった市長の考えありませんか。

## ○市長（宮路高光君）

それぞれ市民の皆様方のご提言と、市の職員のそれぞれの施策に対しますアイデアのあり方ということでございまして、基本的にその職員研修という一つの中を含めまして、やはりチャレンジ研修とか、そのまちづくり研究会、私、基本的には職員のこれは研修になります。研修をする中において、やはり職員それぞれの独自性の中のやはり意見交換、やはりこれが一番大事であるというふうに思っておりますので、こういう場をどしどしつくっていききたいし、今はこの合併いたしまして、そういう新しい職員が研修できる場というも幾つかつくりましたので、今後、そういう

輪の中で職員自体がやはり自分たちの町を本当にどげんかしていかなきゃならんと、そういう意識を持ちながら、また、基本的には、さっきもお話のとおり、この財政的な大変危機感というのをお互いが持ちながら、また、それが行く行くどのような経済化を持ちながら、また、これが市民にとってどうサービスをしていくのか、最終的にはやはり市民のサービスがどう受けとめられるか、このことでございますので、やはり、その前に職員の研修というのを大事にやっていきたいというふうに思っております。

### ○22番（重水富夫君）

きょうは10分ぐらいの残して済ませようと思いましたが、ちょっとまずかったんでしょ、ぎりぎりになりました。最後の質問だと思うんですが、今市長研修研修です、これ非常にいいことです。その研修をどう結ばせるかということを私は言っているんです。それと、いろいろ企画、アイデアというものは、市長はすぐ財政財政と言われるけど、財源の財政を言ったら何もできません。ばかなことを言うなとさっき僕は極端な表現をしましたけども、そういうのもやがては実を結ぶいいことかもしれんわけです。だから、そういう企画の中では、財源、財政は言わずに、もし仮定してこだけ銭があれば何するかというアイデアを、やはり前向きなアイデアを出すべきだと、それが一つと。もう一つは、そういう職員には、それなりの変な優遇じゃないかもしれませんが、やはりそういった見返りとして何かあっていいんじゃないかということ最後の質問にして終わります。

### ○市長（宮路高光君）

今度、職員の給与を含めたこの評価というのが出てまいります。評価制度、そういう評価制度の中におきまして、今ご提言ございました、そういうすばらしいことの実践ができていくアイデア等を得た職員等においては、

やはりすばらしい評価をし、評価ということにおきましては、これは対価なんです。評価と対価という部分が、対価というのがそれぞれの給料なんです。それにどう結びつけていくのか、やはりこのことが今後問われてくる一つの大きな課題でございますので、それぞれの意見の中で自由な意見が、ディスカッションができるような場をたくさんつくっていききたいと思っております。

### ○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時30分とします。

午前11時18分休憩

---

午前11時30分開議

### ○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

### ○5番（坂口洋之君）

皆さんおはようございます。市民の声を生かし市民が住みよい日置市を少しでも目指して質問をいたします。

1点目でございます。安心安全な学校給食について質問いたします。子供たちが毎日学校に行きまして、何が一番楽しいですかという質問に多くの子供たちが学校給食ですという答えが返ってきてます。学校給食は戦後食糧難の時代にだれもが平等に等しく栄養をとるという観点からスタートいたしました。私が、小学生時代の30年近く前といたしますと、今では食のスタイルが大きく変わったような気がするわけでございます。

先月末の新聞報道に、学校給食法の改正が予定されていると報道がなされました。本来の栄養改善から食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ食育に転換されるようでございます。最近では、地産地消、食の安全性な

ど、食を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。鹿児島県は、全国で第2位の農業生産額のある県で、豊かな食材の宝庫でもあります。子供たちに地元産の安全で安心な食材を提供し、食を通して健康で豊かな食生活を進めるためにも、学校給食は大切だと感じているところでございます。そういう観点から質問いたします。

1つ目は、学校での食育指導の内容と子供たちの朝食抜きの問題が今指摘されております。本市の実態はどうであったのか。2つ目は、本市の学校給食の食材の購入方法と、今食品の偽装問題などが指摘されているわけでございます。本市の学校給食の食材の安全性についてどのようにチェックされているのかお尋ねいたします。

3つ目は、日置市では、現在伊集院地域、東市来地域が大型の給食センター方式、吹上地域が3カ所のブロックセンター方式でございます。日吉地域が各学校に調理室が設置されております自校方式でございます。現在、日吉地域の自校方式の給食の見直しが検討されているようでございますが、教育長の考え方をお聞きいたします。

2点目の質問でございます。合併しまして2年7カ月が経過いたしましたして、3回目の年末を迎えようとしております。平成の合併もようやく終わりを迎え、かつて3,300あった地方自治体が現在は1,700余りの自治体に再編されているようでございます。合併すれば財政がよくなり、サービスは高く負担は低い方に合やすというような雰囲気の方が指導しました平成の合併も、多くの自治体が数年が経過し、財政の問題を中心に、また、都市部に人が集まり、周辺部に人口が減少するなど、地域間格差など問題が発生するようでございます。

本市も今後10億円ずつ削減し、5年後には190億円程度の予算規模で運営していく

という市長の考えのもとに、現在予算作成がされているようでございます。

では、質問の中身に入ります。これまで日置市発足後、執行された事業の成果と来年度の予算について質問いたします。2つ目は、合併後に完成した公共施設、東市来文化交流センター、伊集院ドーム、吹上図書館など、現在有効に活用されているのか、利用状況はどうか、また、問題等はなかったのかお尋ねいたします。現在、予算編成をしていると思いますが、来年度予算について、市長の基本的な考え方をお尋ねいたします。3つ目に財政が厳しい中、年々予算が削減されるので当然我慢しなければならないものもあります。生活にかかわる予算が削られる一方、防災行政無線やケーブルテレビ事業など、継続的に予算がかかるようでございますが、どの程度の支出が予想されるのかお尋ねいたします。

3つ目でございます。これまでも一般質問でも取り組んでまいりました市民病院の今後のあり方について質問いたします。前回の13番議員の答弁もございましたが、市民病院在り方検討委員会の結論のもとに、日置市としては現行の病院規模を縮小し、19床以下の診療所として建てかえ、日置市として直接経営するとの市長の答弁でございました。今後のスケジュールとして平成20年に設計を委託し、21年度から工事に着手したい旨の発言があったわけでございますから、そういった観点から質問いたします。来年度から具体的に建てかえに向けて動き出すわけでございますが、市民病院を利用する市民や利用者に対してどのような形で今後説明する考えなのかお尋ねいたします。

2つ目に全国的に自治体病院の医師不足が心配されている中、市民病院の現状はどうであるのかお尋ねいたします。また、職員の雇用について今後どのように考えているのかお



尋ねたしまして、私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

2番目のこれまで執行された事業の成果と来年度予算編成についてというご質問でございます。東市来文化交流センターは、音楽や舞踏に使用する「こけけホール」と公民館機能を持つ複合施設として建設されました。こけけホールは603席、ホワイエと楽屋室、120人収容の多目的ホール、シャワー室を備えております。公民館施設といたしましては、大会議室、小会議室、パソコン室、工作室、保育室、調理室を備えております。平成18年度は公民館施設で1万5,396人、こけけホールで1万1,203人の利用がありました。公民館としては、新しい施設の中で26の講座に363人の登録を初め、5つの自主講座等多くの方々が学習に励んでおられます。こけけホールは昨年9月から指定管理者に委託しておりますが、貸し館事業としての歌謡ショーや中学・高校の吹奏楽関係の利用がふえております。また、音楽教室の発表会も年々増加しております。

課題といたしましては、駐車場スペースが足りないこと。土日の開館で職員の負担が増加していることと等でございます。

ふきあげ図書館は、平成18年5月11日に開館しました。児童コーナーやお話の部屋、ティーンズコーナーを初め、DVDコーナー、パソコンコーナーを備えていることが特色です。

平成18年度の利用状況は、会館日数259日、貸し出し者1万7,952名、貸し出し冊数7万6,848冊、19年度の11月末現在の利用率は、貸し出し者数で1万1,758名、貸し出し冊数で4万6,417冊でございます。

県図書館協会の資料によりますと県内

72の公立図書館のうちでも、来館者数が上位8番目で登録者数も7番目になっております。

平成19年度11月末の日置市内の地域別の利用者は、伊集院地域から8.8%、東市来地域から2.2%、日吉地域から7.7%、地元吹上地域が81.3%になっております。特に子育てにやさしい図書館を標榜にしておりましたので、子供連れの来館者が多いことが特色でございます。また、閉館時間も夜19時までとして、利用者の便宜を図っております。

チェスト小鶴ドームの利用状況でございますけれども、昨年9月使用開始以来、本年10月末までの利用者が2万6,989人となっております。特に、テニス、フットサル等の練習や合宿等に利用され、また多くの大会が開催されています。

2番目の来年度予算の編成について、20年度の予算編成は歳出面において、日置市総合計画に基づき継続事業を優先し、常に費用対効果を念頭に置き、徹底した経費の削減を行いながら経費の見直しと重点化に努め、歳入では市税等の徴収強化や受益者負担等の適正化による自主財源の確保を図り、足腰の強い健全な財政構造の構築に向けて限られた予算で最大限の効果が得られるように効果的な予算配分と効率的な予算編成を進めてまいりたいと考えております。

防災行政無線の統合を含めた市の情報化計画については、昨日もご答弁したとおりでございます。概算でございますけど、約25億円程度を想定しております。

この事業に対しましては、将来に向けた日置市の運命を左右するぐらい大きな意味を持つインフラの整備で、これができることで、市内のどこに住んでいても情報の格差がない、また、都市部との格差もない環境が整備され、定住促進や企業誘致への波及効果も期待され

ております。

3番目の市民病院の今後のあり方についてでございますけど、市民病院事業の今後のあり方については、本年8月に第1回日吉地域審議会において、これまでの市立病院事業在り方検討委員会の経過と結果について説明を行い、市としての今後の病院事業について、19床を有するクリニックとして規模縮小し、日置市で運営していくことを説明いたしましたところでございます。さらに第2回の日吉地域審議会では、日置市総合計画の20年度実施計画で市民病院大規模改築事業についてご審議をいただいております。

市民への説明につきましても、既に日吉地域自治会連絡協議会を初め、各種団体においても説明をいたしましたところでございます。今後市民病院運営審議会等を設置して病院運営に反映してまいりたいと考えております。

また、現在、鹿児島大学病院医局からの医師派遣により、医療法による標準の医師定数は満たしているところでございます。しかしながら、独自雇用していない医師については、年々新入医局員が減少する中、大学病院医局の都合による配置という状況には変わらないため、引き続き医師の安定的な確保に努めてまいりたいと思っております。

今後病院事業が19床のクリニックへ規模縮小をすることに伴う、余剰人員につきましては、職員の希望も聞きながら、一般行政職等への配置転換を図るなどして対応もしていきたいと考えております。

以上です。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

安心安全な学校給食についてですけれども、食事内容と朝食抜きの状況につきまして、最初に本市における子供の朝食抜きの状況について、毎日確実にとっているという子供が小学校6年生で92.4%、中学2年生で

89.0%、逆にとっていない子が小学校0.4%、中学校0.6%、実数にしますと、小学校6年生が2人、中学校2年生が3人という状況でございます。

学校での食に関する指導については、小学校において、家庭科で簡単な調理、1食分の食事について考えようの単元の中で、栄養素や栄養のバランスなど、体育科の保健学習の中で、バランスのよい食事をとることの大切さについて、また、学級活動の中で、「おやつとり方」「糖分の取り過ぎ」「よくかむことの大切さ」などについて、指導しております。また、毎日の給食の時間の指導で、給食の献立をもとに指導しております。さらに、総合的な学習の中で米や芋、野菜の栽培にあわせて食材の大切さなどについても指導しています。計画的に栄養教諭も学校に出かけて指導を行っている現状でございます。

次に、給食食材の購入方法と安全性についてですが、給食食材の購入方法は、各共同調理場、単独校調理場の取り扱い量、地産地消の観点から異なっていますが、各調理場で作成しております学校給食衛生管理マニュアルに規定にしています食材の衛生管理基準に基づき業者の選定、購入を行っているところでございます。

安全性の確保については、納入時の検収の確認において、製造元、販売元、賞味期限の確認などの徹底を行い、生食をするものは「食材細菌等検査結果」の提出等を求めているところでございます。

3番目に、自校方式の見直しがということですが、単独校調理場方式は、日吉・吹上地域の学校で実施をされていますが、各学校とも施設設備の老朽化が進んでおります。また、平成9年に衛生管理基準の大幅な見直しもあり、施設の早急な改善が課題となってきたところでございます。

この解決策といたしまして、日吉・吹上地

域につきましては、学校給食業務の運営合理化を図るために共同調理場化の方向で検討していかなければならないと考えております。

次に、新しい施設の利用状況については市長の方で答弁がなされましたので割愛をさせていただきます。

最後の来年度予算に対しての基本的な考えですが、教育委員会としましては、先ほど市長の方で答弁がありました、このような状況の中で教育委員会の来年度予算の基本的な考え方は、継続事業の伊集院中学校建設工事、耐震調査に基づく計画的な学校建設の計画など、安心安全な教育環境の整備の推進に努めてまいります。また、幼稚園、小学校、中学校の全般にわたる教育の質の向上、人間性豊かな青少年の育成、急速に進展する社会の変化に対応するために、ことし体制が整いました各地区公民館の充実連携を図るとともに、市民の健康づくり、体力向上などのために、各種事業を推進してまいりたいと思います。

#### ○5番（坂口洋之君）

答弁の方をいただきました。順次質問してまいりたいと思います。

本市も食育活動を地域の特色を生かした形で取り組まれてるといふ、先ほどの答弁でございました。保健体育や家庭科、また総合学習などで担任などが指導されておるようでございますけれども、やはり食というのは、地域の特色を生かしたやはり食の指導をしなければなりませんけれども、職員の研修体制、また地域の特色を生かした、そういった取り組みなどを指導として生かされているのか、まずその点についてお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

鹿児島の特産物というようなのがさつま汁とか豚骨とか、きびなごの料理とか、あるいはブリの大根の煮物だとか、大学芋、地鶏の煮込み、豚味噌などありますが、日置市ならではといいますと、吹上では、アスパラガス

を使ったアスパラのベーコンソテーとか、あるいは日吉町では自分たちでつくった野菜を食べているとか、あるいはイチゴとかミカンなどとか、こういうものがあるようでございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

私は、職員のちょっとちぐはぐな点があったんですけれども、職員の指導体制、研修などは、やっぱり市としてしっかりされているのかお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

給食の指導につきましては、各学級の担任が中心になって行いますけれども、指導の場としては家庭科の授業、体育の保健の学習の授業、あるいは特別活動の中で、あるいは給食の時間の指導、あるいはそれに応じて栄養教諭が学校に参りまして指導をしております。

したがって、私どもとしては、各学校においては、その給食指導についての研修会等は多分校内で栄養教諭中心にしてやったり、いろんな形で実施をしていると思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

食というのは、毎年のように変化しておりますので、やはり今後職員、教員などの指導体制は十分していただきたいと思っております。

そこで、再質問またさせていただきます。教育長も教育長になられて2年半を超えていると思っておりますけれども、市内の学校を回られて、その学校の地域の特色を生かした学校給食も食されていると思われましてけれども、私はもともと出身が松元の方でありますので、松元はお茶の産地でしたので、パンの中にお茶を練りこんだパンなどという、そういった特色のある給食があったと思うんですけれども、本市の地域の学校給食には、またどんな特色の献立があり、また学校給食の感想などをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

特色ある献立については、先ほど申しあげましたけれども、日置市内の学校給食といいますと、単独校調理場のものと、東市来と伊集院の共同調理場のものとありますけれども、なかなか特色ある給食といいますが、家庭では簡単につくれますけれども、共同調理場でたくさん一遍につくるとなるとなかなか難しい面もございます。先ほど申しあげましたように、日置市独自といいますと、そうたくさんは現在のところはないようでございます。

ただ、これまでの鹿児島に伝わる郷土料理というのはたくさん使っておりますので、これからやっぱり感想と言われましたので、今申しあげましたとおりですが、やはり日置市のもっと特色ある献立を学校給食の中で取り入れられるようなもっと検討を十分進めていく必要が一つはあるのではないかなと思います。

それから、学校の中でのその子供たちの給食の準備とか、そういうものはきちっと並んで、安全に準備がなされて、そのような指導は十分なされております。また、2番目には、市内の各施設につきましては、先ほどちょっと申しあげましたけれども、やはり子供には安心安全でおいしい食事を提供するということが大事ですので、施設の古いところもあって、衛生的に心配な面もございますが、当然もちろんないようにやっておりますけれども、そういう心配もありますので、やはり安心安全なためにはどうすればいいかを考えなければならぬと思っております。

なお、3つ目は、学校給食というのは大体子供たちの1年間食事のおよそ5分の1をとっております、およそ、大体5分の1があれですので、ほとんど5分の4というのは家庭でとっているわけですので、やっぱり家庭の食事、ここに学校のPTAとか、いろんなものを通して、家庭の食事が変わっていくことがやっぱり子供を育てるのに大事ですので、家庭ややはり地域との食を通した連携という

ことは大事だろうと。その3つを考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

学校給食ですので、一度に大量のものをつくりますので、市の材料だけですべて賄うというのは大変難しいというのも、これまでの一般質問の中の答弁でございましたけれども、やはり私は伊集院に住んでいるんですけども、伊集院の子供たちは、例えば、吹上、日吉、東市来は、どういった特色のある特産物があるのかという点では、まだまだ理解してない点もありますので、たまには4地域が一緒になったわけでございますので、やはり4地域の特色のあるメニューをたまには統一して提供できるような、そういった仕組みを今後つくっていただきたいと思っております。

文部科学省がこれまで学校給食の児童生徒が平等の栄養改善から食の大切さ、栄養のバランスを学ぶ食育に転換するということが、先ほども私述べたわけでございますが、今後食育の推進が具体的になればどのような変化が出てくるのか。また、本市として、具体的な取り組みがもしあれば、現時点でございますが、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○教育長（田代宗夫君）

今お話がありましたとおり、11月の新聞報道等を見ますと、学校給食法に基づいて今給食を私ども実施をしておりますけれども、この給食法が来年における国会で改正になるという話があります。先ほど5番議員からもありましたとおり、当初の給食の目的が栄養改善という面から大きく変わってまいりました関係で、給食法を見直す必要が出てきたということですが、実際に、各学校が今給食指導を行っております内容を見ますと、これまでと違って、今食育の推進という立場からの内容もかなりとられてきております。その改善が、改正がなされなくても、既に取

り組みられてきております。

例えば、生産者と一緒に給食をしたり、生産者を学校に招いて、生産者の苦労話を聞いたり、あるいは私の実践では、卵を納めている養鶏場の方に来ていただいてお話をさせていただいておるんですが、卵は黄身の色が違うが、どうして違うのかとか、もういろんな質問をいっぱいしたようでしたけれども、そういう生産者との交流が、これまでもいっぱいやっております。ただ、そのように給食法の目的、目標等が食育の推進という形で変わってきたということは、やはりその視点からもう一度食育の全体計画を見直す必要があると思います。

特に、今回の改定で大事にされますのが、やはり食材の生産者とか、先ほど言いましたように、生産者や自分で今度はそういう体験をするとか、あるいはどんな経路をたどって食べ物が自分たちの口の中に入ってくるのか、あるいは食に関する文化の問題とか、そういうのも取り上げるようになってきております。

さらにまた、基本法も改正になりまして、伝統とか文化を大切にするという文言が入ってまいりました。こういうことを具体的にしていくと、これまで食べてきた、昔の人が食べてきたような食材を取り入れて食べてみるとか、こういうことを通してやっぱりふるさと慕ったりする心というのが生まれてくるんじゃないかなとか、そういうものが新たに組み込まれてきておりますので、もう一遍まだ改正はなされませんが、改正がなされたら、その趣旨に基づいて、これまでの計画を見直し、大事なものはまた取り入れていきたいと考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

本市の方も、食育に関しては今後とも具体的に行動されるという答弁でございました。

鹿児島県は、日本で先ほども申しましたと

おり、全国で2位の農業産出県であります。周りが海に囲まれてまして、野菜も豊富であり、また畜産なども非常に盛んな県でもございます。全国的にも地元産の食材を活用するのが、食育基本法の最大のねらいだと思いますけれども、やはり今外国産の野菜も豊富に入ってきてまして、必ずしも私たちが毎日食べる食材についても地元産ではないという点もございます。

日置市の場合は、幸いにして、チェスト館、また蓬莱館、またそれ以外の地元の皆さん方が運営されている野菜を販売するお店が多いもので、地元産を食べる機会が多いかもしれませんけれども、今地場産の活用率のことをちょっとまた質問したいと思いますけれども、2005年度で文部科学省が調査したところによりますと、地場産の活用率の推進ということが上げられまして、国の地場産の学校給食の活用率が20%以上を目標と設定しております。全国で1位の地場産の活用率の県が熊本県です。特色として、やはり都市部はなかなか地元産の農産物が少ないということで、全体的に低い傾向なんですけれども、熊本県の場合は、やはり海の物、山の物も多いですし、やはり学校給食で提供している野菜などの品数が多いから結果的に42.9%ということになります。

ちなみに鹿児島県の地元産の食材の活用率が30.9%ということで、全国的に見ると平均的には高いんですけれども、まだまだ鹿児島県は農業県であります、畜産県でありますので、地元産の活用率をもっと上げていくような、そういった取り組みを実施していくべきだと私はと思いますが、その点について、教育長の考え方をお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

これまでも地産地消については、たびたびの議会でもご質問がなされておまして、私ども農林課も、そういったいろんな形で地産

地消に努めるように努力をいたしております。

ちなみに、現在、鹿児島県産を含めまして使っている、これ日置市全体ではありませんが、調理場ごとに申し上げますと、伊集院の給食センターが43%、日吉中学校は51%、それから、吹上の伊作小学校が58.4%、伊作の方は、かなりひまわり館を使っております。

ただ、地元でとれるものは時期的に非常に限られてまいりまして、夏だとかいうのは大変野菜が少ないですので、ところが、今の時期です。11月と12月、1月は、この時期になりますとかなり地元のものを使えるようでございます。

したがって、年間を通してというとなかなかできませんが、使えるときには、このように使うようにいたしております。

なおまた、本年度は、地場産の給食受給体制検討会というのを、JAの方を中心にしながら農林課と一緒に、ことしすることにしておりますが、これは日吉中学校をもとにして、どうしたら地場産を給食の中に取り入れられるか、その体制について検討会をすることになっております。この成果につきましては、結果が出次第、また調理場とか、そういうところに波及するような検討会も近く開かれるようになっておりますので、私どもとしては、できるだけ使えるものは使いたいと思っておりますが、先ほど言いましたように、時期的な問題とか、あるいは大きな調理場の場合は一括して、100キロを超える納入をしなければならぬとか、いろいろな条件もございまして、できるだけ努めてまいりたいと思っております。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時05分休憩

午後1時00分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○5番（坂口洋之君）**

先ほどの答弁の中で、地場産の普及率ということで答弁がございました。鹿児島県の年間の普及率が平均が30.9%なんですけれども、現時点の最近の日置市の地場産の普及率は非常に高い、確かに野菜が出回って、地場産の普及率も、今やはり地元も野菜が出回っておりますので、普及率が高い傾向ですので今後とも努力願いたいと思っております。

先ほど答弁があったんですけども、私も11月に大分県の由布市という湯布院のある市の方に行きまして、大分県は食育については全国的にも非常に進んでいるところでもございます。その中で栄養教諭の方にどういったことに取り組んで、どういったことがやはりポイントですかということをお聞きしましたら、栄養士の先生の方は、やはり農産物の普及や、またいろんな情報を得るためにも、市の農林課などと情報交換を十分しなければいけませんよということ言われたんですけども、先ほどの教育長の答弁でもございましたように、現在日置市では教育委員会と農林課がやはり情報を共有しながら取り組んでいるという点は非常に高い評価を私は感じているところでございます。

次の給食食材の購入方法について再度質問いたします。全国的に今食材が非常に高くなっております。最大の原因には、やはり原油の高騰がさまざまな分野に影響しているんじゃないかなと思っております。例えば、油とかバター、マーガリン、調味料など含めて値上げラッシュになっておりますけれども、学校給食の本市のこの値上げの影響はどうであるのか、また対策はどういった形でとられているのかお尋ねいたします。

**○教育総務課長（山之内修君）**

食材等にかかります値上げの問題でございますが、現在のところは、19年度中につきましては、そう影響はないだろうと。ただ、光熱水費の関係、つくる側です。こういった関係ではかなりやはり影響は出てきております。

以上です。

#### ○5番（坂口洋之君）

内部努力する面もございますので、今後とも十分に対策を練っていただきたいと思っております。

その対策の一環として、私は提案したいんですけれども、22番議員も地元産の米の活用をこれまでも質問したと思っておりますけれども、現在の学校給食の割合というのは、パン給食が週に2日、米給食が週3日であると思っておりますけれども、やはり米の余りの現状がありまして、大変全国の農家の方も米価が低落して非常に厳しい経営をされております。また、小麦粉は外国産の小麦粉が非常に上がりまして、12月ぐらいから全国的にパンの値上げもあったという傾向もありますので、やはり現行の米の3回給食を3.5回程度に少しでもふやせる、そういった努力をされていくべきじゃないかなと私は思うんですけれども、教育長の考え方をちょっとお聞かせ願います。

#### ○教育総務課長（山之内修君）

地元産米の取り組みにつきましては、現在も行っているわけですが、この回数等を、お米の食べる回数をふやせないかということではございますけれども、実際、給食費のコスト、原材料費のコストを見ますと、パン食の場合とお米のごはんの場合とでは約13円ほど差があるようです。ごはんの方がやはり炊飯をする作業がございます。そういった関係で、委託の場合ですとやっぱり委託費が高くつきます。炊飯、自校の場合はそれなりにやはり調理員をかけなければなりませんので、そういった事情等もございます。

ですから、現在のところでは、米飯の方をふやすとなりますと、それなりにやはり給食費のことも考えなければならないというような事情がございますので、現在では、今の週3回の中で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

コスト的に非常に厳しいという答弁がございました。

学校の食材納入について再質問したいと思うんですけれども、本市では、伊集院、東市来が学校給食センター、吹上地域がブロックセンター方式、そして、日吉地域が自校方式なんですけれども、現在、伊集院地域以外は食材の納入については、毎月入札をして、地元の業者も相当数納入されていると思うんですけれども、伊集院地域の学校給食センターにおいては、食数がかなりの数ということで、やはり一定以上の確保もできないという観点から、多くの資材納入が間にあります学校給食センターからがメインだったということを知っておりますけれども、やはり地元の業者は、少しでも現行の4カ月に1回の学期ごとの入札ではなかなか野菜とか肉だとか、かなり金額が変動するというので、なかなか思い切った値段の設定できないという、そういった声があるわけでございます。

ほかの3地区が毎月入札をしまして地元業者からかなり入っておりますので、やはり入札方法も、少しでも地元食材の使用という観点と、やはり毎月入札することによって、価格のやはり競争なんか、そういう価格競争の原理も働くということもありますので、食材の購入方法も、旧3地域のように毎月入札して、そして、地元の方々も入札して、最終的には価格競争かもしれないけれども、そういった入札の方向に変えていくべきじゃないかなと私は思うわけですが、教育長の考え方をお尋ねいたします。

### ○教育長（田代宗夫君）

伊集院の学校の給食センターのその入札は学期ごとにやっております、現在は。多分ご指摘が今ありましたとおり、そういう面も確かに長いスパンの中で入札というのは、価格の変動があったときに大変影響が双方にも大きいと思います。これまでも何度かいろんな方からも話がありましたが、今後、価格変動の少ないものについては、やはりこれまでどおりしていきたいと思っておりますが、変動のある野菜等については、入札方法についてはもっと短い期間でするような検討をしてみたいと考えております。

### ○5番（坂口洋之君）

野菜なども短いスパンで購入方法を考えたという回答をいただきましたので、次に質問いたします。

自校方式の点についていたします。先ほどの答弁の中で合理的に近い将来的には吹上、日吉地域を学校給食センターをつくりたいという答弁があったわけでございますけれども、やはり日吉地域の学校現場の方々やPTAなどから、やはり今の自校方式の学校給食はやはり地産地消という観点からと、また、地元の食材をより利用していただいているという傾向もありますので、やはり残してほしいというそういった声もございます。また、もともと日吉地域は、いつの教育長さんかわかりませんが、教育長がやはり温かいものは温かいうちということで、地元産の使用をやはりもっと進めるという観点から、長い間自校方式を守り続けておりますので、自校方式を私としては守っていくべきではないかと思っております。

先ほどは経費的な面だけを言われたと思いますが、食育や、また学校は災害時の避難所でもありますので、そこら辺を含めて私は残していく考えを勧めたいと思いますけど、再度教育長の考え方をお尋ねいたします。

### ○教育長（田代宗夫君）

今後日吉地域については共同調理場方式で検討していきたいとお答えしたわけですが、先ほど申し上げましたように、やはり子供たちの食材というのは、食べ物というのは安心して安全でおいしいものということが、しかも安くで購入ができてということになるわけですが、小規模校の単独校調理場と共同調理場方式の給食センターの違いと、もうご存じだと思うんですけども、今回計画を考えたときに、大体1,000食をちょっと超える程度の共同調理場になります。鹿児島市の私も経験がありますが、1,000名ぐらいの調理場というのは単独校調理場方式でやってるわけです。だから、何が違ってくるかといいますと、要は配送の距離が違うために温食等がどれだけ冷えるかという問題が一番の課題だろうと一つは。しかし、二重食缶等もかなり改善されておりますし、地域によりますが、今回考えておりますのは、距離的にもそんな遠い距離ではございませんので、そう大きな問題はないのではないかなと思います。

なお、食事の内容につきましても、工夫をしていけば、普通学校でつくるような食事もそう変わらないものが私はできると思います。それよりは、もっと新しいというんですか、ドライ方式で下処理場、調理をする場所、それがきちっと分割されておまして、衛生的に安全な場で調理し子供たちに寄食させるということと、もう一つは、小さな小規模校でするので、一人体制をやっていくということになりますと、やっぱり1人というのは大変いろんな問題はらんでおまして、勤務体制だけでなくして、やっぱり1人でするというのは非常に心配であります。特にたくさんの30人、40人、50人の子供を預かっているわけですので、2人以上がやっぱりいて相談をしながらしていくというのが非常にいい



と思うんですけど、単独校になりますと、どうしても1人で調理というぐあいになっていきますと、やっぱりそういう問題等も心配になってきます。私が考えておりますのは、安心して安全でしかもこの程度の調理場でありましたら、単独校と変わらない内容のものが工夫すればできるという、そういうことから考えて、最終的にはやはり財政の問題等も考えていきますと、年間数千万円の削減も可能ではないのかなと、そんなことも考えたりして、現在の単独校と変わらないような食事の内容が提供できるよう努力していくと。ただ、もう一つ問題は、問題ではないんですが課題は、これまでは単独校でありますと調理員の顔が見えるところで調理がなされておったという一つの交流という意味ではありませんけれども、これは、共同調理場の職員が学校に訪問したり、あるいは子供がセンターを見学に行ったりすることでカバーできるのではないかと、そんなふうに考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

今後、数年先の計画になるかもしれませんが、やはり、学校や地域を含めて、十分説明会をしながら、また地元の意向を尊重しながら、慎重に進めていくべきではないかなと思いますので、その辺の確認を再度質問いたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

当然また地元の方々とも話を進めていかなければならないとは思っておりますが。

#### ○5番（坂口洋之君）

次の質問に行かせていただきます。各施設の利用状況を答弁させていただきました。私がなぜこの質問をしたかということ、やはり、合併が3年近くたちまして、テレビなどでもやっぱり合併の検証番組などが10月から11月に報道されたところでございます。平成の合併に多くの自治体が合併したんですけれども、幾つかの自治体、合併の前後にいる

んな施設、例えば、文化ホールとか体育館とか、いろんな記念館などをつくって、その後、合併して利用が非常に少なく、その負担が財政を圧迫しているというそういった報道がございました。私が参りました、平成の合併の第1号と言われました兵庫県の篠山市、そこも4町が合併したと思えますけれども、合併前に各地域でいろんな箱物を建てまして、その後の利用が少ないということで市の経営を圧迫してるという、そういったことも入っております。

また、九州では、大分県の佐伯市も、これも7町ぐらい合併した、非常に大きな広域合併なんですけれども、その地域もいろんな箱物施設、例えば、体育館、ホール、記念館などをつくって、そのことが市の財政を大きく圧迫してるということなんですけれども、先ほどの答弁の中では、利用は十分されてるという形の答弁に当たりますけれども、本市としてはそういった傾向はないと思っておりますか、市長の考え方をお聞きいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

3つの施設の運営状況をお話申し上げましたけど、この3つにつきましては、この合併前という考え方じゃなく、やはりその地域におきまして、計画の中で10年間ぐらい、そういう計画がきちっとあった中で、私はこの3つの中はつくられたというふうに認識しておりますので、今話のとおり、利用状況については大変市民の皆様方に好評であるというふうに思っております。

今後やはりできた、間近いことでございますので、今後もやはりこの運営方法、やはり最小限の経費の中でどう運営できるのか、これは、課題という形の中でいつもついてくるというふうに認識はしております。

#### ○5番（坂口洋之君）

つくったことそのものに対して、私は批判するわけでもございません。実際、東市来の

文化ホールにしても、長年、旧町、昔は東市来の消防センターの体育館でいろんな催し物が開かれたということで非常に喜ばれております。また、ふきあげの図書館なども朝夕行きますと、子供連れの親御さんが来られたりとか、また、学校帰りの子供さんたちがやっぱり通っておりますので、非常に地域の方々にとっては喜ばれているのではないかということを私は感じているところでございますけれども、例えば、伊集院の伊集院ドームとか、図書館というのは不特定多数の方が利用されますので、比較的利用が多いと思うんですけれども、全国的な例を見ますと、やはり文化ホールなどが非常に使われていないケースが非常に多いと思うんですけれども、例えば、伊集院の文化センター、東市来の文化ホールとかありますけれども、私はインターネットで舞研さんが今伊集院文化センターと東市来の文化センターのホームページまで作成されておまして、実態利用状況はどうなのかなと思ひまして、ちょっと確認してもらいますけれども、やはり各文化ホールのやっぱり利用状況が非常に悪いのではないかなと思っております。一概にすべてを稼働させようという考えでないんですけれども、やはり東市来の文化センターも21億円という金額でつくられておりますので、また、高価なピアノも入っておりますので、やはりそこら辺の利用率の現状を市長はどう考えてらっしゃるのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には平日の利用、土日につきましては、いろんな大きなイベント等の活用がございますので、この平日の利用をどうしていくのか、そういうことを含めまして、私どもは今舞研さんの方に両方指定管理者制度をしたわけでございます。このことによって、それぞれのまたほかの地域におきます催しを含めまして、その情報源が一括に入り、また、規

模的にも大小ございますので、そこあたりの部分を私ども行政もですし、委託を受けました舞研さんとその両立の上昇といいますか、向上にどうにか努めていかなければならないと、そのようには考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

12月もクリスマスコンサートも伊集院文化センターの場合やられております。日置市のジュニアオーケストラも、もともと旧伊集院町時代からつくられたということなんですけれども、2つともやはり伊集院の文化センターで利用されております。九州でも、音響設備にやはり1位じゃないと言われるほど立派な東市来の文化交流センターが細かく言うことはないんですけれども、ちょっと利用頻度が低いので、やっぱり音楽を生かすためには、やっぱり東市来の文化ホールなども、もっと私は利用して市民の文化と芸術の啓発活動に取り組んでいただきたいと思ひますけれども、現在、文化ホールの利用というのは、昔はいろんな芸能ショーとかさまざまな民間レベルの利用が多くあったわけですし、また、市も財政がよい時代は、自主事業という形でいろんなイベントが開かれたと思うんですけれども、今財政が非常に厳しくなって、そういった点で民間レベルも行政レベルもなかなかそういった催しが開けられておりませんけれども、やはり少しでも利用促進するためにも、例えば、大ホールになると、利用料金が非常に高いと思うんですけれども、そういった垣根を少しでも取り下げるためにも、多分日置市の文化ホールの大ホールの利用料というのは、ほかの自治体にあわせて設定されていると思ひますけれども、やはり利用促進という観点で、例えば、時期とか、借りる団体によっては利用料金の引き下げ、または軽減なんかを図っていくべきじゃないかなと思っておりますが、その辺について教育長の考え方をお尋ねいたします。

### ○教育長（田代宗夫君）

今の指定管理者の方をお願いいたしまして、舞研さんにこういう運営管理につきましての専門家に今お願いをして運営等やっていただいているところですが、今、17年の10月にできましたので、およそ2年経過したというところがございます。したがって、鹿児島市に隣接する東市来のこけけホールでございますけれども、大変近いんですが、東市来、あるいは加音ホール、加治木の、ああいうところが市内周辺にあるものですが、そういう意味で、市内からの利用客というの見込めるんじゃないかなと期待はしているんです。

ただ、2年ということで、まだ知名度もそんなに上がってはおりません。そしてまた、今年度の7月、8月の利用をいいますと大変おもしろいことに、県内あるいは県外の中学生、高校生の吹奏楽部の人たちが事前練習に10校ほど、延べ20回、七、八月に利用をしております。今後、そういう形で鹿児島市を中心とした連携をした取り組みというのが徐々に進めるのかなとも期待をしたりしておりますし、また、舞研さんプロでございますので、すばらしいピアノも入っております。ピアノを弾く夕べをしたりして、ホールを紹介したり、いろんな試みをされているようですので、2年でこれが来年、再来年どうなるか私も予想はつきませんが、それなりものが少しずつ出てくるのかなと思っております。

なお、今ご質問のありましたその時期とかによってその利用料を例えば安くしたりとかいうことだろうと思うんですが、これはやはり指定管理者との私ども契約をきちっとやっておりますので、ちょっと今のところは無理だろうと。しかも、今度は舞研さんにとりましては、ある一方のいくらにするかの団体と、こういう団体とが利用料が違うということに

については、やっぱりちょっと考えられるのではないかなと、そんなふうに思います。

### ○5番（坂口洋之君）

東市来の文化交流センターも、地の利も鹿児島市内からもまたいいですし、伊集院の文化センターも、車で高速で15分程度、電車も20分程度という地の利もよい場所でもあります。ちなみに鹿児島市の市民文化ホールが稼働率が85%を超えてるということで、実際ほとんどあの程度のホールになると、借りたくても借りれない状況がありますので、やはり日置市はまだ鹿児島市と隣接しておりますアクセス面もよいですので、もっとアピールしながら、少しでも利用率の向上に図っていただきたいと思っております。

来年度予算のことについて再質問させていただきます。今後5年間で毎年10億円ずつ一般会計予算を削減するというので、平成23年で190億円程度にするということでございます。先ほど、来年度の予算の基本的な考えとしてはやはり継続事業を中心に組み立て、また、投資に関してもやっぱり効率的な投資を進めていくという答弁がなされたわけでございますけれども、やはり継続事業に関しても、私は伊集院に住みましてことで3年がたつんですけれども、やはり合併後の継続事業そのものがやはり伊集院地域に予算配分が多いんじゃないかということで、昨年資料もいただいたんですけれども、やっぱり継続事業継続事業ということで、やはり伊集院地域に予算がやっぱり集中しているという傾向がありまして、ほかの3町のやっぱり住民の方からも、区画整理をしたからやっぱりそういった面で感じられるかもしれませんけれども、やはり旧4町が均等に発展するためにも、私は日吉、吹上地域も回りますけれども、やはりまだまだインフラ面で遅れてる観点もありますので、私としたり考えとしたり、継続事業は優先するのは当たり前かもし

れませんけども、やはり継続事業を少し減額してでも、旧4町の均等ある発展という観点から、日吉、吹上にも一定程度の予算配分をさせる必要があると私は感じますが、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に継続事業というのは、基本的には期限が限られております。それをずっといくわけでございまして、それ補助事業制度の中におきまして、2年で終わる継続事業、5年で終わる継続事業、基本的に区画整理は別といたしまして、ほかの道路整備を含めたのは、それぞれ年度を限られた中でやることをございます。そういうことを含めまして、この来年度も継続事業はやはりこの削減といいますか、期限が切られた中の今は基本的には効果と評価ということで、実績をその年度内に出さなければならない。そういう補助事業の制度で、交付金制度でございますので、そういうご理解もしていただき、また新たなそれぞれの国の国県の補助事業につきましては、やはりそういうやはり地域的なバランスを十分配慮した中で新しい新規事業は新規事業としてまた導入し、そのことが地域におきます生活関連整備が基本的にできていけばいい、そのように基本的に考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

答弁いただきましたけれども、私も先ほど述べさせていただいたんですけども、やっぱりインフラ面については、やはり旧伊集院地域は、旧4地域で比べればやっぱりかなり進んでいる面もあると思いますけど、市長の認識として旧4町地域のインフラ面で格差があるということを十分認識されているのか、まずその確認をお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

地域におきまして、このインフラ整備それぞれの財政もございますけど、特に面積的な部分が大幅ございます。例えばすと、大変吹

上地域におきましては、大変面積も広うございまして、やはり基本的には山間部、山間部におきます道路整備、やっぱりある程度のはやはり遅れているという状況がいがめません。そういうことを含めて、それぞれの旧町におきまして、道路整備計画等きちっとして今までもやってきているというふうに考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

今後とも改善に向けて、厳しい財政かもしれませんが、そこら辺を踏まえて取り組んでいただきたいと思います。

イントラネットのことについて再度質問いたします。今回、ケーブルテレビについては、多くの議員がやはり質問されておりますので、詳しい点についてはしませんが、やはりきのうの答弁がございました、8割で、1,050円という金額が一人歩きしまして、やはり利用が少なかった場合の負担という点まで多くの住民が知り得ないということを私は感じておりますけども、やはり私はケーブルテレビそのものつくることに関しては反対はしませんが、やはりつくる以上は多くの方に確実に入っていただいて、やはり安定した運営をしなければ、この1,050円以下で設定できませんので、その辺の加入率の向上に向けて、今から進む計画であります。市長のまず決意をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にはきのうも答弁させていただきましたけど、このケーブルテレビが最初優先ありきではないと、これだけは基本的には考えていただきたい。やはりこの行政無線といいますか、災害時におきます周知告知を市民の皆様方にどういかにやっていくのか、これが最優先して、今回こういう事業を導入していただくという、そういう前提の中におきまして、今ご指摘ございましたこのケーブルテレ

ビにおきます加入の関係、今までほかの地域におきまして、それぞれ加入率が低いというのが実情でございます。今回たまたまアナログからデジタルに普通の家庭の絵が変わっていく、変化する、こういう時期が、やはりこの時期におきまして、また市民の皆様方どうこのことに興味を持ち、また、一番私ども地域におきます難視聴の地域、今は共同アンテナでやっている地域、こういうところの解消をどうしていけばいいのか、そういう部分をやはりきちっと整理をさせていただきながら、また、今おっしゃいましたとおり、加入につきまして、どういう料金設定が、今後のことでございますので、まだはっきりしたことは言えませんが、設定率をし、この設定料の料金がどれぐらいになってくるのか、やはりこの部分を十分判断して、やはり普及ということをやらなきゃならないというふうには思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

今後5年間の日置市の最大の大型事業だと思います。10月に説明会が23カ所であったようでございますが、やはりごみの説明会は非常に多くの方が参加されたようなんですけれども、ケーブルテレビの説明会は非常に参加者が少なかったように思います。やはりつくる以上は住民の協力が一番大事ではないかと思っております。今後やはり説明会をする上でも、例えば、来年の4月には、各地区の公民館で総会等があります。総会には非常に多くの方が参加されますので、そういった場で日置市としてケーブルテレビをつくる必要性と、やはり少しでも入っていただく、協力を求めていくべきではないかなと思っております。その点について再度確認いたします。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきに言いました、議員の方もこのケーブルテレビをさきに出していただければ、みんないろんな誤解をさせていただきますので、基

本はこの災害告知をどうするのか、こういう認識の中で皆様方も含めまして、市民の皆様方にきちっと説明していかなければ、卵と鶏がどっちが先かという問題もございますけども、やっぱりそこあたり認識をした中で、この今回の防災無線を含めたこの整備というのを理解していただきたいというふうに思っております。

今おっしゃいましたとおり、今回地区ごとにお話を申し上げましたけど、まだ今のところ、市民の皆様方に本当に身近にまだそのような関心事といいますか、それは少ないというのは思っております。ごみにいたしましては、今自然と毎日出すこととございますので、基本的にこの23年ですか、デジタルに変わる、人間近くが変わってくればいろんなことがどういうふうにして興味を持つのかわかりませんが、やはり私どもは、今後やはりそういう公民館を含めた総会等におきます説明責任というのは果たしていきたいというふうには思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

金額的に1,050円ということなんですけれども、日置市はインターネットの普及率も非常に低いわけでございます。また、国民年金しかもらわない高齢者世帯も多く、1,000円と思うかもしれませんが、やはり所得の低い高齢者世帯なんかは非常に経済的に負担が大きいので、やはり十分に市民が理解しながら慎重に進めていただきたいと思っております。

次の市民病院について市長に再度お尋ねいたします。

市民病院の在り方検討委員会がつくられまして、そして、3月に答申があったわけなんですけれども、これ合併しまして日置市は2年7カ月がたちましたけれども、私も市民病院の在り方検討委員会の中身の質問とか、また市民病院のやっぱり老朽化が非常に進ん

でおりますので、やっぱり早く改善していほしいということをこれまでも質問してきたわけでございますけれども、市長はこれまで在り方検討委員会のことを方針が決まってから次に行くような答弁が多かったんですけれども、やはり市として、この2年7カ月、日置市の市民病院の利用促進について具体的に行動されたのか、また、老朽化などで修繕を私も何度も質問したわけなんですけれども、市として、支援体制が私は十分でなかったかなと思っているんですけれども、その点どう考えているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この在り方検討委員会の前にやはり私も現場の方を十分見させていただきまして、修繕的なものが十分でなかったといえなかったかもしれないけど、やはりそれなりのやっぱり修繕すべき雨漏り等もございました。いろんな問題ございまして、そういう部分については、部分的なものはさせていただきました。やはり基本的にやはりこの病院におきます患者さんを含め、また、地域におきます利用、そういういろんな会の中でやはり市民病院を使ってほしいと、そういう一つの段階等におきますお話は今までこの2年半の中におきまして私の方からもさせていただきました。いろいろこの病院の中のあり方というのが、やはりそれぞれの専門職を含めた、また今までの病院の中の掛かりつけといいますか、そういうものがあって、大変難しいという一つの一般的な市民の皆様方のお声もあったというのも事実でございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

診療所につくりかえるという点で、積極的な投資ができないのは私も十分理解しておりますけれども、やはり最低限の施設整備は十分取り組むべきではなかったかと思っております。

次に行きます。説明会のことで再度尋ねま

す。先ほどの答弁で、地域審議会、自治会、また各種団体の方々と説明をし、意見交換をされたということなんですけれども、実際、日吉に住んでいる方々の説明会など、一般向けに現時点では説明会をされていないようでございますけれども、やはり日吉地域の方々も、今後どうなるのかというそういった心配の声もありますので、やはり一部の団体だけじゃなくて、やっぱり開かれた説明をするべきではないかなと思っておりますけれども、今後その辺についてはどう考えているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回病院につきましての行政が呼びかけた説明会はしておりません。ですけれども、私自身自身がそれぞれの地域におきます総会とか、敬老会とか、もうこの9月から50カ所程度日吉地域の中に入れていただきまして、そういうあらゆる場面の中におきまして、私みずからこの病院を含めた中で、今後こういう形の中で市は計画していると、そこでご意見をいただきたいということで、先ほど申し上げましたとおり、もう9月から12月まで、私五、六十回は地域に入りましていろいろと話をしたというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

実際、五、六十カ所行かれたと思いますけれども、日吉地域の方々からどういったご意見があったのか、また、今後どういったことをしてほしいという要望があったのか、参考があればお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には一番大きかったのが、病院の中におきます輸送の問題といいますか、やはりお年寄りですので、車送り迎えですか、そういうものができないのかと。また、医師の確保がやはり一人体制でいいのかどうか、そういう点につきましていろいろご意見が地域から出ました。基本的には50床そのまま

つくってくれと、そのままの中で、まだそれ以上にしてくれと、そういう大きなご意見もありました。

その反面、また、基本的には今の現状を見たときに早く改築をしてくれと、そういうご意見もありまして、もう様々なご意見をいただいたような気がいたします。

#### ○5番（坂口洋之君）

多くの方から様々なご意見があったと思うんですけれども、やはり一番地域の方々が心配しているのは、現在日吉の市民病院は24時間体制で、夜間でも場合によっては診療をしていただいているんですけども、その現在の24時間体制が維持できるのかという声がありますけれども、今具体的に今後計画されるかもしれませんけれども、やはり私としては、現在の診療所であっても、24時間体制を維持して、病床数はかなり減るわけですが、医療体制を一定の水準に守るべきではないかということをお伝えしたいわけですが、現時点で構いませんので、市長の考え方をお聞きいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、優良といいますか、ベッドを持ったクリニックでございますので、24時間体制の中でそれぞれ勤務体制を組んでいかなきゃならないと、そういうふうにご考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

現時点では24時間体制を守っていくという答弁でございましたので、日吉地域の方々にも、そういった計画が考えがあるということをお伝えしたいと思っております。

医師不足の点について再質問させていただきます。先々週でしたか、市長を含めて大学病院に医師不足の派遣のお願いをされていたようでございます。全国的にも、今医師不足が指摘されます。大学病院に行っていた若い医師の卵がこれまでは大学病院に残って2年

間研修医として働いていたわけですが、それが緩和されてきて、その方々が都会の大きな公立病院や大学病院に行くことによって、鹿児島大学の医局でさえお医者さんが足りないということで、ひどく派遣が厳しいということです。現在、日置市は、医師は現時点では足りているかもしれませんが、やはり今後はこの問題は日置市にも影響を及ぼすかもしれませんので、やはり医師の確保については、鹿児島大学病院なんかと連携をしながら、医師が十分確保できるように積極的に取り組んでいただきたいと思います。

現在、やっぱり医師確保の観点で、やはり賃金も一定水準上げてもらえないと地方の病院にはお医者さんが集まらないという傾向がありまして、全国の地方の自治体病院でも医師不足によって診療科が減ったりとか、また、病院が場合によっては閉鎖になっていくかもしれませんけれども、やはり優秀な医師の確保をやはり安定的にするためにも、日置市は現在医師については市の基準に基づいて賃金が払われておりますけれども、やはり医師のやる気を引き出す上にも、医師の確保を得るためにも、現行の賃金と、あと歩合給などをやっぱり導入することがやっぱり効果的だということをお聞きしておりますので、現体制は足りておりますけれども、今後とも賃金体系をこういった形で歩合給を導入してはどうかかと私は思うわけですが、その点について市長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

今でもそれぞれの医師の報酬につきましては、いろんなあらゆる形の中で手当は支給しております。今おっしゃいましたとおり、公立におきます医師の確保というのは、やはり今後大変厳しい状況であると。先般も大学に行きまして、第一内科の教授とずっとお話をさせていただきましたけど、今以上に本当に

今後とも私どものこの市立病院の方に派遣できるのかどうか。それ以上にまだ鹿児島大学の医局の確保がまだ難しい。このことにつきまして、やはり基本的にこの地方におきます医学部の入学のあり方とか、そういう原点が変えていかない以上は、大変医師不足というのは、大変今後とも出てくるという一つの教授の見解もいただきました。私どもにしても、やはり今後の確保、今おっしゃいますとおり、基本的にまだある程度のこの経営というのがございまして、それは幾らでも高い形の中ですればまたそれなりの確保というのもできますけど、ある程度のやはり報酬的なのは、その病院に見合った一つの報酬単価になってしまうのかなというふうに考えております。

今後とも、やはり鹿大の医局と十分このことはお願いをしながら確保に努めてまいりたいというふうに思います。

#### ○5番（坂口洋之君）

今後とも医師確保深刻になりまして、国も160億円計上して、資格補助の予算も来年度予算に配分されるようでございます。

職員の雇用についてお尋ねいたします。先ほど職員の雇用については配置転換含めて考えているという答弁でございますが、現在、市民病院は常勤24名、非常勤の職員が23名ございます。やはり多くの職員が将来について非常に不安を持っております。現行の50床の病院から診療所へ変わるわけでございますので、職員も当然定数が関係しております。

まずしっかり正規職員のしっかり雇用を守れるのか、また、職員を路頭に迷わせるような心配はないのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にこの19床に対しますまだ職員数の数というのも今からはっきりして出てくるというふうには思っております。

先ほど申し上げましたとおり、こういう一

つの改革をする中におきまして、どうしてもまたほかのところに配置転換をしなければならぬ方も出てくるのかなと思っておりますけど、その前に、以前にやはり職員の皆様方には十分お話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

雇用についても、当局と職員の信頼関係がまず第一ではないかと思えます。当然理解と協力を求めなければならないと思っておりますが、今後、具体的な計画が進めば、職員の雇用なども、職員組合などと十分に話をしながら早めに対応するべきじゃないかと思えますが、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に今お話のとおり、その職員の今度19床におきます定数等もきちっと今後わかってきますので、先ほど申し上げましたとおり、事前に職員の皆様方と十分話をさせて進めさせていただきたいと思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

最後の発言ですけれども、やはり正規職員は配置転換ということなんですけれども、現在23名の嘱託職員の方もいらっしゃいますので、その辺の公用についても十分認識しながら、お互いが信頼関係を持ちながら今後の診療所への建設計画を進めていただきたいと思います。私の質問を終わらせていただきます。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどの数字でちょっと一つだけ訂正をさせていただきます。地場産の数量を申し上げましたが、現在、近ごろのと言いましたけれども、6月に1週間、県下一斉に1週間の給食のある日を決めて調査をした結果でございます。東市来のセンター調理場に40.7%ということでございますので、訂正させていただきます。



○議長（畠中實弘君）

次に、11番、漆島政人君の質問を許可します。

〔11番漆島政人君登壇〕

○11番（漆島政人君）

さきに通告いたしました3つの件について質問させていただきます。

初めに、一般質問のたびに毎回お話していることですが、合併の一番の目的は、行政経営のスリム化による財政の立て直しだと思います。そのスリム化を図っていくために、現在日置市が取り組んでいるのが行財政改革です。そこでその行財政改革の基本となるのは、単に補助金や今まで支出していた経費を削減していくことではなく、どういった事業を取り入れ、どういった事業を廃止もしくは規模縮小していくのか、その優先順位の見直し作業だと思います。

また、その作業を実施していく中で大事なことは、私が申し上げるまでもなく、その優先順位の判断を誤らないことです。仮にその判断を誤れば、財政の立て直しはおろか、行政経営に対する住民の理解や協力も得られなくなるのではないかと思います。

そこで今回の質問で私が申し上げたいことは、その優先順位のあり方について、市長と私との認識ではかなりの違いがあるようです。

まず、その1つが、地区公民館での証明書の発行サービスです。この事業はことしの4月、まだ多くの問題点が指摘される中で、地区公民館建設の必要論に相乗りした形で多額の経費をかけてスタートいたしました。しかし、上半期での利用実績はわずかで、費用対効果の面で今後の事業継続の必要性が問われています。合併したからといって各支所窓口までの距離が遠くなったわけでもないのに、なぜこの事業を優先する必要があるのでしょうか。私は、来年度からは廃止し、どうしても必要と思われる地区については、郵便局で

対応できるように整備していけばいいと思いますけど、このことについて市長はどうお考えかお尋ねいたします。

次の2点目は、東市来B&G海洋センターで実施している事業を民間の指定管理者へ委託する件です。B&Gの18年度決算収支は約3,200万円の赤字です。これを民間へ業務委託することによって約2,500万円まで削減される計画です。しかし、削減されるとはいえ、2,500万円もの税金投入はまだ莫大な金額です。今の事業体制のまま委託することが住民のために一番いい方策と言えるのでしょうか。私は施設が老朽化し、修繕費等がふえることや、3割を超す市外利用者のことも考えれば、管理公社等で管理運営できる範囲での施設活用にとどめ、浮いた経費については、ほかに必要とする事業へ振り向けていく方が行革の基本路線に沿ったやり方ではないかと認識いたしますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

3点目は、来年度から計画されている防災無線の有線化とケーブルテレビ事業の導入についてお尋ねいたします。まず、初めにこの事業に対する執行部側の方針を申し上げますと、防災無線が老朽化している地域がある。しかし、設備を更新するとなると、一自治体一周波数という法的な制約があるため、市全体で更新する必要がある。また、その費用は20数億円必要で、国庫補助はなく借り入れと一般財源で対応しなければならない。そのため、市の方針としては、昨年整備した光ケーブルを利用し、各家庭に音声告知用の機器を設置し、有線方式による防災連絡網の整備をしていく。また、それと同時に、そのケーブルを活用し、利用を希望する人にはケーブルテレビやインターネット等のサービスを開始していく計画である。また、これらの事業に伴う費用は約25億円で、うち3分の1は国庫補助が受けられるとのこと。

これが市長が提案されている事業計画ですが、そこで、初めに防災無線のことからお尋ねいたします。

有線方式は国庫補助があるとはいえ、年間の維持管理費や停電、断線等が発生したときに活用できないこと等を想定すれば、今の無線方式を更新する方がいいと思いますが、有線方式を進める理由として、昨日の答弁では、事業に対する補助交付が受けられるとのが主な理由のようでした。

そこでお尋ねしますが、さきの住民説明会では、今の防災無線を更新するとなると、20数億円かかる見込みであるとの説明でしたが、この金額はどこからこういった根拠で算出されたのかお尋ねいたします。

それと、全戸に有線の音声告知用の機器を整備していくとの説明がありましたが、その費用と年間の維持管理費は幾らになるのかお尋ねいたします。

次に、ケーブルテレビ事業についてお尋ねいたします。事業運営や施設の維持管理費について年間の一般財源の持ち出し額をどの程度予定されているのか。また、ケーブルテレビへの加入申し込み割合にかかわらず、防災有線も含めた事業費全部に対して3分の1補助になるのか、このことについてお尋ねします。

最後に、私もいろいろな機会を通じて、幾つかの自治体が運営するケーブルテレビ事業を勉強させていただきましたが、その中で共通して強く印象に残っているのが、多額の経費を伴う事業で、利用料金だけで維持管理運営していくことは非常に難しいということです。財政見通しが厳しく、今いろいろなところで歳出の切り詰めをし行革に取り組んでいる最中、なぜこの事業に取り組む必要があるのか、このことを最後にお尋ねして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

## ○市長（宮路高光君）

1番目の地区館での証明書の発行サービスについてということでございます。地区館等での証明書発行サービスについては、今後の行財政改革により職員数の削減を進め、組織機構の見直しを行ってまいっています。また、今議会で可決いただきましたように、永吉出張所を廃止することも視野に入れて、合併後の住民サービスが低下しないようにするための一つとして整備の進め方でもございました。

ご指摘ございましたとおり、5カ月間の実績といたしましては、利用人数が158名、証明書の発行件数が192件になっております。

特にその中におきまして、地区館で行っているのが78名、郵便局が80人となっております。郵便局におきましては、1件当たり168円の手数料が発生しております。

今後、それぞれの地域におきまして、郵便局への転換の希望と申しますか、地域におきましてはそういう地域もございますので、いろいろと地域の皆様方とお話し合いをしながら、郵便局、また相手の郵便局もございまして、そこあたりとは十分話をしていきたいというふうに考えております。

今後、やはりこの地区館におきますサービスの中におきましては、やはり地域に住んでいらっしゃる方々がトータルにわたりましていろんな相談業務、そういうものもできるようにしていかなければならないというふうに考えております。

2番目のB&G東市来海洋センターを主とする施設を指定管理者へ運営委託することについてのご質疑でございますけど、B&G海洋センターは、B&G財団が全額出資いたしまして、昭和60年度にオープンし、平成16年に年間使用できる温水プールにリニューアルオープンしております。利用者もこれまでより2倍近い年間7万2,000人の

利用者となっております。利用内容も、スイミング教室のほか水中ウォーキングや関節痛の改善教室などに広く利用され、市民の健康増進、高齢者の医療費抑制面においても効果がある施設となっております。

今回、指定管理者へ運営委託する計画であります。これには施設維持管理費の削減と民間活力を生かし、施設の設置目的が効果的に達成され、市民への利用サービスがより一層図られるものと期待するところでございます。

なお、B & G海洋センターの運営についてはアクアインストラクターの配置など一定の条件があり、通常の管理公社の運営とは異なるところもあります。

3番目の防災無線、防災行政無線の統合については、平成29年を境にアナログの周波数が使えなくなると聞いておまして、近い将来統合を行わなければなりません。この整備費用に20数億円かかるということを説明いたしました。その内訳につきましては、個別受信機や親局、中継機器などの機器整備に約17億円余り、関連するのに5億円余り、計22億円余りが必要とします。また、ほかにも関連がございますので、こういう試算につきまして、それぞれ原課の中におきまして業者の方に見積りをさせたら、このような状況であつということでございます。

防災という観点から、無線方式はリスクは少ないというふうに考えております。ですけれど、この無線が入りにくい地域もあつたりいたしまして、100%安心はできないというふうに考えております。

有線の場合につきましては、ご指摘ございましたとおり、台風とかいろいろな時期におきまして断線が、停電とかそういうことも起こり得るということは想定しております。

ですけれど、今後、さっきも申し上げましたとおり、このケーブルテレビを使う場合につ

いては、その配線等につきましては、やはりこのケーブルテレビを運営される方に委託をいたしますので、今後、断線のときについての費用については、その業者がそれぞれ修繕等を行っていくという、そのようにしていきたいというふうに考えております。

それと、この防災行政無線を有線化するための事業費として、おおむね25億円を見込んでおまして、将来のこの維持管理費については、ケーブルテレビの加入率とも関係しますけれども、加入されなかった世帯のケーブルテレビの維持管理と、新築、住宅への新設、機器の予備の準備などが考えられるということで、今の段階で維持管理費が幾らかということは、まだちょっと試算しておりませんので、今後、詰めた形の中で試算もしていきたいというふうに考えております。

ケーブルテレビにつきましては、今回、防災有線として市が整備したケーブルを、さきにも申し上げましたとおり、民間の放送事業者に貸し出して、それぞれの家庭の判断により加入していただくこととなります。今、これを進める理由といたしましては、平成23年7月に、日本のテレビがすべてデジタル化されるため、市内の約6,300世帯、約20%程度のテレビ難視聴組合の方々の施設の改修が必要になってくると。そういういろんな諸条件もございましたので、今の時期に取り組んでいけたらというふうに考えております。

また、ケーブル事業につきましては、民間の放送事業者に運営をお願いしたいと考えておまして、加入者が納入される毎月の使用料で維持管理を行いますので、基本的にこのケーブルテレビにおきます市の持ち出しはないというふうに考えております。

また、今回の交付金事業は、総務省の地域情報通信基盤整備交付金と農林省の農村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を予定し

ておりました、これは20年度の予算要求でございますので、きのうも申し上げましたとおり、この事業の採択というのがございまして、まだそれぞれ国の予算も通っていない状況の中でございますので、来年にこのことが確定するのかという大変不安もございます。そういうことはまだ確定しておりませんので、確定する中において、またきちっとした整備をしていかなければならないというふうに思っております。

**○議長（畠中寛弘君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を14時15分とします。

午後2時03分休憩

---

午後2時15分開議

**○議長（畠中寛弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○11番（漆島政人君）**

先ほどいろいろご答弁をいただきましたので、順を追って再度いろいろお尋ねしたいと思います。

住民票などの交付サービス、これを続けていく理由として、職員の削減とか、そして組織機構の再編等に対応していくと、それとあと、いろんな地区公民館で相談業務をやっていきたいんだというような趣旨の答弁ではなかったかと思っておりますけれども、地区公民館での相談窓口をしなくても、今現在、各自治会に職員の方が配置されている事業もなされているわけです。その中で、職員の方もかなり入り込んだ形で丁寧に対応されているのではないかと思います。

そういった中で、住民票をもらいに行く距離も合併した後とでは何ら変わりもない。そして、どうしても必要としても年に一、二回ですよ。こういったことを考えた場合に、住民の方がこのことに対してどの程度負担になっていたのかというのは、余りなかったん

じゃないかなと、そういう気がします。

また、多くの地区が、各支所、本庁までの距離はほとんど15分で行ける範囲にあるわけですね。そういった中で、いろいろ先ほど市長は必要な理由を言われましたけれども、1週間に2回、それも午前中ですね、こういった中途半端なサービスを続けていく必要性というのは、物すごく疑問を感じるわけですね、このことについて、市長はどうお考えか、再度お尋ねします。

それと、行革大綱の中に、行革推進に当たっては、常に計画、実行、検証、見直し、この作業をしながら進めていくとうたわれています。このことも踏まえて、これからも続けていくという方針が出されているのか、このことについてお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

さきにもお話し申し上げましたとおり、その地域におきまして、今おっしゃいましたとおり、この発行は週に今2回ほどやっております。この2回だから少なかったのか、こういうことも検証しなけりゃならないし、また話のとおり、郵便局の方にできるものは、その地域との話し合いをしながら、郵便局の方に転換できるものは、地域は郵便局の方に転換をしていきます。

基本的に、この地区館機能という一つの制度の中におきまして、今後やはりこのコミュニティ、組織の充実という一つのものの考え方の中におきまして、今後恐らく自治会統合というのも今後大きな一つの課題でございます。こういう統合を含めた中におきまして、やはり今後、今まで自治会活動しておったことを含めた中でも、この地区館がそれなりの機能といいますか、そういうまとめ役というもの、今後やはり私は大事なことであるというふうに考えておりますので、やはり今後におきましては、幅広い形の中で地区館におきますウエートというのは、今後とも大きくな

ってくるというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

事業をする以上、それに携わる職員も、またその利益を受ける住民も、その事業に対する理解がなければ、本当のやっばし身のある事業とは言えないと思います。その観点から言えば、本当にそれに携わる職員の方も、本当に必要な事業だと思って、住民の方はまたそこで対応されている職員の方も、本当にこれは必要だと思っておられるのか、それは問題だと思います。決してそういうふうな理解は得られていないと思います。

例えば、そういった中で、その十分理解が得られていない中で、職員の方も働く状況というのは、やはり暖房も節約されているわけですよ。そして、昼になると、電気も消して暗いところで食事をしている。その一方で、本当に必要なのかなという事業を続けていけば、やはり一番先頭に立って行革に取り組んでいく職員のその士気というものも私は低下していくと思いますが、市長はどうお考えか。

それと、地区公民館は、これから大きなやはり役割を担って行くんだと。確かにそうだと思いますけれども、やはりそのこれから地域づくりをやっていく地区公民館で、その拠点となるところで、地域住民がむだ遣いではないのかというような考え方を持てば、逆に地域づくりに対するこの住民の協力理解も得られないと思いますけど、こういうことについてはどうお考えか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、6月からいたしまして、それぞれ今おっしゃいますとおり、これはこのことについては、毎年それぞれ地域を含めまして、さっき言いましたように、どう効果があったのか、本当に今議員がおっしゃいますとおり、もう地域で本当にこれはもう必要ないとか、そういう地域26カ所しておりますので、そ

うものも私どももやはりきちっとそういう実態把握もさせていただきたいというふうに思っております。それぞれの地域ではこれが必要という地区もあるのかなと、それぞれは今議員がおっしゃいますけど、全部が全部それではないのかなというふうには考えておりますので、やはりこのことについては、一年一年間の検証、検証をしていく必要はあるというふうに思っておりますので、ことしちょうど1年過ぎた中におきまして、この1年間を振り返ってどうだったのか、また地区の皆様方の自治会長さんを含め、他の方々との意見交換を十分させていただきまして、その地域はもう要らないよという、地区民がそういう考え方の中であつたところは、私はもうそういう要らないものをわざわざ行政の方でもしていく必要もないと思っておりますので、そこあたりは十分地区民と話をさせていただきたいと思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

事業をスタートして半年経って、これからそういった状況を把握していく、こういう考え方はどうなんですかね。既にやはり事業をする前に、こういう事業をしたいけどどうかと、やはりそういう検討会をしてやっていくべきだと。

それとあと、先ほどお話しましたが、計画、実行、検証、見直し、この行革に取り組む姿勢ですね、この検証はされたのか。それについては、さっきお答えがなかったですよ。それについて再度お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この検証につきましても、1年後におきまして、そういう1年間の経過を含めまして、検証をきちっとさせていただきたいと思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

1回スタートした事業は、簡単にやめないのが私は行政体質だと思います。でも、これ

からはそういう考え方は、これからの行政経営にはそういう考え方は通用していかないのではないかと。やっぱりシビアに物を考えていく、本当に身になっていく、サービスをしていく、そういった考え方が必要ではないかと思えます。時間の関係がありますので次に移ります。

次に、B & Gの海洋センターの指定管理委託の件についてお尋ねいたしますけど、先ほどの答弁では、その民間委託することによって経費削減をしていく、そして、民間の活力を生かしていく、そういったのが主な理由ではなかったかと思えますが、私は、やっぱり民間に委託して経費が削減できればいいというものじゃないと思えます。そのことは十分市長も承知されているはずですけど、やはり今の時代にあっているか、また地域ニーズにあっているか、財政的にこの事業を継続していくべきか、やっぱり施設の老朽化も含めて、今後、民間委託してまでやっていくべきなのか、いろんな総合的な検討が必要だと思えます。

そうなった場合、私は、やはりこのB & Gについては、先ほどもお話しましたけれども、施設が非常に古いです。となると、このB & Gの事業の中で一番経費がかかるのがプール事業ですよ、このプール事業を夏場だけの施設開放にして、夏場以外については、ほかの形でいろんな取り組みをやっていってもいいんじゃないかと、そういう事業選択もあると思うんですけど、そういったいろんな形の事業選択はなされなかったのか。このことをお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

通常このプールの関係でございますけれども、おっしゃいますとおり、この委託を夏場だけして、夏場だけしている箇所もあるようでございます。

さきにも申し上げましたとおり、この施設、

平成16年、もう3年ぐらい前に、これを温水プールに一応施設を改善していると、そういうこともございまして、今回やはりこの温水を含めた施設を整備しておりますので、今ご指摘ございましたこの夏だけということは、大変この施設の今まで通してきたことの効果を考えれば、今の状況の中で、全体的な運営管理をしていった方が効率的であるという判断をした中で、今回指定管理者制度の中でも、年間運用という中で委託を今お願いしているという状況でございます。

#### ○11番（漆島政人君）

3年前から温水プールをやっているから、このまま継続した方がやっぱり事業効果としてあるんだというような言い方なんですけど、やはり私はこのB & Gが設置してある目的は、やはり住民の健康福祉、それに青少年の健全育成、こういうものが主な目的ではないかと思えます。となれば、やはりB & Gでなくても、ほかのところでもこういう目的はいろんな形で達成されているわけですよ。だから、やはり確かに継続していくことも必要かもしれませんが、施設自体が老朽化している。それとやはり今の原油高騰もあって灯油なんかも値上がりしている、これが値上がりしています。あと、そういうことを考えれば、本当にこれ継続していくべきものなのか。私はやっぱり水泳のこのレベルを上げていきたいとか、そういう人については、民間にスイミングスクールがあるわけですから、そういうところに行っていただいて、やっぱり行っていただければいいんじゃないかと。

それと、なぜやっぱり私はこの事業は規模を縮小していくべきだと申し上げるのは、現在、東市来だけでも多くの事業が山積しているわけです。例えば中学校のグラウンドの排水工事ですね、あと水道関係では水源の確保も近々の課題となっています。あとこの水道の老朽化した施設、これも上半期で60何件の

漏水事故も発生し、ことしは百二、三十件いくんじゃないかというような予測もされています。こういったことを考えた場合に、あとまた、東市来ではあれも区画整理事業もやっておられるわけですが、これもなかなか思うように進めていけない。やはりそのいろいろな事業が進めていけない背景には、やはり予算の確保というものが難しいからというのがあるわけですよ。

やっぱりこういった実情を考えれば、やはりこっちの方を少し歳出を削減して、こっちの方に回していく、そういった考え方がやはり今の行革に取り組んでいく基本路線であると同時に、その方がやっぱり私は地域住民の利益にもなっていくと思いますけど、市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

議員の方もご指摘ございましたとおり、今、3,200万円程度かかっておったのが2,500万円程度でできる。少しでも私どもの方もこの指定管理者制度をするには、ある程度の経費節減、これが一番おおきな主でございます。基本的に3年間ということがございまして、今おっしゃいましたとおり、老朽化の問題、そういうものを組み合わせながら、また基本的には3年後に本当に存続すべきなのか、修繕すべきなのか、その論争は私が出てくるというふうに思っておりますけど、とりあえず行革を含めた中で少しでも経費的なものを削減しよう。そういう趣旨の中で、早くこの指定管理者制度をした方がいいのかなという判断の中で、今回の12月の中の議会の中にも出させていただいたという経過でございます。

#### ○11番（漆島政人君）

契約を締結すれば、毎年2,500万円のお金が3年間続いて支出されるわけです。また、経営に支障を来たす修理等が発生すれば、それもまた市の方で対応していかなければな

らないわけです。

それと、やっぱり指定管理者に委託することで一番大事なことは、やはり長期的な展望を見据えてやっぱり政策ビジョンを描いていくべきだと。そうなった場合に3年後に続けるべき施設なのかどうか。あやふやな状態で、この老朽化した施設を安易に指定管理者に委託するのは、やはりこう安易な民間委託、これはやっぱりするべきでないと思いますけど、このことについてどうお考えかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

漆島議員とは、江口浜荘もございましたけど、基本的に議員の言うには、もう最初の中でいろいろと論議をした中で、言わば廃止をするか、使用するか、この2つの決断を踏ってすべきであると、そのようにいろいろと見解をしているというふうに思っております。私もそのことは、やはり議員がおっしゃるのは十分わかります。理解はしております。ですけど、今この施設を含めた中、また今、年間7万2,000人、利用している方を含めて、またそういう地域のまたそういう声、そういう全般的な声を入れた中において、やはり今はこういうふうにしてどうにか存続して利用していく方が一番最小限の中でいいんじゃないかと。そういう判断の中で今回指定管理者の方をお願いしたということでございます。

#### ○11番（漆島政人君）

今回、委託して、あとあとのその展望が開ければ、私も何も申し上げません。さらに事業内容を変えていけばいいんじゃないかと色々な形で改革をしていけばいいんですけど、これが3年後は実際にどうなるかというような状況に立たされているから申し上げるわけです。時間がありませんので、次の方の質問に移ります。

次に、防災無線についてお尋ねします。

今の防災無線を今後有線方式に変えていくということですが、これについて、我々も具体的な資料がないまま議論をさせていただいているものですから、全くこうよくわからないというのが現実です。

その中でちょっとお尋ねしますが、この事業はケーブルテレビ事業の一環なのか、それとも防災有線の整備があって、その追加事業としてケーブルテレビ事業があるのか、これをちょっとお尋ねいたします。

それと、音声告知用の機器は幾らぐらいするのか、あと耐用年数は幾らするのか。あとSTB、セットトップボックスですか、これは経由しなくてもいいシステムなのか。それと、先ほど答弁で防災無線の管理についても業者に委託するようなことのお話でしたけど、実際そうなのか。それと、その防災無線の管理まで委託した場合、その経費はどの程度かかるのか、まずこのことをお尋ねいたします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問の中で、まず最初の防災行政無線の有線化が先か、それに附帯したサービスがケーブルテレビ、インターネットなのかというご質問については、おっしゃいましたように、今回、国の情報化促進の事業を使って防災行政無線を有線化して整備したいというのがまず一つです。全戸に有線を配置することで、ケーブルテレビの利用とか、インターネットの利用が可能になりますという付加したサービス、そういう考え方の中で今回整備を進めていきたいというふうに考えております。

で、防災告知の端末の金額のことでございますが、一つのこれまでの検討の中で、防災無線を全体を統合した場合の無線用の——デジタル無線用の告知端末というのは、大体価格として6万円から7万円ぐらいの範囲の中の単価のようでした。それから、有線の方も、高いやつは本当に高いものがござ

いますが、今回いろいろ調査をする中で、1戸1万円前後でFMのラジオ機能が1局なんですけれども、ついたようなものがあるとか、いろんな形があるようでございます。で、今後の維持管理につきましては、先ほど市長が申しましたのは、全戸にケーブルを引きますので、ケーブルテレビ事業者にその線を貸し出して、IRU契約で半永久的に貸し出して、事業展開をしていただきたいと思っておりますから、ケーブルテレビに加入していただいたご家庭の配線については、放送事業者の方で維持管理をしていただくと。で、残った、加入していただけなかった世帯のケーブルについては、市の方で維持管理をしていかないといけないというふうに考えておりますので、具体的な数値を出せなかったのは、その割合をどれぐらい見るかという問題もでございます。そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

STBにつきましては、これは、デジタル放送をアナログ化して、既存のテレビに映し出すという一つの機器でございます。ですから、基本的には、ケーブルテレビ事業に加入いただいて、まず1つ目が、その既存のアナログテレビでございいただくために必要な機器であるということ、であと、多チャンネル放送、そういったチャンネルをご覧いただくための整備をするための機械、そういった機能を持った機器でございますが、これについては、ケーブルテレビの方の利用の中で使用料として含まれて、リースでそれはお貸しするという形になります。防災告知については、別途の配線でそれぞれ端末につながりますので、STBは返さないという形になると思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

そしたら、各家庭までは防災有線が引かれるわけですので、その間の線の断線等については、行政の方で対応されるということですね。ここを確認したいと思っております。



### ○企画課長（富迫克彦君）

各2万2,300世帯余りに全部線を引っ張らせていただきますが、基本的に、これをケーブルテレビとかインターネットとかいう事業がなければ、すべて市の方で維持管理を考えないといけないということになります。ただ、今回私どもが計画していますのは、市内の情報格差をなくすために、今回整備する線を放送事業者等に貸し出して、ケーブルテレビ、インターネット、IP電話、そういった3つのサービスをご利用いただきたいということですから、その事業は市は事業者の方に委託して行いますので、市の財産であるケーブルを貸し出して、事業者が運営するということになります。したがって、一般的には、市の財産を貸し出しますから、市の方が使用料をとれるということになるんですけども、今回はそういう報酬のことも含めて、委託事業者をお願いしてまいりたいと思いますから、ケーブルテレビに加入していただいた世帯の線については、放送事業者が維持管理を行うと。で、もし加入いただけなかった線、世帯があれば、その線についての断線とかいうものについては、行政の方で対応せざるを得ないというふうに考えております。

### ○11番（漆島政人君）

どこで断線するかもわからぬのに、まだそこが緊急の場合に使っているか使っていないかもわからぬのに、どうやってそこを区別してメンテナンスに入っていくのか、そこはこう我々が全くこう理解できない状況です。

それとあと、この線はいつ切れるか、どういう状況——どれだけ切れるのかわからぬのに、その委託費用はすべて向こうが見る——その経費はすべて向こうが見るのか。このことをお尋ねいたします。

### ○企画課長（富迫克彦君）

少しご説明の仕方がまずかったかと思いま

すが、今、日置市で引っ張っています140キロ余りの幹線のケーブルがございますね。これを使って主な地区館でありますとか、小学校でありますとか、いろんな施設まで引いてございます。そこから最寄りの自治会にもう一つ大きな線を引っ張っていきます。その先に各世帯がありますから、世帯がありますから、私が先ほど申し上げたのは、自治会の中心部までというふうにお考えください。その先をケーブルに加入しているかしていないかという判断が出てきますけれども、自治会の中心部分プラスそこから出ている四、五十メートルの、もしくは100メートルの世帯に配られているケーブル加入者の分は、事業者の方でメンテナンスをするというふうにご理解いただきたいと思います。（発言する者あり）いわゆる引き込み線ていいですか、そういう線については、ケーブルテレビ事業者の方でどの世帯が加入しているしていないというのは、管理ができますから、そのところは、線引きは可能でございます。

で、どこが切れるかわからないというのは、もうおっしゃるとおりでございます、その引き込みの部分切れる可能性も全然ないわけじゃないです。もっと言うと、手前の大きな部分が切れるかもしれません。ですから、常に監視が必要なのは、まず大きな部分がありますし、そこから自治会の中心までいっている部分、そこまで断線とかあれば、もうその地区全部放送が通じませんので、そういった部分について、事業者の方で管理運営をするということを想定しております。

### ○11番（漆島政人君）

時間だけがばんばん過ぎていくものですからですね。この件はこれでいいです。

次に、防災無線を、今の防災無線を更新すれば、20数億円かかると。これ21億円なのか29億円なのか、全くアバウトな感じでの説明なんですけど、この積算根拠について

は、先ほど答弁はなかったですよ。これについてはどうなのか、お尋ねいたします。

○総務課長（小園義徳君）

先ほど大枠で市長の方からお答えをいたしましたと思っております。それで、詳細につきましては、平成17年の8月に、パナソニック株式会社の方に委託しまして、こちらの方で試算をしてあります。

それで、親局の整備の方に消費税込みですが、6,100万円余り、それから遠隔装置、遠隔制御装置ですけれども、これに1,800万円余り、中継局に5,000万円、それから屋外拡声子局に2億9,700万円、個別受信機が13億2,600万円、その他工事費が5億円ということで、合計22億5,600万円という試算をいたしております。（「22億……」と呼ぶ者あり）22億5,600万円という試算でございます。

（発言する者あり）

○11番（漆島政人君）

これは、多分デジタルで積算されたことだと思います。先ほどデジタルの音声告知については、企画課長だったですかね、6万円か7万円ちゅう言われましたね。告知端末。これは、その機能によっていろいろ違うと思います。私が聞いたのは3万5,000円ぐらいで、デジタルであっても、今あちこちの自治体でやっているのは3万5,000円ぐらいだということを聞いております。そうなれば、先ほどの説明では倍の金額ですよ。

それと、私は、今、総務課長がデジタル方式で更新した場合に、この22億円幾らと言われましたけど、別にデジタルでしなくても、アナログ方式で更新すれば、アナログの場合はデジタルの3分の2、デジタルはアナログの約1.5倍て言われますから、逆にひっくり返したら3分の2ですよ。この金額で済むわけですよ。なぜアナログで更新をされないのか。この計画はされないのか。この見積

もりはされないのか。このことをお尋ねいたします。

○総務課長（小園義徳君）

平成29年までには、すべてをアナログ、デジタル方式に変えなきゃいけないということになっておりまして、今、地上デジタルの方はもっと早い時期に変わりますけれども、この防災行政無線につきましては、29年ぐらいまでという形に延期されております。といいますのが、今おっしゃいますように、いわゆるアナログで更新すれば、安く済みますが、そういうデジタル方式の方に變更せざるを得ないということで、各自治体もこの變更には、いわゆる多額の経費が必要になるということで、なかなか手つかずでいるところ、今の実情であります。ということで、今後整備するとしてしましたら、もうデジタル化で整備するというので、アナログの検討は全くいたしておりません。

終わります。

○11番（漆島政人君）

29年度までにアナログに変えないといけないということでしたけれども、私もこのことがすごく気になって——デジタルですね、デジタルに変えないといけないちゅうことでしたけど、私もこのことが気になって、県の危機管理防災課の方に行っているいろいろ詳しく調べてみました。そしたら、現在、防災無線システムを構築していないところについては、これについてはデジタルじゃないと認めませんよ。でも現在、アナログ方式でやっているところについては、アナログの更新は認めますと。そうなった場合に、この29年度はどうかといういろいろ話を聞いたところ、アナログでの更新を認めれば、その耐用年数がある期間は、国も絶対に29年が来たから変えなさいということは言わないんだと。だから、アナログで更新されたらいいんだと。

それと、アナログで更新する場合は、やは

り今の4つあるこのうちの一つを残して、これにつけ加える形で統一する方法もあるのではないか。それは専門的な調査が必要だと。容量と何とか。そういういろいろ聞きに行ったらそういう結果だったんですけども、そのことについてはどうお考えかお尋ねいたします。

#### ○総務課長（小園義徳君）

今、県の方にも、この整備の例えば、補助事業についても確認いたしたところでございますけれども、その辺につきましても、交付金、あるいは補助金の制度はございませんと、もう起債事業だけになりますよということで教えてもらっております。

で、今議員がおっしゃったようなそういった情報はちょっと得ておりませんが、ただ、アナログ・デジタル併用の整備の仕方はあると。しかしながら、その29年のデジタル化に向けては、その時点では変更していかないといけないだろうということで、私たちは確認をいたしているところでございます。

#### ○11番（漆島政人君）

アナログで更新した場合、29年に変えないといけないという制約はないということで、その方向でやっぱり私は進めていくべきだと思います。

それと、デジタルについては、専門家もデジタルのメリットちゅうもんがもう見えないと。何でかという、どうしても緊急の場合は、やはりこの防災機器というのはシンプルなほど機能を発揮していくと。

現在、湧水町ですか、湧水町は旧吉松はアナログでやっていると、栗野町はそれがなかったためにデジタルでやっていると。でもこの取り扱いについては、消防団関係については、やっぱり団長あたりは年齢の高齢者がいるから、取り扱いに物すごく苦慮されていると。そういうことだから、アナログの方がお金は断然安いし、こっちで更新していくべき

ですよ。そして、このアナログは、前は取り扱う業者もあんまりいなかったけど、今は何社もおられるから、競争原理が十分働くというそういった説明を受けてきたわけです。

そこで、私が申し上げたいのは、全く20数億円かかりますよという、ただそれだけな漠然とした感じで情報提供をして、住民の方には有線で進めようとしているわけです。となると、かなり偽った情報を提供してこの事業を進めようとしているわけですが、それではやっぱり問題です。これだけいろいろ石油なんかも燃料なんかも上がって大変な状況で、やはりそのことを考えたときに、私はもう一回無線方式のアナログ方式で、実際に更新した場合どの程度お金がかかるのか、また、今ある機器については、部品交換で機器更新はできないのか、こういうのも専門的なコンサル依頼をして調査をして、やはり有線と無線を対比した形でやはり議論していくのが、やはり行政が事業を導入していくときの基本だと思いますけど、これについて、このことについて市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、この前提条件というのが、有線にしていく場合につきまして、さっきも申し上げましたとおり、これは補助事業がつかなければ、これは大変な、もう有線というのも大変難しい状況であるというふうに思っております。そこあたりを含めまして、今ご指摘がございまして、このアナログと、また防災無線におきます積算をいたしますけど、基本的にこの防災無線、今私どもの方は消防署の方からも無線が来ております。消防署の今後広域統合というのがございまして、この無線の統一化というのも入ります。基本的には、今議員がおっしゃいますけど、その市の独自のこの無線の状況じゃ、アナログでいいからそれを残していこうというのは、少し難

しい部分があるのかなと思っております。やはりこの防災無線につきましては、消防との直結をしていかなきゃならない。消防におきましては、それぞれの防災無線の統一ということで、またこの消防の区域の中におきます再編というのもやっていきますので、基本的には、私はデジタルの方で消防の無線の方も今後更新していくはずだというふうに思っておりますので、そこあたりもやはり関連づけて考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

### ○11番（漆島政人君）

その県の担当課の方は、現在、日置消防の方のその周波数の統合もさせていただいています。そういうこともやっぱり管理指導していく立場の中で、なぜ有線方式なんですか、なぜデジタルなんですか、一番いいのはアナログでやっていくべきでしょうという説明を受けたわけですよ。だったらやはりもうちょっと専門的に詳しく調べてやっていくべきだと思います。

それとあと、防災無線とケーブルテレビは分けて考えるべきだと思います。池満議員も何かそういう趣旨の質問をされるようですが、その理由として、まず一つが、この有線と無線の金額、工事費、維持管理費、これがまだ私が今答弁を聞いている範囲でははっきりしない、全く明確に示されていない状況です。まずこのことが一つ。

それとあと、私も10月末に、議会の行政視察で、福岡の嘉麻市に、ケーブルテレビや防災無線の件で研修に行きました。嘉麻市は4つの町が合併して誕生した町ですが、その中で旧山田市が、ケーブルテレビ事業を導入していました。しかし、財政的な面や事業効果等の課題もあり、新市での事業拡大計画はなく、むしろ運営経費の面で、利用料金の値上げが検討されていました。

また、防災連絡網についても、ケーブルテ

レビ事業の中の一つとして、各家庭に音声告知放送機を設置されて、この連絡網を対応されてたわけですけれども、このシステムも台風等が発生したときに、停電や断線の影響で、肝心なときに住民への周知が図れない等の理由で、新市になってからは、全域的に防災無線によるシステムを構築されていく計画になっていました。

また、鹿児島の離島においても、台風襲来が多くて、ケーブルテレビで対応していた防災連絡システムを再度無線方式に変えた自治体もあります。これは県の方でいろいろ情報を入れたわけですけれども、防災連絡網は、緊急や災害のときに確実に機能しなければ何の意味もないわけです。そこで、やはり私はこのケーブルテレビ事業と防災無線事業は、切り離して考えるべきだと思いますけど、市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

### ○市長（宮路高光君）

それぞれその経費的なものが大変大きなポイントにもなってくるというふうに思っております。私どもは今後今まで詰めてきたのは、その別々考えた場合は、また防災無線は防災無線、ケーブルテレビはケーブルテレビ、この別途にした場合は大変な大きな莫大な費用がかかってくると。これで両方でしていく中において、効率的にできないのかなというのが、やはり今まで話をしてきたことでございまして、別々考えていった方がいいということであれば、それぞれの中におきます実施が、言えば両方一緒にそれぞれの中では、事業費的に難しい部分があるというふうに思っておりますので、別々に考えていった方がいいという方もいらっしゃると思っております。

そういう中で、その時期を、実施するに当たっていつの時期でそのことをしていけばいいのか、今、皆様方とこのことについて十分な論議を今しているところでございますので、私どもの執行部の中においても、また細かい

データを取りながら、また国におきます補助事業におきます進捗も見ながら、やはりそこあたりも十分にいかなければ、このことについて、どちらでどうという問題は、まだ今のこの時点では大変判断が難しいというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

やはりケーブルテレビと防災無線を一緒に考えること自体が、私は問題だと思います。何でそう言うかといいますと、防災無線ちゅうのは、あくまでも緊急災害、そういうときのためのシステムですから、やはりそれを一緒に考えて50億円対22億円の対比論をするべきではないと思います。

そこで、なぜ有線より無線の方がいいかと、その理由ですが、現在、光ケーブルが乗った電柱移設工事があるたびに経費が支出されています。これが市内全域に有線で張り巡らすとなると、電柱の設置許可、また道路改良等に伴う電柱の移設費、それに断線したときの修理費など想定外の出費や仕事量もかなりふえてくると思います。

現在、消防団で使用している同報系の一部ですね、これと移動系の無線、こういった今現在使っている防災無線については、残していかなければならないわけです。となると、二重の維持管理費も必要になってきます。それに各地で発生しているいろんな災害等を教訓にしたときに、防災連絡網は先ほども申しましたけど、シンプルなほど機能が確実に発揮されるということは、やはり無線方式のアナログになってくるのではないかと。そういったふうに専門家も分析しているわけです。したがって、補助金だけのメリットで有線方式を採用するということは、私は余りにも拙速な判断ではないかと思っておりますけど、市長は再度お答えいただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

この防災無線の中におきまして、先にも申

上げましたとおり、拙速な判断という形でございますけど、やはりある程度の経費的な部分も十分に配慮していかなければ、やはり私はこの事業実施というのは大変難しいというふうに考えておりました。

その中におきまして、今、それぞれの手法の中で考えていかなきゃ、特に今この難視聴地域、一応話をさせていただきましたこの6,800世帯、この方々も大変今、今後このテレビにおきますデジタルになる中において、どうすればいいのか。やはりこのことも基本的に今おっしゃいましたように、無線だけの今起こっている状況じゃございません。今、基本的に言いましたように、これをこの難視聴を含めた皆様方の、この解消もある程度配慮に入れて進めていかなければ、やはりこの方々については、やはりもう個人的にいろいろと負担を強いられてしまう、そこあたりの部分もやはり両面の中で、十分私は議会等も含めて、また市民の皆様方と含め、十分論議をして、このさっきも言いましたように、効果といいますか、その経費のこのことも十分頭に入れていかなければ、議員がおっしゃるように、分けるというそれはわからないことじゃないんですけど、やはりそのときに、どちらの方を優先していけるのか、やはりこのことも十分考えていく必要があるというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

先ほどは、やっぱり防災有線が先にあってケーブル事業があるんだと言われましたけど、今市長の答弁を聞いていると、難視聴地域の解消は、その地デジ対応のためにこれも必要なんだと。どちらが先なのか、何か優先順位がどういう理由が先なのかちょっとはっきりしなくなってきましたけど、いずれにしても、この防災連絡網は、機器と機器とを線で結ぶのではなく、これからの防災連絡網ですね、機器と機器を線で結ぶのではなく、やはり人

と人との心の通じ合う線をいかに結んでいくか、つまり地域防災システムをいかに充実させていくか、このことが非常に大事になってくると思います。先ほどの中越地震等でもこのことが一番言われた問題です。

次に、ケーブルテレビ事業についてお尋ねいたします。

まず、ケーブルテレビ事業について、加入率が少なくても、事業導入をやっていくのか。その判断基準はどこですか。

あと、先ほどケーブルテレビを利用される方は、STBですね、これを設置しないといけないというのがあるわけですが、これは1個10万円ぐらいで耐用年数は5年ぐらいしかもたないんだと、これが大きな問題だということを福岡の嘉麻市の職員の方から聞いたわけですが。これについては、リースと言われましたかね、リースとなれば、今後市の方で債務負担かなんかで処理されていくのか、そのことをお尋ねいたします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

まず、そのケーブルテレビの加入率のことですが、今回、市が整備します防災有線がまずでき上がります。それを民間の放送事業者に貸し出して、ケーブルテレビ、インターネット、IP電話、そういったものに、市民の皆様のご利用をいただけたらということ考えているわけですが、基本的にその事業そのものは、放送事業者の方で主体的にされることとなります。

で、最初から当然その加入率が上がるということは、想定しておりませんで、事業者の方の考え方としても、おおむね四、五年、もしくは6年、そういった中で単年度黒字に持っていきたいというような想定をしているところがございます。

で、そうしたときに、先ほども申しましたように、市の持ち出しというのを再三ご質問いただくわけですが、100%仮にケーブル

に加入いただければ、市の方の維持補修というのはほとんど発生しないというふうに考えておりますが、その中で、STBにつきましても、毎月の月額使用料の中にリース料が含まれておりますので、その部分についての市の負担というのでも発生いたしません。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

#### ○11番（漆島政人君）

今の質問については、わかりました。そこで、ケーブルテレビ事業を導入した場合に、やはりいろんな課題が考えられます。まず一つが、財政的な経営効率が非常に悪い。そのために耐用年数が来てもなかなか設備更新ができないと。耐用年数についても約10年だというふうに言われています。こういった課題を私もいろいろ調べたんですけど、こういった課題があるようです。

それとあと、利用料金が発生すれば、そこに必ず滞納者が出てくると。その滞納整理の問題も大変な問題だと。

それとあと、各家庭での管理、修理問題、こういうものに対する市の対応ですね、これについてもSTBについては、5年しかもたない。10万円と高額です。でもこれもほこりがあるところとか、熱があるところに置けばすぐだめになると、そういう問題もあるんです。この取り扱いの問題、これでもいろいろ苦慮されているようです。

それとあと、何かシステムに問題が発生した場合、パソコンやテレビに問題があっても、必ずシステムに問題があるということで、住民の利用者の方は職員の方に、行政の方に問い合わせをする。その苦情処理にかなり苦慮されているようです。

あと、家庭への引き込みや取り外しですね、これに関する手続等もかなり煩雑になってくるようです。特に賃貸住宅の場合はですね。

それともう一つ、大きな課題が、先ほど課長の答弁では、最初は加入率も低いかもしれ

ない。後々黒字にしていくんだというふうな言い方をされましたけど、事業経営は事業者へ委託すると言われましたけど、加入率が逆に低下していった場合、これは当然考えられるわけですけど、値上げをするか、一般財源で後押ししていくしかないわけです。仮にその売り上げがつかなければ事業者は撤退していきます。しかし、1回事業をスタートすれば、簡単に事業中止はできないのがこの世界です。

その一つが、公共的な福祉増進を目的とした事業は、事業をストップする場合、受益者のすべての同意を得なければならないと。仮にそのことがクリアできなければ、利用者に対し、UHFアンテナを設置して返したり、またあと、民間を利用されたときのインターネット料金の差額分を保証しなければならないというのが、これはちょっと私は確かではないですけど、有線通信事業法、この中の——中の総務省通達かなんかの制約があるらしいです。でもこのことがあるのは確かです。これがあるからなかなかやめれないんだということをいろいろ調査したところで聞きました。

それともう一つ、ご承知のとおり、補助金適正化法の絡みもあります。これらの課題は、やっぱしその事業規模が大きくなればなるほど大きくなっていくわけですけど、こういったこともすべて認識されて計画されているのか、お尋ねいたします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

まず、その運営上の課題ということいろいろご紹介いただきました。全国的に見ましても、自治体直営でケーブルテレビ事業を展開されているところ、第三セクター、民間事業者、おおむねその3つの運営形態があるかというふうに承知いたしております。

で、直営でやっていたらっしゃるところは、加入率を上げるために、当初の加入負担金

3万円、4万円とか設定されていた金額を、ある一定期間無料にするとかいう取り組みをしながら加入率を上げておられるようでございますが、今回、私どもが想定していますのは、すべてを民間事業者にお願いしたいということで、財産としては市の財産でございますので、当初の加入負担金は発生しないという形で、これまでご紹介してきたところでございます。

で、今、ご指摘がありましたその補助金適正化法の問題とか、放送事業者の放送事業法ですかね、そういう制約の中でありましたように、事業撤退するとそういうペナルティが課せられるというようなこともあろうかと思えます。そういった意味で、市の方もこの施設整備を進めながら、ケーブルテレビの加入促進に努めてまいりますので、そういう意味で一般財源を補てんしないとならないよう、そういう状況にならないように取り組みを進めていきまして、事業がうまく経営できるように進めていく必要があるというふうには考えております。

#### ○11番（漆島政人君）

あとケーブルテレビ事業を導入する理由として、地域振興策、あと地デジ対策、情報格差の是正、こういうことがきのうの答弁でもあったようですが、地域振興策をつくって——対応していく前に、私は財政がもたなくなるような気がします。

それとあと、加入率が悪い状況でこの事業を導入していけば、逆にその情報格差を生むことになると思います。このケーブルテレビの中には、行政チャンネルもあるわけですから、逆に情報提供の格差を生むことになる。

それとあと、地デジ対策については、この地デジ放送ちゅうのは、国の政策です。それをなぜ市の単独で独自で対策を講じなければならないのか。国も2011年度までには、中継局の整備を進め、99%までカバーして

いきたいということを言っています。それでも見れないところは衛星で対応すると言っています。また、テレビを地デジ対応に買いかえなくても、5,000円程度でチューナーも買えるように開発していくと。そして、共通アンテナを利用している方についても、地デジ対策のための補助金制度もあるようです。

あと、インターネットサービスについても、これもパソコンの販売専門業者に聞いたんですけど、それを専門としてする光インターネットでないためでしょうけど、一般の住民が使うものについては、そのADSLでも十分だと。問題はその環境なんだと。

それとあと、パソコンの性能がどの程度あるか、それによって伝送損失がどの程度あるか、それが大きな問題であって、一般に使う分には問題はないと。私もISDNで10年ぐらい使っているわけですけど、何か十分活用されているわけです。上を見れば切りがないです。そういった環境の中で、加入率を80%を切っても強引に事業を進めるということは、私は事業導入原則もですね、事業導入の基本原則である公益性、経済性、効率性、公平性、これがすべて問われると思いますけど、市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

加入率も、この最低制限がどれだけかということでございましたけど、先にも申し上げましたとおり、さっき別個に考えていけば、このケーブルテレビだけの事業を展開して、それぞれの事業で展開するのか。私は今回しているのは、防災有線と一緒に並行した中で今試算をしております。そこあたりの取り組み方の中において、ただケーブルテレビ事業だけでおっしゃるように、いろいろと配線をしてやっていけば、いろんな大きな課題もたくさん山積しているというふうに認識しております。

特に、今まで話をしている中においては、

基本的に、さきも申し上げましたとおり、今回はそういう補助金等に対応していかなければ、この事業展開というのは、最終的には難しい部分があるという認識を持っております。

以前、言いましたように、ケーブルテレビの加入というのは、基本的に今アンケートをいろんな中を取りながら、今後もどれだけの加入率であるのか、まだ詳細な部分はしておりませんので、今後説明会をまた十分しながら、このことについて進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

補助金の交付を言われるわけですけども、防災無線の更新の経費も細かく調査しないでその対比はできないと思います。

それと、ちょっと話は変わりますが、老朽化した校舎の耐力度調査も19年度で実施されました。その結果については、建てかえについては補助金対象であるというふうな私は認識を持っているわけですけど、その補助金対象であるということは建てかえが必要であるということです。学校建設については、金がなくても絶対やっていかなければならない事業です。

また、つい先日のことですけど、吹上で3つの集落が、合併するための設立総会が開催されました。ここの自治会の平均年齢は75歳です。でもどこの集落よりも集落内はきれいに整備されています。しかし、それもあと何年も続けられないと——続けていくことは難しいと思います。今後こういった集落がふえてくることは間違えないです。

私は、今申し上げたこういったことを考えたときに、本当にこのケーブルテレビ事業を含めて、今のこの事業をやっていかなければならないのか。もう一回、慎重に検討してやっていくべきだと認識しますが、このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。



○市長（宮路高光君）

今、それぞれ議員のそれぞれの考え方もお伺いし、また今から先も幅広い皆様方とこのことについては論議をしていきたいと思っております。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時25分とします。

午後3時11分休憩

---

午後3時25分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔3番下御領昭博君登壇〕

○3番（下御領昭博君）

私は、先般通告していました2項目について、質問いたします。

次世代の子供たちにこのすばらしい自然を残してやりたい。一部のモラルのない人々の行為によって、財政の厳しい中から撤去にかかわる費用を捻出しなければならない。これで果たしてよいのか。以上の思いが強く、不法投棄撲滅に向けた取り組みについて、市長に質問します。

それと、先ほど22番議員が、農業問題を質問され、重複する部分も多いかと思えます。また、行政側の答弁も一緒になるかもしれませんが、私は、私なりに質問をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

農業問題は、今は大きく揺れ動いています。遊休農地や荒廃農地で農地面積が減少している状況です。また、農家の高齢化が増進しています。それに今回の米価の大きな下落や原油の大幅な値上げなど、農家を直撃する事態が生じています。

以上のような観点から、今後の農業体系について市長に質問します。

1番、不法投棄撲滅に向けた取り組みについて。

廃棄物の不法投棄が全国でも大きな社会問題となっています。不法投棄は、地域の景観を損なうだけではなく、自然環境の破壊にもつながるもので、絶対に許すことのできない重大な犯罪でもあるにもかかわらず、一部のモラルのない業者や個人による不法投棄は、依然として後を絶たないようです。

鹿児島県の統計によれば、平成16年度の不法投棄量や件数は、平成10年度の約5分の1前後と減ってきているものの、なお多くの不法投棄の事例があるようです。我が市においても、荒廃農地や山間部の道路沿い、谷間など人目につかない箇所に投げ捨てられているのを市内一円で見るし、よく聞きます。市民の人からも不法投棄の件で、何とかならないものと相談を幾度となく受けたりもします。

不法投棄されている廃棄物の多くが、廃家電や家具類など一般廃棄物であります。市民の中には、一般廃棄物と産業廃棄物の区別が十分認識されておらず、不法投棄されている廃棄物すべてを産業廃棄物ととらえている説があります。良好な環境を次の世代に残すためにも、不法投棄をなくし、適正処理を促進するなど、環境への負担を低減する資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていかなければならないと思います。

そこで、3点ほど伺います。

①不法投棄の実態と今後市としての取り組みについて。

②資源循環型社会の構築、環境へのモラルの向上などを考慮し、市としての取り組みはどうか。

③家電製品や家具類の放置対策については、市長はどのように考えるのか。また、具体的な改善策はあるのか。さらに、その経費の負担はどうするのか。

2番目に、今後の農業体系について。

これまで農業問題については、18年3月と18年12月の2回質問しましたが、厳しい農業を打開するため再度質問します。

19年度から始まった品目横断的経営安定対策や農地・水・環境保全対策等など、国の政策を活用して取り組んでいるものの、これは一部の地域で条件をクリアできるところしか対象にならない。基盤整備の進んでいない山間部で、特に農家の高齢化が進んでいる地域は、遊休農地や荒廃農地が多く、このままでは農地がすべて荒廃するのではないかと懸念されます。そうした条件の悪い地域は、賃借する農家もない。そこで基盤整備や耕作道の整備や用排水路の整備も必要と考えます。

また、基盤整備をした地域でも、圃場内農道が敷き砂利の箇所が多く、大雨が降るたびに作業量が多くなるため、舗装整備が必要と考えます。

今現在、農家に大打撃が生じています。米価の下落が稲作農家を直撃している。過剰作付と米消費の減少がとまらないことが原因の一つとされている。

ちなみに、1人当たりの年間消費量は61キログラムであるようです。それと、原油価格の高騰が農業経営を直撃している。農業にも大きな影響が出ている。特に、厳寒期に入り、施設園芸農家は危機感を募らせています。

日置市内の農家は、ほとんどが小規模で兼業農家が多いのが実態です。農業従事者の高齢化が着々と進行している中で、これら兼業農家の後継者が農業に見切りをつけるのか、それとも中途半端な農業者となるのか。さらに、中核専業農家の後継者がどうなるのか、我が市の体質が10年後20年後にははっきりとその明暗を分ける姿が予想されるまでになっているようです。

兼業農家の農地は、賃借の形で中核専業農

家に委ねられ、農地の集中化が進む中、今後の農業施策はこれらの動向が円滑に進むようにその受け皿を準備しなければならない。これからの農業を真剣に考えた共同作業や大型機械の共同集団組織化によって、生産性を向上させ、機械等の設備投資を有効に活用する営農の基本大綱を樹立し、行政側と農協とが一体となった指導体制を確立するべきではないでしょうか。

そこで、3点ほど伺います。

①地域農業・農地の現状をどうとらえ、市としてどのような対策で臨む考えか。

②農業を取り巻く環境は、大変厳しく、国の政策も大きく揺れ動いているが、市長としてはどうとらえ、どのように考えるのか。

③小規模農家や兼業農家が多く、今後高齢農家が多くなる。この状況から市として集落営農を進めていく考えはないか。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の不法投棄撲滅の取り組みについてということでございますけれども、1番目の不法投棄につきましては、依然として後を絶たず、市といたしましても対応に苦慮しているところでございます。

現場は主に山間部の道路沿いや土手、谷間など比較的人目につきにくい場所が多く、日常生活の中から出る可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみのほか、処理するのにお金がかかる粗大ごみ、家電四品目やタイヤなどが主に捨てられている状況にあります。

平成18年度は、通報などにより、確認できた分だけで44件あり、公有地等への不法投棄33件は市で回収しましたが、私有地につきましては、原則として土地の所有者へ処理をお願いしております。なお、現場には、警告のための「不法投棄禁止看板」等を設置しております。

平成19年度は、通報のあった不法投棄件数は現時点で28件あり、市で回収したのは19件、残りは土地の所有者へ処理をお願いしております。

今後につきましても、定期的なパトロールのほか、自治会などへの情報提供の呼びかけや警察との連携を蜜にしながら取り組んでまいりたいと考えておりますが、現行犯で特定できたケースは少なく、捨てられたごみから原因者を特定することになるため、ほとんど特定できずに、一部のモラルのない人たちが恒常的に不法投棄を続けていると考えております。しかし、こうした対応を粘り強く行いながら、不法投棄が少しずつでも減っていくよう努めてまいりたいと考えております。

2番目でございます。不法投棄されたごみは、リサイクル可能なものがほとんどであり、資源循環型社会構築のためにも、不法投棄を少しでも減らし、リサイクルを推進していかなければなりません。そのためにも、環境保全への意識づけや不法投棄をしない、させないといった一人一人のモラルの向上に向け、お知らせ版や広報誌などを通じての啓発活動や警察との連携を蜜にしながら、対応を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

3番目でございます。家電製品の中で、家電四品目は、家電リサイクル法の適用を受けられるため、処理経費が1台数千円かかります。通常は家電販売店などに依頼していただくこととなりますが、処理費を出したくない一部の方々が不法投棄をしていると思われまふ。先ほど述べたとおり、原因者が判明できない場合には、その土地の所有者に処理をお願いしておりますが、処理費がかかるため土地の所有者もそのままにしているケースがかなりあります。

こうした家電製品や家具類などを市ですべて処理するとした場合は、かなりの経費を要するため、現在のところ、対応が厳しい状況

にあると考えております。しかしながら、自治会におきますボランティア活動などにより回収したもの等については、何らかの負担も検討していかなければならないと考えております。

今後の農業体系について。

とりわけ認定農業者を中心とした担い手農家につきましては、原油価格の高騰により、暖房機用燃料や施設資材の価格の引き上げ、また畜産用の輸入穀物飼料等移送費の値上げによる飼料価格の引き上げ、あわせてトウモロコシ等のバイオエタノール燃料向けによる飼料穀物絶対量の不足など、すべての農家に影響する現状にあります。

さらに、農村地域の高齢化により、農地は年々荒廃化が進み、2005年の農業センサスの調査では、日置市内約210ヘクタールの農地が荒廃し、2000年の調査以降5カ年で、耕作放棄地面積約10ヘクタール増加し、歯どめのかからない大変厳しい状況となっております。

これらの対策のため、中山間地域と直接支払い制度による荒廃放棄地の対応策をはじめ、19年度からは、農地・水・環境保全向上対策に取り組み、交付金を活用して地域自治会や子供会等を含めた地域ぐるみの活動による農村地域の環境保全向上対策に取り組んでいるところでございます。

一番の課題は、これらの事業の面積採択要件等の基準に達しない迫田、棚田等比較的小規模面積の農地をはじめ、基盤整備の進んでいない山間地の畑地帯で、農家の高齢化が進んだ地域が特に荒廃化が多く見られます。

現在、吹上の下与倉地区では、農地・水・環境保全対策事業の地区指定を受け、このほど地域住民、地元建設業者、県農村整備課職員等約40名が参加して、20年以上もの耕作放棄地に重機4台を入れ、流木の伐採作業等大規模な作業行い、市域が主体となって事

業を活用していく取り組みも行われております。

また、同様に農業公社を窓口にした特定法人貸し付け事業、これは農業生産法人以外の法人が、市と公社、法人が協定を結んで農業参入を可能とする事業で、吹上地域で焼酎会社との契約栽培で、かんしょの作付、JAの共販でキャベツ栽培に取り組むなど、荒廃放棄地を含め、荒廃化が予想される農地を含めた取り組みの申請が行われ、対策の一つとして今後取り組む予定でございます。このため、分散した農地が多く、農地の利用集積を求めている担い手農家の方々を含め、農業公社を活用した対策と荒廃防止化に向け、時間がかかるかもしれませんが、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2番目でございます。19年度から農政の大きな転換として、担い手を中心とした施策の一つ、品目横断的経営安定対策であります。政府として補助要件を緩和する施策を発表し、当初の大規模農家中心から、小規模農家にも補助金の対象になる農家の認定条件を手厚くするという見直し策であります。

また、集落営農組織の取り組みも現在の10ヘクタール基準面積の弾力化と、5年以内の法人化についても厳し過ぎるという批判に対する柔軟な対応や米の生産調整を着実に実施するために、飼料米などへの転作奨励金制度を新たに盛り込むことや転作作物でこれまでの大豆や麦のほかに、新たにソバや菜種などの対象にする方向で検討中でございます。しかしながら、小規模農家への交付の判断が市町村の判断に委ねていることであるために、具体化するまではしばらく時間を要すると考えております。現段階では、国の方向づけを見守るしかない状況にあります。

3番目でございます。これまで日置市内では、吉利地区と田代地区で集落営農組織が発足され、現在、大豆の作付や収穫作業の共同

作業をはじめ、高齢農家等水稻を中心とした受託作業等に取り組む、地域農地の荒廃化防止等の課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。課題になりますのは、吉利地区の大豆集団転作の場合、国の産地づくり交付金による集団加算や担い手加算等の支援がなければ、採算性に乏しく補助金に頼らない状況にあり、また、田代地区の米の受託作業についても、ことしの米価の暴落により、米の取り組みだけでは採算が合わない状況であるために、19年度は大豆の試作も行い、米以外の売れる品目の導入が今後の集落営農を進める上での課題となっております。

これら吉利や田代地区をモデルに、現在東市来、下養母、元養母や伊集院地域の古城地区の集落営農に向けて、地域の方々話し合い活動を進めておりますが、やはり集落営農組織に向けては、地域高齢者の営農支援をどのような形でだれが引き受けていくか。今後におきましても、国の施策はどの程度緩和されるか不透明ですが、地域に即した適正規模の受託組織の育成が必要だと認識しております。

以上でございます。

### ○3番（下御領昭博君）

不法投棄の件から再度質問していきたいと思っております。

今、市長の方からいろいろと回答があったんですが、これまで市民の方から、不法投棄の件で何件ほど苦情とか相談があったのか。また、どのような対応を市としてはされたのか。まずその件からお伺いします。

### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

具体的な数字は先ほども市長が申し上げましたけれども、大体苦情、相談その他を入れて、年間50件程度ご相談、苦情等はいただいております。

その中で、平成18年度につきましては、

先ほど申し上げたとおり、市の方で処理した分、それから所有者の方で処理をしていただいた分、いろいろございますが、市の方で処理した分につきましては、平成18年度が、テレビ、廃タイヤ、それから家電品目でいきますと、あとエアコン、そういうもの等の処理を市の方でいたしております。それから、建設課の方でも土木作業のというか、清掃作業等が出てきた道路上に捨てられてあったテレビ等の処理もいたしております。

以上でございます。

### ○3番（下御領昭博君）

18年度では、通報により確認できた分が44件で、うち33件は市で回収したと。19年度は28件あり、うち19件は市の方で回収したと言われましたけど、その回収したのは、市の職員でされたのか、それとも業者に外注されたのか。また、どのようなものが不法投棄されていたというのは、おっしゃられたからわかったんですが、その処理費というのはどれぐらいかかったのか。お尋ねします。

### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

回収に当たりましては、市の職員が市民の方から通報をいただきまして、市の職員が向いて回収しております。費用につきましては、平成18年度が、テレビ、それからタイヤ、それらのもの等について、市民生活課の方で4万7,827円、それから土木建設課の方で聞きましたところが6万1,624円、処理経費としてかかっております。

平成19年度は、現在までのところが、テレビ、タイヤ、これらのもので、8,452円支出しておりますが、今のところ、吹上地区、それから伊集院地区のところに、まだ処理をしておりません。回収したままでストックしてある分が、テレビ10台、冷蔵庫5台、バッテリー20個、タイヤ20本、それらのも

のを今処理するためにストックしております。

以上でございます。

### ○3番（下御領昭博君）

あくまでもこれを処理した分は、市の所有地でありまして、さきも市長の方から答弁があったんですが、個人の土地に捨てたのはもうどうしようもできないと、そのままにしておるとのことなんですが、だれが捨てたかわからない、捨てられた人も大変迷惑をしていると、そういったものについては、市としては、もう今後どうすることもできないわけですかね。その辺をもう一度お伺いします。

### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、本当に民有地を含めた形の中で、それは市で処理していくというのは、本当に今後大変莫大なお金もかかるといふうには思っております。所有者にとって大変気の毒な気もいたしますけど、この環境を含めた中におきまして、市有地の分はやっていきたいというふうに考えておりますし、先ほども申し上げましたとおり、それぞれのボランティアで道路とかいろんなところを清掃して、その持ってきたそういうボランティアの皆様方が集落道の作業へ入った、そういうときには、もう処理をせざるを得ないのかなというふうに思って、このことについては、大変警察、またいろんな県の上部団体ともいろいろこのことについては、ご協議をしていかなければ、今の段階で、市で全部処理するというのは、ちょっと難しい状況であるのかなというふうに思います。

### ○3番（下御領昭博君）

大変難しいという答弁ですが、確かに私もそのむだなお金をだれが捨てたかわからないようなのを、税金を使うということは、非常にいけないことだと思いますので、これをどうしてなくするかということが一番の課題だと思います。

そこで、鹿児島県では、毎年11月を「不

法投棄防止月間」と定め、不法投棄防止の啓発活動や産業廃棄物の不法投棄パトロール等を強化しているわけですが、日置市としては、どのような取り組みをされているのか、お伺いします。

**○市民生活課長（桜井健一君）**

お答えいたします。

日置市の方では、この期間中に限っては、特に特別な取り組みは行っておりませんが、広報「ひおき」、それからお知らせ版等でこの防止月間の周知を行っておりまして、不法投棄等について注意を喚起しているところでございます。もし見かけたら、市民生活課の方にご連絡いただきたいというような内容でお知らせをしております。

なお、伊集院保健所管内において、産業廃棄物と不法投棄対策連絡協議会というものを設けておりまして、これが毎年11月に開催しておりまして、隣接市や保健所、警察署などと連絡を取り合いながら、時にはパトロール等も行っております。

また、市の職員によるボランティア清掃も、本年の11月10日に、幹線道路を中心に行っておりまして、不法投棄されたごみ等を回収するなど、市民へのアピールというようなことで実際行っております。

日吉地域の酒造メーカーさん、小正酒造さんなんですが、この時期にあわせて、ボランティアとして、同じような活動を地域の方々と相談しながら行っていただいたというようなことも聞いておりますので、そういうような活動を今後広めていければというふうに思っております。

以上でございます。

**○3番（下御領昭博君）**

毎月11月はしていないということでしたが、市の方では職員の方が、この不法投棄のそれについては作業をしているということで、私も大変嬉しく思います。

だけど、市の職員だけでしても、それほど人間も少ないわけですが、毎年ボランティアを募るとか、1世帯1人以上参加してもらって、年1回行うことによって、日置市民の意識ができて、不法投棄のする人が減少するのではなからうかと私自身思うんですが、市長はこの件については、どのようにお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

特に、このことについては、ボランティアを募って、それぞれやる方法、基本的には、地域の自治会を通じた中におきますこの巡回を含めた中の監視体制、その意識づけの中で、主体的に日置市民の皆様方にはこのような広報をしておりますし、持って来る人が本当に日置市の方なのか、恐らく市外の方が多いのか、そこあたりのちょっと判別はつかないわけですが、やはりそういう不法投棄をしていらっしゃる皆様方のモラルと申しますか、こういうものにどう今後訴えていくのか。やはりこれが一番大きな課題であるというふうに思っております。

**○3番（下御領昭博君）**

今の答弁では、市内の人間だけじゃないから、厳しいという答弁でございましたが、やはりその日置市民であっても、その意識づけのない人間という方はいらっしゃると思うんですよね。だから、ボランティアとかそういったことをすることによって、みんな意識づけがつけば、その不法投棄も少しぐらい減少していくのではなからうかと思えます。やはり一遍にその1世帯から1名以上参加してもらってするという事は難しいですが、今地域でも草払いとかいろんなそういう、まあ地域で草払いなどをするときがございまして、そういったときに、これは地域の方に言わなければならないと思うんですが、そのうちの何人かは、ごみを拾ってくださいとか、そうして、ごみを拾った場合、そのごみというの

は、もしそういう自治会でひらった場合、それは市の方でリサイクル料ちゅうのは、焼却費ちゅうのは面倒を見てもらえるわけですかね。

#### ○市長（宮路高光君）

さきにもちょっと申し上げましたとおり、この処理費をどこまでするのか、中でもそのように地域の方々のそのボランティア作業とか、そのボランティア団体とか、そういうことについては、どこにもせっかくきれいにした中において、それをどうすることもできないので、そういう分については、市の方で処理をしていかなければならないのかなというふうに考えておりますけど、具体的には、またリサイクルセンターを含めましていろいろと検討をさせていただきたいというふうに思っています。

#### ○3番（下御領昭博君）

前向きに検討をするようお願いいたします。

続きまして、資源循環型社会の構築と環境へのモラルの向上について質問いたします。

先ほど市長の方から、不法投棄されたごみは、リサイクル可能なものというものがほとんどであり、今後、不法投棄されないよう積極的に取り組んでまいるという市長の答弁を聞いて安心しているんですが、例えば、建物の解体工事においては、建設リサイクル法に基づいて、工事着手前に分別解体等の計画書の届け出順があると思います。でも届け出義務というのが、80平米以下については義務づけがないため、モラルのない業者や住民による不法投棄が予想されます。

また、公共工事では、産業廃棄物処理委託契約書やマニフェストの提出指導が徹底しているため、不法投棄は余りないと思いますが、民間工事においては、そうした規定がないため不法投棄が予想される。こうした観点から、行政側には、直接指導権限はないものの、不法投棄されないためにも適正処理を促進する

など、啓発活動や指導を徹底して取り組みを進めるべきと私は考えるのですが、市長はこの件について、どのような見解をお持ちですか。お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、議員がおっしゃいますとおり、もうこれは継続していろいろとしていかなければ進まない。もうこれで終わりということは私もないというふうに思っております。

特に民間の解体をした中において、処理費を出さないで不法投棄をする人もいるかもしれません。基本的に、やはりこの不法投棄する場所が、やっぱり車の通りの少ない山の奥手とか、人が見えないところとか、こういうところを選んでいたしますので、かねがねやはり私どもを含めた中におきまして、このパトロールを含めて、そういうことを皆様方にもお願いしながら、みんなで市民の目でそういう監視といいますか、そういう体制をしていかなければ、難しいことじゃないかなというふうに思っております。

#### ○3番（下御領昭博君）

大変難しいということですが、捨てられた箇所なんかには、よう看板設置を見るわけですけど、その看板設置などに「不法投棄を許さない」とか「とことん調べます」とか文言を入れて、徹底した追跡調査を行うことも私は大事ではなかろうかと思うんですが、そうした取り組みをする考えはないか、伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、さきにも申し上げましたとおり、原因者おきます不法投棄してあった場所に行きまして、何か一つ証拠になるようなものがないのかなと、これを一番最初に見つけます。もしそういうものがあつたら、直接的いろいろと本人に連絡をしてその対処をさせますけど、そういう何も手がかりのないときが、大変いろいろと処理をしているのに苦慮するというふうに思っておりますので、今後こうい

うものについてそれぞれ罰則を、いろんな形のこれは法律、またいろんな問題があるというふうに感じておりますけど、やはり法的な罰則の強化をどう今後図っていけるのか。やはりこういうものが一番大きな一つの撲滅の方向の手立てでないかなと、そのように考えております。

### ○3番（下御領昭博君）

次に移ります。家電製品のことで、先ほど市長の方から答弁をいただいたんですが、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品が対象となっていて、これをリサイクルするには、運搬費など含めて、安いもので4,400円、高いもので7,600円ぐらいの費用がかかるわけです。このため、リサイクル経費がかなり高くなり、モラルのない一部の人が放置する事態が生じています。

また、業者に引き取ってもらったにもかかわらず、業者が放置しているケースもあり、問題になった例もあります。我が日置市としては、そうした事例は今までなかったのか、市長に伺います。

### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

ご指摘のような事例につきましては、調査した結果、日置市の方では発生しておりません。

### ○3番（下御領昭博君）

今の答弁で、日置市としてはないということですが、今後アナログ放送から、2011年7月にはデジタル放送にすべて変わるわけですが、そうすると、かなりのテレビの廃家電が生じると予想されます。家電リサイクル法は、住民に定着しつつあるものの、一部のモラルのない業者や住民の不法投棄が生じるのではと心配されます。不法投棄させないためにも、今後啓発活動や不法投棄防止等の活動が定着してくれば、減少してくると考えられるんですが、それについて、市長はどのよう

にお考えですか。

### ○市長（宮路高光君）

特に、今ご指摘がございましたこのテレビの買いかえの時期、こういう時期に大変相当の買いかえが出てきて、それを不法投棄する可能性というのは十分あり得ます。そういう中におきまして、私ども市だけじゃなく、やはり県にいたしましても、またそれぞれのメーカーを含めまして、このことについては、国策の中でどうにか一つのことをしていかなければ、私は大きな一つのまた社会問題となるというふうに認識しておりますので、そういう時期を含めた中で、国の県の方にもこの対応策というのも十分していただくことをお願いしていきたいというふうに思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

そのようにお願いします。

次に、今後の農業体系について、再質問します。

先ほども答弁したんですが、荒廃農地や遊休農地をするため、基盤整備や耕作道の整備、用排水路整備を進めていかなければ、また圃場整備の進んでいる地域でも、荒廃農地が最近見受けられるが、こうした地域は、圃場内の道路の舗装整備が必要と思うんですが、今後、そうした事業の取り組みは考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

### ○市長（宮路高光君）

基本的に、圃場整備をした中におきまして、通行量の多いところにおいてはある程度舗装しておりますけど、細かいところまで舗装されてお見受けられるようでございます。そういう中におきまして、特に県単の農道整備事業等もございまして、そういうものも活用しながら、また今回出ました農地・水・環境向上対策事業、こういう事業の一部的な使用というのにも認められておりますので、こういう交付金等を利用して、また地域の皆様方



と十分話をして、整備をしていかなきゃならないというふうには思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

結局、年次的の整備を進めていくという考えですか。わかりました。

次に、下与倉の件で市長が先ほど答弁されましたが、下与倉では、地域住民、地元建設業者、県の村整備課職員などで、耕作放棄地を伐採作業を行い、事業に取り組んでいくとの答弁でありました。やはり地域のリーダー的存在のこの集落をいけんかせんにやいかんという強い思いと夢・情熱が、地域の人を動かし実現したものではないかと私は思います。そうすることで、地域が潤い活性化するとともに、地域の景観は守られ、災害防止や温暖化防止にもなり、近い将来、集落営農に展開していくのも夢ではないように思われます。こうした地域をモデルに、今後、各集落が取り組むような情報発信やアピールなど、アピール活動を進めていくことも大変なことではないでしょうか。

また、日置市のトップは市長であります。市長がリーダーとして情熱を持って取り組む考えはないか。やはり行政と地域が一緒になって行動していくことが、必要と考えるわけですが、そうすることによって、集落が潤い活性化することで、日置市全域も活性化すると私は思います。市長の心意気はどうなのか、伺います。

### ○市長（宮路高光君）

今後、地域におきます荒廃地の解消を含めて、地域の活性化、基本的にはやはり地域には地域のリーダーといえますか、それが本当に大事なことであります。私ども行政と地域が共同でどう向かい合って取り組んでいくのか。行政だけの中で主体的にやる中においては、やはりその継続的にいろんな問題が解決できないというふうに思っております。特に、先ほどご紹介を申し上げましたとおり、約二、

三ヘクタールの農地を荒廃化したのも、みんなが自力でやろうというそういう精神は大変素晴らしいことですので、私としてもいい事例等をその地域にいろいろご紹介をしていきたいというふうに思っております。特にやはり、私どもが一番県下でモデルにしております柳谷集落、大変素晴らしいここはいいリーダーがいらっしゃったというふうにお聞きしております、やはりそれぞれの地域を盛り上げていくには、やはり素晴らしいリーダーが、やはり汗をかきながら進んでいく、そういう姿を見ながら、私どももやはり行政とタイアップして今後とも進めていきたいというふうに思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

私が今、なぜそんなことを言ったかといいますと、世界の人口は、2000年に61億人、2050年には91億になると予想されています。食料を増産するためには広大な耕地が必要となるわけですが、この44年間、それほど耕地面積は増加しておらず、生産量は頭打ちの状況であります。我が国の食料自給率は、平成18年度で39%とかなり低い状況であります。今現在は輸入で対応しているのですが、これが10年後20年後を考えると、農業生産を上げなければならない。そのためには、農地を守り確保していくことが求められているわけですが、市長はその辺について、どのようなお考えをお持ちですか。

### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、国におきます自給率、また私ども日置市におきます食料の自給率、基本的には、この外国を含めたいろんな諸条件の中で、やはり基本的には安心・安全な食をいかにして自分たちの地域、または自分たちの国で保っていくのか、これが大きな要因であるというふうに思っております。やはり国全体におきますこういう輸出

国を含めた中におきます国として、やはりこの産業構造の中におきまして、やはり主体的にこの商工業を国として大きなウエートを持っているのが、今の昨今の国の施策だというふうに思っております。

その中におきまして、やはり私どもこの地域に残された者について、いかにしてこの荒廃地域を少なくしていくのか。やはりそのためには、さきにも申し上げましたとおり、地域の皆様方と手を取りながら、この荒廃地をさせない方法をとっていかなければならないというふうに思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

②にいきます。農業を取り巻く環境は大変厳しいという先ほど市長の方からも答弁があったんですが、先ほど集落営農の考え方について質問しますが、今後10年後20年後、農業をどのように考えていくかで、農家の皆様へのアンケート調査は行っているのか。今実施しているとしたら、どのような方法で行っているのか、お尋ねします。

### ○農林水産課長（上園博文君）

集落営農に向けたアンケートの調査でございますけれども、これまでに吉利地区と田代地区で意向調査を行いました。農家の方々からの意向を集約してまいりましたけれども、やはり集落営農の必要性を明確にすることが意向調査の目的でございますので、今後におきましても、この地域に向けてアンケート調査を行ってまいります。結果として、注目すべき内容でありますけれども、今後の経営に対して、現状維持というものが1地域で61%、あるいは規模縮小23%、やめたいという方が11%、一つの地域でございました。規模拡大をされる方は、わずかに6%程度という非常に現実を考えると、厳しい状況にあります。

また、明らかになりましたのは、経営規模面積の少ない農家の方々でも、思いのほか農

業機械をたくさん持っていらっしゃるという現実であります。極端な言い方を言いますと、田植え機で乗用型を考えますと70万円なんです。約4反歩から5反歩の田植えに対しまして、1日で終了いたしますと、364日小屋に眠ったままの状況をどうとらえたらいいのか、そういったものがこのアンケート調査を通じて出てきたのが現実の姿であります。

こういった状況を考えますと、やはり必要なものは集落営農に結果的につながるんじゃないかなということで、今後もこういったアンケート調査の結果を生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

### ○3番（下御領昭博君）

今、集落営農のことについて回答をいただいたんですが、ちょっと私が順番を間違えまして2番の3番目に行ってしまうと、もう一回、それで集落営農のことについて。

先ほど市長の答弁の中で、吉利地区、田代地区の2集落が取り組んでおり、今後、東市来地域の下養母、元養母、それに伊集院地域の古城地区が集落営農に向けて活動を進めているとのことですが、行政側の対応と行政側が集落営農に取り組もうとしている集落に望むことは何なのか、お尋ねします。

### ○農林水産課長（上園博文君）

今後におきます行政側の対応でございますけれども、市、そして県の農林普及課、JAと合わせて日置市担い手育成総合支援協議会という組織があるんですけれども、こういった組織を中心として、地域説明会を引き続き推進してまいりたいと考えております。

なお、地域集落にいたしましては、やはり進める上で核となる、先ほど市長も申し上げましたけれども、やはりリーダーの方が必要と考えております。専業農家の方だけでなく、兼業農家の方、あるいは非農家の方々を含めて、一体的な集落の取り組みを期待した

いと考えております。

これまでの農村地域、考えてみますと、説明会の中でも稲穂の垂れた畦道を通るだけで元気になれる、あるいはトラクターを運転するときに、一番の息抜きの時間だという80を超えた高齢者の方々の声をよく耳にすることがございます。行政としましては、高齢者の方々のやはり生きがい、そしてやる気を奪ってはいけないなという両面を考えながら、集落営農の推進を図ってまいりたいと思っていますところがございます。

以上でございます。

### ○3番（下御領昭博君）

今、答弁をいただいたんですが、やっぱり集落営農を進めるためには、リーダーがすごく必要だし、また地域のやる気がないと、この集落営農というのは難しいんじゃないかなろうかと私も思っているわけですが、だけど今後10年後20年後を考えると、やっぱりそうした取り組みを今のうちから進めていかなければ、そのときになったときでは、私は遅いんじゃないかなろうかと思えます。

そこで、集落営農を進めるために、地域のリーダーももちろんですが、やっぱり行政側のそういった説明会とか、指導とかいったことを積極的に進めていくことが必要ではなからうかと思えます。

先ほどちょっと間違えまして、2番の②の農業を取り巻く環境のことでちょっと漏れてましたので、この件についてお伺いします。

小規模農家への今後の判断が市町村へ委ねられるということで、私も新聞とか、さっき市長の答弁でもお聞きしたんですが、内容としては、品目横断的経営安定対策における面積要件は、我が日置市においては、農地面積が狭いため、一部の農家しか該当しないのが実態であります。果たしてどれだけ緩和されるのか、国の方向づけを見守るしかないと思えますが、厳しい農家を守り、農家が安心し

て取り組めて活性化し、地域の実態に即したものとなるよう対応していただくべきと思うのですが、市長の見解はどうでしょうか。

### ○市長（宮路高光君）

午前中も答弁いたしましたとおり、国の施策の中で大規模農家の集約ということで、ことしからしたわけでございますけど、現実的に私ども市の中におきましては、そのような農家の方々が、本当10名足らずの中しかいなかったというのが現実でございます。

そういうことを踏まえた中におきまして、やはりこういうこの横断品目におきましての最終的な価格保障なんです。それぞれの作物において、どれだけ10アール当たり価格がとれるのか。その問題が一番大きなポイントになってくるというふうに思っております。

そういうことを含めまして、今私どもはやはりこの地産地消という形の中で、やはり高齢者の皆様方、兼業家でも今はそれぞれすぐ野菜等をつくっても直販売等でも販売していただいております。行政としては、やはりそういう身近な方々をやはりどう今後手厚くといいますか、手厚くちゅうか、元気になる農業の仕組みをつくっていけるのか。やはりそれが私としての大きな課題でございまして、国の施策の中も十分に見守りながら、国の施策を導入できる方は、導入できるようなやはり援助といいますか、指導体制、または簿記整理の問題を含めて指導をやっていききたいというふうには思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

ちょっと今後、国の方向が変わればですよ、今まで認定農業者の場合は、面積でいくと2.6ヘクタールですかね。集落営農の場合が10ヘクタール。これが今後、市町村に判断が委ねられるとなると、市長の権限でその面積自体にできるわけですか。その辺はどうですか。

**○市長（宮路高光君）**

まだそこまでの小さい細かい要項が、まだ私どもの方にも説明に来ておりませんので、国としてはそういうふうにして、ある程度要件を満たしたら市町村の方に委ねるということでございますけど、まだきちっとしたそういう要件が、説明がありませんので、そういう要件等説明を受けたら、また市として対応をしていきたいというふうに思っております。

**○3番（下御領昭博君）**

これで最後の質問ですが、この日置市は鹿児島市に隣接している立地条件を生かした農業をする必要が重要と考えます。そのためには、農家には米しかつくりたくないという姿勢でなく、柔軟な姿勢が必要不可欠となります。今後、農業を続けられるような体制づくりが必要で、活性化するためにも、将来を見据えた集落営農に取り組むべきではないかと私は思います。ゆえに、行政には、農家を動かすだけの情熱が必要ではないでしょうか。

そこで、市長の意気込みを聞いて、私の最後の質問といたします。

**○市長（宮路高光君）**

今後、この高齢化を含めた中におきまして、なお一層このことが激しくなるというふうに考えております。やはり農村地域でいいですか、農家もですけど、やはり今後農村地域がどう元気になってくるのか、これを大きな一つのテーマにしながら、また、特に農家の所得が少しでも向上できるような対策をしていきたいというふうに思っております。

**○議長（畠中寛弘君）**

次に、2番、上園哲生君の質問を許可します。

〔2番上園哲生君登壇〕

**○2番（上園哲生君）**

大変お疲れだと思いますけれども、しばしお願いをいたします。

それでは、さきの質問通告に従い、2点質

問をいたします。

合併後2年半を経過し、その間に旧町時代それぞれのやり方で執行されてきた事業を引き継ぎ、執行しながら事業の見直しをし、今後の方向性を踏まえ、段階的に新市としてのあり方へ鋭意努力がなされているところであります。その中でも、特徴的な事業が水道事業であろうと思います。市民の中には、新たな負担増をひしひしと感じながら、今後のことを憂い、旧町時代を懐かしみ、一方これが合併だとみずからを諦観した中で納得させようとしております。

そうした中、いまだにそれぞれに対応し、使用料等の負担差もある事業もあります。その一つに、生活排水、し尿等の汚水処理事業もあると考えております。補助金付きの合併浄化槽で対応しているところ、市街地として公共下水道事業が進められているところ、その地域性を勘案すれば、それは当然のことであり、それだけに市民に納得していただける行政サービスと負担のあり方の公平性を、いかような考え方から導きべきなのか思案するところであります。そのような観点から、吹上地域、永吉地区の農業集落排水事業について、質問をいたします。

この事業は、農村総合整備事業の中で実施される国庫補助のある大変有利な事業として、平成11年度に完成し、計画処理人口1,110人を対象に、平成12年度より供用開始された集落排水事業であります。この時代の背景には、平成4年6月に閣議決定された生活大国5カ年計画に基づく生活関連事業として農業集落排水施設を取り上げ、平成5年度から、平成14年までの期間に着手する農業集落排水緊急整備事業として、通常の事業と同等の財源措置のあるすなわち国庫補助があり、下水道事業債の元利償還の50%に普通交付税措置があり、さらに当初事業費55%の一般会計からの繰出金、全額をも普

通交付税措置するという、まさに国が肩を抱いてその気にさせて下水道事業を促進する時世がありました。

平成18年度の決算特別委員会の審議において、平成19年3月末現在、平成12年の供用開始時より、対象者が30人減り、接続戸数260戸、処理人口574人、接続軒数277軒という説明がありました。

この事業の地域住民の使用料負担は、まず世帯割月額2,000円、さらに人員割月額500円、すなわち、ひとり暮らしの高齢者が年間3万円を負担をする、家族のある世帯では、1人当たり年間6,000円ずつ負担がふえていく構図であります。その上に、市統一指導料金に向けて、毎年少しずつ値上げをしている現状があります。

一概に比較することはできませんが、あえて伊集院地域の公共下水道使用料負担と比べてみますと、上下水道料金をセットにし、下水道使用料は基本料金月額800円に、みずから使用する量にあわせて負担する従量制となっております。合理的な負担のあり方であろうと考えます。

それぞれの事業の成り立ちが異なるとはいえ、現状では、地方交付税措置された、一般会計からの繰出金は、地方債の償還に充てられ、使用料で運営が回っていますが、対象人口が減り、高齢化がますます進み行く中で、先々への危惧の念を抱きます。今後の使用料負担のあり方を含めた運営について、市長の見解を伺います。

次に、永吉処理場施設機械等の更新修繕について伺います。

平成12年度供用開始以来8年経過する中で、大規模な修繕等に見舞われることなく、現在まで維持管理だけの事業で進んできております。しかし、今後、機械等の耐用年数や経年劣化による修繕等の発生してくることも考えられます。農業集落排水事業促進基金も、

平成19年3月末現在7,698万6,000円積み立ててありますが、果たしてどの程度の修繕が発生するか、そのときにならないとわかりません。新たな住民負担を極力抑えなければならぬと考えますが、市長の考えを伺います。

さらに、この農村総合整備事業の中で実施される農業集落排水事業は、特別会計を設置し、適正な使用料を徴収して行う事業であることで、下水道事業債の対象になっております。法律上義務づけられた特別会計であると認識しております。

平成19年3月末現在、地方債の未償還元金が4億8,778万9,000円あります。補助金適化法による制約もあると考えますが、公共下水道事業との兼ね合いも含め、将来的方向性について、市長の見解を伺います。

2問目の質問に入ります。吹上支所公共施設管理公社の現在の受託業務のありようと今後の業務のあり方について、質問をいたします。

現在、吹上支所公共施設管理公社は、吹上地域の道路、河川、都市公園、農村公園の草払い、伐採、剪定、トイレ清掃などを管理していますが、ほかにも一般廃棄物収集運搬業務、そして、指定管理者として健康交流館「ゆーぶる吹上」、吹上浜キャンプ村の管理と多種多様な業務を行っております。

平成18年度には、水道課所管の中央第二浄水場のろ過砂搾取・洗浄等まで幅広く受託業務をこなしております。民間業者の中には、仕事が少なく、競争入札の中で仕事を働きたいとの思いを強くしている者もおります。東市来支所公共施設管理公社、人材シルバーセンターなどの受託業務内容との整合性を取りながら、随意契約で業務委託するのであれば、随意契約でなければならない説得力ある説明責任を果たし、あとは民間の入札の中で経費節減を図るという業務の整備を始めるべきだ

と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、管理公社が指定管理者として、健康交流館「ゆーぷる吹上」の運営を委託されております。本来、先ほども市長の答弁の中にもありましたけれども、指定管理者制度は、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、民間の能力を活用することにより、市民サービスの向上と経費の節減を目指すために導入された制度であります。

その指定管理者への申請動機が、平成10年開設以来、施設の管理運営に対し実績があるということでした。事業計画の中で、温泉、プールを利用することにより、市民の健康増進を図り、社会貢献をしていきたいという決意を述べられておりましたが、本年10月には、水道給水に故障が起り、10日間以上の臨時休館を強いられました。本当に民間能力が活用されているのかなと疑問に思うところであります。

緊急時ということで、修繕費を予備費で市が対応をいたしました。もう少し前もって対応が可能になるように、具体的に修繕負担を明確にして責任所在をはっきりすることで、現場で働く人々の要望、思いと、管理公社の意思疎通がもっと高まるのが大事だと考えますが、市長の考えを伺います。

これで1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の農業集落排水事業について。

接続状況であります。現在281件の接続があり、585人が利用されています。接続率が95%で、未接続の世帯については、今後も接続の推進を実施していきたいと考えております。

次の受益者負担のあり方についてでございますが、使用料については、この事業を実施した旧吹上町時代に設定されたものでござい

ます。使用料算定は、世帯割2,000円と、人員割500円となっております。現在の実績では1世帯当たりの平均は3,100円程度の使用料になっております。公共下水道の従量料金とは異なる体系となっているのが現状でございます。

永吉処理場は、年間約6万5,000トンの汚水処理を順調に処理しているところでございますが、施設についても、供用開始9年目を向かえ、機器類の消耗や耐用年数が過ぎている機器等もあり、今後年次的に更新する計画であります。

使用料については、先ほど申し上げましたとおり、料金体系が異なり、農業集落排水、公共下水道事業、それぞれの業務により、発足時に定めた使用料で合併時までそのまま引き継いでいるのが実情でございます。しかし、公共下水道におきましては、本年度、20トン当たり400円の値上げを実施したところでございます。

この2つの中におきます統一ということでございます。特に従量料金にした場合につきまして、この集落排水におきまして、どれだけ料金体系をしていけばいいのか、このことについては、十分また今後、また地域を含めまして、また私ども財政計画を含めた中で、この体系をいつの時点で変えるのかということについては、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

吹上支所の公社管理施設についてということ。です。

1番の管理公社の受託業務内容につきましては、業務を大きく分けると、公共施設の維持管理のための伐採等管理業務、一般廃棄物の収集運搬業務、キャンプ村の管理運営、そして管理公社の特別会計として、指定管理者に指定されております「ゆーぷる吹上」の管理運営があります。このうち、受託業務では、吹上地域内の公共施設の樹木選定のほか、

公園、市道、林道、市有林道の伐採作業、また県から受託業務である九州自然遊歩道や自転車道の管理業務を受けております。こうした業務につきましては、今後も公共施設の健全な維持という観点から継続していきます。また、県からの業務につきましても、受託ができるよう努力していきたいと考えております。

「ゆーぷる吹上」についてでございますが、「ゆーぷる吹上」は、平成10年4月にオープンし、既に10年を経過しております。昨年9月に指定管理者制度を導入いたしまして、現在、吹上支所公共施設管理公社に経営を委託しておりますが、施設の老朽化も随所に見られまして、建物や機械設備の改善の必要な部分があるようでございます。このような中で、軽微な修繕等は指定管理者が、大規模な改修につきましては行政が直接行うことといたしております。来年度の予算編成時期に入っておりますので、施設状況を見ながら、必要な部分につきましては、厳しい財政状況ではありますが、できる範囲の予算化をしていきたいと思っております。経営につきましても、行政として指定管理者とも十分協議、意見交換をしながら、健全運営を図っていききたいと考えております。

以上で終わります。

## ○2番（上園哲生君）

今、市長の答弁をいただきまして、18年度の決算の時期よりも少しその対象人口がふえたようでございますね。ただ、やはり全体的に長い目で見ますと、やはりあの地域に今後人口がふえていく、あるいは、むしろ先ほど同僚議員の中にもありましたように、自治会合併をし、そして、お年寄りのその高齢化が大分進んでいくという地域の中で、やはりどういう負担でこの事業を推進していけばいいのかなと。先々で大変危惧するところがあります。

今は、その公共下水道の方が20トン当たり400円の値上げをしたということで、だんだんそういうことで数字をあわせていくのかなと思いますけれども、むしろ私は、逆にいろいろなところで負担がふえていくもんですから、その負担をなるべく上げない方向のそのある程度の公平化というものを図れないだろうか、やはりそういうことを思うわけです。ただ、これ特別会計で本来であれば、独立採算でやっていかなきゃならん。今のところは確かに大きな修繕等がないもんですから、使用料で運営費を賄って回っているという状況がありますから、今のところはいいんですけれども、今後のことを考えましたときに、やはりそのちょっと早い話になるかもしれませんが、仮にそういうその使用料で回らないような状況が出てきたときに、やはりそういう運営費のところ、一般会計からの繰り出しだとか、そういうものは考えられるだろうか、そこらはちょっと早いですが、市長のお考えをお伺いをいたします。

## ○市長（宮路高光君）

一般会計の方も、大変厳しい財政状況でございます。今はそれぞれの市といたしましても、今後、特別会計を含めました連結決算等も十分今後対応していくということでございますけど、一般財源をここにすぎ込んでいくというふうな大変な大きなことになるというふうに思っております。

今、ご指摘ございましたとおり、今平均3,100円程度いただいております。この10年間はどうかこのお金でやってきて、若干の積立金もしておるようでございます。今後やはりどれだけの使用料が見込まれるのか、そこあたりも十分ちょっと見極めた中で考えていかなければ、今この中に、今のこの時点でもうそのときは一般財源で入れると、そういうことはちょっと言明は今のところできませんので、今後やはり十分な修繕といい

ますか、そういうものを十分しながら、少しでも長く持てる形の管理運営ですか、こういうものの勸奨を十分今後やっていきたいというふうに思っております。

## ○2番（上園哲生君）

確かに今の時点ではちょっと早い議論なのかもしれませんがけれども、やはりそのたまたま今の報告の中に対象人口がちょっとふえておりましたけれども、やはり総体としては、我々がその地域を眺めていますときに、とても人口が、家が建ってふえていくような状況にはやっぱり見られません。それはどこの地域に見てもですけども、やはりそういうことを考えますと、そこでその一つの事業を推進をしていく、そしてましてやそれが一番生活の身近なところということになりますと、そういう負担等に対しまして、将来へのやっぱり年をとればとるほどやはりそういう危惧といいますか、心配がふえてきますし、ましてやそのやはりその世帯の中で夫婦2人おられたところが1人になるとかということになりますと、世帯割の方も、そのもう1人で2,000円と、いわゆる年間2万4,000円というような形になっていくわけですし、やはりこういう事業をつつがなく、そしてある程度その続けていくためには、どうしてもやはりそこの配慮といいますか、が必要になってくるんじゃないかならうかと思えます。

まあ7,000万円の基金は持っておりますけれども、やはりその修繕等のそこのその負担等がどういうふうに出てくるのか。また、そういう問題に対して、新たなその住民負担が出てこないことは願っておるんですけども、やはりそのことにつきまして、きょういろいろとケーブルの話なんかがありますけれども、やはりそういうその入り口のところで慎重な議論をされてきたとは思いますが、国がやはり物すごく力を入れて促進をする事業の中には、後々のことをよく考え

てないと、やはりどこかにはやっぱりしわ寄せが来るという一つの事業でもあるような気がします。そういうことで、頭の片隅に置いて、そして個々の住民の方々の不安を少しでも解消していけるような方策を今後打ち出していただきたいと思えます。

それでは、2番目の公社の話に入ります。

実は、この管理公社の組織といいますか、あるいはその経営の中身といいますか、我々は一切よくわからないもんですから、まずそこら辺のところからちょっとお聞きをしたいんですけれども。この指定管理者でいただいたときの資料といたしましては、理事長以下従業員の方が38名ということでありましたけれども、ここらの従業員の数と、それからほかの管理公社と違まして、特別な事業として、先ほど市長の方からもお話がありましたように、その一般廃棄物の収集運搬をやっておりますけれども、そこに係る人員の数をちょっとお知らせいただきたいと思えます。

## ○吹上支所長（坂口文男君）

お答えをいたします。

まず、組織の関係でございます。公社は、平成8年の3月に設立をいたしております。で、任意公社でございますけれども、そこに理事を8名——8名は最近17年度からでございますけれども、当初7名でございました。あと、職員がプロパー職員、まあ公社の職員でございますけれども、今、先ほど業務の内容がございましたけれども、維持管理業務ですね、それから一般廃棄物の収集業務、それから、「ゆーふる吹上」の管理業務、キャンプ村ということで、実質の職員が9名でございます。で、そのほかに、嘱託職員を6名で、あと臨時職員16名、それから必要に応じまして、パート、それからアルバイトという体制でございます。

それで、一般廃棄物の収集に携わる人数ですけれども、職員を2名、嘱託員を2名採用



いたしております。この一般収集につきましては、平成8年の——平成9年の1月から行っておるところでございます。

以上です。

#### ○2番（上園哲生君）

合併しましてから、いろんな公園とか、あるいは道路とか、河川とか、そういうところを、ほかの東市来の公社なんかもやっておるわけですが、その中でやっぱり吹上の管理公社だけが特別な事業としてやっぱり出てくるのは、この一般廃棄物の収集運搬だろうと思うんです。

今、いろんなところで、経費節減も含めて、随意契約ではなくて、競争入札でと言われていた時代でもありますけれども、そういう感じでいきますと、今後この今公社に委託されております一般廃棄物の収集運搬というのをどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。お伺いします。

#### ○吹上支所長（坂口文男君）

それでは、この一般廃棄物収集を公社で行った経緯でございます。これにつきましては、昭和52年から、実は直営——吹上町直営で職員を採用して行っておりました。で、その後、昭和56年の4月から業者の方へ委託をするようになりました。で、業者委託をやっておったわけでございますけれども、ご承知かどうかわかりませんが、この廃棄物収集関連しまして、ちょっといろいろ問題等もございまして、じゃあもう元に戻すということで、その理由でこの公社を設立したというのが原点でございます。ですから、この目的のために、職員も採用をした経緯がございまして、おっしゃるように、今入札いろいろとあろうかと思っておりますけれども、今のところこういうことをお願いをしているということでございます。

#### ○2番（上園哲生君）

今、経緯はよくわかりましたけれども、や

はり今後は、それは段階的で結構なんですけれども、やはりそういう民間も含めてといたしますか、競争入札の原理の中で、やっぱりやっていくことが、ほかの公社のやっている業務等のバランス等も考えましていいのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

現在、公社の我々のごみの収集委託の方につきましては、随契をいたしているところが2社ございます。吉村興業さんの方と、それからこの管理公社の方と随契をさせていただいております。ほかの地域のところは、一般競争入札でさせていただいておりますが、ほかの市町村の関係もいろいろ調べてみまして、随契がすべて違法かということ等もいろいろ含めて調べさせていただきまして、ほかの市町村でも、ごみの収集につきましては、いろんな形態で随契をしているところも多くございます。そういうところ等も比較いたしまして、一概にこういうものが違法であるというふうには認識しておりませんので、今のところこの部分については、随契で本年度も——本年度というか、次年度も一応契約させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○2番（上園哲生君）

私も先ほど述べましたとおり、随意契約がいかにちゅうわけじゃないんです。ただ、随意契約をするには、それだけの随意契約でなければならない、やはり説得力のある説明責任は果たさなきゃいかんのではないかと。そういう意味で、先ほどからお聞きしていますけれども、その過去の経緯はわかりましたけれども、やはり今後のことを考えれば、民間業者の中にもやはりそういう業者さんも育ててきているかに聞いております。そういう意味で、入札というのは、今後どうなんだろう

ということでお聞きをしておりますが、再度、ご答弁をお願いします。

**○市民生活課長（桜井健一君）**

答弁が遅れて申しわけございません。

先ほど申し上げましたとおり、各業者さんと入札する場合、一応設計単価等をつくりまして、入札かれこれ行います。随契を行う場合でも設計単価をいろいろ計算しまして、ほかの入札したところとの比較というところ等もしてございます。で、ほかの地域と比べて、極端に高いとか安いとかということがないように、単価、それ等も一応計算をしてございまして、吹上地域のこの随契の金額が、距離、それから使用する車等の単価等の計算等をいたしておりますけれども、ほかの地域と比べて、特に入札で安くなったところと比べますと若干違いがあるところもありますけれども、普通に計算をした中においては、ほかの川内市とか、ほかの市とも比べて比較をしておりますけれども、そういうところで比較をしても、特別随契をしているところが高いという計算にはなっておりませんので、そういうご理解をいただきたいと思っております。

**○2番（上園哲生君）**

実は、この間、委員会の方で所管の政務調査で別府市の方に行って参りました。ここはもう皆さん、よくご承知のとおり名がたる観光都市であります。それだけに、ごみの対策に対して、物すごく神経質になっているところ です。

先ほど同僚議員が、不法投棄のことを質問しよりましたけれども、不法投棄のあるような場所には、全部監視カメラをつけてあるというようなところでもあります。そこで、やはりその収集運搬も、別府市が最初は直営でしたが、ですけれども、だんだんに民間におろしながら、そして競争入札の中で業者も育ててきたというような言い方をされました。12社ぐらい今競争入札に参加する業者があ

り、中には、ちょっと私も後々問題にならないのかなと思いましたが、債務負担行為まで行政の方がやっているというふうな、パッカー車なんかに対しまして、というような説明がありましたけれども、やはりそういうふうにして、時代がやっぱりそういうふうなものを要求していますし、そして吹上の管理公社だけがやっぱり特別なそういう業務をやっているというの、過去の経緯はわかりま すけれども、将来に対しては、やはり段階的に市民が納得する方向へ持っていくべきだと思 いますが、市長の見解を伺います。

**○市長（宮路高光君）**

もう今までちょっと市民課長の方が説明ござい ましたけど、ちょっと時間をいただきながら、その業務内容いろんな部分を照らしながら、おっしゃいましたとおり、この管理公社のあり方というこの原点から一つ考えていかなきゃならない部分もござい ますので、十分この一般ごみの分につきましては、また時間をいただきまして、基本的に随意契約であっても、やはり金額的に説明責任ができる一つの金額であるべきのことだと思 っておりますし、今、言ったようにその内容、手法、またいろんな手法があるのかどうか、このこ ういうことも幅広く十分検討させていただきたいというふうに思 っております。

**○議長（畠中實弘君）**

申し上げます。本日の会議時間を議事の都合により、19時まで延長します。

**○2番（上園哲生君）**

それでは、指定管理者制度の「ゆーぷる」のことについて、再度質問をいたします。

先ほどB&Gのことが、指定管理のことが出ておりましたけれども、やはり市長の答弁の中にも、民間の能力を活用することにより、市民サービスの向上等経費の節減を図るとい うお話でありました。そういう趣旨で、その健康交流館「ゆーぷる吹上」もその管理公社

になったのであろうかと思ったんですけれども、事業計画をよく眺めてみますと、その先ほど申し上げましたように、指定管理者への申請動機が開設以来、施設管理組合に対し実績があるということで、指定管理者の動機づけになっておるみたいですが、それと、結局民間活力を利用するというので、指定管理者に回したということに対しては、ちょっと相矛盾するような気もするんですが、市長の見解はいいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に指定管理者をする中におきまして、募集をいたしていただきますので、ただ、この「ゆーぷる」につきましては、その時点でもう管理会社だけしかいなかったと、基本的には、一般的に公募という形をとっていきまので、そのだれもいなければ、そういう形に落ちていたと。また、その次のまたいろいろと状況はその次でさせていただきたいというふうに思っておりますけど、この「ゆーぷる」につきましては、公社以外にだれも手を上げなかったというのが、第一の大きなことでしたので、ご理解していただきたいと思っております。

#### ○2番（上園哲生君）

そういうことであれば、その公社に指定管理者になったいきさつはわかったわけですが、ただこの指定管理者もそうなんですけれども、その指定管理者自体が負担をする、修繕で先ほどは小規模とかいうような表現になっておりましたけれども、そういうものと、それからやはり市の方でやらなきゃならないその工事の規模といいますか、あるいは備品でありますとか、そういうところがきちっと細かく決まっていらないんじゃないかという気がいたしておりますが、今回その緊急に、水道給水が故障しまして、そして予備費からそれを対応したということでありましたけれども、そういうことで私も「ゆーぷる」

の方も今度代表者の支配人の方もお変わりになりましたし、それから公社の代表者等もちょっとあってお話をしたんですけれども、どう対応していいかわからなかったというふうな話をされるんですね。

それで、じゃあどういいうところが、そういう判断に迷うような現象としてあるんですかということでお聞きをしましたら、いろんなことを言われましたけれども、例えば、配電盤温度センサーが故障していると。そういうことで温度が上がったり、逆に機械の表示は41度Cだったが、実際は51度Cあり、お客様からやけどをすところだったと苦情を受けたとか。そういうふうないわゆるこれはセンサーですね。

それから、例えば、これも備品ちゅうんでしょうかね。大型炊飯器が2台あるが、そのうちの1台が故障している。1台とか使用できないのでお客様への提供が間に合わないときがあると。じゃあ買えばいいじゃないですかと、いやそれはだれの持ち物になるんですかというようなことで、うんこれはやっぱりちょっと細かにいろいろ協議をしなきゃいかんところがあるんじゃないかと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

お話のとおり、突発的なものを含め、また、基本的には、軽微な修繕等についてという、そういう契約でしておりますので、いろいろと今後事前に、またいろいろとしようと思っておりますので、またそれぞれの担当課において、今後予測できるものは大体わかりますので、十分そこあたりを指定管理者制度者とも十分打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○2番（上園哲生君）

この指定管理者の業務指針の中で、最少、契約協議をする前、契約を結ぶ前だと思えますけれども、そのときに「リスク分担の方

針」というものがあるらしいんですよ。そのリスクの内容といたしまして、管理運営費の上昇、すなわち物価など、市の責任に期することができない要因による運営費の向上は、指定管理者の方でやるということが記されておるんですけども、例えばその「ゆーぷる」の場合、今、燃油高騰で大変経費が上がって大変苦勞しているみたいなんですけれども、これはもう全国的に我々も漁協におきましても燃油高騰対策ということでいろいろやっているわけなんですけれども、こういうものに対しての経費上昇というものは、委託料の中の配慮というものは、今後やられるおつもりか、そこらをちょっとお聞きしたいと思いません。

#### ○副市長（湯田平浩美君）

指定管理者にとられます「ゆーぷる」の関係でございますけれども、先ほど備品の話もちょっとありましたけれども、いろいろ施設も含めて、指定管理者とこちらの市の方の負担の仕方ということにつきましては、いろいろ金額で定めてあったり、ケース・バイ・ケースでそこあたりは、なかなか区別できないことにつきましては、協議をしていきますけれども、基本的には、建物に附随した維持管理といえますか、そういったものが基本的に行政の責任で、少額な部分は除いて行政の責任で対応していくことになっております。

それから、備品を指定管理者の方で新たに整備した場合、それは指定管理者の財産でありますので、それをそこに残しておくというものはあり得ないと思えます。それはそれぞれの指定管理者の責任において、それは備えるか備えないかはそれぞれの考え方ということでございます。まあ現状ですべての備品も台帳に記載して、指定管理者の方に移行してありますので、その範囲内で運営をしていくという形になっております。

それから、燃料の高騰につきましては、

3年7カ月の中で、当初そういったことも若干配慮して指定管理料を決めたわけでありまして、現在の高騰については、想定外でありまして、そこは考えていないという状況でございます。

#### ○2番（上園哲生君）

ちょっと確認でお聞きしますけれども、こういう燃油高騰、これだけのことはちょっと想定できなかったわけなんですけれども、こういうことで「ゆーぷる」の場合、大きなやっぱり経費になるわけですよ。そういうことは、想定外のことで市としては見ないということですか。指定管理者の方できちっと対応してほしいということでしょうか。ちょっと確認させてください。

#### ○副市長（湯田平浩美君）

ただいまも申し上げましたように、当初そういったことは想定しておりませんし、もちろん指定管理者の方の経営の中で、そういったことも含めているような管理運営をやっていると、指定管理者の責任においてやっていくということは、今の現状での対応でございます。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

#### ○2番（上園哲生君）

この健康交流館「ゆーぷる吹上」というのは、これは砂丘荘と違いまして営業に制限があるわけですよ。だれでもお客さんをとっていいわけではない。やはりそういう健康施設としての、どちらかといいますと、そういうところでそのあんまりもうけを追求してやるというよりは、そういう福祉の増進に寄与するとか、そういう要素も含まれていると思うんですけども。

今のお話では、最初から想定外ですから、いわゆるその委託料の範囲で委託料は変わらないと、あとはその運営者の経営努力で回していきなさいというようなお話に聞こえたわけなんですけれども、どうもその指定管理者に

回される公共施設の中で、言うなればその営利を物すごく追求できる施設もあれば、あるいはそういうことではなくて、また別の目的のためにそういう運営管理をしていくというところの施設もあるかと思うんですけれども、そこらの何ていいますかね、個別的対応というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

**○議長（畠中寛弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を17時15分とします。

午後4時04分休憩

---

午後5時15分開議

**○議長（畠中寛弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○市長（宮路高光君）**

今、ご指摘がございまして、それぞれ特殊要因というのがございますので、そういうものについては、やはり単年度いろいろそういう状況がございまして、そういうものはやっぱり指定管理者とも十分協議をして今後対応していきたいというふうに思っております。

**○2番（上園哲生君）**

今、市長から前向きのご答弁をいただきまして、ああよかったなと思っておりますけれども、ここのその指定管理の場合、指定管理者がいわゆるその管理公社、そして実態はこのその「ゆーぶる」の新しい支配人を中心にしてその現場の人たちということになりますと、どこにそのいろんな要望が隠れていたり、あるいはその市当局へ協議の場を持って行ったらいいのか、まだまだそういうところできちっとした詰めがなされていないような気がします。やはりその最終的に責任者は管理公社の理事長なんでしょうけれども、理事長自体がその「ゆーぶる吹上」に直接経営的なものに毎日関与しているわけではないですし、だからそういうものを踏まえてもっときめの細かい協議をしていただくように要望してお

きます。

きょう、いろんな議論がありましたけれども、やはりやっぱりいろんな事業をやるときに、指定管理にしましても、あるいは新たな事業、新しい事業をやるときもやはりこの入り口のところで、やはりやれるだけの議論をやって、そしてできるだけその協議の決め方をして、やっぱり事に臨まないで、後々いろいろ支障が出てくるのではないかと思います。

以上のことを市長にもよく頭に入れていただくように期待をいたしまして、質問を終わります。

**○議長（畠中寛弘君）**

次に、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

**○16番（池満 渉君）**

ナイターになりましたけれども、私もまだ風邪をうつし切っておりませんので、おかしいところもあるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

国も地方自治体も非常に厳しい財政運営を強いられ、本市でも平成23年度には、一般会計規模を200億円まで縮小する計画でございまして。このような中、特に健全財政を目指すという観点から、次の2つの点について、市長のお考えについて質問をいたします。

まず、公共下水道事業についてであります。

県住宅供給公社が昭和52年に妙円寺団地の開発を手がけ、そのことを機に、本市の下水道事業は始まりました。昭和63年に供用開始してから、整備面積457ヘクタール、総事業費123億3,000万円が投資され、その内訳は国庫補助金43億円、借金44億円、一般会計からの繰り入れ29億円、受益者負担金は6億3,000万円と18年度の決算説明書にありました。現在、区域内の整備率は83%であり、隣接する区域をこれ以上拡大する計画はなく、下水道事業自体、収

束に向かっていると理解をしております。

経営健全化計画では、料金水準の適正化、資産の有効活用、資本投下の抑制、維持管理コストの削減など、向こう5年間の行動を示しております。下水道事業は、住宅密集地以外での取り組みは最も効率の悪い事業とされております。ところが、大型団地とはいえ、飛び地からの接続が計画されております。財政難の折、各種の事業が合併協議では、継続事業に限るとされております。もちろん新規にやらなければならないことや緊急突発的な事業もあると思います。

そこで、お伺いをいたします。

今回の計画は、旧伊集院町時代からの継続ですか。それとも新規の事業となるのでしょうか。予定地の住民から、今のプラントの老朽化などで下水道への接続が切望されたのかもしれないませんが、飛び地からの接続は多大な費用を要すると思われそうですが、その財政計画は大丈夫でしょうか。

また、決して市長の独断ではないと思いますが、この件について下水道審議会などでの議論はいかがだったのでしょうか。予定では、今年度中に方法を検討し、来年度に事業認可の変更、21年度から事業開始とあります。10億円を超える予算が計画されていますが、今後の検討経過など、議会にも報告をされ、最終的に事業の可否を含めて議会での審議の対象とされるのでしょうか。

次に、防災行政無線の統合とケーブルテレビの事業について質問をいたします。

先般の市の広報誌でも内容について書かれておりましたし、市内の各地域でも説明会も開催されたところであります。同僚議員からの質問もありました。

国からの補助金はあるにしても、総事業費約25億円という大プロジェクトであります。慎重な議論が望まれるところであります。

まず、旧4町のシステムを統合し、新しい

防災行政無線のシステムを始めるわけですが、それはこれまでのシステムとどう違いどのような面で便利になりますか。また、これまで使用していた機器などの管理使用については、どう対応されますか。

2011年から、地上デジタル放送が始まり、今のテレビでは番組を見れなくなると言われていますが、市販のチューナーの販売やら、各テレビ局などへの対応も進んでおります。もちろん難視聴地域などへの対応は重要なことではありますが、いわゆるテレビの事業まで、財政厳しい折、行政がかかわる分野などでしょうか。市の広報や議会中継など、自宅で身近に見れるのはベストですが、その効果がどれだけのものか、疑問であります。この際、防災無線事業とケーブルテレビ事業は分けて考えるべきと思いますが、いかがですか。

以上、2点について、誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の公共下水道事業について、その1でございますけど、合併協議会で確認された内容によりますと、生活排水処理については、公共下水道事業や農業集落排水、浄化槽など、それぞれ地域の状況にあわせて、施設整備を推進しますと申し合わせております。

ご指摘のつつじヶ丘におきますこのことでございますけど、旧伊集院町時代から、地域との協議がなされているということございまして、特に公共下水道と、また下水道事業とつつじヶ丘におきます水道事業、これは基本的にセットであったというふうに考えております。そういう中におきまして、今水道事業も実施をしておりますし、基本的に団地内におきます意思統一、これが一番大事なことでございましたので、基本的には継続の事業であるというふうに認識をしております。

ご指摘ございましたとおり、飛び地ということで、事業内容的におきましても、その団地内におきます処理場を建設するのか、また飛び地の方が——飛び地といいますか、排水管を送っていくのが効率的といいますか、経済的になるのかと、そういう一つの大きな論議もさせていただきましたけど、やはり基本的にはこの処理施設を新たにつくるという、大変経費的にも大きな負担がかかるということの一つの試算が出ましたので、距離は若干ございますけど、圧送方式によって伊集院終末処理場まで持っていった方がいいという経過になったようでございます。

事業費的に約10億円程度ということになっておりますけど、特にこの圧送方式の中でやりますので、こういう事業費的にはまだいろいろな詳しい積算をしていかなければならないわけでございますので、こういうことについては今後きちっとした金額も出てくるというふうに思っております。特に下水道審議会におきましては、特にこのような圧送管理のルート等もまだ今どこを通過するのかわかっておりませんので、一応計画ができた段階におきまして下水道審議会の方にもご審議をしていただくということを思っております。また議会の中におきましても、予算等いろいろに伴うことでございますので、事前に議会にもご説明申し上げ、議会の中でも論議をしていただきたいというふうに考えております。

2番目の情報化タウンの推進プロジェクトと防災行政無線の統合とケーブルテレビ、このことについては、昨日からもいろいろと論議をしてきたところでございます。

この2つの事業を同時に平行はなぜかということでございますけれども、基本的にも申し上げましたとおり、この防災無線の統一ということをやっていかなければならないというのが一つの大きな基本でございました。そうすることにおきまして、どちらの方が一番

効果的なのか、またその事業におきます施設を有効利用できるのかということも内部の方で十分論議をさせていただき、その中で補助事業等を含めた中におきましては、この防災行政におきます有線の方がいいんじゃないかなという結論で今計画をしているところでございます。

今後の問題につきまして、さっきも申し上げましたとおり、国の補助事業等の確定等もなければできないことでもございますし、いろいろと防災におきますアナログの問題、こういうものも十分私どもの方もまた詳しい資料等も作成いたしまして、また議会の方とも十分論議をしていきたいというふうに思っております。

基本的にケーブルテレビと防災無線を分けた方がいいというお考えの中でございますけど、経費的なものを含めた中におきまして両方がどう使える、両方が防災にも、またケーブルテレビにも使えないかな、そういう意味の中で、今回一緒の中で計画を組んだということでございますけど、別々に考えていくときにはそれぞれ別々のそれぞれの事業費的な経費が出てくると、そのように思っております。

また今後いろいろと皆様方のご意見もいただきながら、それぞれこの方向性というのを見出していきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

#### ○16番（池満 渉君）

それでは、まず、これまでの経過について下水道事業の方からお伺いをいたします。

予定をされているつつじヶ丘団地でございますが、昭和40年代から50年代にかけて開発された、かなり早い団地でございます。もちろん当時は伊集院町においても下水道事業とか、そういったものもなかったでしょうし、町から下水道整備をなささいというような指導もなかったらと思うます。という

ことは、当然つつじヶ丘に入る住民の方々は、コミュニティプラントなりでの処理だと予測をしていたはずであります、その今ある、いわゆる合併浄化槽と単独と幾つかに分かれているというふうに聞きましたけれども、コミュニティプラントの維持管理というのは、これまでどこが、誰がやってきたのかお伺いをいたします。

それから、もう一つ、大型団地ということでございますけれども、つつじヶ丘団地の世帯数をひとつ確認をして、その世帯の中でコミュニティプラントが何戸、合併が何戸、単独、あるいはくみ取りもあるんでしょうか、こちら辺の数字をお示しいただきたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

この管理がどこであったかということでございますけど、当初この宅地を造成しておりました、その業者の方がこの管理運営をしておりまして、特に水道問題を含めまして、専用水道という一つの水道事業の中でございまして、基本的にその合法的なのが違法であるという形の中で、基本的には住民自体の管理組合をつくってやっていかなければならないということの県の指導もございまして、そのような実態の中におきまして、最初業者の方で管理運営をしておりましたけど、その後、住民の皆様方がそれぞれ管理組合を結成しておりまして、今の現在におきましては、地域の住民の皆様方の管理組合の中で運営をされておるということで、詳細の戸数とその別については下水道課長の方に答弁をさせます。

#### ○下水道課長（宮園光次君）

質問の世帯数でございますけれども、世帯数が584件、人口で1,614人というふうに推定して計画しております。

以上です。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

現在の状況でございますが、つつじヶ丘

1区、2区、3区、あわせましてコミプラ施設を使用しておりますのが426戸、それからいわゆる合併浄化槽が37戸、それから単独浄化槽の方が93戸、その他くみ取り等が6というふうになっております。

以上でございます。

#### ○16番（池満 渉君）

上水道との絡みもあるということで、かなり複雑な経緯もあったのかもしれませんが、この下水道、特にコミプラ処理場の管理については、住民の方々が組合をつくりやってきたということでありまして、であれば、今回の件について管理組合の方々の対応はどうだったのかというふうにお伺いをいたしますが、といいますのは、当然施設というのはつくったときに最高でありまして、その後は古くなっていくわけでありまして、古くなる分、企業にしてもどこにしても減価償却費というふうに算定される分ぐらいは積み立てをして、更新の場合は何とかできるようにというふうにして基金なりを設けるはずであります、それらに備えて、この管理組合の方では積立基金なりはなかったんでしょうか。

例えば、1戸当たり1,500円ぐらいでも積み立てをして400戸ぐらいが——加入の年度が違いありますけれども、あるとして20年やれば1億5,000万円ぐらいは既にそのための準備ができていたはずですし、もし単独で改築をやるとしたときに、どうしても資金が足りないということであれば、それについて行政の方から補助ができるというようなことも考えられたんじゃないかと思いますが、そこへんの管理組合の基金等の状況についてはいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

管理組合におきます中身まではちょっとわかりませんが、基本的には組合の方が集金いたしまして、それぞれ1年におきます運営費を含め、積立金もしているというふうにお



聞きをしております。

基本的にこの積立金の中身につきましても、やはりその大きな総額な積み立てではないというふうにお聞きしております、今ご指摘ございました水道事業と同じ地域に住んでいる中におきまして、住民として水道事業を含めて、こういう公共施設のものについては市の方が町の方に引き取ってほしいという要望をもう20年近く前からいろいろと地域住民の代表者を含めまして要望をされておった案件でございます。

そのような中で、旧町からどういう方向でこういうものを引き取って整備ができていくのかと、もう10数年来の案件でございましたので、今回、特にこの公共下水道事業におきましても、今までは団地化でなければならぬという一つの大きな制約がございましたけど、それぞれの規制緩和を含めた中で、飛び地であってもそのような事業は導入できるという一つの緩和されたことがございましたので、そういうことを判断した中において、今回このように飛び地の中で計画を上げたという経緯でございます。

#### ○16番（池満 渉君）

管理組合の積み立ての中までははっきりわからないということですが、やっぱり事業を何とか導入しようとかという話になれば、まず地域の方々はどうなんですかという、そこ辺まで把握しておく必要はあったんじゃないかというふうに思います。

市長が継続事業というような答弁をされました。そして20年来の念願であったと、お願いもされてきたというふうにおっしゃいましたけれども、私は旧伊集院町時代に行政の関係、あるいはこれらの下水道事業にかかわる人たち何人かにお話を聞きましたけれども、これ以上の区域の拡大をする予定はなかったというふうな話をお聞きいたしましたけれども、今市長が以前からということもありまし

たが、そこ辺はどうなんでしょうか、見解の市長と、そういった方々との見解の相違があったんでしょうか。あるいは今市長が住民の同意が意思がしっかり統一されてあるならばということが条件ということをおっしゃいましたけれども、今方向転換という、非常に変な言い方ですが、ゴーサインを出そうというふうになったのはどのようなことが理由ですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、今まで下水道事業におきまして面的な拡大といいますか、面的な拡大でなければ下水道事業が導入できなかったという、これは国の法律を含めた中でございましたので、そういう見解の中で、できたら団地内におきます処理場を中心的に物事は考えて今まで来ました。ですけど、さっきも申し上げましたとおり、これを団地内につくって処理する経費と、それと連結した方がいい経費が、どちらが安いかということの論議の中におきましては、やはり連結した方がいいということがございました。基本的にこういう下水道の法律が飛び地でも、ある程度の集団的な飛び地の場合については、今の旧下水道と連結してもいいという国の方策の転換もございましたので、そういう意味の中で、今回つつじヶ丘団地におきます下水道の処理につきまして区域拡大という形をとっていきたいというふうに考えて、今計画を進めているところでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

下水道事業の中で飛び地でも引き込んだらいいというか、そういう事業拡大ができるというような国の方向転換もあったということですが、では、コミプラに426、そして合併浄化槽でやっている方々もありますし、単独の方もくみ取りの方もありますが、こういった方々の住民の方々の意思の統一といったのはできたんでしょうか、いかがですか。

○下水道課長（宮園光次君）

これまで再三つつじヶ丘の下水道につきましては、つつじヶ丘団地全体で統一するようというふうに、市長を初め、指導をしてきたわけですけれども、1区、2区、3区、それぞれ、2区の方はもう固まっておったわけですけれども、1区の方がまだはっきりと返事をしておりませんでしたけれども、8月5日に臨時総会を開きまして、下水道への要望を決議されたということで団地全体の要望はそろったということでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

住民意識の一致を見たのは、8月というのは、ことしの8月ですか。19年の8月ですか。

○下水道課長（宮園光次君）

19年8月5日でございます。

○16番（池満 渉君）

わかりました。19年、今年の8月に住民意識が一致したということですよ。

合併前の平成16年に、つつじヶ丘団地の区域の拡大について調査をしておりますが、そのときの調査の内容はどういったようなものだったのでしょうか、その内容について、そしてその結果についてお示しをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

基本的には今の施設を利用できるのか、もう解体していかなきゃならないのか、コミプラを含めまして、また配管等、そういう調査を16年度に実施をさせていただきました。

○下水道課長（宮園光次君）

ただいまの質問につきまして補足説明をさせていただきます。

先ほど市長からもありましたけれども、既存施設を廃止し、団地全体を合併浄化槽で処理した場合の経費、それから既存施設の改築を改築修繕によりまして延命化を図る方策、

それから公共下水道への接続、そういうもの等を現状調査いたしまして方向性を検討するというところでございました。

その中で、経済性の中では改築した方が一番であって、2番目が合併浄化槽で処理した方がいいというような案件が出ておりますけれども、結論としては下水道への接続が最も望ましいと。このとき、先ほど平成16年と言いましたけれども、年度は平成15年度でございました。このときにはそういう結果が出ております。

まず、理由といたしましては、合併といたしましては、住民の自主的な設置に頼る結果でありまして、行政の積極的な施策とは言えないと。最後の方が合併浄化槽を設置するまでは既存の施設は永遠と運営していかなければならないと、そういうことと、それから改修につきましては、民設民営でありますので、維持管理体制に問題があることでこういう問題が起きておりますので、それには厳しい状況があると。そういうようなことで、3番目の下水道への接続が有利であるということでございますけれども、このつつじヶ丘につきましては都市計画区域の用途区域が指定されております。都市施設の一つである下水道は必要不可欠な施設で、適切な維持管理、施設の改築、更新、快適な生活環境の創造及び公共用水水域の水質保全等の観点から見ると、経済性の比較は劣るものの、国庫補助等の対象となる下水道への接続は最も望ましいというふうに結んでおります。

以上です。

○16番（池満 渉君）

今のコミプラ、あるいはコミプラに接続する団地内の、いわゆる暗渠管なども使えるのかどうかということと、合併の場合とコミプラを改築した場合と、そして下水道ということで調査をしたということで、今課長から詳しく説明がありましたけれども、公共下水道

が望ましいということですよ、そういうことですよ。——はい、いいです。今の下水道と合併浄化槽、それから現在の単独とかというのを住民の方々にわかりやすく説明会をしたりしたことがございますか。といいますのは、今のままのコミプラで住民の年間維持費が幾らとか、下水道が幾らとか、合併にしたら幾らとか、住民の方々にわかりやすく判断をするための説明会をしたことがありますか。

#### ○下水道課長（宮園光次君）

以前、資料等も各世帯配付いたしました。それでは不十分だというような団地の方々の声もありまして、各単独浄化槽、合併浄化槽、それからくみ取り、プラントを利用している方々を対象にした経費は、改造経費は幾らかかるかというようなことと、それに伴います使用料の算定もして、将来的にはこういうふうになりますよということで、特別に説明会を実施した経緯もございます。

以上でございます。

#### ○16番（池満 渉君）

その恐らく説明会をされたときの資料を私は住民の方のお一人にいただくことができましたけれども、コミュニティプラント、合併浄化槽、単独浄化槽、くみ取り、公共下水、そして永吉地域の集落排水まで比較をして、4人、2人、それぞれの家族の場合で1カ月の使用量から年間維持費というのを詳しく書いてありますが、こういったような資料ですか、課長。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

しかし、公共下水道は望ましいけれども、市の財政負担などからいけば、非常に厳しいというような説明もされたはずでありますし、またこの表を使っての住民側への説明は、どうも行政の職員、行政の側による1人の職員の説明としては、どうも立場がおかしいのではないかという気がいたします。下水道にす

れば、住民負担はさも安くつくといったような表現であります。下水道を推奨するかのよう表現に感じるわけですがどうなのでしょう。新しく合併した市内の伊集院を除く——伊集院も含まれますけれども、合併浄化槽とか、そういった処理をしている住民の方々は一部、補助金はございますけれども、6割以上は自己負担を出しながら個人で設置してきたわけですが、そういった方々との不公平といったようなことが出てきたのではないのでしょうか、このような説明では、いかがですか。

#### ○下水道課長（宮園光次君）

つつじヶ丘につきましては、集中方式がよいと。といいますのは、昨年18年度に排水処理の基本構想をまとめたわけでございますけれども、その中で、日置市内では19カ所が集中方式がいいという結果が出ております。その中で18カ所につきましては、調査しましたところ、高低差があるということでカットしたところやら、それから最終的にはその支所、本所もですけれども、取り組みがどうかということで、経済性を考えた場合に、どうしてもその地区、18地区は集中方式がいいというふうに出ておりますけれども、最終的には合併浄化槽で行くと。残った一つのつつじヶ丘につきましては、現在75%が集中方式をしていると。そういう観点から、算定した結果でつつじヶ丘は下水道へ引くと。

その中で、使用料のことですけれども、つつじヶ丘につきましては、収入ができ上がったときに約2,000万円程度収入が入ってきます。そうしますと、もし4億円起債をした場合に、元利償還金を2.9%で計算しますと年間2,200万円の元利償還金になります。そうしますと1,000万円は維持管理費に充てなければならないと。そうしますと、元利償還金の2,200万円の約半分の1,000万円が元利償還金に向けられるということは、事業運営の中では相当優秀な成

績であると。あとの分につきましては、交付税措置がありますので相当有利であるという判断をしたわけでございます。

以上です。

#### ○16番（池満 渉君）

私は何もつつじヶ丘の住民の方々に反発をしているというか、差別をしようとかという気持ちは毛頭ございませんし、何とかしてやりたいという気はありますけれども、多くの市民の公平性ということを考えれば、まず行政の立場として合併浄化槽などをしっかり検討すべきだったような気がいたしております。

住民主導でこれまで管理をしてきたけれども、老朽化に耐えられなくなったし、基金も何か業者とのいろんな話もあったやには聞きますけれども、ためられなかったというような経緯であります。市長も早く何とかしてやりたいなという、その気持ちはよくわかります。そして住民の意志がしっかりと統一してきて、やっと本格的にやろうということになったんだろうと思いますが、次に財政的な面から二、三伺いをいたします。

現在、1日4,600トン进行处理をして、終末処理場が順調に稼働しているというふうにありますけれども、しかしながら供用から19年、20年が経過して、機械設備などが更新時期に来ております。

そこで、施設の更新計画を立てて、平成17年から27年までの10年間で年次的に補助金などを活用しながら、その改修を進めていくというふうにありましたけれども、その改修に必要な、現在立てている総体予算をお示しをいただきたい。

それから、もう一つ、18年度にありました終末処理場3系反応タンク設備2期工事、これもこの施設更新計画の一環になるんでしょうか。それから、この工事などはどのようなものなのか内容を説明してください。処理能力が拡大されるような工事がなされている

のか、そのことを説明をしてください。

#### ○下水道課長（宮園光次君）

1点目の改築計画でございますけれども、一応19年度から10年間で約11億3,000万円の処理場の改修計画を立てております。こういう計画を立てておりますけれども、予算によりましては修理で延命化を図っているところもあります。

それから、この処理能力のことでございますけれども、3系の反応タンクは第1期工事を平成13年度に実施しております。ご指摘の3系の設備工事の2期工事を18年度に実施をしたところでございますけれども、これにつきましては現在の処理水量の増加によりまして追加していったということで、管理上どうしても必要であったというようなことでございます。

そういう中で、建設されたということではありますが、一応予定では当初1万4,000立米の処理でありましたけれども、この建設によりまして1万900トンの処理されるということで500トンの増をしたわけでございます。

以上です。

1万400トンから1万900トンへ、500トンの増ということでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

施設の更新に今の段階で11億円余りということで金もかかります。同じように昨年日本上下水道設計に公共下水道の基本構想を業務委託をしておりますが、この内容を簡単に説明をしてください。

この構想の中に、つつじヶ丘団地の排水処理対策に係る部分も恐らく入るだろうと思いますが、それらに係る工事予算を示してください。そして、新たに飛び地からの分が係るランニングコストがわかればお示しをいただきたいと思っております。

それから、これらの構想を練る、する段階

には、市民生活課の環境衛生の担当者の方々の意見があったりとか、あるいはそういった方々は一緒にお入りにならなかったのかお尋ねをいたします。

**○下水道課長（宮園光次君）**

18年度の整備構想のことですけれども、若干先ほど触れましたとおり、日置市内での19カ所の集中箇所がよろしいということは、先ほどお話ししましたので割愛させていただきます。

今回のその中で、それとは別に、つつじヶ丘団地内に処理場をつくった場合で4つの案があると。先ほど市長も言いましたとおり、現地方式の場合はどうかということで、現地方式の案を4つ考えていただきました。

そのようなことで、整地面積とか、そういう制約からもし現地につくろうとすれば、膜分離活性汚泥法が適しているという判断をされております。この膜分離活性汚泥法が適しているという判断でございますけれども、これと今度はこの処理場建設と圧送方式を比較した場合はどうかというようなことで、当初の建設費は現地に処理場をつくった方が安く済みますけれども、30年間で試算すると処理場は1カ所の方が有利であると試算されたわけでございます。ということで、15年度に出されました従来の圧送方式が最適案であるというふうになっております。

それから、その建設費でございますけれども、18年度を試算した中では、30年計画ですと8億2,300万円というのが圧送方式で、現地に処理場をつくりますと17億8,500万円かかると。これにつきましては30年間の維持経費がかかっております。

先ほど言いましたとおり8億2,300万円につきましては、処理場で伊集院終末処理場で処理いたしますので、年間1,000万円程度の経費を上げてあるということござ

います。

以上です。

**○16番（池満 渉君）**

この新たな地域が、もし入ったときの、入れるときのランニングコストはまだ出ていないでしょうか、ふえる分の維持費。つつじヶ丘団地が新たな区域に入ったときに、その分が入ったためにふえる維持費ですね、その予想はまだ出ていませんか。

**○下水道課長（宮園光次君）**

先ほども申したとおり、維持費は年間1,000万円程度というふうに見込んでおります。

以上です。——済みません。先ほど18年度の汚水の基本構想の中で、市民生活課は入らなかったのかということでございましたけれども、市民生活課の本所、支所それぞれにお願いして仕事を分担をしてやったことございます。

以上です。

**○16番（池満 渉君）**

ということは、17年の施設更新計画、それから18年の基本構想——16年ですね、16年旧伊集院町時代に区域拡大とかいったようなことなどを、それから18年の基本構想の段階では、つつじヶ丘団地の下水道事業はもうほぼ予定されて走っていたというようなことになりませんか。下水道事業をつつじヶ丘に導入するのは、条件として、地域の住民の意思がしっかり一致してからだというふうに聞きましたけれども、意思が一致したのは今年の8月5日でございます。ところが、やっぱり行政の方はもうそれ以前からそれに向けて走っていたというふうに解釈してもいいんでしょうか、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの私どもの方は一つ一致という最終的な目標もございましたけど、しかしあそこの中も管理組合が2つほどございましたの

で、そういう管理組合を含めた中におきます要望としては、基本的にはそのコミュニティプラントを含めた部分だけでもそのような下水道処理をしてほしいと、そういう要望もございましたので、できたら地域全体が一致するのが一番ベターであるということの説明会もさせていただいております、それにはやはり以前にそのような今までの経緯もございましたので、調査をしたり、また基本計画をつくったり、ずっと今まで私どもの方も市としての対応といいますか、そういう対応してきたというふうに理解していただきたいと思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

合併前のことからでございますから、合併前のことは私どもが言うことではありませんけれども、新たな部分については、同じ日置市の市民がやっぱりそれらのことを負担をしながら行くわけでございますので、本当は先ほどの防災無線の話でもそうですけれども、しっかりと煮詰まって住民意識が確認してから、ほぼ動くのが当然のような気がいたしますけれども、何か釈然としないところがあるような気がいたします。

施設の更新費用と新たな区域の拡大ということで、大体20億円ぐらいの新たな資金が必要になりますけれども、これまでの30年の間に一般会計からの繰り入れがおよそ37億円累計であります。しかも借金の44億円は平成46年の返済終期には総額で75億円を返済することになります。国からの補助金がこれまでも43億円ありましたし、補助金があるというようなこともありましたけれども、国庫補助金は事業の開始から10年間という話も聞きましたが、今回は新たな下水道事業の開始ということではなくて、事業の変更、区域の変更ということになりますけれども、今回の事業に関する、それらの予算にも国庫の補助がありますか、どうです

か。

それと、もう一つお伺いをいたしますが、下水道事業には交付税措置があるというふうな話でございましたが、平成18年度の交付税の額、19年度の下水道に係る交付税の額がわかればお示しをいただきたい。

#### ○下水道課長（宮園光次君）

お答えいたします。

現在までの事業費は123億2,900万円でございます、総事業費がですね。それから、一般会計では約9億6,300万円を投入しているということであります。

それから、1番目の交付税措置でございますけれども、交付税につきましては、もうちょっと後でお示しいたします。

それから、補助金は10年程度ということでございますけれども、国庫補助はそういうことはございません。10年間という制約はございません。ただ、県の補助が10年間で打ち切られるということで、県の補助は平成7年から平成16年度で終了しているということで、事業をすれば国庫補助しかないということになります。

以上です。

#### ○財政管財課長（奥蘭正名君）

ただいまの質問の交付税の関係でございますが、18年度で基準財政需要額に1億3,659万9,000円入っております。それと19年度が1億3,269万4,000円です。基準財政需要額の額でございます。

#### ○16番（池満 渉君）

今回の、じゃあ新たなつつじヶ丘の圧送式の工事についても国からの補助は出るということですね。その割合は幾らぐらいですか。

#### ○下水道課長（宮園光次君）

補助対象事業費の50%でございます。それから、圧送するポンプ場につきましては55%というふうになっております。

#### ○16番（池満 渉君）

わかりました。交付税措置というのが1億3,000万円ぐらい各年にあるということですが、これは基準財政需要額の算定額ですよ、そういうことですよ。

平成19年から23年までに経営健全化計画を立てております。料金の適正化もあって、使用料の値上げも予定をされております。96円が100円にちょっと値上げされたんですかね。その計画では22年に2,500円、そして26年に3,000円、つまり1トン当たり150円という予定が出ておりますけれども、つつじヶ丘の、仮に95%が加入した場合に、下水道事業の運営そのものは楽になるのでしょうか、いかがですか。そして、交付税措置があるけれども、やっぱり一般会計からの繰り入れというのは出ておりますが、一般会計からの繰り入れも抑制されるのでしょうか、いかがですか。逆に新たな区域の設定は健全化計画の足を引っ張ることにならないのかという心配をいたします。

平成15年に総務省が全国の都道府県財政課長、市町村担当課長を集めた会議で、平成15年に平均的な20トン、家庭の月当たりを3,000円になるだけ早く引き上げなさいということをおっしゃっております。そして一般会計からの繰り出しを前提としている自治体には財源的な余裕があるものとみなし、地方交付税の削減や地方債の非許可など、罰則規定も視野に入れていると平成15年の段階で言っておりますが、本当に新たな区域の拡大をしたときに下水道事業会計そのものは楽になるのでしょうか、いかがですか。

#### ○下水道課長（宮園光次君）

先ほど申しましたとおり、つつじヶ丘団地の分につきましては、1処理場でいたしますので、元利償還金の半分以上は使用料で賄えますので運営はいいということになりますけれども、下水道事業全体につきましては、やはりおっしゃいますとおり一般会計から繰り

入れをしなければならぬということになります。

それから、使用料のことで繰り上げ償還に係る健全化計画の中で、4年後に2,500円、さらに4年後に3,000円と、議員がおっしゃるとおり総務省の考えに沿った3,000円を予定しているのは、もう事実でございます。

以上です。

#### ○16番（池満 渉君）

財政が潤沢なときならあれですけど、やっぱり厳しいときには極力歳出を抑えて、金利負担などを思えば、起債を起こすことなく、単年度の補助金といったようなものにやっぱり切りかえていく必要があるだろうと思います。

採算性の悪い事業からは、なるべく撤退をするということと、新たに日置市の市民になった多くの市民の方々の公平性を頭に入れないといけないというふうに思います。

私は、平成18年度の決算の数字から、下水道、それから農業集落排水、そしてそのほかをその他として市の負担について計算をしてみました。もちろんこれは先ほどの交付税措置とかいったのを差し引いたわけではありませんけれども、合併浄化槽についても国県の補助はこれ差し引いておりませんが、下水道事業に市が負担した、いわゆる一般会計からの繰り入れは24%の市民、1万4,000人に対して2億2,000万円、1人当たりおよそ4万2,000円です。そして農業集落排水、これ574人に2,860万円ですから10万3,000円となります。そして残り72%、3万7,800人が利用するくみ取り単独合併浄化槽72%、市民の方々に2億3,000万円、1人当たり1万3,600円、もちろん補助金とか交付税措置というのは入れておりませんが、単純に市から投入した税金の額であります。こちら辺を見ても、非常にやっぱり効率のいい

事業、効率の悪い事業というのがありますので、しっかりと見極めて取り組んでいただきたいと思います。

先ほど言いました国からの通達の中に、地方公営企業は他会計からの繰り出し金に過度に依存せずに、中長期的に自立・安定した経営基盤を築きなさいとあります。そして、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収しなさいと。汚水処理原価というのは、維持管理に係る原価と資本費に係る原価をあわせた分ですから、もちろん資本費は当初の投資が大きくてなかなか取れないということはおわかりですが、なるだけそれに近づけなさいと言っております。

そして、もう一つ、一般会計の繰り出しをすることにより、下水道施設が普及していることにより、その便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平を生じることがないようにしなさいというふうに言っております。そこら辺をしっかりと頭に入れていただきたいと思います。

今回のつつじヶ丘のことに限らず、これからも下水道、あるいはそういったことが区域の拡大をするとか何とかといったときには、合併前の取り組みは何も言いませんけれども、これからは全体の市民のことでございますので、下水道審議会なりに、まだ幸い今回のこともかけてないということでありますので、しっかりと審議をお願いして慎重に検討すべきだと思いますが、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました審議会の方には、このことの方角性はお話しておりますけど、中身的なものがまだ、さっき出ましたように具体性が出てきておりませんので、こういうものもきちっと早い形の中で審議会の方にも答申をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

鹿児島市は、鹿児島県内の下水道事業でも成績のいいところではありますが、その鹿児島市は使用料回収率が82%となっております。いわゆる100円の経費を使うけれども82円の収入があるという言い方でしょうか。日置市は39%、もちろんこれらは供用開始の年度が早かったりとか、あるいは人口密集地とか、いろんなさまざまな違いでありますけれども、この鹿児島市でさえ市街化区域で事業区域内に限り下水道整備を進めておりますと。住宅団地についてはすべて開発業者の責任で整備して最寄りの管に接続することでありました。本市でもパームタウンやひまわり台、ニュー八久保団地、そういったようなところがすべてそうになっておりますけれども、そこらあたり、つつじヶ丘団地は古い何とかと言っても、そこら辺の受益者の負担とかいったのはどうなりますか。

#### ○下水道課長（宮園光次君）

公共下水道でありますので、当然受益者負担金は発生します。これにつきましては、公共下水道でしております土地の平米当たり420円ということで負担していただくこととなります。

以上です。

#### ○16番（池満 渉君）

それでは、この下水道に関して最後になりますけれども、国では自治体の健全化法案、財政の、そういったことで特別会計、病院や公共下水道を含めた内容を見るということをおっしゃっておりますけれども、これらの下水道事業などが足を引っ張ることがないようにというふうに思いますが、市長の今後のこの下水道事業のこれからについての思いをひとつお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

この特別会計につきましては、やはり受益者負担、こういうことも十分配慮しながら、また今後の財政計画の中に返済金を含め、運



営上、十分配慮をして運営をしていきたいというふうに思っております。

**○16番（池満 渉君）**

ぜひそのことを頭に置いていただきたいと思います。

私は、ここに全国の自治体の下水道事業の集計表を持っております。すべてが大変であります。大都市と、そして早くからやった、そして返済が終わるころに非常に景気がよかったところはいいですけども、非常に厳しい実態が出ておりますので、しっかりと頭に入れておいていただきたいと思います。

それでは、次に、防災無線について、二、三お尋ねをいたします。

この事業といいますか、この内容について、私自身も非常に詳しくないところがありますので、わからないといったようなことでお聞きすることになるかもしれませんが、情報化タウンの推進プロジェクトということで、もちろん総合計画にも位置づけてありますけれども、今回のこの事業に際して、どの部署が中心になって検討をしてこられたのか、質問をいたします。いわゆる役所の方々とどことというような言い方です。といいますのは、通信事業に詳しいプロ、テレビに詳しいプロ——プロといいますが利害関係がなく、本市のために本当に財政的にどうなのかといったようなことを真剣になって検討をしてくださるような方々も加わっての協議だったのか、そこをお伺いをいたします。

**○企画課長（富迫克彦君）**

これまでの概算事業費を積算する中で、市の考え方を内部で協議した上で防災告知無線を有線化するという、それからその線を使ってケーブルテレビの普及を図っていきたいということで、日置市近隣、県内にありますケーブルテレビ事業者、4社ほどあるんですけども、そちらの方々にそれぞれの会社の考え方をまずお出しいただきました。それ

を結果的には4社のうち2社から提案をいただいたわけですが、その中で同軸ケーブル、光ケーブルそれぞれ提案いただきまして、金額の物すごい開きもあったことから、金額的に安い提示をいただいたところと現在協議を進めております。その中で市が引きました、整備しましたケーブルをフルにうまく活用する方向性を具体的に今詰めをしてきたところでございます。

**○16番（池満 渉君）**

先ほど漆島議員の質問の中で、デジタルでということでしたでしょうか、22億5,000万円ぐらいという話もありましたけれども、近隣の市町村、あるいは業者の方々ということではなくて、市民の中には詳しい方々がいらっしゃると思います。本当に日置市のためなら、私が持っている情報も知識もすべてやるからということ、そういった方々の中に入れて、利害関係のない方々と一緒になって財政もすべてにおいてやっぱり協議すべきだったというふうに思います。

さて、まず、防災無線の件について一つお伺いをしますが、このシステムを導入することで市内全域を対象にした一斉放送や各地域単位、地区館単位、自治会単位など、あらかじめ放送をグループを設定することで、それぞれに分けて情報を伝えられるとなっておりますが、現在はそれぞれの集落などからの放送も入れることができますが、新しいシステムに集落からの放送を入れるには、どのような手順が必要なんでしょうか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

この自治会の放送のやり方につきましては、東市来が有線であるということで、それ以外の3地域が無線といいますか、電話回線で予約をしてというような形になっていると思いますが、新しいシステムでは、これまで説明会でも申し上げてきましたように、市内全域を対象にしたグループというもの、それから地

域単位、自治会単位ですね、そういったグループ分けを設定できるようにということで協議を進めてまいっております。

で、運用上の問題点としては、旧東市来の方々は、自治会長さん方のお宅にアンプがありますので、リアルタイムにその都度放送ができています。そういった意味からすると、電話回線で事前に予約というような形態を想定しておりますので、少し時間差が生じる可能性があるということは、これまでご説明してきております。で、それを運用上でカバーできるのか、システム的にそういう機能を持たせて整備ができるのか、そこには経費の問題も出てくるんですけれども、そういったことも含めて今協議を進めているところでございます。

運用上では少し違いが出てくるかもしれませんが、現状と変わらないような体制ができればということで検討をしているところでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

東市来だけが方法が違うのかもしれませんが、先般、東市来の自治会長さんに説明会がありました。東市来は館長宅にマイクがありまして、生の声で放送をやりたいときにやれるわけですが、そういった方々に12段階ぐらいのマニュアルがあります。例えば地域通報装置の親局へ電話をしますというと、そっちの役場の方から、「こちらは役場です。利用者番号を入力し、最後にシャープを押してください、ダイヤルパルス式の電話機をお使いの場合はプライベート信号を出力に切りかえてご使用ください」というのが出てきて、それまたこっちから7桁の番号を押して何とかありますけれども、かなり難しくなるような気がいたします。そして高齢化が進む、自治会の役員のみならず手もいないときに、こういったようなことはいかなるのかという気がいたします。

それから、自治会の放送時間というのは対外朝と夕方は7時なら7時、7時半なら7時半と定時に決められておりますが、そこ辺が予約の時間の違いによっては、あるときは7時、あるときは7時半になったりとかというようなことは考えられないのでしょうか。私は、便利になるということは、誰もが使いやすくなるのが便利だろうと思います。機器が操作が難しくなるということではなくて、いつでもできるように、誰でもできるようにというのが基本だと思いますが、そこ辺はいかがでしょうか。

#### ○総務課長（小園義徳君）

今無線で伊集院地域——仮に伊集院地域で言いますと、無線で自治会長さん方は予約をした中で放送をされていると、時間帯にそれぞれ予約されて放送されているという実情がございまして。

それで、これまで東市来の方で運営していたやり方は、各自治会長のお宅からリアルタイムに放送ができたということで、非常に使い勝手がよかったということで、特別にそこだけ今回のシステムを整備しますと、これまでの使い勝手が非常に複雑になってくるということで、実は説明したところでした。

それで、東市来で言いますと、現在のそのシステムを残しながら、自治会のシステムとして管理をこれからしていくという選択肢をしていただければそのまま使えますよという説明をしたところでした。

それで、防災有線にしても無線にしても、いずれにしてもその使い方というのは変わらないということになります。予約をして、そしてそのメッセージに従って入力をしていくという形に今後はなっております。それでなければ、今までのその自治会長宅の有線をそのまま集落の連絡用の設備として維持補修管理をしていくという選択肢と、あるいは今後防災無線、あるいは有線の設備の整

備にしても、その選択肢はその2つしかなくなるということになってまいります。

#### ○16番（池満 渉君）

集落の放送とは東市来の場合は分けてやっ  
てかまわないと、やるということですよ。

先ほど市長が、柳谷集落のことを話をされ  
ましたけれども、ご承知だろうと思いますが、  
あそこでは子供からの手紙というのを集落放  
送で流しております。県外に出て、年老いた  
お父さん、お母さんをふるさに残している  
けれども、公民館長が内緒でその子供に手紙  
を書いてくれと行って頼んで、送ってきた手  
紙を公民館長の家から子供たちがかわって読  
むというのをやっております。それを流す日  
は集落内は涙、涙だというふうに聞きました。  
やっぱり高齢化が進み、地域と行政が協働を  
していくとなれば、基本になる地域がしっか  
りと手を取り合っていけるような方策が私は  
大事だろうと思いますから、ぜひ新しい防災  
無線のシステムでも、ここ辺をしっかりと考  
えていただきたいというふうに要望いたしま  
す。

さて、次にケーブルテレビの事業でござい  
ますが、現在市内の6,300世帯がテレビ  
電波の受信事業の状況が悪いということで、  
共同アンテナ、いわゆる共聴組合を設立をし  
ておりますが、地デジのころ、2011年ご  
ろになると、この施設の改修に多額の経費が  
必要になるというようなことも書いてありま  
すけれども、この53の組合の施設の状況は  
現在どうなんでしょうか。改修をやらないと  
ならないのか、まだ今でも使える状態なのか、  
そこ辺はどうなんでしょうか。そして老朽化  
が進み、もし改修をすれば費用が多額に  
なるということでしたけれども、そこら辺  
はどんなもんなんでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

市内の難視聴組合の状況のことについてお  
尋ねでございりますが、古いものは昭和56、

7年ごろ整備された施設から、新しいので平  
成13年ぐらいだったと思いますが、そうい  
う開きがございます。

で、平成13年ぐらいの施設になりますと、  
ある意味、地上デジタルのことも少しは想定  
されて施設が整備されているやに聞いており  
ます。で、大まかそれ以外の施設については、  
何らかの改修をしないといけないというこ  
とでございまして。

まず1つ目が、そのアンテナの改修でござ  
いますが、現在UHFのアンテナがついてい  
れば、その周波数の帯域の変更、それから  
ケーブルの状況のこともございますが、その  
辺の確認のことですね。とりあえず経費とし  
ましては、アンテナの改修に200万円前後  
かかるというようなことをお伺いしているこ  
ろでございまして。

以上でございまして。

#### ○16番（池満 渉君）

合併をしてそれぞれのところでかなり開き  
もあるかもしれませんので、旧東市来だけの  
状況では話ができないかもしれませんけれど  
も、この事業はご承知のように、もともとN  
HKが受信料をもらっているということで、  
難視聴地域があつては不公平が生じるからと  
いうことでの事業だったはずであります。そ  
のために共同アンテナが一番場所のいいとこ  
ろに立っているはずであります。もし配線の  
状況がよければ、アンテナ部分というんです  
か、そういった部分だけのデジタル化への対  
応の工事とかといったのではできるんじゃない  
でしょうか、いかがですか。そして、それ  
ぞれの組合はやっぱり基金を持っております。  
その基金の範囲では自前での対応はできない  
んでしょうか、いかがですか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

先ほどアンテナの改修のことは申し上げま  
したが、各ご家庭のテレビの対応のことがご  
ざいました。と申しますのが、アナログのテ

テレビでごらんいただくとなるとデジタル対応のチューナーをつけていただくということが必要になります。で、そのアンテナ改修並びにチューナー設置まで含めて、組合の方で対応できるだけの基金をお持ちかどうかということで、実は平成17年の終わりのころにその市内の7市長組合さんには一応お尋ねをしてございます。その中で、ご指摘のとおり基金を持っていらっしゃるところが3分の2強でしょうか。それ以外のところはちょっと積立金をお持ちでないような状況もございます。

それと、最近になって新たにわかったんですけれども、そういう難視聴、NHK難視聴じゃなくて、民放難視聴とか、地域の状況が電波を受けにくいというのがあって、その地域に住んでいらっしゃるある方が中心になられて、100軒ぐらいとか80軒とか、正式な組合組織にはなっていないんですけど、自前で設置された、そういう施設もあるやにお伺いしております。その辺の確認はまだできておりませんが、そういう施設もありますのでお知らせをしておきたいと思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

およそ28%が難視聴地域だろうということでしたけれども、逆に72%は普通にテレビを今見ているわけです。で、ケーブルテレビを仮にやらなくても、1,050円払わなくてもテレビが見れるわけです。1,050円払えば行政チャンネルが見れるというふうなところもありますけれども、本当に行政がテレビの分まで、そこまで心配をすべきかというのも私も思っております。

県内のテレビ局も今回のデジタル化への対応で、MBC、KTS、KKB、KYT、NHK、それぞれ約1社60億円をかけて県内の基地局の整備を進めております。また、国の方も対策をしっかりとっておりますし、難視聴地域、見えないところにはそれなりの放送業者の方での対応もされるはずですが、本

当に財政が厳しい中で、個人のテレビの購入といたしますか、地デジ対応のテレビを購入の心配もあるとか、アンテナの心配もあるとかということですが、本当にそこまで心配することなのかという気がいたしますが、いかがですか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今ご質問ございました難視聴地域の組合さんに対しては、基本的には過疎地域が対象なんですけれども、過疎辺地地域が対象になるんですけれども、地域情報通信基盤整備推進交付金というので辺地共聴施設のデジタル化支援というのが今年度から総務省の方でされるようになっております。

で、先ほど言いましたように、過疎地域だけでないんです、共聴組合さんがあるのが。ですから、この事業を取り組むと、市内で言うと不公平が生じるということがまずあります。で、もう一つテレビ事業を市がやる必要はないんじゃないかということで、そういう意味では、このデジタル対応に向けて、突然テレビが見れなくなるというのは、非常に市民の皆さんがご迷惑というか混乱されると思っていますので、そういう情報周知を図りながら、これまで総合計画の中でも位置づけてございましたイントラネットの光を使った多目的な利用ということで、付加価値を高めるという意味で、任意の加入ですけれども、こういうサービスが受けられますということでご説明をしてきたところでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

行政チャンネルに議会中継やら市の広報やら、いろいろこれからも吟味されるわけでしょうけれども、入っておりますが、議会中継など、果たして市民のどれだけが見るかというふうな疑問であります。これだけに限れば、むしろインターネットの議会中継の配信の方がもっといいような気がしますし、各地区公民館でも今議会中継見られるわけですので、

そこら辺で十分じゃないかという気がいたします。

実は、東市来の共同アンテナに入っている市民の方から先日電話がありまして、その組合は全世帯がBS契約をしていると。で、BS契約をしているから、私の家もBSまで見れるんですと。ただし負担金はBS契約までだから毎月4,000円か5,000円払うんです。しかし、実際1日にBSまで一般テレビまで見る時間はないとおっしゃるんです、年配の方ですけど。もう普通テレビだけでもいいですから、BSを脱会したいんだけど、できませんかというお尋ねもありました。

今、本当に皆が果たしてそのテレビをたくさん見るだろうかというのは、私は疑問であります。非常に忙しい中で、見たい人は見ればいいでしょうし、なかなか見れないという人も出てくる気がいたしますので、そこら辺では行政チャンネルについても、やっぱり情報の格差というのが出てくるような気がいたします。

さて、最後になりますけれども、今回2,000名の方々にアンケートをとっておられますが、この内容をお示ししたいと思えます。実は、私はアンケートというのは、事業がほぼ固まってじゃなくて、全く白紙の状態でこういったことについてはどうでしょうかというのをとって、それからほぼその事業着手というのに入っていくのが当たり前ではないかと思えますが、このアンケートの内容やらについてお示しをいただきたいと思えます。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

アンケートの内容につきましては、今回10月に説明会をさせていただきましたので、説明会においでいただきましたかというような問いから始めまして、現在テレビをご覧になっている状況、それからインターネットの利用状況とか、そういった諸々の状況につい

てお尋ねする内容になっております。

#### ○16番（池満 渉君）

我々議員にもさまざまな要望が市民の方々から寄せられて、その都度担当課、あるいは関係部署にお願いに行きますけれども、その都度住民は本当に望んでいるんですかとか、多くの同意が得られていますかということ念押しをされます。つまり投資効果について行政の方からもしっかりと念押しをされますけれども、今回の事業でも果たして住民がそれだけ望んでいるのかどうかというのは、いささか疑問であります。

財政も厳しい中、しかも200億円まで縮小する動きの中で、多大な予算を伴うこれらの事業は、本当に必要なかという気さえしております。歳出が削減される中で、職員も給料のカットをし、補助金も削りながらですけれども、一方では大型の大事業がどんどん、しかも借金でやろうというようなふうになっているような気がいたします。もっと真に市民の方々が望むようなことがあるんではないかという気がいたします。

夕張市でも執行部の暴走をとめられなかった議会の責任が問われておりますし、私たちの……

#### ○議長（畠中實弘君）

池満渉君、時間が参りました。

#### ○16番（池満 渉君）

はい、もうこれで終わりますから。議長、お許してください。

下水道やケーブルテレビなど、この2つの事業にかけて、もう少し時間をかけて慎重に議論する必要があると思えますが、市長の率直なお考えをお伺いして質問を終わりたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

下水道を含めまして、その下水道につきましては今までのいろんな経緯があったということに理解もしていただきたいというふうに

思っておりますけど、今のこの情報化タウン推進におきます防災無線、またケーブルテレビ、このことにつきまして、やはり今ご指摘ございましたとおり、いろいろとまたご意見を十分拝聴しながら、どういう事業が最善なのか、今の時期もう見合わせるべきがいいのか、ここあたりの論議というのも大事でございますので、また私も議会の皆様方とここあたりの十分の全体的な議会の皆様方のご意見も十分拝聴して進めさせていただきたいと思っております。

**○議長（畠中實弘君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

**○議長（畠中實弘君）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後6時37分散会

第 4 号 ( 1 2 月 1 4 日 )





議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（13番、1番、24番、26番、19番）
-------	--------------------------

本会議（12月14日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	畠中實弘君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。本日、一般質問3日目の最終日、トップバッターとして質問させていただきます。

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

日置市政の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、第1次日置市総合計画の中の吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト関連事項についてであります。これは一昨日の20番議員の質問と一部ダブル面もありますが、私は私なりに質問させていただきます。

第1次日置市総合計画の中の日置市創生プロジェクト第1節に吹上浜アスリートの森づくりプロジェクトがあり、次のように述べられております。すなわち、吹上浜の雄大な自然を生かしたスポーツ交流の中核組織や拠点整備を進めるとともに、周辺環境や宿泊施設等の関連するサービス体制の充実を図り、吹上浜一帯が市民やスポーツ競技者等であふれるスポーツの森づくりを進めます。

さらに、1、吹上浜スポーツ振興公社（仮称）の設立、2、総合的なスポーツ交流拠点の整備、3、関連施設の整備充実、4、サイクリングステーションの整備、5、マリナー関連施設の充実、このように述べられ

ております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

（1）日置市が誕生して既に2年7カ月が過ぎようとしていますが、第1次総合計画の中の日置市創生プロジェクトの第1番目に挙げられている、このプロジェクトに対する日置市誕生以来現在までの本市の取り組み状況はどうなっているか、まず率直に答弁してください。

（2）そして、このプロジェクトの1番目いうたっている吹上浜スポーツ振興公社（仮称）の設立状況はどうなっているものでありましょうか。

ことしの通常国会で成立し施行された海洋基本法は、地方公共団体の権能が及ぶ12海里の領海をも含めた広範な海洋を対象として、その開発・利用・環境保全を目的とした海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋安全など、海洋に関する諸問題を統合的・一体的に管理することを基本理念の一つとしてうたっております。そして、海洋に関する施策の策定実施は、国と並んで地方公共団体の責務であるとされております。基本法9条。政府は、この基本法に基づいて国家的・戦略的政策の大綱を海洋基本計画として決定し、関係法制の見直しや整備もこれから本腰を入れて進めていくことになると思われま

す。地方公共団体の領海を中心とした沿岸域については、漁業や海上交通のような在来型の利用のほか、環境、生態系、景観等の保全、マリンスポーツ、多様なイベント、風力・波力等の新エネルギー発電施設、海洋深層水の採取等々、新たな形態の利用ニーズが多く発生していて、その調整やこれらをめぐる紛争処理が新たな課題となっております。

沿岸域の海面、海水、海床等の利用については、これまで法制面で大きな欠落があり、海は国有財産法上の行政財政に含まれる法定外公共用物として、都道府県知事が機関委任

事務としてその管理に当たってきました。分権改革の際に、機関委任事務が廃止され、法定外公共用物の管理も自治事務として地方公共団体の管理が可能となりました。しかし、現状では独自の条例を制定して海について機能的管理を行っているものもありますが、昔の機関委任事務時代の固有財産の管理規則をそのまま条例化してお茶を濁している例も少なくありません。

これからは、沿岸域の統合的・一体的な管理を目指す法律が国のレベルでも検討されることになるものと思われませんが、海洋管理は国だけの責任ではなく、地方公共団体が条例活用等により大きな役割を担う部分も多いことを海洋基本法の成立を契機として、我々は認識していくべきであると思います。

特に、日本三大砂丘の一つである白砂青松の吹上浜を有し、さらに東シナ海に面している我が日置市は、これらを貴重な財産と強く認識するとともに、全市民で全力を挙げていい知恵を絞って工夫し、これを十分に生かしていくべきであると思います。

以上を踏まえ、市長にお伺いいたします。

(3) ことしの通常国会で成立した上述の海洋基本法を市長はどう受けとめ、本市の今後の吹上浜一帯の活用はどう生かしていくつもりか、ご見解、方針をお示しください。

(4) 私が幼少のころに比べて、吹上浜の砂浜の幅が狭くなってきているのも事実であります。現在、本市の吹上浜一帯の保全管理はどこがどのように行っておりますか、またその中で本市の役割は何ですか、その役割を本市は十分に果たしておりますか、率直に教えてください。

(5) 上述しましたように、総合計画でも具体的にプロジェクトとして吹上浜サイクリングロードやサイクリングステーションを整備し、それらのアクセス道路も整備するとうたっております。これらを絵にかいたもちで

終わらせることなく、県にも具体的に強く要求するなどして、トイレ等の整備もして、このせっかくでき上がったサイクリングロードの有効活用をもっと真剣に考え、実行していくべきであると思います。

そして、ここと絡めて、例えばかつて日吉町で開催していたサンドジョギングと貝堀り大会や天神ケ尾キャンプ村を復活させたり、新たなイベント、例えばサイクリングレースや魚釣り大会、地引き網大会などを市のイベントとして開催することなども考え実行して、吹上浜と東シナ海を十二分に生かして、観光客をふやし、交流人口の増加の一手段としてみたらどうでありませうか。要するに、本市として、この眠れる資源の活用を図るため、ここら一帯の有効活用をもっと積極的、真剣に考え、実行していくべきであると思いますが、市長の計画、思い、所見をお知らせください。

第2点、本市職員の意識改革に関連してお伺いいたします。

(1) いかに優秀な首長であっても、一人ではビジョンを現実の施策に生かすことはできません。そこで、自治体を支えるこれからの職員に求められるのは、以下に述べる10の条件と考えることができます。

第1点は、現場主義に徹した企画力であります。現場の実態を忘れた机上論は、住民意識と乖離し、マイナス効果だけが残ります。現場から遠い国家におけるさまざまな改革が地方の自立はおろか、格差を助長している現実が矛盾を象徴しております。

第2点は、イエスマンになるなということです。トップや上司に対して、住民の視点に立った建設的な「ノー」を言える勇気を持つことでもあります。首長を補佐する立場の職員は、イエスマンであるのが当然と思いがちですが、公務員は全体の奉仕者であります。全体の奉仕者。とはいえ、感情的、恣意的であ

ったら、即座に職員失格であります。

第3点は、発想や立場を変えて考える力があります。前例を廃止した施策の導入や思考が行き詰まったときには、別の角度から発想すること、主体と客体を入れかえて課題を見つめ直すことが必要です。

第4点は、努力して出番を待つ力でありませぬ。役所生活には、不得意な職場や業務への異動もあります。それでもくさらずに十分に力を発揮すれば、新たな出番が必ずやってくるものです。

第5点は、コミュニケーション能力であります。職場でも住民に対しても、自分の考えや施策を相手に伝える能力は必要不可欠であります。

第6点は、正しい判断状況と適切な対応力であります。危機管理能力だけではありませぬ。財政の厳しいときの新たな政策提案は、予算上、同額分の削減手段が求められることも忘れてはなりません。

第7点は、検挙な高い能力が求められることでもあります。能力があっても先走りをしたり、自分の力を過信することは禁物です。特に、職員間での共同社会感情を大切にしなければなりません。

第8点は、与えられた政策立案業務における方向性の確認と期限の厳守であります。特に、日常の業務を持つライン部門ではおくれがちになります。その上、トップはひらめきで施策を考える習性があり、提出期限と方向性を十分確認する必要があります。

第9点は、自発性と自律性の発揮であります。常に人から指示されるのを待って行動しただけでは消極的です。みずから問題を提起し、積極的に提案をすべきであります。しかし、職場はチームプレーが大切であり、自律性も同時に求められます。

第10点は、自己中心型から課題中心型への転換能力であります。自己中心型は、失敗

すると他人の責任を追及しがちですが、どこにうまくいかない問題点があるのかと課題を中心に考えれば解決できます。使える職員の共通項は、素直さであり、心理学者が言う幸福への処方せん、自己実現の共通要素と似ています。自分自身の幸せのために、職場で使える人間を目指すことであります。

次に、私が考える理想的なプロの自治体職員像を述べます。

まず第1に、自分たちの給料が市民の税金から出ており、それは市民に役立つ仕事に一生懸命に取り組むからだという原点をしっかりと抑える職員であります。その上で、市民の皆さんのお役に立つにはどうしたらいいかをいつも考える職員であります。考えることが大事で、それが職員としてのプライドにつながります。例えば、上司から何か指示を受けたら、そのまま受け流すのではなく、指示の目的を読み取り、成果を最大にするための手法を考えます。すると、指示とは異なる方法に気づくかもしれません。考える作業を当たり前にして、思考停止に陥らないことです。常に成果を最大にする方法を考えるのがプロだと思います。

自治体職員、特に若い人たちは、さまざまな人たちと積極的に交流すべきです。そして、自分の持っている力を得意・不得意分野を発見すべきです。得意分野を伸ばすことで、仕事はさらにおもしろくなります。そして、成果が出ると市民が喜んでくれます。市民の喜びを自分の喜びとするところに、自治体職員のプライドがあります。それができるのが役得だろうと思います。せっかく仕事中にずっと市民のことを考えていて、いい仕事についているので、その役得を目いっぱい味わってほしいものであります。

次に、私の考える理想的な行政組織について述べてみます。

行政組織に首長と自治体職員という立場が

あるのは確かですが、皆が同志であり、パートナーであるという考え方で行政を進めるべきであります。弁護士事務所のように、同じ目的を持った人が集まり、上下ではなく横の関係でやっていくという形であります。ともに喜び、ともに苦しむ、一体感がある組織をつくるのが一番大事だろうと思います。リーダーは孤立といわれ、それが前首相の退任を招いたといわれております。しかし、苦しみを共有してくれる同志がいれば、相当苦しい局面でも耐えていけます。それにはトップが持っている自治体経営哲学を開陳し、自治体職員に理解してもらうことが大切であります。そういう組織は、金太郎あめのようなとばかにされますが、だからこそ強いのです。トップにきちんとした自治体経営哲学があるなら、まず金太郎あめであるべきではないでしょうか。

そこで、市長にお尋ねいたします。

職員力とは、常に意欲的に職場の使命を果たそうとする力とも定義づけられますが、市長は職員力をどう考え、その職員力を向上させるために、現在の本市の職員の研修制度はようになっておりますか。また、日ごろの本市職員の勤務態度を市長はどう評価しておりますか。また、市長が求める理想的なプロの市職員像とその組織はどんなものと考えているか、お答えください。

(2) 例えば、過疎を逆転の発想、逆手にとる方法でとらえ、次のように前向きに考えると、過疎に対する意識改革を行うことができると思われます。1、過疎は魅力ある可能性と信じること。2、ないということは何でもやれる可能性があること。3、目標は東京都や鹿児島市ができないことをやること。4、武器はやる気、アイデアと実践である。5、キーワードは過密とのジョイントである。6、過疎へのチャレンジは実績の積み重ねである。7、逆手にとるのは過疎のマイナスイメージ。

廃校・廃屋、多い高齢者、少ない子供、失い切った活力など。8、欲しい「つれ」は、厳しいふるさとだからあえてふるさとに生きるという人たちである。9、とにかく他人はどうかであれ、おのれは過疎を相手に楽しく生きること。10、群れは、そんな楽しい生き方を見せびらかせてつくることである。

これに関連して、職員の意識改革について市長にお聞きいたします。

現在の本市職員の意識改革のために、市長は具体的にどのような手段を考えているか、お答えください。

(3) 政府も官僚の人事評価基準の見直しは不可欠であるとして、国家公務員法をさきの国会で改正しており、能力・実績主義の人事管理をするため、新たな人事制度を構築しようとしております。簡素で効率的な政府の観点も念頭に置きつつ、詳細設計する計画であります。本市職員の人事評価の基準はどうか、またそれを見直す予定はないのか、答弁願います。

(4) 市役所で働く職員にとって働きがいがあるやうな職場にするにはコンプライアンス（法令遵守）や条例、規則、要綱等の遵守が徹底された組織になることが必要であります。そして、さらに重要なのは、職員の意識とその文化の改革だと思われまゝ。本市でも合併後2年7カ月が経過し、新市の一体化と均衡ある発展を目指して、懸命の努力がなされており、市民の皆様が大切であるという意識改革はある程度進んでいるようにも思われます。しかし、知らしむべからず寄らしむべしという官の雰囲気や、上意下達が強い官の文化はまだ変わらず、幹部と現場のコミュニケーションがまだ足りないのも事実であります。一番いい意見は、新人職員が持っているかもしれない。若い職員の情熱を生かし、意志を決定する寸前までだれでも自由に意見を言い合える、風通しが

よくて結束力のある組織にすべきであると思います。

市長は、市役所で働く職員にとって幸せな職場にするには何が必要と思うか、率直な見解をお示してください。

(5) 安倍前首相の突然の辞任で首相が変わり、リーダーのあり方が改めて問われています。組織が目標に向かって進むには、その集団がどういう目的で存在するのかリーダーがはっきり示し、部下に理解・納得してもらわないといけないと思います。そして、全市民が心を一つにして力を合わせれば、どんな困難も乗り越えていけるし、市長よりも市民が目立つまちがすてきだと思います。そして、市長は強いリーダーではなく、力をつなぐリーダーを目指すべきだと思います。何かをしてもらおうという人が多いまちは元気がないが、自分に何かできることはないか、できることは自分ですするという人が多いまちは元気があるし、魅力があるといわれます。日置市もそういうまち、市役所であるべきだと思います。また、職員のスキルやモチベーションを高めるようなリーダーの経営は、効率性に大きなプラス効果を持ちます。

市長は、組織のリーダーの役割をどのように考えておられますか、ご所見をお知らせください。

第3点、最後であります。本市平成18年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査意見書についてお伺いいたします。

(1) Vのむすびの中に次のように監査委員の要望が掲載されております。

1、自主財源の適正な確保についての中で、財源確保のみならず、より適正な公正な納税結果をなすためにも、改めて原点に立って3テキ(適)、1、的(適)確な実態把握、2、適正な督促・手続、3、適切な事務処理の実践遂行を地道に継続していただきたいものである。地道な収納活動を継続することで、

行政間の横の連携はもちろん、住民との血の通う行政、住民と協働できる政策の探求へと結びつけ、発展させていただきたいと願うものである。

2、予算の適正な運用・管理についての中で、業務執行の年間行程で予算補正の機会が複数回数与えられていることを踏まえ、一層予算の運用の状況を注視し、早目の実情掌握に努め、安易な不用額が生じることがない適切な予算管理を願うものである。

これらの要望をどう受けとめ、今後どう対処していくつもりか、答弁願います。

(2) 3の特別会計設置のあり方についての中で、今後財源の拡大が大きく期待できない現状と、予算の効果的かつ最大の運用が要求される側面からも、運用幅が制限される特別会計の見直しは必要な時期にあるのではないかと。予算運用の適正・効率性を考慮の上、いま一度真に特別会計として継続することが適正かどうか、ぜひとも一考を要望するものである。

この監査意見の見直しの意見をどう受けとめ、今後どう対処していくつもりか、答えてください。

最後です。(3) 特に、指定管理者制度への運営を移行された国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計と公衆浴場事業特別会計の2会計については、すぐにでも特別会計から外してもいいと思われそうですが、どうでありましょうか。

以上申し上げ、具体的、明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長(宮路高光君)

1番目の第1次日置市総合計画の中の吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト関連事項について、ご質問でございます。

その1でございますけど、本市における現



在までの取り組み状況でございますが、合併後それぞれの地域で年次計画に基づき、スポーツ施設、宿泊施設等の拠点施設整備を進め、吹上浜運動公園、吹上砂丘荘、江口浜海浜公園、東市来総合運動公園、伊集院総合運動公園などを整備してきました。また、スポーツ大会等の誘致についても、吹上浜施設利用促進協議会及び観光協会と連携し、情報交換を行いながら取り組んでおります。

2番目でございます。吹上浜スポーツ振興公社（仮称）については、施設の管理などさまざまな課題がありますので、多面的な視点から検討し、あるべき姿について考えていきたいと思っております。

3番目でございます。海洋基本法についてですが、本年4月27日に公布され、7月20日に施行されております。この基本法の目的は、国際的協調のもとに海洋の開発・利用と環境保全の調和を図りながら、経済社会の発展と国民生活の安定・向上及び海洋と人類の共生に貢献されることとされております。

吹上浜海岸を持つ本市としましては、今後国が策定する海洋基本計画や国の施策の動向を注視してまいりたいと思っております。

次に、吹上浜・松原の保全管理についてでございますが、松原の大部分が国有林であり、保安林指定され、森林管理署が管理しております。また、民有林の松くい虫対策については、県から委託を受け、森林管理署と連携し、同時防除を実施しており、被害拡大を抑えております。なお、通常管理については、ほかの森林同様、所有者が実施しなければならないと考えております。

大規模自転車道は、自然公園、観光施設等を結び、サイクリング、レクリエーションスポーツ等を通じて、国民の心身の健全な発展に資することを目的に、自転車歩行者専用道路として全国に135路線整備されており、鹿児島県では大隅地域に東串良・吾平自転車

道が供用されております。

ご質問のサイクリングロードは、大規模自転車道整備事業として昭和62年度から県の事業で工事が進められ、総延長24.1キロ、日置市内におきましては13.3の事業で平成18年度で終了しております。

終点側の日吉地域の方に地元からトイレ設置の要望がございましたので、県の方に要望いたしました。市といたしましては、今のところトイレの設置は考えておりませんが、自転車道の有効活用につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

2番目でございます。本市職員の意識改革関連について。

1番目でございます。職員研修につきましては、時代の変化に対応する政策立案や問題解決能力を備えた感性豊かな人材の育成が必要であるとし、毎年日置市人材育成基本計画、職員研修の概要を策定し、職員の資質向上を図っているところでございます。

職員の勤務態度につきましては、合併という時代の大きな波を乗り越え、そして新市の新たな行政目標に対し、職員全員が全体の奉仕者としての意識を持ち、日常業務に精励してくれていると考えております。

職員像につきましては幾つかございますが、中でもこの財政状況下において、事務事業の改善に積極的に取り組むとともに、改善内容を市民に納得させる、説明できる職員像が強く求められていると考えております。

組織については、厳しい行財政のもと、職員数を削減し、スリムで効率的な組織づくりを進めていかなければなりません。そういった中で、地域づくりや福祉など数多くの政策課題に対応していくためには、職員が多様な市民ニーズを随時的確に把握するとともに、持てる能力を最大限に発揮し、業務を遂行していくことが重要であると考えております。

2番目でございます。意識改革の手段としたしましては、本年度から研修プログラムに盛り込んでおります、民間経営者から指導・助言をいただき、職員みずからが改革しようとする意欲の向上を主眼とした行政経営品質向上研修など、常に新たな手段を模索しながら実施してまいりたいと思っております。

3番目でございます。勤務評定制度に変わる新たな人事評価につきましては、国に合わせ平成22年度実施に向け準備を行っておりますが、制度の構築に当たっては、評価を通じて人材の育成・確保、的確な任用、勤務の結果に対する適切な処遇、勤務意欲の向上が図られること、また信頼性の高い評価システムにするために、システムの公平性、客観性、透明性を確保するとともに、その納得性を高めることができるような仕組みを整備することが必要であると考えております。

4番目でございます。理想的な職場づくりでございますが、一言で言いますと、日置市で働くことに誇りと喜びを持つ職員が育つ職場こそ、理想的な職場と考えております。

5番目でございます。リーダーの役割についてでございますが、近年、地方行政を取り巻く環境の変化や地方分権が進展する中で、市民に信頼される市役所を実現するためには、職員一人一人が働きがいを実感し、市民の期待に着実にこたえ、使命感をもって職務に邁進する環境整備が不可欠となっております。

今後につきましても、従来どおり市民、市議会等の理解と協力をいただきながら、積極的に行財政改革に取り組み、より一層の市民生活向上に努めてまいりたいと考えております。

3番目の本市の平成18年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査意見についてでございます。

本市の財政運営は、歳入のほとんどが補助金や交付税等の依存財源に頼っている状況で

あり、市税や使用料・手数料等の自主財源の確保は極めて重要な課題でございます。その中で市税につきましては、担当職員の訪問徴収、また管理職を含めて夜間一斉徴収対策を行い、平成18年度決算における市税の現年度分徴収率は98.4と良好な徴収実績を上げていますが、滞納繰越分は昨年度よりわずかながら改善されたものの、徴収率12.6%と低い徴収率になっております。

このようなことから、市税のほか住宅使用料、保育料、水道使用料等に係る滞納状況につきまして、全庁的に滞納整理の取り組みを進めるため、先般、行財政改革推進本部におきまして、滞納整理対策本部の設置の決定を受けましたので、現在、作業を進めているところでございます。

次に、予算の執行につきましては、財源確保が厳しい状況を踏まえ、経費の節減に努め、最小の経費で最大の行政効果が得られるように取り組むとともに、不用額につきましては、引き続き事業完了時に速やかに減額し、適正な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

地方自治法第209条第2項に基づき、本市において12の特別会計を設置しております。ほかの会計と統合することが可能である会計といたしましては、飲料水供給施設特別会計が考えられますが、従来どおり特別会計として残すか、他の会計と統合すべきか、研究してまいりたいと思っております。

特別会計の中で、江口浜荘と市営公衆浴場の2施設が指定管理者制度で運営しておりますが、この2施設は観光施設事業に該当し、地方財政法の規定により、特別会計の設置を義務づけられております。

また、指定管理者で運営している施設につきましては、契約解除等により指定管理者制度を継続しない場合には、市が直接運営を行うこととなりますので、現在のところでは、

特別会計による予算計上の継続を考えております。

以上でございます。

### ○13番（田畑純二君）

それぞれに答えをいただきましたですけども、またさらに重点項目に絞って質問していきます。

1番目の吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト関連事項についてですけど、やはり私の予想したとおり、残念ながら残りこのプロジェクトについて、計画してあることについて真剣に取り組んではこれなかったように思えてなりません。というのは、今、市長の答弁は、過去、今までにやってきたただ日吉地域、東市来地域、伊集院地域、そういう関連施設を述べられただけで、このプロジェクトに関して日置市でどういう取り組みをしてきたかという意向が伺えません。

それで、さらに言いますと、この第1次日置市総合計画の中、これは絵にかいたもちではありません。この計画をいかに実行していくかというのが非常に大事なことです。それで、この中に書いてあるのは、基本構想第2章、日置市の将来像第1節でも、豊かな自然環境を生かした触れ合いと安らぎのある健やかなまちづくりとして、日置市は白砂青松の日本三大砂丘吹上浜や東シナ海など、美しい景観に恵まれています。この豊かな自然環境を生かし、心身ともに健やかに過ごせる触れ合いと安らぎのあるまちづくりを進めます、というふうに記載をしてあります。このように日置市にとっては宝であり、本市における最大の重要観光資源として位置づけ、最重要視している吹上浜や東シナ海であります。この計画をいかに絵にかいたもちで終わらせないために、行政としても全力を挙げて知恵と汗を出し、さらに工夫して、今後とも取り組んでいくべきであると思います。そのために対策専門会議か対策委員会か検討協議会か、

あるいは設備協議会か検討委員会みたいなのを立ち上げて、ここに集中して、吹上浜の有効活用をもっと図るということを真剣に検討してみたらどうでしょうか。

言いにくいことでありますけど、正直いって市長は海のない伊集院に育ったから余力が入らないのかもしれないですけど、逆に海のない伊集院に育ったからこそ、海へのあこがれというものもあるのではないのでしょうか。これらの計画に対して、さらにどんな考えを持っておられるのか、もっと前向きに取り組む姿勢はないのか、市長の率直な見解と方針を再度お聞かせください。ただ、過去にこういうことをやったということだけではなくて、今後どうしていきたいということをお聞かせください。

### ○市長（宮路高光君）

基本的に、吹上浜海岸、大変自然に恵まれた地域でございます。その計画書にうたってございまして、今それぞれの関連施設を有効活用といいますか、それぞれ連携を図っていくというのが大きなプロジェクトの流れでございます。そのような状況の中におきまして、今しておりますこの吹上浜施設利用促進協議会と観光協会、こういうそれぞれの各種団体といかにして連携をしていくのか。それぞれのスポーツの合宿の誘致でございまして、それぞれ吹上砂丘荘を含め、また運動施設、今時点におきまして、それぞれ関係機関を含めまして、いつも絶えず連携をしながら大きな誘致の中でも取り組んでいるのが現状でございます。

### ○13番（田畑純二君）

それで、既に述べましたように、海洋基本法も制定され、今後は国、県の吹上浜と東シナ海に対する取り組みも変わってくることは十分予想されます。それで、今まで以上に本市と国、県との連携プレー、共働が大事になってくることは目に見えております。そして、

それに伴って地元選出の国会議員や県議員の方々との連携プレー、それと共働作業、協力がますます重要になってくると予想されます。もちろん我々の方でもこれらの方々に要望し、働きかけていきますけど、行政側における今までのこれらの方々との連携プレー、共働の仕方、実績及び今後これからどうしていくか、共働作業への取り組み状況と今後の方針をお知らせください。特に、身近な県議員の方への働きかけ、要望、協力等は今まで以上に大事になってくると、私は予想します。市長はいかがお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

市、県、国という一つの行政組織の流れにおきまして、今ご指摘ございましたとおり、県議員または国会議員の皆様方とは十分今後とも連携をしながら、地域の活性化のために努めてまいりたいというふうには思っております。

**○13番（田畑純二君）**

今まで吹上地域、東市来地域で別々にやっていた吹上浜を利用したイベント、日吉地域は日置市になる直前から特別のイベント開催もありませんが、これを地理的中央にある日吉の浜あたり一帯で、今後は日置市全体の大イベントとして統一して開催できるよう、商工会や観光協会あたりとも協議、検討して行ったらどうでありましょうか。地域事情があって当分の間統一が難しいのであれば、市民レベルの活用方法を探りながら、新たな日置市としての吹上浜を利用したイベントを考案し、実行するのも一方法かと思えます。この日置市としての吹上浜でのイベント開催に対する市長の考え方をお知らせください。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの地域でも、今まで吹上浜を中心にしたそれぞれのイベントを取り組んでおります。その中で、どこの場所でどうこうということじゃまだ具体的にはございませんけど、

やはりそれぞれの地域にあります今までのイベントをまた拡大、拡張しながら、それぞれの地域の皆様方とともに、この吹上浜海岸をやはり県内外の皆様方が集まっていただき、盛り上げていただくと、そういう形のイベントを今後とも続けていきたいというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

次に、職員の意識改革に関連して、先ほどの答弁の中で、職員力に対する答弁が抜けていたような気がします。再度お答えください。職員力とは、先ほども言いましたように、常に意欲的に職場の使命を果たそうとする力とも定義づけられますが、市長は職員力をどう考え、その職員力を向上させるために市長としてどうすべきであるとお考えですか、答えてください。職員力について。

**○市長（宮路高光君）**

職員力、職員能力といいますか、それぞれのあらゆる場面の中におきまして、やはり常にいろいろと研修を重ねていかなきゃならない。また、一番大事なことは、議員もおっしゃいましたとおり、職員力を高めていくには、やはりいつも現場といいますか、いろんなあらゆる現場の中でどうそれぞれ市民の皆様方が考えていらっしゃるのか、またそれぞれの地形的にどう現場があるのか、やはり的確に職員力を強めていくには、現場をきちっと見つめる、そういう力を養っていくことが私は大事だというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

自治体の今度は現場について、またちょっとこれに関連して答えがあったわけですけども、自治体の職場では職員は自分で考えることはなく、先輩のやり方を自然に受け継ぐパターンも結構多いと思われまして。ところが、今は職場の使命や役割もどんどん変わっている時代であり、行政はいわば変化対応業になっています。行政サービスを受ける市民の変

化も激しかったりするもので、職員には変化は当たり前だととらえる感覚が求められます。市長は、この点をどう思いますか。そして、本市の職員にはこの感覚が重いでしょうか。職員の変化への対応力について、お考えを述べてください。

#### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおり、それぞれ仕事内容が本当に10年間を含めた中で、日進月歩の中でいろんな進化しているというふうに思っております。今までの前例の踏襲というのもいいかもしれませんが、その踏襲ではどうしても対応できていられない部分もございますので、やはり職員としては幅広い住民の中で情報を入れながら、やはりそれぞれ上司に対してもそれぞれの進言をしながら、またみずからそれぞれの行動していく、そういうことが一番望ましいことであるというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

今度は、職員と市民との関係についてお伺いします。

市役所の仕事のほとんどの成果は、市民生活の場に出ます。例えば、総務課人事係のように、内部管理的な部署の仕事でも、職員の異動先の部署の現場で成果が出るはずで。成果が出ている現場を知ること、自分たちの仕事の方向性のずれを少なくすることができます。そのため職員が市民と直接話をするのは最も大事なことだと思われ。市民と話をする、最初は市役所に対する、またはその業務に対する文句や苦情が言われたりしますが、普段から市民とコミュニケーションを図り、市民の立場に立って話したり、考える癖を身につけていけば、そのうち普通に話せるようになってくるものと思います。

それで、市長は職員と市民との関係はどうあるのが一番いいと思っているのか、教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、それで職員の中で地域にそれぞれ住んでいます。やはり私は基本的には、地域との第一歩として、その地域とのいろんな行事を含め、それに携わっているいろんなことを市民の皆様方と参加していく、そういう姿勢が一番大事であるというふうに考えておりますので、やはりいろんな地域の行事等を含めた中には、積極的に参加していくよう、そのような指示をしております。

#### ○13番（田畑純二君）

今度は別の観点から。職員力と市民力の向上で、地域力のあるまちを日置市も目指すべきであると思っておりますので、今度は市民力についてお伺いいたします。

日置市は、住んでいる人たちが自分たちでつくっていくんだという、その思いが強いまちは必ずいいまちになっていくと思われ。逆に、お任せまちづくりになると、時代に流され、本来持っている力を出せずに衰退していくと考えられます。市長は、一般的に市民力についてどう思い、日置市の市民力をどのように感じ、その市民力を向上させるために、市長自身何をしようとしているか、答弁してください。市民力について。

#### ○市長（宮路高光君）

市民力といいますか、また地域力といいますか、そういうものに置きかえさせていただきたいと思っております。やはり今このような状況の中で、やはり行政と市民が共同ということがございまして、やはりそれぞれ地域も自立する、そのような向上心がなければならぬ。自分たちのできることは自分たちでどうしていくのか。私も日置市におきましても、特に先般もお話しございましたように、集落営農といいますか、地域にすばらしいリーダーがいて、その地域でいろんな出来事をし、またその地域に大きな活力をする。また、その中におきまして大きな生

産力をしながら、またこのことが大きな経済効果になる。そういうことも私ども日置市におきまして、二、三の地域では一生懸命地域ぐるみで頑張っております。やはりそういうところを模範としながら、ほかの地域にもそのようにいろいろと自分たちのやれること、またその集落が元気になる、そういう方向を皆様方のところにいろいろな参考例としてお話をしていきたいというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

また別の観点から。日置市にとって職員力向上を図るべき理由を下記述べます。

市役所の最大の資源は、言わずもがな人材であります。市役所には能力のある人材が多いと思われませんが、仕組み的に阻害されたり、チャンスがなかったり、あるいは自分でも能力に気づいていなかったりするケースがあります。しかし、いい先輩や仕事に出会ったり、きっかけを用意することで力を発揮できます。それは職員の成長につながりますし、成果が上がれば職場にとってもプラス、成果を受け取る市民にとってもプラスになります。ですから、職員の力を引き出すことは、職員のみならず市民の皆さんに多くの成果をお返しすることができるにつながっていきます。このことについて市長はどう思われますか、お聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ職員の仕事の能力の中におきまして、やはり定期的な私はきちっとしたある程度異動をしていく。異動する中におきまして、自分の適材適所を含め、またその中で得意の分野が出てくるのかなというふうに考えておりますので、やはり基本的にはある程度年月の中で定期的に異動していけば、またその職員の能力もその場で引き出されるところが出てくると、そのように考えております。

#### ○13番（田畑純二君）

今度は、本市職員の意識改革につながりますので、あえて次の点をお伺いいたします。

まず、行財政改革行動計画アクションプランに沿っての歳出削減に向けて、現在の行政の組織をスリム化し、効率的にするため、来年4月、本市の行政組織を再編する考えはないか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

組織の再編につきましては、アクションプランでございますとおり、40以下の課の統廃合ということを考えておりますので、来年の4月から幾つかの課の統廃合をしながら、スリムにしながらやっていきたいというふうに思っています。

#### ○13番（田畑純二君）

これに関連しまして、先般の南日本新聞にも、志布志市が来年4月から部制を廃止するという記事が出ておりました。それで、部を廃止して課に統合するという考えでございます。それで、いろんな考え方があるんですけども、例えば部・課を廃止してグループ制にするとか、組織的に根本的に変えて、そして上下の関係じゃなくて横の関係にする。先ほど申しましたように、金太郎あめの組織をつくると、そういう金太郎あめの組織をつくるために、部・課を根本的に変えてグループ制にするとか、あるいは組織の大編成をするとか、そういう考えは今の時点ではありませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、段階的な方がいいのかなと思っております。基本は、先ほども申し上げましたとおり、総体の中で最初60ございましたのを40ぐらいにしていく。これは私は最初大前提であるというふうに思って、やはり上の管理職が総体で減っていけばいいというふうに考えておりますので、部制を廃止しようが、その中でまだ課が残ればそれなりでございますので、要するに今私どもがしているの

は、この課の縮小ということを第1次に思っております。そういうことが一段落終わりましたら、今議員がおっしゃいますとおりグループ制、こういうものをきちっと今から先に段階的にやっていくべきなことであるというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

じゃあ、同じくこれに関連しまして。

伊藤鹿児島県知事は、みずから給料の25%削減を打ち出し、一層の人件費削減が避けられないとの考えを既に表明しております。市長はこの点をどう考え、現在の日置市長と日置市三役の削減率をどう感じていますか。そして、これに関連して、一般職員給与の削減をどう考えていますか、教えてください。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれ県、また私も市、お互いに財政的に大変厳しい状況でございます。このような中におきまして、今三役を含め、議員の皆様方も一緒にそれぞれ削減をしております。そのようなことを含めながら、今後職員との削減におきましては、やはり組合と十分来年度以降協議をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

リーダーは、最初にちゃんと計画を示すべきですが、組織のリーダーである市長に関連して、下記質問をいたします。

まず、権力は腐敗する、絶対的長期的権力は絶対に腐敗すると説いたのは、19世紀に活躍した英国の歴史家であります。要するに、水がよどめばボウフラがわくということへの警句であります。どんなに精錬潔白な人物でも、権力の座に長く着いていれば、独裁的になりがちなのは世の常であります。予算編成権やさまざまな許認可権限、そして人事権を一人で握っている首長の場合は、なおさらのことです。苦言が耳に入らない裸の王様にな

って権力を乱用するようになれば、民主政治は危うくなります。したがって、制度として歯どめをかける必要があります。これが首長の任期を制限する理論的な根拠であります。

去る10月12日、神奈川県議会で知事の任期を連続3期12年までに制限する多選禁止条例が可決されました。首長を5選目で連続足かけ5期、足かけ16年間務めておられる市長は、これをどう受けとめどう感じておられますか、教えてください。

**○市長（宮路高光君）**

このことについては、やはり私も首長4年間、それぞれ仕事をし、それぞれ4年ごとにそれぞれ市民の審判という大変大きなハードルをクリアしていかなきゃならない。おっしゃいましたとおり、権限また予算、いろんな人事権集中する。その組織を含めた中で、そのトップがどう物事を考えておるのか、やはりこのことが一番肝心なことだというふうに思っておりますので、その条例をつくるのがいいのか、そういうのは別として、やはりそれぞれの中におきましては、首長が絶えずどういう姿勢の中でおるのか、やはり議会を含め、市民の皆様がこのことをきちっと私わかっているというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

これに関連しまして。政治家と官僚と国民は、グー・チョキ・パーの関係にあると言われております。すなわち、政治家は人事権を握るということで官僚には強いが、選挙があるので国民には弱い。それに対する官僚は、支配ということで国民には強いが、前記の理由で政治家には弱い。そして、国民は政治家には強いが官僚には弱いのであります。この三すくみの構造が健全に機能していれば、相互にチェックが働いて、今度の信じられないような守屋前防衛事務次官逮捕の事件は起きなかったのではないかと思います。これは我々の身近な議員と地方公務員と市民の皆さ

んとの関係にも当てはまるのではないかと思いますと、身の引き締まるような思いと身の毛のよだつ思いすら感じます。そして、この三すくみの構造が健全に機能するよう祈らざるを得ません。市民から選ばれる市長は、この点をどう思われますか、感想を聞かせてください。

○市長（宮路高光君）

それぞれ一番問題は、その人のモラルだと、私はモラルがどう動いていくのか、議員にしてもまた首長にしても職員、やはりこのモラルが崩れたときにいろんな問題が起こるといふふうに思っておりますので、それぞれの立場の中できちっとしたモラルを持っておれば、何も私はそういうようなことは起こらないといふふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

まだ残された時間が3分ありますので、今度はまた別の観点から質問いたします。

私は、1問目で既に本市職員の意識改革に関連して述べました。私の考える理想的なプロの自治体職員像につきまして、市長はどう思われましたですか、どんな感じでとらえておるか、ご所見をお伺いいたします。第1問目に対することです。

○市長（宮路高光君）

それぞれ10項目ございましたけど、やはり議員おっしゃいましたそのことは、やはり的確に当たっているといふふうには思っております。

○13番（田畑純二君）

先ほど10項目じゃありません。私が言いましたのは、別の観点からのことでもあります。まず、今の10点じゃございません。

○議長（畠中實弘君）

残り1分でございます。

○13番（田畑純二君）

私の考える理想的なプロの自治体職員像を述べますということで、まず第1に自分たち

の給料が市民の税金から出ており、それは市民に役立つ仕事に一生懸命取り組んだかという原点をしっかりと抑える職員、それから市民の皆さんのお役に立つにはどうしたらいいかをいつも考える職員ではないか。それと、常に成果を最大にする方法を考えるのがプロだと思うと、こういうことに対するコメントであります。今さっき言いました10問は、自治体の職員の今からあるべき姿をこうあるべきじゃないかという私の考え方です。

○議長（畠中實弘君）

時間が来ました。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、やはり公務員は市民におきます全体の奉仕者でございますので、やはりそれぞれ市民の皆様方の税金を含め、そういう温かい気持ちの中でご支援をいただいております、それをいかにして市民に返すのか、それがやはり基本的に大事であるといふふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

○1番（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。私も風邪を引いております、今マスクはしていませんけれども、お聞きぐるしい点が多々あるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。なるべくウィルスをまき散らさないように気をつけたいと思っております。

さて、私はさきに通告をいたしておりました。



た日置市の地域情報化について、質問をいたします。

この問題については、今回の議会でも多くの議員が質問をいたしております。賛否両論、さまざまな観点から議論をされておりますが、なぜここまで議論が起きるかといいますと、やはり防災行政無線の統合とケーブルテレビの事業を行うに当たって、基本的かつ根本的な情報や比較検討ができる情報が不足していることが理由にあると思います。そのため、今回は私は賛成・反対の論点からではなく、私たち議員もそして市民もみんなが判断できる、そういう材料を出していく意味で、また財源や工事の方式などさまざまな可能性を探る意味から質問をしていきたいと思っております。

まず、1番目の防災行政無線の統合について伺います。

市内の防災行政無線は、旧日吉町が昭和59年、旧吹上町が平成2年、旧伊集院町が平成6年、旧東市来町が平成9年にそれぞれ整備をしましたが、施設の老朽化が進んでおり、近い将来、設備の機器の更新しなければなりません。この更新の際に、国の方針で1自治体に1周波数の割り当てという制約がありますため、市全体で防災行政無線のシステムを更新をしていく必要があるという説明を受けております。

当局は、既に整備済みの地域イントラネットの光ファイバー回線を活用し、各家庭に有線方式で告知端末を配置する計画を予定していますが、この防災行政無線の統合について、有線化の計画策定の経緯や、また具体的な有線化計画の内容などがどのようになっているのか、その詳細をご答弁いただきたいと思っております。

なお、これは今まで質問された議員と重複する内容もあると思いますが、2問目以降で違った観点から指摘をさせていただきたいと思っております。

2番目に、総事業費が20数億円といわれておりますが、この数字の積算根拠について伺います。例えば、告知端末の単価、また回線の工事費の単価など、私たち議会には比較検討できる詳細な数字が知らされておられません。何をもちょう20数億円なのか、私たちが判断できるよう工事費用の詳細をご答弁ください。

3番目に、防災行政無線の統合と同時並行に進めるケーブルテレビ事業の計画について、その実施の背景ともなっている地上デジタル放送開始への対応を伺います。2011年7月に、現在の地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行します。これは国策であります。国また県は地上デジタル中継局の設置など、2011年までに年次的に着実に計画を進めているように思われます。日置市は、国や県とどう連携して対応されているのか、伺います。

4番目に、地上デジタル放送が実施された場合、予想される難視聴地域はどれだけあるのでしょうか。例えば、現在のアナログ放送では難視聴なので共聴組合のアンテナで対応しているが、デジタル放送も難視聴となる地域、もしくは現在アナログ放送では視聴ができるものの、デジタル放送では新たに難視聴になる地域など、地域や立地条件などでさまざまな状況が変わってくると思っております。

また、市内には共聴アンテナの組合が多数ございますが、そちらへの対応はどうされるのでしょうか。また、組合の方々の考えはいかがなのでしょうか。私は、地上デジタル放送が視聴できる地域と視聴できない地域、また共聴組合がある地域とない地域、ケースごとに住民の考え方も変わってきますし、市の対応も臨機応変に変えていかなければならないと考えております。そのあたりの考え方もあわせて伺いたいと思っております。

5番目に、ケーブルテレビ事業計画について

て伺います。当局は、設備と配線を市が設置して、その施設を事業者に貸し出して運営させる計画であると伺っております。これはいわゆる民間委託の形をとるものと考えますが、初期投資だけでなくランニングコストは幾らかかるのか、また事業収支はどうなるのかといった運営計画の具体的な試案が示されておられません。また、市が設置する機器や回線は、10年、20年すればいずれまた必ず更新をしなければなりません、その費用は計算されているのでしょうか。そういった数字まで出していただきたいと思っております。

6番目に、ケーブルテレビの加入率についてであります。市は、加入率80%で月額利用料が1,050円と打ち出しておりますが、これは現実的な数字になると予測されているのでしょうか。鹿児島県では、ケーブルテレビの普及率が非常に低く、県民の意識も認知度も低い状況にあります。また、高齢者や年金受給者が月額の基本利用料を払えるのか、またオプションチャンネル加入がどれだけ見込めるか、さらにインターネット回線が市内でも普及してきた現在、どれだけの人が市が運営するこのケーブルのインターネットに乗りかえていくのか、この加入率と利用料に対する疑問点が幾つも出てまいります。全体の利用率だけでなく、基本チャンネル、そしてオプションチャンネル、インターネット、IP電話、それぞれの加入率と利用料をどう予測されているのか、その詳細について伺います。

最後に、7番目でございます。市民説明会での反応はいかがだったのか、伺います。人数も少ないことも問題なんです、説明が難し過ぎてよくわからなかったという声が大半だったと聞いております。また、事業計画の大まかな説明だけで、市民の異なるニーズや視聴の条件にこたえられるものではなかったと感じておりますが、いかが思われますでし

ょうか。今後、どのようなアンケートを実施して、それを計画にどう反映をさせていくのか。また、私たち議会も含め、市民への理解を得るためにどのような考えでこれから取り組んでいかれるのか、以上7点を伺いまして、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

日置市の地域情報化について、その1番目でございますけど、防災行政無線の統合につきまして、去る10月に市内10カ所での説明会や11月の広報「ひおき」でお知らせしてまいりましたけど、20年から3年間、無線システムを有線に統合を進めていきたいと、そういう説明をさせていただきました。きのう、おとといの議論の中におきましても、いろいろとそれぞれ違う形の中で論議もしていただきました。基本的に、まだ私どもの方も詳細な資料等におきます説明、また議会にもその説明不足というのは否めないと思っております。いろいろと今回議員の方からも出たことにつきまして、また私どもも詳細に積算根拠をきちっといたしまして、また議会の皆様方、また市民の皆様方にも十分説明をさせていきたいというふうに思っております。

基本的に、一番有線化を考えたのは、基本的に防災無線でした場合は国の補助金がないという大きな一つのことがございますので、今ある光ケーブル等を使いながら有線化していくことが一番両方ができるのかなと、そういう観点の中で一応説明させていただきましたけど、今ご指摘ございましたとおりまだ不十分な部分がたくさんございますので、今後十分皆様方に情報提供できるよう進めさせていただきますというふうに思っております。

2番目でございますけど、事業の根拠につきまして、市が防災有線ということで整備するケーブルを民間の放送業者に貸し出し、運営するケーブルテレビ事業者がありますの

で、県内にありますケーブルテレビ事業者からの提案の中で積算をさせていただいたということでございます。

また、3番目でございますけど、地上デジタル放送に向けた対応につきましては、国が本年度から辺地共聴施設のデジタル化支援ということで、共同受診施設の改修に対する交付金を創設しながら、テレビ等を通じてデジタル放送がスタートすることの広報活動を行っております。また、市におきましてもそれに同調しながら、市民の皆様方に対しまして、この11年にデジタルに変わるという、そういう広報も今しているところでございます。特に、この事業を進めていく中におきまして、デジタル化に総体的に改修をしていくには、やはり有線であれば、今おっしゃいましたとおり共聴をしているところ、また難視聴のところ、さまざまあると、さっきご指摘ございましたとおり、デジタル化した後においても、今まで見えておったところも見えなくなると、そういう可能性も大であると。有線にしておけば、そういうことも全部解消されるという、そういう根拠の中で今回このようなことを打ち出したというふうにご理解いただければいいというふうに思っております。

4番目でございますけど、難視聴地域につきまして、それぞれの箇所につきましては、今までも説明しましたけど、このことについては具体的に企画課長の方に説明をさせます。

また、5番目でございますけど、ケーブルテレビ事業の運営につきましては、市が整備し、ケーブルを民間事業に貸し出し、IRUの契約を結びまして運営するわけでございます。今、ご指摘ございましたとおりランニングコスト、こういうものにつきましても、企画課長の方にきちっとまた詳しい詳細に説明をさせます。ご指摘ございましたとおり、また10年、また15年後に改修する、そういう中にどういう形の中で積立金が拠出できる

のか、こういうことも一番大事なことでございますので、また私どもも十分そこあたりも今から詰めさせていただきたいというふうに思っております。

また、加入率の問題でございますけど、それぞれの整備の期間も異なってきますので、四、五年は基本的には赤字であると。基本的には、この80%という加入率をしておりますし、その中におきまして5年後でなければ黒字にならない。さきも言いましたように、黒字になる中におきまして、10年後に対します積立金ができるのかどうか、そこあたりのところもまた今提案している業者とも十分打ち合わせをしなければならないことでございます。

今ご指摘ございましたとおり、このケーブルテレビ、まだ県下では普及といえますか、大変少ない、鹿児島市をのければなお少ないというのが実情でございますけど、今回の私ども日置市におきます地域情報化の一つの総合計画にのっとりまして、やはり日置市におきますそれぞれの文化的向上といえますか、また人口の定住化、企業の誘致、こういうものも含んだ中で、今回日置市としてこの事業を展開したらという考え方の中で、市民の皆様方にも説明会もさせていただきました。特に、企業誘致をしていく、企業の皆様につきまして大変要望しているのが、この光回線がやはり必要であると。そうでなければ大変進出しても難しいという、大変そういう異業種交流におきまして、そのような大きな一つのお声もいただいていたということもひとつ加味していただきたいというふうに思っております。

また、ご指摘のとおり説明会でございます。大変市民の皆様方にこの説明は大変言葉も難しいし、いろんな問題でわかりにくいといった回答が多くありました。今後、やはり1回でございましたので、まだ2回、3回、いろ

んな場面の中でこのことは説明していかなければ、私自身自身もまだ本当にいろいろと専門的でない言葉もあったり、いろいろと理解しにくい部分もございますので、私自身自身もこのことについては勉強もしていきたいというふうに思っておりますけど、やはり市民の皆様方にとってもいろいろの言葉がわからない部分が多々あったということが否めなかったと思っております。また、アンケート結果についても、企画課長の方で今集計をいろいろしておりますので、そのことについても企画課長の方に詳しく説明させます。

以上でございます。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

それでは、私の方から補足をさせていただきます。

まず、4番目の難視聴地域がどれぐらい予想されるかというご質問でございますが、基本的には現在共同受信施設でご覧になっている地域は、まず難しいのではないかとこのように考えております。それと、アナログ波が終わってデジタル波になった場合に、それぞれのご家庭の立地条件、例えば建物の裏側になるとか、そういったことも考えられまして、今申しました難視聴の共同受信施設以外の地域でも映らない場所もあるように聞いております。そういったことがございましたので、先般NHKの鹿児島放送局にも出向きまして、実態はどうかということでお尋ねしたんですが、最終的には中継局の整備が終わって電波が出されたときに受信のテストをしてみないと、何とも確実なことは申し上げられないというふうな回答でございました。

それから、ケーブルテレビ事業のランニングコストと申しますか、その辺の今後の運営に関するシミュレーションということでご説明いたしますが、先般、ケーブルテレビ事業者の運営経費を年間4億円と試算して、いろいろ使用料を積算してございますということ

を申し上げました。その内訳としては、2万2,000世帯を20年度から3年かけて整備した場合に、21年の4月から約6,000世帯、その次が8,000世帯、また8,000世帯という形で整備をしたと仮定してシミュレーションをしております。ケーブルテレビの方、とりあえず60%前後ということで試算をしますと、初年度、基本チャンネル部分で約5,000万円が見込まれます。そのうちの4分の1のご世帯でオプションチャンネルを視聴いただきますと4,200万円程度、それからインターネットの加入がそのうちの10%ということで見ますと、1,728万円ぐらいの使用料が見込めます。合計で1億1,000万円程度になるんですけども、そういう使用料が見込めます。その後、順次整備が進んでいきますと、インターネットご指摘のとおり周辺部、例えば東市来の高山でございますとか、伊集院の中川の交換局を使っている地域、それから永吉の交換局、それから吹上の藤元、この辺が永吉、中川につきましては、交換局の問題で高速の通信回線が引かれてないということがございます。それと、高山と藤元につきましては、交換局から8キロを超える地域になるということで、光通信ができないというような状況でございます。ですから、そういった地域が今回整備することで高速の回線を使えるような状況になりますので、新たな需要としては、その辺は多分見込めていけるんじゃないかと思っております。

土橋の説明会の中でもご質問としていただいたのは、電子入札とかどンドン今から始まっていく中で、そういう高速の回線が来てないことで事業所を別な場所に変えようかというようなご検討をされているところもあるということもお伺いしております。

それから、先ほど市長の方で異業種交流懇話会のことを申しましたけれども、実際、そ

の中で3社ぐらいはそういうブロードバンドになってないもんですから、いろいろ事業展開をする中で不具合があるというようなご意見もいただいたところでございます。

それから、そういう意味でインターネットの加入率というのは、今回のシミュレーションの中では大体整備が終わった中で、その1割程度ということで試算はしてございます。そうしていきますと、21年度から事業が始まりまして、それから4年もしくは5年後ぐらいに大体の4億円という経費は捻出できるというシミュレーションでございます。もちろん運営事業者が最終的に決まったわけではございませんので、この辺については施設整備に合わせてもう一回詳細に見直すことになります。

それから、アンケートの内容につきましては、昨日も少しご説明申し上げましたように、市内の無作為に抽出した2,000名の方々と共同受信施設の代表の方々に対しまして、11月20日の日に発送してございます。内容といたしましては、それぞれ個人の世帯と組合と内容は違っておりますが、個人の方は現在のテレビの受信状況でありますとか、例えば自分で単独でアンテナを立ててごらんになっているのか、共同受信施設に加入されているのか、そういったことのお尋ね、また今のテレビの受信状況、それから私どもが行いました説明会に参加されたかどうか、もし参加されていれば内容についてご理解いただけたかどうか、そういったこと、また11月の広報誌でもお知らせをいたしましたので、その辺もごらんいただきながら回答をいただけるような形で設問を考えてございます。

それから、受信施設の代表者の方には、今申しました説明会のこと、広報誌のことは同じような内容でございますが、市の情報化についての説明でご理解いただけたかどうか、そのことを踏まえて組合として今後どうい

対応をされるか、内部での協議をされましたかというような問い合わせをさせていただいているところでございます。

以上で補足説明（発言する者あり）——失礼しました。そういう意味で、今後のケーブルテレビ事業の運営の中で、将来の更新費用のことをご質問いただきましたが、先ほどのシミュレーションで考えていきますと、大体5年後ぐらいは単年度で黒字になる見込みでございます。その辺の取り扱いについて、事業者と今後協議をするわけですが、将来の施設改修に合わせて、そこを見据えて積立金として確保していくのかどうか、当然事業が軌道に乗っていきますと、そういったことも視野に入れて今後協議をしていくこととなります。

以上で終わります。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それでは、順を追って質問してまいります。

まず、①と②は防災行政無線にかかわることですので、そちらをあわせて質問させていただきます。

先ほど補助金の方が交付されるから有線化を進めていくんだと、これはきのうもおとも市長はそういうふうにご答弁されております。この補助金というのは、地域情報通信基盤整備推進交付金事業、この事業のことだと思われませんが、これを総務省が出した段階で、これは私の手元にあるんですが、九州総合通信局、総務省の、ここが市町村の同報系通信システム、防災行政無線の整備のガイドラインというものを18年の7月に出されておまして、1年後のこしの7月にさらに改訂版を出されております。この中でいろいろ私も調べてみたんですが、さまざまな通信システムの方法があるというふうにわかりました。どういったことかといいますと、まず今私たち日置市の方で当局が進めようとしている有線方式、ケーブルテレビによる通信方式です

ね、まずこれが一つあります。

それからもう一つ、無線でいいますと60メガヘルツ帯のデジタル同報系防災行政無線、これを導入しているのが鹿児島県というと与論町だったりとか、あと大分県の日田市、この辺が導入しております。無線によってデジタル防災無線を実現していると。それから、同じく800メガヘルツ型のデジタルMCA、陸上移動通信システム、これは福岡県の直方市が進めておりまして、同じようなデジタルの無線通信システム。先日、総務企画常任委員会で視察に行つてまいりました福岡県の嘉麻市、ここもきのうも11番議員からお話が出ましたが、なかなか有線による防災行政無線の整備が難しいということで、この方式を取り入れようという検討をされているようでございます。これは福岡県全体で——県全体で進めようというふうに動かれているようでございます。

それからもう一つは、無線を使ったFWA、フィックス・ワイヤレス・アクセス、英語で言うそうですが、FWA方式、これは無線で各中継局ごとに飛ばして行って、そして各個別受信に電波を飛ばしていく。今の防災無線の無線方式とそう変わらないんですが、何が違うかといえば、要はデジタルで無線LANなどを導入していると。今言いますと、日置市でいえば地域イントラを整備されていますから、そこから飛ばしていくことができる、一番現実的に近い方法ではないかと思えます。

それと、先ほど言いました有線ケーブルテレビとそれから簡易無線、この辺の幾つかの事例を九州総合通信局が出されております。

このような検討資料があるわけですが、市の方ではその辺の比較検討を行った上で今回の有線化の計画を出してきたのか、その辺をまず伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど無線で補助金がないということで、

今おっしゃいましたとおり無線の中でもその補助事業はございますけど、先ほど申し上げましたとおり、私ども自治体、一回全部使っているわけなんです。更新という形になります。新たに無線事業をしたときには、そのような補助事業は導入し、それぞれの地域におきましても今おっしゃった防災無線で補助事業をいただいておりますので、いろいろと県の方に問い合わせたら、更新という形の中であるから、そういう無線におきます補助金は使えないという一つの結論に達しましたから、今言いましたように有線化した形の中でしか補助事業は取り組めないと、そのような判断をしたわけでございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

市長、有線化が補助金の対象になると先ほどからずっと言われているんですが、この地域情報通信基盤整備推進交付金の内容を私も調べてみたんですが、そうすると無線アクセス装置というのも対象施設の中に入っているんですね。それと、アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔とか、あとケーブルの配線とかセンターの施設、電源設備、さまざまなものを選んで、ここに書いてありますが、地域の知恵と工夫を生かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進できるというふうに、交付金事業はうたっております。

先ほど私、無線のアクセスシステムの紹介をしたわけですが、総務省が11月26日に5ギガヘルツ帯の無線アクセスシステムの登録区域を全国に拡大しますと。この情報を見ると、地域イントラから要は無線で中継局に飛ばして、3キロぐらいまで飛ばそうですが、電送距離は。電送速度が100メガバイト、いわば今の市の地域イントラと同じようなシステムで無線でやっている状況になっているんですね、これを認めますよと。これは交付金事業の中にもう施設として補助対象に入っております。なぜ有線でなければ補助対象に

ならないのかというところが、ちょっと私には理解できないんですが、そこら辺総務省からどのように詳しく説明を受けているのか、そこら辺少し詳細に伺いたと思います。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問のことにつきましてですが、今議員の方からありましたように60メガヘルツとか80メガヘルツを使ったいろんな無線のシステムというのがあるというふうに認識いたしております。総務省の方が地域情報化を進めるために、その地域のニーズに合致したシステム構築をそれぞれ検討してほしいという趣旨で、この交付金事業が19年度から始まったというふうに理解しておりますが、私どもの方では、今ご指摘あった無線、防災告知に関して特化すれば、そういう60メガ、800メガのシステムというのとは当然構築対象にはなるとは思うんですけども、しかしながら先ほど言いました周辺部でインターネットに接続しづらい地域があるという問題がございまして、これを一遍に解消して市内画一的な情報格差のない地域をつくろうとすると、無線LANの場合、セキュリティーの問題がありまして、そこを解消できていないものですから、セキュリティーが本当に確保されてないというのが現状です。どうしても無線では限界があるということで、今回課題の整理をしたところでございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

今、私が言ったのは800メガヘルツではなくて5ギガヘルツ、要は5,000メガヘルツということですよ、も国が認めますよと、先月言われたわけです。これでいきますと、インターネットとか双方向通信ですか、そういうのもできるようになります。国も恐らく今言われたセキュリティーの問題もあるんですが、セキュリティーがしっかりできているからこそ国は認めているんだと思うんですが、この辺の問い合わせというのは総務省に

はまだされてないんでしょうか、そして検討する予定はないのか。こういう新しい技術システムというのが確立されてきているわけですから、そこら辺を一つ一つ検討していく余地はないものなのかどうか、市長か企画課長かどちらかに伺います。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今ございました半径3キロとおっしゃいましたかね、5ギガの無線LANのシステム、そういったものも確かに技術的にはできてきているというふうに認識しておりますが、日置市の地理的な条件を考えたときに、この半径3キロでじゃあどれぐらい機械の整備が必要なのか、その辺も総合的にもう一回検証する必要があるかと思いますが、日置市の場合、少し合致しないんじゃないかという考え方を持っております。いわゆる都市部で通信の状況が有線で整備されているにもかかわらず、通信速度が遅いとか、いろいろ込み合って遅くなっているというような状況がある地域については、有効な施策だとは思いますが、日置市に合致するのかどうかというのは、一つのもう一回検証する必要があると思います。

#### ○1番（出水賢太郎君）

総務省は、この無線アクセスシステムをちょっと今課長が言われた答弁とは全然違うんですが、正反対なんです。地理的不利な条件の地域、過疎地域で事業の採算がとれない、山間部、離島、それから物理的要因によって回線の敷設が困難な地域などに低コストで構築が可能ですよと。言われていることが逆だと思えますよね。検討の余地があるのであれば、やはりもう一度その辺のできない根拠も含めてですけども、適さない根拠、具体的に技術的なデータも含めてですが、それから試算的なものも含めてですが、もう一度やはり議会に出していくべきだと思うんですね。その辺は市長、いかがお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ今回のいろいろと議員の方からも出ましたので、さきも答弁いたしましたとおり、また私どもの方もきちっとしたまた整理もさせていただきながら、議会の方にも資料等も提供し、またそこで論議もしていただきたいというふうには思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

さまざまな方法を検討する余地がまだあるわけですね。霧島市が今度防災無線の統合に当たって、公募型のプロポーザル方式を導入しているようでございます。複数社、たしかインターネットでちょっと見たんですが、七八社ほどでしたかね、一応公募型で提案をして、そしてそれでその中でどれが一番いいですかと点数をつけていって、指定管理者と同じようなやり方だと思うんですが、そういうので防災無線の統合について検討をやっているようでございます。

日置市の場合は、きのうの答弁でお聞きしてましたら、パナソニックの試算の方で何かやられたということと言われたんですが、1社だけの試算だったのか。これもやはり複数社、さまざまなやり方があると思うんですね、事業者によって、工法とか、それによって事業費も圧縮される可能性があるわけですし、やはり競わせると、いい意味で競わせるというのは大事なことだと思うんですね。そういったことをされる予定はないのか、これから。また、されない理由がもしあるのであれば何なのか、そこを市長に伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、それぞれの積算をあらゆる場面でいたしまして、今からそれぞれ具体的に入っていく部分もございますので、今ご指摘ございましたとおり、防災無線の今後の整備を含めて、また今おっしゃいましたとおりあらゆる角度で、またあらゆる業者を含めまして、そういうものはできる限り幅広くやっていきたいというふうには思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

今回、市長も強い決意で臨まれていると思うんですが、やはり今言われたようにさまざまな観点から5つ、6つぐらいやはり案を出していただいて、私たちにも諮っていただきたいというふうに思います。

それから、きのうの11番議員の質問でも出ましたが、断線をしたときの対応、これが一番のネックになると思っております。きのうもそういうお話出ましたが、例えば災害時に断線して、それを修理するとしたときに、民間業者に委託してするわけですが、果たして緊急時にそういった対応が可能なのかどうか、非常に疑問になるわけでございます。

それから、修理修繕の線引き、管理の線引きが、きのうの答弁で私はあいまいだったような気がするんですね。どこまでが業者が持つて、どこまでが市が持つのか。きのうの答弁では、自治会の中心部でしたか、までは市が持ちますよ。そこから先は加入している人と加入していない人でどうなのか、その辺がまだはっきりしないと。はっきりしないままでは、市民に説明をしても不安が残るだけなんですよね。その辺がどうなっているのか。

それと、例えばそういう断線をした場合に、本当はこれはやはり市がやらないといけない仕事だと思うんですね、災害時の。その辺があいまいですので、すごく心配になってきます。これはすべて災害時は市が責任を持つべきだと私は考えるわけですが、市長はどうお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今さっきの基本的に市が整備をいたしまして、放送事業者の方に貸し出して、その中におきましては全部事業者の方がするという形の中で話をしておりますけど、まだ具体的にまだ災害時を含め、またいろんな課題等もまだあるというふうに思っております。ここあたりにつきまして、まだ補償の問題、またそ



れぞれ保険の問題とかいろいろな形がございますので、復旧の問題を含めた中につきましても、まだ今後十分まだそういう提案をしてくださる方といろいろとまた詰めていかなきゃならない部分がたくさんあるというふうに思っておりますので、そこあたりも早く詰めてまた説明をいろいろとしていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それでは、次に3番目と4番目が③、④、地上デジタル放送への対応についての質問ですので、まとめて質問いたします。

総務省が先日、ホームページで地デジのカバー率というんですかね、市町村別の世帯数をホームページで出されております。これを調べましたら、今アナログで見ている世帯が東市来が5,190世帯、伊集院が8,500世帯、日吉が2,430世帯、吹上が3,960世帯、合計で2万80世帯がアナログで今受信をしています。その中で2010年末に地デジでカバーができる世帯を、それぞれ東市来が4,560、伊集院が8,340、日吉が2,200、吹上が3,040、合計で1万8,140世帯、これは単独で地デジの電波中継局でそのものでカバーをできます。市全体の90.3%という数字が出ております。これとは別に共聴組合の改修をすることでカバーができる世帯が市内で3,470世帯。ここが大事なんですが、視聴ができない可能性がある世帯というのが、例えば私が言ったアナログで今見れるけども、デジタル化することで見れなくなる、視聴できなくなる世帯が日置市でいうと、これはちょっと電波の強さによって変わってくるみたいですが、110世帯から310世帯の間、地域別にいいますと、東市来が30から110の間、伊集院はありません。日吉が50世帯余り、それから吹上が30から150世帯の間。それともう一つは、デジタル化すること自体が技

術的に困難なところが、東市来で290世帯、そして今現段階でアナログも見れないというのが、東市来で20、吹上で20世帯という数字が総務省が出しております。

この数字を見ていくと、ほぼ9割方、地上デジタル放送の中継局だけで市内はカバーができると、総務省は踏んでいるわけですが、市の認識とずれが生じているように思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今ご説明ありましたように、総合通信局の方である程度シミュレーションした数値が今ご紹介いただいた数字だと思っております。先ほども申しましたように、最終的に確実な部分は市内にあります伊集院北でありますとか東、愛宕の局ですね、それから吹上永吉、吹上、東市来、来年度からあと6本中継局の整備が進みますが、その中で先ほども言いましたようにいろんな直進性が強いデジタル波でございますから、場所によって本当に違いがあるというふうに考えております。

ひとつ参考までにご紹介しますと、鹿児島県の玉里団地ですかね、あの辺がちょっと山合いになっておりますが、紫原の電波を受けにくいということで、伊敷、草牟田でしたかね、新たに中継局をつくるやにお伺いしているわけですが、そういう大きな団地になりますと、テレビ局の方である程度対応してくれると思いますが、私どもの場合はそういうまとまった世帯ということは考えにくいというところでございますので、新たな難視聴が出てくれば、何らかの対応が必要になるかというふうには考えております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

私は昨日、NHKの方にも行ってまいりまして、技術の担当の方ともお話をさせていただいたんですが、NHKを初め民法はケーブルをしようが何しようが、ケーブルは任意でありますから、日置市内全域が見られるよう

にカバーができるように絶対に進めていきますと、努力をするんですと言われております。例えば、共聴を今やっているところ、ここに関しても国が補助金を3分の1出してしっかりと見れるようなサポートをするんだと言われております。なぜかという、国策ですから当然のことなんです。

今、課長が言われたように、2011年までに見れないところと見れるところがまだはっきりわからないという状況だから、整備を急がなきゃいけないというお考えはよくわかるんですが、2008年、来年は東市来と伊集院に10月に中継局ができます。または、2009年度以降はカバー率を見ながら、例えば私が今手元にもあるんですが、伊集院北、それから伊集院東、伊集院の野田、東市来の方とそれからあと吹上の永吉、吹上北、吹上と、以上の中継局をつくってカバーできるように対処したいと。

今、課長の答弁で言われた、それでも見れないところは、もちろんそれはある程度国もでしょうし市の方もフォローしなければいけないと思うんですが、そうやってもうテレビ局は動いているわけです、国の方も。同時並行的になぜ市がケーブルで動かないといけないのか。こうなると見れるようになってきたら、加入率はおのずと下がってくると思うんですね。もちろんチューナーをつける方、それから新しいテレビを買いかえたときに、ピッとつけたときに見えるわけですから、ケーブル引かなくてもただで見れるんだと、もちろん設備は整えないといけないですけども、なったときに80%とか60%か、加入率がひとり歩きをしているようでございますが、現実を考えてみると、なかなかそう簡単にはいかないんじゃないかと。それが鹿児島市内であったりほかの市町村のケーブルの普及が遅れている原因になっていると思うんですが、その辺は市長はどういった認識でお考えでい

らっしゃるんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、お話しのとおり、基本的にデジタルにおきます基地の整備、そういうことも絡めてケーブルテレビの加入を含めた中で、今おっしゃいましたとおり、これが一斉にデジタル化したときにおきましては、大変これは加入率というのは大変難しい状況であるというのは思っております。そこあたりの本当にタイミング的なものがあるのかなというふうに思っております。基本的にこのケーブルテレビにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、今回のこの発想というのが防災行政無線の統合というのが一番頭にございまして、そこから幅広く活用していきたいというのが一つの本旨でございました。そういう中におきましていろいろと国、県におきまして、そのようなデジタル化に進んでおりますので、基本的にこちらの方がケーブルの敷設を含めまして後手にいった場合は加入率は本当に低くなると、そのようには思っております。

ですけど、ここあたりの部分をやはり早く決断をしていかなきゃならないというふうに思っております。今回いろんな面でこのデジタル化におきまして、市民の皆様方、また議会の皆様方とこのようにいろんな角度からお話できて、またこのことで市民の皆様方も本当に理解といいますか、していただいたというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

先日、NHKの方がおっしゃっていたんですが、市内にはNHKと一緒につくっている共聴組合が11ございます。11施設、1,363世帯、NHK共聴があるわけですが、ここに関しては市がケーブルの計画を持っているために手が出せないと、NHKが。どうしたらいいだろうかと、手をこまねいているような状況になっているんです。もう市がするしないにかかわらず、共聴組合の改修、

デジタル化への改修を進めたいんだと。何があってもNHKの共聴はやりますよと、そのための予算も組んでます。詳しい話を聞けば、1組合当たりですけれども、大体改修費がNHKの負担分を除けば最大で60万円ぐらいの組合負担になる。プラス内臓テレビチューナーの買いかえみたいな形になってくるんだと。あとプラス一般共聴については、先ほど言った辺地共聴施設整備事業、これを活用していけば十分カバーができていくんじゃないかと、そういうことを言われてました。本当にNHKもですし民放各局は、日置市の対応を注視していると。逆にいうと、手が出せないからどうしようどうしようという感じになっているんですが、そこでNHKの方が言われたのが、各共聴組合の考え方というのをしっかりとられているのか。今先ほど課長のアンケートの答弁でいわれると、アンケートの紙切れ一枚で共聴組合の意見を聞いているように私はとらえられるんですね。各共聴組合に出向いてしっかりと説明を果たしているのかどうか。また、各共聴組合の財産の状況などを把握して、その辺でここは改修に踏み切れるのか、それともやっぱりケーブルでしないといけないのか、その辺の精査というのが全くできてないようには私は感じるわけがあります。ましてや、来年度2月、3月になってきますと、共聴組合の総会の時期になってきますね。やはりその総会である程度の組合員の皆さんの対応とか判断が出されるわけですが、その判断材料もないままに時間がやたらと過ぎていくのはどうなのかなというふうに感じるわけがございます。

こういう改修の予算とか改修の費用、例えば国が出してはくれますけれども、辺地共聴の事業でいうと、国が3分の1出します。自治体が3分の1、視聴者が3分の1というような指針というんですかね、例を出しています。それから、デジタルヘッドエンド、受信アンテ

ナ、これの改修に190万円、大体の目安ですけど、とかあとアナログで見れるようにするためには、その間に増幅の線路アンプというのを設置しないとイケない。これに20万円。そして、今のアナログの起点になっているところ、回線の起点からさらにデジタルが見れるところまで新規に立てる場合には、その引きおろしの幹線に420万円ですよと、それぞれそういう試算を国の方は出されております。こういった説明を共聴組合に逐一説明をしてきているのか、ここをもう一点確認をいたします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今言いましたように、NHK共聴で施設をつくられたところは、基本的にはNHKさんがバックアップされるというふうに考えておりますが、放送事業者としての責任としては、都市部で始まってますワンセグサービスを日本全国どこでもやらないとイケないわけですから、放送事業者は中継局の整備というのは、そういう意味では義務化されているというふうに思います。

それと、残ったNHK共聴以外の施設について、今回19年度から同じ地域情報通信基盤整備推進交付金の中で、辺地共聴施設のデジタル化支援という制度ができております。補助率とかについては、今議員がおっしゃったとおりでございますが、対象地域が過疎地域、辺地地域ということになりますので、旧伊集院町以外はとりあえず対象になるのかなと。それと、伊集院では上神殿が辺地がございますので、対象になると思います。ただ、それ以外のところの共聴施設については、この支援を受けられませんので、特にある意味不公平な部分が出てくるということ。

それともう一つは、今回、私どもが計画しています地域情報通信基盤整備推進交付金という事業の中でいろいろと交付金を受けてやりたいと思っておりますから、辺地共聴の部分と

ダブってしまう部分が出てまいりますので、そういう意味では市の考え方をきっちり説明した上で、組合さんの方とも連携をとりながら進めていく必要があると思います。

ちなみに、これまでの説明会の中でも組合の総会とかある際にはぜひといいますか、お呼びいただければ説明しますということでお話ししてございますので、今月もそうですし、年明け早々にもいろいろとお問い合わせいただいております。順次説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時02分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○1番（出水賢太郎君）**

それでは、質問項目の⑤と⑥、これはケーブルテレビの計画についての質問になりますが、先ほど答弁でケーブルテレビ事業に関してはIRU契約で結ぶというお話を答弁でされたと思うんですが、ここに私の手元に総務省が出されていますケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ鹿児島県の進捗リストということで、平成19年6月30日現在で、社団法人日本ケーブルテレビ連盟というところが作成している資料があります。これを見ますと、我が日置市では、BTVケーブルテレビ株式会社というところが、2010年、許可エリア内でのホームパスということで2万60世帯、それから2010年におけるデジタル化の完了予定比率が100%という数字が出されておまして、それともう一つは、鹿児島県の地図があって、ケーブルテレビがデジタル化を進めるための

目安の地図を出されています。日置市は、ピンク色で2010年末にケーブルテレビでのデジタル化が完了しますよというのを総務省がこの資料を出されております。しかしながら、今私たちはこの議会で議論をしている最中でありまして、このケーブルテレビ事業そのものを議決したわけではありません。それなのにこのケーブルテレビ事業にBTVケーブルテレビ株式会社という具体的な社名と計画事業までが載っている。これはちょっと順番が違うんじゃないかと思うんですけども、その辺は市長いかがお考えでしょうか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

今、その資料のことにつきまして、BTVという会社の方が営業展開を含めて日置市の方にエリアを拡大したいと、そういう目的を持っていろいろお考えになって出された資料だと思っております。市の方から提出した資料じゃないということをご理解いただきたいと思います。

**○1番（出水賢太郎君）**

であれば、やはりこの辺はしっかりと、もうこれでひとり歩きしているわけですよ、県内では。日置市はもうケーブルをするんだと、決定事項になっているような、そういうお話になっています。これは私、NHKでもですし、それから例えばほかの通信事業者、もろもろ含めてそういう意見をいただいております。なぜかという、こういう資料がひとり歩きをしているからですよ。この辺はしっかりと市もチェックをする必要があると思います。

それと、このBTVケーブル株式会社というのは、まだ契約はされていないにしても、そこから試算をもらって20数億円という予算を事業費を計算されているわけですが、この会社の概要とか、それから経営状況、私たち議会の方には何もこの資料は提出されていないわけですが、これは根本をいうと、やり方

は指定管理者と一緒にですね、ほとんど考え方としては。ですから、やはり事前に指定管理者だって議決を経て指定管理者を指定するわけですから、こういう説明が必要かと思うんですが、ここでちょっと具体的にこの会社の概要を説明していただきたいと思います。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

私どもが今回このケーブルテレビ事業を展開する中で、これまで検討してきた経緯をもう一回少しご説明させていただきたいと思います。

市としては、18年度に整備いたしましたイントラネットのケーブルを使って、総合計画に書いてありますように、ケーブルテレビ事業を導入して双方向の情報基盤をつくりたいという考え方がございます。それに基づいて、日置市近隣の鹿児島市、南九州市で事業展開されている4つのケーブルテレビ事業者が市がこういう防災告知の端末を置いて、その先にケーブルテレビインターネットのサービスの利用拡大をしたいということで一つの指標を示して、提案をしてもらっております、4社から。その結果、2社は辞退されて、2社から提案があったわけですが、それぞれ考え方の違いもあって金額的に大きな開きがあったということで、内部でいろいろ調整して、検討しながら調整いたしまして、BTVの提案を参考に検討してきたことは確かでございます。ただ、今回、今後も含めてその事業を展開する中で、ここに決めたということじゃございませんので、この事業者だけでということではございません。とにかく今回はインフラを整備するために、概算の事業費がどれぐらいかかるのか、システムの内容をどう考えればいいのか、そういったことをいろいろ提案もらっているという状況でございます。

ちなみに、BTVの会社概要について少しご紹介しますと、都城市を中心にした日南市

とか、あの辺でベースはケーブルテレビ事業を展開してきておられます。その後、鹿児島の方に進出されてきて、今展開されているという状況でございます。

以上でございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

そうであるならば、やっぱりこういう資料も出てきてしまってますから、市の方でしっかり情報管理をされた方がよろしいかと思えます。でないと、やはりありもしない情報が流れる可能性もありますし、もう決まったというようなニュアンスでとられがちですので、そこは気をつけていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど断線時の話したんですが、例えば鹿児島市、それからBTVは財部町の方でも事業をされてますけれども、断線時の対応はそこはどうされているのか、ほかの市町村の運営の例を出していただきたいと思えます。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

断線時の対策ということで、基本的には九電柱でありますとかNTT柱にケーブルテレビの線を添架させていただいて事業を進めるということを想定しておりますが、その理由としては保守のことがございます。やはり停電とか断線とかなった場合に、当然九電であれば電気がとまる、NTTであれば電話がストップするという状況がございますから、それと連動して連携して復旧できるように、そういう添架のことを考えているということでございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

その点はわかりました。ということは、九電、NTTと同じような対応をできるから安心して下さいということでもよろしいわけですね、どうですか、そこは。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

はい。それと、今ご説明したとおりでござ

います。そういう意味で、災害が発生した時点でいち早く情報をキャッチできて、連携して作業ができるという意味で、そういう手法を考えているということでございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

であれば、やっぱり市民説明会でもそういったわかりやすい説明の仕方をしていただきたいなと思います。

それから、ケーブルテレビの事業につきましては、先ほどもありましたように市が施設を設置し、回線を貸し出して業者に運営をしてもらおうと、そして維持管理費は市の持ち出しはないとはっきり言われているわけですが、もしこれいろいろ心配される点があって、加入率が低くなって業者の経営を圧迫する、そういう危険性がないのかとか、それから赤字が出た場合に、その赤字補てんをする可能性がないのかとか、業者がすべて赤字をかぶってしまうとか、市も出してくださいよというような打診がある可能性もあるわけですね。そういう危険性がないのか。そして、先ほども話しましたが、指定管理者の問題と同じように、修理・修繕の線引きというのが全然できていないけども、例えばどこまで市が持って、どこまでは業者が持つのか。それから、業者がもし倒産とか撤退した場合の対応、こういうのは市はどうするのか。はい、もうやめましたと、事業をやめると、うちの会社はもうできませんと。しかし、使っている市民にしてみると、それで困るわけですよ、実際見ているわけですから。そうなったとき引き継ぎをじゃあ市が行うのか。そういったリスクマネジメントが全然できてないような感じを受けるわけです。

例えば、霧島市の南九州ケーブルテレビネット株式会社というのはやっております。今、霧島市でここが1万3,800世帯ですか、隼人町を中心にされていると思うんですが、ここは経営が厳しいみたいでして、話に聞く

と赤字のうち2,500万円を霧島市の方に補助金申請を出したという話を聞いております。また、同時に霧島市の方に移管をしてほしいという要請も行っているようでございます。この辺も踏まえて、日置市としてはそうなった場合の対応というのはどこまで考えていらっしゃるのか、市長の見解を伺います。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

先ほど申しましたように、ケーブルテレビ事業の運営主体が決まったわけではございませんが、私どもの方の運営シミュレーションの中では、将来的に黒字展開できるように加入促進を図っていきたいということを申し上げました。その上でどうしても採算性がとれずに事業者が撤退するといったときのリスクをどう考えるかということなんですが、そういう意味ではその細かい部分について最終的に整理できているわけではございません。ただ、全国的な状況として、ケーブルテレビの普及率がどんどんふえてきているということがあります。その反対に事業者は再編されつつあります。したがって、鹿児島県内の普及率の問題もございまして、今後そういう全国的な状況もありますので、その辺も視野に入れて細かい部分の検証をさせていただきたいと思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

鹿児島県もふえる可能性があるかと課長は言われたと思うんですが、実際のを見ると、鹿児島県の普及率は15.4%、全国平均は56.3%、伸び率でいいますと、増加率が4.0%、全国平均も4.8%ですね、伸び率は。そんなにふえたという印象は持てないような気がしますし、また鹿児島県の県民意識というんですかね、お金を払ってまでして、NHKは別ですけど、お金を払ってまでしてテレビを見るものなのかという県民意識というのもどこかにあると思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

### ○企画課長（富迫克彦君）

鹿児島の場合、他県に比べて非常に低いわけですが、その辺の状況を少しご説明しますと、大分県とか宮崎県というところは、県がいち早く情報化促進しようとして県のネットワークを整備されました。それを市町村が使う形で情報化を促進して、ひいてはこういうケーブルテレビ事業とかを展開されているわけです。鹿児島の場合は離島とかもございませぬので、なかなかそういうわけにはいきませんが、今ありましたように鹿児島の普及率がそれだけ伸びるのかというようなご指摘でございます。そういう意味では、厳しい状況はあると思います。ただ、インフラが整備されていけば、それを使った行政情報の発信でありますとか、そういった活用策を行政側も細かい部分でサービスの展開ができていけば、普及率のアップは望めるんじゃないかというふうに考えております。

### ○1番（出水賢太郎君）

加入率が増加するという前提に話を——この計画は進めてますが、やはり少ないというか伸び悩んだ場合とか、そこら辺も含めて試算をやはり出されて比較検討して、もし伸びなかった場合、経営に与える影響というものまで、そういうリスクの数字まで出されて初めて私たちは議論できると思うんですね。ですから、今後そういう検討を進めていただきたいと思います。

ちなみに、薩摩川内市の場合は、維持管理経費がかかると、原発関係の補助金、交付金でつくりようと思ったらしいんですが、維持管理経費がかかるということで何か考え直しているという話も聞いてますし、西之表市や沖永良部のケーブルの組合、ここは経営が厳しいために市町村に引き取ってほしいと言っているが、やはりその自治体も経営が厳しいから引き取れない、引き取り手がない、で苦しんでいると。あと広島県の安芸高田市とい

うところでは、ケーブルテレビの事業を見送ったそうなんです、その理由は、市民全体が参加ということであれば考えなければならぬけれども、インターネットが使えない限られた人間の人たちのために、これだけの投資は果たして妥当なのかということで見送って、ADSL回線の活用の方に転換したそうです。それから、広島県の庄原市も同じような事例でして、懇話会とかいわばあり方検討委員会みたいな形で検討を重ねてきて、必要だと、情報化は必要なんだと答えを出したけれども、しかしながらやはり多額の投資であればほかの方法を考えようということ、おくてもいいからほかの回線のあり方とか無線は使えないのかと、ADSLはできないのかとか、そういう方法に変更したようでございます。日置市の方でも、そういった検討が必要なのではないかなというふうに思っております。

それから、⑦市民説明会での話になるんですけども、790名出席ということできのう答弁をいただきました。非常に少ないと思います。まず、この少なかった理由はいかがお考えなんでしょうか。

### ○企画課長（富迫克彦君）

そういう意味では、説明会の日時を含めて情報の周知が足りなかったのかなというふうには考えております。12番議員のご質問の中でもお答えしましたように、まだまだ説明は足りてないと思いますので、今後の進捗も含めて説明は十分させていただきたいと思っております。

### ○1番（出水賢太郎君）

ある地域では、共聴組合の役員にも全然声がかかってなかったという、私のところに苦情も来ました。何を考えちよつとかと、企画課は。そういう話も聞いております。やはり当事者になる人間は、みんな参加してもらうように電話でも文書でも通達できると思いま

すから、ただ回覧板で呼びかけるとか、防災無線で呼びかけるだけではなくて、そういった関係のある人たちには直接出席をお願いするとか、そういう配慮も必要かと思えます。

それから、説明会の問題点でいいますと、説明資料が配られてありませんでした。これは極めて不親切だなと私も思っています。それから、難しい言葉が横文字が多過ぎて、何が何だかわからんというお年寄りもいらっしやいました。そして、テレビの台数が複数ある、1家庭に複数設置している家庭への説明がなかったと。例えば、一律料金なんだろうとか、STBセットボックスの設置はどうすればいいんだろうとか、そういう説明がなかったのと。あと私が先ほどから申し上げてます地デジが届くのか届かないのか、そこから聞きたかったという人もいました。そして、やはり一番の問題点は、本来防災行政無線の統合がメインであるというのは、市長も先ほどからずっときのうからおとといから言われてますが、それがメインであるのに、やはりこの説明会によって加入率80%、一律月1,050円と、これがひとり歩きしてしまって、これがメインになってしまったと。本末転倒になっていると。こういう説明会のあり方では、私はよろしくないと思うわけですが、そこは市長はいかがお考えなのか、見解を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回のこの説明会を含めまして、今までこのことにつきましてお話し申し上げましたのは、基本的に防災無線の統一化、これが一番大きな主体でございます。その中の活用策ということで、このケーブルテレビ、また光ファイバーを使いましたいろんな種のものがあるということでございまして、この説明会の中におきまして、主体たることになった大きな一つの原因は、このデジタル化になって、また家庭的にもまたそれぞれの出費がかかる、

そういう一つの時期的な要素もあったのかなというふうに考えております。今後、やはり行政が進めていく中の主体たるものが何であったと、これが若干ぼけてきたということはもう否認しますので、今後やはりきちっとした整備をさせて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○議長（畠中實弘君）

残り時間2分です。まとめに入ってください。

#### ○1番（出水賢太郎君）

最後の質問になります。

先ほど市長の答弁で、市長ご自身もまだ理解不足で勉強していきたいと、いろいろ検討も重ねていきたいとおっしゃってました。また、企画課の方の課長も含めてですが、まだまだ皆さんの意見を聞いたりとか、検討する余地があると、この質問を通じてご答弁いただきました。私もそのとおりでと思います。やはりまだこの計画には判断材料、これが非常に不足している。2011年の7月、地上デジタル放送の開始にこだわっているようですが、やはり長期的な視野に立って、財政的な問題もあります。防災行政無線のデジタル化は29年までですから、しっかりとまだ時間をとって議論をする必要があると思うわけですが、最後に市長の見解をお伺いして質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

もう何回も答弁しておりますとおり、ここあたりきょうの議会を含め、また説明会の内容、いろんな形の中で市民の皆様方にもこういう情報を提供し、足りない部分もございまして、いろいろと今後もこのことについて論議をしながら、最終的にどうしていくかという判断をしなきゃならないというふうに考えております。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、24番、谷口正行君の質問を許可し



ます。

〔24番谷口正行君登壇〕

#### ○24番（谷口正行君）

湯之元の第一地区区画整理事業について、質問をいたします。

湯之元第一地区土地区画整理事業は、平成2・3年ごろ、湯之元の自治会公民館長や商工会の各種団体から、都市計画推進の陳情が出されたことをきっかけとして、事業取り組みへのきっかけとなっております。そして、地元住民に対する意向調査、アンケート調査、そして地権者への説明会や県を初め関係機関との協議を重ねながら、都市計画審議会の審議を経て、ようやく11年後の平成13年に事業実施の承認を受けたわけであります。

いつも言っておりますけども、東市来は地理的条件として、鹿児島市から約25キロ、国道3号線、JR鹿児島線が縦断しており、鹿児島市内への通勤圏内で利便性も高い、そしてまた海、温泉などの自然や、あるいはまた薩摩焼など豊富な資源にも恵まれており、鹿児島広域圏の地域間交流の拠点として大きな可能性を持っているところであります。

東市来の中心市街地である湯之元を土地区画整理によって土地の区画を整え、景観に配慮した道路整備、災害にも強い、河川など水と親しめる施設を整備して、住む人が安心して暮らせる、人がにぎわう活力あるまちづくりとして、人に優しく、安心して暮らせる住みよい町ということを目指して、きょうまで事業の推進に取り組んできたわけであります。

事業の着工当時、区画整理事業が先に進んだ市来町、この伊集院町の整然として町並みを目の当たりにして、うちは遅れたなど、何かかわびしい気持ちになったときもあったわけであります。そういったことで、これまでのいきさつから一刻も早い事業の完成を願っていたものであります。そこには町の合併という自治体においては避けることの難しい状

況の中で、東市来の自治行政にピリオドが打たれたわけであります。

したがって、17年より湯之元区画整理事業の推進はおのずと日置市に委ねることになりました。ここに対しては、住民の皆さんも合併をしたら事業ができなくなるのではないかと、幾らか心配をしたようでもあります。しかし、合併協議会の中では、湯之元第一地区土地区画整理事業は新市に引き継ぐとしっかり約束がなされ、継続事業として実施していくということになったわけであります。よって、合併後、17年、18年、19年と事業が実施されていること、大変ありがたいことだと思っております。しかしながら、財政事情が厳しい状況であるがゆえに、区画整理事業は当初の計画どおり進んでいるのかと心配もいたします。そして、そこにはもう既に事業が幾らか遅れているのではないかと感じたりもいたしておりますが、通告しましたように現在の事業進行の状況、また今後の事業計画などを聞いておきたいと思っております。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

湯之元第一区画整理事業についてということございまして、湯之元第一地区区画整理事業は、公共施設の整備、改善並びに宅地の利用増進、良好な都市機能の維持と健全な市街地の形成を目的に、中心市街地の活性を図るため、平成13年8月23日に事業計画を決定し、平成15年度から地権者の皆様方のご理解をいただき、大里川下流域の右岸側から工事に着手いたしました。今年度で地権者の方々に対する第2回目の仮換地案修正説明会をすべて終了いたしました。その中で工事の早期着工を要望する地権者がふえている状況でございます。

2番目でございますけど、事業終了年度は平成35年度を予定いたしております。

平成18年度末における進捗率は、事業費

ベースで17.2%、金額にいたしますと17億9,000万円、また面積ベースで8.16%、2.08ヘクタールが完成となっております。今年度末には、事業費ベースで22.7%の進捗となる予定でございます。

4番目と5番目でございますけど、当初の計画との比較と総事業費でございますが、当初計画事業費は99億800万円、平成30年度完了予定となっていました。それが移転補償費や工事費等の増額によりまして、計画事業費で105億8,000万円となり、完了年度も5年間延伸して平成35年度完了予定となっています。

6番目でございます。今後の予算措置につきましては、市の財政状況を考慮しながら、国庫補助金や公管金及び県補助金、それに起債を有効に活用しながら事業施行年度完了を目指して実施していきたいと思っております。

7番目でございます。平成20年度の事業計画箇所につきましては、11月28日に開催いたしました審議会で承認いただきまして、山田川の改修を基本にしながら、錦龍館付近及び湯田小学校西側と湯之元駅前付近を計画しておるところでございます。

以上でございます。

#### ○24番（谷口正行君）

再質問になりますけれども、ほとんど質問の中身はもう似たようなことになるかと思っております。今いろいろ聞きましたけれども、まず事業が延びたというようなことではありません。延びたということは、35年度でしたか、聞きましたけれども、延びた理由、それが幾らか財源の関係があるんだと思っております。でも、事業は延びたけれども、そんな中で事業は順調に進んでいるのかということをおもうわけですが、まず心配するのが、数年前こういうことがありました。一地権者がなかなか工事の段階になって理解をしていただけなかったということがありました。当然、

この周りの方の換地まで支障が出たわけでありまして、当然工事もできないと。最終的には十分納得していただいて、現在工事も進んでいるがと、このように聞いておりますけれども、そういったことはもう起こっていないのかというようなことであります。こういった事業、必ずごねるといいますか、そういう方が必ずといっていいほど出てくるのが通常であります。何もなければもう一番いいわけでありまして、そういった状況はないのか、ちょっと聞いておきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、そのような状況があつて事業展開が遅れたということもございまして、基本的に、やはり同意ということはございまして、また移転補償問題、市といたしましてもそれぞれ調査士に依頼いたしまして、家屋等の移転補償の計画をするわけでございますけど、この補償金に対しましてご理解をいただけない、それぞれの考え方の中でございまして、今後もそのようなことは起こり得るということは否めません。基本的に、やはり一つの積算をした中におきまして、単価を変える考え方は毛頭ございません。やはりそれぞれ地権者を含めた中におきましては、そういうひとつ解決したところからやっていくというのを大きな一つの基本でございまして、やはりごり得でそういう金額等の変更、こういうことは一切していかないという方針でございまして。

#### ○24番（谷口正行君）

わかりました。こういうことでなかなか一たん話がこじれてしまうと、なかなか難しいと。私がなぜこういうことを思ったかといいますと、今現在の事業の状況を見ておりますと、飛び飛びにこうして工事がなされております。恐らく執行部の方でもやりやすいところからやっていくんだらうと、このように思っております。当然、これはその年の予算を

残さないためにも、その方が一番いいのかなと、このように思っておりますけれども、私も幾らかはやはりこういうのは隣の方と比べるとひがみが出てくるわけですね。だから、そういったことをちょっとお聞きしましたので、工事が中断するようなことがあってはならないと、そこでスムーズに事業が円滑に進んでいかなければならないということから、そういうことはないかとお聞きしたわけでありまして、小さいことは幾らかあるのかなと私もちょっと聞いておりましたけれども、これからは本当地権者が一番でありますので、しっかりと理解をもらうようお願いしたいと思っております。特に、弱者の方々に対しては、やはり慎重にしっかりした理解をしていただくようお願いしたいと思っております。

事業年度が35年でしたか、35年——聞き間違えたかな、35年でしたね、あと15年、大変長いわけでありましてけれども、当初の計画ではこれ25年終了だったと、このように思っております。合併のせいで延びてしまったというのは、私も考えたくはないわけでありまして、一番の今回35年度に延びてしまった理由、これはもう何になりますか。

それと、最近審議会、区画整理審議会が行われたと思っておりますが、ここでどういう意見が出たのか、もちろんこのことに対しても、そしてまたほかの意見も、それをちょっと聞いておきたいと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

さきも申し上げましたとおり、当初30年でございまして、それが5年延びたという、25年ではありません。当初からも30年ということで理解していただきたいと思っております。

**○24番（谷口正行君）**

精算期間まで含めて。

**○市長（宮路高光君）**

そうです。基本的にそういうことです。

延びた理由といたしましては、さきもお話し申し上げましたとおり、基本的には事業費が延びたということもありまして、やはり平準化をどうしていくのか、やはりこのことが一番大きな課題でもございます。それに伴いまして、やはりこの事業を整備するには、やはり国、県の事業をどうしてもあらゆる面から導入していかなければならない。やはり起債と単独事業、また換地の処分、これではどうしても進捗率というのは遅れてくるというふうにご理解していただきたいということと。先ほどございましたとおり、分散して事業を展開している、このことにつきましても地権者の理解が得られないから、そうなったというところもあるわけなんですけど、基本的にはやはり湯之元区画整理にはいろんなあらゆる事業を入れておりまして、特に今回、山田川の改修をなぜ急いだかということでもございますけど、このことにつきましてもまちづくり交付金という別な事業を入れさせていただきまして、やはりあそこあたりの冠水を早く対処していかなきゃならない。そういうことで山田川の方の改修を含めた事業展開を通常小学校のあの付近をやっておりまして、こちらの方にしてこなかったという事業の種目別の用途がございまして、そういうことでも点在しておるといふふうにご理解していただきたいと思っております。

一般の審議会におきましても、委員の皆様方からいろいろご意見が出てきたのは、基本的には早く事業をしてくれと、事業費増額をお願いしたいと、これが一番の大きな委員の皆様方のご要望でございました。でしたけど、いろいろと財政的な状況があるから、やはりある程度の平準化ということをしていかなければならない。ただ、湯之元区画整理だけに集中するわけでもなく、やはり日置市または旧東市来地域におきましても、やはりそ

れぞれの地域も事業費を展開していかなきゃならない。そういうこともご理解もしていただきたいということで、私もずっと最終までおまして、いろんな委員の意見は今後とも拝聴して進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○24番（谷口正行君）

わかりました。理由を聞きますと、遅れることは仕方がないのかなと思ったりもいたします。

それから、委員の方もいろんな意見が出たようではありますが、尊重していただきたいと、このように思っております。

当初の予算で99億円でしたかね、市長おっしゃいましたのは、99億円ぐらいだったのかなと。進捗率あれこれ聞きましたけども、本当35年、長いなと思っております。湯之元の場合は、ここの伊集院と違って大変人口密集地であります。よって、建物の過密度というものも大変高いところであったと。でも、一応減歩率にあっては、25%を基本に持っていったと記憶いたしております。でも、当時ひどいところは50%も60%もあったと記憶いたしております。本当、当時は私も審議会の委員でありましたので、こんな高い減歩率で事業ができるのかなと、ちょっと心配もしたわけではありますが、そんな厳しい中、現在は家など動かしておりますけれども、当初計画されていた総建物数のうち、現在まで幾らが何戸数が終了されてきているのか、これわかりますかね。いろんな新たな改修、改築、そして曳き屋、いろいろあるわけでありましてけれども、これちょっとわかっておれば伺いたいと思っておりますが、課長わかりますか。

#### ○都市計画課長（久保啓昭君）

当初の計画で建物の補償の件数が498棟ございました。そのうち曳き屋が329棟、再築の補償が169棟ございまして、これまで平成15年度から建物補償等を実施してお

りますけれども、18年度末で曳き屋が21棟、再築で55棟の実績でございます。19年度は、現在21棟の補償をさせていただいている状況でございます。

#### ○24番（谷口正行君）

これは建物の棟数ですよ、当初はたしか1,400からあったと思っておりますけども、その後ちょっと少なくなったのかな。これでいいです。

それと、湯之元の場合、この減歩が大変難しい過小宅地があったと思っております。過小宅地、湯之元の場合、100平米以下だったと、このように思っておりますけれども、実際には戸数が幾らあったのか、何戸数あったのかということでもありますね。それとまた、過小宅地の方々、移転も大変だろうと思っておりますが、そういう方々に対する問題はもう片づいたのかということ、理解してもらっているのかということでもあります。過小宅地が幾つあって、そういった方々に対する理解、そういったことがどういう状況であるのか、伺いたいと思っております。

#### ○東市来支所長（住吉伸一君）

過小宅地について、棟数はちょっと把握しておりませんが、一応100平米以下を過小宅地ということでしております。

そこで、大変それを減歩いたしますと大変少なくなるということで、つけ保留地をつけて対応しているところでありまして、そういう過小宅地の方が不満とかいうのはありません。皆さん方理解をさせていただいております。最低100平米は確保されていると思っております。

以上でございます。

#### ○24番（谷口正行君）

保留地で対応するというようなことでありますが、その保留地、これもやはり幾らか余裕がないと換地がうまくいかないのかなと、このように思っておりますが、これ東市来の

時代にも保留地を相当買ったと記憶いたしておりますけれども、現在どれぐらいの保留地があるのかと、これは今後の事業の進行にも影響してくるかと思っておりますが、これわかりますか、わかったら。

**○都市計画課長（久保啓昭君）**

保留地でございますけれども、全体で2,300平米ということで、全体の保留地処分金が1億3,500万円の予定でございます。

**○24番（谷口正行君）**

先ほど言いましたように、大変過小宅地あるいは減歩率も高かったわけですが、どうですか、これから先まだ保留地が必要になるのか、これぐらいで対応できるのか、これはちょっとどうなんですか。

**○都市計画課長（久保啓昭君）**

保留地につきましては、現在の保留地で計画しておりますので、これで一応今のところしていこうと思っております。

**○24番（谷口正行君）**

わかりました。

それと、お湯の泉源のことをちょっとお聞きいたしたいと思いますが、もう湯之元でありますので、これは当然泉源が幾らかあります。泉源を持っている方、それなりにこれを収入の糧にしておるわけでありまして、当然これは土地とは切り離すことはできないと、そしてまた換地にありまして、これはもう従前地から余り離すことができないだろうと、このように思っております。もともと評価のあり方も違うだろうと思っておりますが、この泉源というものに対してはどういった評価をするのか、ちょっとこれを聞いておきたいと思っております。そして、1本幾ら評価することになるのか、大体でいいですから聞いておきたいと思っております。

**○東市来支所長（住吉伸一君）**

この泉源の関係でございますけど、泉源は

移動ができません。ですので、その仮換地案をつくるときに、泉源地のある地権者のところは、そのままそこに仮換地の土地がいくように換地をしてありますので、その泉源に対する補償はありません。ただ、盛り土などをします、宅造の整備をしますので、そのときに構造物があります、泉源のモーター施設、そういう附属品のいわば構造物に対して建てかえとか、そういう建設費に対するの補償はありますが、そういうことで泉源の補償はありません。

以上でございます。

**○都市計画課長（久保啓昭君）**

1本ごとの評価とか額は持ち合わせておりませんが、建物補償の調査をする場合に、その支障になるパイプ等については補償の対象で調査をさせて、補償で算出しております。

**○24番（谷口正行君）**

わかりました。要するに、泉源というものは、結局そこから動かさないから評価する必要はないということですよ。わかりました。

であれば、どう考えたらいいのかな、その泉源を持っている方のところはもうそこを基本にして換地がされるというふうなことになるんですかね。

それと、この第一地区には泉源が幾つあったのか、これちょっとわかりますかね。

**○東市来支所長（住吉伸一君）**

そうですね、泉源は13あるということだと思っております。

**○24番（谷口正行君）**

わかりました。本湯之元の場合は、本事業するには最初から難しい状況であったなということを思うわけでありまして。こういったことを考えますと、幾らかおくれることは仕方ないのかなと思っておりますが、25年終了が35年度になるということでちょっとがっかりもいたしますけれども、であれば事

業が計画が遅れるというようなことで予算が膨らんでいきますね、5億円ぐらい膨らんでくるんですかね、ちょっと確認をしておきます。6億円かな。

#### ○都市計画課長（久保啓昭君）

全体事業費が99億円が105億8,000万円ということで、約6億円の増加になっております。

#### ○24番（谷口正行君）

6億円膨らんでくると、大きなお金であります。でも、きのうからの20億円とか25億円とか聞いておられますと、どうも感覚的にわずかなんだなと思ったりもいたしておりますが、でも大変なお金だと、このように思っております。事業費が変わらないようだったら、工事期間が延びるということありますから、業者も仕事もあるし、それなりにいいところもあるのかなと、このようにも思っておりますが、ちょっと事業費が膨らむとすれば、やはり6億円も出てくるということになれば、ちょっと私どもも複雑な気持ちにもなります。私は、このわずか6億円で市長は何十億円という単位をいつも思っていたら、私には本当6億円、いつも大金に考えているわけですが、事業計画が延びれば事業費が膨らむと、このことをちょっとどう考えればいいのか、市長の意見、ちょっとこれ聞いておきたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、当初の計画、約19億5,000万円ぐらいの計画をしておったようでございます、年間。その中でさっきも申し上げましたとおり、着工したのが15年度、当初計画はもう14年度から本格着工していくことになっておったんですけど、15、16という中で、やはり当初の予算約9億円から10億円程度の予算を計上しておりましたけど、そのような大変1年間におけます資金計画が立たず、今ことしが約6億円近くであったという

ことでございます。

基本的に、都市計画事業を展開していくには、やはり近況を含めまして5年ごとの見直しというのをずっとやっていきます。今回が5年の見直しの中でやらせていただき、また次の5年後においても資金計画を含め、進捗率を含め、そこでまた計画変更していかなきゃならない。やはり今おっしゃいましたとおり、当初の予定よりもおくれたという考え方もございますけど、やはりそこにいきますやはり国の交付金を含めまして、国から入ってくる事業費的なものも長期的な計画はつくっておるわけでございますけど、単年度でそれぞれ変化が生じてくるということでございますので、そこあたりも十分ご理解をしていただきながら、この区画整理事業を進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○24番（谷口正行君）

私は、市長に6億円の金の価値ということをちょっとお聞きしたかったわけですが、5年ごとにまた見直すと、5年したらまた延びてしまっはいけないわけですがけれども、そういうと5年ごとの変えはもうない方がいいと、このように思っておりますが、なかなかそういったことも難しいのかなと思っております。

105億円でしたね、ではこれから35年度まで予算の配分、これどうなるのかなと、どういった計画であるのか、来年から35年度まで教えていただきたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、この事業をしていく中におきまして、国庫補助金、交付金、起債、一般財源、これをどう充当するかの問題でございます。この中におきまして、基本的に一番起債等を多く充当すれば、それだけできるということは否めませんが、やはりさっき言いましたように今後の計画の中におきまして、国庫補助金がどれだけ来るの

か、それに応じて起債と一般財源を充当していかなきゃならない。私は基本的には、今後の見通しにいたしましても、それぞれ国庫補助金がここにどれだけ充当されるか、それに伴って起債と一般財源の充当、配分していかなきゃならないというふうに思っておりますので、今の段階で、これはもう毎年それぞれ一回一回変わってくると、そういうことはご理解していただきたいというふうに思っております。

#### ○24番（谷口正行君）

わかりました。なぜ私がどういう振り分け方をするのかなと思ったかといえば、これから15年の中で一番厳しい時期、難しい時期がいつになるのかなと、こう思ったわけでありまして。これは私の素人考えでありますけれども、そこに対しては病院の移動がこれ一番難しいのかなと、このように思ったわけでありまして。駅前の記念病院、恐らくあれを移転するのか移動するのか、そこらあたり大変な予算がかかるのかなと。そこで、そこらあたりが何年度になるのかなと、このように思ったわけでありまして。今、市長の答弁いただいて、その時々々の予算の結果でやっていくということでありましてけれども、病院、これはもうそれなりに計画がありましたよね。

そこでちょっと伺っておきますが、事業費も相当なものであろうと思っておりますけれども、わかっておれば、秘密でないのであればどれぐらいが予想されるのか。それと、換地の場所、これ換地も大変だと思っております。何か話によると、前の部分だけちぎるとというような話も聞いておりますが、病院全体の計画、そこらあたりちょっとわかっておれば伺っておきたいと思っております。

#### ○都市計画課長（久保啓昭君）

病院の換地先でございますけれども、ちょうどあそこが駅前でございます、大里川の改修もございます。大きな建物につきまして

は、今のところ動かさない方向で考えております。ちょうど県道道路がございます、駅前道路ですね、その改良計画が区画整理の道路でもございますので、それにかかる部分の補償物件がございます。年度的にはまだ金額等もちょっとまだ概算ですので発表できませんので、よろしく申し上げます。

#### ○24番（谷口正行君）

大体。

#### ○都市計画課長（久保啓昭君）

ちょっと私もこれは把握しておりません。

#### ○24番（谷口正行君）

わかりました。でも、だれもが興味があるもんですから、ちょっと聞いておきたいなと思っております。光の里だけをかけるというようなことですね。わかりました。これから逐次わかっていくだろうと思っております。

それからもう一つ、都市計画に対する思い、先ほど市長の方から審議会の委員の方々の意見が早くやってくれというような意見が出ていたと、こうお聞きしましたけれども、この地域の方々は同じ意見でしょうか。昔、過去に湯之元の方々、むしろ旗を掲げた時期もあったわけでありまして。もうそれこそあの時点から湯之元が沈滞化した原因でもあったと、私はこのように思っておりますけれども、それからするとちょっと意識が変わってきたのかなと思っておりますが、住民の方々、現在どう思っているのか、それちょっとわかっておりましたら聞いておきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

先般の委員会の中におきまして、最終的な仮換地をまだしてない地域がございました。その最終的な仮換地の修正をする中におきましてでも、当初絶対反対というのが七、八名おきまして。

#### ○24番（谷口正行君）

うん。

## ○市長（宮路高光君）

七、八名でした。でしたけれども、今回仮換地の第2回目を説明会した中におきましては、絶対反対というのが二、三名になったということで、基本的にやはりある程度の区画整理に対します理解というのは得られたというふうに思っております。基本的に、これはまだ仮換地をまだ決定してない部分ですけども、仮換地が決定したところにおいては、今それぞれ話しございましたとおりに、あちこちそれぞれ、今ご指摘ございましたとおりに、地域でなぜ飛んでするのかと、いろいろなそういうご指摘もございまして、なるべく早く自分たちのところをしてくれという要望が強いような気がいたします。

## ○24番（谷口正行君）

でも、七、八名、二、三名は若干まだ反対もいらっしゃるということで、これは私もちよっと残念に思っております。異議申し立てが出たことがありましたけど、あそこら辺の方かなと、このようにも思ったりいたしますが、いずれにしろもう今となっては前向きに考えていただくようにしっかり対応していただきたいと、このように思っております。なぜこういうことを聞いたかといいますと、私は今ほとんどの方々が市長言われるように早くやってくれというような意見かと、このように思っております。むしろ旗を掲げた時期もあったわけではありますが、一たん今やってみたら非常によくなってくるというようなこと、だれもが感じているかと思っております。それこそ私も何で早くやらなかったのかなというような声も聞いております。やはりこのことは、あの国道より左側、あのことを今後どうするのかということを考えれば、やはり前向きに検討する必要があるのかなと、このようにも思っております。だから、湯之元の都市計画、あの第一区で終わりかとみんな思っておりますけれども、こっちは白紙の状態

でありますけれども、やはりこれから先検討するというのも必要ではないのかなと思っております。

いろいろ聞かせていただきましたが、でも本当この財源の厳しい中に、湯之元に対して合併後6億円、7億円いつもつけてもらっておりますけれども、ありがたく思っております。でも、市長、私いつも思っておりますが、町の活性化は人であります。それこそ人口の増なくして町の活性化はあり得ないと、いつも私言っているわけでありますけれども、宅地造成を市でもしていただきたいということをおも一般質問で申したこともありましたけれども、でもなかなか財源の厳しい中には市が手がけるというのは難しいのかなと、このように感じております。よって、そこにはこういった区画整理事業をしっかりとした住環境を整備してやるということが大事なのかなと、こう思っているわけであります。

この湯之元の都市計画が、これが人口の歯どめになってくれればいいがなど。日置市もこのままでありますと、本当人口が、私はふえていくと思っておりましたけれども、減っておりますよね。でも、東市来だけはちょっと戸数がふえているんですよ、これ。だからやはりいい場所なんだということになります。よって、宅地造成が無理なら、こういった区画整理事業をしっかりとやっていくというのが私は大事かなと、このように思っているわけであります。

人口密集地でもあります水害等で甚大な被害もありました。災害対策の面からも、本当もうこれ以上、5年後また見直しをするということでありますけれども、延び延びにならないように、一年でも早い事業の完成を期待しております。

最後に、この市長の区画整理事業にかけるまちの活性化に対するの思い、それと都市計画で、これに対してどう思っているらっしゃる



か、最後に聞いておきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この湯之元地域におきます区画整理事業、大変地域住民の皆様方から期待されている事業でございます。その反面、こういう財政的に厳しい状況で運営していくというのが大変ひとつ心苦しい部分もあります。ですけど、やはり地形整理ということを含めれば整備は続けていかなきゃならないというふうに思っております。

まず、この都市計画で、このことにつきましては、まだいろいろとほかの地域を含めまして都市計画区域、また用途区域、それぞれ日置市におきまして、その用途をくくってもらいまして、課税しなきゃならない部分があるのかなと思っておりますけど、これはまだ今後十分勉強させていただきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時15分とします。

午後2時03分休憩

---

午後2時15分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、26番、佐藤彰矩君の質問を許可します。

〔26番佐藤彰矩君登壇〕

○26番（佐藤彰矩君）

最後から2番目、あと2人でございます。いましばらくお付き合いのほどよろしく願いいたします。

実は、私も風邪を引いてしましまして最悪の状態でございます。とうとうきのうは医者に行きまして3,000円、薬代まで払ってまいりました。ということは7,000円を国保の方でお願いしたということになります。風邪が流行しますと国保会計の方が非常に大

変な、何千万円という損失が出るという話を聞いております。保健福祉部長も頭の痛いことじゃないかなという気がいたします。

さて、私はさきに通告しておきました3間について市長にお尋ねをいたします。

まず1番目、市長が公約したマニフェストの進捗状況について、平成17年の市長選挙において、宮路現市長は後援会を通じ、討議資料として「開け日置市、夢をかたちに」と、すばらしいマニフェストを出されました。マニフェストといいますと、これは当選したらこれを必ずやりますよという市民に対する公約でもあると感じます。内容を見ますと、1番目が大胆な行財政改革と住民民間との協働による効率性と透明性の高い行政体つくりです、進めますということであります。2番目が生産物サービスの付加価値を高め、全国にも名高い躍動する産業づくりを進めます。3番目がすべての市民が心身ともに健康で生きがいを感じるまちづくりを進めます。4番目が豊かな自然環境を守り、安全で安心できるまちづくりを進めます。5番目が地域の地理的優位性を生かし、どこに住んでいても不便を感じない社会基盤づくりを進めます。と公約されました。

また、この中でも細かく具体的にうたっておりますが、そこで過去3年間、公約されたこのような現行の事業もいろいろ進めておりますが、3年間の成果はどうなっているのか、また残された事業はどうするのか。市長が3年間を振り返り、事業の成果及び感想をお尋ねします。できれば具体的わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

次に、2番目の質問としまして、今後の指定管理者制度の導入についてを議題とします。

この件の一般質問は、実はもう4回目と私はなります。今回再度導入について質問しますが、これは18年度は22件導入されました。そして経済的にも公募として9,000万

円の経済的効果がありました。ところが19年度においては、実は19年度の当初予算の概要の中で指定管理者制度のさらなる導入を推進すると計画されておりました。にもかかわらず、また予算の中でも15件分が計上されているわけでございます。ところが、本年度は今回のB&Gの1件だけであります。薩摩川内では約560件中380件を超える導入をやり、そして行政改革、民間の経済波及効果が図られ、市の活性化を図っていると言われております。本市の指定管理者制度の導入はどのような考えで進めていくのか、市長の考えをお尋ねいたします。

次に、3番目としまして、広告パートナーの活用についてお尋ねします。

実は、財源の厳しい本市としては新たな事業収入を考えなければならないと考えます。そこで現在、窓口の封筒などで活用されている広告パートナーの活用の拡大を図るべきだと考えます。

これは、市のいろいろな印刷物、また広報紙等に広告のスペースをつくり、有料広告掲載をしていただき、市の財源とするものであります。この事業は、広告掲載を希望する業者等をあらかじめ登録し、安定的な広告主の確保及び市の広告募集事務の軽減を図るものであります。登録件数には市内に本店または支店、支社のある事業者、法人、個人事業者、NPO及び民間活動団体で、登録期間は最長2年間とするものであります。登録すると市から優先的に広告掲載募集の通知があり、選考募集に参加することができる。これにより広告枠がうまった場合は公募は行わないが、ならない場合はその分のみを広告を行う。その結果、登録者は優先的に希望する広告媒体の広告主となることが可能になるわけでございます。広告パートナー制度の拡大を進めることによって、市は貴重な財源確保に、また市内の事業者は事業の広告によって経済効果

ができると思うが、この制度に対する市長の考えをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の市長が公約したマニフェストの進捗状況についてということでございますけど、全体的に5部門の中におきまして、44の項目につきましてマニフェストに計上させていただきました。特に総合計画に沿っておる部分を大部分でございます。特に行政の分野におきましては、職員数を80人削減したり、また2人の副市長制の体制、職員の昇格試験等、そういうものを実施したところでございますし、また産業分野の中におきましても、異業種交流の懇話会の設立や海外からの修学旅行生の受け入れなど、都市と農村の交流を、また福祉教育の分野におきましても、地域包括支援センターの設置、防災面におきましても、総合防災訓練の実施、また社会的基盤におきましても、交付金等活用いたしました道路整備、またコミュニティーの運行、それぞれ公約に基づきまして実施をしているわけでございます。今2年半ぐらいたちまして、約70から80%ぐらい達成しているのかなというふうに思っております。

まだまだあと残りの部分につきまして、また可能な限りいろいろとマニフェストに上げていたことにつきまして実施をできるよう努力をしていきたいと思っておりますけど、いろいろと法的に制約される分とか、いろんな問題もあつたりいたしますので、今後ともこの残された1年半ぐらいの中で成果が上がるよう頑張っていきたいというふうに思っております。

2番目の今後の指定管理者制度の導入についてということでございますけど、行政改革の目的が限られた人・物・お金・情報を有効に活用して、最小の経費で最大の効果を上げ

る仕組みをつくることであります。ご指摘のとおり、できるだけ少ない職員で行政を戦略的に経営していくことが重要なこととございます。それを実現するための公共施設の管理を指定管理者にお願いする、また地域でできることは地域にお願いするなど、事務事業全体を見直し、民間にアウトソーシングできることは積極的にお願いをしているところでございます。ご指摘ございましたとおり、18年度は22件19年度は1件ということでございます。特に19年度におきまして、それぞれの検討委員会と申しますか、指定管理者制度を含め、アウトソーシングを含めまして、そのように保育所の問題とか幼稚園の問題とか、そういういろんな問題について、そういう委員会をつくっております。そういう委員会を十分論議をしていただきまして、またできるだけ民間によるアウトソーシングとか指定管理者制度を幅広く研究をさせていただきたいというふうに思っております。

3番目の広告パートナーの活用についてのご質問でございます。

広告パートナー制度につきましては、有料広告事業の中で広告パートナー制度を設けまして、あらかじめ広告掲載を希望する事業者を登録し、その事業者を優先的に広告募集を行いまして、広告主を着実に確保するとともに、広告募集事務の軽減を図る制度でございます。

この制度の利点といたしましては、市内の事業者限定して登録することを条件とすることによりまして、市内の事業者が優先的に広告主になれること、ひいては地域経済の活性化に寄与するというところでございます。

本市では、行政改革推進本部の財務会計制度部会におきまして、有料広告の導入を検討し、先般、行政改革推進本部で導入の決定がなされまして、現在、要綱制定の作業を進めているところでございます。

そこで、有料広告の導入に当たりましては、先ほど述べまして広告パートナー制度の趣旨を踏まえて運用するとともに、新たな財源の確保に努めてまいりたいと思います。

以上で終わります。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

まず最初に、マニフェストについてお尋ねいたします。

実は、このマニフェストについて、今市長が申されたとおり、大方の事業は推進されているということで大いに評価をしたいと思っております。

そこで、二、三点だけ細かい点でうたっております中からお尋ねをまずしたいと思います。

1番目の中の民間資本による公共施設の整備の中で、PFIの制度の導入、民間の一応資本というものを使った財源としての確保、この方法をうたってらっしゃるんですけども、これについての取り組んだ時点での考え、そしてまた今の時点でのお考えをお聞きしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほどの答弁で、海外の受け入れを私「国外」からと言ったと思っております。「県外」というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。

今ご指摘ございました民間資本による公共施設整備、PFIの制度導入、いろいろこの導入につきましては、県下あちこちでいろいろと事業展開をしているという状況でございます。

本市におきましても、新しい建物をつくる場合につきまして、特に指宿の方でも学校建設の中でPFIを導入しようとか、そういうのがありまして、私どもの方も今回学校をつくる中におきましても、こういうものもできないかなというたたき台の中の考え方は一応指示したわけでございましたけど、やはり補

助金の問題、いろんな問題の中において、やはり今の補助金制度がある中においては普通の建設の方がいいのではないかなという結論の中でなったようでございます。

今後やはりこのPFIの考え方の中におきまして、あらゆるいろんな角度の中で考えて導入していかなくちゃならないというふうに思っておりますけど、まだまだこのことが民間活動の中に民間資金を公的な資金に入れていくのは、少し大きなまだ時間がかかるのかなということを今自分自身として思っているところでございます。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

今市長が申されたような事情もわかりますけども、実は皆さんご承知のとおり、鹿屋のバラ園がでございます。あれは民間の資本を募集して、そして素晴らしいバラ園をつくっているという事実がでございます。募集したところが、予定以上にお金が集まるというぐらいの財源が確保できる、そういうのを今日置市としても「財源がない財源がない」というのが、もう口癖になっているような状況になっています。ですので、いかにしてこの財源確保をどげんかせんにやいかんというのが、ここじゃないかと思うんです。ですので、後から申し上げます広告パートナーにおいても、財源の確保の一つ、またこういう民間協働、住民との協働でともに働く、協働で今後市の施設とかいろんな事業を進めていく、その一つとして、市民が株主になっていただく、市の株主になってもらう、そういうことにおいて市に愛着が生まれるんじゃないかと思うんです。そういうような機会、環境をつくるというのが大事だろうと思うんですけども、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この公共施設の整備だけでなく、今おっしゃいましたとおり、新しいいろいろと健康づくりを含めまして、また運動施設を含めま

して、それへの取り組み方も一つの手段だというふうに思っております。

鹿屋の中におきまして、バラ債ですか、市債をといたしますか、そういう状況の中でみんなが出資した中におきまして、一つの資金をみんなで共有をして一つのものをつくっていく。そういう一つの市の財産を市民が共有する、このことも大きな一つの市民ととの協働の精神の中では素晴らしい考え方だと思っておりますので、また本市に今後どういものが当てはまるのか、また十分そこあたりも検討はさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

実は、宮路市長が最初、伊集院町長になられたとき、「住民総参加の町づくり」という文句を掲げられました。素晴らしいことだったと思います。「住民総参加の日置市づくり」というアルバムを実に上げながら、住民とともに日置市をつくっていくんだという姿勢をこういうところでもっともっとPRしてほしい。そして住民がまちづくりに賛同するんだという意識をどうして促していくか。行政とか議会だけではまちづくりはできないんです。市民が総参加で協力してくれなければできないと思うんです。その辺についての市長の考えを再度お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいますとおり、まちづくりにおきましては、やはり市民の皆様方が主役になって、いろんな事々に参加していただく。またそのことについて、私どもまた議会におきまして、そのような仕組みづくりをつくっていきたいと思っておりますので、今後ともいろいろとお知恵をいただいて進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

この件については、今後また市行政側としてもそのような形で、住民そして行政、議会

三者がともに力を合わせながら住みよいまちをつくっていくということにご努力をお願いしたいと思います。

次に、2番目の中の鹿児島市内等におけるアンテナショップの設置というのをうたってございます。これについて、素晴らしいことだと思っておりました。実は、山形屋で物産展等もやっておりますけれども、ああいうのが何か考えていらっしゃったのか、この辺についての考えの原点についてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

一番私ども日置市に隣接しております、大変大消費地の鹿児島市でございます。そういう中におきまして、やはり本市におきますその特産等のPRということをやっていききたいというふうに考えておりました。特に旧伊集院町におきましては、山形屋の方で、もう20数回やっているわけございまして、特に今後JRの中央駅、そういうところのアンテナショップができないかどうか、そういうものも今後日置市におきますそれぞれの生活改善グループ、それぞれの団体の皆様方と、またそれぞれの関心がある皆様方とご協議をしながら、そういうところにも何か日にちを限定するとか、いろんな形の中で、今から残された期間の中において工夫をしていききたいというふうに思っております。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

実は、蓬莱館、チェスト館、非常に地域内において、結果、効果を上げていると思います。あのようなものを消費者の多い県都である鹿児島市内の方に何とかできないものだろうか、アンテナショップ的なそういうものを。というのを考えてられたんじゃないかなという、ここに掲げられた理由として。ですので、今後蓬莱館もまだまだ事業拡張で、あの部分においてはあそこで大きくなると思います。でも鹿児島市内という大きい消費者の多い中

から、伊集院の物産というものを日置市の物産を販売し、そして鹿児島市内の方からも喜んでいただき、また日置市内の生産者からも喜んでいただくような、そういう環境をつくる。一番隣の地理的優位性を生かした一つの事業だと思っておりますけども、この辺については今すぐというわけにはいきませんが、市長の考え、長期的な中においてはどのようなお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には鹿児島市でいろいろと農林水産祭りとか、いろんな祭り等もございまして、先般もねりんピックの、その1年前のイベントがあったわけでございますけど、そこで日置市におきます野菜等も出店していただいたり、今からいろんな県のそのような催し物を含めた中におきまして、一時的でありますけどやっていたきたいし、特に今日置市におきまして、焼酎メーカーを含めまして、空港、いろんなところにもそれぞれ出店しております。

基本的に日置市にございます、いろんなあらゆる出店業者もございまして、そういうものにおきまして、あらゆるところにどういう展開をしていくか、まだ細かいことはまだ今後にかけてですけど、日置市に素晴らしいものもございまして、そういうものをあらゆる機会の中で、場所の選定もあると思っております。そこには費用と効果といいますか、宣伝という大きな名目もございまして、ある程度の費用というのでも発生しそうな気がいたしますので、そこあたりも十分検討研究させていただきたいと思っております。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

今、市長が申し上げました、例えば枝肉の京都の方の進出ですね、あれも長い歴史の中で育った一つの外部的なアンテナショップみたいな感じになると思います。ですので、今後いかにして市内の特産品、いろんな生産物

を外交として外で売る機会をつくるか、そういうチャンスをつかめるかという、ひとつ営業マンとしての市長の技量を発揮していただきたいと思います。

それから、もう一点だけ、実はこの中でもう一点気になるのが、ごみ問題で1人当たりのごみの搬出量の削減というのをうたってございます。5年間で10%の削減というのをうたってあって、私はこれはすばらしいいいことだなと、どういう形でこのごみ削減の取り組みをされるのかなということで、ずっと静観してまいりました。ところが、何かごみ削減における住民に対する強いアプローチというか、そういう訴えというものが、いまいち弱いような気がするんです。油代も高くなりまして、このごみの処理というのに対しては、非常に経費的なものも上がります。今からでもいいですので、生ごみの削減、これは市の財政に大きく圧迫する一つの要因でもあると思います。ですので、ここは何か市長、これをうたっていらっしゃるし、いいことなんです。今からでもいいですので、何か考えはないですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回も特に伊集院地域を含めまして、この資源ごみにおきます説明会の中で開催を時間押していろいろとごみの問題につきまして説明をさせていただきました。

今後やはりこの詳論といいますか、地域におきます説明会、こういう継続的に数字を用いまして市民の皆様方に1年間を含めた中のこの数字をきちっとお知らせをし、今どういう状況であると、そういうことも今後やっていかなきゃならないというふうに考えておりますので、具体的にどうこうしたから何%減ったとか、そういう一つの今具体論ございませんけど、今後とも情報といいますか、その地域別を含め、また日置市全体におきます生ごみを含め、いろんなごみの算出がございま

すので、そういうものをきちっとお示しをして、市民の皆様方に減量できるよう努力をしていくよう私の方でそれぞれの指針等もつくって、またお示しをしていきたいというふうに思っております。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

このごみというものは、ずっとずっと永遠に続く問題でございます。今日、明日で終わる問題じゃないと思うんです。ですので、この問題につきましては、住民にこれでもかこれでもかというお願いの資料を出しながら、広報でもいいです、広報のスペースをちょっと使ったところで、ごみに対する意識を持っていただく、そういう方法を用いながら、ごみは水切りをしましょう、水を切っただけでも大分違うんですね。ですので水切りをしましょう、そして出しましょうとか、そしてごみは少しでも少なくして出しましょうとか、そういうような訴え続けるということが大事ではないかという気がいたしますので、今後担当課の方とも協議をしていただきながら、ぜひこれらの問題につきましては、ごみの減量につきましては、永久に追求しながらご努力をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

このマニフェストにつきましては、いろいろ事情がございだろうと思います。ですので、市長、場合によっては全部全部やらなければならない、100%やる必要ということでは、私としては個人的にはないと思います。場合によっては、勇気を持って、この件につきましてはこういう理由でできませんというようなものもあろうかと思っておりますので、その辺については市長も決断を持って、やるものはやる、やらないものはやらないということで、一応そのやらない場合においては理由をつけながら整理をしていただきたいという気がいたします。

この件につきましては、一応マニフェスト

は終わります。

次に、指定管理者制度の導入についてを議題とします。

実は、19年度以降の財政計画が示されました。この中で人件費、これが19年度が18.7%、42億9,500万円ということになっています。そして21年度、一応5カ年計画の中で最終、ここで560人を480名に職員はするという一応計画だったと思います。そこで480名にして、そのときのパーセントが19.6%ということになります。ましてや義務的経費が54.4%、22年度においては55%になります。大変な時代がここに来るんじゃないかなという気がいたします。

ましてや、ちょっと余談になりますけども、普通建設費が今年からすると22年度は20億円減ります、こういう計画になっています。そういう中で、人件費の20%近い人件費というものは、市の財政を非常に圧迫するんじゃないかと思うんです。ですので、これは80名少なくして、まだこういう状態だと。であれば、もっともっと職員も人件費を減らして、もっと簡素化していく必要もあるんじゃないか。ところが市長、人はこれだけ減らします。仕事量はそれだけ減るんですか、仕事量はどうなりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

仕事量的なものにつきましては、この指定管理者制度の中に含めた中におきましては、その分は仕事量は減っていくというふうに思っております。ですけど、それ以上に人員の削減を図っていくということでございますので、やはり自然に自分の持ち分を自分の行政内におきます仕事はそんなに減ってはいかないと、それ以上にふえていくというのが実情であるというふうに思っております。

今ご指摘ございましたとおり、パーセント的にいきますと、全体のパイが小さくなって

おりますので、これはどうしても、この5年間を含めた中の計画の中でいきますと、パーセント的には数字が上がりますけど、実質金額にすれば下がっているというふうにご理解していただきたいし、この時期一番大きな問題として、やはり退職いたしますので退職金というのもございます。多ければ多いほど人件費の部分に若干入ってきますので、今後その22年度以降におきましては、ある程度退職者数そのものも平準化になってまいりますし、まだこの80名ということ5年間で一つの目標にやっていきますけど、またその時点でその次におきますこのまた事業量と職員数というのは十分見直しをしなければならないのかなというふうに思っております。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

今、市長が言われる分母と分子の話はわかります。でも実際こうして見ますと18年度が43億円、22年度が41億円、2億円しか減らないんですね。ですので、もっともっと人件費を減らす努力をする。そしてその分、仕事量は増やしても減らせんとですよ。残った職員は非常に大変だろうと思います。特に本庁においての職員の今の働きぶりを見ますと、残業残業、夜も遅くまでついている場所もあります、季節によって違うでしょうけれども、そういうことで、残った職員が非常に苦勞すると思います。難儀すると思うんですよ。ですので、それを解消するために指定管理者制度の導入というのが必要だというのを、ここを訴えたかったわけです。ですので、今年15件の予算を組みながら1件しか導入が図られない、この辺の理由というのはどういう理由だったんですか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

指定管理者の制度導入につきましては、それぞれ担当所管課と協議をしながら進めてまいっておりますが、なかなか体制的なことも含めて、B&G海洋センター以外の施設につ

いての導入まで、もう少し時間をかけたいというような状況もございまして、今年度B & G 1件という結果になってございます。

**○26番（佐藤彰矩君）**

じゃあこの制度の、もう最初入り口からもう一回検証したいと思います。

本市にあります市有施設の管理形態の方針一覧表ができていますけれども、これは前も聞いたような気がするんですけど、何軒あって、そしてアウトソーシングで、及び休止廃止的なやつ、これの配分をどういう形でされたんですか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

この制度が始まります前に内部で整理をいたしましたのは、全体で40施設あったかと思っております。で、薩摩川内市が500数十件のうち300何十件という結果になっていますが、あそこは地区館組織、地区コミュニティの活動拠点であります公民館とか、そういったものまで含めて指定管理というやり方をされていたと思っております。

ただ、日置市の場合は少し状況が違っていて、これまで指定をしてまいりました23施設と、あとこれまで構造改善センターとか、活性化センター等の直営でやっています施設、こういったものを含めて全体で40施設ということで考えていたところでございます。

**○26番（佐藤彰矩君）**

薩摩川内の場合、この指定管理者制度というものを全国的にも先駆けてやって行革をされ、そして民間の活力、経済活力効果というものを非常に図っております、そして各新聞、各ところで評価が出ておまして、合併効果は薩摩川内市1位という、これは前の西日本新聞の中でも高く評価されております。これは一つは職員の削減、そしてまた、この指定管理者制度への導入の件数、これが非常に高く評価されているということで、合併効果の評価を高くされている要素の一つなんで

す。ですので、日置市としましても、合併効果というものをどういう形で評価していくおつもりでしょうか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

今ご指摘的の合併効果という意味では、先ほど市長の方からもありましたように、できるだけ少ない経費で最大の効果を出される組織体制づくりだというふうにご考えておりますので、その中で職員数を抑制しながら、指定管理者としてお願いできる施設については積極的にお願いして、管理経費の削減という部分に取り組む必要があるというふうにご考えております。

**○26番（佐藤彰矩君）**

ここはどうしても職員の削減を図っておりますので、その仕事を民間に委託、指定管理者制度の導入という形でしていきながら、行政の方も身軽になる、そしてまた民間の方も経済波及効果、活性化が生まれる、そういうような環境をつくっていく。今までちょっと指定管理者制度を見ますと、どうしても市外、日置市以外の業者の導入というのが多々あるんです。これでは日置市市内の経済波及効果というものが、ちょっと図られないんじゃないかな、民間のもっとも民間に活力を与える機会というふうになりますと、市内の業者、この指定管理者というものは業者だけではないんです。自治会とか、場合によっては、例えば地区館の問題ですけども、地区館の指定管理者制度の導入は、地区の自治会でも参入できるんです。そういうような民間の地域の人たち、そしてまた市内にある各組織の人たち、そういうような人たちに参入していただくということで、この制度の市内のあらゆる方に対する説明、勉強会といいますけども、そういうようなものの機会というのが非常に日置市の場合はないんじゃないかなと。市内においての、この指定管理者制度の理解というものが、非常にまだまだ足り



ないような気がするんです。ですので、この指定管理者制度のよさというものをもっとPRする機会をつくる必要があると思いますけども、どうでしょうか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

今回の取り組みについては、今議員さんご指摘のとおりだと思います。と申しますのは、17年5月合併いたしましたして、17年9月に向けていろいろ準備をしてきた経緯がございますので、その辺の制度の普及啓発というのは不足しておりましたので、今後はその辺もまた周知を図っていきたいと思っております。

**○26番（佐藤彰矩君）**

この普通勉強会といいますけども、これについては私は過去には1回だけやったというような報告を受けていますけども、それだけ、1回だけでしたか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

当初の公募をした際に、その前に制度の説明会を持ったというふうに理解しております。その後は今回のそのB&Gのことも含めまして、ホームページ、またお知らせ版等を通じて公募をいたしておりますので、細かい部分についてはまだ足りてないと思っておりますが、少しずつ啓発はしてきているんじゃないかというふうに思っております。

**○26番（佐藤彰矩君）**

今後においては、どうしても行政改革の中の通る道として、この指定管理者制度の導入は図っていかねば、進めていかねばならない、もうこれは運命的なものになってくるだろうと思うんです。ですので、ぜひ住民の方も、サービスを受ける住民の方もこれの制度をわかってもらわないかんし、これを受ける導入される業者、あらゆる組織、団体も、この辺についての制度の良さを大いにもっともっとPRして、そして早く導入がされるように、もう川内市あたりはもう大体済みましたと言われました。

実は、川内市の今吉さんという非常にすばらしい、たけた課長さんがいらっしゃいますけども、今朝も電話をちょっとしてお伺いしていたんですけれども、もう川内は済みました。ですので、全国からこの件についての研修がいっぱい来ますと。対応しきれないぐらいの研修が参りますというぐらいの状況になっています。ですので、本市においても、行政の方の職員が仕事量の軽減が図られ、そして住民に対するサービスがもっともってできる環境をつくって、そしてこういう、いい制度を進めていただくように要望しておきたいと思っております。

次に、広告パートナーの件につきましてお伺いします。

市長の話によりますと、大分進んでいるということで、私もこの一般質問をしてよかったなという気がいたします。

実はこの問題につきましては、八戸の方に同僚議員と研修に行つてまいりまして、いろいろとパートナー制度についての勉強をさせていただきました。向こうの方でも非常にこれを先駆けてやっつけていらつしゃって、財源としても非常にいい財源の確保ができています。そしてまた今後もっともっと進めていきたい、もっと数をふやしていきたいということで、一生懸命担当課の方でも進めていらつしゃったようです。ということで、日置市の場合は、どの時点まで今進んでいるのか、まずお聞きいたします。

**○財政管財課長（奥蘭正名君）**

ただいまの質問でございますが、先ほど市長が申しあげましたように、行政改革制度部会の中でもう検討されまして、今要綱を最終的なチェックをしているところでございます。

以上です。

**○26番（佐藤彰矩君）**

要綱を進めるということでございます。要綱の中で、いろいろ謳わなければならない点

があると思います。その辺について、一番気を使っていらっしゃるようなところはどうか。

**○財政管財課長（奥藺正名君）**

先ほど議員がおっしゃったように、市内業者を優先的にやるとか、あるいは法的にこれはもう誰でもかかれでも載せていいわけではなくて、やっぱりきちんと設けまして、広告を見てこれはふさわしいふさわしくないという、そういう中まで入って行って、最終的には委員会をその募集をした中身を委員会でもんで最終的には決定をするという状況まで、要綱を今作成しているところでございます。

**○26番（佐藤彰矩君）**

この点について、広告パートナーの中で一番スタートの時点で大事なことは、誤解を招くという。例えばこの業者の広告を行政がなぜやるのかというような誤解がすぐ苦情が出てくるというようなことも考えられるわけです。ですので、スタートの時点で、この内容を周知を内容を本当に住民に徹底して、こういう制度ができましたということで、内容の周知を非常に大事に、まずこの時点から入るべきだということでございますけど、この点につきましてどのような配慮をされるつもりでしょうか。

**○財政管財課長（奥藺正名君）**

先ほど言いましたように、登録をするときに条件もいろいろあると思いますので、中身については実施要綱の中に盛り込みまして、そしてお知らせ版、あるいはホームページとか、そういう形でお知らせをしながら募集をしてまいりたいということで要綱をつくっているところでございます。

**○26番（佐藤彰矩君）**

実は、この基本方針がございまして、基本方針の中の趣旨とか提示、広告の媒体、そういうものをうたってございます。ですので、恐らく本市としましても、このような基本的

な方針を今後うたっていかなければならないだろうと思うんです。ですので、恐らく先進地のこういうような資料を取り寄せながらつくっていかれると思いますけども、いつごろからスタートを考えていらっしゃるのでしょうか。

**○財政管財課長（奥藺正名君）**

今先ほど言いましたように、今は法制と打ち合わせをしているところでございまして、できれば年度内に1件でもできればなという形で作業を進めているところでございます。

**○26番（佐藤彰矩君）**

年度内にということで、大分普及を急いでいらっしゃるようなふうで結構なことだと思います。ですので、早く財源の来年度の予算の中でも、一円でも組めるような項目が入るような形でスタートを切っていただきたい。そして万全のミスらないように、住民から誤解を招かないような、そういうような環境の中でスタートをしていただくようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時15分とします。

午後3時02分休憩

---

午後3時15分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番、東孝志君の質問を許可します。

〔19番東 孝志君登壇〕

**○19番（東 孝志君）**

ことし最後の一般質問になりました。最後までごゆっくり聞いてください。（笑声）お疲れのところでございますが、平成19年12月議会最後の一般質問となり、トリをおさめることになりました。最後までよろしく

お願いいたします。

先に通告どおり質問いたします。

空き家の有効活用について。

国土交通省が本年8月発表した調査報告によると、過疎地域等における6万2,273集落の約1割の世帯数10世帯未満の小規模な集落で、今後10年以内に消滅するおそれ、いずれも消滅するおそれのある集落をあわせると、全体の4.2%、2,643集落になると予想されている。

本市でも周辺部は高齢化が進み、限界集落に当てはまる集落も存在し、空き家等も目につくようになってきている。日置市住宅マスタープランでは、空き家の有効活用できるシステムを構築し、展開を図るとされているが、空き家の活用について伺う。

1、昨年実施された空き家調査での空き家の数と、その活用できそうな家の数はどのくらいか伺います。

2、空き家の有効活用についての取り組みをされているか伺います。

3、地域の工務店との協力とあるが、具体的に進んでいるのか伺います。

4、空き家についての情報を一元化し、その情報の提供ができているのか伺います。

5、空き家の有効活用は周辺部における集落の維持や活力、活性化または所有者の確認面などから、有効な手立ての一つと考えるが、市として具体的に政策を展開させる考えはないのか伺います。

6、空き家の所有者から市に対して土地・家屋等の寄附などの申し込みがあった場合、市としてどのような対応をされているのか伺います。

以上、1問目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の空き家の活用について。その1番目の昨年実施した結果といたしましては、全

体で1,747件の空き家のうち、約1,000件が良好な家屋であるということでした。そのことを踏まえて再度自治会にアンケートを行い、実態を確認したところ、大部分が家財道具が置いてあったり、貸し出すとなると相当な補修が必要な家屋、また所有者と連絡がとれないなど、いろいろありまして、実際に貸し出せる家屋は37自治会で65戸ということになりました。

2番目でございます。これらの活用につきましては、それぞれの間取りなども調査を行いましたので、そのデータを取りまとめ、空き家バンク制度として移住希望者等への情報提供をできるように準備を進めているところでございます。

3番目でございます。今回調査した家屋は、ほとんどそのままの状態で貸し出せる家屋だと考えておりますので、地元の工務店等の連携は生じておりませんが、今後このような事業が定着していけば、ご協力をお願いすることもあるのではないかと考えております。

4番目でございます。これまでのような情報を一元化できておりませんでしたので、今回整理を行い、情報の提供を進めてまいりたいと思っております。

5番目でございます。このような空き家を活用して、市外からの定住促進を進め、地域の活性化を担っていただければ理想的ですので、それを進めるため、情報を一元化し、情報の提供を行ってまいります。

6番目でございます。空き家等の寄附採納願については、これまで事例はありませんが、市が引き取った場合、維持管理も含め難しい面もありますので、今後検討していきたいと思っております。

以上で終わります。

#### ○19番（東 孝志君）

引き続き個別に質問をいたします。1についての一問目の質問をいたします。

空き家の数について答弁いただきましたが、日置市の住宅マスタープランに示されている4地域ごとの空き家の数については、現在世帯数に含まれていないかもしれませんが、伊集院地区、東市来地区を除くと、日吉地区が10.6%、吹上地区が13.6%となっており、少子化・高齢化が進む本市の周辺部の今後を考えると、空き家はますます増えることが予想されます。集落の維持や防災面等からの何らかの対応を考える必要があるのではないかと思います。市長はどのように認識しておられるか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘ございましたとおり、今後空き家の数がまだまだこれ以上増えてくるというふうに考えております。特にこの空き家におきまして一番大きな心配は、火災が空き家で起こったときが一番大きな問題でありますので、自治会長さんも含めましていろいろと状況をつぶさに行政と連絡し合っていきたいというふうに考えております。

**○19番（東 孝志君）**

2番目について伺います。

空き家の有効活用の取り組みに入ります。現在取り組みについて答弁がありました。日置市のマスタープランでは高齢化の進行等により、さらに空き家が増えることも考えられるので、空き家の有効活用をできるようなシステムの構築、展開を図るとされています。他の自治体では団塊の世代や田舎暮らしをしたい人などに積極的に空き家の情報を提供し、実際に活用しているところもあるようです。本市も市民に協力を呼びかけるとともに、積極的にしかけていく必要があるのではないかと考えますが、市長はどう思われますか。

**○市長（宮路高光君）**

先ほども述べましたとおり、それぞれ実態調査をいたしまして、本当に貸せる場所というのが把握できましたので、今後このような

情報を自治会を含め、またそれぞれ市外におきます方々、特に今ご指摘ございましたとおり団塊の世代とかございますし、また県外におきますそれぞれの方々に情報提供ができるような仕組みをつくっていきたいというふうに思っております。

**○19番（東 孝志君）**

次に、3番目に入ります。

3の地域の工務店との連携について、住宅マスタープランでは地域工務店等と協力していくように地元工務店の方々、また不動産関係の方々には空き家についての情報や客などからの要望などの情報を持っていると思っておりますが、空き家の有効活用や定住促進、また地元経済の活性化の面からも、地元工務店との連携を強化することが必要ではないかと考えますが、市長はこのことについてどう思われますか。

**○市長（宮路高光君）**

特に地元の工務店、大工さん等を含め、また不動産業者、特にそういう方々につきましては、いろんな情報を持っておりますので、そういう方々とも連携を今後とも密にしていきたいというふうに思っております。

**○19番（東 孝志君）**

空き家の有効活用について、地元工務店が市外からの定住促進などの実績があった場合、何らかの支援策、メリットが必要ではないかと思っておりますが、市長はこれをどう思われますか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には定住促進という意味の中におきまして、工務店だけがいいのか、いろいろとこの定住促進という中におきまして、いろいろとまた大きな整理もしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、このことについてはまたいろいろな面から検討もさせていただきたいというふうに思っています。

**○19番（東 孝志君）**

先ほど空き家バンク制度を準備中という答弁がありましたが、どのような内容にされているか、また情報提供の方法をどのようにされるかを伺います。

**○企画課長（富迫克彦君）**

先ほど市長の方からもありましたように、市内の37自治会、65戸の空き家が所有者との話をしながら貸し出せるというような状況が把握できましたので、その物件の間取りでありますとか、そういったものをデータ化して、ホームページを通じたり、また県外へ広報紙等も発送しておりますので、そういう媒体を使って都会に住んでいらっしゃる団塊の世代の方々のふるさと暮らしに関して、お役に立つような情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

**○19番（東 孝志君）**

本市は鹿児島市に近く、本市への関心を持っている人や、また団塊的世代など、都会から田舎に住みたいという人も多いのではないかと思います。現在どのようなお尋ねがあったか、お尋ねか要望等があるのか伺います。

**○企画課長（富迫克彦君）**

これまで二、三件あったと思いますが、そのうちの一つの事例としては、宮之城町出身の方で現在四国の方にお住まいの方が、東市来の美山地区付近に住みたいということで、そういう情報はないのかというお問い合わせをいただいております。それに関しましては、地元の不動産業の方々に、こういう方が不動産業者がいらっしゃいますのでということで情報提供をして差し上げたところでございます。

**○19番（東 孝志君）**

その今美山に来られたというのは、その後どんな状況になったか伺います。

**○企画課長（富迫克彦君）**

その後、実際その美山の方に定住されたかどうかというのは、今のところ確認できてお

りません。

**○19番（東 孝志君）**

そういうのを行政の方では把握は1回言ってきたら、そういうのは把握はしないわけですか、それとも不動産任せですか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

不動産業法の関係があって、行政が仲介をすることはできないという事情がございます。データの紹介というのは差し上げられるんですけども、その先の手続に関しては、やはり不動産業の方々にお任せするしか今のところ手立てがないというのが状況でございます。

**○19番（東 孝志君）**

やはり状況をするからには、ただ単に空き家があるからということだけでなく、手続方法や所有者の希望、地域的特性、また市としての支援策を細かく提供することが大事ではないかと考えます。そのためには地域との連帯が必要となってきますが、情報提供について具体的にどのように取り組んでいかれるか伺います。

**○企画課長（富迫克彦君）**

情報提供の内容につきましては、今申しました65戸のそれぞれの家屋の間取りでありますとか、所在地番、そういったものが把握できておりますので、そういったものを中心にデータにまとめまして、ご紹介してまいりたいと思っております。

**○19番（東 孝志君）**

ただいま65戸あられるというが、それは地域的に幾らあるか教えてもらえますか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

東市来地域で9件、伊集院地域で24件、日吉地域で1件、それから吹上地域で31件と。それから、それに附帯します貸し出し可能な農地があるのかどうかということも調べておりまして、東市来の方で農地があるのが12、それから伊集院が7、日吉が5、吹上が14というような結果になっております。

したがって全体的な件数と少し合致しない部分がありますが、農地の区画と申しますか、畑が幾つ、田んぼが幾つという感じで調べておりますので、それでご理解いただきたいと思っております。

**○19番（東 孝志君）**

この農地については、希望があれば、この入居しておられる方に面積は幾らでも与えられるんですか。それとも枠が決まっているんですか。これはどうですか。

**○企画課長（富迫克彦君）**

いわゆる家庭菜園的な使い方しかできないと思っております。

**○19番（東 孝志君）**

情報提供に当たっては日置市に住んでみたいというような情報を提供しなければいけないと思うんですが、ぜひそのような方向で進めていきたいと思っております。——そういう方向にしてください。

次に、5番の空き家の有効活用策の展開について具体的な取り組みになりますが、周辺部における集落機能の維持や周辺部の小規模小学校の児童数確保、地域活性化の面から、地域として空き家の有効活用に取り組んだ場合、何らかの支援策が必要ではないかと考えますが、このことについて市長はどう考えますか。

**○市長（宮路高光君）**

議員がおっしゃるのは、幾ばくかの金銭的な助成をせよというような意味に受け取られましたけど、そういうまだいろいろと要綱等もこちらでも作成しておりませんので、基本的に今課長が説明申し上げましたとおり、今のところは情報の提供というのを一番大事にしていきたいというふうに考えております。

**○19番（東 孝志君）**

今後こういうことを考えていく必要があると思うんですが、どう考えられますか。こういうことをしていかなければいけないと、こ

ういう人が、住みたいという人が来たら、少しでも、人口も増えるし、活性化になるし、そういうのを頭に入れて今後やっていく考えはないですか。

**○市長（宮路高光君）**

旧吹上町におきましては、農業後継者の中におきまして、いろいろと家屋におきます修繕等いろんなことについての手当はやったという経緯がございます。また、先般飯牟礼の方におきましても、鹿児島市の方から参りまして、自分たちでそれぞれ家屋を修理して来られたということでございまして、金銭的な助成でたくさん来るのか、これちょっと所有と申しますか、所有者が言えば別な方でございますので、やはりそこあたりの部分が大変財産の問題がございます。そういうことも含めまして、斡旋をしたときにするのか、斡旋した人にやるのか、その家屋を修繕してやって入れていくのか、いろいろとこういふ、さっきも申し上げましたとおり経済的な援助というのが大変難しい部分がございますので、ほかの地域を含めまして、いろんなところの事例等も参考にしながら検討はさせていただきたいというふうに思っております。

**○19番（東 孝志君）**

この空き家の有効活用について、鹿児島県でも全国に自慢できる取り組みをしている地域があります。鹿屋市串良町柳谷集落では、空き家対策として空き家の迎賓館として活用するとともに、合わせて地域の防犯対策、地域文化振興に役立てることにしているようであります。このことは新聞等でも紹介され、大変珍しいと感じておりますが、このような先進的な取り組みを本市も学び、取り組みに活かしていく必要があるのではないかと考えますが、市長はこれをどう思われますか。

**○市長（宮路高光君）**

この農村地域を含め、空き家対策を含めたこの過疎地域対策の中で、今事例を挙げまし

たその集落、大変すばらしい集落のリーダーということでもあります。基本的には行政がそこまでやっていくのか、やはり地域のございますので、先般も申し上げましたとおり、地域のリーダーといいますか、その方がやはりどういうふうにしてその地域をしていくのか、そこが一番大きな関与じゃないかなというふうに思っておりますので、行政はあくまでもサポートしていく、そういう姿勢の中でこういう空き家対策に対応していけばいいのかなというふうに考えております。

**○19番（東 孝志君）**

民間からそういう声があったら、市としてはサポートをしていかれるということですね。本市では26の地区公民館において、平成21年度に向けた地域振興計画も始まるようですが、空き家の有効活用については、この計画の中に積極的に取り組みがなされてきてあると思いますが、市長はどのようにこれを考えられますか。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれ地区館におきまして、さっきも申し上げましたような地区のそれぞれのご事情がございまして、地域としても一番この空き家対策を中心的な地区のテーマとして上げていかれる地区もあるかもしれませんけど、基本的にはこれは私は地区の方にお任せをしていきたいというふうに思っております。

**○19番（東 孝志君）**

ぜひ具体的に進めていただきたいと思いません。

次に、6番目について伺います。

寄附について、今後周辺部の人口は減少や高齢化が進むことから、空き家や耕作放棄地等が増えていくことが予想されます。有効活用できそうな家屋、土地、周辺部の対策として有効な資源になると考えられますので、寄附等の申し出があった場合、地域に誇りながら積極的に取り組んでもらいたいのではない

かと考えますが、市長はどう考えられますか。

**○市長（宮路高光君）**

さっきもちょっと申し上げましたとおり、その家屋の状態を含めまして、やはりその維持管理、また修繕、そういうものが莫大なものであるのかどうか。またその施設が地域にとって、どう活用していくのか。寄附採納になった場合について、用途用途の中で判断をさせていただきたいというふうに思っております。

**○19番（東 孝志君）**

今後少子高齢化が進むと、特に周辺部においては土地や家屋等について、所有者などの特定をしていく必要があると思います。

二、三日前の新聞に、県が限界集落について調査することという報道がなされましたが、また昨日は22番議員の質問の中で、市にも65歳以上が50%を超える集落が37あるということでありました。今後、市においても空き家や耕作放棄地などの対策、合わせて集落機能のあり方について検討することが必要ではないかと考えますが、市長はどのように考えられますか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおり、この限界集落、高齢化率の高い地域が今後多くなっていくことは否めません。

そういう状況の中で、特にこの農地、水田、田畑、こういうものを管理していく中に、今農地・水・環境対策事業という一つの農水省の対策事業が交付金制度がありますので、なるべくこういうものを利用しながら、地域におきます環境保全に努めていかなければならないというふうに思っております。

**○19番（東 孝志君）**

ぜひそのようなことも検討していただきたいと思いません。

最後になりますが、空き家の有効活用について質問しましたが、本市における周辺部対

策、または本市の活性化の面からも積極的に取り組んでいただくことを要請して私の質問を終わります。

○議長（畠中寛弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（畠中寛弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

12月21日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時43分散会



第 5 号 ( 1 2 月 2 1 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第101号 日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第105号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第106号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4	議案第107号 日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 5	議案第108号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 6	議案第110号 日置市農村センター条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 7	議案第115号 日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第100号 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について（教育文化常任委員長報告）
日程第 9	議案第102号 日置市都市公園運動施設条例の制定について（教育文化常任委員長報告）
日程第10	議案第111号 日置市公民館条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）
日程第11	議案第112号 日置市体育施設条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）
日程第12	議案第117号 平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）（各常任委員長報告）
日程第13	議案第118号 平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第14	議案第119号 平成19年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第15	議案第120号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第16	議案第121号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第17	議案第122号 平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第18	議案第124号 平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）

- 日程第 1 9 議案第 1 2 3 号 平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 2 0 請願第 4 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について（請願書）（教育文化常任委員長報告）
- 日程第 2 1 意見書案第 6 号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書
- 日程第 2 2 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 2 3 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 2 4 議員派遣の件について
- 日程第 2 5 所管事務調査結果報告について
- 日程第 2 6 行政視察結果報告について

本会議（12月21日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	畠中實弘君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時02分開議

△開 議

○議長（畠中實弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

ここでしばらく休憩します。次の開議時間は後もってお知らせいたします。

午前10時02分休憩

午前10時45分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第1 議案第101号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

△日程第2 議案第105号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

△日程第3 議案第106号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

△日程第4 議案第107号日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

△日程第5 議案第108号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第1、議案第101号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてから、日程第5、議案第108号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの5件を一括議題とします。

5件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

皆さん、おはようございます。いよいよ最

終の日になりました。スタートが遅くなりましたけど、皆さんよろしくお願いを申し上げておきます。

ただいま議題になっております議案第101号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてから議案第108号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの5議案について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

5議案は、去る12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託され、12月4日、12月6日の両日、委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長等の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第101号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてであります。

本条例は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に、職員が自発的に行う自己啓発及び国際貢献活動のための休業の制度を制定しようとするものであり、期間については、大学等課程の履修のための休業にあつては2年、国際貢献活動のために休業にあつては3年を超えない範囲内の期間であります。

質疑について、本市の場合、何人かの見込みがあるのかの問いに、未定である。定員管理もあるので、その辺も見込んで対応することになると答弁でございます。

申請の期間はいつまでか。人事管理上から内規をつくるのかの問いに、運用については、人事上に支障が出てくるので少なくとも3カ月前に申請するとか、そういうものを定めたいと答弁でございます。

税務大学、福祉関係など専門性を持たせるのも含まれるのかの問いに、業務についてスキルアップしたい場合なども任命権者の意志と合致すればよいことになるという答弁ござ

います。

質疑を終わり、討論に伏しましたが討論はなく、採決の結果、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について報告申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであり、改正内容は、少子化対策として長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短期間勤務制度等を導入するもので、勤務のパターンは4通りになっております。

質疑を申し上げます。質疑において、短期間勤務にかかわる4つの形態はどのようなものかの問いに、1日当たり4時間、週20時間、1日当たり5時間、週25時間、週3日間、週時間として24時間、週2日半、これが週20時間の形態であるという答弁でございます。

3歳児までと就学前までと差があるが、対象者はどうなるかの問いに、現在育児休業中の取得者は10人いるが、1年間の育児休業者が多い。今後はこの制度ができたが、どうなるかわからないとの答弁でございます。

質疑を終わり、討論に伏しましたが討論はなく、採決の結果、第105号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第106号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について報告申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、所要の改正と条文の整理をしようとするもので、改正の内容は少子化対策である育児短時間勤務の形態等の規定を整備するものであります。

質疑について、育児短時間勤務について実

際に運用する中で、4時間はどのように補っていくのかの問いに、公務に支障を来すので、臨時職員を充て込んで補うという答弁でございます。

申請した人が配置転換される可能性があるのか、どのように考えるか。また、やりくりは総務課か、担当課でやるのかの問いに、あとの体制について人事でまかなえない部分については、臨時職員で補完することになる。臨機応変の対応をしなければならないと答弁であります。

質疑を終わり、討論に伏しましたが討論はなく、採決の結果、議案第106号は原案のとおり可決すべきもの決定しました。

次に、議案第107号日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について報告申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正と条文の整理をしようとするもので、改正の内容は給与の減額について、部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満から小学校就学の始期に達するまでに引き上げることや自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与は無給とすることなどあります。

質疑において、月額1万2,000円を超える家賃とあるが、金額の根拠は何かの問いに、住居手当等を支給する際、借家の場合2万3,000円以下の場合は1万2,000円を差し引いた額を住居手当として支給すると答弁。

縣市町村退職手当組合条例第2号の内容はの問いに、今まで自治会館管理組合など7つ組合があったが、今年4月にこの組合が一本化され、縣市町村総合事務組合となった。本条例は、総合組合の中の退職手当業務にかかる条例であるとの答弁でありました。

質疑を終わり、討論に伏しましたが討論は



なく、採決の結果、議案第107号は原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。

次に、議案第108号日置市国民健康保険税条例の一部改正について報告申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするもので、改正内容は納税義務者が老齢等年金給付の支払いを受けている年齢65以上の国保の被保険者である世帯主である場合は、国保税を年金から特別徴収するなどの規定を整備するものであります。

質疑において、他の自治体も条例の改正が出てくるのかの問いに、税方式の市町村は来年4月から施行する場合は、12月議会に上げることになる。来年10月から特別徴収する場合は、20年度の議会でもよい。鹿児島市、鹿屋市以外はすべて12月議会に上げていると答弁であります。

行政側のメリットはあるのかの問いに、余りメリットはないと思う。65歳以上は徴収率がよく、亡くなった場合、喪失の手続や返納事務が出てくると答弁でありました。

質疑を終わり、討論に伏しましたが討論はなく、採決の結果、議案第108号は原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、議案第101号、議案第105号、議案第106号、議案第107号の4件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。議案第101号、議案第105号、議案第106号、議案第107号の4件は一括して採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。4件に対する委員長の報告は可決です。議案第101号、議案第105号、議案第106号、議案第107号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第101号、議案第105号、議案第106号、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第108号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第108号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第110号日置市農村センター条例の一部改正について

△日程第7 議案第115号日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一

部改正について

○議長（畠中寛弘君）

日程第6、議案第110号日置市農村センター条例の一部改正について及び日程第7、議案第115号日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっています議案第110号と議案第115号の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、12月5日に委員会を開催し、委員全員出席のもと所管部長、課長の説明を受け、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第110号日置市農村センター条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本市合併以前から旧町により、農村地域住民の社会的連帯感を高め、健康で文化的な生活向上を目的に、各地域に集会場、農産物加工施設、運動場などを備えた農村センターを設置、現在まで運営を行ってきております。

今回、運用上使用料の見直しを行い、統一化による所要の改正を行い、あわせて条文の整備を図るため、条例の改正を行おうとし、提案されたものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

古い施設や新しい施設、各地域に差がある、それを加味した料金設定か、また器具など使用料は、できあがり数量で使用料を設定してあるが、数量確認はどのようにされるかとの問いに、施設においては差がある。今回の改正で大きな理由は、経験者とそうでない人に

できあがり大きな差があったため、できあがり数量で統一するようにした。器具の更新などは、状況を見て買いかえなどしていきたい。できあがりの確認などは、指導員が立ち会うので、そこで確認して行うとの答弁。

改正による収支は幾らになるか。また販売目的での使用は100分の200を乗じた料金になるが、生活改善グループなどが市の要請でイベントなどで販売する場合も同じかとの問いに、改正後の料金の見込みは7月から翌年3月まで400万円の予定である。平成18年度実績は328万8,000円であった。イベント関係は、販売目的のため100分の200になるとの答弁。

この条例に減免措置があるが、どのようなときか、またすべての施設で月曜日が休館日となっているが、広く市民が利用できるように1カ所ぐらいは別な曜日にしてはどうかとの問いに、イベントなどのお茶菓子などは減免にしている。また、行政同士の使用の場合は、農業振興にかかわるので減免となる。休館日については各施設で1週間ごとに開ける議論もあった。今まで月曜日の休館が浸透しており、加工グループのリーダーとの話し合いの中でも、週に1回は休館日を設けた方がよいとの意見があり、このようになったとの答弁。

大まかでよいが、施設ごとに料金の状況はどうかとの問いに、東市来地域だけが瓶のできあがり料金設定をしていた関係で、東市来地域は若干下がり、他の施設は上がっているとの答弁。

そのほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に伏しましたが討論はなく、議案第110号日置市農村センター条例の一部改正については原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第115号日置市水道事業企業

職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方公務員の育児休業などに関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行い、あわせて条文の整備を図るため、条例の一部を改正しようと提案されたものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

大学などの期限のある機関に就学した場合も登用を補償とのことであるが、2年または4年の間に卒業できない場合、続けて延長が認められるのかとの問いに、これまでは職員が大学に行きたい場合は、離職をして、大学に進学していた。今回の改正は、職員の身分を持ったまま休業ができるという改正になる。条件としては、今後の事業に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるものにあつて、大学などは通常2年、国際貢献は3年となっているとの答弁。

附則で、この条例は公布の日から施行するとなっているが、いつからかとの問いに、特に4月1日や、今現在としても支障はない。ほかの一部条例改正もあり、育児休業に関する事項もこの条例に入っている。国の法律はことし8月1日に施行になり、国、県から速やかに条例改正の通知もある。ほかの条文との絡みもあり、交付の日からにしたとの答弁。

そのほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に伏しましたが討論はなく、議案第115号日置市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第110号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第110号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第110号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第115号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第115号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第8 議案第100号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について

△日程第9 議案第102号日置市都市公園運動施設条例の制定について

△日程第10 議案第111号日置市公民館条例の一部改正について

△日程第11 議案第112号日置市体育施設条例の一部改正について

○議長（畠中寛弘君）

日程第8、議案第100号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定についてから、日程第11、議案第112号日置市体育施設条例の一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西菌典子君登壇〕

○教育文化常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題になっております議案第100号、議案第102号、議案第111号、議案第112号について、教育文化教育常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日本会議におきまして本常任委員会に付託され、12月5日委員会を開催し、委員全員出席のもと、執行当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第100号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

本案は、当施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によって提案されたものであります。指定管理者にしようとする団体の概要や選定に至る主な経緯などは、前に示されたとおりであります。

質疑の主なものを申し上げます。本社は東京にあるが、こちらに支社があるのか。問題があったときの対応はどうなるか。県内にこういう団体はないのかとの問いに、阿久根市に指定管理者があるので、そこが拠点という

ことであるとの答弁。

現在の職員数と今後はどうなるかとの問いに、市職員2名と受付、プール監視員であり、職員数はこれまでと変わらない。事業計画書によると、熟知した経験者を当てるとしており、現在の臨時職員も勤務の希望があれば優先して採用するとの答弁。

B&G海洋センターは、モーターボート競争益金でつくってもらった。当時は、設置に向けて強力な運動を展開した。ほとんどの町の施設が老朽化して、維持管理に経費がかかり、どこも指定管理に出してきた。そのような状況はどうかとの問いに、全国各地、要望を出して設置されている。本市の場合は、平成16年から年間利用となって、他の施設に比べて利用率がよい。今までいろんな教室を実施しており、継続すべき施設と考える。市の財政状況を考え、民間活力で施設の効果が上がればということで指定管理者を選定して、これからも市民の体力づくりなどに努めていきたい。樋脇のB&Gは夏場だけであって、指定管理者を警備保障会社をお願いしていた。またほかにも6件ほど指定管理があるようだと答弁。

今の事業内容は継続していくのか。サービスを低下させないかとの問いに、これまで市がしていた事業は継続する。それに加えて教室を実施するので、サービス低下にはならないとの答弁。

事故があった場合の責任や市としての管理はどうなるかとの問いに、事故については、施設賠償責任保険は市が加入する。施設に可否があったときは市、指定管理者としては、第三者賠償保険の付与を条件としている。責任や管理については、基本協定書にすべて定めている。近年あった吸い込み事故防止の対策も賠償保険の額や責任体制も明記されているとの答弁。

施設の修繕について、どこまでが市でどこ

からが指定管理者となるか、分岐点は明記してあるかとの問いに、募集要項によりリスク分担として施設、物品の損傷1件20万円以上は市。そのほかは管理者が負担する。管理運営、物価金利の変動による市の責めに帰することのできない管理運営費は指定管理者。不可抗力による自然災害などは双方で協議するとなっているとの答弁。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本案は全員一致、採択すべきものと決しました。

続きまして、議案第102号日置市都市公園運動施設条例の制定についてご報告申し上げます。

本案は、東市来運動公園、伊集院総合運動公園、妙円寺中央公園、吹上浜公園の運動施設の管理4本をまとめるもので、広報の周知のため、平成20年7月1日から施行するものであります。昨年から十数回の検討会を実施。基本的な考え方として、今回は値上げではなく統一ということではありますが、施設の規模やレベル・ランクによる料金の差、時間単位や競技の種類別の使用料金などを基準として設定したとの説明がありました。

質疑の主なものをご報告いたします。

施設がたくさんあるが、料金は同じになるのか、相対的に値上げになるのかとの問いに、時間単位で価格設定しているので安くなっているとの答弁。

市内の小、中、高校の授業の一環、部活動などで使用する場合の減免措置はとの問いに、減免の内規を検討中である。原則として、学校に施設がない場合や行事などで使えないときなどに減免措置をするとの答弁。

野球場使用の場合、石灰を含めた使用料を設定できないかとの問いに、東市来のグラウンドであるが検討する中で問題になった。体育施設条例の多目的広場で、ソフトボールとサッカーの料金に含まれているとの答弁。

コインロッカーの使用料が100円が10円になったがとの問いに、コインロッカーはB&Gが10円だったため、それに合わせたとの答弁。

同種の施設で料金が異なるのはおかしいとの市民の声があった。特にグランドゴルフ場の料金が違う理由は何かとの問いに、ホール数が異なる。伊集院は8、吹上は8ホールが4つあり、管理人が管理している。東市来は12、日吉は8ホールである。個人の使用はすべて同じだが、試合をするときに差が出ると理解してほしいとの答弁。

各施設に掲示板など設置して、施設の概要と根拠条例及び料金案内の表示をしてはどうかとの問いに、検討をしたいとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、討論、採決に入り討論はなく、採決の結果、本案は全員一致採択すべきものと決しました。

続きまして、議案第111号日置市公民館条例の一部改正についてご報告申し上げます。

本条例の一部改正は、日置市農村センターの使用料の見直しに伴い、日置市公民館との使用料の統一を図るため、条例の一部改正をするものであります。

上市来、皆田、伊作田地区公民館の100円は冷暖房使用料設定と永吉地区公民館の洗濯機使用料の改正をし、永吉地区公民館の加工施設の料金を文言で規定をしたとの説明がありました。

質疑として、使用料630円の洗濯機はどんな洗濯機かとの問いに、毛布などを洗える大きなものであるとの答弁。

ほかに質疑はなく、審議を終了し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致採択すべきものと決しました。

最後に、議案第112号日置市体育施設条例の一部改正についてをご報告申し上げます。

本案は、日置市体育施設である体育館、

プール、武道館、弓道場、相撲場、屋内運動場、多目的広場、テニスコート、グランドゴルフ場及びその他の施設の料金の見直しを行ったものであります。日置市民以外の使用料を1.5倍とした。また、使用料変更の広報、周知のために平成20年7月1日からの施行としたなどの説明がありました。

なお、質疑は議案第102号と同時に行いました。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本案は全員一致採択すべきものと決しました。

以上、4議案一緒にご報告を申し上げます。

先ほど、採択と申しましたが、可決すべきものと決しました。間違いを訂正させていただきます。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第100号について討論を行います。討論はありませんか。

#### ○11番（漆島政人君）

11番。議案100号に対して反対の立場で討論いたします。さきの私の一般質問でも申し上げましたことと重複いたしますけど、次の理由で反対します。

B&G海洋センターは、昭和60年の4月に開設され、施設自体も老朽化しています。そのため、今後修繕費等の発生も予想されます。また、3分の1は市外の利用者です。それに民間のスイミングスクールもあります。また、アクアピクス事業により医療費抑制効果の目的もあるとのことでしたけど、その効果がどの程度得られているのか、そういったデータも示されていません。

これからのことを考慮したとき、約2,500万円もの税金投入に対する事業効果が得られるとは思いません。むしろ、事業規模の縮小を図ることが今の財政状況に即した方策だと考えます。

もう1点目は、民間への委託事業は長期的なビジョンに基づいてあるべきだと認識します。したがって、老朽化した施設を伴う事業は安易に民間委託するべきではないと思います。

以上の理由により、議案第100号は反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に賛成の討論の発言を許可します。

#### ○16番（池満 渉君）

16番。議案第100号日置市B&G東市来海洋センター、同庭球場及び相撲場に係る指定管理者の指定について賛成の立場で討論をいたします。

この施設は、合併前の東市来町が日本船舶振興会に対して猛烈な誘致運動を転換して、昭和61年に開設されたものであります。建設以来既に22年が経過して、確かに施設の老朽化は否めませんが、現在のところその影響はまだあらわれておりません。

また、東市来地域でも都市計画事業の早期推進や東市来中学校の運動場の拡張など多くの課題が山積していますし、財政事情が厳しい中で、採算性の悪い事業は縮小し、効率的な財政運営を心がけなければならないことはよく理解もできます。

しかし、一方でこの施設が果たしている効果も見逃すことはできません。市内外の子供たちを対象にした年間2回の前期、後期のスイミングスクールは、毎回申込者が多く泳力の向上はもちろんのこと、あいさつなどしつけ、生活面の指導も行われております。また、一般の男女、シルバー、レディースの水泳教

室と腰痛や膝痛のリハビリ教室、ウォーキング教室などは数値としてはあらわれていないかもしれませんが、保健医療の面からも市民の健康増進に寄与しているとの評価もございます。同じように併設されている体育館でも、高齢者の転倒予防教室が開かれ成果を上げております。平成16年にプールの温水化を図り、年間7万人の利用者があり、その幾らかは低迷する湯之元温泉街への誘客効果にもつながっております。

財政的には、年間に2,500万円の指定管理料が発生しますが、少なくとも今までの市民サービスを維持しながら、直営より年間700万円が削減されます。

今回の指定管理が決してベストとではないかもしれませんが、今の段階ではベターとしなければなりません。今後、指定先の日本水泳振興会の管理状況や市民の要望、利用状況など勘案しながら、次の展開が模索されるものと思います。

以上、所管の委員会での論議なども踏まえ、賛成の討論といたします。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第100号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立多数です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号、議案第111号、議案第112号の3件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。議案第102号、議案第111号、議案第112号の3件は一括して採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。3件に対する委員長の報告は可決です。議案第102号、議案第111号、議案第112号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第102号、議案第111号、議案第112号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第12 議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）

**○議長（畠中實弘君）**

日程第12、議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

**○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）**

ただいま議題となっております議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）について総務企画常任委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月4日、12月6日の両日委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長等の説明を受け、

質疑、討論、採決を行ったものであります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,678万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億6,104万9,000円とするものであります。

債務負担行為の補正は、納付書光学読み取り装置機器使用料など、新規を含めて追加するもので、合計44件であります。

地方債の補正は、県営中山間地域総合整備事業、街路整備事業、公営住宅建設事業など13件の額の変更であります。

次に、本委員会所管の歳入の主なものは、市民税や固定資産税など市税の増額、総務手数料は督促手数料を増額、総務費県委託金は県議会議員選挙費委託金、参議院議員選挙委託金の減額、利子及び配当金は財政調整交付金利子など基金利子の増額、指定寄附金は南九州カントリークラブからの寄附による増額、繰入金は財政調整基金繰入金に繰り戻して減額、減債基金繰入金は繰り上げ償還を行うための増額、預金利子は普通預金、定期預金の利子見込みによる増額、市債は農林水産業債では県営広域農道整備事業債など増額、物産館増築整備事業債などを減額、土木債では一般単独事業債街路及び公園を増額、市道整備債を減額、地方特定道路整備事業債を増額、公営住宅事業債を増額、教育債は一般単独事業債集会施設を減額、災害復旧費は現年補助分の農業用施設、公共土木施設災害を減額するものであります。

次に歳出について、一般管理費、報酬は委員報酬額実績見込みに伴う減額、職員手当共済費の減額は、扶養者数の変更、居住地の変更に伴うものであります。

旅費の増額は、市長等の陳情に伴うもので、委託料は公用車バス運転委託実績に伴う減額、使用料及び賃借料は人事交流職員住居借り上げ不用等による減額であります。

財政管理費は、職員手当等の増額、財産管理費は修繕費など需用費の増額、財政調整基金などの積立金の増額などであります。

企画費は、委託料についてコミュニテイバス運賃収入分の委託料控除に伴う減額、工場等立地促進補助金で、みのだ食品、エービーフーズシステムに対する補助のための増額。

情報管理費は、道路拡張に伴う光ケーブルの移設外工事請負費の増額。

税務総務費は、職員手当等の減額であります。

参議院議員選挙費は執行残による減額、県議会議員選挙費は不用、執行残で減額、土地改良区総代選挙費も不用残の減額であります。

指定統計費は、全国物価統計調査等のための増額、監査委員費は旅費などの減額であります。

商工総務費は、職員手当等の増額、観光費は使用料及び賃借料で小松帯刀公墓所前駐車場訪問客用のトイレ関係の増額、負担金、補助及び交付金は吹上さつま湖花火大会の中止に伴う減額、観光施設管理費は、海水浴期間管理委託業務執行残に伴う委託料の減額であります。

常備消防費は旅費の減額は全国大会、九州大会にかかる不用残、備品購入費は新規採用職員貸与備品購入のための増額、災害対策費は、防災行政戸別受信機等故障に伴う需用費の増額などあります。

元金は起債の繰り上げ償還に伴う償還金、利子及び割引料の増額、予備費は今後の見込額の増額であります。

次に、質疑について申し上げます。

まず、財政管財課関係では、まちづくり交付金事業の事業変更により減額、増額になっているが、全体的には減額になったのかの問いに、まちづくり交付金事業は旧伊集院町が5年計画で事業を執行する計画であり、46億4,700万円からの事業で5年間で



事業をすることになっている。年度間の割り当てがあり残してはいけない。住宅、文化通り線、妙円寺地区館、運動公園などの中でやる事業であるので、総額は変わらないと答弁。

起債の繰り上げ償還について、今年度償還するが、残りの年度はどうするのかの問いに、繰り上げ対象が3億円ぐらいあるが、普通交付税に算入されるものについては、交付税でもらうことにし、対象とならない公営住宅債などは一括で償還、3年間で償還する。対象としては2億1,000万円程度4件分である。3年間で返すが、今回は8,156万円、20年度は7,000万円ぐらい、21年度は6,000万円ぐらい返していこうということにしている。金利は5%以上のものと答弁。

金利が高いのは昭和の終わりのころの分かの問いに、妙円寺小学校、飯牟礼小学校などであるので58年、59年の借入れをしている。吹上の緑ヶ丘が昭和59年ころのものであり、このころは金利が高い。8,156万円返すことで利子が500万円ぐらい浮くことになるかと答弁。

予備費の見込みの中に指定管理者の分もあるが、指定管理者と設備の費用にかかる協議についてはどこまで指定管理者が負担して、どこまで市が負担するのかの話し合いがなされているのかの問いに、基本的には躯体、建物の重要部分に関することは市のものである。設備の関係の基本的な部分についても修理については市のものである。市が負担することになっている。大規模修繕、小規模修繕いろいろあるが、その辺の見解が難しいということである。ゆすいん、美山陶遊館もそれがないと機能が発揮できないというようなものについては設備の修繕を入れていると答弁。

債務負担行為の変更について、契約に関して金額が減っている理由は何かの問いに、

4件あるが入札執行した結果、落札額が落ちたものであると答弁でございます。

次に、税務課関係では、固定資産評価審査委員会はどのようなときに開催するのかの問いに、納税者から評価額について不服があった場合審査を行い決定をすると答弁でございます。

商工観光課関係では、さつま湖周辺の岩崎産業所有の土地について、交渉の状況と見通しと、さつま湖花火大会の今後の開催の見込みはどうなっているのかとの問いに、用地購入の状況であるが、今向こうが要求している文化通り線沿いの用地については、交渉の対象となりうる場所を当たっている。1人の所有であればよいが、隣等にも影響するので、今回は回答待ちというところまで来ていると答弁であります。

企画課関係では、残っている工業団地はどこか、今後の企業誘致の見込みはどうかの問いに、清藤工業団地は2万6,000平米、亀原工業団地は8,600平米が残っている。清藤の工業団地の場合は、農村工業促進法に基づく工業団地で用途が流通業など定められており、向こうのニーズとなかなか合致しない。今年度は分割した形にしている。何らかの波及効果があるのではないかと考えていると答弁でございます。

工業等立地促進補助金の内訳はどうなっているかの問いに、みのだ食品が960万円、エービーフーズが700万円になる。設備投資額は9,600万円と7,000万円であると答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが質疑を終了し、討論に伏しましたが討論はなく、採決の結果、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

財政管財課関係のまちづくり交付金事業のところの金額を46億4,700万円という

形で発表しましたけども、46億円から47億円との間で事業が進められているということに訂正させていただきます。

○議長（島中寛弘君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となりました議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）の環境福祉常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に分割付託された議案であります。12月4日に委員会全員出席のもと、市民福祉部長と所管課ごと執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け、審査いたしました。

以下、質疑、討論、採決の概要を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

民生費国庫負担金の社会福祉費国庫負担金は、実績見込みに伴う増額補正で、それぞれ実績見込みに伴う増額補正また減額補正であります。

民生費県負担金も実績見込みによる増額補正であります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出では、社会福祉総務費では、県事業の障害者自立支援総合対策事業実施に伴う、障害早期発見のための各保健センターへ配付するふわふわクッション等の療養器具購入費80万円と相談支援体制整備のための訪問用自動車及びパソコン購入補助として、太陽の里、ふるさと学園、梅の里、あけぼの福祉会への4法人へ各100万円ずつと、障害児を育てる地域支援体制整備のための障害児体験交流設備として、NPO法人樹と社会福祉法人妙円寺保育園への補助293万3,000円

の増額補正であります。

環境衛生費では、環境衛生総務管理費77万1,000円は、伊集院地域の資源ごみ収集方式の自治会説明会に伴う増額補正であります。

公害対策費の委託料700万円の減額補正は、昨年まで各地域別々に環境調査業務委託（騒音・水質・土壌調査）をしていましたが、ことしから4地域一括で発注したため減額されたとのことでした。

保健指導費の役務費119万9,000円については、乳幼児医療費助成事業の自動償還システム導入に伴うレセプト点検実績見込みによる増額補正であります。

じんかい処理費では、印刷製本費のじんかい処理事業費で、来年度のごみ収集に伴う全世帯に配付するごみ分別手引書3万冊作成費用の340万円の増額補正であります。

施設費修繕料1,020万円の減額補正は、焼却バグフィルター補修の執行残です。これはことし2社による競争入札で削減できたとの説明でした。

次に、主な質疑の概要を申し上げます。

重度心身障害者医療費助成事業の助成はどのようなことをするのかの問いに、対象は障害者手帳の1、2級程度と療育手帳の重度の知的障害者で、保険診療の一部負担についてはすべて対象であると答弁。

伊集院北、ゆのもと、永吉保育所の定員と現在の入所者数及び職員数を伺うとの問いに、定員はいずれも45人である。職員は、伊集院北所長1名、保育士2名、調理師1名、非常勤5名、ゆのもと所長1名、保育士4名、調理師1名、非常勤11名、永吉所長1名、保育士3名、調理師ゼロ、非常勤8名であると答弁。

公立保育所あり方検討委員会で審議しているが、執行部として現時点での考え方はどの問いに、本年3月設立された。これまで3回

の会合を持ち、1月に4回目を予定している。提言は3月までの予定である。諮問ではなくあくまで提言としての報告であると答弁。

生活保護世帯数と保護取り消しの実態を伺うとの問いに、9月末で258世帯387人である。18年度実績での保護の廃止は死亡16件、転出8件、就労7件、社会保障給付4件、親族の手当によるもの4件、失踪1件、タンス預金1件であったと答弁。

成人で事故や病気などで倒れた場合、障害を持つことがあるが、このような場合はどのような基準で判断するのかとの問いに、まず申請してもらい、医師の判断を仰ぎ決定される。障害者は手帳の交付で決まると答弁。

ねりんピック事業費で、障害者雇用筆耕から通常筆耕へ変更した理由は何かとの問いに、当初障害手帳をお持ちの方に来ていただいていたが、途中で体調を崩され、やめられたので、次の方を探したが見つからず、通常筆耕に切りかえざるを得なかった。障害者雇用については、総務課からも各支所を含め障害者雇用の通達がなされていると答弁。

生活保護の不正受給も大きな問題になっている。日置市ではこれまでになかったかとの問いに、就労収入を過少申告していた事例はこれまでであった。医療機関への交通費については、公共交通機関利用の場合は支給を行っている。ただし、医療機関の証明添付で申請してもらっているのもので、不正請求はないと思っていると答弁。

生きがいデイサービス事業で、東市来の75人が54人に減ったとあるが、減る傾向にあるのは生きがいデイサービス事業の魅力が減ったからではないか、事業見直しなど必要ないか。回数が多い方がよいのではないか。また批判や苦情はないかの問いに、75名は予算編成時の数字である。2月末で登録者数は、東市来68名、伊集院95名、日吉76名、吹上41名である。回数が多ければ

効果が上がることは認識している。年々高齢化率は上がり、多くの費用を要するようになる。対象者約300名に対して2,000万円程度を支出している。デイサービス事業に来られる方は割とお元気な方で、日置市の65歳以上の高齢化率は約28%だが、それを考えると多くの方が恩恵を受けられるものでなくてはならない。いきいきサロンは住民ボランティアが中心になり、高齢者が閉じこもったり、寂しくないように公民館などに集まり、会話やレクリエーションを通して、元気老人の輪を広げようとするものである。今後、このいきいきサロンの充実を図っていききたいと答弁。

市民が出した資源ごみを勝手に持っていき者がいるようだ、資源ごみが出されるまでには多くの公費がつぎ込まれているが対応はとの問いに、職員も朝早くパトロールしている。持っていくのは紙や缶類である。地域の方には前の晩から出さず、朝出すようお願いをしていると答弁。

クリーンセンターでは、焼却バグフィルター修繕で入札により1,000万円ほどの削減がなされているが、入札できるものは切りかえていくべきではないかとの問いに、運転業務については、新たな業者になると現在の運転ができるようになるまで3カ月程度を要することから、随意契約としている。今後も条件が整うものについては、随時入札に切りかえていきたいと答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）環境福祉常任委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めま

す。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

### ○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっております議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる補正予算を付託され、12月5日委員会を開催し、委員全員出席のもと所管部長、課長の説明を受け、質疑、討論、採決を行ったものであります。

提案された補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は2,747万5,000円減額し、総額を15億4,165万7,000円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、農林水産業費県補助金で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金、中山間地域対策事業費県補助金、園芸産地育成対策事業費県補助金、いずれも減額補正するもの。

農業、農村整備対策事業費県補助金は増額補正。

水産業費県補助金で、強い水産業づくり交付金事業費県補助金は増額補正しようとするものであります。

次に、歳出で主なものは、農業振興費の活動火山周辺地域防災営農対策事業費は、日置ドラセナ生産組合、ゆす村農園、中原農園生産組合で、いずれも入札執行残による減額補正。

同じく農業振興費の中山間地域対策事業費で、伊集院地域、宮下茶生産組合の乗用型中刈機導入は、県事業不採択による減額補正。

園芸産地育成対策事業費は、吹上地域、中原農園生産組合の入札執行残による減額補正。

農地費の工事請負費の農業農村整備対策事

業費は、吹上地域の下与倉地区の県事業採択に伴う増額補正。

同じく農地費で公有財産購入費は、農道等施設整備事業費の日吉地域、城之下物産館土地購入費で、県との用地交渉が来年度へ変更になったことによる減額補正。

県営中山間地域総合整備事業費は、伊集院地域、大田地区などの事業費増に伴う増額補正。

林業振興費の工事請負費は、伊集院地域、郡、片平地区の県単補助治山事業で、県事業採択に伴い増額補正しようとするものであります。

次に、土木費にかかわる予算では、1,295万8,000円増額し、総額を40億4,911万6,000円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、災害査定による減額補正、土木費国庫補助金の道路橋梁費国庫補助金は、地方道路整備臨時交付金事業の徳重清藤線事業費追加による増額補正。

同じく土木費国庫補助金の住宅費国庫補助金は、がけ地近接等危険住宅移転事業の事業執行に伴う減額補正。

土木費県補助金は、県単急傾斜地崩壊対策事業の新規採択による増額補正しようとするものであります。

歳出で主なものは、県道新設改良費で工事請負費の地方道路整備事業は、伊集院地域、徳重清藤線の清藤橋取りつけに伴う増額補正。

まちづくり交付金事業の伊集院地域市道新宮線、新宮朝日ヶ丘線は、委託料、土地購入費、補償金からの組み替えによる増額補正。

道整備交付金事業の東市来地域市道美山線は、工事費の増に伴う事業費組み替えによる増額補正。

辺地対策事業の伊集院地域市道麦生田上神

殿線は、事業費組み替えによる増額補正。

過疎対策事業の日吉地域市道庄の中線は、20年度に補助事業で実施予定に伴う減額補正。

公有財産購入費の一般道路整備事業は、吹上地域市道小野馬場線の用地費の増額補正。

半島振興地域道路整備事業の伊集院地域市道新村中川線、土橋竹之山線は、事業費組み替えによる減額補正しようとするものであります。

都市計画総務費の繰り出し金は、公共下水道事業特別会計への繰り出し金であります。

土地区画整理事業費の伊集院地域徳重地区、東市来地域、湯之元第一地区の委託料、工事請負ともに組み替えによる減額補正。補償補てん及び賠償金は、組み替えによる増額補正。

街路事業費の工事請負費、公有財産購入費は、まちづくり交付金事業伊集院地域文化通り線で、事業費変更に伴う増額補正。同じく、補償補てん及び賠償金は、事業費変更に伴う減額補正。

公園費の工事請負費で、まちづくり交付金事業伊集院総合運動公園は、事業費変更に伴う増額補正。

特殊地下壕対策事業費の工事請負費は、伊集院地域1カ所の事業増に伴う増額補正。

住宅建設費の委託料は、公営住宅建設事業費で、伊集院地域、中園、新宮団地建設にかかわる執行残で減額補正。

住宅対策費の負担金、補助及び交付金は、がけ地近接危険住宅移転事業で伊集院土橋地区の事業費確定に伴う減額補正しようとするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、農業委員会関係では、農業者年金の加入者推進重点地区に指定され、先進地視察があるが、どういうことか。また、農業者年金加入者数と受給者数は各地域何名か、掛け金については幾らかとの問いに、昨年度新規

加入者が10名で、県下4番目であった。

19年度はこれ以上に推進するため、県下全域での取り組みで研修を重ねている。加入者は東市来13名、伊集院11名、日吉9名、吹上16名である。受給者は東市来199名、伊集院118名、日吉51名、吹上136名である。掛け金については月額2万円より6万7,000円までである。以前の制度とは違い、現在は各自が積み立てる方法に変わっているとの答弁。

農林水産課関係では、農業振興費で共生協働の村づくり支援事業がある。この事業内容は何か。また活動火山周辺地域防災営農対策事業にハウスの3組合がある、減額が大きい理由は何かとの問いに、今回大河ドラマ篤姫の関係で小松帯刀に関係があり、吉利中区で地域の施設の整備を行うことを含めて、文化財の研修講座や先進地視察、郷土芸能の伝承で道具の補修、また地域の景観づくりで花壇の設置を計画している。活動火山では、日置ドラセナ生産組合が補助金ベースで4,114万4,000円、ゆす村農園が2,272万円、中原農園生産組合が4,523万6,000円当初見込んでいた。中原農園生産組合の減額が大きい、当初中期天張型ハウスを計画していたが、強化型のハウスに変更した結果このようになったとの答弁。

蓬莱館においては、今回の増築に関して備品購入もあるようだが、収益を上げているのなら指定管理者で購入すべきではないか。このような施設などは剰余金、納付金、負担金、指定管理料、委託料などの積算を一括して統一すべきではとの問いに、総事業費的には当初計画と変わらない。トイレの移設は対象外としていたが、これも対象になった。備品の購入費も補助対象になったため事業に含めた。今後の課題として指摘のことはよくわかっている。今後、指定管理者の委員会の中でもし

つかりと協議していききたいとの答弁。

土地購入費であるが、現在城之下物産館は県用地を借りて設置しているが、この土地を購入しないといけない理由は、単価も高いようで今後別な施設にも影響が考えられる。慎重に対処すべきではとの問いに、城之下物産館は日吉地域全体の農産物を販売する目的で、平成8年度県単農村農業整備事業で県道敷地に物産館が設置され、現在まで運営されてきた。平成17年6月に県に対し払い下げ申請を出しており、県では用途廃止手続をしている。本年度180平米購入計画であったが、県から370平米購入依頼があり、20年度の購入計画として県から来年秋ごろに価格交渉の予定であると聞いているとの答弁。

次に、土木関係では、地方道路整備事業の清藤橋の取り付け工事であるが、事業費が不足したので他から組み替えたとのことだが、当初の工事と何か変わったのか。それにより各事業は当初よりふえるのか、それとも前倒しで事業実施するのかとの問いに、当初見込み計上していた。仮設橋をつくった際、法面工事などがふえたため不足を生じた。地方道路整備事業は全体で9路線ある。その枠内で執行する。事業的には延長がふえていくことになるとの答弁。

高速バス停の電気代が上がっているが美山のことか、インターの進捗は。また市内に何か所あるか、終点と始点はどこかとの問いに、美山ではない。美山の供用開始は20年4月からである。バス停は伊集院の八久保と東市来の湯之元の2カ所である。区間は鹿児島駅から川内駅までだと思うとの答弁。

県単急傾斜地崩壊対策事業採択の要件の対象家屋は何戸なのか、また申し込みは多いのかとの問いに、県単事業は1戸でもよい。公共事業になると5戸以上になる。治山事業は補助率70%であるが、急傾斜地は50%である。今回、県の枠があったため、東市来の

実施になったとの答弁。

次に、都市計画課関係では、まちづくり交付金事業の公園費であるが、内容を詳しく説明してほしい。児童広場と園路を分けると幾らずつになるかとの問いに、園路整備は伊集院総合運動公園内の外周に、幅員2メートルのゴムチップ舗装を計画している。次年度計画の児童広場に遊具設置であるが、児童及び幼児を対象にしたコンビネーション遊具と東屋整備を計画している。児童広場と園路は全体計画で1億2,200万円程度のうち、園路4,200万円、児童広場1,000万円程度の増額となる見込みとの答弁。

湯之元第一地区の進捗状況はとの問いに、19年度の事業費が5億8,100万円である。そのうち補償費が4億9,000万円、工事費が4,500万円である。大方発注済みである。残り1名程度交渉中であり、おおむね了解を得ている。その後の宅番整理が1件残っているとの答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し質疑を終了、討論に伏しましたは討論はなく、採決の結果、議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時08分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西菌典子さん登壇〕

## ○教育文化常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題になっております議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして、本委員会に分割付託されたもので、12月5日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け、質疑、討論、採決したものであります。

今回、提案されました補正予算のうち、教育費にかかわる予算は7,460万9,000円の減額で、総額27億3,925万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものは、社会教育費国庫補助金1,580万1,000円の減は、まちづくり交付金事業（集会施設）妙円寺地域交流センターの事業費減に伴う減額であります。教育債（一般単独事業債）1,780万円の減額は、まちづくり交付金事業（集会施設）であります。

歳出につきましては、まず教育総務課及び学校教育課関係について主なものを申し上げます。

教育委員会費、事務局費の旅費負担金の減は、台風で研修会の中止に伴う減額であります。

小学校管理費工事費請負費は、吉利小学校が平成20年度3、4年生が14人の複式学級になる見込みに対する改修工事であります。

幼稚園費負担金補助金は、幼稚園就園奨励補助金の階層区分の改正による増額補正であります。

給食センター費修繕料は、厨房器具、水道配水管施設は伊集院給食センター、給食洗浄機、食器消毒保管庫類部品交換は東市来センターであります。

質疑の主なものを申し上げます。

学校安全会の個人負担や市の補助はどの問いに、市の負担が小中学校が945円、幼稚園295円、保護者負担は小中学校が460円、幼稚園が200円。人数は小学校2,833人、中学校1,577人、幼稚園52人の支出であるとの答弁。

耐力度調査の結果はどの問いに、伊作小学校は工期が3月いっぱい、伊集院小学校、伊集院北小学校、上市来小学校の調査は終了し、結果はわかっているが、県学校施設課の審査が必要であり、結果は来年と思うとの答弁。

吹上、日吉地区パソコン使用料の減額の理由はどの問いに、教師用パソコン2地域の半分を整備しようというものであって、数でなく執行残である。国の方針で、機密保持のため自分のパソコンを使えない、財政と協議しながら整備を進めていくとの答弁。

AEDの配置状況について。救急の場合、身近なところに配置されることが必要だが、小学校に配置の考えはないかとの問いに、22台市内の7中学校のみ配置しているが、整備計画では予算が許せば、来年小学校全域に配置予定である。全校に配置できないときは、規模の大きな学校から整備していきたいとの答弁。

次に、市民スポーツ課関係の主な歳出をご報告申し上げます。

保健体育総務費は、扶養者増による増額補正と妙円寺詣り行事大会運営にかかわる執行残であります。

体育施設費の消耗品費増額は、B&G東市来海洋センターのプールの利用者増による温水プール塩素消毒薬の購入によるもの。

負担金減額は、B&G東市来海洋センターの研修会の執行残であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

所管の妙円寺詣り大会の費用は幾らになるかとの問いに、この大会は日置市が主催して

一般会計で支出している。当初予算で463万7,000円で、今回70万4,000円減額であり、市民スポーツ課関係は393万3,000円であるとの答弁。

妙円寺詣りだけでなく、ほかの地域でもイベントがあるが、考えていかないといけないというような話はないかとの問いに、市民スポーツ課はスポーツ部門を担当している。青少年の健全育成と体力づくりという観点から市民、県民を巻き込んだ大会である意義を大切にして、今後継続していけたらと考える。おぜん立てはするが、競技運営は各団体がする。官民一体の行事と思うとの答弁。

次に、社会教育課関係についてご報告いたします。

歳出の主なものを申し上げます。

社会教育総務費普通旅費、チャレンジ屋久島事業50人の子供が参加。指導者7人の予定が6人になったための減額であります。

工事請負費は、まちづくり交付金事業妙円寺地域交流センター分の工事入札に伴う4,322万5,000円の減額補正であります。補正額1億3,082万5,000円の内訳を申し上げます。これは予算に対して75%の事業費であります。本体工事7,906万5,000円、落札率は77%、株式会社有園。電気設備工事1,833万8,000円、落札率は65.8%、九電工。空調設備1,320万9,000円、落札率67%、有限会社今村電水工業。外構工事1,533万円、落札率84%、有限会社吉富工務店。給排水衛生設備488万3,000円、落札率87%、有限会社有村水道工業が内訳であります。

負担金補助及び交付金の減は、研修会欠席や交付金決定による執行残であります。

図書館費需要額は、移動図書館車ひよし丸のエンジンの修繕のためであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

各地域の婦人団体が減ってきていると聞くと、昔からの婦人会の数はどうなっているか。補助金は出しているのか。婦人学級とは別かとの問いに、各地域に地域婦人連絡協議会がある。伊集院地域で自治会単位で入っているのは3つぐらい。日吉と吹上地域は自治会の婦人会が目立っている。婦人学級とは違って、県、国につながる組織である。任意団体であり、補助金を出しているとの答弁。

妙円寺地域交流センターは、2階建てを平屋にしたが、その差はどうなったか。設計費を含めると増額になったのではないかとの問いに、最終的に外構を含めたので変わらない。当初予算について、6月補正もしていず、額そのものは変更してないが中身が変わった。設計変更の委託料は余分だったとの答弁。

完成はいつかとの問いに、施工は11月15日から3月25日の予定だが、標準工期に足りないので3月議会で延長をお願いせねばならない。5月いっぱい、6月引き渡しの予想との答弁。

妙円寺交流センターについては、結果的にわからない形である。6,000万円ほど安くついたが、それは入札の結果である。予想されることであって、わざわざ2階建てを1階建てにする必要があったのか。前のままでも予定の金額でできたのではないか。住民は納得しているかとの問いに、妙円寺地域交流センターはいろいろあった。そのたびに関係者には報告した。それに変わる住民要望もあった。空調設備、倉庫など要望も聞き、了解を得た上での建設であった。住民については何も問題はないと思っているとの答弁。

伊集院地域青少年劇場の委託料の内容は、また費用はとの問いに、県の文化課が斡旋し、学校の講堂で開催する。ことしは伊集院と東市来地域で開催した。来年は全地域で開催したい。55万1,000円の予算が36万6,000円で済んだとの答弁。



4地域に図書館があるが、総括する図書館長がいるのか、常勤かとの問いに、中央図書館の丸山先生がその立場であり、非常勤で他の社会教育指導員と同じ条件である。週4日勤務で火曜日に各図書館を回り指導や相談に乗る。県の図書館協会の理事であるとの答弁。

日吉の移動図書館の利用状況は。移動図書館は日吉だけかとの問いに、日吉地域だけである。月1回第2土曜日に14ステーションを巡回している。各学校から要請があると派遣している。ステーションごとに利用の差があり、見直しが必要だと思ふとの答弁。

東市来長里の地区公民館設立がおこなわれている。なぜおこなわれているのかとの問いに、社会教育協議会からの移行段階が進んでいない。皆田と長里地区が進みが遅い。4月1日からは移行ができるようお願いした。進捗状況は各地で違うようだが、3月までにはすすむということを進めているとの答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管課長の説明で了承いただきました。討論に入ったところ反対討論があり、採決の結果、賛成多数をもって議案第117号平成19年度日置市一般会計補正予算（第5号）の教育文化常任委員会所管につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

**○議長（畠中寛弘君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中寛弘君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第117号について討論を行います。討論はありませんか。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

反対討論をいたします。

今市民の多くは貧困と格差を強いられ難儀をしております。本当に補正予算の中身を見

てもう少しどうかならないか、弱いものを助ける方法はなかったかというようなことを考えます。

というのは、市税が2億8,000万円ぐらいふえているのに、一般会計へ入れられたと思いますが、どんなことに使われたんだろうか。今市民は石油や灯油が値上がり、寒い冬を耐えて暮らしている人がいるような貧困の格差を感じます。農家は米の値段が低迷し、本当にこんな金を農家の価格補償とか、灯油やガソリンの補助などに使えないか、そんな福祉の方へ回されないか。

評価する面もちょっとあります。それは障害者の自立支援法にお金が使われたりしていますので、評価しますが、地方自治体本来の仕事は、やっぱり住民の命と暮らしを守るのが原点ではないかと思ふます。2007年という年は、本当に悪い方で歴史に残る年ではなかったかということを感じます。

2007年を漢字一文字で例えたら偽り、「偽」です。とか、嘘とかというような言葉が出ました。本当に悲しい2007年であったと思ふます。希望が持てない、政治にしても本当にアメリカべったり、大企業べったり、そして防衛費の5兆円は軍と官と財が癒着して、本当にテレビで流れるニュースを見るたびに子供にも非常に悪い影響を与えていて悲しく思ふます。

また、お年寄りも後期高齢者の医療費が上がったり、障害者自立支援法で障害者いじめ、そういうことが起こった上に、また全国民に関係のある消費税も増税が予想されています。こんな苦しいときこそ、地方自治体は、いつも言うことですが、住民の側へお金を使ってほしい、国や県が冷たい政治をしているときは、自分の町の自治体の住民だけは温かく守ってやるというのが議会や当局のあれではないかと思ふます。

そんな点で少し足りないので、反対討論を

しているわけですが、妙円寺、教育文化でも私が1人反対討論したんですが、その中身は妙円寺の交流センターを縮小するといいいながら、本当にこれで縮小したのか、入札残が4,300万円ぐらい出たわけです。もう少し縮小できないか、本当に妙円寺の人の声を聞きますと、本当に施設が必要という人が何対何の割でいるのかアンケートをとればわかると思いますが、あそこはやめた校長たちの就職場所やらよというような声まで返ってきているのが現実であります。

だから、もっと縮小できなかったかということも思って、反対討論といたします。

**○議長（畠中實弘君）**

次に、賛成討論の発言を許可します。

**○10番（大園貴文君）**

10番。私は原案に対して賛成の立場で討論します。

今回の補正は、ただいま委員長の報告がありましたように、各目の中で事業執行による適正な予算増減の予算措置であり、人件費についても関係部長、課長の説明で十分了承できるものであります。

その中でも、公民館の伊集院まちづくり交付金事業の集会施設については、設計の変更の段階から地域関係者との話し合いも実施され、集会施設の目的が住民の方々に理解いただく中で、11月2日から9日に工事の入札が執行され、落札率77%で落札されたことは本市にとって、財政面から見ても大きな成果が補正予算で計上されていると思います。

以上のことから、私は賛成討論といたします。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。こ

の採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第117号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立多数です。したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第118号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第14 議案第119号平成19年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第15 議案第120号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

**○議長（畠中實弘君）**

日程第13、議案第118号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第15、議案第120号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。

3件について環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

**○環境福祉常任委員長（中島 昭君）**

ただいま議題となりました議案第118号、議案第119号、議案第120号について審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に付託された議案であります。12月4日に委員会全員出席のもと市民福祉部長と所管課ごと、執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け審査いたしました。

以下、質疑、討論、採決の概要を申し上げます。

まず、議案第118号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,516万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,365万7,000円とするものであります。

歳出の一般管理費筆耕賃金80万7,000円は、平成20年4月に向けての特定健診台帳の整備に伴う意向調査の発送及び結果入力事務費の増額補正であります。

また需用費5万円は、意向調書用紙代の増額補正であります。

退職被保険者等療養給付費負担金1億1,800万円の増額補正は、退職被保険者等療養給付費増によるもので、前年度11月より4月実績額に対して13%の増であります。

質疑に入り、本年度の医療費の動向はどうかとの問いに、医療費請求は2カ月おくれで出てくる。退職者分については、今回お願いしているが、3月補正では間に合わない状態である。一般の被保険者分については、現在のところ3月補正で出てくるかもしれない状態であると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉部長、健康保険課長の説明で了承し審議終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第118号平成19年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第119号平成19年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ850万5,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,166万9,000円とするものであります。

歳入は、平成18年度精算に伴う繰越金810万5,000円と預金利子40万円の増額補正であります。

歳出では、償還金の支払い基金交付金精算返納金850万5,000円の増額補正であります。

質疑に入り、後期高齢者75歳以上の該当者は何人か。また報道で平均被保険料が年額7万2,000円とのことであったが、本県の状況はどうかの問いに、本市の75歳以上の人口は8,835人である。新聞等で報道があったが、被保険者の1人当たりの年間平均保険料が7万4,026円で、月額では6,169円となっている。また1人当たりの平均均等割額は4万5,900円で、所得割額については7万4,000円程度となっている。ただし、所得割額については所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置があり、これまで国民健康保険におられた方はそれほど変わらないが、社会保険の扶養家族として保険料を払ってこなかった方にとっては、保険料を負担することになる。ただ、国は保険料を4月から半年間は徴収せず、その後の半年間は9割軽減にすることとしている。また所得の低い地域については、保険料に大きな差が生じないように、調整交付金が交付されるようになっていると答弁。

今後、市民への啓発をどのように進めていくつもりかの問いに、今回保険料も決まり、4月からの運用に当たってパンフレットを連合会から配付されるので、1月には全世帯にお知らせできる予定である。また、高齢者クラブやいきいきサロン等で広域連合についての講演依頼があると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉部長、健康保険課長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致

で議案第119号平成19年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきもの決定されました。

次に、議案第120号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,191万7,000円とするものであります。

運営基金利子4万1,000円を、その他基金積立金への増額補正であるとの説明でした。

質疑に入り、現在の基金残高は幾らかの問いに、11月末で5,141万8,850円であると答弁。

基金の目標額があるかの問いに、この基金は運営基金になっているので、改修や運転資金として利用するものであると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉部長、青松園園長の説明で了承し審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第120号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきもの決定されました。

以上、報告を終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第118号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第118号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

118号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第119号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第119号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第120号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第120号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第16 議案第121号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第17 議案第122号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

2号)

△日程第18 議案第124号平成19年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(畠中寛弘君)

日程第16、議案第121号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)から、日程第18、議案第124号平成19年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)までの3件を一括議題とします。

3件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

[産業建設常任委員長重水富夫君登壇]

○産業建設常任委員長(重水富夫君)

ただいま議題となっております議案第121号、議案第122号及び議案第124号の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、12月5日に委員会を開催し、委員全員出席のもと所管部長、課長の説明を受け、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第121号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,984万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億3,341万円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、国庫補助金で、補助対象事業費100万円の増額、一般会計からの繰り入れによる、同じく事業費増に伴う380万2,000円の増額、事業債で事業費確定に伴う230万円の減額、資本費平準化債は、事業費確定に伴う200万円の増額、借りかえ債は公的資金の7%以上分の繰り上げ償還に伴う1億1,529万円の増額補正をしようとするものであります。

歳出で主なものは、下水道整備費の工事請負費で、伊集院地域の区画整理地内と瀬戸内地内での雨水、污水管渠築造工事費を450万円増額補正、元金の償還金、利子及び割引料は公的資金の繰り上げ償還に伴う1億1,529万1,000円増額補正しようとするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一般会計からの繰入金は、交付税算定措置があるとのことだが、何か取り決めがあるか。また一般会計に頼らないと事業は成り立たないのか。事業開始時から今後も特別会計で足りない分は一般会計の繰り入れに頼るのかとの問いに、特別な取り決めはない。設立当時から行ってきた。公共下水道であるので、受益者からも負担金をもらっている。し尿処理は一般会計から支出をしている。公共下水道とし尿処理の費用を比べても差はない。下水道事業の繰入金とし尿処理費を人数で割った場合、下水道事業が安くなる場合がある。その逆の場合もある。し尿処理はそれぞれの組合で行っており、施設の増設などにより一般会計より支出が多くなることもある。公共下水道事業の運営に関してもむだなことは許されないと思うとの答弁。

借りかえ債で繰り上げ償還したらどの程度公債費が減るのかとの問いに、今回1億1,500万円の返納予定である。これを今までの利率計算では、4年間の合計で1,895万8,000円程度支払うことになる。これを新しい年率2.5%で試算すると、632万6,000円支払うことになるので、4年間1,259万円の軽減になる。しかし、下水道事業債は交付税措置があるので、それを入れると19年度の合計で920万円程度軽減される見込みであるとの答弁。

し尿処理は自治体の責任である。本市は始良、南薩、串木野にお世話になっているが、今後本市の将来像はとの問いに、18年度で

市全体の汚水処理について調査を実施した。その結果、卓上ではあるが市全体で集中方式がよい場所が19カ所、その他については合併浄化槽がよいとなった。その中でも、山や谷などがあり、東市来、日吉、吹上の町中心部も考えた場合も多額の予算を必要とし、18カ所については合併浄化槽方式でいく方式になった。残り1カ所のつつじヶ丘団地は既に75%で配管がなされているので、集中方式がよいと結果が出たので、つつじヶ丘団地のみになり、他は合併浄化槽での方向になったとの答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し質疑を終了、討論に伏しましたが討論はなく、議案第121号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第122号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9万2,000円を増額し、歳入歳出予算総額を4,519万6,000円にしようとするものであります。

歳入は、利子及び配当金で9万2,000円増額し、歳出は、農業集落排水事業促進基金積立金に9万2,000円繰り入れするものであります。

質疑を行いました但質疑はなく、討論に伏しましたが討論はなく、平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第124号平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

今回の補正は、日置市地域水道ビジョン策定と下神殿の水道未普及地域への施設整備に向けた基本計画、作成の委託料を資本的収入へ計上していたものが、支出の性格から経常的経費として負担すべきものであることから、収益的収支の総経費を委託料へ組み替えるものと、前年度借入れ企業債の償還利息確定に伴う追加計上及び水道料金収入が大口利用者などの利用減から伸びないことの収入減が大きなものであります。

収益的収入を196万9,000円増額し、総額を7億3,416万7,000円、支出を1,196万9,000円増額し、支出総額を7億4,416万7,000円にしようとするものであります。

資本的収入は700万円減額し、資本的収入の総額を1億6,751万円とし、支出は1,100万円減額し、資本的支出の総額を5億2,128万6,000円にするものであります。

なお、収益的収支では収入額が支出額に1,000万円不足する赤字予算となるが、不足する分については、前年度繰越利益剰余金8,605万8,000円で補おうとするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

大口利用者の節水で、水道料金の収入減とのことだが、水道料金の値上げによるものか、各企業が節水に努めたのか、独自でボーリングなどして水源確保したのか、原因がわかるかとの問いに、料金改定をして2,000万円ほどの増収を見込んでいたが、思ったほど伸びていない。大口利用者が10月末現在で前年比8万3,000トンの減である。市教育委員会関係、学校関係、運動公園関係などは徹底して節水に取り組んでいるようである。企業については、1社は循環方式に切りかえている。あとは今のところそこまで調査していないとの答弁。

伊集院地域の久木野々地区はどのようになるのかとの問いに、現在は飲料水供給施設特別会計で運営している。水道事業の経営的な面で考えると、積極的に入れることは考えていないとの答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し質疑を終了。討論に伏しましたが討論はなく、採決の結果、議案第124号平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）つきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（畠中實弘君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第121号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第121号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第121号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第122号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

122号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第124号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第124号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第19 議案第123号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）

**○議長（畠中實弘君）**

日程第19、議案第123号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

**○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）**

ただいま議題となっております議案第123号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）について総務企画常任委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月4日、12月6日の両日委員全員出席のとも委員会

を開催し、担当部長、課長等の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億749万円にするものであります。

また、債務負担行為は吹上砂丘荘管理運営業務の追加であります。

歳入では、事業収入と基金利子であります。

歳出につきましては、総務管理費で賃金の増額はパート職員の増員によるものであります。一般事業費で原材料費は賄材料費の増額、この財源調達として予備費は減額であります。

質疑について、基金の推移と今後の運用はとの問いに、基金はここ3年取り崩していない。積み立ては19年度は500万円積み立て4,600万円の基金額となっている。20年度も取り崩しの予定はないと答弁でございます。

原材料は1,000万円の増になり、予備費から持ってきているが、予備費からはふさわしくないのではないかの問いに、バイキングについては原材料費が高くつく、集客力を高めることで行ったが、1,000万円の追加については頭を痛めている。12月からはオールバイキングを中止して単品料理に切りかえていると答弁でございます。

バイキングをやめるということであるが、目玉ではなかったのかの問いに、賄材料がかかる、待ち時間が長いという苦情がある。初期の目的も達成したので今度は冬場のメニュー、女性向けの単品に切りかえていると答弁であります。

韓国ロッセの予約が入っていると思うが、人数、詳細についてはどうなるのかの問いに、韓国ロッセから話は来ている。人数は60人ぐらいである。まだ話が煮詰まらない状況であると答弁であります。

風呂場の改修を手がけてはどうかの問いに、

23年度以降に改修が出てくるので、そのとき考えていきたいとの答弁でありました。

質疑を終わり、討論に伏しましたが討論はなく、採決の結果、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第123号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第123号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第123号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第20 請願第4号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について

○議長（畠中實弘君）

日程第20、請願第4号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請についてを議題とします。

本件について教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西園典子さん登壇〕

○教育文化常任委員長（西園典子さん）

請願第4号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について、教育文化常任委員会に



おける審査の経過と結果についてご報告いたします。

本請願は、日置市日吉町日置1446番の3、山下博司氏から提出され、去る12月3日本会議におきまして本委員会に付託されたものです。12月5日と12月12日の2日間、委員会を開催し、紹介議員である坂口洋之議員に出席を願い、請願趣旨の説明を求め審査をいたしました。

趣旨は、子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要なことであるとし、きめ細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画の実施など、4事項を掲げて国の関係機関へ意見書を提出するよう要請しております。

委員から、2分の1の国庫負担率に復元とあるが、現在3分の1ということであるが、交付税措置はされていないのかとの問いに、義務教育費の国庫負担率が3分の1に削減された。その差額は一般財源として県で予算措置されているが、鹿児島県は財政が厳しく教育予算に反映されていないという現状であると聞く。全国どこにいても同じ教育を受けるためには、財政の厳しい中でひもつき予算を確保してほしいとの答弁。

義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画の内容はどうなっているか、資料の提供はできないかとの問いに、現在義務制8次計画、高校7次計画は財政状況が厳しい状況と財務省の予算に関する状況が厳しいので、文部科学省そのものがこの2つの案を出していないという現状で、この案そのものがなく、資料は提出できないとの答えがありました。

質疑が終わり、意見の中で、子供のためになる大切なことであるが、まだ示された改善計画などは国では決まっていないのに実施してほしいというのはどうなのか。国の動向を確認してからがよいのではないかとの意見が

ありました。継続という声もありましたが、賛同する声はなく、討論はなく、採決に入りましたが、賛成もなく、請願第4号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請についての請願は不採択となりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから請願第4号について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので発言を許可します。委員長報告は不採択であります。最初に請願第4号を採択することに賛成討論の発言を許可します。

○5番（坂口洋之君）

賛成の立場で討論いたします。

私は、請願第4号教育予算の拡充を求める意見書の採択について賛成の立場で討論いたします。

この請願の趣旨はOECD諸国に比べて少ない教職員定数の増と、また教育予算の充実であります。現在教職員定数の改善計画である第8次公立義務教育改善計画、第7次高等教育改善計画は、財政難の状況で政府は作成されていない状況であります。来年度予算に関しては、教職員の定数1,000名増で調整はなされておりますが、今の多様な教育のニーズでは、また具体化されていない状況であります。

そういう意味でも、子供たちの教育環境をつくるため、教職員の定数増と教育予算の充実をする必要があります。

そのため、教育予算の拡充を求める意見書に対して賛成いたします。

○議長（畠中實弘君）

次に、請願第4号を採択することに反対討

論の発言を許可します。

○10番（大園貴文君）

私は反対の立場で討論いたします。

本請願の教育予算に対する財源確保や、社会基盤づくり、子供たちを守る環境については賛同できるものの、ここに意見書の中にあります、先ほど委員長の報告でもありました、国の方にその改善計画がないところに実施をすることということにつきまして、非常に議会としてこういったことが提出できるのかということから判断して、私はこの意見書につきまして是不採択と考えます。

よって、反対討論といたします。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。請願第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立少数です。したがって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

---

△日程第21 意見書案第6号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

○議長（畠中實弘君）

日程第21、意見書案第6号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長長野瑛や子さん登壇〕

○議会運営委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となっております意見書第6号道路整備の促進及び道路財源の確保等に

関する意見書案について趣旨説明を申し上げます。

道路は交通の流れを円滑にし、活力ある地域社会の形成や経済活動等生活を支えるもっとも基礎的な社会基盤であります。本市におきましても、国、県及び市道の整備はまだまだ立ちおけている状況にあり、国道3号、270号を初めとする幹線道路や日常生活を支える県道、市道の整備促進、さらには交通安全対策、道路防災対策など計画的かつ効率的な道路整備の推進を求める市民の声は切実なものがあります。

国においては、道路特定財源の見直しに関する具体策を閣僚決定し、道路特定財源について一般財源化を前提に見直すこととされていますが、一方では地方は道路特定財源に加え、多額の一般財源を充当し整備を行ってきたところであり、道路財源の削減が実施されると地方の道路整備はますますおくれることが懸念されます。

このような観点から、政府に対し、道路整備の重要性を深く認識していただき、道路整備の促進及び道路財源の確保を図っていただくよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、送付先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから意見書案第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

提案理由はよくわかるんですけども、一つわからない点はなぜ今の時点でこの意見書を出さねばならないのか。今なんかそういうどっかから何かあったのか、あるいは自発的な

ものか、そこらをちょっと説明していただけたらありがたいと思います。

**○議会運営委員長（長野瑛や子さん）**

この件に関しては、地方交付税の復元及び税財源の拡充、強化並びに道路整備の財源確保に関する決議案というのが、鹿児島県地方自治推進代表会議というところで決定されて、議会の方に案として回ってきたものでございます。これを議会運営委員会に付託されての今回の意見書の提出であります。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。意見書案第6号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第22、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び環境福祉常任委員長から目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおりに閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第23 閉会中の継続調査の申し出について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第23、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長、総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長、産業建設常任委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおりに閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第24 議員派遣の件について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第24、議員派遣の件についてを議題

とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第25 所管事務調査結果報告について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第25、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

教育文化常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。その写しを送付してありますので、議場での報告は省略します。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

---

△日程第26 行政視察結果報告について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第26、行政視察結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長、産業建設常任委員会から議長へ行政視察結果報告がありました。その写しを送付してありますので、議場での報告は省略します。

お諮りします。行政視察結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、行政視察結果は、市長へ送付することに決定しました。

---

△閉 会

**○議長（畠中實弘君）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

**○市長（宮路高光君）**

定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、12月3日からの招集から本日の最終本会議まで19日間の長きにわたりまして、平成18年度決算認定及び平成19年度一般会計補正予算案を初め、日置市職員の自己啓発と休業に関する条例の制定、日置市都市公園運動施設条例の制定、そのほか各種の重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中に議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、市政の運営に遺憾のないよう努めますとともに、予算の執行につきましても、これまで以上に慎重に期してまいりたいと思っております。

平成20年度の予算編成につきましては、総合計画の着実な推進と財政改革大綱に沿って投資効果を見きわめながら、財政健全化への着実な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、いよいよこれから厳しい寒さを迎えますが、議長初め、議員の皆様方にくれぐれもご自愛をくださいませ、健康やかな新年を迎えられますことをお祈り申し上げまして、まことに簡単ではございますが、

閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（畠中寛弘君）

これで、平成19年第6回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後2時09分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 畠中實弘

日置市議会議員 門松慶一

日置市議会議員 坂口洋之